

写真で見る 2008 年の
特許行政

Korean Intellectual Property Office

知的財産富国 KOREA 特許庁がお供致します。

第20代コ・ジョンシク特許庁長の就任式(5. 1)





◀ 3ページの写真

2008 大韓民国世界女性発明大会 (5. 8~10)

2008 学生発明体験フェスティバル (5. 10)

第 43 回 発明の日記念式 (5. 19)

韓国知的財産サービス協会創立総会 (5. 27)

4ページの写真▶

韓国知的財産協議会創立総会 (6. 4)

大田顕忠院参拝 (6. 5)

韓-デンマーク特許庁長会談 (6. 11)

コールセンター300 万コール突破イベント
(6. 12)

報勲病院訪問 (6. 17)





2008年上半期特許技術賞授与式 (6.26)
特許庁長－民間研究機関長との懇談会 (7.9)
第21回大韓民国学生發明展示会 (7.30～8.3)



韓-オーストラリア特許庁長会談(8. 1)

ベトナム特許庁長訪問(8. 28)

救世軍大田へセン院訪問(8. 31)



先行技術ノウハウ大会 (9. 10)

大田仲里市場訪問(9. 12)

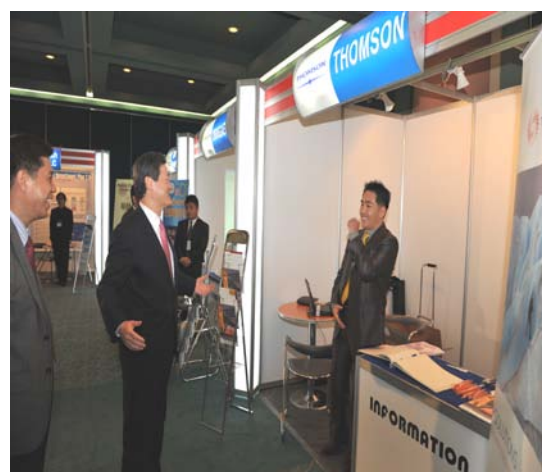
WIPO総会の基調演説 (9. 22)

韓米特許庁MOU締結 (9. 23)



韓・米・日・EU・中知財権先進5カ国 (IP5) 特許庁長会議 (10. 27~28)





特許家族体育祭 (10. 16)

鷄龍山登攀 (11. 16)

国際特許情報コンファレンス (11. 11)

特許庁-KOTRA MOU締結 (11. 17)



2009知的財産白書

特許庁

目 次

第1篇 第2期企業型責任運営機関の知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向 45

第1節 知的財産分野の国内動向----- 45

1. 概観..... 45
2. 国内動向と知的財産政策の推進方向..... 46

第2節 知的財産分野の国際動向と対応方策----- 49

1. 知的財産分野の国際動向..... 49
2. 対応策..... 54

第2章 新しい特許行政発展のための戦略体系の樹立 57

第1節 特許庁のビジョンとミッション----- 57

第2節 ビジョン達成に向けた戦略目標及び管理課題----- 59

1. 世界最高水準の高品質審査・審判サービスの提供 60
2. 世界を先導する特許行政情報化システムの構築・運営 61
3. 知的財産の創出基盤強化..... 62
4. 知的財産権の活用促進..... 63
5. 知的財産権の保護基盤強化..... 64
6. 顧客及び成果中心の責任経営の実現..... 65

第3節 2008年の主要成果----- 66

1. 世界最高水準の高品質審査・審判サービスの提供 67
2. 世界をリードする特許行政情報化システムの構築・運営 67

3. 知的財産の創出基盤強化	69
4. 知的財産権の活用促進	70
5. 知的財産権保護基盤の強化	71
6. 顧客及び成果中心の責任経営の実現	73

第2編 世界最高水準の審査・審判サービスの提供

第1章 高品質審査・審判サービスの提供 76

第1節 特許・実用新案分野	76
1. 特許・実用新案の審査品質向上	76
2. 高品質の特許審査支援	86
3. 特許審査における国際協力の強化	91
第2節 商標・デザイン分野	97
1. 商標・デザインの審査品質向上	97
2. 商標・デザイン審査支援	103
3. 商標・デザイン審査のインフラ支援	107
第3節 審判分野	112
1. 審判品質の向上	112
第4節 審査評価制度の運営	119
1. 審査評価制度の運営	119
2. 審査評価規定及び指針書の改正	121
3. 審査品質の合理的な測定と管理	123
4. 審査官及び審判官の士気高揚	125
第5節 方式審査	129
1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査	129

第2章 審査・審判人材の専門性向上のための教育強化 ... 130

第1節 審査・審判人材に対する教育強化----- 130

1. 実務中心の専門教育課程..... 130
2. 特許庁の常時学習支援センター(KIPOアカデミー)の構築・運営 ... 132
3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化 135

第3章 顧客志向の知的財産権制度の構築・運営 142

第1節 特許・実用新案分野----- 142

1. 顧客オーダーメイド型特許法・実用新案法の改正推進 142
2. 韓・米FTA合意事項反映のための特許法令の改正推進 146
3. オーダーメイド型3トラック特許審査制度の導入 152
4. 特許・実用新案審査指針書の改正..... 157

第2節 商標・デザイン分野----- 160

1. 顧客オーダーメイド型商標法改正の推進 160
2. 顧客オーダーメイド型デザイン保護法改正の推進 161
3. 韓・米FTA合意事項の履行のための商標法・デザイン保護法改正の推進
..... 162

第3節 審判分野----- 165

1. 口頭審理の場所の多様化..... 165
2. 顧客オーダーメイド型審判制度の導入..... 166

第3篇 特許行政情報化システムの構築・運営

第1章 特許ネットシステムの高度化による特許行政サービス

品質の向上..... 169

第1節	未来型特許行政情報システムの構築	169
1.	特許情報システムの改善推進	169
2.	未来型検索システムの構築	172
第2節	特許情報システムの改善及び運営	175
1.	特許ネットシステムの委託運営	175
2.	業務活用中心の知識管理システムの運営	178
第3節	特許情報DBの構築	183
1.	検索DBの持続的な拡充	183
2.	特許文書電子化センターの運営	186
3.	データ管理センターの運営	188
4.	韓国特許英文抄録の発刊及び普及	190
5.	公報の発刊及び普及	193
第4節	電算装備の運営及び維持	196
1.	特許ネットシステムの基盤インフラの向上	196
2.	ユーザー支援顧客満足度の向上	198
3.	情報保護体系の強化	200
第2章	グローバル特許情報化の先導	203
第1節	グローバル特許情報化に向けた国際協力の強化	203
1.	国家間特許情報の交換・活用システムの構築及び運営	203
2.	主要国特許庁との情報化協力の強化	205
3.	国際機関との情報化協力事業の拡大	209
第2節	韓国型特許情報化システムの海外拡散	213
1.	特許システムの海外拡散	213
2.	知的財産権の情報化における技術標準制定への参加	216

第4編 知的財産の創出基盤強化

第1章 国家R&D戦略先導のための特許情報の活用促進 222

第1節 知財権中心の技術獲得推進のための特許情報活用の強化 -- 222

1. 知財権中心の技術獲得戦略の概要 222
2. 知財権中心の技術獲得支援事業 224
3. 国家R&D特許技術動向調査 231
4. 国家R&D特許成果管理 239
5. 知財権創出管理支援のためのR&D特許センターの運営 244

第2節 特許情報活用インフラの拡大 ----- 248

1. 顧客志向型特許情報検索サービス (KIPRIS) の運営 248

第2章 大学・公共研究機関の知的財産創出能力の強化 . . . 252

第1節 基礎・源泉特許の創出基盤作り ----- 252

1. 大学重点研究分野の特許情報分析支援拡大 252
2. 職務発明制度の定着促進 255
3. 国有特許権の活用促進 263

第2節 知的財産管理能力の向上 ----- 268

1. 特許専門家派遣の拡大 268
2. 知的財産管理能力の診断及びコンサルティング 272

第3節 知的財産権政策強化の基盤作り ----- 276

1. 知的財産政策研究の強化 276
2. 知的財産政策研究インフラの構築 279

第3章 地域における知的財産能力の強化 284

第1節 地域における知的財産創出の総合インフラ構築----- 284

1. 地域知的財産センターの運営..... 284
2. 特許情報コンサルティング..... 289
3. 地域知財権認識の向上及び制度の広報..... 305
4. 地域ブランド価値の向上..... 309
5. 非英語圏ブランド開発支援事業..... 313
6. 中小企業の知的財産経営コンサルティング 317

第2節 商標・デザイン情報の活用拡散----- 328

1. デザインマップ開発及び分析事業..... 328
2. 商標トレンド分析事業..... 335

第4章 知的財産の認識向上及び専門人材養成基盤の拡充 . 342

第1節 発明振興行事の開催----- 342

1. 第43回「発明の日」記念式の開催..... 342
2. 世界女性発明大会など女性発明の振興..... 344
3. 発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の開催 350

第2節 知的財産専門人材の養成体系の高度化----- 354

1. 知的財産に強い研究人材の養成..... 354
2. オープンイノベーションのためのキャンパス特許戦略ユニバーシアードの推進..... 364
3. 企業などの知的財産実務人材の養成..... 373
4. 弁理士実務修習制度の改善..... 376
5. 知的財産人材養成基盤の拡充..... 379
6. 知的財産経営ノウハウの共有・拡散のためのKINPAの設立・運営支援 384

第3節 将来の専門人材養成の充実化----- 388

1. 学生発明教育に対する総合支援体系の構築 388
2. 発明教育センター教育運営の充実化..... 402

第5編 知的財産権の活用促進

第1章 特許技術事業化に対する資金支援効果の向上 406

第1節 特許技術事業化協議会を通じた事業化支援----- 406

1. 試作品製作支援を通じた事業化支援..... 406
2. 国際出願費用支援を通じた権利化支援..... 409

第2節 優秀特許製品の販売ルート支援強化----- 413

1. 特許製品E-Market Placeの運営..... 413
2. 優秀発明品の優先購買推薦..... 414

第2章 特許技術の評価及び取引の活性化 417

第1節 特許技術価値評価の基盤作り ----- 417

1. 特許技術価値評価に対する手数料の支援 417

第2節 需要者中心の特許技術取引システムの構築----- 422

1. オン・オフライン特許技術取引市場の運営 422
2. 特許技術取引インフラの改善..... 428
3. 需要者中心の特許技術取引基盤の構築..... 436

第6編 知的財産権の保護強化

第1章 国内・外 of 知的財産権の保護活動の強化 441

第1節	国内知的財産権の保護活動の強化-----	441
1.	偽造商品に対する合同取締りの実施.....	441
2.	偽造商品の通報褒賞金制.....	443
3.	知的財産権の保護のための広報及び教育の強化	445
4.	民官共同知的財産権保護体系の構築.....	447
第2節	海外での韓国企業の知的財産権の保護の強化-----	449
1.	海外知的財産の保護の必要性.....	449
2.	海外知的財産権侵害の現状.....	450
3.	海外知的財産権保護センターの運営.....	452
第3節	企業の国際特許紛争の対応能力の向上-----	454
1.	国際特許紛争の発生現状.....	454
2.	国内企業の特許管理実態及び問題点.....	458
3.	国際特許紛争対応能力の向上方策.....	458
第4節	小企業・個人発明家保護のための支援強化-----	461
1.	特許法律救助事業の推進.....	461
2.	公益弁理士特許相談センターの運営.....	463
3.	産業財産権における紛争調停制度の充実化	465
第2章	国知的財産権の国際的な保護基盤の強化	468
第1節	主要国との知的財産権の協力の強化及び拡大-----	468
1.	先進5ヶ国間の特許協力活動の強化.....	468
2.	主要国との2国間協力強化.....	471
3.	知的財産権における2国間協力対象国家の変化	473
4.	南北産業財産権の交流協力規範強化.....	475
第2節	知的財産権分野の通常交渉対応-----	480
1.	締結されたFTA交渉及び移行現状.....	480

2. 主要FTA交渉参加現状及び見通し	482
3. 新規FTA交渉防備の事前準備強化	484
第3節 知的財産権分野での多国間交渉における能動的対応	489
1. 知的財産権分野での多国間交渉における能動的対応	489
2. 積極的な対開発途上国援助を通じた成熟国家の実現	496

第3章 知的財産権の徹底的な保護 501

第1節 営業秘密保護制度の定着推進	501
1. 韓国の営業秘密制度の沿革	501
2. 営業秘密制度の整備及び広報強化	502
第2節 半導体設計財産の技術インフラの構築	503
1. 半導体配置設計権の保護	503
2. 半導体設計財産の振興	508
3. 今後の計画	525

第7編 顧客及び成果中心の責任行政の実現

第1章 顧客中心のサービス体制の構築・運営 528

第1節 顧客志向の請願人サービスの提供	528
1. 顧客感動戦略及び推進	528
2. 顧客と共に行う請願・制度の改善	528
3. 顧客の声（VOC）の常時モニタリング及びモニタリング結果の還流	530
4. 顧客の利益を最優先とする特許行政サービスの提供	532
第2節 顧客感動電子請願サービス	534
1. 24時間電子請願サービスの支援	534

2. ホームページを通じた電子出願サービスの支援	541
--------------------------	-----

第2章 企業型責任経営システムの定着 544

第1節 戦略中心の組織運営 ----- 544

1. 特許庁の戦略体系	544
2. 戦略中心の実行力の向上	547

第2節 成果主義文化の内在化 ----- 549

1. 特許庁成果管理制度の概要	549
2. 成果主義文化の定着	551

第3節 革新管理の推進 ----- 553

1. 提案活動の活性化	553
2. 6シグマ経営の効率化	561
3. 核心価値の内在化	565

第8編 出願、審査・審判、登録分野の動向及び見通し

第1章 国内出願分野の動向及び見通し 570

第1節 産業財産権全般 ----- 570

1. 産業財産権の出願動向	570
2. 外国人の出願状況	571
3. 法人及び個人別の出願状況	572
4. 女性及び学生の出願状況	573
5. 代理人有無別の出願状況	574
6. 主要国（米国、日本、中国、EP0）の特許出願状況	575
7. 韓国の主要国（米国、日本、EP0、中国）に対する特許出願の状況	576

第2節 権利別・産業部門別の出願状況 -----	577
1. 特許・実用新案登録の出願.....	577
2. デザイン登録の出願.....	578
3. 商標登録の出願.....	578
第3節 自国民・外国人別の出願状況 -----	580
1. 自国民の出願状況.....	580
2. 外国人の出願状況.....	581
第4節 公的機関及び大学の特許出願状況 -----	584
1. 公的機関における特許出願状況.....	584
2. 大学における特許出願状況.....	585
第2章 PCT及びマドリッド国際出願分野の動向	587
第1節 世界PCT国際出願 -----	587
1. 2008年世界PCT国際出願の動向.....	587
2. 世界PCT国際出願の見通し.....	589
第2節 韓国特許庁のPCT国際出願 -----	590
1. 韓国のPCT国際出願状況と見通し.....	590
2. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し	596
3. PCTを通じた外国人の韓国国内段階（指定官庁）への移行動向	598
第3節 マドリッド国際商標の出願動向 -----	601
1. 2008年の世界国際商標出願状況.....	601
2. 2008年の国内本国官庁の国際商標出願の状況	604
3. 2008年の国内指定国官庁の状況.....	606
4. 2009年の国際商標出願見通し.....	608

第3章 登録..... 611

第1節 産業財産権全般 ----- 611

1. 2008年産業財産権の動向..... 611

2. 2008年度の登録状況..... 611

第2節 年次登録 ----- 622

第3節 存続権利の状況 ----- 623

第4節 国際商標（マドリッド）登録の状況 ----- 624

第4章 審査..... 625

第1節 総括 ----- 625

第2節 特許及び実用新案 ----- 627

第3節 商標及びデザイン ----- 632

1. 商標登録の出願審査..... 632

2. デザイン登録の出願審査..... 633

第5章 審判..... 635

第1節 審判請求及び処理の状況 ----- 635

第2節 特許法院への訴え提起及び判決状況 ----- 642

第3節 大法院への上告提起及び宣告状況 ----- 643

付録

1. 歴代庁長..... 645

2. 機構定員及び予算状況 646

3. 特許庁所管の法令状況	649
4. 2008年の主な報道記事内容及び庁長の広報活動	650

表目次

<表Ⅱ-1-1>審査官昇級の基準.....	79
<表Ⅱ-1-2>審査パート制の運営状況.....	81
<表Ⅱ-1-3>最近5年間の協議審査の状況.....	84
<表Ⅱ-1-4>先行技術調査専門機関の指定状況	87
<表Ⅱ-1-5>先行技術調査事業の推進実績.....	87
<表Ⅱ-1-6>国際特許分類事業の年度別推進状況	89
<表Ⅱ-1-7>審査官新技術教育事業の推進実績	90
<表Ⅱ-1-8>伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績	91
<表Ⅱ-1-9>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況	92
<表Ⅱ-1-10>PCT国際調査の依頼状況.....	92
<表Ⅱ-1-11>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国家	93
<表Ⅱ-1-12>特許審査交流プログラムにおける技術分野の状況	95
<表Ⅱ-1-13>商標及びデザイン審査品質の向上推進体系	97
<表Ⅱ-1-14>商標指定商品包括名称の認定範囲拡大状況	98
<表Ⅱ-1-15>商標及びデザイン審査官の審査能力強化教育の状況	99
<表Ⅱ-1-16>商標及びデザイン制度研究会の運営実績	100
<表Ⅱ-1-17>2008年度商標及びデザイン審査ノウハウコンテストの開催状況.....	100
<表Ⅱ-1-18>T&D-EXCEL Planの推進状況.....	101
<表Ⅱ-1-19>商標デザイン審査評価制度の改善状況	101
<表Ⅱ-1-20>2008年度商標及びデザイン拒絶決定適合率の状況	102
<表Ⅱ-1-21>2008年度商標及びデザイン顧客満足度調査の結果	102

<表Ⅱ-1-22>包括名称認定目録の商品類別状況	106
<表Ⅱ-1-23>包括名称関連の仮拒絶通知件数(国際商標)の状況	107
<表Ⅱ-1-24>形態分類前後の審査資料の比較(携帯電話H3-301の場合) ..	110
<表Ⅱ-1-25>デザイン審査資料の保有状況(2008年12月現在)	111
<表Ⅱ-1-26>主要国における審査評価制度の運用状況	119
<表Ⅱ-1-27>2008年度優秀審査・審判部署褒賞の実績	126
<表Ⅱ-1-28>2008年度検索優秀部署褒賞の実績	126
<表Ⅱ-1-29>2008年度優秀審査・審判官褒賞の実績	127
<表Ⅱ-1-30>2008年度検索優秀審査官及び優秀調査官褒賞の実績	127
<表Ⅱ-1-31>2008年度優秀指導審査課長褒賞の実績	127
<表Ⅱ-2-1>KIPOアカデミー(http://www.kipoacademy.net)	134
<表Ⅱ-2-2>特許庁常時学習センターのコンテンツ提供状況(21課程、2008. 12)	135
<表Ⅱ-2-3>2009年WIPOサマースクールの開催日程	138
<表Ⅱ-2-4>2008年外国人課程の教育訓練運営の結果	139
<表Ⅱ-2-5>2009年外国人課程の教育訓練計画	141
<表Ⅱ-3-1>年度別の補正却下決定件数.....	143
<表Ⅱ-3-2>事由別の補正却下決定状況(2007年)	143
<表Ⅱ-3-3>年度別の審査前置特許決定件数	144
<表Ⅱ-3-4>特許法及び実用新案法関連の韓・米FTA合意事項の要約	147
<表Ⅲ-1-1>2008年に完了した主要推進事項	170
<表Ⅲ-1-2>2009年の主要改善予定事項.....	171
<表Ⅲ-1-3>検索システムの構成状況.....	172
<表Ⅲ-1-4>検索システム高度化の推進経過	173

<表Ⅲ-1-5>知識管理システムの主要機能.....	179
<表Ⅲ-1-6>年度別知識登録及び照会状況.....	181
<表Ⅲ-1-7>特許・実用新案検索DBの構築状況	184
<表Ⅲ-1-8>デザイン検索DBの構築状況.....	185
<表Ⅲ-1-9>商標検索DBの構築状況.....	186
<表Ⅲ-1-10>2008年特許文書電子化センターの書面書類電子化の実績 ..	187
<表Ⅲ-1-11>2008年度データ管理センターの処理状況	190
<表Ⅲ-1-12>韓国特許英文抄録DBの構築状況	192
<表Ⅲ-1-13>韓国特許英文抄録CD-ROMの国内外配布機関	192
<表Ⅲ-1-14>韓国特許英文抄録の検索回数(3年間)	193
<表Ⅲ-1-15>2008年度の公報発刊件数.....	194
<表Ⅲ-1-16>インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール 送信件数.....	194
<表Ⅲ-1-17>主要サーバー別業務集中時間帯におけるCPU使用率の改善状 況.....	197
<表Ⅲ-1-18>年度別ユーザー支援の状況.....	198
<表Ⅲ-2-1>主要国特許庁との今後の計画.....	208
<表Ⅲ-2-2>情報化技術標準に向けた今後の計画	220
<表Ⅳ-1-1>知財権中心の技術獲得支援事業の概念	225
<表Ⅳ-1-2>知財権の目で見えたR&D連携戦略	226
<表Ⅳ-1-3>特許戦略推進団の構成(4大分野別特許戦略委員会の構成・運 営).....	227
<表Ⅳ-1-4>技術獲得戦略の樹立プロセス(実行方策)	228
<表Ⅳ-1-5>特許庁が開発した知財権中心の技術獲得戦略方法論の有用性	

評価.....	229
<表IV-1-6>パイロット事業の成果(導出されたR&D課題数).....	230
<表IV-1-7>知財権中心の技術獲得戦略課題.....	230
<表IV-1-8>2008年国家研究開発事業の研究企画/中間企画時の特許動向調査の支援状況.....	234
<表IV-1-9>研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査.....	236
<表IV-1-10>2003年からの特許成果分析によるDB構築状況.....	240
<表IV-1-11>2008年相談実績の内容別分類.....	245
<表IV-1-12>特許情報検索サービス(KIPRIS)の提供情報状況.....	250
<表IV-1-13>年度別特許情報検索サービス(KIPRIS)のユーザー状況.....	251
<表IV-2-1>研究開発費及び博士級研究人材の状況(2007年).....	252
<表IV-2-2>特許出願件数及び占有率(2003年～2007年).....	253
<表IV-2-3>近年の韓国の職務発明の推移.....	256
<表IV-2-4>研究主体別研究開発費の使用推移.....	256
<表IV-2-5>職務発明補償の実施率.....	260
<表IV-2-6>職務発明補償の類型別実施率.....	261
<表IV-2-7>改正職務発明制度の認知度.....	262
<表IV-2-8>年度別国有特許権の保有状況.....	264
<表IV-2-9>年度別国有特許権の実施状況.....	265
<表IV-2-10>国有特許登録・処分補償金の支給状況.....	266
<表IV-2-11>技術移転率の状況.....	268
<表IV-2-12>技術料収入の現状.....	268
<表IV-2-13>特許管理アドバイザー派遣大学.....	270
<表IV-2-14>特許管理アドバイザー派遣の成果.....	270

<表IV-2-15>知的財産管理能力の評価項目	273
<表IV-2-16>知的財産管理能力の評価プロセス	273
<表IV-2-17>主要大学・公共研究機関の特許管理能力の点数(平均)	274
<表IV-2-18>政策研究委託の推進プロセス及び運営	277
<表IV-2-19>2008年知的財産政策研究委託のテーマ	277
<表IV-2-20>Global IP Trend主要ニュース	280
<表IV-2-21>フォーラムリスト.....	281
<表IV-3-1>運営主体別の事業遂行機関.....	286
<表IV-3-2>地域知的財産センターの設置運営状況	288
<表IV-3-3>年度別診断実績.....	290
<表IV-3-4>2008年特許情報総合コンサルティング	291
<表IV-3-5>2008年オーダーメイド型PMコンサルティングのセンター別推 進状況.....	294
<表IV-3-6>2008年特許スター企業の状況.....	302
<表IV-3-7>地域知的財産権サポーターズの運営状況	306
<表IV-3-8>地域知的財産権サポーターズの運営状況	307
<表IV-3-9>2008年地理的表示団体標章の権利化を支援した地域特産品 .	311
<表IV-3-10>2008年地域ブランドコンサルティング対象自治体の状況 ..	312
<表IV-3-11>非英語圏ブランドの開発状況	315
<表IV-3-12>2008年非英語圏ブランド開発支援事業に参加した企業の反応	316
<表IV-3-13>分析対象及び分析件数.....	335
<表IV-4-1>女性の産業財産権登録状況.....	345
<表IV-4-2>女性の産業財産権出願状況.....	346
<表IV-4-3>大韓民国発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展	

の成果内容の要約.....	352
<表IV-4-5>2008年1学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状況.....	356
<表IV-4-6>2008年2学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状況.....	357
<表IV-4-7>大学生デザイン登録出願の件数	360
<表IV-4-8>参加企業及び公募デザイン品目	362
<表IV-4-9>出品状況及び受賞.....	363
<表IV-4-10>コンテスト部門別の書面審査基準	366
<表IV-4-11>コンテスト部門別の最終審査基準	366
<表IV-4-12>発表審査基準.....	367
<表IV-4-13>2008年授賞内訳.....	367
<表IV-4-14>2008年の細部推進日程.....	368
<表IV-4-15>21社の参加企業状況.....	369
<表IV-4-16>部門別の受賞状況.....	369
<表IV-4-17>産業分野別の問題出題状況.....	370
<表IV-4-18>主要受賞者状況.....	371
<表IV-4-19>大学別受賞状況.....	371
<表IV-4-20>段階別の知的財産実務人材養成課程(案)	375
<表IV-4-21>T3プログラムの運営状況.....	380
<表IV-4-22>T3教育課程の概要.....	381
<表IV-4-23>発明教室の利用者状況.....	390
<表IV-4-24>発明教室の利用者状況.....	391
<表IV-4-25>発明教室に対する運営費支援の状況	391

<表Ⅳ-4-26> 発明教室現代化の選定基準.....	391
<表Ⅳ-4-27> 発明教室現代化の支援状況.....	391
<表Ⅳ-4-28> 市・道教育庁別発明教室の状況	392
<表Ⅳ-4-29> 年度別の発明教室設置状況.....	393
<表Ⅳ-4-30> サイバー発明教育研修院の修了状況	394
<表Ⅳ-4-31> 2008年サイバー発明教育研修院の課程運営状況	394
<表Ⅳ-4-32> 2008年発明教育研究会活性化支援事業リスト	395
<表Ⅳ-4-33> 発明教育研究モデル学校の運営状況	397
<表Ⅳ-4-34> 発明奨学生年度の別選抜者数	398
<表Ⅳ-4-35> 発明奨学生の選抜基準.....	399
<表Ⅳ-4-36> 発明教育センターの教育課程の状況	404
<表Ⅴ-1-1> 最近5年間の試作品製作に対する支援実績	407
<表Ⅴ-1-2> 最近3年間に支援された試作品の事業化実績	407
<表Ⅴ-1-3> 国際出願費用支援実績の細部内容	410
<表Ⅴ-1-4> 国際出願費用支援案件における登録率の状況	411
<表Ⅴ-1-5> 特許製品電子商取引の運営実績	414
<表Ⅴ-1-6> 優秀発明品の優先購買推薦の実績	415
<表Ⅴ-2-1> 最近8年間の評価費用の支援実績	418
<表Ⅴ-2-2> 2008年技術金融連携の評価支援実績	419
<表Ⅴ-2-3> 最近5年間の発明評価結果の活用率	420
<表Ⅴ-2-4> 発明評価機関の指定状況.....	420
<表Ⅴ-2-5> インターネット特許技術広場のDB構築状況	424
<表Ⅴ-2-6> 権利別技術移転の実績.....	426

<表V-2-7>類型別技術移転の実績.....	426
<表V-2-8>インターネット特許技術広場のDB構築状況	430
<表V-2-9>権利別技術移転の実績.....	433
<表V-2-10>類型別技術移転の実績.....	433
<表VI-1-1>偽造商品の取締り及び措置の内訳	442
<表VI-1-2>主要品目別の取締り実績.....	442
<表VI-1-3>偽造商品通報センターの運営実績	443
<表VI-1-4>類型別褒賞金の支給現状（2008. 1～12）	444
<表VI-1-5>偽造商品取締り公務員の教育実績	447
<表VI-1-6>年度別・地域別被・侵害の現状（2000～2008）	451
<表VI-1-7>権利別被・侵害の現状（2000～2008）	451
<表VI-1-8>2008年度の知的財産権の侵害の類型	452
<表VI-1-9>2008年の韓国企業と外国企業間の国際特許紛争の提訴現状 .	455
<表VI-1-10>外国企業との技術分野別特許訴訟件数（2000～2008）	456
<表VI-1-11>相手国別特許紛争の件数（2000～2008）	457
<表VI-1-12> 特許法律救助事業の支援実績	462
<表VI-1-13>支援対象者別の支援実績.....	462
<表VI-1-14>相談類型別の相談実績.....	464
<表VI-1-15> 請願別相談実績.....	464
<表VI-1-16>最近10年間の産業財産権の紛争調停の現状	466
<表VI-2-1>IP 5 の10大の基盤プロジェクト	469
<表VI-2-2>2008年度2 国間会合の合意実績	472
<表VI-2-3>年度別FTA締結件数.....	480

<表VI-2-4> 韓・中FTA公式交渉日程.....	485
<表VI-2-5> 韓・オーストラリアFTA公式交渉日程	486
<表VI-2-6> 韓・ニュージーランドFTA公式交渉日程	486
<表VI-2-7> 韓・南米南部共同市場(メルコスール)公式交渉日程	487
<表VI-2-8> 韓・ロシアFTA公式交渉.....	487
<表VI-2-9> 韓・ペルーFTA公式交渉.....	488
<表VI-2-10> 韓・トルコFTA公式交渉.....	488
<表VI-2-11> 第4回韓国信託基金事業の結果(2007.7~2008.6)	498
<表VI-2-12> 第5回韓国信託基金事業の推進計画(2008.7~2009.6)	499
<表VI-3-1> 年度別内・外国人別の設定登録の現状	505
<表VI-3-2> 国家別の設定登録の現状.....	506
<表VI-3-3> 機関別設定登録の現状.....	506
<表VI-3-4> 技術別設定登録の現状.....	507
<表VI-3-5> 第1分類別設定登録の現状.....	508
<表VI-3-6> 大韓民国半導体設計大会の開催現状	509
<表VI-3-7> 海外の半導体設計財産の流通関連機関の現状	512
<表VI-3-8> 成果目標及び達成実績.....	514
<表VI-3-9> 創出促進システム構築事業の現状	518
<表VI-3-10> 事業課題及び開発機関.....	519
<表VI-3-11> 年次別の事業推進の目標.....	524
<表VII-1-1> 特許顧客満足度の推移(2004~2008)	530
<表VII-1-2> 電子支払いサービスの利用現状	532
<表VII-1-3> 2003年に推進完了した主要改善事項	535

<表Ⅶ-1-4>2004年に完了された主要改善事項	535
<表Ⅶ-1-5>24時間電子請願サービスの対象	537
<表Ⅶ-1-6>24時間の電子請願サービスの段階別の開通時期	537
<表Ⅶ-1-7>2006年の主要推進内容.....	538
<表Ⅶ-1-8>2007年の主要推進内容.....	539
<表Ⅶ-1-9>2008年の主要推進内容.....	540
<表Ⅶ-1-10>2009年の主要改善予定事項.....	541
<表Ⅶ-1-11>ホームページ(特許路)を通じたウェブ出願現状 (2005.11~2008.1 2)	543
<表Ⅶ-2-1>第1次創意政策競争大会.....	557
<表Ⅶ-2-2>2008年度の6シグマ遂行課題.....	564
<表Ⅶ-2-3>顧客最優先関連の主要事例.....	566
<表Ⅶ-2-4>挑戦と創意関連の主要事例.....	567
<表Ⅶ-2-5>信頼と尊重関連の主要事例.....	568
<表Ⅷ-1-2>自国民・外国人別の出願状況.....	571
<表Ⅷ-1-3>法人・個人別の出願状況.....	572
<表Ⅷ-1-4>女性及び学生の出願状況.....	574
<表Ⅷ-1-5>代理人有無別の出願件数.....	574
<表Ⅷ-1-6>主要国の過去5年間の特許出願状況	575
<表Ⅷ-1-7>過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況	576
<表Ⅷ-1-8>産業部門別の特許・実用新案登録の出願状況	577
<表Ⅷ-1-9>産業部門別のデザイン登録出願状況	578
<表Ⅷ-1-10>NICE分類別商標登録の出願状況	579
<表Ⅷ-1-11>自国民の地域別出願状況.....	580

<表Ⅷ-1-12>国内10大多出願企業の出願状況	581
<表Ⅷ-1-13>外国（法）人の国籍別出願状況	582
<表Ⅷ-1-14>外国人10大多出願企業の出願状況	583
<表Ⅷ-1-15>公的機関の特許出願状況.....	584
<表Ⅷ-1-16>公共機関の多出願順位.....	585
<表Ⅷ-1-17>大学における特許出願状況.....	585
<表Ⅷ-1-18>大学における多出願順位.....	586
<表Ⅷ-2-1>韓国のPCT国際出願件数.....	590
<表Ⅷ-2-2>国内多出願法人（企業）別のPCT国際出願状況	592
<表Ⅷ-2-3>個人出願対法人出願のPCT国際出願状況	593
<表Ⅷ-2-4>2008年技術分野別のPCT国際出願状況	593
<表Ⅷ-2-5>媒体別のPCT国際出願状況.....	594
<表Ⅷ-2-6>言語別のPCT国際出願状況.....	595
<表Ⅷ-2-7>PCT国際調査用写本の受付け件数	596
<表Ⅷ-2-8>PCT国際予備審査の請求状況.....	597
<表Ⅷ-2-9>PCT国際調査機関の指定状況.....	598
<表Ⅷ-2-10>外国人のPCT国内段階（指定官庁）への移行件数	599
<表Ⅷ-2-11>2008年度世界10大国際多登録権者と国際多出願人	604
<表Ⅷ-2-12>年度別の自国民の国際商標電子出願状況	605
<表Ⅷ-2-13>2008年度韓国の10大国際商標多出願人状況	606
<表Ⅷ-2-14>2008年度韓国指定の10大国際商標多出願人	608
<表Ⅷ-2-15>年度別の自国民の国際商標出願件数	608
<表Ⅷ-2-16>年度別の外国人の国際商標韓国指定件数	609

<表Ⅷ-3-1>過去5年間の設定登録状況.....	612
<表Ⅷ-3-2>2008年産業部門別の特許、実用新案の設定登録状況	613
<表Ⅷ-3-3>2008年部門別のデザイン登録状況	614
<表Ⅷ-3-4>2008年分野別の商標登録状況.....	614
<表Ⅷ-3-5>2008年の個人・法人別登録状況	615
<表Ⅷ-3-6>過去5年間の個人・法人別登録状況	616
<表Ⅷ-3-7>2008年代理人有無別の登録状況	617
<表Ⅷ-3-8>過去5年間の自国民・外国人登録状況	618
<表Ⅷ-3-9>2008年の市・道別登録状況.....	619
<表Ⅷ-3-10>2008年外国の国家別設定登録状況	619
<表Ⅷ-3-11>2008年自国内の多登録企業状況	620
<表Ⅷ-3-12>過去5年間の権利別年次登録状況	622
<表Ⅷ-3-13>2008年の存続権利状況.....	623
<表Ⅷ-3-14>2008年の国別国際商標（マドリッド）登録状況	624
<表Ⅷ-4-1>権利別の審査処理状況.....	626
<表Ⅷ-4-2>特許1次審査処理の状況.....	627
<表Ⅷ-4-3>特許審査終結処理の状況.....	628
<表Ⅷ-4-4>実用新案1次審査処理の状況.....	629
<表Ⅷ-4-5>実用新案審査終結処理の状況.....	629
<表Ⅷ-4-6>旧実用新案（先登録制度）審査の状況	630
<表Ⅷ-4-7>PCT国際調査及び予備審査の状況	630
<表Ⅷ-4-8>商標登録出願1次処理審査の状況	632
<表Ⅷ-4-9>商標登録の出願審査終結処理状況	633

＜表Ⅷ－4－10＞デザイン登録の出願1次審査処理状況	633
＜表Ⅷ－4－11＞デザイン登録の出願審査終結処理状況	634
＜表Ⅷ－5－1＞審判請求及び処理件数の状況.....	635
＜表Ⅷ－5－2＞審判処理状況.....	636
＜表Ⅷ－5－3＞審判請求人別の審判請求の状況	637
＜表Ⅷ－5－4＞自国民・外国人間の権利別審判請求の状況	638
＜表Ⅷ－5－5＞国内企業・外国企業間の審判請求の状況	639
＜表Ⅷ－5－7＞年度別の審判処理期間状況.....	641
＜表Ⅷ－5－8＞特許法院への提訴及び判決状況	642
＜表Ⅷ－5－9＞大法院への上告提起及び宣告状況	643

図目次

<図Ⅰ-1-1>特許行政発展のための戦略体系	56
<図Ⅰ-1-2>戦略目標Ⅰの体系図.....	60
<図Ⅰ-1-3>戦略目標Ⅱの体系図.....	62
<図Ⅰ-1-4>戦略目標Ⅲの体系図.....	62
<図Ⅰ-1-5>戦略目標Ⅳの体系図.....	64
<図Ⅰ-1-6>戦略目標Ⅴの体系図.....	65
<図Ⅰ-1-7>戦略目標Ⅵの体系図.....	65
<図Ⅱ-1-1>審査品質改革方策の目標及び細部推進課題	78
<図Ⅱ-1-2>特許審査ハイウェイの概要.....	94
<図Ⅱ-1-3>デザイン審査資料の形態分類整備事業の状況	108
<図Ⅱ-1-4>公知デザイン審査資料の収集・整備状況	109
<図Ⅱ-1-5>裁判所勤務結果発表会の全景.....	114
<図Ⅱ-1-6>審判履歴カードの照会画面.....	115
<図Ⅱ-1-7>争点別商標判例の検索事例.....	116
<図Ⅱ-2-1>WIPOパートナー機関認定書.....	136
<図Ⅱ-2-2>第1回サマースクール参加者の感想文	137
<図Ⅱ-2-3>第1回WIPOサマースクールの写真	138
<図Ⅱ-2-4>KOICA韓・シンガポール知財権課程の資料写真	139
<図Ⅱ-3-1>特許権存続期間に関する概念図	148
<図Ⅱ-3-2>不実施による特許権取り消し手続きの流れ図	150
<図Ⅱ-3-3>オーダーメイド型3トラック特許審査制度の概要図	153
<図Ⅱ-3-4>審判処理期間に対するアンケート調査の結果	166

<図Ⅱ-3-5> オーダーメイド型審判プロセスの概要	167
<図Ⅲ-1-1> 特許ネットシステム内部構成図	197
<図Ⅳ-1-1> 知財権中心の技術獲得支援事業の体系図	225
<図Ⅳ-1-2> 2008年知財権獲得戦略のパイロット事業	226
<図Ⅳ-1-3> 知財権中心の技術獲得戦略の方法論	228
<図Ⅳ-1-4> 研究企画時の特許動向調査推進体系	233
<図Ⅳ-1-5> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系エラー! ブックマークが定義され	
<図Ⅳ-1-6> 特許技術動向調査事業の予算節減及び経済的な便益効果 ...	237
<図Ⅳ-1-7> 特許技術動向調査事業を通じた雇用創出効果	238
<図Ⅳ-1-8> 選定課題に対する回避設計の推進体系	238
<図Ⅳ-1-9> 特許成果入力・登録システムの構築前後の比較	243
<図Ⅳ-2-1> 有望特許技術の発掘及び事業化	255
<図Ⅳ-2-2> 職務発明制度のメカニズム.....	257
<図Ⅳ-2-3> 忠南知的財産センター(5.27)(左)	258
<図Ⅳ-2-4> 研究担当者交流会(9.25)(右).....	258
<図Ⅳ-2-5> 職務発明補償規定の保有・活用比率	260
<図Ⅳ-2-6> 特許戦略専門家派遣事業の概要	271
<図Ⅳ-2-7> Global IP Trend 2008の表紙及びGlobal IP Trendの系統図	280
<図Ⅳ-2-8> 知的財産専門図書館の写真.....	282
<図Ⅳ-2-9> 知的財産情報サービス(IPis)のホームページ	283
<図Ⅳ-3-1> 地域別事業遂行機関の分布状況	287
<図Ⅳ-3-2> 特許情報総合コンサルティングの推進段階	292
<図Ⅳ-3-3> 特許スター企業育成事業に対するメディアの報道資料	301

<図IV-3-4>2008年自治体ブランドコンサルティングに対するお礼状 ...	312
<図IV-3-5>中小企業知的財産コンサルティングの概要	319
<図IV-3-6>知的財産経営ポータルサイト.....	320
<図IV-3-7>特許管理S/Wの実行画面(例).....	321
<図IV-3-8>中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度	322
<図IV-3-9>中小企業CEOからのお礼状.....	322
<図IV-3-10>知的財産専担人材及び職務発明補償比率の変化	323
<図IV-3-11>事業推進目標及び推進方向.....	325
<図IV-3-12>デザイン証拠資料状況.....	328
<図IV-3-13>デザインマップの機能別開発例：メインページ、統計分析、 トレンド分析.....	330
<図IV-3-14>デザインマップの機能別開発例：イメージマップ、ポジショ ンマップ、カフェー（懇談コーナー）	330
<図IV-3-15>2006年デザインマップのワークショップ、2006年4月21日、国 際知的財産研修院の国際会議所.....	332
<図IV-3-16>オーダーメイド型サービスの提供及び産業群別の統計分析	333
<図IV-3-17>2006年デザインマップ事業説明会、2006年月25日リッツカー ルトンホテル・グランドボールルーム.....	334
<図IV-3-18>2007年デザインマップ事業完了報告会、2007年12月12日、ソ ウル商工会議所・議員会議室.....	334
<図IV-3-19>2008年デザインマップ事業完了報告会、2008年12月4日、ソウ ル商工会議所・議員会議室.....	334
<図IV-3-20>食飲料サービス業の年度別商標出願及び登録の推移	336
<図IV-3-21>食飲料サービス業における上位出願人の出願及び登録の推移	337
<図IV-3-22>食飲料サービス業の国家別登録分布	337

<図IV-3-23> 食飲料サービス業の構成要素別の出願及び登録	338
<図IV-3-24> 食飲料サービス業の構成要素別登録及び拒絶 例1	339
<図IV-3-25> 食飲料サービス業の構成要素別登録及び拒絶 例2	340
<図IV-3-26> 食飲料サービス業の構成要素別登録及び拒絶 例3	340
<図IV-4-1> 発明大王の授賞式.....	343
<図IV-4-2> 発明の日記念式での祝辞.....	343
<図IV-4-3> 経済活動参加率の推移.....	345
<図IV-4-4> 発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の開幕式	353
<図IV-4-5> 発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の授与式	353
<図IV-4-6> 2008年度大学生デザイン権利化説明会	360
<図IV-4-7> 2008年度デザイン権公募展の大賞作	362
<図IV-4-8> 弁理士実務修習の概念図(2007年試験合格者の例)	377
<図IV-4-9> 実務修習弁理士に対するアンケート調査の結果(2008.4) ...	377
<図IV-4-10> 改善された弁理士実務修習の概念図	379
<図IV-4-11> IP専門人材総合情報システムのメイン画面	382
<図IV-4-12> 高級分析機能の活用例.....	383
<図V-1-1> 地域別巡回事業説明会の様子(釜山広域市)	408
<図V-1-2> 最近5年間の試作品申請及び支援件数の推移	409
<図V-2-1> インターネット特許技術広場のホームページ	429
<図VI-1-1> 産業財産権紛争調停制度の新聞広告	467
<図VI-2-1> 5ヶ国特許庁長公式合意文署名式(2008.10)	470
<図VI-2-2> 南北産業財産権交流協力Action Plan	478

<図VI-2-3>韓国ODAの年度別推移及びODA/GNIの比率	497
<図VI-3-1>年度別設定・登録の現状.....	505
<図VI-3-2>半導体設計財産流通センターDBシステムモデル	515
<図VI-3-3>革新半導体設計財産権の創出促進システム	517
<図VI-3-4>Core-A Embedded Processorの構造図	520
<図VI-3-5>Core-A用 オンチップバスの構造	521
<図VII-2-1>提案総括管理プロセス.....	554
<図VII-2-2>常時提案の優秀事例.....	555
<図VII-2-3>常時提案の優秀事例2.....	556
<図VII-2-4>需要者中心の3-Track審査処理方針	557
<図VII-2-5>庁内のすべての領域の政策アジェンダの公論化	557
<図VII-2-6>知的財産権中心の技術獲得戦略	558
<図VII-2-7>中・長期戦略及び実行における連続公募	560
<図VII-2-8>創意提案インキュベーターシステム	560
<図VII-2-9>2008年の6シグマ課題の選定概要	562
<図VII-2-10>特許庁のオーダーメイド型の6シグマ方法論であるDREAMの概 要.....	563
<図VIII-1-1>過去5年間の出願推移.....	571
<図VIII-1-2>主要国の過去5年間の特許出願推移	575
<図VIII-2-1>世界PCT国際出願の状況.....	588
<図VIII-2-2>2008年世界PCT多出願国の順位	588
<図VIII-2-3>韓国のPCT国際出願の状況.....	591
<図VIII-2-4>外国人のPCT国内段階（指定官庁）への移行状況	599
<図VIII-2-5>年度別の世界国際商標出願状況	601

<図Ⅷ-2-6>2008年度の10大多出願国.....	602
<図Ⅷ-2-7>年度別の世界国際登録状況.....	602
<図Ⅷ-2-8>2008年度世界10大指定国の状況	603
<図Ⅷ-2-9>年度別の自国民国際商標出願状況	604
<図Ⅷ-2-10>2008年自国民の国際商標出願10大指定国の状況	605
<図Ⅷ-2-11>年度別の外国人の韓国指定国際商標登録出願状況	607
<図Ⅷ-2-12>2008年年度別の外国人の韓国指定国際商標状況	607

第1編

第2期企業型責任運営機関の 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第2章 新しい特許行政発展のための戦略体系の樹立

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第1節 知的財産分野の国内動向

企画調整官 企画財政担当官室 農業事務官 キム・ジュンギョン

1. 概観

土地・資本など有形資産が競争力の元であった産業社会は情報や知識に基づいた技術力、ブランド、デザインなど無形資産中心の知的基盤社会へと急速に変わりつつある。それによって無形資産に対する投資が拡大し、製造業より知識活用度が高いサービス業の比重が増え、既存の産業も知識を基盤とした高付加価値産業へとシフトし、新技術などの知識を活用した新しい産業が成長エンジンとして浮上している。

特に無形資産の中で権利化された知的財産権を活用し収益最大化を迫ることで、国家間・企業間の知的財産権をめぐる銃声なき戦争の時代が到来するといわれている。保護貿易の主要手段が反ダンピング提訴から特許侵害を根拠とした輸出入禁止など強力な国境措置へと変わりつつあり、標準競争で勝利した国家と企業は標準特許を基盤として市場を独占することになるが、敗退した企業は市場から退出されるか群小企業に転落している。

また、情報通信技術の発展と急激な世界化によって、人材、情報、資本など主な生産要素の国際的な移動が自由になり、FTA締結などで国際貿易が増加したことで、グローバル市場における国家間・企業間の製品及びサービス競争がさらに激しさを増している。また、各国家及び企業は競争力の優位を占めている要素だけに集中し、それ以外は国際市場で調達するという新グローバル戦略(Value-Networked Economy)を追求している。一方、知的財産を中心とした産業間・技術間の多様な融合現象が新規産業の形成及び発展の主な特徴として浮上していることから、高付加価値を創出する知識は国富を決定する核心要素としてその重要性が日増しに高くなりつつある。

2. 国内動向と知的財産政策の推進方向

韓国は製造業中心の高度成長を通じて世界13位の経済規模を持ち、1人当たり国民所得2万ドルを突破したことで、先進国に跳躍するための足かかりをつかんだが、最近先進国の技術力と発展途上国の価格競争力の狭間で厳しい状況に立たされている。

産業財産権の出願・登録動向を通じて韓国の知的財産分野の動向を見ると、韓国の2008年産業財産権全体の出願件数は368,565件で前年(380,203件)比3.1%減少し、技術革新及び知識創出と関連する特許出願は167,904件で前年(172,469件)比2.6%減少したが、出願件数は2005年以降世界4位水準を維持している。また、韓国民の2008年PCT国際出願は持続的に増加し、出願件数は前年(7,061件)比12.0%増加した7,908件で、米国、日本、ドイツに続いて世界4位を占めた。

〈韓国の産業財産権出願の推移〉

(単位：件)

区分	2006	2007	2008
特許	166,189	172,469	167,904
実用 新案	32,908	21,084	17,226
商標	122,384	132,288	127,139
デザ イン	51,039	54,362	56,296
計	372,520	380,203	368,565

〈PCT国際特許出願の推移〉

(単位：件)

区分	2006	2007	2008
米国	50,941	54,086	53,521
日本	27,033	27,744	28,744
ドイツ	16,732	17,818	18,428
韓国	5,944	7,061	7,908
フランス	6,242	6,568	6,867

一方、米・日・EUの特許3極から韓・米・日・EU・中の5カ国協力体制¹へと知財権の国際秩序が再編されたことによって、相互の審査結果を相互活用するための審査品質の確保が重要課題として注目されている。また、日・中・独・豪との共同先行技術調査事業の実施、韓-日、韓-米間の特許審査の国際的な協力が強化されたことによって、

¹ 全世界特許出願の75%を占めている韓・米・日・EU、中国が参加する多国間特許協力体制

世界が韓国の特許審査に注目するようになった。

そこで特許庁は2008年審査・審判品質刷新戦略(EXCEL Plan:Examination & trial excellence Plan)を樹立し、審査・審判インフラの最適化、審査・審判品質の高度化、品質管理の効率化など3つの分野で39の課題を推進し、審査・審判の品質を強化するために全社的な努力を傾け、このような審査品質向上に向けた努力の結果として特許審査処理期間が12.1ヶ月(2008)となり、主要先進国よりはるかにスピーディーな水準を維持しながらも、外国企業がPCT国際出願に対して韓国特許庁に国際調査を依頼する件数が735件(2006)から2,853件(2007)、11,657件(2008)へと大幅増加するなど、特許審査の能力に対する国際的な信頼を確保できるようになった。

このように出願は世界4位水準まで成長し、韓国特許庁に対する審査品質は世界的にも認められているが、依然として課題はまだ残っている。韓国経済の主力産業である自動車、半導体、造船、情報通信など知識基盤製造業の生産性は2006年を基準にして先進国(米国=100基準)の47%に過ぎず、技術貿易収支の赤字は2005年以降毎年29億ドルに達し、全世界有効特許の8.8%を保有していながら電気通信分野の標準化機構であるITUに登録された標準特許は2.3%に過ぎないという現実がそれを物語っている。

付加価値の高い核心・源泉特許を確保するためには、将来の市場動向を分析し、今後世界市場をリードしていく商品を予測することで、それと関連した核心・源泉技術の知的財産権を先取りすることを支援しなければならない。また、標準特許の不足で技術貿易収支赤字の大きいIT分野を中心に標準特許の創出を導き出す必要がある。そして、中小企業の知的財産能力を強化し、知財権の獲得を支援し、知的財産に強い中小企業を育成することで産業構造を先進化していく必要がある。

特許庁は製品を部品の結合体としか認識していなかった既存の見方に特許複合体であるという観点を結合させることで、これから世界市場を牽引していく源泉・核心特許に関する知財権ポートフォリオと、それを実現できる技術獲得戦略を提供する知財権中心の技術獲得戦略事業を造船、STT-MRAM、ディスプレイ素材、エンベデッドSWの4つの分野に対して試験的に推進した。また、産業界に分野別の核心特許、知財権ポー

トフォリオ及びこれを構成する個別特許獲得戦略、知財権獲得の側面でのR&D課題を提示した。

また、中小企業の知的財産競争力を高めるために企業からのニーズに基づいた適時支援と事後管理の好循環体系を構築し、特許情報提供事業、知的財産経営コンサルティング、先端部品素材R&D戦略支援事業などを通じて、中小企業に最適な知的財産ポートフォリオを構築させることで、企業がプレゼンスを高められるよう努力している。

一方、知的財産保護分野でも海外進出企業の特許紛争可能性の分析、主要国の最新特許紛争速報サービスなどを提供する特許紛争予報システムを構築し、紛争が発生した後は審判・訴訟費用を支援する中小企業国際特許紛争システムを構築する。また、海外進出企業の知財権関連の問題を解決するIP-Deskを中国、タイ、ベトナムなどで運営し、自治体、検察・警察等と協力して模倣品の取り締まりを行い、市民団体と共にキャンペーンを開催するなど、様々な努力をしている。しかし、スイス国際経営開発院(IMD)の調査結果によると、2008年度韓国の知的財産権の保護水準は世界37位の水準で、知識経済部貿易委員会の2008年度「知的財産権侵害の実体調査」資料によると、韓国内企業10社のうち3社が特許権と商標権など知的財産権侵害によって被害を受けていることが分かる。それから考えると、知的財産保護分野に対する認識を高めることや持続的な支援が求められるといえる。

第2節 知的財産分野の国際動向と対応方策

産業財産政策局 国際協力課 技術書記官 キム・イルギョ

1. 知的財産分野の国際動向

イ. 国際的な経済環境の変化：知識基盤経済

20世紀の政治中心の国際秩序体系が、21世紀に入ってから知識基盤産業を中心とした経済中心体系へと変わりつつある。これは1950～70年代に政治的な体制競争による軍事力の優位で超優越的な地位を享受していた先進国が、80年代から中進国・途上国の経済的な躍進によって経済的な危機を感じ始め、この過程で自国の経済発展を図りながら強大国としての地位も維持しようと、既存の資本や労働中心の経済体制を技術開発と知識中心の知識基盤経済へと、パラダイムそのものを変化させようとしたからである。ここには情報・通信技術の発達と同時に、WTOの設立という世界貿易環境の変化も大きく影響している。

経済中心の国際秩序体制の中で知的財産の重要性はさらに大きくなっている。これは知識基盤経済の下で富の創出と経済成長の源泉が天然資源、労働、資本など物的資源から科学技術、ブランド、デザインなど知的財産へとその中心が急激にシフトしているためである。先進国は特許権、商標権など知的財産権を市場独占の手段としてのみならず、後発側の市場参入そのものを封じる手段としても活用している。これによって知識と技術開発、そして知的財産をめぐる国家間の競争はさらにその激しさを増して展開されている。

国家間知的財産の先占競争はWIPO、WTO、APECなど多国間協議体を舞台にしても類似した様子で展開されている。即ち、各国は自国優位の国際知的財産権規範を創出するために尽力し、先進国と途上国間、各地域グループ間の利権を巡る対立も日増しに激しさを増している。同時に、工業生産品、農産物、サービス、知的財産権などを含む経済秩序の広範囲に至る自由化傾向もさらに広がりつつある。

従って、世界各国は知的財産権を国富創出の核心要素として認識し、国家競争力強化のための国家レベルでの知財権発展ビジョンを提示し、各種の知財権振興政策を開発・施行している。米国・日本及びEUなど先進国が国際特許(PCT)の大半を占めていることから分かるように、先進国は知的財産政策を持続可能な成長のための核心国家戦略として認識し、優秀な知的財産の創出と効果的な活用を通じた産業競争力の強化に力を入れている。発展途上国もまた知的財産戦略がなければ自国の経済成長にも限界があるということを認識し、知的財産の創出・活用に向けた自国のシステム構築に取り組んでいる。

また、知的財産権問題は重要な国家間の貿易問題となっている。先進国が発展途上国に対する通商圧力の核心手段として知的財産権を利用し、知的財産権が国際貿易摩擦の「主要問題」として登場すると同時に、各種FTAにおいても知財権が独立的な交渉分野となっている。

これとともに、先進国は自国の産業保護と後発国家に対する進入障壁を構築するため、貿易政策と連携して強力な知的財産保護政策を推進している。米国は2004年からS TOP(Strategy Targeting Organized Piracy)プロジェクトを推進し、最近の米貿易委員会の提訴件数においても知的財産権関連の提訴が絶対多数を占めている(2008年の全体提訴件数39件のうち、37件が知財権関連の提訴)。日本もまた2002年関税定率法を改正し、自国知的財産侵害物品の自国内輸入及び通関禁止措置を制度化している。

ロ. 知的財産環境の変化

このように知的財産の重要性が高まるにつれ、世界中で産業財産権の出願が急増している。1960年代以降、出願が倍増する周期が急速に短くなっている[(1960年)95万件→(1992年)184万件→(1993年)279万件→(1996年)585万件]。最近は知的財産権の対象と範囲もまた急激に拡大されつつある。インターネットやバイオなど新産業関連の特許が急増し、非技術的なBM(ビジネスモデル)も特許対象として新たに登場している。また、地理的表示、伝統知識、公衆保健、民間伝承(フォークロア)なども新しい議論の対象となっている。

このような特許出願の増加は審査滞積の累積につながり、主要国は審査官の増員など個別の努力とともにこれを国際的に解決するため、国家間審査協力(Work-sharing)を推進することになり、これは現在知財権国際社会においても主要問題として議論されている。2006年に特許審査ハイウェイ制度が提案され、現在韓国を始め、日本、米国など全世界の10カ国が参加している。さらに、2008年には韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国など全世界の知的財産Top5国家間の審査協力体制であるIP5協力体制が正式発足し、5カ国間審査協力を拡大し、5カ国間審査環境を標準化していくための議論を活発に行っている。

また、知的財産権の出願が急増し始めた1980年代以降、知財権に対する権利保護意識が強まったことによって、国家間、企業間、個人間の知的財産権紛争が急激に増加している。特に、核心技術保有企業の特許攻勢が激しさを増し、高額のロイヤルティを要求している。それによって、特許侵害訴訟に敗訴した場合、莫大な賠償金を支払わざるを得ないケースが増え、源泉技術を保有した先発企業が特許プール(Pool)を形成し、後発企業の事業進出を事実上封鎖する現象も発生している。

知的財産権紛争の増加とともに特許侵害に対する国際的な監視もますます厳しくなっている。海外出願の急増により、権利化された海外特許を中心に現地における知財権侵害に対する広範囲の対策を講じているのである。EUの場合、韓国商工会議所に知的財産委員会を構成して侵害対策を講じている。また、米国貿易代表部は各国の知財権保護状況を調査するために代表団を派遣するなど、あらゆる外交圧力を行使している。また、米国、EU、日本など先進国は知財権を貿易交渉の主な手段として活用している。

ハ．主要国の動向及び韓国の状況

米国や日本、ヨーロッパなどの主要先進国は、知的財産を経済成長のエンジンとして認識し、知的財産行政体制の調整機能を強化している。

まず、米国は1999年9月国務部、商務部、米国特許庁など合計13の機関で構成された

「国家知的財産権法執行調整委員会」(NIPLECC : National Intellectual Property Law Enforcement Coordination Council)を設置し、各政府省庁と民間部門間の知財権協力・調整を強化している。また、2008年10月には同委員会を大統領直属の知的財産執行調整官として格上げすることを骨子とする法案を可決させ、知的財産を国家レベルで管理・調整している。

また、米国特許庁の主管で5年毎に国家知的財産政策及び戦略を樹立しているが、2002年「21世紀戦略計画(21st Century Strategic Plan)」を樹立したことに引き続き、2006年にこれを継承する「5カ年戦略計画(Strategic Plan 2007-2012)」を樹立・発表した。

米国政府は、このように国内では「21世紀戦略計画」に基づいた特許行政システムの革新を追及する一方、海外における違法コピー防止を通じて自国の知財権を保護するため、2004年10月に法務部、税関、国土安全部、特許庁など知財権関連の政府組織を網羅して「STOP(Strategic Targeting Organized Piracy)プロジェクト」を推進している。これは海外で自国の知財権を保護するために関連機関が共同で対応していくとする戦略といえる。

2009年スタートしたオバマ政権においても米国のこのような知的財産中心の政策はさらに強化され、気候変動及びエネルギー安保など国家的なアジェンダ解決においてもIPの役割を強化していくことを明らかにしている。同時に知的財産中心政策を通じてグリーン成長及び雇用創出にも貢献していくことを明らかにしている。

日本もまたいわゆる「失われた10年」から脱する方策として知的財産立国を選択し、知的財産の創出、保護、活用及び人材育成など4つの分野から50あまりの主要政策を盛り込んだ「知的財産戦略大綱」を2002年発表した。また、このような政策を推進するために「知的財産基本法」を制定し、総理室に「知的財産戦略本部(本部長：首相)を設置(2003)して関係省庁の施策を総合・調整し、知的財産推進計画を作成して推進していく核心機構として運営している。知的財産戦略本部は日本のほぼ全ての知的財産に関連する決定と方向を決めるくらい、実質的に運営されている。

また、日本は模倣品・海賊版対策を日本外交上の重要施策として定め、外務省内に「知的財産権侵害対策室」を設置し、「知的財産権侵害対応マニュアル」を作成して海外公館に配布している。また、関税定率法を改正して2003年4月から自国に輸入される特許権侵害物品に対応するため、「特許権侵害物品の通関保留申請制度」を運営するなど国内外における自国の知財権保護に努めている。

EUは加盟国間の統合的かつ戦略的な知的財産システム構築に力点を置いている。まず、「成長するヨーロッパのための議題」レベルから知的財産政策を推進している。EU理事会内の競争力委員会を中心に、知識基盤社会への移行を加速させるための政策の一環として、EU共同体知的財産システム整備のためのモデル制定を推進している。

また、ヨーロッパ革新スコアボード(European Innovation Scoreboard)を通じて加盟国間の知的財産創出及び活用水準を比較・管理しながら、第6次中長期革新計画(FP 6、2002～2006)でIPR Guidelineを制定し、EUの研究開発事業に参加する参加者に知的財産権に対するアドバイスや支援を提供するために1998年からIPR Helpdeskを運営している。

EU加盟国もまた知的財産中心の政策を目指している。イギリスの場合、特許庁の業務領域に著作権業務を統合させ、イギリス特許庁をイギリス知財権庁(UKIPO)に拡大改編(2007. 4)した。フランスは弁護士と弁理士の職役を統合する知的財産代理制度の改編方向を推進中である。

中国は呉儀副総理が2004年1月「知的財産権に対する戦略推進」を指示し、各界の議論を経て中国「国家知的財産権戦略制定委員会」を2005年1月に設立した。委員会は国務院所属23部署の主要責任者及び外部専門家で構成され、国家知的財産権戦略の樹立及び推進に関する役割を遂行している。強力な権限を持つ委員長である呉儀副総理が知財権に対する関心が高く、委員会活動を直接管掌しているため、同委員会は設置後短期間で効率的に運営されているものと評価されている。

このように米国、日本、EUなど先進国は対内的に自国の知財権創出及び保護のため

に努めると同時に、対外的にはWIPO、WTO、APECなど国際機関を通じて自国に有利になるよう知財権規範の統一化に向けて持続的に努力している。

韓国は米国、日本などのような国家全体レベルでの知的財産政策方向を企画し、統合・調整できる機関が現在は存在しない。特に、1998年までは米国など先進国の知的財産保護強化の要求に対する消極的な対応体系の構築という、個別部処レベルでの知的財産政策だけ推進されてきた。

1998年以後、特許庁、産業資源部など一部の部処を中心に知的財産の効率的な管理のための政策が推進され始めた。1998年に「特許裁判所」が設立され、2000年に「技術移転促進法」が制定された。また、2001年に特許法の「職務発明補償制度」が改正されたことがその代表例である。国際特許紛争及び模倣品侵害の急増などが主要懸案となり、2004年を前後にして国家科学技術委員会など政府レベルの協議体で知的財産政策が徐々に議論され始めた。

2. 対応策

このような知財権分野の国際動向について韓国の対応方策を模索してみるとすれば、まず知財権分野の外交力を強化して現在進行中である知財権国際規範の形成に能動的かつ積極的に乗り出す必要がある。特に、主要国が知的財産に関する中長期総合計画を樹立して知的財産分野の競争力強化に邁進しているように、韓国も知識經濟部、外交通商部などと共に知的財産の開発と振興のための長期マスタープランを作成し、政府レベルの業務推進方策を模索する必要がある。

特に、日本の「知的財産基本法」のように知的財産政策を統一的かつ効率的に推進できるよう、仮称「国家知的財産基本法」の制定も検討してみる必要がある。科学技術基本法を制定(2001年)して科学技術革新に向けた基盤作りや成果向上に努めてきたが、知識基盤経済へと更に進んだことによって国家知的財産政策推進体系も強化していく必要があるためである。これを通じて知的財産と関連して散在していた政府の力を統合する根拠を作り、知的財産政策に対する予測可能性と執行能力を向上させるこ

とが出来ると見られる。

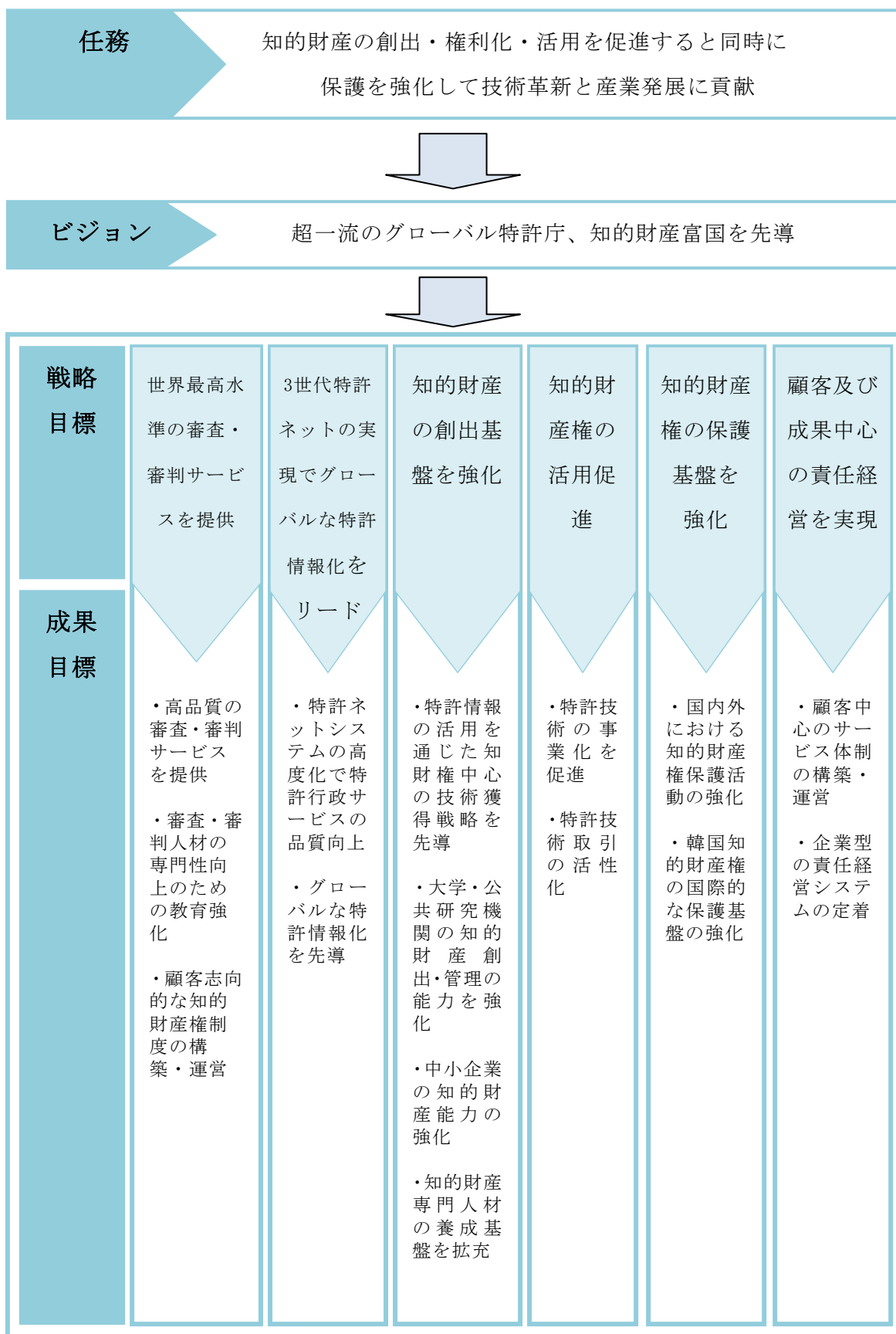
また、国家知的財産戦略計画の樹立及び執行結果の評価、知的財産政策の総括企画・調整のための機構の設置根拠を作ると同時に、米国の「21世紀戦略計画」などのような知的財産基本計画を樹立・発表し、年度別の推進細部計画を立てて一貫性のある知的財産政策を推進しなければならない。

次は、全部署にわたる調整・管理のための知的財産行政体制を整備していかなければならない。国家レベルで「国家知的財産戦略を企画し、各部署別の推進実態を点検・調整できる機能」を有する、大統領や国務総理傘下の委員会形態の機構を新設する方案も積極的に検討する必要がある。

国際的にはPCT制度、特許審査ハイウェイ制度のような国家間審査協力制度の改革議論に積極的に参加する必要がある。特許法条約(PLT)、特許実体法条約(SPLT)のような国際的な知財権制度の統一化議論にも積極参加し、韓国企業に有利な方向に国際的知財権規範が形成できるようにしなければならない。

最後に、韓国の場合も知的財産保護に向けた努力をさらに強化していく必要がある。まず、海外における知的財産権侵害に効果的に対応するために海外現地での保護機能を強化すると同時に、体系的な侵害状況調査を実施しなければならない。また、海外に分散されている様々な組織(KOTRA海外支社、国際機構派遣者、公共研究機関の海外支部など)と有機的な協力体制を強化し、現場中心の総合対応システムを構築することも優先的に進めていかなければならない。

<図 I - 1 - 1> 特許行政発展のための戦略体系



第2章 新しい特許行政発展のための戦略体系の樹立

第1節 特許庁のビジョンとミッション

企画調整官 企画財政担当官室 農業事務官 キム・ジュンギョン

各国は知的財産権を国家競争力の核心要素と見ているため、知財権分野における国家間の競争はさらに熾烈になるものとみられる。米国は80年代から親特許政策(Pro-patent)を追求し、2008年「知的財産のための資源及び組織の優先化(Pro-IP)法」を立法し、知財権執行及び取り締まり強化のために大統領室に知的財産執行調整官を新設した。また、日本は2003年3月「知的財産立国実現」をビジョンとして、「知的財産戦略大綱」を推進している。さらに、2005年には知的財産高等裁判所を設立し、知財権違反事項に対する通関措置・調査を世界で最も厳しい水準で行っている。

国内産業環境部門を分析してみると、産業別の特性によって知的財産権の創出・保護・活用など様々な知的財産権政策の需要が発生していることがわかる。電気・電子分野の場合、技術の融合・複合化が進み、技術を中心とした企業間の連携戦略が重要視され、特許技術動向の迅速な情報分析能力の強化や知識共有の活性化を通じた知的財産権創出への支援が求められていることが分かる。また、機械・部品分野は国内特許技術水準が低く、核心・源泉特許の確保及び円滑な先進技術の導入が支援できる技術移転・導入活性化政策が求められている。また、技術開発に相対的に長期的な投資を要する化学・生命工学分野は、長期間の投資を通じて獲得した知的財産権の保護が至急求められている

また、2007年韓国の特許など知的財産権の国内出願件数と国際特許出願件数は各々世界4位を記録し、量的な規模から見ても世界的な水準に達している。1999年12月には世界で9番目に国際特許出願に対する国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、2005年10月には米国・日本などに続いて韓国の特許文献が国際特許審査の必須資料として採択されるくらい、国際知的財産分野において韓国の能力は認められて

いる。

従って、国内外の政策・産業動向を考慮する時、特許庁が蓄積した能力をもとに知財権創出・活用機能を拡大し、最終的には国家知的財産管理の主務部署(chief knowledge officer)としてのプレゼンスを高める必要がある。そこで、特許庁は「知的財産の創出・権利化・活用を促進し、保護を強化すると同時に、技術革新と産業発展に貢献する」というミッションと、「超一流のグローバル特許庁、知的財産富国を先導」というビジョンを樹立した。

第2節 ビジョン達成に向けた戦略目標及び管理課題

企画調整官 企画財政担当官室 農業事務官 キム・ジュンギョン

特許庁は「超一流のグローバル特許庁、知的財産富国を先導」というビジョンと「知的財産の創出・権利化・活用を促進し、保護を強化すると同時に、技術革新と産業発展に貢献」という任務に基づき、顧客の観点、プロセスの観点、資源の観点、学習及び革新の観点を考慮し、実行可能で最適な戦略目標6つとそれによる17の成果目標、54の管理課題を発掘した。

詳しく見ると、知的財産の創出と関連しては、知的財産の創出を強化するという戦略目標の下に、特許情報の活用を通じた知財権中心の技術獲得戦略の先導、大学・公共研究機関の知的財産創出・管理能力の強化、中小企業の知的財産能力の強化、知的財産専門人材の養成基盤の拡充という4つの成果目標が定められている。また、知的財産権利化分野は、世界最高の審査・審判サービスの提供という戦略目標の下に、高品質の審査・審判サービスを提供し、審査・審判人材の専門性向上のための教育を強化し、顧客志向の知的財産権制度を構築・運営するという3つの成果目標が設定されている。知的財産の活用分野は、知的財産権の活用促進という戦略目標の下に、特許技術の事業化促進及び特許技術取引の活性化という2つの成果目標が設定されている。知的財産の保護と関連しては、知的財産権の保護基盤の強化という戦略目標の下で、国内外における知的財産権の保護活動の強化及び韓国知的財産権の国際的な保護基盤の強化という2つの成果目標が設定されている。

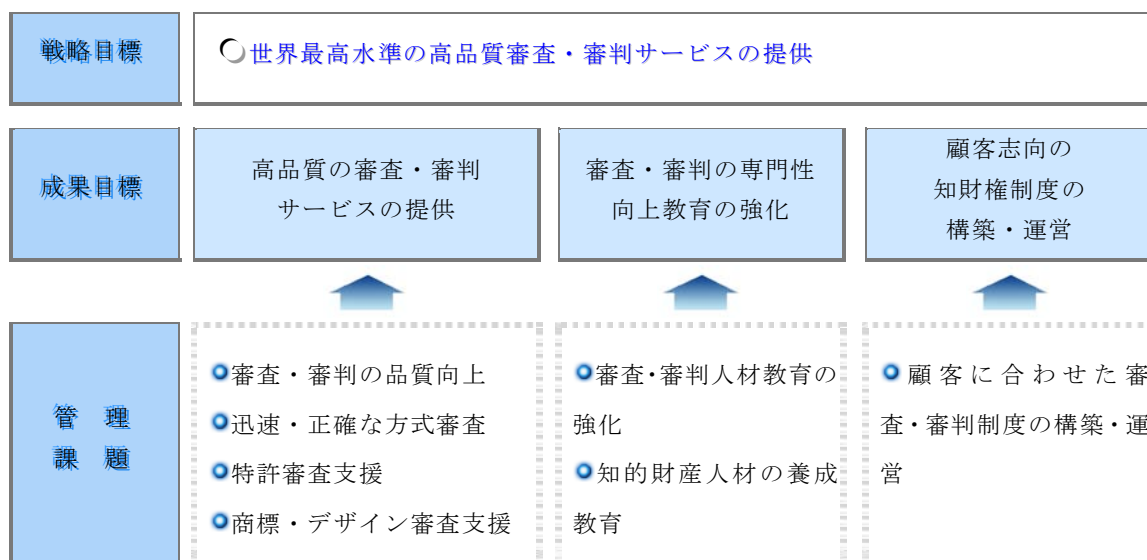
一方、知的財産の創出・権利化・活用・保護という活動を支援するため、第3世代特許ネットの実現によるグローバル特許情報化の先導及び顧客及び成果中心の責任経営の実現という戦略目標が定められている。これに対し、特許ネットシステムの高度化による特許行政サービス品質の向上及びグローバル特許情報化の先導という2つの政策目標と、顧客中心のサービス体系構築・運営及び企業型責任経営システムの定着という2つの政策目標がそれぞれ定められた。

1. 世界最高水準の高品質審査・審判サービスの提供

知識と情報が富の源泉となったことにより、特許・商標・デザインなどの知的財産が国家及び企業競争力の核心要素として浮上するようになった。そこで、特許庁は次のような努力を通じて高品質の審査・審判サービスを提供することで権利の安定性を確保し、不必要な知財権紛争を減らすことで、活気のある市場経済の土台を構築しようとした。

第一に、審査・審判処理能力を総合的に考慮した適正審査・審判量の算定、特許審査ハイウェイ²など国家間協力プログラムの推進、方式審査処理期間目標制の運営などを通じて、高品質の審査・審判サービスを提供しようとした。第二に、水準別・段階別の専門教育過程の開設、サイバー教育の活性化、WIPO(世界知的所有権機関)との共同教育コンテンツの運営など、審査・審判の専門性向上教育を強化した。第三に、特許明細書又は図面の補正に対する制限要件を緩和し、特許・実用新案に対する再審査請求制度³を導入するなど、顧客に配慮した知的財産権制度を構築するために努力した。

<図 I-1-2> 戦略目標 I の体系図



² 特許審査ハイウェイ：二つの国に特許が同時に申請された場合、先に出願された国で登録された場合、それを活用して相手国では簡単な手続きだけで特許審査を早く進める制度

³ 再審査請求制度：拒絶決定後、別途の不服審判を請求しなくても審査官に再び審査を受けられるようにする制度

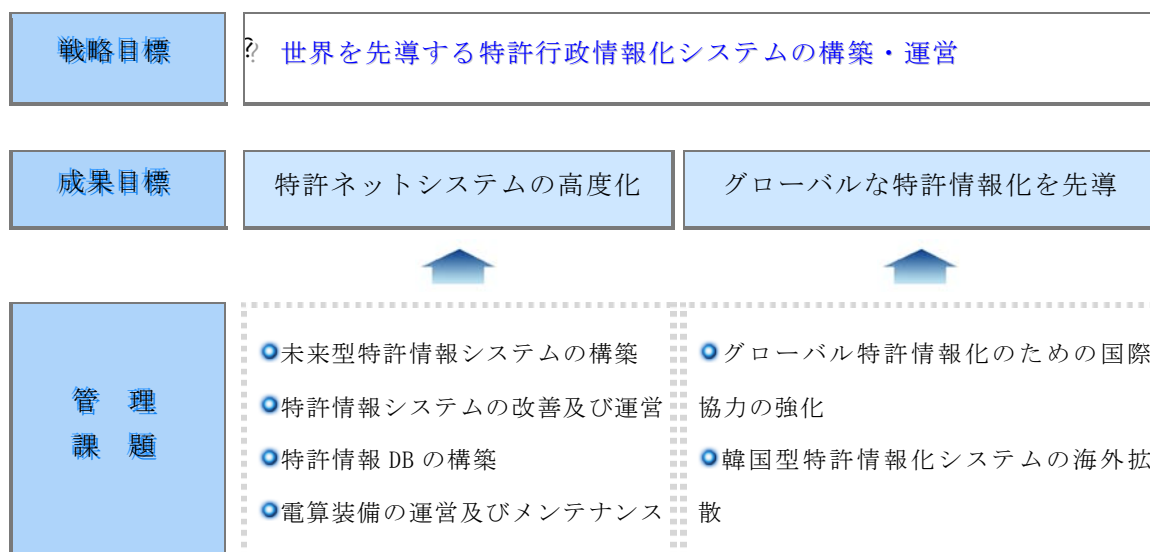
2. 世界を先導する特許行政情報化システムの構築・運営

1999年特許ネットシステムが開通し、電子出願時代がスタートしてから、特許顧客の多様化かつ高級化したニーズと、IT技術の急激な発展などの環境変化に積極的に対応するため、特許ネットシステムの持続的なアップグレードを推進した。また、国際的には特許ネットシステムを海外へ拡散させ、WIPO(世界知的所有権機関)との協力事業推進で特許情報化システムの国際標準を主導するための努力を持続的に展開してきた。

まず、半導体配置設計権審査・登録業務のオンライン化、郵便局の電子郵便サービスと連携した各種通知書発送業務の自動化、出願・審査のエラーチェック(Fool-Proof)機能の強化など特許行政の内部効率化のための事務処理システムを改善した。また、29項目に至る6シグマ業務プロセス改善事項⁴を特許ネットシステムに反映し、特許ネットシステムを高度化することで特許行政サービスの品質を高めた。また、米国・ヨーロッパ・日本などとの審査情報共有システムの構築、インドネシアなど主要戦略国家への特許ネットシステムの普及、WIPO及びAPEC(アジア太平洋経済協力)との情報化共同協力などを通じてグローバル特許情報化を先導していこうとした。

⁴ 審査ノウハウの共有、審査量の予測、法令改正の日程管理など6シグマ技法を活用して導き出された業務プロセスの改善課題を意味する。

<図 I-1-3> 戦略目標Ⅱの体系図



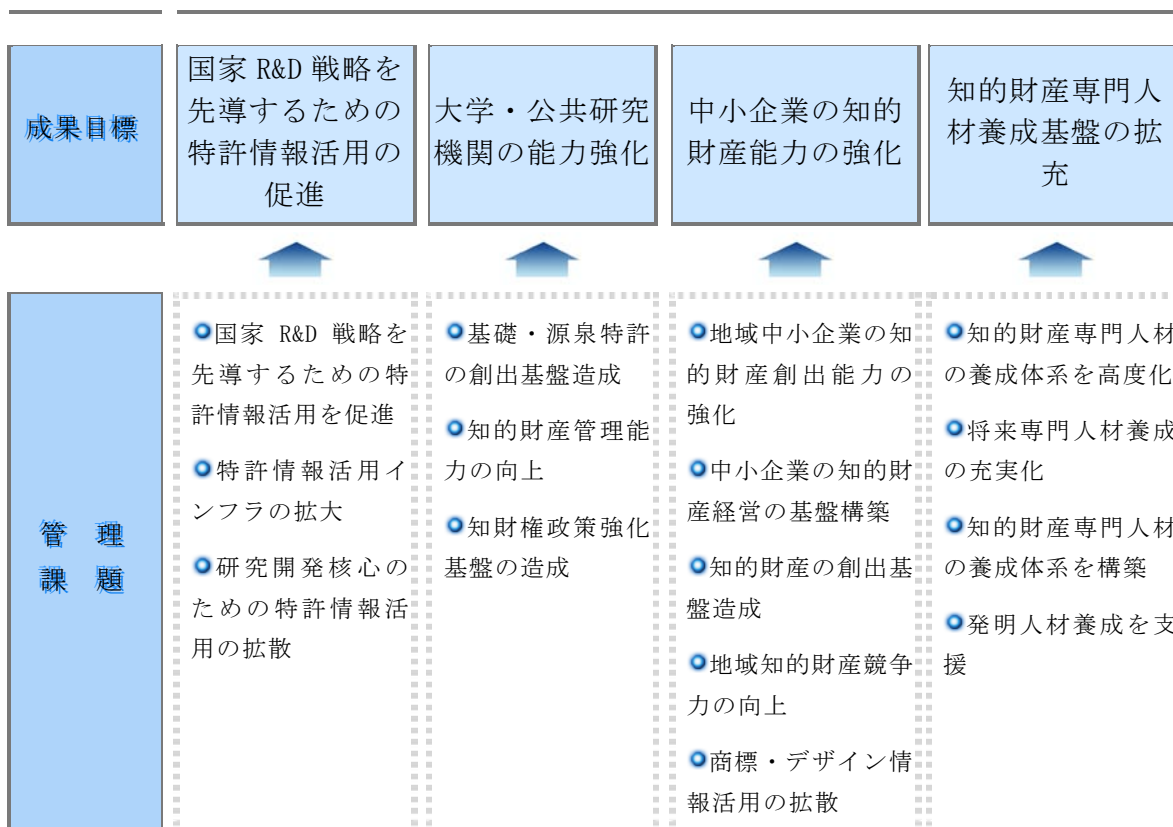
3. 知的財産の創出基盤強化

韓国は2007年に特許出願で世界4位を占めるなど量的には成長したものの、核心源泉技術の不足による技術貿易収支の赤字が29億ドルに達するなど、質から見た水準はまだ不十分である。そこで、特許庁は次のような課題推進を通じて4つの成果目標を推進することで、核心源泉技術を確保するための知的財産創出の基盤を強化しようとした。

第一に、研究開発の効率性を高めて国家R&D戦略を先導するために特許情報活用を促進する。第二に、基礎・源泉特許を確保するため、大学・公共研究機関の知的財産創出及び管理能力を強化し、第三に、知的財産創出の底辺拡大のために地域及び中小企業の知的財産能力を高める。最後に、体系的で充実した教育の基盤を構築すると同時に実行性のある政策を推進することで、国際競争力のある知的財産専門人材を養成しようとするものである。

<図 I-1-4> 戦略目標Ⅲの体系図





4. 知的財産権の活用促進

知的財産権を活用して付加価値を創出して産業競争力を高めるためには、特許技術の事業化及び移転・取引の活性化が極めて重要であるが、未だに韓国の特許技術事業化率は43.9% (2007年)、特許技術移転率12.4% (2007年)で、依然として高くない水準である。

そこで、特許庁は知識経済部・中小企業庁・特許庁などで構成された特許技術事業化協議会を通じた資金支援を拡大し、特許担保貸出制度を効率的に運営することで、民間技術金融制度の定着基盤を構築した。また、優秀特許製品の電子商取引システム(e-Marketplace)運営でマーケティング能力の足りない中小企業の販路支援を強化するなど、特許技術の事業化支援政策を充実させた。また、中小企業に対する特許技術価値評価費用の支援・未活用国有特許に対する技術評価実施及び結果提供などを通じて特許技術の価値評価基盤を整え、「特許技術移転・事業化総合情報支援システム」を構築・運営し、半導体設計財産の保護・流通を通じて新知的財産権の活用基盤を造成す

ることで、特許技術の評価及び取引を活性化しようとした。

<図 I-1-5> 戦略目標Ⅳの体系図



5. 知的財産権の保護基盤強化

効果的な知的財産権保護は国家信頼度の向上、持続的な技術革新及び固有ブランド開発を誘発し、国家競争力を強化させる主要インフラとして作用している。しかし、韓国の現実を見ると、持続的な制度改善と模倣品の取り締まりなどを通じて知的財産権保護を強化するために努力を傾けているにもかかわらず、模倣品の製造・流通を根絶できず、海外では韓国企業及び製品の国際的な信頼度上昇により韓国企業の知的財産権が侵害されるケースも頻繁に現れている。また、FTA交渉及び世界知的所有権機関(WIPO)などを中心に知財権保護と関連した国際規範形成の議論が加速化しつつある。

特許庁は模倣品の違法性に対する認識を高める一方、検察・警察・地方自治団体と合同で模倣品の製造・流通を厳しく取り締まることで、国内における知的財産権保護を強化し、知財権侵害が頻発に起きている国家に対する現場密着支援のためのIP-DESK設置、海外知財権保護説明会の開催、知財権保護ガイドブックの普及などを通じて海

外で韓国企業の知的財産権を保護するために努めた。また、国家別FTA知財権交渉に積極的に対応するなど、韓国知的財産権の国際的な保護基盤作りに力を入れた。

<図 I-1-6> 戦略目標 V の体系図

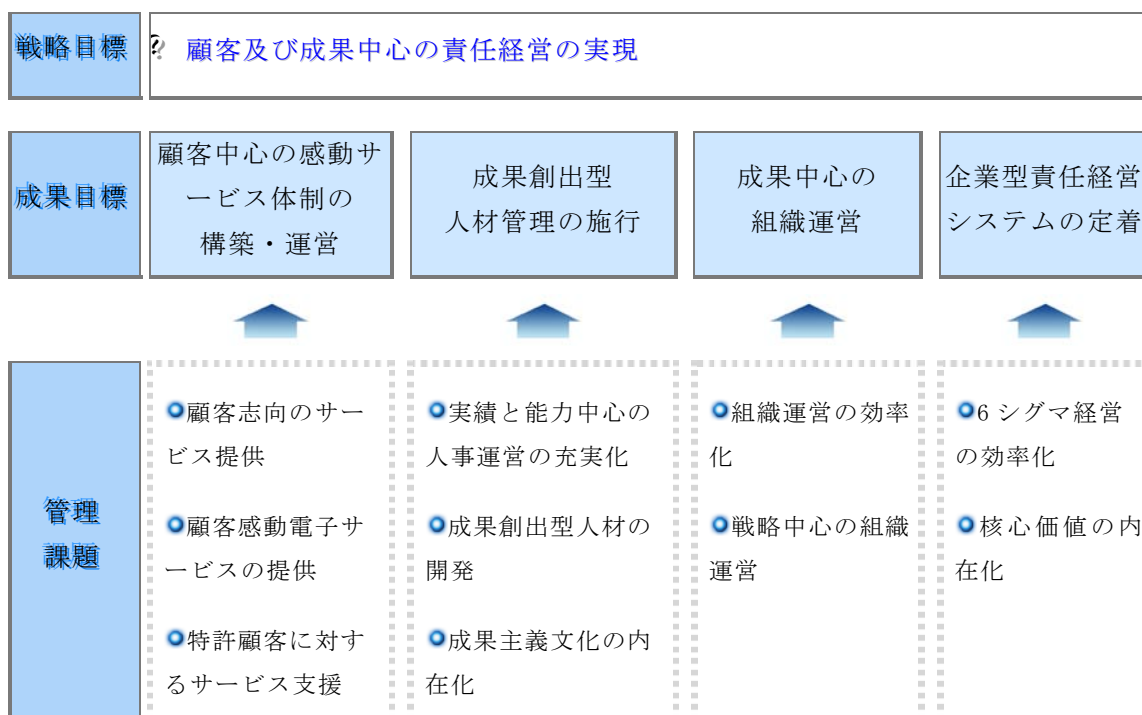


6. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

企業型中央責任運営機関である特許庁は、業務プロセス及び顧客サービスの品質改善を通じて、顧客及び成果中心の責任運営を実現することでビジョン達成に寄与しようと努めている。

まず、サービス手続きの簡素化及び手数料納付方法の改善、社会的な弱者のための支援強化などを通じて顧客感動サービス体系を構築し、また、戦略実行及び成果創出が支援できる人材管理を施行し、企業型責任経営の支援のための戦略と成果中心の組織運営、実用的・効率的な業務改善とサービス品質向上で顧客に奉仕する責任経営システムの定着を通じて、顧客及び成果中心の責任経営を実現しようとした。

<図 I-1-7> 戦略目標 VI の体系図



第3節 2008年の主要成果

企画調整官 企画財政担当官室 農業事務官 キム・ジュンギョン

1. 世界最高水準の高品質審査・審判サービスの提供

2008年韓国産業財産権全体の出願件数は369千件で前年(380千件)比3.1%減少し、技術革新及び知的創出と関連する特許出願は168千件で前年(172千件)比2.6%減少した。しかし、主要先進国に対する海外特許出願は活発に行われ、2008年PCT国際特許出願は79百件で前年(70百件)比12.0%増加し、米国、日本、ドイツに続いて世界4位の水準を維持した。

産業財産権出願に迅速・正確に権利を付与するため、審査品質刷新戦略(EXCEL Plan: Examination excellence Plan)を樹立し、審査インフラの最適化、審査品質の高度化、品質管理の効率化など3つの分野で39の課題を推進した。また、一律な特許審査処理期間の短縮の代わりに、早い審査(審判)、普通審査(審判)、遅い審査(審判)の中から顧客が自由に審査処理時点を選択・管理できるオーダーメイド型3トラック審査・審判処理制度を施行することで顧客の便宜を図った。

このような審査品質向上努力の結果として2008年特許審査の処理期間は12.1ヶ月で、主要先進国よりはるかに迅速な水準を維持しながらも、外国企業がPCT国際出願に対して韓国特許庁に国際調査を依頼する件数は大幅増加し、特許審査能力に対する国際的な信頼を確保していることが分かる。

一方、知的財産教育分野をみると、国際知的財産研修院は審査・審判人材の能力向上のための水準別・段階別の専門教育を強化し、WIPOと協力して「WIPO Summer School on IP in Korea」を運営するなどIP分野の国際教育機関としてのプレゼンスを高めた。

2. 世界をリードする特許行政情報化システムの構築・運営

特許庁は出願・審査・登録・審判及び公報発刊など特許行政の全分野を電算化した特許ネットシステムを1999年から開通・運営している。また、何時でも何処でも特許

行政業務が遂行できる遠隔勤務及び在宅勤務環境を構築する次世代特許行政システムである特許ネットⅡの開発を2005年11月に完成した。2008年には世界的な水準の特許ネットシステムを基に情報化国際協力の主導権を確保したが、これは韓国が知的財産分野の先進5カ国(IP5：韓・米・日・EU・中)として認められるのに大きく貢献した。また、情報化国際協力事業を通じて特許行政効率化及び顧客の便宜を画期的に増大させた。

まず、6シグマ業務プロセスと法制度の改善事項を迅速・正確に特許ネットに反映して特許業務の効率及び便宜性を高めることに重点を置いた。また、高品質な審査・審判を支援するため、審査ミスを防ぐための審査整合性チェック機能の導入、商標審査点検表の改善、ECLA(ヨーロッパ特許分類)検索サービスの提供、段階(STEP)別検索サービス機能を導入して業務効率及び審査品質を高めようとした。内部的には共同協業方式のウィキペディア(Wikipedia)型の知識管理体系を構築してユーザーの自発的な参加を促進することで高品質の知的創出及び知識活用を活性化した。

一方、韓一日、韓一米、韓一EU間の優先権証明書類の交換を電子的に完全自動化し、主要国と特許情報交換システムを構築し、韓一日、韓一米間の審査情報共有システムの構築、国際協力統合人材DBの構築を通じて審査品質の向上及び業務負担の軽減を図り、このような優先権書類の電子的交換及び審査情報共有を通じて年間20億ウォン以上の予算を節減した。

2009年1月から世界で9番目に韓国語がPCT国際公開語として使用されることによって、WIPOと共同で韓国人が専用で使える韓国語PCT電子出願システムなど情報化基盤システムを開発して顧客の便宜を図るために努力した。

世界知的所有権機関(WIPO)と共同で大学(院)・企業を対象にe-ラーニングコンテンツを活用した英文知財権課程を開発した。この課程には13の大学(院)・企業などから全29の過程に2,330人が参加した。また、上記の課題は2008年9月中央部署公務員優秀提案の中から大統領賞を受賞した。

3. 知的財産の創出基盤強化

特許庁は国家R&D戦略を先導するため、既存の特許情報活用施策を「知財権中心の技術獲得戦略」へと拡大・改編した。知財権中心の技術獲得戦略事業は、まず製品や技術をそれと連携した特許権の集合として理解し、それを基に企業が特許紛争で勝利するための最適な特許権ポートフォリオを構築するよう支援することである。2008年には原油高時代に競争力を確保するための造船分野のエネルギー低減技術、次世代メモリとして浮上しているSTT-MRAM、対日貿易の赤字品目であるディスプレイ素材、ユーザーインターフェースなどエンベデッドSWの4つの分野に対してパイロット事業を実施し、2009年にはグリーン成長分野と新成長動力分野を中心に事業を拡大して18の課題に対して事業を推進している。

企業が特許関連問題を直接出題し、大学生がその解答を提示する「キャンパス特許戦略ユニバーシアード」を韓国工学翰林院と共同で開催し、産・学が連携した開放型革新(Open Innovation)を推進した。この大会には韓国屈指の企業21社が賞金支援(234百万ウォン)、就職加点付与などの形で参加し、特許戦略樹立部門及び先行技術調査部門に68の大学から2,050チーム、学生2,794人、指導教官340人が参加した。

民間知的財産経営ノウハウ拡散のために韓国知的財産代表企業67社(2009年3月現在、82社)が集まった韓国知的財産協議会(KINPA: Korea Intellectual Property Association)を創立させ、8の分科委員会29回、秋季ワークショップ(9.26~27)、コンファレンス(11.12)などを開催し、知的財産分野の国際的な問題に対する早期対応及び知的財産民間団体活動のベンチマーキングのために日本知的財産協会(JIPA)を訪問するなど(8.27~29)、大・中小企業間の知的財産経営ノウハウの共有を促進した。

中小企業に対しても知財権に強い企業を育成するための努力を傾けた。まず、非英語圏国家に進出又は進出予定の中小企業が現地に適合したブランドを開発することができるよう、5つの中小企業に対して非英語圏ブランドの開発、権利化及び管理戦略を提供し、自治体のブランド経営活性化のための地域ブランド価値向上事業を遂行した。また、16の広域自治体と共同で巡回知財権フォーラムを開催し、知財権に対する認識

を高めると同時に制度広報事業を遂行した。そして、専担人材が合計84社(上半期43社、下半期41社)の中小企業を直接訪問し、コンサルティングを通じて知的財産経営実践戦略を提案し、中小企業のCEOから要請があった場合は専担人材が48時間以内に訪問するなど、顧客に感動を与えるコンサルティングを実施して大きな反響を呼んだ。

特許紛争が予想される半導体用洗浄技術など12の技術分野に対して国際特許紛争地図及び特許マップを作成すると同時に、主要貿易対象国である米国・日本・ドイツ・イギリス・中国との特許侵害訴訟状況を分析・整理した国家別特許紛争地図の作成を完了した。衣類・食飲料サービス業・未加工品の3品目に対する商標分析を通じて商標出願・登録の最新動向情報を提供し、企業のデザイン開発費用の節減及び市場状況及びデザイン動向などに一致する差別化されたデザイン開発情報を提供するため、17品目に対して「デザインマップ構築事業」を推進することで、企業の商標・デザインの競争力を高めた。

発明英才養成推進計画(2008～2012)に従って、発明英才教育のための体験型・問題解決型の小・中の教習・学習資料と発明英才選抜道具を開発し、英才教育振興法によって発明英才クラスとして指定を受けた51の発明クラスに128百万ウォンを追加的に支援(発明英才1クラス当たり2.5百万ウォン)するなど、発明英才養成事業を推進した。2009年からは創造力豊かな少数の次世代英才企業家を発掘するため、KAIST、POSTECとMOUを締結して韓国のビル・ゲイツを育成すべく努力している。

4. 知的財産権の活用促進

特許技術事業化協議会を通じた資金支援の規模を3,848億ウォン(2007年)から4,617億ウォン(2008年)まで拡大し、特許技術価値評価保証(技術保証基金)、特許担保付貸出(韓国産業銀行)の実施及び民間金融機関(ウリ銀行など)と業務協約締結を通じて特許担保資金支援を765億ウォン(2007年)から1,103億ウォン(2008年)に拡大し、特許権者の事業化資金を支援した。

特許技術の試作品製作支援事業は1件当たりの支援限度を3千万ウォンから5千万ウ

オンに増額し、技術の優秀性によって差等支援するようにしたことで、充実化させるための基盤を構築した。特許製品の電子商取引システムであるe-マーケットプレイスは、(社)ベンチャー産業協会、全国商人連合会、D&Shopなど民間及び公共機関との業務提携を強化することで優秀特許商品の流通インフラの拡充及び取引売上の増大に貢献した。

個人、中小企業が技術評価を通じて保有している特許、実用新案登録の権利の技術的な優秀性と事業化妥当性を事前に検討して合理的な事業化の方向を設定できるように支援した。技術移転取引用評価の場合、随時支援体系を構築して技術移転を含む技術事業化の促進に貢献した。また、大学など公共研究機関が保有する特許に対しては、特許管理用選別評価及び技術移転事業化用の価値評価を実施して(848件に対して評価手数料525百万ウォンを支援)公共機関の特許管理能力の強化及び技術移転事業化を促進した。

国有特許の管理強化と活用率向上のために技術評価を遂行し、その結果をもとに効率的な国有特許管理方策を模索した。まず、国有特許100件に対して30百万ウォンの評価手数料を支援し、国公立大学の寄付希望特許目録を受け付けした。その後、特許価値評価を通じて寄付採納対象の特許を選定してから、民間技術取引機関、大学産学協力団、IP-MARTなど多様なチャンネルを通じて技術取引の活性化を図った。

需要者インタビューの導入、技術ニーズとシーズ技術の事前マッチング強化など需要者中心で特許技術取引の基盤を強化し、流通相談官を通じた技術移転相談の活性化、優秀特許技術情報の提供などの持続的な努力で、特許技術取引の締結実績が52件(2007年)から72件(2008年)へと138.5%増加した。

5. 知的財産権保護基盤の強化

特許庁は模倣品の違法性に対する政府主導の広報から脱皮し、消費者と密着した民間主導の知的財産保護文化を築き上げるために努力した。まず、サイバー監視団の運営及び消費者市民会・大韓主婦クラブ連合会など消費者団体と協力体制を構築するこ

とで消費者参加型のキャンペーンを実施し、知財権侵害が起こりやすいインターネットポータルサイトのバナー及びクイズイベントを活用して模倣品に対する国民の認識を高めた。また、「知財権保護国際コンファレンス」を開催して外国企業家に韓国の知的財産保護政策及び主要活動を積極的に広報することで韓国の信頼度を高めようとした。

一方、自治体、検察・警察、放送通信委員会など知財権執行機関と連携し、オン・オフラインでの模倣品の製造・流通業者を厳しく取り締まった。自治体と定期的に取り締りを実施する他、侵害頻発品目(自動車部品類・医薬品など)に対する企画取締りを検察・警察と実施し、1,181件(是正勧告1,147件、立件34件)を取り締まり、模倣品告発センターに申告された模倣品取引サイト(ネットショッピングモールなど)を「放送通信審議委員会」に通報してサイト遮断措置を行い、123のサイトを閉鎖措置した。これは前年に比べて摘発件数は276%、閉鎖件数は256%増加したものである。

海外の知財権保護環境の変化による迅速な対応体制を構築するため、まず韓国企業の知財権侵害が最も深刻である中国に特許駐在官を派遣し、外交的な対応を強化した。また、知財権の被害・侵害が増加しつつあるタイ・ベトナムにIP-DESKを新設して東南アジア地域の知財権保護体系を構築した。海外に進出している中小企業に対する現地IP支援を強化するため、特許庁-KOTRA間でMOUを締結し、知財権の出願支援、侵害調査支援、知的財産経営コンサルティング、訴訟対応支援システムの構築・運営などの事業を推進した。

企業の経営リスクを減らすための知財権保険の導入要請により、民間保険会社と連携して知財権保険のパイロット事業を実施し、Patent trollによる特許訴訟増加によって主要トロール企業に対する分析及び特許紛争頻発技術分野に対する分析を通じて特許紛争予報システムを構築した。また、中国に進出した企業からの要請で、中国金華市の工商行政管理局公務員100人余りを対象に、知財権執行能力を強化するための「模倣品説明会」を開催した。

2008年10月には特許3極といわれる米国・日本・EU体制に韓国と中国が参加するIP5

会議を済州で開催し、5カ国が協力して推進する10の基盤プロジェクトを採択したことで、先進5カ国特許庁(IP5、韓・米・日・中・ヨーロッパ)間の協力体制構築を主導し、国際知財権の問題解決のためのLeader groupを特許3極から5カ国体制に転換させることで、米・日・ヨーロッパなど世界主要市場で韓国企業の特許獲得時間及び費用を大幅削減することが出来るようになった。また、「国家間審査協力」という新しいパラダイムを導き出し、国際的な審査協力(Worksharing)体制のスタート及び知財権分野における中心国家として跳躍したことで韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高めた。これは2008年度の創意・実用優秀事例コンテスト(行政効率性分野)で大統領賞を受賞した。

また、主要国との戦略的な二国間協力の強化として、デンマークとの特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大、米国とSHARE(Strategic Handling of Applications for Rapid Examination)プロジェクト実施に合意し、ロシア・ウズベキスタン・ペルー・南アフリカ共和国などとの二国間協力の多角化を推進し、政府レベルでの資源・エネルギー外交支援の強化及び国際協力の底辺拡大を図った。また、韓-EU間のFTA、韓-メキシコ間のFTA交渉に積極的に対応し、地理的表示(GI)、特許、商標、執行など知財権分野で国益を最大化するために最善を尽くした。また、中国駐在官の新設、知財権専門家派遣などを通じて韓国企業の海外知財権保護及び侵害予防活動を強化した。

一方、低開発国の経済成長に実質的に役立つIP支援事業をWIPO総会で提案し、WIPOとの共同事業として韓国型経済成長モデル発掘・普及が可能になったことで、成熟した世界国家としての国家ブランドを高めた。また、特許制度の標準化を議論する先進国グループ(B+)に加盟し、先進国グループとの特許政策での協力強化及び自国産業界のニーズを反映したルール作りに有利な環境を作った。

6. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

特許庁は特許手数料のクレジットカード納付制度の実施、登録関連書式への署名制度の導入、登録原簿の形式改善など顧客参加を通じて発掘された提案に対して制度改善を推進し、特許行政サービスの品質向上を図った。また、強力な特許権の創出を誘導し、景気低迷による企業の特許管理負担を緩和させるために特許手数料体系を合理

的に整備した。即ち、責任運営機関としての財政健全性が確保できる範囲内で、顧客の特許管理負担を緩和させるために設定・年次登録料は金額を引き下げ、原価よりはるかに低額である審査請求料・PCT国際調査料などは引上げた。

別途の電子出願S/Wを設置することなく、ウェブ上で直接出願できるウェブ書式作成サービスを拡大した。また、出願書類の継続的なエラー発生によって出願書作成時にエラーが発生した出願人がコールセンターの相談員と出願及びエラー情報を共有できる画面方式の1:1相談システムである「出願Expert System」を構築したことで、出願書類のエラー率減少を誘導し、出願・登録・審査・審判・サービスなど5つの分野を対象に特許行政全般に対する顧客評価及び意見をまとめて顧客満足度向上方策を立てることで、顧客中心の感動サービス体制を構築・運営しようとした。

2008年には特許・実用新案の審査点数体系の改善方策、IPC細分化分類体系の整備など19の6シグマ改善課題を遂行し、特許行政の効率を高めようと努力した。また、核心価値である「顧客最優先、挑戦と創意、信頼と尊重」の内在化運動を展開し、新政府の実践規範である「創造的な実用主義」を充実に推進し、企業型責任運営システムを定着させるために努力した。

第2編

世界最高水準の 審査・審判サービスの提供

第1章 高品質審査・審判サービスの提供

第2章 審査・審判人材の専門性向上のための教育強化

第3章 顧客志向の知的財産権制度の構築・運営

第1章 高品質審査・審判サービスの提供

第1節 特許・実用新案分野

1. 特許・実用新案の審査品質向上

審査品質担当官室 技術書記官 イ・スクジュ
電気電子審査局 特許審査政策課 環境事務官 イ・キョンリョル

イ. 推進背景

最近米国、日本、ヨーロッパが中心であった既存の知財権分野の国際秩序が韓国と中国を含む5極体制に再編されつつあり、世界的な企業が韓国特許庁にPCT国際特許出願の審査を依頼する件数が2007年2,853件から2008年11,657件へと爆発的な増加傾向を見せていることから、国際社会が韓国特許庁の審査品質に注目している。また、韓国の最多出願企業であるサムスン電子の特許出願件数が2007年11,490件から2008年7,294件へと36.5%減少するなど、韓国企業の特許戦略も量から質中心に変わりつつある。2008年6月特許庁が(株)現代リサーチ研究所に依頼し、大企業、中小企業、個人発明家など合計1,000人を対象に実施したアンケート調査でも、全体調査対象者の91.4%が特許審査品質向上に特許行政能力を集中しなければならないと回答するなど、特許審査品質の向上に対する対内外的な関心と要求が極めて高かった。

特許庁はこのような対内外的な環境と時代の要求に応えるため、2008年第2期中央責任運営機関の発足と同時に「迅速な審査から高品質の審査へ」と特許審査の政策方向を転換することで、審査品質向上政策における画期的な転機を迎えた。これは先進国水準の高品質審査を提供すると同時に、国際市場で競争力を備えた「強い特許」を創出するための戦略的な変化といえる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査品質改革方案(EXCEL Plan)の樹立・推進

特許審査の品質向上を通じた力強い特許を創出するため、「審査インフラ最適化」、「審査品質高度化」「品質管理の効率化」など3つの分野、39の細部課題で構成された全社的な審査品質改革方案(EXCEL Plan : Examination Excellence Plan)を新たに樹立して推進した。

審査インフラの最適化のため、合理的な審査量、先行技術検索の環境改善及び審査制度改善と関連した12の課題を推進した。その推進成果としては、適正審査量の算定と柔軟な配布管理を通じて審査品質の向上に向けた基盤を構築し、技術分野別の審査難易度に検索難易度を追加する方案など審査努力度に相応する点数体系に改編を行った。また、特許と非特許文献を同時に検索できるワン・クリック統合検索システムの構築及び通知書作成の簡素化及び類型別の標準作成事例集発刊を推進中である。

審査品質を高めるために、審査能力強化、品質向上、審査実務強化と関連した12の課題を推進した。その推進成果としては、専門性を最優先に考慮して審査官を再配置し、融合・複合技術の出願案件に対する審査品質向上のために複合技術審査1、2、3チームを新設した。技術分野別の専門教育機会を拡大し、審査品質管理強化のために審査課長の業務負担を軽減させると同時に、優秀な新規審査官には審査官等級の昇級期間を短縮した。

品質管理の効率化のために、審査品質指数の発掘、審査品質責任制、審査評価の信頼性確保などに関連した15の課題を推進した。主要推進成果としては、審査局・課別の審査品質責任制を実施し、審査品質指標の発掘を通じて品質管理を効率化した。また、審査優秀事例として選ばれた審査官に対しては、成果評価で上位20%以内に評価できるように審査評価の結果と成果評価間の連携性を強めた。

<図Ⅱ-1-1> 審査品質改革方策の目標及び細部推進課題



2) 審査品質を向上するための制度運営及び改善

① 審査官等級制

審査官等級制は審査業務の効率性を高め、生産性を向上させるために審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、先任審査官、審査官の4段階に等級

化したものである。審査官等級別に意思決定権を差等委任する審査官等級制は2001年1月から施行された。そして、審査官の昇級に必要な資格要件及び昇級手続きを規定化し、2005年9月「審査官等級制の運営に関する規定」を制定し、2008年11月まで合計6回にわたって改正を行った。

審査官昇級の際は、昇級審査前の1年間、審査品質担当官の審査評価で審査欠陥率が平均より2倍以上高く、審査品質担当官の審査評価の結果と他審査課(チーム)長の審査評価の結果を合計した審査欠陥率も平均より2倍以上高い審査官は昇級対象から除外した。首席審査官は審査経歴9年以上で審判官課程などの教育課程を履修させ、責任審査官は審査経歴7年以上で中堅審査官課程などの教育課程を履修するようにした。また、前任審査官は審査経歴が4年以上でPCT審査基礎課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。さらに昇級手続きは透明性を確保するために、審査局の昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。

<表Ⅱ-1-1>審査官昇級の基準

区分	経歴	昇級制限の要件	教育履修
首席 審査官	審査経歴 9年以上	昇級審査前の1年間、審査品質担当官室の審査評価結果、審査欠陥率が平均より2倍以上高く、審査品質担当官室の審査評価の結果と他審査課(チーム)長の審査評価結果を合計した審査欠陥率も平均より2倍以上高い審査官は昇級から除外	審査事例研究(Ⅱ)(必修)、審判官、審決・判例研究、特許訴訟事例、審決・判例深化課程の中から2つ
責任 審査官	審査経歴 7年以上		審査事例研究(Ⅱ)(必修)、中堅審査官、訴訟遂行実務、外国の知財権制度、審判官、PCT 審査深化課程の中から2つ
前任 審査官	審査経歴 4年以上		審査事例研究(Ⅰ)(必修)、PCT 審査基礎、先行技術調査、知的財産権関連法、中堅審査官、STN 情報検索課程の中から2つ

審査官等級別に委任された審査関連の意思決定権を見ると、首席審査官には最終処分以外の審査関連の通知事項を審査課(チーム)長に報告せず、独自に施行できるようにし、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、先任審査官には審査官名義の優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。このように、審査内容の軽重によって決裁権を差等委任し、審査課(チーム)長の決済を省略することによって懸念される審査官の一貫性低下の問題は審査パート制を活用して補完している。

2008年11月に改正された内容では、優秀な新任審査官などに対する早期昇級規定を新設することで、該当審査局で優秀な新任審査官を選抜して補佐・共同審査期間を6ヶ月以上短縮した場合、最大1年の期間内で短縮期間分だけ早期昇級メリットを与えられるようし、等級再調整者に対しては等級再調整後1年が経過した場合、昇級できるように根拠規定を設けた。

審査官等級の状況は2008年12月末を基準に、首席審査官が45人で7.7%、責任審査官が49人で8.4%、先任審査官が131人で22.5%、審査官は358人で61.4%を占めている。

② 審査パート制

審査官の増加による審査課(チーム)長の業務負担を減らし、類似した技術分野に対する審査官の一貫性と専門性を高め、審査業務経験の効果的な伝授を通じて審査品質と処理速度を向上させるために、技術分野別に7人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年に試験的に導入し、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することから本格的に施行した。

2008年12月末基準で審査局別の審査パートは各審査課(チーム)内に3つの審査パートを設け、特許審査分野に合計90の審査パート(機械金属建設審査局27、化学生命工学審査局24、電気電子審査局18、情報通信審査局21)を運営している。

審査パート長は先任審査官以上の書記官又は責任審査官として優秀な審査能力と優れたリーダーシップを持つ者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)内の3つの審

査パートのうち1つは審査課(チーム)長が審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって審査業務の決済を遂行し、所管の技術分野に対する特許要件の判断に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる学習を主導している。

このように審査パート制の運営は、審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

<表Ⅱ-1-2> 審査パート制の運営状況

審査局	審査課	審査パート
機械 金属 建設	一般機械	一般機械、工作機械、産業機械
	自動車	自動車フレーム、自動車サッシュ、自動車部品
	運搬機械	運搬機械、物流システム、輸送システム
	原動機械	エンジン、燃焼装置、動力装置
	精密機械	計測機械、光学機械、試験機械
	空調機械	流体機械、空気調和、冷凍機械
	金属	合金、加工、処理・操作
	建設技術	住居環境、建築構造、水資源環境
	複合技術	電動制御、加工制御、推進制御
化学生命	生命工学	遺伝子工学、生物工程、医療・衛生
	化学素材	有機化学、高分子化学、高分子応用
	精密化学	精密化学工程、精密化学製品、精密化学素材
	環境エネルギー	大気、水質・廃棄物、エネルギー・資源

	薬品化学	天然物医薬、製剤・化粧品、合成医薬
	繊維生活用品	繊維加工、繊維素材、生活用品
	食品生物資源	食品保全技術、食品製造技術、生物資源
	複合技術 2	化学工程、無機化合物、セラミックス
電気電子	電気	電気制御、電気エネルギー、電気素子
	電子	電子応用、電子回路、印刷回路
	半導体	半導体集積工程、半導体配線蒸着、半導体パターンニング
	電子商取引	電子商取引システム、ビジネスシステム、金融システム
	ユビキタス	無人認識、センサーネットワーク、デジタルホーム
	複合技術 3	電子素子、医療機器、半導体パッケージ
情報通信	通信	通信端末、通信回路、通信システム
	情報	デジタル記録再生、光磁気記録・メモリ回路
	映像機器	映像駆動、映像素子、PDP
	コンピュータ	コンピュータシステム、メモリ/インターフェース、無線システム
	ディスプレイ	液晶駆動回路、液晶画像処理、OLED
	デジタル放送	DTV、画像処理、放送装備
	ネットワーク	スイッチングネットワーク、通信プロトコル、無線伝送

③ 審査業務管理カード

審査官間で審査業務ノウハウを共有するために導入された既存の審査ノウハウ集、業務引受引継カード、知識管理カードを統合し、審査業務と関連した事項を記録し、資料を掲載できるように個人別空間である審査業務管理カードを2007年12月に構築・

運営している。審査業務管理カードは審査官間の審査業務ノウハウに対する活用性と接近性を高め、後任審査官が審査業務にすぐ適応できるようにし、審査業務と関連した多様な資料として活用され、審査品質を高めることに大きく貢献している。

審査業務管理カードは審査業務と関連した担当技術分野の概要、出願動向、主要統計、先行技術検索のノウハウ、主要先行技術文献目録、業務参考資料など他審査官と共有できる項目で構成されている。ここには各種の規定、実務指針などに記録されていない実務から直接体得した知識も記載するようになっていることから、審査実務中心の審査ノウハウ知識共有システムとなっている。

④ 審査報告書

大規模の審査人材増員によって、審査品質を向上させる制度上の措置が求められ、2005年1月から導入された。2005年2月から3ヶ月間、書面作成を通じて試験的に運営しながら問題点を補完した。特許ネットⅡ開発事業の細部課題として並行推進して電算化を完了した後、2006年1月からは外部の先行技術調査結果物がある案件だけに制限・運営し、2007年からは全ての終結処理案件を対象に全面的に施行するようになった。

また、審査官が充実したサーチをしたかどうかを審査課(チーム)長または審査パート長などの管理者が判断して、適切なサーチ戦略、技法などを指導できるようにした。また、米国、ヨーロッパなどの事例をベンチマーキングして、2008年10月から審査報告書に「検索履歴欄」を新設した。更に、審査着手の時、特許決定案件または記載不備とだけ意見提出通知される案件に対し、自主的に検索履歴を記載するよう試験的な運営を始めた。

審査報告書に掲載される先行技術文献の数も、米国出願の時は情報開示義務によって全ての先行技術資料を米国特許庁に翻訳・提出しなければならないことから発生する相当な費用と不便などを最小限に抑えるために2008年10月から制限(合計4つ)して運営している。

⑤ 協議審査制度

メカトロニクス、バイオニクスなど複合技術出願の正確な審査のために、関連技術分野を専攻した審査官間の審査協議を制度化して2000年3月から施行している。また、2001年6月協議審査のための電算処理システムを構築した。

協議審査は主審査官が協議審査の必要性を判断し、関連技術分野の副審査官を選定した後、主審査官及び副審査官が関連技術分野に対する審査を遂行する。そして、主審査官及び副審査官が共同名義で審査結果の通知書を発送するシステムとなっている。

最近、融合・複合技術関連の出願増加によって、協議審査の件数も徐々に増えつつあったが、2008年には特許・実用新案の1次処理件数の減少によって小幅減少した。

<表Ⅱ-1-3>最近5年間の協議審査の状況

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
345件	1,599件	2,683件	2,977件	2,705件

2008年12月には協議審査の基準を整備するため、副分類が記載された審査案件に協議審査対象を明確にし、該当副分類に対する専門家DBを技術分野別の以前の担当者及び現担当者、専攻者及び社会経歴者で構築・提供することで、協議審査官の選定を容易にさせた。また、協議審査決定の際、パート長の確認過程も省略し、協議審査の手続きを簡素化し、協議審査の具体的な内訳を審査報告書などに記載することを義務付け、運営を充実化させた。

⑥ 先行技術検索ノウハウコンテスト

技術分野別に多様かつ効果的な検索のノウハウ・戦略・技法などを共有し、相互のベンチマーキングを誘導するため、先行技術検索ノウハウコンテストを開催した。

審査局・課別の個別コンテストを経て選ばれた8つの事例を発表し、効率性、有用性、充実性、成果及び創意性を基準に、内・外部の審査委員13人の現場評価を通じて優秀事例を選定・授賞した。また、先行技術調査のアウトソーシング機関である韓国特許情報院の検索ノウハウも同時に共有するなど、審査品質と直結する先行技術検索の重要性に対する関心と認識を高め、個人別に構築された先行技術検索のノウハウなどの拡散に貢献した。

ハ. 評価及び発展方向

全社的な審査品質改革方案の樹立及び推進を通じて「迅速な審査から高品質の審査へ」と特許審査政策方向のパラダイムを確実に転換させる契機となり、39の細部課題の中で22の課題の推進を完了するなど、審査品質向上のための体質改善に成功した。

今後、出願段階における出願品質向上のための支援システム、審査品質向上のための使用者志向の先行検索システム、品質管理の効率性及び正確性向上のための審査品質指標管理システムなどの構築が完了すれば、出願から最終決定まで一連の審査過程で審査品質が高くなり、強い特許の創出にさらに貢献できるものと期待される。

審査官等級制、審査パート制、審査業務管理カード、審査報告書、協議審査制度及び先行技術検索ノウハウコンテストなど、審査品質を高めるために運営している制度も持続的に改善していく計画である。

審査官等級制は首席・責任審査官など優秀な経歴を持つ審査官に対する優遇措置を強化していく予定であり、審査パート制は決済段階で実質的な検討が可能な水準である7人程度の審査パート員が維持できるように審査パートを新設するなど、弾力的に運営していく計画である。

現在、個人別に構築されている審査業務管理カードは審査パートの技術単位別に統合し、持続的なアップデートを通じて審査官の活用度を高められるよう改善していく予定である。また、審査報告書も審査官別のチェックリストのみならず審査課(チーム)

長及び審査パート長など管理者が決済時に参考できるように情報提供範囲を拡大し、作成による業務分担は最小化出来るように改善していく予定である。

協議審査制度に対しては協議審査件数の推移及び協議審査内訳記載の充実性などに対する持続的なモニターリングを通じて、改善が必要な事項は補完していく計画である。

審査官の積極的な参加と士気高揚のために先行技術検索ノウハウコンテストを定例化し、褒章及び参加範囲も拡大して審査官間の情報交流の場として発展していく計画である。また、全ての先行技術調査アウトソーシング機関も優秀事例の共有に参加させ、対内外的な先行技術調査の検索能力を高めるために最善を尽くしていく計画である。

2. 高品質の特許審査支援

電気電子審査局 特許審査支援課 技術書記官 シン・ヨンジュ

イ. 先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼し、迅速な特許審査を支援すると同時に特許審査の品質を高める事業を推進している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在技術分野別の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ－1－4＞先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

先行技術調査事業は当該年度における審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2008年には約177億ウォンを投入して78,593件をアウトソーシング依頼した。

＜表Ⅱ－1－5＞先行技術調査事業の推進実績

(単位：件、%、百万ウォン)

年度	1992～2003	2004	2005	2006	2007	2008
審査処理件数	1,055,698	151,793	180,432	240,665	143,554	109,313
調査依頼件数	208,210	78,080	78,824	80,825	74,432	78,593
調査依頼比率(%)	19.7%	51.4%	43.7%	33.6%	51.8%	71.9%
執行額(百万ウォン)	35,777	15,791	16,316	17,021	16,897	17,711

*注：調査依頼比率＝(調査依頼件数÷審査処理件数)×100

同時に、2008年には先行技術調査専門機関間の調査品質の競争体制を強化するため、調査品質による調査量の差等配分比率を拡大し、国際出願先行技術調査のアウトソーシングを推進するための根拠となる規定を設けるなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2008-20号)した。

2009年からは急増している外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、

PCT国際調査報告書の品質を高めるため、国際出願先行技術調査事業を推進する予定である。

ロ. 国際特許分類事業

国際特許分類(IPC)⁵とは、「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された、国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類と先行技術文献の検索、審査官業務の指定などに活用されている。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を遂行してきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して国際特許分類業務を依頼することができ、2000年に「国際特許分類付与専門機関の指定に関する運営要領」を制定して運用中である。

これにより、国際特許分類事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定され、分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が遂行している。

国際特許分類事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2008年には約18億7千万ウォンを投じて206,226件を依頼したが、これは審査官37人の削減効果と等しいものと分析される。

⁵ International Patent Classificationの略字である。

＜表Ⅱ－1－6＞国際特許分類事業の年度別推進状況

(単位：件、ウォン、百万ウォン)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008
依頼件数	153,377	174,000	177,500	188,000	225,310	206,226
単価(ウォン)	8,010	8,250	8,500	8,680	8,870	9,050
執行額 (百万ウォン)	1,228	1,435	1,508	1,631	1,999	2,577

2009年には2008年10月の米国特許文献再分類を代行するための韓－米特許庁間のMOU締結による後続措置として、米国特許文献の再分類事業を推進する予定であり、特許庁職員で構成されたIPC検証チームを運営することでIPC分類の一貫性を確保し、審査における質の向上を図る。

ハ. 審査官新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応するため、審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法などの法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は極めて不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高めると同時に、最終的には審査品質を高めるため、韓国情報通信大学(ICU)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び実習中心の審査官に合わせた教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関の調査員もオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。

＜表Ⅱ－1－7＞審査官新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700

2009年には特許庁の核心事業の一つである「知財権中心の技術獲得戦略事業」における推進課題の各技術分野に対し、オーダーメイド型の新技術教育を提供して個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大化していく予定である。

ニ. 伝統知識DBの構築事業

生命工学の発展で伝統医薬知識及び遺伝子源の経済的・産業的重要性がますます高まっている。特に、米国が2000年8月「天然医薬品の産業化のためのガイドライン」を発表してから、中国・インドを中心に伝統医薬知識保護の動きがさらに活発化している。

これによって、2001年からWIPO政府間委員会(Intergovernmental Committee)を中心に伝統知識の用語・概念定義、伝統知識の保護、伝統知識の先行技術化方案などの議論が活発に行われている。

このように知識財産権の保護が先端科学技術分野のみならず、伝統知識(Traditional Knowledge)分野にまで拡大することによって、特許庁は韓国の伝統知識に対して外国人が国内外で特許権を取得することを防ぐため、韓国の伝統知識を国・英文DBで構築する事業を推進してきた。

特に、2008年4月にはPCT国際調査機関会議で韓医学・食品・薬学・生物分野の韓国

主要伝統知識関連の学術誌47種で構成された韓国伝統知識ジャーナルがPCT最小限資料⁶として選定されるようにしたことで、韓国の伝統知識が国際的に保護される成果をあげた。

<表Ⅱ-1-8> 伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2004	・伝統知識DB構築のための情報化戦略計画(ISP)を樹立	45
2005	・韓医学分野の論文DBの8,100件を構築 ・各国の伝統知識保護体系及び活用戦略の比較研究	998
2006	・論文(14,052)、天然薬剤(5,500)、伝統処方(20,100)、韓方病症(5,500)に対し、計45,152件のDBを構築 ・伝統知識DB検索システムのプロトタイプの開発	4,675
2007	・論文(1,559)、病症(7,000)に対して計8,559件のDBを構築 ・伝統知識DBの国・英文検索システム(韓国伝統知識ポータル、 www.koreantk.com)を開通	1,434
2008	・韓国伝統知識ジャーナルをPCT最小限資料として選定(2008. 4、2009. 1. 1. より効力発効) ・論文(1,649)、化合物索引(8,039)に対し、計9,688件のDBを構築	381

2009年には一般人が伝統知識DBに簡単にアクセス・活用できるようにし、関連分野の産業・学問のR&Dを促進するため、NAVERなど検索ポータルサイトで伝統知識検索ができるように特許庁の伝統知識DBを民間のポータル検索サービスと連携する予定である。

3. 特許審査における国際協力の強化

電気電子審査局 特許審査支援課 工業事務官 キム・ビョンピル

イ. PCT審査サービス

⁶ PCT最小限資料(PCT Minimum Documentation):PCT国際調査機関が国際特許出願を審査する際、必ず用意しておいて検索しなければならない最小限の先行技術文献をいう。

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関として、PCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連した先行技術を検索し、これに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は国際調査結果でも特許獲得の可能性を判断するのが難しい出願に対して出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行して、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を遂行するかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称して「国際機関」とする)の中から出願人が選択することになる。

2008年基準で計15の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行している。

<表Ⅱ-1-9> 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

ヨーロッパ特許庁(1978)、米国(1978)、日本(1978)、スウェーデン(1978)、オーストラリア(1978)、ロシア(1978)、オーストラリア(1980)、中国(1994)、スペイン(1995)、大韓民国(1999)、カナダ(2002)、フィンランド(2003)、インド(2007)、ブラジル(2007)、ノルディック(2008)

*注1：()は施行年度で、ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

*注2：2007. 10. インドとブラジルが国際機関として追加指定されたが、現在業務は未開始

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから、国際調査の依頼が急増し、2008年には前年比111%が増加した18,822件が依頼された。このうち、11,657件は外国出願人から依頼されたもので、7,165件は国内出願による依頼であった。

<表Ⅱ-1-10> PCT国際調査の依頼状況

区 分		2005	2006	2007	2008
国内	英語	2,476	3,350	3,992	4,546
	韓国語	1,374	1,813	2,079	2,619
外国		20	735	2,853	11,657
計		3,870	5,898	8,924	18,822

2008年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国家は米国、インドネシア、シンガポールなど合計8カ国であり、特に米国のグローバル企業からPCT国際出願に対する国際調査の依頼が急増している。

2009年にはスリランカとオーストラリアなども追加でPCT国際調査サービスを提供することに合意することによって、2009年には合計10カ国に増える見通しである。

<表Ⅱ-1-11>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国家

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009 予定)、スリランカ(2009 予定)

ロ. 国家間審査結果の相互活用

全世界の特許出願が着実に増加しているが⁷、特許出願の増加は特許庁の立場からすると、業務処理の負担が増え、審査処理が遅くなり、発明家の特許権取得を遅延させる原因となる。

このような問題点を解決するために主要国の特許庁は世界特許出願の中の相当数が複数の国家に共通的に出願されている点⁸に注目し、相互の審査結果を活用すれば、審

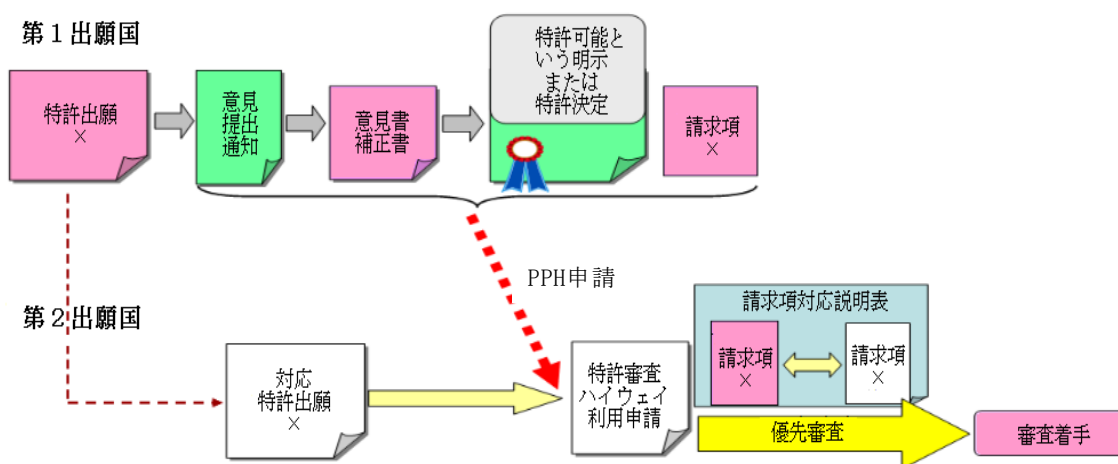
⁷ 全世界の特許出願は884,400件(1985年)から1,599,000件(2004年)へと81%が増加、出处：WIPO Patent Report 2006

⁸ 実例として2004年度APEC内の特許出願約125万件のうち、約30万件(24%)が重複特許出願、出处：WIPO Patent Report 2006に基づいて日本特許庁が推算

査品質を高めると同時に審査速度も速くなり、発明者はより迅速かつ少ない費用で特許を取得することが出来るという点に着目し、「国家間特許審査結果の活用」を積極的に推進している。

国家間で特許審査結果を活用するために様々な方案が議論されているが、現在韓国、日本、米国など主要国の特許庁は「特許審査ハイウェイ」を特許制度の一部として反映して施行中であるか、または試験的に実施している。

<図Ⅱ-1-2>特許審査ハイウェイの概要



特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway、PPH)は両国に共通して申請された特許出願に対し、先に出願した国から特許可能という審査結果を得た場合、もう一方の国は先に出願した国の審査結果を活用して、該当する特許出願を他の出願より優先して速やかに審査してくれる制度である。

これにより、韓国は2007年4月から日本と特許審査ハイウェイを実施中であり、米国とも2008年1月から1年間試験的に実施した。

2009年1月からは米国と特許審査ハイウェイを全面的に実施する予定であり、2009年3月からはデンマーク特許庁とも特許審査ハイウェイを試験的に実施する予定である。このように韓国特許庁は国家間の特許審査結果を活用することで業務協力と審査

品質向上のため、特許審査ハイウェイ対象国を拡大している。さらに、今後も特許審査ハイウェイを始めとする国家間特許審査結果の活用議論はより弾みを増していくと見られる。

ハ. 国家間の特許審査交流プログラム

特許審査交流プログラム(Patent Examiners Exchange Program)は各国に同時に出願された案件に対して共同で特許審査を行うことで、特許庁間の審査品質に対する信頼を確保し、今後審査結果を相互に認め合うための基盤を構築するためのプログラムである。

特許審査交流プログラムに参加する審査官は、両国に同時に出願された案件に対して事前に特許を審査した後、両国の特許庁を相互訪問し、審査結果に対して比較及び討議を行う一方、相手国の審査制度及び実務などを経験することで、他国の審査制度及び実務に対する理解を深めることが出来る。

韓国は2000年から日本と特許審査交流プログラムを開始し、中国(2003年)、ドイツ(2006年)、オーストラリア(2007年)などとも特許審査交流プログラムを施行している。

2008年には日本、中国、ドイツ特許庁と特許審査交流プログラムを推進し、機械、薬品、通信分野における両国の審査官が相手国を相互訪問し、共同先行技術調査を実施した。

<表Ⅱ-1-12>特許審査交流プログラムにおける技術分野の状況

年度	韓-日	韓-中	韓-ドイツ	韓-オーストラリア
2000	PDP	-	-	-
2001	有機化合物	-	-	-
2002	半導体	-	-	-
2003	ハイブリッド自動車	医薬	-	-
2004	電子商取引、二次電池	無線通信	-	-

2005	医療・衛生、半導体 光素子	工作機械、高分子化 合物、LCD、電子商 取引	-	-
2006	ロボット、半導体	加熱調理機具、車両 部品、電気接続装 置、半導体発光素子	コンピュータ、 LCD	-
2007	放送記録・再生、建 築材料	-	ディスプレイ、 半導体パッケ ージング	医薬品、無線通信
2008	洗濯機、医薬品	空調機、電気通信技 術	内燃機関、化学 素材	-

2009年から米国特許庁及びイギリス特許庁と特許審査交流プログラムを推進することに合意し、カナダ、ロシアなどとも論議中であり、今後対象国家はさらに拡大していくと見られる。

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標・デザインの審査品質向上

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 ク・ジャクアン

イ. 推進背景及び概要

特許庁では2008年度審査分野の戦略目標を「高品質の審査サービスの提供」と定め、審査業務推進のパラダイムを「処理期間」から「審査品質向上」に転換した。これにより、商標・デザイン分野でも「顧客－特許庁－外国特許庁」を連携する審査品質向上推進の体系を構築した後、①制度改善、②審査官能力の強化、③審査品質の管理などで推進方向を細分化し、審査品質を高めるための政策を体系的に推進した。

<表Ⅱ-1-13> 商標及びデザイン審査品質の向上推進体系



ロ. 推進内容及び成果

1) 制度改善

商標及びデザイン分野の制度改善事項としては、指定商品一部補正制度の導入、商標優先審査制度の導入、デザイン優先審査の対象拡大、指定商品包括名称の認定範囲の拡大などがあり、特許庁レベルで出願人署名制度を導入した。

指定商品一部補正制度は商標登録出願の後、指定商品を補正しようとする場合、従来は出願の時に指定した商品のうち、継続して維持しようとする商品と、補正を通じて削除、訂正及び細分化しようとする商品名称全てを記載し、補正書を提出するようになっていたが、出願人の便宜を図るため、補正しようとする商品の名称だけを補正書に記載するように制度を改善した。

商標優先審査制度は、出願された商標に対して他人が出願した商標と同一または類似した商標を同一または類似した指定商品に使用する場合と、出願人が指定商品全てに対し出願された商標を使用している場合、優先審査を申請して商標権を早期に獲得できるようにしたもので、優先審査申請がある時は優先審査確定後、2月以内に審査に着手するようにした。

また、先行デザイン調査報告書を提出する場合、デザイン優先審査が請求できるようにデザイン優先審査対象を拡大し、指定商品の包括名称の認定範囲を拡大し、国内外の出願人が直面する指定商品の細分化による不便を最小化した。

<表Ⅱ-1-14> 商標指定商品包括名称の認定範囲拡大状況

NICE分類上の包括名称数	包括名称の認定	保留
212(100%)	186(87.7%)	26(12.3%)

- ・ NICE分類商品(10,627)の98%である10,415の商品に対しては既に認める。
- ・ 認定商品の例示：Clothing(衣類)、Kitchen containers(キッチン用品)
- ・ 認定されない商品の例示：Ironmongery(鉄製品)、Utensils for household Purposes(家庭用品)

2) 審査官の能力強化

特許庁では商標及びデザイン審査官の審査能力を強化すべく、効率的な審査官教育の実施、商標及びデザイン分野制度研究会の運営、商標及びデザイン審査ノウハウコンテストなどを推進した。

審査官の能力を強化するための教育課程は、①商標デザイン審査局の独自教育課程、②国際知的財産研修院の正規教育課程、③商標及びデザイン分野の現場教育課程に細分化して体系的に推進した。独自教育課程は2回46人、正規教育課程は16の教育課程で258人、現場教育は17回45人など計349人の審査官に対して審査能力強化教育を行った。

＜表Ⅱ－1－15＞商標及びデザイン審査官の審査能力強化教育の状況

●商標デザイン審査局の独自教育

教育対象	教育内容	2008年度の推進実績
審査局の新規転入審査官	審査実務及びノウハウ	2回46名

●IIPTI正規教育

教育課程	計	新規審査官	中堅審査官	審判官	法令及び事例研究
推進実績	258名	36名	31名	39名	152名

●審査官の現場教育

目的	推進内容	2008年度の推進実績
商品の生産及び流通トレンドを把握	企業、商店街、展覧会などに現地出張	17回45名

商標及びデザイン分野の研究会の場合、商標制度研究会を15回開催し、延人員1,505人の審査官が参加した中、審査官及び弁理士などの商標専門家たちが23件のテーマを

発表し、デザイン制度研究会は11回開催し、延人員795人の審査官が参加した中で審査官、大学教授、デザイン業界の関係者などのデザイン専門家が18件のテーマを発表した。

<表Ⅱ-1-16> 商標及びデザイン制度研究会の運営実績

開催回数	発表テーマ	出席人員	発表者
26回	41件	2,300名	教授、弁理士、審査官など

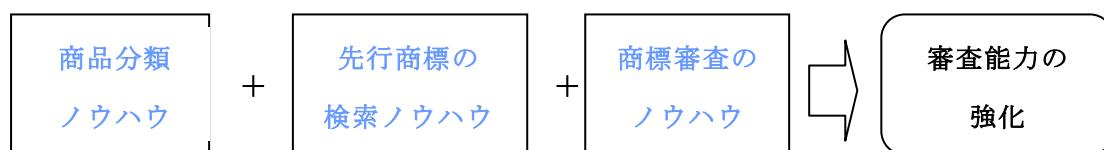
●主要発表内容

計	審査争点 研究事例	商標制度 研究事例	外国商標制度 研究事例	審査基準など 改正事項
41	15	16	5	5

また、2008年12月15日には商標及びデザインの分類と検索及び審査ノウハウコンテストを開催し、150人の審査官及び関係者が出席した中で、13件のノウハウを発表・共有することで審査能力を高められる契機を作った。

<表Ⅱ-1-17> 2008年度商標及びデザイン審査ノウハウコンテストの開催状況

●推進体系



●2008年度の推進実績

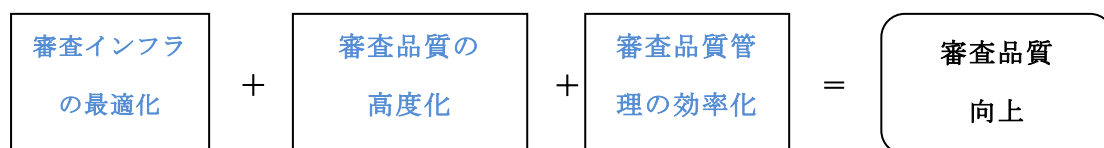
日付	発表テーマ					出席人員
	計	分類	検索	審査	政策	
2008. 12. 15	13	2	4	6	1	150人

3) 商標及びデザイン審査品質の管理

商標及びデザイン分野の審査品質を体系的に管理するため、3つの分野、36の課題で構成された「T&D-EXCEL Plan(Trademark & Design Examination Excellence Plan)」を樹立・推進し、商標・デザイン審査評価制度を拡大・改編した。

<表Ⅱ-1-18> T&D-EXCEL Planの推進状況

● 推進体系

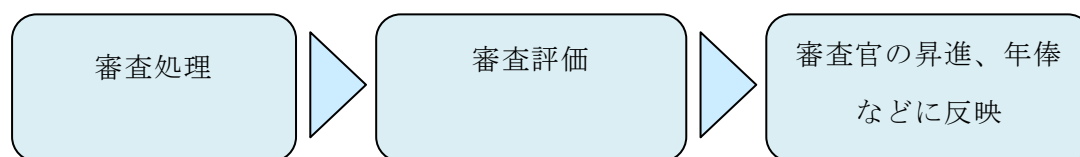


● 2008年度の推進実績

計	審査インフラの最適化	審査品質の高度化	審査品質管理の効率化
36の課題	審査基準及び規定補完 など20の課題	審査品質自家診断制 実施など13の課題	審査品質責任制の実施 など3つの課題

<表Ⅱ-1-19> 商標デザイン審査評価制度の改善状況

● 評価体系



● 2008年度審査評価制度の改善事例

- ・ 評価対象抽出件数の拡大：審査官1人当たり12件→18件
- ・ 評価等級の細分化：5段階→7段階
- ・ 評価官の増員：2名→4名

4) 2008年度商標及びデザイン審査品質向上の推進成果

特許庁では商標及びデザイン分野の審査品質向上の推進成果を測定するため、特許庁の内部指標として「拒絶決定適合率」を管理している。また、対外的な指標としては外部世論調査機関に依頼し、顧客満足度調査を実施している。

2008年度商標及びデザイン分野の拒絶決定適合率は98.9%(上半期99.0%、下半期98.8%)で、目標値の97.4%を超過達成した。

<表Ⅱ-1-20>2008年度商標及びデザイン拒絶決定適合率の状況

●2008年度拒絶決定の適合率

- ・商標拒絶決定案件に対する審査評価結果、誤謬がない案件の比率
- ・2008年度目標及び達成度

Target	達成度		
	計	上半期	下半期
97.4%	98.9%	99.0%	98.8%

そして世論調査専門機関に依頼し、商標及びデザイン分野の顧客満足度を調査した結果、全般的な満足度においては71.99%(上半期71.62%、下半期72.36%)で目標値である74.1%には達しなかったが、商標及びデザイン審査分野別に調査した分野別満足度の場合は69.18%で、目標値の68.05%を超過達成した。

<表Ⅱ-1-21>2008年度商標及びデザイン顧客満足度調査の結果

(単位：%、上半期/下半期)

区分	全般的な満足度	分野別満足度				
		平均	通知書理解の容易性	関連法規の正確性	審査官の専門性	審査過程の公正性
平均	71.62/ 72.36	69.01/ 69.34	68.25/ 66.37	69.38/ 70.07	68.79/ 69.05	69.63/ 71.87
商標	70.39/ 72.54	72.15/ 69.72	70.83/ 69.22	71.82/ 68.03	71.62/ 70.53	74.33/ 71.08
デザイン	72.82/ 71.90	72.27/ 67.0	70.05/ 65.15	72.5/ 67.55	72.77/ 65.89	73.76/ 69.42

*目標達成値：全般的な満足度74.1、分野別満足度68.05(平均値)

ハ. 評価及び発展方向

特許庁では2009年も商標分野で権利不要求制度の導入、中用権制度の導入、更新出願制度の簡素化などを推進し、デザイン分野では図面審査方法改善のような強いデザイン権創出のための制度を施行するなど、商標・デザイン制度を顧客志向的に拡大・改編して持続的に審査品質向上に向けて取り組んでいく予定である。

2. 商標・デザイン審査支援

商標デザイン審査局 商標デザイン審査支援課 行政事務官 キム・ウォンギョ

イ. 推進背景及び概要

1) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査の一部である商標の分析・検索業務の一部を外部に委託して処理している。「商標調査分析事業」は出願商標の意味を分析し、出願商標と同一または類似した先出願・先登録商標を検索する業務を外部の専門調査機関に委託・処理する事業であり、審査官の負担を軽減し、適正な審査処理期間を維持することで審査の品質を高めることにその目的がある。

「商標調査分析事業」は商標法に基づいて施行されたもので、商標法第22条の2第1項は「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関に対して商標検索を依頼することができる」と規定している。

2) デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は、デザイン出願量の増加による審査人材補強の限界を克服

するために審査業務の一部であるデザイン資料検索を外部専門機関にアウトソーシングすることで、審査官の業務負担軽減や迅速な審査を通じて出願人の便宜を図り、長期的にはデザイン審査の品質向上に貢献するために、2008年度に試験的に導入された事業である。

3) 指定商品の包括名称認定制度

韓国特許庁はこれまでマドリッド議定書加盟国として国際商標登録と関連して包括名称を認めなかったため、商品と関連する過剰な意見提出通知によって国際的に苦情が多く寄せられ、国内出願人も国内出願に基づいて国際登録出願をする場合、国内で包括名称が認められず、その点が不利に作用した。同時に国内商標登録の場合にも過剰な商品指定によって審査負担が増加する問題点などの改善が必要であった。

* 出願1件当たりの商品数：2002年平均8.8 ⇒ 2007年平均88(年平均62.8%)

ロ. 推進内容及び成果

1) 商標調査分析事業

特許庁は商標検索に必要な専門人材・文献・装備などを保有している「韓国特許情報院」を商標専門調査機関に指定し、2003年から事業を行ってきたが、競争を通じた事業の品質評価を高めるために2005年12月に「㈱WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

また特許庁は商標専門調査機関の調査員を対象に商標法及び商標審査基準に対するワークショップ、深化教育及びセミナーを定期的を実施するなど同事業の品質を高めるために努力した結果、品質評価点数が2007年は83.3点、2008年には83.4点と持続的に増加している。また、調査分析報告書の未活用率も2007年0.3%から2008年には0.1%に低下している。

特許庁は2008年から事業品質をより強化するため、商標専門調査機関の指定及び運

営に関する要領(特許庁告示第2008-15号)を改正することで商標専門調査機関の品質評価基準を改善し、評価等級段階を細分化(4段階→6段階)した。

2) デザイン調査分析事業

この事業はデザイン保護法第30条の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、保安全管理能力を備えた企業(法人)をデザイン専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関と契約を通じて年間事業量を配分する方式で行われた。

事業過程の核心は審査活用度が大きい正確な報告書の作成であり、繰り返し教育と審査官討論を通じて調査員の業務能力を向上させた。同時に、報告書の評価基準と方法を専門調査機関の運営要領(特許庁告示)に具体的に規定し、客観性と透明性を確保した。その結果、報告書品質満足度84.1点、審査活用率100%など比較的に安定した事業基盤を早期に構築することができた。

3) 指定商品の包括名称認定制度

特許庁は包括名称認定制度を導入するために商標デザイン審査局内に2008年4月から2008年9月まで一時的に別途推進チームを構成し、ニース分類(第9版)で認められている国際目録(10,627)のうち、韓国の審査基準に合わない26の目録を除いて全てを認めた包括名称認定目録279個を2008年9月16日から認めることにした。

同時に同事業の推進に必要な特許庁例規である「商標審査基準」、「類似商品・サービス業の審査基準」、「商標及びサービス業の名称及び類区分に関する告示」などを改正した。また、包括名称を検索するための包括コード電算システム及び出願システムを改善してユーザーの便宜を図った。

主な改正内容を見ると、「商標審査基準」第31条第1項を改正し、同一商品類区分内で複数の類似群に属する包括名称が記載できる根拠及び包括名称の概念規定を設けた。また、第31条第8項を新設し、包括名称に対する審査時に一部類似群に拒絶理由がある

場合、具体的な商品に補正するようにし、例示内容を新設した。

また、「類似商品・サービス業審査基準」を改正し、総論部分で包括名称に対する用語の定義規定を新設した。同時に「別表」を改正し、包括名称認定目録を収録するための「商品相互間の類似判断基準」（別表2）及び「サービス業相互間の類似判断基準」（別表3）を改正した。

＜表Ⅱ－1－22＞包括名称認定目録の商品類別状況

商品サービス業別	商品					サービス業			合計
	12類	11類	9類	その他	小計	35類	その他	小計	
最終認定目録数	71	25	17	143	256	5	18	23	279

ハ. 評価及び発展方向

1) 商標調査分析事業

商標調査分析事業は商標審査の品質向上及び審査業務負担軽減のために実施された事業で、商標審査人材の代替効果の面では2003年「商標調査分析事業」の開始以来、2008年まで合計25万件を実施し、2004年5.8名、2005年5.8名、2006年8.9名、2007年8.9名、2008年6.2名の節減効果があることが分かった。特許庁は今後も審査人材増員の限界のために審査処理物量の約30%水準を維持する計画であり、同時に品質を高めるための品質管理及び評価体系改善を続けていく計画である。

2) デザイン調査分析事業

この事業は審査官業務の一部を外部の専門機関にアウトソーシングするという点で、審査官の水準に適合した調査人材の確保と審査資料を適時に提供する審査環境の構築、そして非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要であるといえる。特許庁は

このような問題点を補完・克服するため、デザイン審査マニュアルを具体的に整備して専門調査機関に提供し、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)を通じたデザイン資料の伝送と専門調査機関の保安全管理にも万全を期する予定である。

3) 指定商品の包括名称認定制度

包括名称認定制度は、国内出願人には指定商品を具体的に表示しなければならないという不便の減少、指定商品の表記ミスによって発生する補正対象の減少及び新規商品発売の時も指定商品の追加指定が不必要になる。また、国際出願人には国際商標出願案件の仮拒絶通知件数が相当数減少すると見込まれ(下記の表を参照)、商標審査官にも指定商品エラー(誤記、誤字など)による補正通知対象が減少し、商品の類似判断のための時間が節約できるなど肯定的な効果が期待できるので、今後も包括名称認定目録を引き続き開発して追加していく予定である。

＜表Ⅱ－1－23＞包括名称関連の仮拒絶通知件数(国際商標)の状況

年度	2004	2005	2006	2007	年平均
出願件数(A)	4,874	6,699	8,483	9,072	
仮拒絶通知件数(B)	1,341	2,132	2,887	4,247	
拒絶比率(B/A)	27.5%	31.8%	34.0%	46.8%	35.0%

3. 商標・デザイン審査のインフラ支援

商標デザイン審査局 サービス表審査課 書記官 チェ・ジェファン

イ. 推進背景及び概要

1) 公知デザイン審査資料の収集整備事業

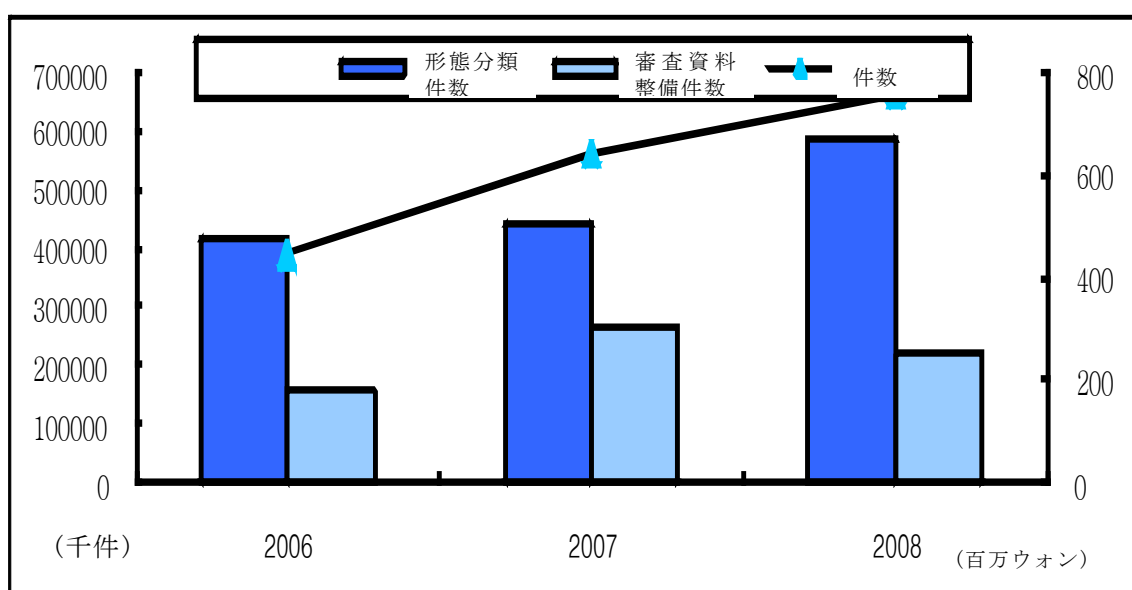
公知デザイン審査資料の収集整備事業はデザイン保護法が規定した出願デザインの新規性審査の実効性を確保するためにデザイン保護制度の導入以来続けられてきたが、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入を契機として、従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境で使用できる電子イメージに転換・加工する方式に転換した。

この事業はデザイン審査資料を収集・加工して審査に活用することで高品質の審査サービスを提供し、新しい公開・公知デザインを速やかに確保すると同時に、新規性、創作性の判断などデザイン審査制度の実効性を確保することが主な目的がある。

2) デザイン審査資料の形態分類整備事業

デザイン審査資料の形態分類整備事業は7百万件にいたるデザイン審査資料をより迅速・正確に検索するため、これまで物品の用途と機能によって分類していたデザインの物品に形態的な要素を追加して再び細分化する事業で、2006年度から期限付き事業として始め、2008年度まで3カ年にわたって210万件に対する再分類と整備を完了した。年度別事業量と事業費は次の表のとおりである。

<図Ⅱ-1-3> デザイン審査資料の形態分類整備事業の状況

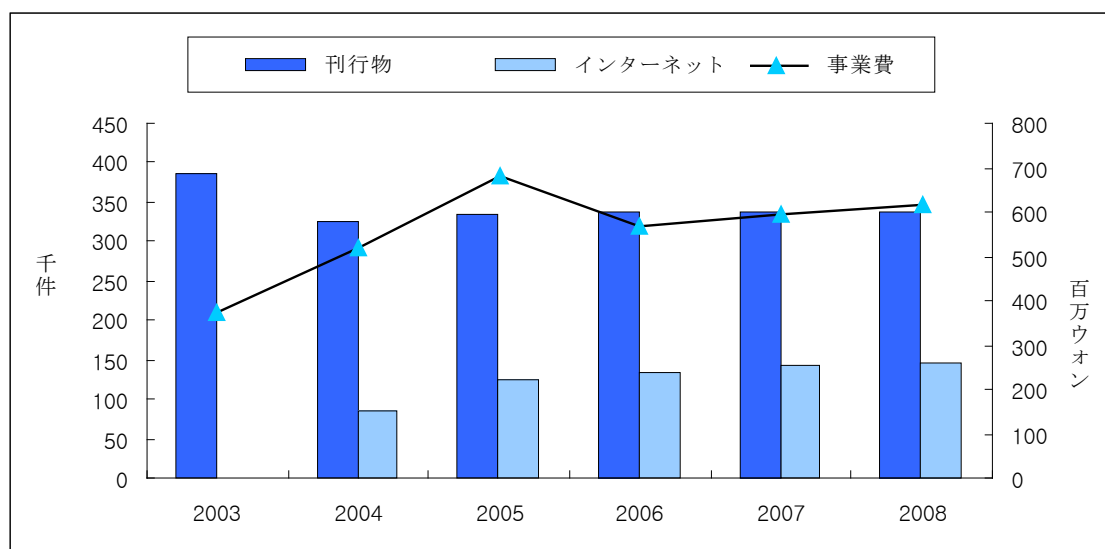


ロ. 推進内容及び成果

1) 公知デザイン審査資料の収集整備事業

この事業はデザイン審査資料の収集と整備に関する知識とデータ加工能力を備えた企業を公開入札を通じて選定し、アウトソーシング事業で施行した。事業の主な内容は第一に、インターネット媒体を通じて公開・公知されるデザイン審査資料、第二に、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン審査資料、第三に、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOのデザイン登録・公開公報を収集してDB資料として加工するなどの3つに大きく分けられ、年度別の予算金額と事業実績は次の表のとおりである。

<図Ⅱ-1-4> 公知デザイン審査資料の収集・整備状況



2) デザイン審査資料の形態分類整備事業

この事業の主要内容は、第一に、物品の用途、機能で分類したデザイン審査資料を、物品の形態要素を基準に再分類して各々コード番号を付与する事業(下の表を参考)。第二に、物品の用途、機能が過剰に細分され別々に審査することが非効率的である小分類を統合する事業。第三に、形態分類(案)に合わせて保有した審査資料DBの分類コ

ードを修正(事業遂行過程における誤謬、重複、イメージ不良資料などを同時に整備)する事業の3つに分けられる。

2006年から3年間にわたって施行した事業実績は形態分類163の小分類、類似小分類統合138の小分類(新設43)、DB整備件数は210万件である。

<表Ⅱ-1-24>形態分類前後の審査資料の比較(携帯電話H3-301の場合)

形態分類前	形態分類後
携帯電話 (H3-301) 計29,859件 (小分類の下に 形態分類などない)	H3-301A ストレート型 5,551件
	H3-301B フリップ型 1,511件
	H3-301C 折りたたみ/スライド型 10,957件
	H3-301CA 液晶及び機能ボタン露出型 (2,796件)
	H3-301CB 液晶外部露出型 (3,738件)
	H3-301CC オープン折りたたみ型 (2,107件)
	H3-301CD オープンスライド型 (854件)
	H3-301CE オープン回転/スイング型 (295件)
	H3-301D 身体着用型 113件
	H3-301 その他 11,727件

ハ. 評価及び発展方向

1) 公知デザイン審査資料の収集整備事業

この事業の主な目的は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、迅速に特許庁の審査官に提供することにある。従って、2008年度の事業はデザイン出願の推移を考慮し、物品別に審査資料の収集量を決めた後、2ヶ月間隔で納品した。納品データの検取搭載率は98.6%で、2007年度に比べて0.4%上昇した。

2009年からはデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮し、KOTRA、駐韓外国公館などとの業務協力を通じて外国で公開されるデザイン資料の収集能力を大幅強化する予定であり、2008年12月現在、デザイン審査資料の保有状況は次のとおりである。

＜表Ⅱ－1－25＞デザイン審査資料の保有状況(2008年12月現在)

	区分	数量(千件)	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	891	1960～	随時
	実用新案公報	448	1999～	随時
海外	日本公報	1,179	1960～	週1回
	WIPO公報	97	1998～	月1回
	OHIM公報	308	2003～	年5回
	米国公報	129	2002～	年5回
	ドイツ公報	70	2006～	年5回
	過去の外国公報	677	～1999	
その他	カタログ、インターネット	3,280	1980～	年5回
	画像デザイン	144	2003～	年5回
	字体	28	1999～	年5回
	計	7,251		

2) デザイン審査資料の形態分類整備事業

この事業の主な内容は、デザインの対象となる物品のデザイン要素の中でデザインの要部に該当し、識別力の大きい部分の中から、誰もが共感できるものを抽出して体系化することである。従って、形態分類(案)の過程で業界、デザイナー、弁理士及び審査官、分類関係者など多数の参加と意見収集が求められ、これを体系的に整理した指針を作ることが急がれる。

従って、特許庁は2009年中に現行のデザイン物品分類体系を大幅改編し、これまでの形態分類結果を分類指針に反映し、物品別分類定義書の制定、デザイン物品分類目録の告示などを通じて出願人の便宜を図り、LOCARNO分類など国際デザイン分類体系との連携を強化していく予定である。

第3節 審判分野

1. 審判品質の向上

特許審判院 審判政策課 行政事務官 チェ・ジョンテ

イ. 概要

特許審判において迅速さと正確さはどちらも無視できない重要な目標であり、今後も永遠に追及すべき課題である。これまで特許審判院は審判人材の増員及び審判制度の改善など、持続的な審判処理期間短縮に向けた努力の結果として、2007年には世界最高水準の審判処理期間である5.9ヶ月を達成し、審判処理期間を短縮する過程においても審判品質の向上に向けた地道な努力を併行し、審判品質を見極める指標である特許裁判所の提訴率と審決取消率が着実に改善されてきた。

2008年には審判処理期間の安定的な維持をもとに、処理期間から品質へと政策パラダイムを変え、2008年を「審判品質向上の元年」とし、審判品質向上に向けた品質と連携した評価及び褒賞システムの運営、審判インフラの拡充、審判官の専門性の強化などに多くの努力を傾けてきた。特に、審判品質を持続的に高められるように、審判院の中・長期ロードマップを設定し、核心課題を発掘した。

品質と連携した評価及び褒賞システムとしては、四半期毎の審判品質評価委員会の開催、毎月の審理過程に対する審判官の審理充実性評価制度の運営、毎週の審決取消の原因分析及び動向点検会議の開催、半期毎の判例評釈の公募および褒賞、裁判所勤務結果発表会の開催などを推進した。審判インフラ拡充のためには口述審理及び技術説明会の拡大、争点別商標判例DB検索システムの構築、審判履歴管理カードシステムの構築及び運用、審決文作成システムを改善した。また、審判官の専門性を強化するために、初任審判官のメンタリング(Mentoring)システムの運営、経歴審判官の補修教育、裁判官・教授を招聘した判例・訴訟法研究会など、審判官のオーダーメイド型教育及び品質向上のための審判部別セミナーを開催した。

ロ． 推進内容及び成果

1) 審判品質を向上させるための評価及び褒賞システムの運営

イ) 審判品質評価委員会の活動

審判品質評価委員会は商標、デザイン、機械金属建設、化学生命工学、電気電子の5つの分野別で構成される。分野別に首席審判長が委員長となり、審判官4人が委員として参加する。評価委員会は四半期毎に1回開催され、特許裁判所または最高裁が審決取消した事件の原因を分析・評価し、審判基準を定立し、審判官教育資料を作成する。評価の公正性と客観性を期するために、審判官委員4人中2人を他分野の審判官で構成している。

ロ) 審決取消原因分析及び動向点検会議の新設

審判院では審決取消が確定した案件に対して分野別審判品質評価委員会の開催のみならず審決取消案件に対して迅速かつ深層的な原因分析及び即時フィードバックのために毎週審判院長の主宰で審決取消原因分析及び動向点検会議を2008年7月から定例的に開催してきた。該当分野の首席審判官、該当事件の主審審判官及び訴訟遂行官が出席し、審決取消原因分析書をもとに取消原因に対する深層分析及び討論を通じて会議結果を導出し、これを審判官及び訴訟遂行官にフィードバックすることで、審判及び訴訟業務の品質向上に貢献してきた。

ハ) 判例評釈公募の活性化

特許庁構成員の判例研究活性化のため、判例評釈寄稿を積極的に奨励した。これは知的財産権関連の判例研究を通じて特許庁固有の審査・審判論理を開発できるだけでなく、構成員の専門性を高めることが出来るためである。特に、間違った判例に対する理性的な批判・牽制を通じて関連法規・制度の発展はもちろん、審査・審判の懸案問題の解決に貢献できる。半期別に公募を行った結果、上半期25編、下半期23編の判

例評釈が提出された。提出された判例評釈は3段階にわたって評価及び審議が行われるが、まず1次評価を通じて判例評釈の等級を決め、2次評価では1次評価の結果、等級が優秀な判例評釈に対してのみ具体的な点数評価を行う。最後に、2次評価点数を考慮し、判例評釈審議委員会の審議を経て合計5編の優秀判例評釈を選定する。2008年には10編の優秀判例評釈が選定され、優秀判例評釈に選定された判例評釈は法律関連の刊行物、各種ホームページ、内部掲示板などに掲載した。特に、「知的財産21」に毎回2～3件を定期的に寄稿し、庁内部のみならず外部と情報を共有している。

二) 裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁から裁判所に派遣され、知財権事件に対して裁判官を補佐して業務を処理する公務員は、特許裁判所技術審理官と最高裁及びソウル中央地方裁判所の特許調査官が存在する。特許裁判所には計15人が派遣され、事件に対する技術的な諮問を行い、必要な時は審理と合議に参加している。最高裁に6人、ソウル地方裁判所には2人が派遣され、特許訴訟事件に対する技術的な諮問を行っている。特許審判院ではこれら裁判所での勤務を経験した人たちのノウハウが審査官・審判官にリアルに伝えられるように、発表会を2008年11月に開催した。たくさんに関心と参加があった中で11人の裁判所勤務経験者が発表し、サイバー投票及び評価委員の評価など、多重評価を通じて発表優秀者4人を選定して褒賞を実施した。今後も彼らの裁判所勤務ノウハウが体系的に伝授できるように各種の教育、研究会、セミナー進行の際、彼らを積極的に参加させ、発展的に共有・討議できるようにする予定である。

<図Ⅱ-1-5> 裁判所勤務結果発表会の全景

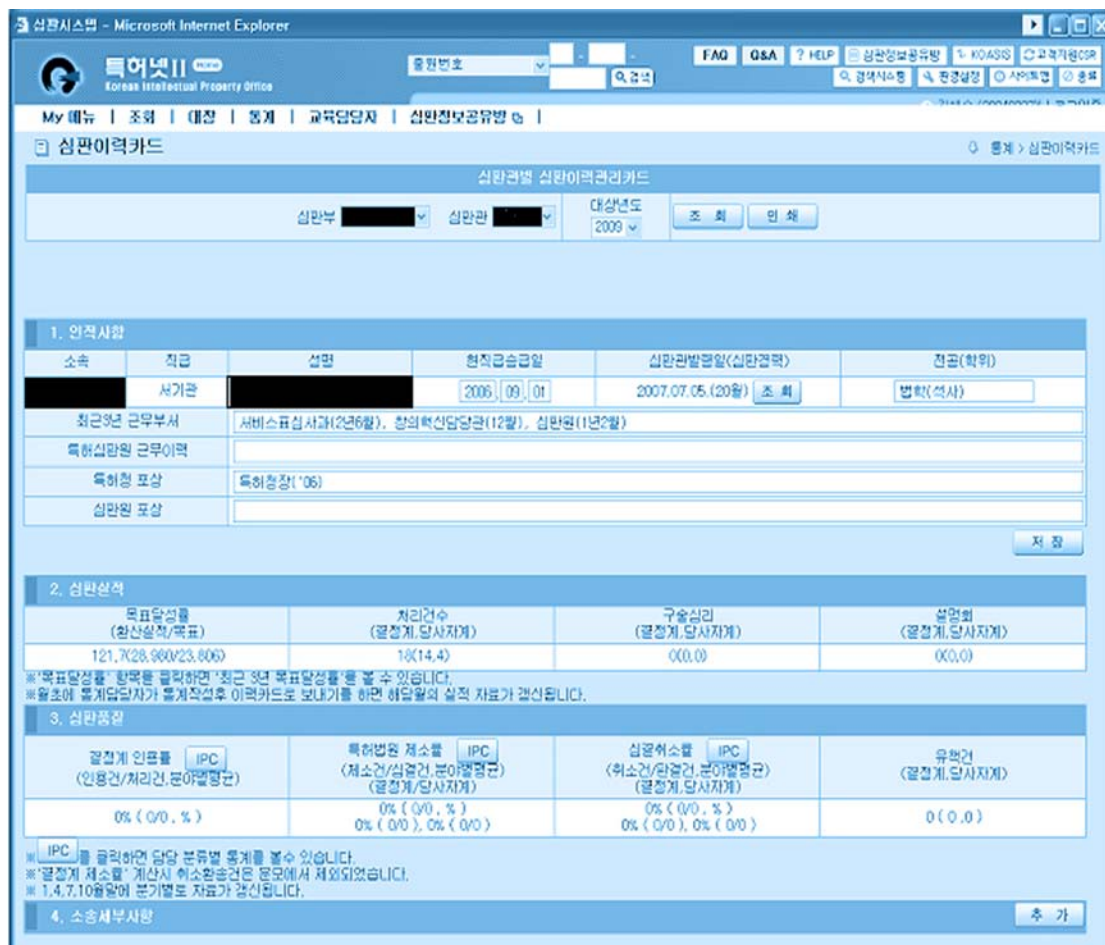


2) 審判インフラの強化

イ) 審判履歴管理カードシステムの構築・運用

審判官の審判業務成果を簡単に確認し、審判履歴を累積管理すると同時に、審判業務に対する審判官の責任感を高めて、自発的に品質を管理・向上できる審判履歴管理カードシステムを構築した。2008年7月に開通した本システムは審判官の審判業務全般に対する成果を一目瞭然に把握できるよう、個人情報、審判実績、審判品質、訴訟細部事項などの履歴管理項目で構成されている。これを本人及び直属の上司が特許ネット上で照会が出来るようになっている。



<図 II - 1 - 6> 審判履歴カードの照会画面



ロ) 争点別の商標判例DB検索システムの構築

審決の正確性を高めるためには核心的かつ適合する判例を簡単に素早く検索出来なければならないが、現行の審決・判決文検索システムには過去数十年間の膨大な分量の判決文が収録されていて、既存のシステムだけでは審決で参照し得る主要判例を探すのに多くの労力と時間がかかった。そこで、特許裁判所及び最高裁の主要判例を争点別に検索できるシステムを別途構築し、現行のシステムと併行活用できるようにしている。2007年には特許分野の争点別主要判例DBを構築し、検索システムを開発した。また、2008年には商標分野での特化された争点別の主要判例DBを構築して検索システムを開通した。検索システムのユーザーインターフェース及び各種機能はユーザーの要求事項を数回反映し、巧みに設計された。特許及び商標分野の争点別主要判例DBは半期別にアップデートする予定である。

<図Ⅱ-1-7> 争点別商標判例の検索事例

判例要旨	
[事件番号：2000201008912] 「(図案化された)PIA」と「PIAA」は称号が同一で類似する。[U001P]	
この事件出願商標は英文字を図形化したものではあるが、文字の全体的な輪郭が図形化された程度に比べてはるかに明確で、一般需要者にその文字全体の「PIA」として認識され、「ピア」と呼ばれるものと思われるが、引用商標もまた「ピア」と呼称されるので、両商標は呼称が同一である。	
図形分類コード：270508、260108	
<p>本件商標 イメージ</p> 	<p>引用商標 イメージ(1)</p> 
<p>特許裁判所 2001. 03.09宣告2000ホ(ウォン)6912 照会回数(0)</p> <p style="text-align: right;"> <input type="button" value="詳細情報検索"/> <input type="button" value="ブックマーク"/> </p>	

審判履歴				
順番	審判番号	請求日付	審決注文	審/判決日付
1	2000ウォン461	2000/02/29	棄却	2000/08/29
1	2000ホ6912	2000/02/29	請求棄却	2001/03/09



ハ)通知書ヘルプデスク及び審判日程管理システムの開発

審判官が審判当事者に発送する通知書を作成する時、案件ごとに関連条文及び最近の通知書などを一々検索する不便を解消するために、通知書(44種)別の根拠法令・条文、見本通知書などを通知書作成システムを通じて手軽に検索・活用できるように、通知書ヘルプデスクシステムを2008年12月に開通した。同システムは特許/実用/商標/デザイン分野別、審判種類別、審判官別、推薦頻度別に同じ種類の通知書検索機能、検索された通知書の中で見本サンプルになり得るものを推薦する機能、審判官本人が作成した見本通知書サンプル及び通知書作成ノウハウを保存して他の審判官と共有する機能など様々な機能を実現している。さらに、同システムの開発と同時に審判官が審判関連の個人日程・共有日程・処理期間など審判日程を一目瞭然に管理できるように審判日程管理システムを開発して、審判業務の正確性と利便性を高めることに貢献している。

3)審判官の専門性を強化するための教育の実施

審判官の専門性を高めるために多様な教育を実施した。特許裁判所の裁判官及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近の特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで、審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果及び最近の審決及び判決の動向分析結果などに対する補習教育を四半期毎に実施した。

特許審判院に新たに補充される新規審判官と研究官に対しては、指導審判官を指定して6ヶ月間徒弟式に指導を行い、審判業務能力を早期に養えるように支援した。一方、2008年からは審判品質を高めるための審判部別のセミナーを各審判部主管で開催し、年間合計42回を開催し、該当分野の審判争点、判例動向、最新技術分野など審判品質の向上に実質的に役立つ多様なテーマを選定して発表・討論した。

ハ. 評価及び発展方向

2008年には世界最高水準の審判サービスを提供するために様々な努力が展開された。2007年以後、世界最高水準の審判処理期間を安定的に維持するとともに、審判品質にさらに重点を置き、品質向上のための具体的な方策を講じて推進した。同時に、審判品質を持続的に向上させるため、中・長期ロードマップを設け、核心課題を発掘した。

迅速な審判サービスを提供するため、迅速な処理が必要な事件に限って速やかに処理するようにしたオーダーメイド審判システムの運営、経歴審判官の能力を最大に活用できるように経歴係数を差等化する審判官等級制の導入、審決文作成時間を短縮して審判業務の効率性を高めるための審決文作成システムの改善などを推進する予定である。

また、高品質の審判サービスを提供するため、顧客志向の審判制度に重点を置き、拒絶決定不服審判の請求期間延長対象の拡大、訴え提起の付加期間指定手続きの改善などを推進し、裁判所との特許性判断基準の調和のために特許裁判所との交流活性化、裁判所派遣復帰者の情報共有をさらに活性化する計画であり、審判品質評価システムの強化のために審判品質の核心指標である審決取消率に対する管理を強化する予定である。また、融複合技術事件に対する副審審判官プール(Pool)制を導入し、融複合技術分野に対して高品質の審判サービスを提供する予定である。

第4節 審査評価制度の運営

1. 審査評価制度の運営

審査品質担当官室 技術書記官 イ・スクジュ

イ. 概要

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願の審査業務全般に対する評価を実施して審査ミスを防止し、改善事項を発掘・伝播することで、顧客に良質の審査サービスを提供するために導入された。審査評価制度を運営するため、2000年8月に審査評価チームが発足し、2008年3月には審査品質管理の企画・診断及び分析を強化するために審査評価チームに次長直轄の審査品質担当官室へと名称が変更された。

<表Ⅱ-1-26> 主要国における審査評価制度の運用状況

国家	主要運用状況
米国 特許商標庁 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価組織は副庁長の直属評価組織(RQAS: Review Quality Assurance Specialist)と審査局内の評価組織(TQAS: Training Quality Assurance Specialist)に二元化 ・審査官が処理した登録決定案件を抽出し、審査の全過程を評価した後、その結果を審査課長に通知 ・毎会計年度末に1回評価を実施し、会計年度の中間に進行状況を点検 ・審査課長はRQASとTQASの評価結果を参考に審査官の審査品質を評価 ・TQASは首席審査官が処理したサンプリング量を拡大して審査評価を実施することで、首席審査官に対する再認証の基礎資料として活用
ヨーロッパ 特許庁 (EPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁長直属の内部監査局内に品質監査課を設置し、独立的に監査 ・事前標本抽出方式による品質評価を実施 ・2007年度から先行技術調査及び審査を監査 ・評価結果は個人評価に反映せず、審査課全体または当該技術分野の欠陥動向を把握する基礎資料として活用
日本 特許庁 (JPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・品質監理官室(Quality Management Office)を新設(2007.4) ・品質監理官室の評価官が国内出願及びPCT出願を評価 ・評価は事後抽出方式によって、任意にランダム抽出して評価 ・評価結果は個人に通報されず、審査品質関連の統計作成に活用

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査評価官による審査評価

審査評価官の評価は特許・実用新案の場合、審査パート単位で上半期にはパート員当たり4倍数をサンプリングして評価したが、下半期にはパート員当たり3倍수에減らして特許要件(新規性・進歩性)を中心に評価を強化した。

商標・デザインの場合、審査パート単位で上半期にはパート員当たり12倍数をサンプリングして評価したが、下半期には18倍수에サンプリングを増やして評価している。サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録/拒絶決定書を作成して発送した審査完了案件を電算機でランダム抽出して評価している。

評価官は計15人で、商標・デザイン分野が4人、機械・金属・建設分野3人、化学生命分野3人、電気・通信分野5人で、2008年下半期には商標・デザイン分野の評価官を2人増員し、当該分野の評価を強化した。

2) 他審査課長による審査評価

他課長評価は審査局に勤務する審査課長が他審査課の審査官が審査した審査案件に対して半期別に評価し、特許・実用新案の場合、上半期には審査官1人当たり6件をサンプリングして評価したが、下半期には審査官1人当たり3件に減らした。

商標・デザインの場合、上半期には1人当たり6件をサンプリングしたが、下半期には審査官1人当たり9件にサンプリングを増やし、審査評価を実施している。サンプリング方法は審査官が登録/拒絶決定書を作成し、出願人に既に発送した審査案件をランダム抽出して評価している。

上半期の評価は特許・実用新案の場合、511人の審査官を対象に3,042件を評価し、商標・デザインの場合は108人の審査官を対象に1,925件を評価した。下半期の評価は

特許・実用新案の場合、492人の審査官を対象に1,443件を評価し、商標・デザインの場合は95人の審査官を対象に812件を評価した。

ハ．評価及び発展方向

2008年下半期以後の審査評価は高品質の審査サービスを誘導するために、審査評価官は特許要件(新規性・進歩性)など実体判断を中心に評価し、他課長は審査手続き・形式的な判断を中心に評価することで役割を分担している。

審査評価の結果は勤務評点または成果評価に反映され、優秀審査官及び優秀審査部署を褒賞する際の選定資料として活用され、審査評価結果の審査不足または優秀事例に対する資料を公開している。

今後、審査評価の公正性を高め、評価事例の分析を強化して審査官にフィードバックすることで、特許庁の高品質審査サービスの提供を導き出す計画である。

2. 審査評価規定及び指針書の改正

審査品質担当官室 技術書記官 イム・ヘヨン

イ．改正背景

審査政策パラダイムの審査品質中心への転換によって推進された「審査品質改革方案(Examination Excellence Plan)」の重要課題の一つとして、審査評価の公正性及び信頼度の向上が選定された。これによって、審査評価規定中の審査評価結果に対する異議申立手続きを改善し、また優秀審査類型の追加でより多い優秀審査事例を発掘し、形式的な審査よりは実質的な審査が行われるように審査評価指針を改正することになった。

ロ．主要改正内容

1) 審査評価規定の改正

第一に、審査品質担当官室の審査評価官による評価の異議申立に対して、これまで欠陥1範疇に対してのみ異議決定委員会で異議決定したが、これを改善して欠陥1範疇と欠陥2範疇、全てに対して異議決定委員会で異議決定をするように改正した。

第二に、従来は他審査課長による評価の異議申立に対しては欠陥1範疇に対しては3人の審査課長が異議決定し、欠陥2範疇に対しては評価した他審査課長が単独で異議決定したが、これを改善して審査局長が委員長となり、2人の審査課長(但し、異議申立をした審査官の所属審査課長及び評価した他審査課長は除く)が委員となる審査局の異議決定委員会で異議決定するようになった。

第三に、PCT報告書評価に対する異議申立規定を明文化し、PCT報告書を評価した評価官を除いた5人の評価官で構成されたPCT報告書異議決定協議体が異議決定するようになった。

2) 審査評価指針書の改正

第一に、審査評価の結果、優秀事例と選定される基準が従来は1つしかなかったが、3つの類型をさらに追加し、「卓越」事例選定のための1つの類型及び「優秀」事例選定のための3つの類型で構成されるようにすることで、より多くの優秀事例が発掘できるようにした。

第二に、請求項別審査に関する評価項目が従来は形式的な面に偏っていたが、発明の特徴に従って審査が充実して行われるように改正し、実質的にも請求項別審査になるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

審査評価規定及び審査評価指針は特許庁の審査官による審査結果を評価する基準になるという点で、公正性と客観性を必須条件としている。このような点で審査評価結果の信頼性を確保するために作られた審査評価規定などの改正は妥当なものであったと判断される。

国内外で審査品質の重要性が日増しに強調されている状況を考えると、審査評価制度の改善方向または審査結果に対する正確な評価に焦点を合わせることからさらに進んで、産業発展に貢献する強い特許が現れるように審査の方向を誘導する、積極的な機能を遂行することに重点を置く必要がある。

3. 審査品質の合理的な測定と管理

審査品質担当官室 工業事務官 イ・ソンソップ

イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上し、知的財産権の出願が急激に増加するにつれ、主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた業務軽減を目的に、PPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許体制のような協力関係を強化している。

このような国際情勢と権利の安定性強化のため、無効にならない強い特許を期待する国内企業のニーズを反映し、特許庁は第2期責任運営機関の発足に合わせて審査品質向上政策を最優先課題として推進し、これを監理するための指標が求められるようになった。

審査品質は一つの要素だけでは測定し難く、審査エラー率、審査結果に対する出願人の満足度、拒絶決定不服審判引用率、無効審判請求率などを総合的に検討しなければ理解することが出来ない。

特許庁は米国など主要国の事例とこれまで管理してきた審査品質指標をもとに審査

品質を測定・管理するための指標として、特許・実用新案分野の特許決定適合率、商標・デザイン分野の拒絶決定適合率及び審査品質指数を定義づけた。

ロ. 推進内容及び成果

1) 決定適合率

決定適合率は特許・実用新案分野の特許決定適合率と商標・デザイン分野の拒絶決定適合率に分けられるが、特許決定適合率は特許・実用新案分野の特許決定案件をサンプリング抽出して審査評価した結果、特許決定に間違いのない案件の比率で、拒絶決定適合率は商標・デザイン分野の拒絶決定案件をサンプリング抽出して審査評価した結果、拒絶決定に間違いのない案件の比率で、決定適合率が高いということは規定に従って審査が適正に行われたことを意味する。

2008年度特許・実用新案分野の特許決定適合率は98.5%、商標・デザイン分野の拒絶決定適合率は98.9%水準である。

2) 審査品質指数

審査品質指数は審査品質と関連した主要変数を抽出した後、この変数の目標値対比達成度に適切な加重値を与えて計量化した値で、指数算定のための要素は審査評価表の平均得点を始め、出願人満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の取消差戻し率など合計7つの要素で構成される。

この中で比重が最も大きい要素は審査評価表の平均得点であるが、これは全体審査官の審査結果を審査品質担当官室で評価し、その結果を計量化した審査評価点数の平均として、55%の加重値を与えた。また、残りの要素はその重要性によってそれぞれ異なる加重値を与えた。

一方、審査品質指数を構成する各要素の目標値は、審査品質の全般的な上昇ぶりを

考慮し、最近2年間達成率の平均値で設定したが、2008年評価結果、審査品質指数を構成する7つ要素全てが目標を超過した。

2008年審査品質指数は目標より6.3%上昇した106.3を達成した。

ハ．評価及び発展方向

審査品質はある一つの側面だけを管理することでは向上できるものではないため、現在使われている審査品質指標以外にも審査品質に影響を与える要素を体系的に発掘・管理するのはもちろん、審査に専念できる環境を作ることによって全般的な審査品質の向上を図る計画である。

4. 審査官及び審判官の士気高揚

審査品質担当官室 工業事務官 ソン・イングァン

イ．推進背景及び概要

特許庁において審査・審判業務は最も基本的で重要な業務であり、審査・審判の迅速な処理と同時に適正性や公正性が求められる。現在、主要先進国より多量の審査・審判を処理している中で審査の品質を高めるために、審査官の審査を評価するなどの努力も同時に展開している。

優秀な審査・審判部署に対する褒賞は、審査・審判官の士気を高め、組織員間の善意の競争を誘導するため、優秀な審査・審判部署を選定して褒賞する制度である。優秀審査・審判官褒賞制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願の審査・審判過程において関連法規や規定を遵守するのはもちろん、より良質のサービスを提供した模範的な審査・審判官を選抜して褒賞する制度である。

2008年下半期には審査官の審査に対して、審査品質指導で活躍した優秀指導審査課

長に対する褒賞を新設し、高品質審査サービスの提供に貢献した。

ロ. 推進内容及び成果

優秀審査・審判部署の褒賞は半期別に年2回実施し、優秀審査部署の選定は審査局別に分けて評価する。優秀審査パートは審査品質担当官室、所属審査課長及び他審査課長の審査評価を全部受けた審査官が属した審査パートの平均点数順位によって選定され、優秀審判部署の選定は審判部別の審判処理量と品質などを評価して選定している。

2008年には最優秀賞と優秀賞の場合、半期別に各々6つの部署が、奨励賞の場合は各々5つの部署が選定され、年間34の部署に対して褒賞を実施し、審査品質を向上させるために検索優秀部署に対する褒賞を新設して請求項の減縮率が優秀な4つの部署を半期別に選定して合計8つの部署に対して褒賞を実施した。

<表Ⅱ-1-27>2008年度優秀審査・審判部署褒賞の実績

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)				褒賞金 (万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
合計	6/6 部署	6/6 部署	5/5 部署	17/17 部署	1,730	1,610	3,340	最優秀:130万ウォン/120万ウォン 優秀:100万ウォン/90万ウォン 奨励:70万ウォン/70万ウォン

<表Ⅱ-1-28>2008年度検索優秀部署褒賞の実績

区分	褒賞区分(上半期/下半期) 最優秀	褒賞金(万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
		上半期	下半期	小計	
合計	4/4部署	320	280	600	最優秀:80万ウォン/70万ウォン

優秀審査・審判官褒賞もまた半期別に年2回実施し、優秀審査官の場合は審査実績の

点数と審査品質担当官室の評価点数及び他審査課長の評価点数を合算した評価点数の順で選定し、優秀審判官は個人別の審判実績と審判品質指数の点数を合わせて選定している。

2008年には半期別に各々最優秀賞と優秀賞の場合6人、奨励賞の場合各々10人で合計44人の優秀審査・審判官に対して褒賞した。また、検索優秀審査官及び検索優秀調査官に対する褒賞を新設し、請求項減縮率が優秀な審査官4人及び調査官2人を半期別に選定して合計12人に対して褒賞した。優秀指導審査課長もまた2008年下半期から第3・4四半期各3人(特許・実用新案分野2、商標・デザイン分野1)を選定して褒賞した。

<表Ⅱ-1-29>2008年度優秀審査・審判官褒賞の実績

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)				褒賞金 (万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
合計	6/6人	6/6人	10/10人	22/22人	1,520	1,460	2,980	最優秀:100万ウォン/90万ウォン 優秀:70万ウォン/70万ウォン 奨励:50万ウォン/50万ウォン

<表Ⅱ-1-30>2008年度検索優秀審査官及び優秀調査官褒賞の実績

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)			褒賞金 (万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀審査官	最優秀調査官	小計	上半期	下半期	小計	
合計	4/4人	2/2人	6/6人	320	280	600	最優秀審査官:60万ウォン/50万ウォン 最優秀調査官:40万ウォン/40万ウォン

<表Ⅱ-1-31>2008年度優秀指導審査課長褒賞の実績

区分	褒賞区分(第3四半期/ 第4四半期)	褒賞金(万ウォン)	備考 (特許実用新案/商標デザイン)

	最優秀	優秀	小計	第3四 半期	第4四 半期	小計	
合計	2/2人	1/1人	3/3人	120	120	280	最優秀:50万ウォン/40万ウォン 優秀:30万ウォン

ハ. 評価及び発展方向

優秀審査・審判部署の褒賞は、部署内では共同の目標を提示することで団結と調和を成し、部署間では善意の競争が展開されるようにすることで、審査・審判の品質向上と迅速な審査・審判処理の目標を同時に達成することに貢献している。

優秀審査官に対する褒賞は審査官に審査の品質向上のための動機を与え、士気を高める。また、審査評価で発掘された優秀審査事例を教育資料として活用して審査官にフィードバックするなど、審査の品質を向上させることで、最終的には国民に対して特許行政の満足度を高めることに貢献している。また、最優秀審査官(B.E:Best Examiner)制度を通じて審査局別に審査品質が最も優秀な審査官をB.E.として選定し、所属審査局の審査品質管理要員として指定・運営していると同時に、所属審査局の審査品質関連の各種教育を担当させている。

特許庁の顧客満足度アンケート調査の結果、審査部門に対する満足度が毎年持続的に向上しているが、これは審査官が遂行した審査に対する評価機能の強化と審査評価結果による優秀部署及び優秀審査官に対する褒賞支援によって審査品質が向上した結果と評価できる。従って、審査品質の低下を防止するためには審査評価の強化を通じて優秀部署及び優秀審査官に対する褒賞支援を持続的に維持しなければならない。また、先進国並みの審査品質を確保するためには、漸進的に褒賞を拡大していかなければならないとみられる。

第5節 方式審査

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

顧客サービス局 顧客サービス課 行政事務官 キム・デヨン

イ. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

方式審査処理期間目標制の施行によって2008年に受付した書類の99.98%を期限(6日)内に方式審査処理を完了した。そのためには方式審査プロセス改善協議会を通じた業務プロセスの持続的な改善(2008年274件の改善事項を発掘)、新規転入者と業務専門家との1:1密着指導、方式審査事例集の発刊などを通じて方式審査処理期間を遵守するために努力した。

<方式審査処理期間の遵守率>

区分	受け付け	期限内の方式審査	遵守率
合計	1,217,341	1,217,133	99.98%
出願	658,822	658,804	99.99%
国際出願	21,854	21,852	99.99%
登録	536,665	536,477	99.97%

また、方式審査の正確性・一貫性を高めるために半期別に方式審査に対する評価・分析を通じて未遵守処理案件の類型別改善方策を講じ、代理人なく直接出願する出願人のエラー率減少のために「出願Expert System」を構築して、出願書類のエラー率減少を誘導している。

第2章 審査・審判人材の専門性向上のための教育強化

第1節 審査・審判人材に対する教育強化

1. 実務中心の専門教育課程

国際知的財産研修院 知的財産教育課 行政事務官 アン・ビョンオク

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は知識財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標にして、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。目標の効率的な達成を考慮して実務中心の教育課程の編成及び実習時間の拡大、審査・審判事例研究時間の拡大・運営などで実務能力向上に重点をおいて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程における実務実習時間の拡大、審査・審判事例研究時間及びOJTを通じて審査・審判官として備えるべき能力を最大化した。また、PCT課程、審査事例研究（Ⅰ、Ⅱ）、審決判例研究及び深化課程、訴訟遂行実務、先行技術調査など多様な実務中心の教育課程運営に裁判所勤務者及び優秀審査・審判官を講師として招いて実務中心の教育課程を強化することで、審査・審判における品質を高めると同時に、審査・審判人材に対する能力を強化し、専門性を確保することに貢献した。

また、審査・審判の実務強化のために基本法律である特許法及び商標法に対して水準別、段階別に細分化し、基礎課程、深化課程に分離・運営した。また、主要争点分野に対する研究のために核心争点課程及び事例研究課程を特別課程として開設・実施

した。そして、民法(Ⅰ、Ⅱ)民事訴訟法及びデザイン保護法などに対する教育をつうじて法律マインドを高めるのに貢献した。

<実務中心教育訓練の現状>

(単位：回、人)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
新規審査官	特許庁審査官新規任用予定者	1	48
中堅審査官	新規審査官課程の履修者	1	116
審判官	中堅審査官課程の履修者	1	109
民法基本(Ⅰ)	特許庁公務員	1	85
民法基本(Ⅱ)	特許庁公務員	1	83
民事訴訟法	特許庁公務員	1	85
特許法基礎	特許庁公務員	2	167
特許法深化	特許庁公務員	1	66
特許法核心争点	特許庁公務員	1	49
特許法事例研究	特許庁公務員	1	33
商標法基礎	特許庁公務員	1	47
商標法深化	特許庁公務員	1	37
商標法核心争点	特許庁公務員	1	43
デザイン保護法	特許庁公務員	1	26
審査事例研究(Ⅰ)	特許庁審査経歴1～2年次の初任審査官	2	111
審査事例研究(Ⅱ)	特許庁審査経歴4年以上の技術職選任審査官	2	37
審決判例研究	特許庁5級以上の公務員	1	37
審決判例深化	特許庁審査経歴4年以上の技術職選任審査官	1	22
訴訟遂行実務	特許庁5級以上の公務員	1	25
先行技術調査	特許庁公務員	1	12
国際商標審査	特許庁公務員	1	21
出願登録審判方式審査実務	特許庁公務員	1	29
PCT審査基礎	特許庁技術職審査官	2	79
PCT審査深化	特許庁技術職審査官	3	99
STN情報検索	化学生命審査局の審査官	1	23
知的財産権関連法	特許庁公務員	1	68
外国の知財権制度	特許庁公務員	1	36
特許行政新規者	特許庁新規採用及び転入公務員	1	20
合計		34	1,613

ハ. 評価及び発展方向

実務中心のカリキュラム運営及び優秀な講師の招聘、教育運営結果の教育生へのフィードバックシステムの構築、審査・審判の現業適用度など多様な専門教育と運営技法を通じて審査・審判人材の専門性強化に貢献している。また、このような実務中心の専門教育は高品質の審査・審判サービスを提供するのに大切な土台となる。

2. 特許庁の常時学習支援センター(KIPOアカデミー)の構築・運営

国際知的財産研修院 教授課 電算事務官 イ・ジェグン

イ. 推進背景及び概要

最近公務員の常時学習文化が定着することによって、特許庁職員から教育に対するニーズが高まっているが、集合教育だけではそのニーズに応えられないだけでなく、勤務時間に長期間の教育を受けることは難しい状況である。従って、時・空間に囚われないサイバー教育の必要性がさらに大きくなっている。

また、ウェブ2.0時代の到来による学習者の自発的な参加と集団知性を根源とする知識の共有が急速に広がり、IT技術の発展によってマルチメディアを利用したサイバー教育の比重がますます大きくなりつつある。

しかし、サイバー教育だけでは学習者間または学習者と講師間の相互作用や実習には制限があるので、オンライン教育とオフライン教育を混合したBlended Learning(BL)が代案として浮上している。BL方式はオンラインで理論&基礎学習を提供し、オフラインでは実習&深化学習を提供することで学習シナジー効果を最大化する学習技法である。

オンライン教育コンテンツも供給者中心や理論詰込み教育方式から需要者中心、問題解決型の教育方式へとパラダイムが変わりつつあり、学習者間の相互作用と即時の

フィードバックが行われる双方向学習へと開発方式を多様化している。

ロ. 推進内容及び成果

2008年には審査・審判など特許庁職員のための常時学習体制を初めて導入し、職員がいつでもどこでもオンラインを通じて希望する教育を受けられるようにした。

サイバー教育の運営状況をみると、「特許法」・「商標法」など知財権法課程と、「特許法律英語」など特許英語課程、「民法」・「民事訴訟法」など法律素養課程及び教養課程を含む13の課程(第3期運営)に2,332人が受講した。

また、特許審査のときによく発生する53の争点を導出して「特許・実用新案審査の核心争点事例」コンテンツを製作した。このコンテンツは経験が豊富な審査、審判の専門家が直接執筆して動画で解説し職員の関心と興味を誘導した。

そして、最高の専門家で構成された特許庁の学習特殊性を反映し、庁職員専用の常時学習支援センター(KIPOアカデミー)を新たに開設した。このサイトでは審査・審判官の専門性を考慮し、自由に意見を述べられる討論中心の学習になるようにした。また、職務研修として認められる常時学習、気軽に希望モジュールを習得できる開かれた学習の場、学習情報交流スペース、e-休憩室などが提供されている。

その他にも研修院が実施する集合教育の中で、主要課程に対しては現場講座を動画で製作して、授業に出席できない職員に常時提供している。例えば、現場講座「特許法深化」、「商標法深化」などがある。

ハ. 評価及び発展方向

2008年はいつでもどこでも学習できる常時学習体制を導入したことに意義がある。しかし、職員に最も必要なコンテンツの提供や学習への動機付けは不十分であったと判断される。また、オンライン教育に対する一方的な方式から大きく離れることが出

来なかったという指摘もある。

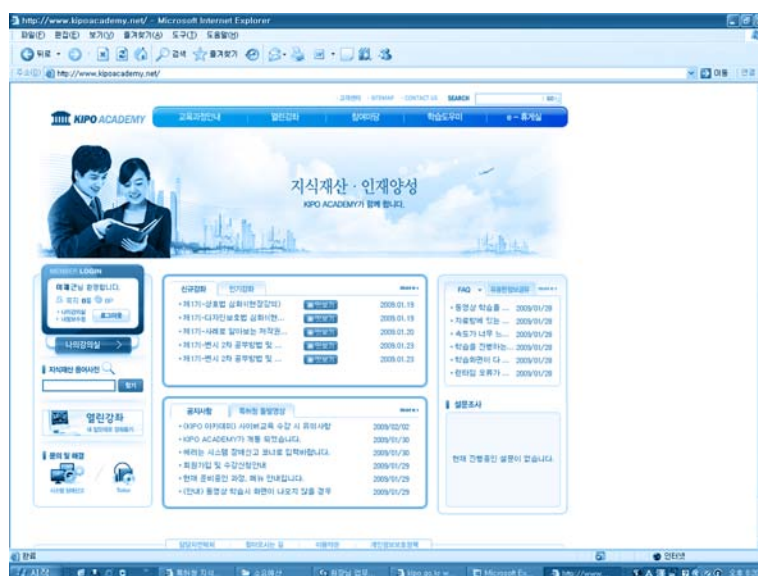
今後は特許庁職員の持続的な関心を誘導すると同時に利用を活性化するために、誠実な優秀学習者には賞品提供などのインセンティブを与えることで学習の動機を与え、優秀な活動者には優秀活動会員として選定することで積極的な参加を誘導し、学習者フィードバックを強化することでサイトを活性化していく予定である。

何よりもオンライン教育における成功の鍵は教育コンテンツににある。そのため2009年には「商標・デザイン審査核心争点の研究」、「PCT審査実務事例」、「出願・登録・審判方式審査実務」など現場事例を中心とした実務型コンテンツの開発に集中する予定である。また、民法・民事訴訟法のような法律素養課程は検証された民間コンテンツを導入する予定である。グリーン成長関連のコンテンツ、国際交渉課程、公務員素養課程などは中央公務員教育院が提供するコンテンツを導入して共同活用する計画である。

また、オンライン教育の一方向、理論中心の教育に対する問題点を解決するためにオンライン受講生を対象に事例・実習中心の特別講義を同時に提供する計画である。

中長期的には最新のIT技術を反映し、いつでもどこでも学習できるモバイルサービス及びインターネット放送サービスも実施する計画である。

<表Ⅱ-2-1> KIPOアカデミー (<http://www.kipoacademy.net>)



＜表Ⅱ-2-2＞特許庁常時学習センターのコンテンツ提供状況(21課程、2008.12)

区分	構成			
	回数	ラーニング グタイム	講師	
職務 (13)	商標法深化1(現場講義)	27	50分	パク・ゾンテ
	商標法深化2(現場講義)	18	50分	パク・ゾンテ
	特許・実用新案審査核心争点の事例研究	20	50分	パク・ジンソク他5人
	事例からみる著作権の理解	10	25分	チュ・ミヨンギ
	特許法基礎	34	25分	パク・ジンソク
	2007年改正特許法解説	3	15分	パク・ゾンジュ
	特許法深化1(現場講義)	17	55分	チ・ヒョンス
	特許法深化2(現場講義)	16	55分	チ・ヒョンス
	商標法基礎	30	25分	ムン・サムソップ
	デザイン保護法基礎	25	25分	チョ・グックヒョン
	特許法律英語(CIIP)	20	30分	Eric Enlow
	知財権ビジネス(IP-Panorama)	10	30分	チョン・ユンシク
	特許情報及び特許明細書作成(IP-Xpedite)	14	30分	チョン・ユンシク
教養 (6)	民法総則及び債権法	30	67分	オ・ヤンギユン
	民事訴訟法	30	65分	イ・ゾンフン
	財務設計1	16	25分	-
	財務設計2	14	25分	-
	Formal Business Writing	20	25分	-
	e-老後生涯設計	40	25分	

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知的財産研修院 教育企画課 工業事務官 イ・チュンソク

イ. 推進背景及び概要

1987年、WIPO(世界知的所有権機関)の資金支援の下で設立された国際知的財産研修院はWIPOと韓国国際協力団(KOICA)との協力で、主にアジア・太平洋地域の途上国の知財権従事者、研究員、政策立案者を対象に教育協力事業を遂行する専門研修機関であ

り、毎年6～8回程度の国際教育課程を運営している。

このような努力の結果、2006年3月15日に国際知的財産研修院は世界で初めてWIPO公式知財権教育機関として指定された。これで研修院は名実共にアジア太平洋地域における知財権教育のハブとして位置づけられている。

<図Ⅱ-2-1>WIPOパートナー機関認定書



ロ. 推進内容及び成果

国際知的財産研修院は2008年度にWIPOセミナー、KOICA課程などを含めて全体で7つの国際課程を運営し、計129人の外国人が教育に参加した。これで1987年設立以後現在まで合計1,637人の外国人教育生を輩出し、知財権教育の地域拠点としての役割を果たしている。

WIPOアジア太平洋地域セミナーは1987年研修院の開院以来20年間、WIPOと共同で知財権分野の国際懸案を中心に一貫して推進してきたセミナーであり、WIPOと持続的な

教育事業の協力関係を維持している。一方、韓国信託基金(KTF)で開催されたセミナーは最貧国対象の経済成長のための知的財産制度というテーマで関連分野の専門講師を活用して開催された。

特に、2008年には国際知的所有権機関アカデミー(WWA、WIPO Worldwide Academy)の人材養成プログラムであるWIPO Summer Schoolを韓国でも分散開催しようという韓国の提案が受け入れられ、タイ、メキシコ、クロアチア、ジュネーブとともに韓国でも初めてSummer School on IP in Koreaが開催された。教育内容はWIPOの役割と知的財産権の一般に対する紹介から始まり、デジタル技術と知財権法、伝統知識、知財権と人権の関係のような知財権分野の最新イシューに関して理解し、自由討論を通じて参加者たちがより深い知識が習得できるように構成された。学ぶことに対する情熱を胸に抱いて様々な国から集まった多様な経歴の持ち主たちが意見を交換しながら、一生の友人や協力者となり、このような機会は学生たちにとって新しい経験と刺激を体験できる場となった。

<図Ⅱ-2-2>第1回サマースクール参加者の感想文

ここで不思議に思ったのは、ここに各国からすばらしい人材ばかりが集まったことでした。皆、それぞれ自分の国では弁護士、弁理士、またはロースクールの学生であり、とても流暢な英語の実力を持っていました。このような人たちが一つの場所に集まったこと自体が驚きでした。

サマースクールでのすばらしい講義内容もとても良かったのですが、様々な人たちに会い、話し合うことで私の見聞が広がることもとても良かったです。特許庁の職員さんからは特許庁について、国際学校について、国際弁護士の道など、人生に対する様々な話を聞くことができました。また、他の参加者からは自分が歩んできた道、自国の風習、私の国との違いなどをたくさん聞くことが出来ました。

：

この課程を通じて知的財産権分野がとても興味深く、将来大きな役割を担う分野である事に気付きましたので、この分野についてもっと勉強してみたいと思います、専攻として活かしてみたいつもりです。このような良い機会を頂きましてとても感謝しています。私には大切な経験であり、大きな刺激となりました。

<第1回 韓国国際サマースクール参加者の参加感想文の中から>

＜図Ⅱ-2-3＞第1回WIPOサマースクールの写真



WWAは2009年にこのプログラムを南アフリカ共和国とウクライナでも開催することにしたので、2009年には韓国課程を含めて合計7つのSummer Schoolが開催される予定である。

＜表Ⅱ-2-3＞2009年WIPOサマースクールの開催日程

地域別の課程名	開催都市	略字	日付
WIPO-South Africa Summer School on IP	プレトリア	WSSS	5月4日～5月15日
WIPO-Thailand Summer School on IP	バンコク	WTSS	5月18日～5月29日
WIPO-Korea Summer School on IP	大田	WKSS	6月22日～7月3日
WIPO Summer School on IP	ジュネーブ	WSS	7月6日～7月17日
WIPO-Ukraine Summer School on IP	オデッサ	WUSS	7月20日～7月31日
WIPO-Mexico Summer School on IP	メキシコシティ	WMSS	8月3日～8月14日
WIPO-Croatia Summer School on IP	ドゥブロブニク	WCSS	TBD

KOICA課程は2008年6月と10月、2回にわたって開催された。特に、従来知財権一般という画一的なテーマだけで構成されていた課程を、2006年に初めて「特許行政情報化課程」でテーマを多様化して以来、教育課程をさらに充実させてITによる審査プロセスを紹介する課程で運営した。本課程は理論教育と同時にKIPO-Netシステムの試演、特許裁判所訪問、代理人事務所訪問など実習中心に行われ、特許ネットシステムと周りの知財権関連機関が知財権の生成、保護、活用プロセスにどう活用されているのか

を見せることで、参加者から多くの関心と反響を呼んだ。

<図Ⅱ-2-4> KOICA韓・シンガポール課程の資料写真



<表Ⅱ-2-4> 2008年外国人課程の教育訓練運営の結果

区分	名称	主要内容	日程	参加者
WIPO 課程	LDCsセミナー	・最貧国対象の知的財産 ワークショップ開催	9. 2～9. 4	12カ国12人
	Summer School	・ア・太地域の大学生及び Juniorを対象に教育	8. 11～8. 22	10カ国25人
	ア・太地域セミナー	・知財権と競争政策との関係	10. 7～10. 9	14カ国27人
KOICA 課程	韓・シンガポール知 財権課程	・韓国の知財権政策と制度発展 を紹介	6. 8～6. 21	10カ国13人
	ASEAN ⁹ 知財権課程	・韓-ASEANのFTA締結による後 続措置	10. 9～10. 23	7カ国13人
委託 課程	ベトナム公務員 課程	・ベトナム科技部知財権制度 委託教育	7. 20～7. 26	25人
		・ベトナム特許庁及び研修院 逆ベンチマーク課程	8. 24～8. 29	14人
計	7課程			129人

最近研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は、海外知的財産権教育機関設立への支援や外国政府の要請によるオーダーメイド型委託教育課程の開設であ

⁹ ASEAN (Association of South East Asian Nations、アセアン) : 「東南アジア国家連合」ともいい、加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアなど10カ国である。

る。国際知的財産研修院は2006年にWIPO及びアゼルバイジャン政府の要請により、アゼルバイジャン知的財産権教育機関設立のためのコンサルティング任務を遂行し、その後続措置として5月にコンサルティング報告書 (Concept Paper) を作成・提出した。これはアゼルバイジャン政府がWIPO側に公式に要請したことに対し、WIPOが国際知的財産研修院をベンチマーキングのモデルとして提案したことから始まった。このような成果をもとに、2008年にはインドネシアのカザマダ大学内のIP研究院設立のためのコンサルティングを遂行しながら韓国の知的財産教育の経験を伝授した。

また、2007年にはベトナムとマレーシア政府の公式要請により、両国の知的財産権関連業務を担当する公務員を対象に、韓国の特許制度や審査制度を紹介する教育課程を開設し、両国の公務員24人に教育を行った。2008年にはベトナム科学技術部研修院(M TI、Management Training Institute)と研修院間でMOUを締結し、教育課程を定例化することに合意し、2回の教育課程を運営した。このオーダーメイド型教育は外国政府の費用負担で研修院で施行された初の外国人オーダーメイド型教育であり、WIPO公式の知的財産権教育機関としての立場を確固たるものにするると同時に、アジア・太平洋地域国家との知的財産権教育協力事業推進のための重要な土台になるものと考えられる。

ハ. 評価及び発展方向

2008年10月に大韓民国の済州で開かれたIP5 Heads Meetingで先進5カ国の特許庁長は5カ国の特許庁が共通して直面している問題に対して論議した。この会議で5カ国の特許庁長は「5カ国特許庁間の不必要な重複業務防止、特許審査の効率性及び品質向上、特許権の権利安定性の保証」という特許審査業務における国際協力のビジョンを採択した。また、10大基盤プロジェクトの推進に合意することで、同ビジョンを履行するための基盤を構築した。

今回の会議は全世界の最強国である米国、日本、ヨーロッパ、中国を対象に韓国が堂々と中心となって会議を開催して成果を上げた、とても意義深い行事であった。この会議を通じて公式発足することになった5カ国協力体制は今後韓国の特許行政全般に大きな変化をもたらすだけでなく、世界特許制度にも大きな変化をもたらす一里塚

になるとみられる。

IP5体系構築の主役として韓国特許庁は国際的に知財権分野の先進強国としてその能力が認められた。これはその分、国際的な責任と義務も負わざるを得ないということの意味する。

国際知的財産研修院は名実共に国際的な知財権教育機関として国際教育プログラム及びコンテンツ開発を通じて知財権人材養成の中心機関となるため、引き続き努力していく計画である。5カ国審査官ワークショップなどを通じて5カ国審査協力体系に適合した教育プログラムの開発に積極的に参加する予定である。また、KOICA及びASEANなどの外部基金を積極的に誘致し、発展途上国の審査官のための審査教育プログラムを開設することで、アジア太平洋地域の知財権教育ハブとして、各国の知財権制度の発展をリードしていく人材養成にさらに拍車をかける計画である。

<表Ⅱ-2-5> 2009年外国人課程の教育訓練計画

分類	課程名	内容	日程 (予定)	参加 人員
(新設)	ASEAN審査官の教育	・韓国特許制度の紹介及び実体審査の教育	5月	15人
WIPO 課程	KTFセミナー	・PCT電子出願の深化教育	2.2～2.6	10人
		・技術移転及び知財権管理	3.30～4.3	10人
	Summer School	・ア・太地域の大学生及びJunior IP教育	6.22～7.3	30人
	アジア太平洋地域セミナー	・世界知財権制度の発展と現状を共有	10月	15人
KOICA 課程	韓・シンガポール知財権課程	・韓国の知財権政策と制度発展の紹介	6月	20人
	韓・SAARC ¹⁰ 課程	・韓国知財権制度発展を伝授	9月	20人
ベトナム	科学技術部公務員課程	・ベトナム科技部知財権制度委託教育	7月	20人
合計	8課程			140人

¹⁰ SAARC(South Asian Association for Regional Cooperation): 「南アジア地域協力連合」といい、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカなど7カ国で構成される。

第3章 顧客志向の知的財産権制度の構築・運営

第1節 特許・実用新案分野

1. 顧客オーダーメイド型特許法・実用新案法の改正推進

電気電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 パク・ジョンジュ

イ. 推進背景及び概要

知識基盤経済の最も重要な要素である特許制度を顧客の立場から革新的に改善するために、発明者と企業、研究所など特許庁の中心顧客が感じる主な不便の要因である複雑で厳しい特許審査・審判手続きを単純化し、発明の補正・補完をよりスムーズに推進できるようにし、特許出願人が特許を取得できる機会を最大限に保証するため、顧客オーダーメイド型特許制度の構築に向けた特許法・実用新案法の改正作業を推進した。

また、韓国語が世界で9番目に「特許協力条約」で規定する国際公開語として採択されたことにより、国際公開に関する特例規定を整備する必要がある。このような目的を達成するための顧客オーダーメイド型の特許法・実用新案法改正推進作業が始まり、2008年11月3日には改正案が国会に提出され、同年12月に知識経済委員会で可決された。その後、2009年1月30日付けで法律案が正式公布され、同年7月1日より改正法律が本格的に施行されるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

まず、最終拒絶理由通知の後、特許出願人が特許出願書に添付された明細書または図面を補正するにあたって、特許請求の範囲を減縮して拒絶理由を解消した場合でも、特許請求の範囲が実質的に変更されたという理由で該当補正が却下されることによっ

て、結局該当特許出願が特許を取得できないケースがしばしば発生していた問題を解決するため、最終拒絶理由通知後の補正に対する制限要件で、特許請求の範囲を減縮する場合は実質的な変更と看做さないように整備することで、特許出願人が特許請求範囲を自由に減縮する機会を確保できるようにした。

＜表Ⅱ－3－1＞年度別の補正却下決定件数

(単位：件数、%)

区分	1次意見提出通知	最終意見提出通知	最終補正	補正却下決定
2004	74,434	1,007	643	273(42.5%)
2005	106,072	2,477	1,817	1,230(67.7%)
2006	151,380	4,435	3,579	2,088(58.3%)
2007	97,000	6,297	5,317	2,814(52.9%)
合計	428,886	14,216	11,356	6,405(56.4%)

＜表Ⅱ－3－2＞事由別の補正却下決定状況(2007年)

(単位：件数)

第47条 第2項 (新規事 項禁止)	第47条 第3項 (減縮な ど)	第47条第4項			合計	
		実質的 な変更	特許出願時に特許を受けられること			
			従前の 拒絶理由	新しい 拒絶理由		請求項削除による 拒絶理由
130 (5.2%)	231 (9.2%)	757 (30.2%)	1,283 (51.2%)	74 (3.0%)	30 (1.2%)	2,505* (100%)

*一つの特許出願に対して複数の補正却下決定がある場合、最終決定に対してのみ分析する。

また、特許拒絶決定を受けた場合、審査官に再び審査を受けるためには必ず特許拒絶決定不服審判を請求するようにしているため、特許出願人としてはやむを得ず特許拒絶決定不服審判を請求しなければならないという不便があったが、特許拒絶決定不

服審判を請求しなくても特許出願書に添付された明細書または図面の補正と同時に再審査を請求すると審査官に再び審査を受けられるようにする、再審査請求制度を新たに導入した。

＜表Ⅱ－3－3＞年度別の審査前置特許決定件数

(単位：件数、%)

年度	審判請求件数	審査前置件数	審査前置後の特許決定件数
2003	3,208	2,772	2,142(77.3%)
2004	4,041	3,392	2,584(76.2%)
2005	6,200	5,121	3,964(77.4%)
2006	8,612	7,172	5,361(74.7%)
2007	9,638	7,934	5,291(66.7%)
合計	31,699	26,391	19,342(73.3%)

その他にも審査官の最終拒絶決定処分を受けた後も、特許出願された発明を分割できる機会付与、特許料の2倍以内の範囲で知識経済部令で定める金額によって差等納付できるようにする追加納付料の差等納付制度の導入、補償金支給請求権などに関する国際公開の効力と国内公開の効力の統一、特許出願明細書の些細な記載不備事項を審査官が職権で補正できる審査官職権補正制度の導入など、特許出願審査手続きを単純化する一方、従来制度の運営上現れた一部不備な点を改善・補完した。

主要内容

- ①特許出願明細書又は図面に対する最終補正段階での補正制限要件を緩和し、特許請求の範囲を減縮する補正は実質的な補正と看做さないことにする。(第47条)
- ②特許拒絶決定不服審判を請求しなくても、特許出願書に添付し明細書又は図面の補正と同時に再審査を請求すれば、審査官に再び審査を受けられるようし、従来拒絶不服審判を請求した後に明細書などの補正を通じて審査官が再び審査するようにする審査前置制度を廃止する。(第67条の2新設、第173条など削除)
- ③特許料を追加納付する時の納付金額を特許料の2倍以内の範囲で知識経済部令で定

-
- める金額に従って差等して納付できるようにする。(第81条第2項、第81条の2第3項)
- ④韓国語で出願した国際特許出願人は国際公開の後、その国際公開された発明を業として実施した者に補償金の支給が請求できるようにし、国際公開時に韓国語で国際特許出願された発明が国内公開されたものと看做す。(第207条第6項)
- ⑤審査官より最終拒絶決定を受けた出願人がその拒絶決定謄本を送付された日より30日以内に特許出願された発明のうち一部を分割して再出願できるように、分割出願¹¹の可能時期を拡大する。(第52条)
- ⑥特許出願書に添付された明細書、図面又は要約書に明らかに間違っていて記載された内容がある場合、審査官がこれを職権で訂正できるようにする「審査官職権補正制度」を導入する。(第66条の2)
- ⑦特許庁の職員・特許審判院の職員又はその職に就いていた者が秘密保持義務を違反した場合、現行「2年以下の懲役又は3百万ウォン以下の罰金」に処するようにしたものを「5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金」に処するよう量刑を強化する。(第229条)

※実用新案法も同様に改正

ハ. 評価及び発展方向

韓国の特許制度が顧客のニーズを積極的に反映した「オーダーメイド型」に改善され、企業などの特許顧客にとって便利な特許制度としての基盤を整えつつある。特許出願はもちろん、審査・審判過程と手続きにおいて顧客の利便性を図る方向に制度が改善され、顧客からも好評を得ている。

今後も韓国の特許制度は相当な変革と成長が期待される。特許制度の国際的な統一化に向けた努力の一環として、特許法条約(PLT)への加盟が求められる時点に来ているだけでなく、特許庁が1990年特許法を全部改正して以来、数回にわたって特許法を改正してきたが、部分的な法改正に止まり、特許法体系の新たな定立が必要な時期を向

¹¹ 分割出願は特許出願人が2つ以上の発明を1つの特許出願とした場合、その特許出願の出願書に最初に添付し明細書または図面に記載された事項の範囲内で第47条第1項の規定によって補正できる期間以内にその一部を1つ以上の特許出願として分割できるようにした制度である。

えている。

このような時代のニーズに応えるため、特許出願の形式や手続きを出願人の立場から考え、最も便利に利用できるよう画期的に改善する法改正を積極的に推進していく計画である。

2. 韓・米FTA合意事項反映のための特許法令の改正推進

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 ヤン・ジェソック

イ. 推進背景

政府レベルで推進された韓・米FTA交渉が2007年4月2日に妥結されたことによって、その後続措置として特許制度関連の合意事項を迅速に国内特許制度に反映する必要があった。韓・米FTA履行のための特許分野立法措置は知的財産権保護体系の強化を通じて知的財産権の保護水準を高めようとするものである。そこで特許庁は韓・米FTA特許関連の合意事項履行に向けた特許法・実用新案法の改正作業を速やかに推進し、2007年10月25日に同法律案を国会に提出したが、韓・米FTA批准の霧散で第17代国会で韓・米FTA関連法律案が全て自動廃棄されたことによって、第18代国会国会で韓・米FTA関連の特許法・実用新案法の一部改正法律案の再改正を推進することにし、2008年10月10日に同法律案を国会に再び提出した。

ロ. 推進内容及び成果

韓・米FTA履行のための立法事項は全部で4つの事項であり、①登録遅延による特許権存続期間の延長制度、②公知例外適用期間の延長、③不実施による特許権取消制度の廃止、④訴訟手続きにおける秘密保持命令制度の導入のためである。同協定後続措

置の施行日については、韓・米自由貿易協定が韓国に対して効力を発生した日¹²から施行するものと規定している。

<表Ⅱ-3-4>特許法及び実用新案法関連の韓・米FTA合意事項の要約

韓・米自由貿易協定	細部内容	改正案関連の条項	
		特許法	実用新案法
第18.8条第6項(登録遅延による特許権の存続期間延長制度)	審査遅延などで設定登録が基準日より遅く行われた時は、遅延された期間だけ特許権の存続期間 ¹³ を延長	案 第92条の2 案 第92条の3 案 第92条の4 案 第92条の5 案 第93条	案 第22条の2 案 第22条の3 案 第22条の4 案 第22条の5 案 第22条の6
第18.8条第7項(公知例外適用期間の延長)	特許出願人に起因して実施または承認された公知行為が当事国領域で出願日以前の12ヶ月以内に発生した場合に特許許与	案 第30条	案 第5条
第18.8条第4項(不実施による特許権取消制度の廃止)	特許許与の拒絶を正当化できる根拠としてのみ特許が取消されるように特許権を強化する	第116条 削除	案 第28条
第18.10条第10項(秘密保持命令制度)	訴訟手続きで生成され、または交換された秘密情報の保護違反に対して制裁を与える権限を司法部に付与	案 第224条の3 案 第224条の4 案 第224条の5 案 第229条の3	案 第44条 案 第49条の2

1) 登録遅延による特許権の存続期間延長制度の導入

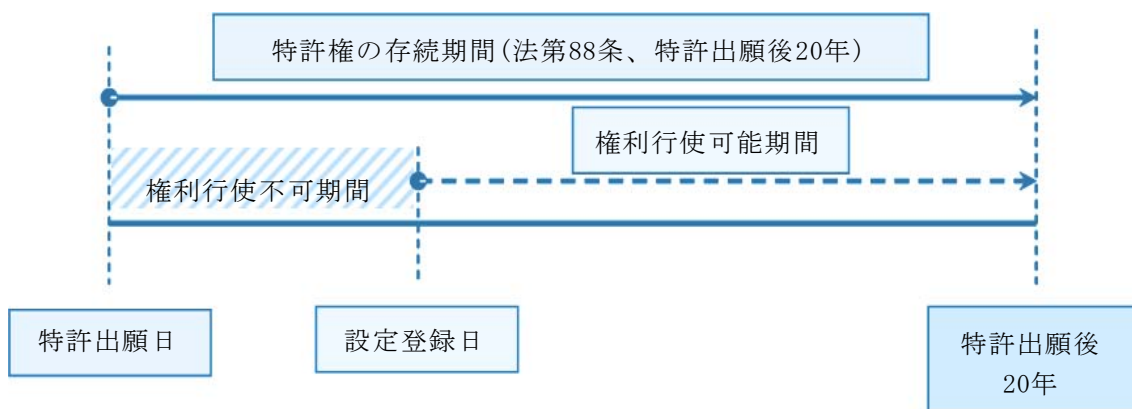
同制度は特許出願人の責任ではない事由で特許権の設定登録が特許出願日より4年

¹² 効力発生日：両当事国が各自の適用可能な法的要件及び手続きを完了したことを証明する書面通報を交換した日より60日後または両当事国が合意する他の日に発効する。

¹³ 特許権の存続期間は特許権の設定登録があった日より特許出願日後20年になる日までと規定している。(特許法第88条)

又は出願審査の請求日より3年のうち遅い日より遅延して行われた場合、遅延期間分だけ該当特許権の存続期間を延長する制度である。これは行政官庁の帰責事由による設定登録の遅延期間分だけ特許権の存続期間を延長することで、現行より特許権を強く保護しようとする趣旨である。これまで審査遅延などで特許権の設定登録が遅延すれば、特許権の行使期間がその分だけ短くなり、特許権の存続期間が実質的に短くなる不合理なことが発生した。

＜図Ⅱ－3－1＞特許権存続期間に関する概念図



*例：審査期間が3年であれば特許権の存続期間は17年になり、審査期間が5年であれば特許権の存続期間は15年になる。

従って、審査遅延などによって特許権が基準日¹⁴より遅く設定登録される場合、特許権者の権利行使期間を保全するために、その遅延期間分だけ特許権の存続期間の満了日を延長する制度である「特許権存続期間の延長制度」を導入する必要性が生じた。今後同制度が導入されれば、審査期間によって変わる権利行使期間が合理的に調整され、特許権者の権利行使期間が完璧に保証できるものと期待される。

2) 公知例外適用期間の延長

現行法では、出願された発明が特許を受けるためには特許出願前にそれと同一又は

¹⁴ 基準日：特許出願日後4年または審査請求後3年のうち、遅い日

類似した技術が国内・外で刊行物又はその他の方法で知られていないことが原則¹⁵であるが、この原則だけを固守する場合、研究成果の公開を忌避するようになるだけでなく、公開された自己発明によって特許を受けられなくなるという過酷なケースが発生する可能性もある。そこで、その例外事項として特許出願前6ヶ月以内に出願人が自発的に公開した場合は、特許拒絶理由から除外する（「公知例外」とする）制度を設けている。しかし、公知例外を適用する6ヶ月の期間は特許出願人が学術論文発表などを通じて研究結果を公開した後、発明に対する市場価値及び特許性を十分に検討して特許出願するかどうかを決定するには時間が不十分である側面があった。よって、これを補完するため、特許出願人が自分の発明を公開しても一定期間内に特許を出願すれば特許を受けられるようにする公知例外の適用期間を現行の「6ヶ月以内」から「12ヶ月以内」に延長することにした。国際的に特許実体法条約(SPLT)¹⁶などで公知例外適用期間を12ヶ月に統一化していく傾向を見せている。

従って、公知例外の適用期間を12ヶ月に延長し、出願人の自発的な公開行為に対して特許を受けられる機会を拡大することは、特許及び実用新案関連の韓・米FTA合意事項に関する立法的な措置の一部として最近の国際的な流れと合致し、出願人の研究成

15

特許法

第29条(特許要件) ①産業上利用することができる発明であつて、次の各号のいずれかに該当するものを除き、その発明について特許を受けることができる。

1. 特許出願前に国内又は国外において公知となり、又は公然実施をされた発明
2. 特許出願前に国内又は国外において、頒布された刊行物に掲載され、又は大統領令で定める電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

第30条(公知等となっていない発明とみなす場合) ①特許を受けることができる権利を有する者の発明が次の各号のいずれかに該当する場合には、その日から6月以内に特許出願をしたときは、その特許出願された発明についての第29条第1項又は第2項の規定の適用については、その発明は、第29条第1項又は第2項の規定の適用については、その発明は、第29条第1項各号のいずれかに該当しないものとみなす。

1. 特許を受けることができる権利を有する者によりその発明が第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合。但し、条約又は法律による国内又は国外において出願公開され、又は登録公告された場合を除く。
2. 特許を受けることができる権利を有する者の意思に反してその発明が第29条第1項各号の一に該当するに至った場合。

¹⁶ 特許実体法に関する事項を統一するためのもので、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局が作成した特許実体法条約案を中心に現在実体法統一化議論が進行中である。

果の公開を促進し、活発な研究活動及び産業発展に貢献する肯定的な面があるといえる。

3) 特許権取消制度の廃止

現行の特許権取消制度は特許発明の実施を通じて産業発展を図る特許制度の目的に合致するようにしたもので、特許権者が正当な理由なく3年以上特許発明を実施しなかったため国家が第三者に裁定による通常実施権を付与(特許法第107条)したにもかかわらず、その以後も該当特許発明が2年以上実施されない場合、そのような特許権を取り消すことができる根拠を設け、誰もが特許発明を事由に利用できるようにしたのである。

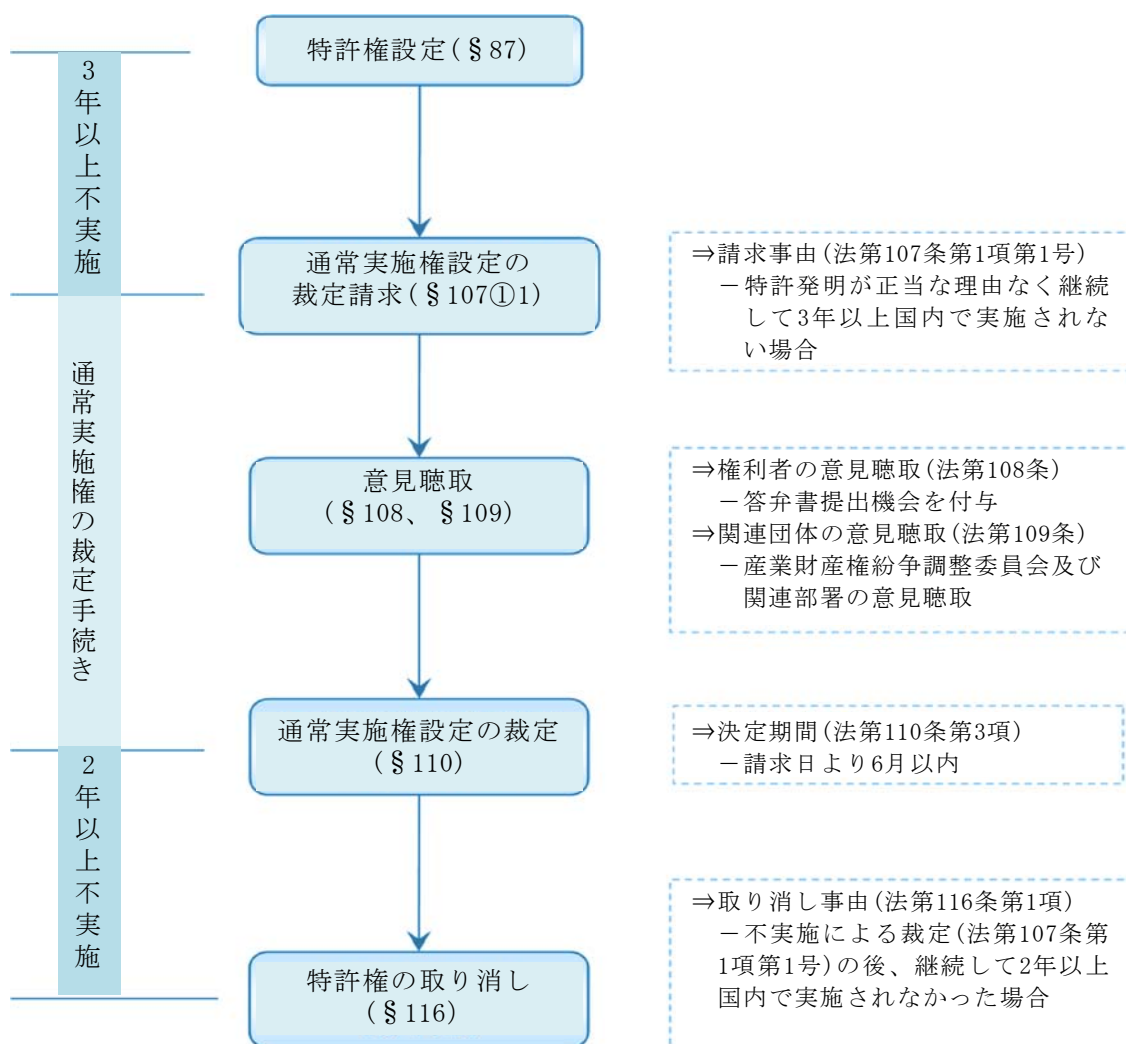
特許法

第116条(特許権の取消し) ①特許庁長は第107条第1項第1号の事由による裁定があった日から継続して2年以上その特許発明が国内において実施されていない場合には、利害関係人の申請により又は職権で、その特許権を取り消すことができる。

しかし、発明の実施を通じて産業発展を図ろうとする制度の趣旨は通常実施権の裁定制度¹⁷を通じても充分達成できるにもかかわらず、単純に特許権が長期間国内で不実施であったとしてそれを根拠に特許権を取り消すことは、個人の私有財産権を侵害する結果を招くだけでなく、特許権者でない第三者の通常実施権者の不実施によって該当の特許権が取り消される不合理なことが生じる可能性があるという指摘があった。また、現行の第116条の特許権取り消し制度は特許法制定時(1961年12月31日)に導入された制度で、同条項が適用された事例はなく、死文化した条項でもあった。従って、特許権を所有した国民の私有財産権を過剰に侵害する内容を規定している点を踏まえると、同制度を廃止して特許権者の権利を十分に保護する必要があるといえる。

<図Ⅱ-3-2>不実施による特許権取り消し手続きの流れ図

¹⁷ 行政庁である特許庁の決定によって通常実施権を第三者である申請人に付与する制度



4) 訴訟手続きにおける秘密保持命令制度の導入

同制度は特許権侵害に関する訴訟で他の当事者などが知ることになった営業秘密に対して秘密を保持するように強制するが、一方で、これに違反する場合には重く処罰できるように規定するもので、訴訟手続きで知られるようになった営業秘密を保護できる環境を整えて、相手が保有した営業秘密などが含まれた資料を閲覧できるようにすることで、侵害行為の容易な立証を通じて審理を充実化させるためのものである。同制度が導入されると、相手が保有した営業行為に関連した秘密情報に対する接近性が容易になることで、侵害行為の立証、損害額の算定などが効率的に行われる環境が作られ、審理が充実化する。また相手の立場から見ると、自分の重要な営業秘密情報が訴訟当事者以外の第3者に漏洩されることによって起こり得る莫大な営業損失を未

然に防ぐことができると期待できる。

ハ. 評価及び発展方向

韓・米FTA特許関連の合意事項を国内特許制度に反映するための特許法・実用新案法一部改正法律案は韓・米FTA批准案がまず可決された後に審議されると予想されるが、韓・米FTAに対する国民のコンセンサスを得ることが遅れているだけに、現時点では国会を通過する時期を予測し難い状況である。しかし、韓・米FTA合意事項の中で特許制度と関連した合意内容は主に特許権の安定的で効率的な利用を図ることや、優秀な発明の特許出願への効率的な誘引策を講じるなど、特許制度の先進化を通じた特許競争力を高めるためのものであるだけに、韓・米FTA特許関連合意事項の国内履行がスムーズに推進されるよう、今後も持続的な法改正に対する努力が必要といえる。

3. オーダーメイド型3トラック特許審査制度の導入

特許審査政策課 事務官 ヤン・ジェソク

イ. 推進背景

これまで特許庁は特許審査処理期間の短縮を最優先課題として推進し、2006年と2007年に世界で最も速い特許審査処理期間である9.8ヶ月の達成という大きな成果を挙げた。しかし、技術のライフサイクル、開発された技術の事業化時期が技術分野によってそれぞれ異なる環境下で、画一的な審査処理期間の短縮では顧客の多様な要求を満足させることには限界があった。特許政策においてスピードが重要課題となっている間に、顧客のニーズは既に多様化したためである。これは「さらに速い審査サービスが必要であるという意見(68.3%)」と「遅い審査が必要であるという意見(48.8%)」などが混在して現れた世論調査専門機関(現代リサーチ)のアンケート調査結果からも確認することができた。

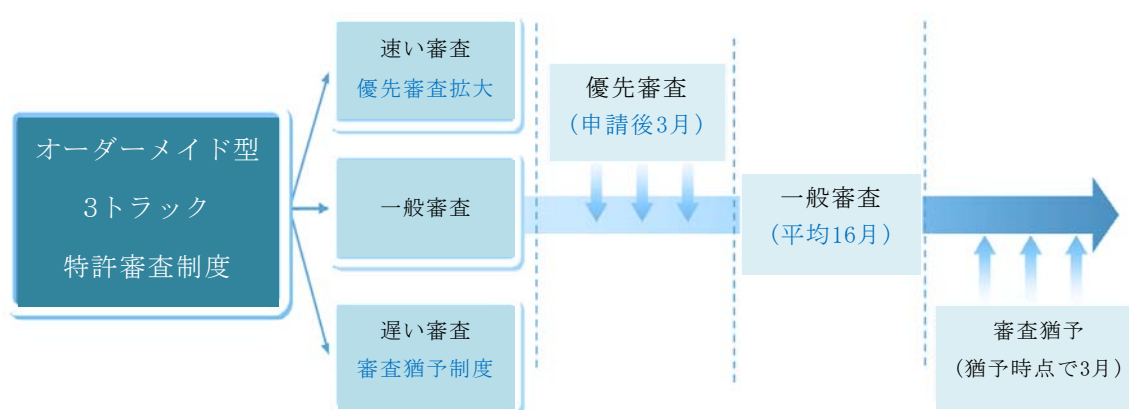
そこで、特許庁は2008年5月第2期中央責任運営機関の発足を契機に「一律的な特許審査処理期間の短縮」から「顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供」

へと特許行政の政策方向を実用的に転換し、特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行することにした。

ロ. オーダーメイド型3トラック(早い/一般/遅い)の主要内容

2008年10月1日から施行されたオーダーメイド3トラック特許審査制度は速い・一般・遅い審査の3種類のサービスの中から出願人が自分の特許戦略に合った審査処理時点を直接選択・管理できるようにする制度である。出願人は速い審査を通じて1日も早く特許権を獲得し、独占的な地位を先占することができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

<図Ⅱ-3-3>オーダーメイド型3トラック特許審査制度の概要図



1) 速い審査

速い審査は全面拡大された優先審査を通じて誰でも利用が可能で、申請後2～3ヶ月以内に審査結果を受け取ることができる。これまではベンチャー企業の出願又は自己実施出願など特定出願に限って速い審査を受けることができたが、それは特定出願だけが制限的に優先審査を利用できたためである。しかし、今後は従前の優先審査対象

に含まれていなくても特許庁が指定した専門機関¹⁸に優先審査用の先行技術調査を依頼し、その調査結果を特許庁長に通知するよう要請さえすれば、誰でも速い審査サービスを受けられるようになった。

< 優先審査の利用手続き >

①従前の優先審査対象(下記を参照)に含まれる⇒証憑書類を添付した後、優先審査を申請

① 従前の優先審査対象

② 特許・実用新案登録出願における従前の優先審査対象のうちの共通分野：11分野

- ・ 自己実施又は自己実施準備中である出願
- ・ ベンチャー企業の特許・実用新案登録出願
- ・ 自己発明に対して第3者が実施中である出願
- ・ 防衛産業に関する出願
- ・ 公害防止に関する出願
- ・ 輸出促進に関する出願
- ・ 国家又は地方自治体の職務関連の出願
- ・ 新技術開発支援事業及び品質認証事業に関する出願
- ・ 条約優先権の基礎となる出願
- ・ 電子取引と直接関連した出願
- ・ 技術革新型中小企業の出願

③ 特許出願における従前の優先審査対象：3つの分野

- ・ 特許庁長が外国特許庁長と優先審査することに合意した特許出願
- ・ 地域特化発展特区に対する規制特例法第36条の8によって規制特例が適用された特化事業と直接関連した特許出願
- ・ 先端医療複合団地指定及び支援に関する特別法第26条によって規制特例が適用された入居医療研究開発機関が提出した先端医療複合団地内の医療研究開発と関連し

¹⁸ 指定専門機関：韓国特許情報院、(株)WIPS、IPソリューション(株)、(株)韓国IP保護技術研究所

た特許出願

㉓ 実用新案登録出願における従前の優先審査対象：1つの分野

・ 出願と同時に審査請求をし、その出願後2月以内に優先審査の申請がある実用新案登録出願

㉔ 従前の優先審査の利用手続き

・ 特許庁に優先審査申請書(特許法施行規則別紙第22号書式参照)の提出及び優先審査請求料(特許：16万7千ウォン/件、実用新案：8万6千ウォン/件)納付

㉕ 従前優先審査対象に含まれない⇒次の手続きを通じて拡大された優先審査を利用

① 特許庁が指定した専門機関のうち1ヶ所に優先審査用の先行技術調査を依頼

- 依頼の時に調査対象出願明細書を提出すると同時に、先行技術調査結果を特許庁に提出するように要請

※ 優先審査申請人が優先審査用の先行技術調査依頼費用を負担(1件当たり約60万ウォン～70万ウォン)

② 特許庁に優先審査申請書の提出及び優先審査請求料(特許：16万7千ウォン/件、実用新案：8万6千ウォン/件)納付

- 依頼機関、依頼日付及び調査結果提出要請事実などを簡単に記載

③ 必要な場合、専門機関の先行技術調査報告書の提出を確認

- 一般的に調査依頼日より15日以内に提出完了

2) 一般審査

一般審査は平均16ヶ月以内(2008年)に審査結果を提供する計画である。これは米・日・ヨーロッパの特許先進G3よりも約8～10ヶ月早いものである。

3) 審査猶予申請制度の導入

遅い審査は世界で初めて導入される審査猶予申請制度を通じて受けることができる。

これは開発された技術の事業化時期や市場性調査などで、一般審査より遅く審査を受けようとする特許出願人に配慮したものである。審査を受けようとする猶予希望時点¹⁹を書いて申請すると、その時点から3ヶ月以内に審査サービスを受けることができる。

審査猶予申請制度を活用すれば正確な特許審査の時期を予め決定できるメリットがある。特許審査は審査請求の順番とおりに審査するのが原則であるため、審査請求の量によって審査時期が変動するが、審査猶予申請制度を利用すると正確な時期に審査を受けることができる。又、特許決定が早すぎて早期公開されたり、特許維持費用が増加することも事前に防ぐことができる。すぐに商品化が必要でなければ、速い特許登録に続く早期公開によって競合社に技術内容が漏れる懸念があるので、遅い審査(審査猶予)で審査時期を管理の方がより賢明な選択といえる。

< 審査猶予申請制度の利用手続き >

-
- ▶ 審査請求時又は審査請求日より 6 ヶ月以内に猶予希望時点を記載した審査猶予申請書を提出
 - － 出願人のみ申請可能
 - － 出願＋審査請求の同時申請も可能
 - － 猶予希望時点は審査請求後 18 ヶ月が経過した時点から出願後 5 年以内に限る
- ※別途の申請手数料は必要ない
-

ハ. 評価及び発展方向

オーダーメイド型3トラック特許審査制度が2008年10月1日より施行されることによって、特許出願人は自分が希望する時期に特許審査を受けられるようになった。「速い審査」、「一般審査」、「遅い審査」の3つのサービスの中から1つを選択することで、自分の特許戦略によって特許審査時期を自由に調整できるようになった。これから同制度を利用すれば、自分が希望する時期に高品質の特許審査サービスを受けられるだけ

¹⁹ 審査請求後18ヶ月～出願日後5年以内で猶予希望時点を選択。

に、適切な審査時期を選択することで、さらに簡単に特許戦略を樹立できるものと期待される。

4. 特許・実用新案審査指針書の改正

電気電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 チョン・ヒョンス

イ. 推進背景及び概要

2008年特許庁は「一律な審査処理期間の短縮」から「顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供」へと特許・実用新案審査政策のパラダイムを変えた。そこで、明確で一貫性のある審査体系を構築するため、庁内・外の専門家で「特許制度改善推進団」を構成し、制度改善及び審査指針改正事項を持続的に発掘及び検討してきた。その活動の結果として、進歩性、明細書の記載要件、審査手続き、請求項別審査など実体審査に関する審査指針書の改正案を設け、これに対する意見収集を経て2008年12月に改正を完了した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 進歩性判断基準の明確化

請求項の発明と比較される引用発明が複数である場合、請求項の発明と最も近い第1引用発明をまず比較して差異を区分し、その差異に関する容易性を判断する時は他の引用発明又は公知技術などを考慮するよう、判断手続きを明確にした。以前も進歩性判断の時に最も近い先行技術を選択して比較する実務があったが、これに関して明確な審査指針が提示されていなかったため、これを反映したのである。また、「当業者の通常の創作能力の発揮」と関連して公知技術の一般的な応用、知られた物理的な性質からの推論、知られた課題の解決のための他の技術分野の参照などで日常的な改善を行うことを通常の創作能力の発揮に該当するものと説明し、その意味をより明確にした。

その他に公知技術を結合した発明及びパラメーター発明に関する最高裁判例を提示して審査に参考になるようにした。特に、パラメーター発明と関連して、特定の性質又は特性などの記載を含めて請求項の発明を特定しようとするパラメーター発明の新規性・進歩性判断において、それと対比される引用発明の対応構成と比較し難いパラメーターが請求項の発明に含まれた場合、両者の違いに対して合理的に疑われような事情があれば、その違いを厳しく比較せずとも両者の同一・類似性を認められるように規定した。これは先行技術との違いが不明確なパラメーター発明に対しては出願人がその違いの意味を明かすようにするためのものである。

2) 出願に関する審査指針の改正

請求項の択一的な引用のための請求項記載の中で、「～のうち、いずれか一項」という表現がある場合、その解釈に関する指針を明確にし、審査基準が一貫して適用できるようにした。即ち、「のうち、いずれか一項」という表現がある場合、文言上複数の請求項を同時に引用する意味として解釈される可能性があるとしても、特許法施行令が規定する択一的な引用をしたものと解釈して拒絶理由を適用しないようにしたものである。また、分割出願において公知例外主張又は優先権主張の時、出願人が証明書類の援用表示をしなかった場合、援用表示の補正ができるよう許容する指針を新設した。本来援用表示は該当証明書類の提出と同一な法的効果を持つもので、必ず証明書類の提出期間以内に援用の表示をするのが原則である。しかし、分割出願は原出願が有効に存続する中で発明の一部を分割するものであるため、その証明書類が既に原出願に対して特許庁に受け付けられていて、分割出願時に公知例外主張又は優先権主張に対する意思表示があったのであれば、その証明書類の提出に関する援用表示の漏れは単純な書類記載ミスと見做して、補正を許容するものとした。但し、分割出願時に表示しなければならない優先権主張又は公知例外主張自体を記入漏れした場合、援用表示の補正が不可能である。

3) 審査手続きに関する審査指針の改正

進歩性拒絶理由の通知書作成と関連して引用発明中心の通知書作成及び独立項と従

属項の拒絶理由作成の差別化など請求項別の審査簡素化方案を審査指針に反映した。これは請求項別に区分して拒絶理由を作成することによって、同一な拒絶理由が請求項毎に繰り返されるなど、請求項別審査の通知書作成における非効率性の問題を解消するためのものである。改正指針によって審査官は請求項の発明の構成に対応する引用発明の構成だけを指摘し、その違いに対する容易性の判断を記載することで、特許法第63条第2項の規定を満足させる具体的な拒絶理由を通知できるようになった。また、従属請求項に対してはその付加限定された事項に対する容易性の判断を記載するだけでも具体的な拒絶理由を通知できるようにし、多数請求項の拒絶理由に関する審査官の意図を明確に伝えると同時に簡潔な通知書作成を可能にした。

また、単一性に違反した出願の審査手続きに対する指針が改正された。従来の審査指針では出願人が2群の発明の中で実体審査を遂行し、拒絶理由の通知を受けた請求項を全て削除し、審査しなかった残りの1群を残す補正を行った場合、その残りの1群を再び審査して拒絶理由がある場合は最終拒絶理由を通知するものであった。しかし、改正審査指針では最終拒絶理由を通知するようにした指針を削除する代わりに、審査官が審査の効率性のために必要と認めた場合、先行技術調査など実体調査をする前に単一性違反の拒絶理由だけを優先して通知できるようにした。その他に意見書に記載された補正内容の取扱い、優先審査対象拡大による優先審査決定基準などに関する指針が改正され、その他記載ミス、不明確な表現などを整備した。

ハ. 評価及び発展方向

2008年審査指針書改正のために別途の審査指針書改正諮問委員会を構成するなど幅広い意見収集の過程を経た。審査指針書改正諮問委員会は特許裁判所の技術審理官の経験がある技術分野別9人の課長級諮問委員で構成され、審査指針書改正案に対して密度ある検討作業を遂行した。最近国家間の特許協力が急速に進展し、高品質の審査と国家間審査査基準の一致がさらに重要になっているので、今後先進各国の審査実務比較研究をより体系的に遂行し、グローバル水準の審査基準を確立していく必要がある。

第2節 商標・デザイン分野

1. 顧客オーダーメイド型商標法改正の推進

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 書記官 オム・テミン

イ. 推進背景

特許庁は商標権者などの便宜を図り、現行商標制度の運営上現れた一部の不備な点を改善・補完するために商標登録料補填時の差等納付制度の導入及び特許法準用規定の解消を骨子とする改正案を2008年10月13日に国会に提出した。

ロ. 推進内容

1) 商標登録料補填時の差等納付制度の導入

現行法では商標登録出願人又は商標権者が登録料を納付する際に登録料が足りず、それを補填する時には納付期間に関係なく納付しなかった金額の2倍の金額を一律的に納付するように規定しているため、商標権者などに過剰な費用を負担させるという問題があった。改正案では商標権者などが不足していた登録料を補填する際、納付金額を納付期間の経過日数によって、納付しなかった金額の2倍以内の範囲で知識経済部令が定めたもの(1月(120%)、2～3月(150%)、4～6ヶ月(200%))に従って差等納付するようにした。

2) 特許法準用規定の解消

現行法では多数の特許法規定を準用しているため、商標制度の利用者が商標法だけではその内容を理解し難いという指摘があった。改正案は特許法で準用した74条文の内容を商標法に直接規定し、商標使用者などが商標法だけでも商標制度を簡単に理解できるようにした。

3) 評価及び発展方向

商標権者などの利便性を向上させるための商標法改正案は「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定(FTA)」履行のための商標法改正事項とともに、2008年10月13日国会に提出された後、所管常任委に係留中であるので、韓-米FTA批准同意案の国会可決以降国会で可決される見通しである。

2. 顧客オーダーメイド型デザイン保護法改正の推進

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 ビョン・ヨンソク

イ. 推進背景

デザイン経営が企業経営のキーワードとして台頭するなど、経済におけるデザインの重要性は日増しに増大しつつある。このような経済環境の変化に対応し、既存のデザイン制度をより顧客に便利な制度へと変貌させようと、デザイン保護法及び下位法令改正を推進した。そこで未納登録料の納付方法の改善、秘密漏洩罪の法定量刑上方修正及び特許法準用規定の解消を内容とするデザイン保護法の改正案を2008年11月28日国会に提出した。

ロ. 推進内容

1) 未納登録料の納付方法改善

現在未納状態のデザイン登録料納付の時、期間と関係なく2倍の金額を一括納付しているが、未納状態の登録料を納付する時、納付期間によって差等納付するよう合理的に調整することでデザイン権者の費用負担を軽減させた。

2) 秘密漏洩罪の法定量刑の強化

特許庁職員がデザイン登録出願中であるデザインに関して職務上知り得た秘密を漏洩・盗用した場合、「2年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金」にしたものを「5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金」に上方修正し、デザインに関する秘密漏洩に対する事前予防的な保護を強化した。

3) 特許法準用規定の解消

現在デザイン保護法は全体で9条文で100の特許法条文を準用しているため、デザイン保護法を理解するためには特許法を同時に見なければならない不便があった。そこで、準用している特許法の条文をデザイン保護法に直接規定して国民がデザイン保護法をより理解しやすいようにした。

4) 請願書式における署名制度の導入

デザインに関する手続きの際、従来は書式に出願人の印章捺印のみ可能であったが、印章捺印のみならず署名でも関連書式が提出できるよう、請願書式署名制度を2009年1月1日より導入して利用者の便宜を図った。

ハ. 評価及び発展方向

現在国会に提出されているデザイン保護法は2009年7月1日施行を目標に国会可決を推進中であり、今後も図面要件の緩和、強いデザイン権の創出など顧客の意見を積極的に収集して、より市場に優しく顧客志向の制度になるよう持続的に改善する計画である。

3. 韓・米FTA合意事項の履行のための商標法・デザイン保護法改正の推進

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 書記官 オム・テミン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2007年に妥結された「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定(FTA)」の合意事項を履行するために、音・匂いを「商標」に含め、証明標章制度を導入するなどの商標法改正案と、秘密保持命令制度の導入を内容とするデザイン保護法改正案を立案し、各々2008年10月13日、2008年10月10日に国会に提出した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 音・匂い商標など非視覚的な商標の認定

音・匂いなど非視覚的な標章であっても記号・文字・図形又はその他の方法で視覚的に認識できるように表現したものは商標の範囲に追加して商標法に従って登録・保護できるようにした。

2) 商標及びサービス業に対する証明標章を新設

「証明標章」とは消費者の品質誤認や出処の混同を防止するため、商品やサービス業の特徴的な事項を証明するために使用する商標であり、代表的なものとしてWOOL Mark、COTTON Markなどがある。改正案ではこのように商品やサービス業の品質、原産地、生産方法などの特性を証明することを内容とする証明標章を商標の形態に追加して商標法に従って保護できるようにした。現行法は商標、サービス標、団体標章、業務標章を商標の類型として定めている。

3) 専用使用権登録義務制度の廃止

「専用使用権(exclusive license)」とは、登録商標をその指定商品に対して一定の範囲内で独占的に使用できる権利を意味する。現行法は専用使用権に対して登録を効力発生要件としているため、登録しない場合、その効力は発生しないものと規定している。改正案は専用使用権を登録しなくても私的契約によって効力が発生するように

し、登録を第3者対抗要件に変更した。

4) 法定損害賠償制度の新設

商標権侵害による損害賠償訴訟で損害の立証や損害額を推定し難い場合、商標権者又は専用使用権者の権利保護が難しいケースがあるという指摘があった。改正案は5千万ウォン以下の損害額に対しては商標権者又は専用使用権者の立証責任を緩和する法定損害賠償制度を新設し、商標権者又は専用使用権者が実損害額と法定損害額の中から選択して請求できるようにした。

5) 秘密保持命令制度の導入

改正案は商標権又は専用使用権の侵害に関する訴訟において、片方の当事者が営業秘密を知り得た場合でも、その営業秘密を公開しないように裁判所が命令できるようにする秘密維持命令制度を導入した。上記の内容はデザイン保護法改正案にも反映された。

ハ. 評価及び発展方向

韓－米FTA履行のための商標法及びデザイン保護法改正案はそれぞれ国会に提出されてから所管常任委に係留中であるので、韓－米FTA批准同意案の国会可決の後に国会で可決される見通しである。

第3節 審判分野

1. 口頭審理の場所の多様化

特許審判院 審判政策課 放送通信事務官 チョン・ビョンラク

イ. 推進背景

審判品質向上のために2006年に集中審理制度が導入されたことによって、口述審理及び説明会の開催件数が2003年89件から2007年1,130件へと、年平均増加率88.8%で急増した。それに伴い、口述審理・説明会の開催場所の追加確保が至急課題となった。また、「奉仕する政府」の趣旨に沿い、審判顧客中心の審判サービスを提供するために口述審理と説明会の開催場所を多様化することが必要となった。

ロ. 推進内容及び成果

従来の口述審理は大田庁舎の審判廷でのみ開催可能であったが、ソウル事務所に臨時審判廷を設置し、当事者が障害者または高齢者である場合、もしくは当事者が10人以上の場合はソウル事務所で口述審理が開催できるよう、2008年6月に審判事務取扱い規程を改正した。また、従来技術・商標・デザインの説明会は大田庁舎又はソウル事務所の会議室でのみ開催できたが、KTXソウル駅・龍山駅・大田駅でも説明会が開催できるよう、鉄道公社との協議の下で会議室を確保し、2008年3月に技術・商標・デザイン説明会の運営に関する規定を改正した。その結果、2008年に14件の説明会がKTX駅舎内の会議室で開催された。

ハ. 評価

口述審理・説明会場所の多様化は単なる庁舎会議室不足問題を解決するという水準を超え、顧客の便宜を図るために顧客に近づいて行政サービスを提供するという新政府の国政指標を具体的に実践した事例と評価できる。

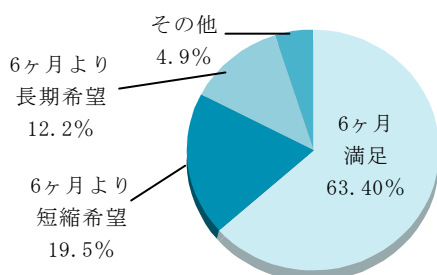
2. 顧客オーダーメイド型審判制度の導入

特許審判院 審判政策課 放送通信事務官 チョン・ビョンラク

イ. 推進背景

審判制度の改善、審判事務処理システムの効率化、審判処理計画の樹立及び審判官増員などの努力を通じて、2003年に14ヶ月であった特許審判処理期間が2007年には世界最高水準である5.9ヶ月に短縮された。しかし、世界最高水準の審判期間達成にもかかわらず、審判処理期間に対する多様な顧客の声があり、審判顧客のニーズに応えられる方策を講じるようになった。

<図Ⅱ-3-4> 審判処理期間に対するアンケート調査の結果



※ PCRМを通じたアンケート調査の結果

(2007.9)

-審判処理期間6ヶ月が早いという意見だけでなく、遅いという意見も19.5%を占めた。

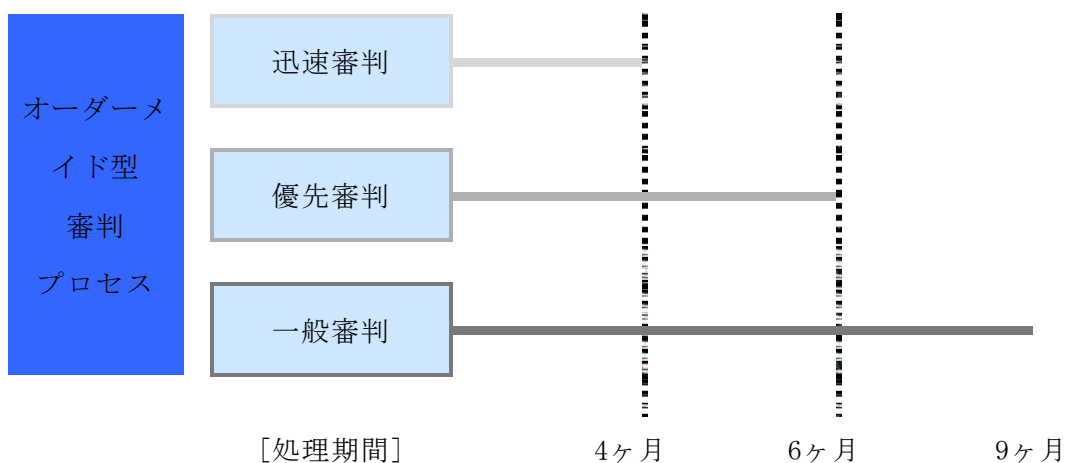
ロ. 推進内容

従来は画一的に審判処理期間を短縮させるため努力したが、顧客の多様なニーズに応え、特許紛争の解決手段として特許審判の結果が適時に活用できるよう、速やかな処理を要する審判事件に対する審判プロセスを新たに設計し、審判処理期間をマルチトラックで管理する「オーダーメイド型審判プロセス構築方案」を2008年9月に樹立した。

従来は平均審判処理期間6ヶ月を目標に画一的な処理期間管理を行うと同時に、一部事件に対して一般事件より優先して審判する優先審判制度を運営したが、今後は審判事件の種類と内容及び顧客の要求によって「迅速審判」、「優先審判」、「一般審判」に

区分して審判手続きを運用する。新しく導入される迅速審判は裁判所侵害訴訟が係留中である権利範囲確認審判事件と両当事者が迅速審判同意書を提出した事件を対象にし、迅速審判のプロセス進行は答弁書提出期間満了日より1ヶ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日より2ヶ月内に審決することを標準プロセスと設定し、審判請求日より4ヶ月内に当事者が審決文を受け取れるようになる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件に対しては、それぞれ処理期間6ヶ月と9ヶ月を基準に審判手続きを進行することになる。

<図Ⅱ-3-5> オーダーメイド型審判プロセスの概要



ハ. 今後の計画

迅速審判は2008年11月から導入され試験的に実施し、本格実施に向けて2009年上半期に審判事務取扱規程を改正して審判事務処理システムを改善する予定である。迅速審判を含むオーダーメイド型審判プロセスは2009年7月から本格実施し、プロセス別に処理期間を管理する予定である。

第 3 編

特許行政情報化システムの構築・運営

第1章 特許ネットシステム高度化による
特許行政サービスの品質向上

第2章 グローバル特許情報化の先導

第1章 特許ネットシステムの高度化による特許行政サービス品質の向上

第1節 未来型特許行政情報システムの構築

1. 特許情報システムの改善推進

情報企画局 情報開発課 電算事務官 イ・ドンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムは1999年の開通以来、持続的な拡充を行い、2002年には政府機関としては初めて電子政府を実現し、インターネット公報の発刊、SMSサービス、Push-mailサービスなどの様々な付加サービスを提供してきた。

2003年から2005年までは特許ネットシステムの統合性や安定性を高めるため、データベース及びシステムの統合、ミドルウェアの適用、ネットワークの単一化など、特許ネットの基盤構造を高度化する特許ネットⅡ構築事業を推進した。その結果、2005年からは政府機関としては初めていつでもどこでも特許業務が遂行できる365日24時間電子出願サービス及び在宅審査サービスを提供できるようになった。

しかし、PLT条約の妥結、国家間業務協力など国内外の知的財産権環境の変化に能動的に対応し、特許情報提供の拡大など多様化・高級化された特許顧客の情報化要望を積極的に受け入れるためには、顧客中心のグローバルな特許情報システムが必要になった。

そこで特許庁は2007年未来型特許情報システムの構築に向けて、特許行政情報化戦略計画樹立事業を推進し、世界最高の知的財産情報体系を構築した。これをもとに2008年には世界最高レベルの高品質の審査・審判支援システムの構築事業と需要者中心

の電子請願サービス構築事業を重点的に推進した。

ロ. 推進内容及び成果

2008年5月、第2期責任運営機関の発足と同時に特許審査パラダイムが審査処理期間から審査品質に変わったことによって、オーダーメイド型(3トラック)審査制など審査品質向上のための制度改善事項をシステム化し、出願及び審査システムにエラー防止機能を大幅拡充する特許ネット高度化事業を推進した。

また、特許顧客からの多様かつ高級化した要求事項を特許情報システムに反映するため、簡単に電子請願ができるよう、ワンクリック電子出願サービスと特許情報の活用・促進のための特許情報ウェブサービスを大幅拡充した。

同時に、米国・日本・ヨーロッパ特許庁と審査情報及び優先権証明書類を電子的に交換できるように特許情報共有システムを拡充し、特許行政業務の効率性を提供するため、通知書郵便自動発送システム、半導体配置設計登録業務のオンライン化などの事務処理システムを高度化した。

<表Ⅲ-1-1>2008年に完了した主要推進事項

推進分野	推進内容
需要者中心の電子請願サービスの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・商用ワード基盤の電子文書作成機の開発 ・情報修正概念の申請処理システムの構築 ・特許情報ウェブサービスの拡大 ・ホームページのウェブ標準適用
高品質な審査審判の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特許・実用新案・商標・デザイン・PCT審査システムの高度化 ・審判・訴訟業務システムの高度化 ・6シグマ5次、6次改善課題の特許ネットへの適用
事務処理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・WIKI基盤の知識管理体系の導入 ・在宅審査申請・管理の自動化 ・通知書送達管理の自動化 ・半導体配置設計登録業務のオンライン化
特許情報の国際共有拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・国際特許情報共有システムの構築

ハ．評価及び発展方向

2008特許情報システム改善事業によって、特許顧客はさらに簡単で便利に電子出願と特許情報を活用できるようになり、先進特許庁と特許情報共有システムを構築することで特許ネットのグローバル化の土台を構築した。

2009年には特許情報の創出・活用促進とグローバル特許情報システムの構築を核心目標として設定し、価値創出型の特許情報システムの構築事業を持続的に推進する予定である。

まず、特許顧客自ら出願・審査・審判・登録などの多様なIP情報を手軽に管理できるようにユーザーオーダーメイド型特許管理ポータルを構築し、民間特許情報サービス市場が活性化するように特許情報ウェブサービスを大幅拡充する予定である。

また、特許文書標準形式(XML)を支援するグローバル特許文書作成機を開発・普及し、共通出願書式(Common Application Format)を特許ネットに反映することで特許ネットのグローバル化をさらに進めていく予定である。

同時に、顧客の利便性と権益を拡大するため、手数料の自動納付制度と特許マイレージ制をシステム化し、顧客志向のCRMシステムを構築する予定である。

<表Ⅲ-1-2>2009年の主要改善予定事項

推進分野	推進内容
特許情報の創出・活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーオーダーメイド型特許管理ポータルの構築 ・特許情報ウェブサービスの拡大 ・業務・知識融合型の知識管理システムの構築
グローバル特許情報システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル特許文書作成機の開発 ・共通出願書式(CAF)の特許ネットへの反映

特許行政情報システムの高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・特許手数料の自動納付制及びマイレージ制度の導入 ・弁理士統合管理システムの構築 ・PCT国際段階審査の形式的な記載ミスの最小化 ・諸証明/出願人代理人システムサービスの高度化 ・出願人コードの重複発給防止システムの構築 ・顧客指向型CRMシステムの構築
----------------	--

2. 未来型検索システムの構築

情報企画局 情報管理課 放送通信事務官 キム・ヨンウン

イ. 概要

検索システムは国内や世界各国の特許、商標、デザイン、審・判決文の情報などを迅速かつ正確に検索できるように構築された情報検索システムであり、内部の審査官や審判官が使用できるようにし、特許庁の主要業務である審査・審判業務を支援している。

<表Ⅲ-1-3> 検索システムの構成状況

区分	内容
特・実検索システム (生命工学システムを含む)	国内、日本、米国、ヨーロッパなど世界各国の特許情報他、非特許文献などをウェブ環境で簡単に便利に検索するシステム
商標検索システム	国内商標情報をウェブ環境で簡単に便利に検索するシステム
デザイン検索システム	国内、日本、WIPOなどのデザイン情報をウェブ環境で簡単に便利に検索するシステム
審・判決文検索システム	産業財産権関連の審決文と判決文をウェブ環境で簡単に便利に検索するシステム

ロ. 推進内容及び成果

英文特許文献に対する英→韓自動翻訳サービスを実現し、英→韓、日→韓の翻訳辞書の拡充を通じて翻訳品質を改善した。また、ハングル、英語又は日本語で作成された特許及び非特許文献全てを一括検索できるワン・クリック検索サービスを実現した。そして、国家別、期間別、権利別及び文献別に分離・構築されて運営されている国内

及び海外検索データを標準化して再構築した。類似特許検索、検索結果ランキングサービス、特許分類(IPC/ FI/F-term、USPC、ECLA)統合検索、ユーザーオーダーメイド型インターフェース提供など最新の情報検索技術を適用して検索機能を高度化した。

＜表Ⅲ－1－4＞検索システム高度化の推進経過

年度	内容
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査分野別検索システムの構築及び統合 ・ 検索システムの標準化及び同一インターフェース体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> － 審査官の検索効率の増大とシステム管理の7効率性の向上
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許・実用新案分野の統合検索機能の拡充 <ul style="list-style-type: none"> － 技術同義語及び多国語辞書などを利用し、単一質疑語による統合検索の実現 － 審査日程による自動予約検索及び検索結果のグルーピング照会機能
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能型検索のための基盤環境の構築 <ul style="list-style-type: none"> － 類似商標検索の自動化及び意匠電子屏風審査（2台のスクリーンに画像をたくさん並べて比較する審査）環境の実現 － 非特許文献の統合検索システムの構築
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能型検索のための核心技術の導入 <ul style="list-style-type: none"> － 自動検索技術導入によるシステムの知能化 － 使用者の利便性を中心に考えた高効率の検索機能の実現
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能型検索システムの構築完了 <ul style="list-style-type: none"> － 類似特許検索、検索メモ機能などの開発 － 非特許メタ検索ウェブバージョンの再構築
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 <ul style="list-style-type: none"> － 検索エンジンのアップグレード、日韓翻訳機の交替 － X-Internet適用による検索システムユーザーインターフェースの改善 － 非特許メタ検索機能の強化
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 <ul style="list-style-type: none"> － 言葉の壁のない審査・審判環境造成のための外国特許文書自動翻訳システム(英→韓、仏→韓、独→韓など)構築マスタープランの樹立 － 特許・実用新案先行技術調査報告書検索機能の実現 － 冊子形態で発刊された「争点別特許判例集」をDBで構築 － 非特許建築文献検索機能の追加 － WIPO公報資料のTEXT基盤検索機能の追加
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(1次年度)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">－英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化－特許及び非特許文献を一括検索できるワン・クリック検索サービスを実現－国家別、期間別、権利別及び文献別に分離・構築されて運営されている国内及び海外検索データの標準化及び再構築－最新技術の適用を通じた検索機能の高度化 |
|---|

ハ．評価及び発展方向

今後ユーザーの検索意図に合致すると同時に検索正確度が高まるように、意味基盤検索技術及び個人化技術を適用して高品質の検索サービスを提供する計画である。又、海外先行技術情報に対する多国語翻訳システムを構築し、審査官が言葉の壁を感じることなく引用文献が検索できるようにし、対国民サービスに拡大して国民も海外技術情報を習得できるように支援する予定である。

第2節 特許情報システムの改善及び運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画局 情報開発課 行政事務官 パク・チャンヒョン

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間のIT専門業者に委託した理由は、専門民間企業の情報技術ノウハウを活用して運営の効率性を図ると同時に、最新の情報技術を適時に反映して庁内外のユーザーのニーズに迅速に応えることで、業務処理の効率化や顧客満足度の向上を図るためである。民間委託運営は1998年12月の企画予算処の方針に従い、公共機関としては初めて特許庁が1999年1月に特許ネットの開通と同時にスタートした。委託方法は応用S/W部門とH/W部門に分けて委託している。

委託対象業務としては出願、登録、審査、審判などの事務処理システムと、検索システム・知識管理システム・電子文書システム・ホームページ・データ管理など39の応用システムの運用及びメンテナンスとサーバ・DB・ネットワーク・電算センター・セキュリティ管制など基盤技術の運営などであり、詳細な内容は応用SW部門とH/W部門に分けて説明する。

ロ. 推進内容及び成果

1) 応用S/W部門

1999年委託業務を始めた当時、特許庁応用ソフトウェアのシステム数は22で、委託スタッフは55人であった。しかし、全特許行政業務を電算化するため、毎年新規開発される応用システムを委託・運用したことで、2009年2月現在39のシステムに68人の技術者を投じて運営している。

2002年には出願から登録、審判などすべての産業財産権請願の100%オンライン化が完成された。2003年からオンライン諸証明の請求・交付システムの開通及びマドリッド議定書関連システムの構築完了と同時に、知能型検索システムの1次年度開発事業が完了し、特許ネットシステムがより安定的に運営されている。

特に、2002年には国際知的財産権の法制度環境の変化に能動的に対応し、多様化・高度化された顧客の情報要求を積極的に受け入れると同時に、最新情報技術(標準)の適用を通じてシステムの最適化・軽量化を達成するためのISP作業を遂行し、次世代特許ネット開発の基本計画を完成した。

これに伴い、2003年から次世代特許ネットの開発事業が始まり、2003年に1段階事業として特許ネット内部のプロセス効率化作業、2004年に2段階事業として特許ネットユーザーの利便性増進事業、2005年に3段階事業として24時間電子請願サービスの構築と在宅審査システムの構築、2006年以降はさらに高級化・多様化していくユーザー要求事項の迅速なシステムへの反映及び法改正支援課題の構築などによって、一段階アップグレードされた特許ネットシステムを安定的に運営している。

2008年からは特許ネット運営委託事業の競争体制を誘導するため、委託運営事業を2年継続契約事業に転換し、運営品質向上のために特許ネット運営委託サービス水準(SLA)の評価項目加重値及び目標値を前年比上方修正して成果指標に反映した。又、機能点数方式を導入してシステム改善事業量を客観的に算定・管理し、検証されたシステム改善機能点数によって代価を支給し、運営委託事業者にシステム改善の動機を与え、具体的な成果管理が出来るようにすることで特許ネット運営委託事業費を合理的に執行した。

2)H/W部門

特許ネットシステム委託運営の基盤運営部門はハードウェアを含めた電算資源(サーバー、ディスク、ネットワーク、パソコン、プリンターなど)を効果的に運営・維持すると同時に、特許ネット新規システムの開発及び適用に伴うサービス運營業務を安

定的に運営することで世界最高水準の特許行政情報化システムの実現に貢献している。主要業務は大きく電算機、ディスク、ネットワーク、現場支援、特許電算センター及びITSM(Information Technology Service Management)の運営に分けられる。

1999年～2004年には主電算機供給業者との調達随意契約で運営していたものを2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定することに変えた。また、装備運営の効率性、障害処理の迅速性及び責任所在の明確性などのために基盤運営委託とメンテナンスを統合して調達競争契約を実施している。

2006年には大規模H/W電算資源に対する長年の運営経験をもとに、システム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際的水準のITサービス管理概念(ISO 20000)を導入し、運営の効率性を向上させるための革新的な業務を持続的に遂行している。

2007年11月に特許電算センター及び災害復興センターの主要電算装備が政府統合電算センターに移転されることによって、委託運営スタッフのうち13人を減縮(32人→19人)するなど運営組織を再整備し、基盤サービスの持続的な品質管理及び向上のために品質管理組織を強化した。

サービス水準協約(SLA, Service Level Agreement)にISO20000履行遵守率、現場支援顧客満足度など国際水準のサービス品質及びユーザー支援強化のための指標を発掘・補完した。また、2007年には「とても優秀」レベルを「普通」に調整し、基盤運営品質の向上を図った。

このような努力の結果、主要電算装備の政府統合電算センター移転及び測定対象の拡大にもかかわらず、サービス水準総合評価の点数は2007年実績値及び2008年目標値の93.9点を上回る94.69点を獲得した。

ハ. 評価及び発展方向

1) 応用S/W部門

今後も特許庁はメンテナンス中心の単純運営から脱し、一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく運営委託事業で遂行し、特許ネット運営委託スタッフを機能及び工程別に改編し、内部人材による事業管理体系を強化することで運営委託事業の効率性を図る予定である。

また、成果中心の特許ネット運営で高品質の審査・審判業務の支援及び顧客利便性向上のために特許ネットの運営成果を最大化する予定である。

2) H/W部門

2009年には事業遂行の連続性確保及び委託運営事業に対する競合他社の参加を誘導するため、現在1年単位である契約を多年契約に転換することを検討して推進する予定である。

また、ペナルティーとリワード規定を強化し、顧客観点の新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の委託運営を定着させ、課題内容をより具体化して契約上の紛争を予防すると同時に、メンテナンス料率の装備別差等支給を通じた委託運営事業管理の効率化を積極的に推進する予定である。

2. 業務活用中心の知識管理システムの運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 ファン・ユジン

イ. 推進背景及び概要

知識が付加価値を創出する知識基盤社会の到来により、世界各国は効率的な知識インフラを構築するために力を入れ始め、企業も我先に生産性の向上と競争力強化のために知識経営理論を導入している。このように知的財産の重要性に対する認識が広が

るにつれ、知的財産権の出願も急増している。そこで、特許庁では審査処理期間を短縮し、審査品質を改善するために、審査官の業務能力強化や業務効率性の向上が重要課題として浮上した。

そこで、特許庁は組織の競争力強化のためには個々人が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体が共有・活用できるように体系的に管理する必要性があることを認識し、2000年政府部署としては初めて知識経営宣言式を開催し、知識財産権を掌管する主務官庁として知識経営の先導的な役割を遂行するためのスタートを切った。続いて知識管理及び補償に関する指針を制定(2001.8)し、知識管理システムを構築(2001.9)するなど、体系的な知識管理が行われる基盤を構築した。

以降知識の創出から共有及び活用に至るまで、知識管理全ての段階がオンラインを通じて効率的に行われるように知識管理システムを持続的に改編し、2004年には全社的知識ポータルへとその機能を大幅拡大し、単純に知識を蓄積する貯蔵所の役割だけでなく、審査・審判システム、検索システム、業務管理システムなどを有機的に連携して業務を処理する過程における必要な知識をより簡単に活用できるようにした。

<表Ⅲ-1-5>知識管理システムの主要機能

区分	内容
知識登録	・業務ノウハウ、産出物、参考資料など知識登録、知識Q&A、ウィキ知識
知識検索	・知識マップを活用した分類別検索、キーワード及びタグを通じた統合検索、知識専門家検索
知識検証	・登録知識承認処理、知識評価、知識カテゴリ移動、知識修正及び廃棄
マイレッジ管理	・知識登録、照会、承認、評価など知識活動によるマイレッジ付与及び実績集計
コミュニティー	・局/課の情報ルーム、同好会などオンラインコミュニティー構成、コミュニティー別の掲示板及び会員管理
システム管理	・知識マップ/掲示板/コミュニティー/知識専門家の管理、利用統計及びモニターリング

ロ. 推進内容及び成果

2001年知識管理システムの構築以降、知識活動が活性化されることによって、知識管理システムを通じて生産される知識の量が大きく増加した。しかし、蓄積される知識が増加すればするほど欲しい知識は獲得し難くなり、知識活動が徐々に鈍っていく現象が現れ、2008年には実際業務に活用できる高品質の知識をより簡単に共有できるように知識管理システムの改編を推進した。

第一に、膨大な量の知識を迅速かつ正確に検索できるように知識分類体系を整備した。単純に業務類型に従って知識を分類した方式から脱し、業務別、組織別、目的別などの様々な観点で知識に接近できるよう、多次元知識マップを構築し、統一性のないメニュー体系を改編し、知識の類型及び活用目的に合わせてカテゴリを分散・統合した。また、ユーザーがタグを付けて直接知識を分類し、それによる検索を可能にした。

第二に、知識の質的な側面を重点的に考慮し、優秀な知識が選別できるように知識評価体制を改編した。登録された知識は審査・審判、国際協力、情報化、一般行政など分野別の知識専門家によって評価されるが、2008年には評価項目を細分化して細密な知識品質管理を可能にし、知識専門家はもちろん一般職員も自由に知識の内容を評価できるようにして、需要者が希望する方向に知識が生産できる体系を構築した。

第三に、業務と緊密に連携された知識が創出できるようにウィキ方式の業務管理カードを導入した。従来は業務状況資料を個人別に記録して保管する、又は人材変更時のみ業務担当者間で引受・引継が行われたが、業務管理カードを構築することで、個人でなく業務中心に資料が常時管理され、共有できるようにした。また、共同編集できるウィキ機能を適用することで、業務関係者はいつでも協業を通じて資料を作成・補完できるようにした。

このように知識管理システムを改善すると同時に全職員が知識活動に関心を持って自発的に参加できるよう、様々なインセンティブ制度を運営した。知識登録・知識評

価・知識照会など知識活動の実績に従って知識マイレッジを与え、昇進人事及び出来高払いに反映できるようにし、知識活動の実績、知識品質などを評価して優秀者及び優秀部署に褒賞を行った。

また、特許庁内部だけの知識共有から脱し、外部との知識共有を活性化させるために2005年からNAVER(2005)、EMPAS(2006)など民間ポータルに特許関連情報を提供し、一般国民が簡単に特許に対する知識を活用できるようにした。また、研究機関との知識管理システムの連携を拡大し、2008年末現在韓国電子通信研究院など18の機関に特許庁の知識管理システムに蓄積されている特許関連法・制度及び審査・審判関連知識をリアルタイムで提供している。

このように知識管理活動を地道に推進してきた結果、知識重視の組織文化が定着され、知識活動が制度改善などの業務成果につながり、それを通じて対国民サービスの質も大幅向上する成果をあげている。このような努力の結果、2005年11月には政府知識管理最優秀機関(大統領賞)として選定され、2007年11月にも政府知識管理優秀機関に選ばれた。

ハ. 評価及び発展方向

知識共有及び評価体系の整備、業務中心の開放的な知識創出モデルの導入などを通じて知識活用が活性化できる土台が築き上げられたことで、2008年知識照会件数は前年比39%以上増加した。また、知識活用に対する満足度点数も2007年67.86点から2008年70.33点に上昇した。これは知識管理システムの運営成功のためには活用性の高い高品質知識の蓄積が何よりも重要であるという点で有意義な成果と評価される。

<表Ⅲ-1-6>年度別知識登録及び照会状況

区分	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
知識登録	3,877	10,500	15,239	14,686	13,468
知識照会	540,519	1,014,368	1,425,888	1,425,662	1,988,794

特許庁は今後の業務と知識がより緊密に連携できる新しいタイプの知識管理システムを構築する予定である。業務を遂行する過程で必要な知識を別途探す必要なく業務による関連知識を体系的に提供してくれる業務－知識融合型の知識管理システムに発展させていく計画である。また、ブログなど様々なウェブ2.0サービスを活用して、自由な疎通が可能な業務環境を提供し、膨大な資料に対する手軽な検索を可能にするよう検索機能を強化する予定である。同時に、組織の成果達成につながる核心知識中心の知識創出プロセスを確立し、創意的な知識活動に対する補償体系及び知識マインド向上のための教育プログラムを強化するなど、知識活動が全社的に活性化するように制度改善も併行して推進していく計画である。

第3節 特許情報DBの構築

1. 検索DBの持続的な拡充

情報企画局 情報管理課 放送通信事務官 シン・ユチョル

イ. 概要

特許庁では国内外の特許技術情報に対する先行技術資料を迅速・正確に検索できるよう、1999年から知的財産権検索DBを構築・運営中である。特許技術情報交換政策により21ヶ国、5つの機関から85種の特許技術情報を入手し、そのうちWIPO、EPO、米国、日本など主要特許技術先進国に対する特許技術情報を検索データベースに持続的に載せている。

2008年12月現在検索DBに載せられた特許技術情報は約17,361万件に達し、前年比1,457万件が増加し、毎年着実に増加している。

構築された資料は先行技術検索の目的で使われ、審査官利用率を基準にすると、日本、米国、EPOのデータ利用率が高い。

2008年には韓国特許文献がPCT最小限資料に含まれたことによって、検索データの品質向上のためにEPOのDOCDB²⁰、WIPOのMCD²¹など各国又は機関で整備して品質が向上されたデータを入手して掲載した。2009年までWorking DBを構築し、事前に検証された良質のデータを検索DBに掲載するために更に努力していく計画である。

ロ. 検索DBの構築状況

²⁰ DOCDB(Document Database)：世界各国の特許書誌情報データを収録したデータベースで、IFDデータを整備して正確であり、資料が豊富なデータベース。

²¹ MCD(Master Classification Database)：世界各国の特許書誌情報(IPCを含む)を含め、再分類されるIPCを管理するのに便利なデータベース。

＜表Ⅲ－1－7＞特許・実用新案検索DBの構築状況

(単位：千件)

入手機関	資料の種類	収録年度	資料形態	件数
国内	書誌	1947 ～	Text	2,486
	抄録	1947 ～	Text	2,485
	公開公報	1983 ～1998	Image	786
		1983 ～	SGML/XML	1,705
	公告公報	1947 ～1998	Image	289
		1979 ～	SGML/XML	1,306
	全文イメージ(拒絶決定)	1947 ～1998	Image	663
KPA(韓国特許英文抄録)	1979 ～	SGML	1,309	
日本	書誌	1975 ～1998	Text	9,539
	特許実用新案公開公報	1975 ～1992	Image	10,080
		1993 ～	SGML/XML	6,451
	特許実用新案公告公報	1986 ～1993	Text	1,846
		1994 ～	SGML/XML	2,168
	特許抄録	1975 ～1996	Image	5,394
PAJ	1976 ～	SGML	8,157	
ヨーロッパ	IFD (DocDB 1.5)	1974 ～	Text	53,203
	FPD	1974 ～	SGML	6,473
	ESPACE-A	1978 ～	SGML/Image	2,822
	ESPACE-B	1990 ～	SGML/Image	1,272
	ESPACE-W	1978 ～2002	SGML/Image	1,550
米国	特許公告公報	1975 ～	Image	3,995
		1976 ～	SGML/XML	4,001

	特許公開公報	2001 ～	Image	1,919
		2001 ～	SGML/XML	1,933
WIPO	Impact Rule 87	1978 ～	SGML/Text/Image	3,676
台湾	特許公開、抄録	2000 ～	Text	208
イギリス	特許公開	1991 ～2007	SGML/XML	198
中国	特許公開・公告(英文抄録)	1985 ～	Text	1,377
カナダ	特許公開・公告	1999 ～	SGML/XML	464
オーストラリア	特許公開・公告	1998 ～	SGML	643
ドイツ	特許公開・公告	1991 ～	Image	1,153
フランス	特許公開・公告	1992 ～	Image	240
計		139,791		

＜表Ⅲ-1-8＞デザイン検索DBの構築状況

(単位：千件)

入手機関	資料の種類	収録年度	資料形態	件数
国内	先出願	1960～	Text/Image	2,902
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image	187
	国内公報	1966～	Text/Image	4,258
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image	238
	拒絶書類書類綴全文イメージ	1992～1998	Image	36
	登録書類綴全文イメージ	1966～1999	Image	235
	登録原簿全文イメージ	1948～1991	Image	132
	カタログ	1980～	Text/Image	7,225
	画像デザイン	2003～	Text/Image	304
	字体	2004～	Text/Image	82
	実用新案デザイン	1970～	Text/Image	2,795
日本	登録公報	1965～	Text/SGML	1,184
		1965～	Image	4,246
ドイツ	登録公報	1988～	Text/Image	835
WIPO	登録公報	1999～	Text/Image	325

OHIM	登録公報	2003～	Text/Image	1,524
過去資料	登録公報	1975～2004	Text/Image	1,867
米国	登録公報	1997～	Text/Image	264
計	28,639			

＜表Ⅲ－1－9＞商標検索DBの構築状況

(単位：千件)

入手機関	資料の種類	収録年度	資料形態	件数
国内	書誌	1950～	Text	2,209
	見本イメージ	1950～	Image	2,054
	拒絶書類綴全文イメージ	1989～1998	Image	151
	登録書類綴全文イメージ	1974～1999	Image	527
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	240
計	5,181			

ハ．評価及び発展方向

国内外から入手したデータのエラーを検証し、国内データを庁の外部へ普及するためのWorking DBを2008年に設計し、検索データ品質管理の土台を構築した。2009年からは新規入手データに対し、Working DBを通じて事前にエラーを検証したデータを検索DBに掲載する計画である。同時に、2009～2010年まで過去分データに対しても事前エラー検証を通じた検索DBに再掲載する計画である。

2. 特許文書電子化センターの運営

情報企画局 情報管理課 行政主事 チェ・ジュンヨン

イ．概要

特許ネットシステムはすべての業務処理に紙が必要ない(Paperless)システムで実現されている。よって、特許文書電子化センター(以下、「電子化センター」とする)

では特許庁に受付られるオンライン出願を除いたすべての書面又は郵便書類を電子化する目的で2001年1月に特許庁ソウル事務所に設立された。

特許庁は電子化センターを、特許法によって特許文書電子化機関として指定された(財)韓国特許情報院に委託・運営している。電子化センターの業務範囲は、電子化対象書類の電子化、出願人確認用のDM発送²²、特許文書電子化システムの運営及び関連S/W、H/W管理など電子化関連業務の全般にわたっている。

ロ. 成果

2008年電子化センターの電子化対象書類は2007年と同じ777種であり、電子化処理量は電子出願率²³の増加によって、2007年166千件に比べて49千件減少した116千件で29.7%が減少した。しかし、電子化センターは2008年にサービス水準協約(SLA、Service Level Agreement)を導入して電子化データの品質及び電子化期間を評価・管理したことで、2008年現在電子化エラー率0.25%及び電子化所要期間2.26日を達成した。また、文字商標及び過去特許書類、米国公開代表図面359千件を電子化して検索DBとして構築したことで、高品質の審査環境作りに貢献している。

<表Ⅲ-1-10> 2008年特許文書電子化センターの書面書類電子化の実績

(単位：件)

区分	書面受付書類 電子化	文字商標 電子化	過去特許書類 電子化	米国公開代表図面 電子化	計
処理件数	116,786	108,275	131,281	120,247	476,589

ハ. 発展方向

²² 出願人に書面出願書と最終電子化されたデータとの整合性を確認するため、出願人に電子化データを郵便で発送する業務

²³ 2004(89.1%)、2005(90.8%)、2006(92.2%)、2007(93.1%)、2008(94.0%)知的財産主要統計(2009.2月)参照

1999年インターネット基盤の電子出願システムである特許ネットの開通以来、特許電子出願率は毎年増加している。また、電子化センターの電子化物量は徐々に減少すると見られる。

これによって、電子化センターは未電子化の過去特許書類を持続的に発掘・電子化して完結性のある特許DBを構築することで、高品質の審査環境作りに貢献する。

2009年書面書類の電子化データエラー率は0.17%に設定し、持続的に電子化品質を向上できるように品質管理活動を強化していく予定である。

品質管理組（分任組）及びモニタリング活動、顧客意見収集などを通じて品質改善事項を発掘して、それを反映して電子化プロセスを改善することで電子化品質の向上に貢献していく計画である。

3. データ管理センターの運営

情報企画局 情報管理課 工業事務官 キム・ウンギョン

イ. 推進背景

1999年1月から本格的に稼動が始まった特許ネットシステムが徐々に安定し、特許庁データ政策の方向がデータの量的拡充からデータの正確性確保を通じた品質向上に変わった。

特許庁は既存の庁内各部署で推進していた電子化事業を、一元化されたデータ管理組織を通じて一貫性があるように過去と現在のデータを生産、整備、分析し、電子化過程で発生したデータエラーを訂正し、今後発生し得るデータエラーを防ぐため、2002年5月データ管理専担組織である「データ管理センター」を発足させた。

ロ. 成果

データ管理センターでは既開発されたデータ管理システムを適用し、2002年1月から4月に試験的に運営した。それをもとにデータの生成から分析までの工程・日程・人材別の運営計画をテストし、実際運営した際の試行錯誤を最小化した。同センターは特許情報専門機関である(財)韓国特許情報院に委託・運営することで、特許情報専門機関によるデータ品質の向上はもちろん、データ事業に対する効率的な管理と予算削減にも寄与した。

発足初年度である2002年の1年間、データ管理センターでは46人の人材を投じ、データ生成工程からデザインカタログや書面包袋など62千件の過去書面資料を電子化した。また、データ整備分野である検証工程では特許庁検索及び特許ネットDBのエラー、データ漏れを85千件整備し、データ分析工程では過去や現在のデータエラーを相互比較、分析・訂正した後、データ標準を定立することで、今後発生し得るデータエラーの類型を事前に予防した。

また、同センターではデータの生成・検証・分析業務と同時に、各工程をプロセス別に分析・調整して効率的に管理することで、データの品質向上に努めた。2003年には文字商標の円滑な検索のため、商標名入力をデータ生成工程に追加・運営している。2004年からは過去の文字商標・商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進し、2005年にはデータ修正、インターネット公報の発刊、優先権書類の電子的交換、媒体管理及びデータ掲載に関する業務を統合して、データ管理のシナジー効果を最大化した。これをもとに2006年には特許データ検証式の導出、データ整備マスタープランの樹立などデータ品質管理方法論を導入してデータ品質管理基盤を構築した。また、2007年には品質指数を選定してデータの正確度を96.32%から97.14%に上げ、国内外特許データ分析及びファミリーデータの再構築などデータの活用能力を向上させることに力を入れた。

2008年にはデータ品質の向上に重点をおいて、データ品質の正確度を97.93%まで上げ、データ品質管理体系を構築すると同時に自動化システムを構築するなどの努力を通じて、特許庁が政府機関としては初めてのデータ品質管理大賞受賞(文化観光部長官

賞)及びデータ品質認証(データベース振興センター主管)のLevel2獲得に貢献した。特許庁は今後も「データ管理センター」を通じてデータ品質管理の高度化を持続的に推進し、利用者はもちろん審査・審判官が良質のデータを業務に積極的に活用できるよう提供する計画である。

＜表Ⅲ－1－11＞2008年度データ管理センターの処理状況

(単位：千件)

区分	データ品質管理				特許情報DB構築		システム運営管理			特許情報共同活用
	検証式	CSR分析	検証式によるデータ整備	DB検証及び整備	国内	国外	公報発刊	優先権交換	CSR修正	
実績	166件	12件	10,602	810	1,155	10,236	331	205	11	15,775

ハ．評価及び発展方向

データ管理センターは無欠点・高品質の特許データを提供するために整備活動を持続的に行ってきた。特許ネットデータの生成及び品質管理体系の確立は審査官の内部満足度を高め、これはそのまま審査品質の向上につながった。

特許データの管理は信頼できる特許行政サービスのための礎となる。同センターはデータ品質管理の自動化システムを安定的に運営することで、エラーデータをリアルタイムで監視・遮断し、審査官の満足度を高め、6シグマ水準のデータ品質を確保して世界をリードする特許行政を支援する計画である。

4. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 行政事務官 イ・ボムチョル

イ．推進背景及び概要

特許庁は海外で韓国の知的財産を保護し、特許多出願国としてのプレゼンスを高めるため、国内に出願された特許技術内容を英文で要約した韓国特許英文抄録(KPA²⁴)を発刊している。また、この韓国特許英文抄録を海外の特許庁及び関連機関に迅速に普及し、国家間の先行特許技術調査及び技術動向把握のための相互交換資料として活用している。

2005年10月WIPOのPCT総会で韓国特許文献をPCTに関連する必要最低限の文献(PCT Minimum Document)に入れると決めたことによって、国際調査機関にPCT最小限資料として韓国特許英文抄録(KPA)を提供しなければならない義務が生じた(2007年4月発効)。

韓国特許英文抄録(KPA)は、特許公報に記述されている発明の主要内容を海外審査官及びユーザーが迅速・正確に理解できるように、分かりやすい英文で簡潔に記載した英文要約書であり、書誌事項、要約文、代表図面で構成されている。

書誌事項は出願及び公開(登録)番号、発明の名称、発明者など11項目で構成されている。英文要約文は明細書全体を要約した内容で、発明が達成しようとする技術的課題が記載された目的部分(PURPOSE)と技術的な解決手段と構成要素間の関係が記載された構成部分(CONSTITUTION)で構成され、英文250単語内外の範囲で作成される。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子の形で韓国特許英文抄録を発刊した。また、1997年から特許3極(米国、ヨーロッパ、日本)が共同開発したMIMOSA S/Wを活用し、検索と照会が可能なCD-ROMの形で発刊・普及している。2000年度から国内出願技術の海外保護を強化するため、韓国特許英文抄録の発刊対象を登録特許から公開特許に拡大し、2007年からは外国人が出願したPCT公開特許に対しても韓国特許英文抄録を発刊した。

2008年148,090件の韓国特許英文抄録が発刊・普及され、2008年末まで計1,310,311

²⁴ KPA(Korean Patent Abstracts)

件の韓国特許英文抄録DBが構築された。

<表Ⅲ-1-12> 韓国特許英文抄録DBの構築状況

(単位：件)

区分	1979～ 1999	2000～ 2001	2002～ 2003	2004～ 2005	2006	2007	2008	合計
登録特許	82,086	94,966	16,032	7,907	16,859	41,693	36,679	296,222
公開特許	-	127,702	167,177	141,082	165,606	301,111	111,411	1,014,089
小計	82,086	222,668	183,209	148,989	182,465	342,804	148,090	1,310,311

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作し、海外46、国内32の国内・外の知的財産権関連機関に無料で配布している。海外の場合、米国や日本を含む39カ国の特許庁とWIPO、EPOなど7つの関連機関に配布している。国内の場合、国立中央図書館を含む11の知的財産権関連機関と21の地域知的財産センターに配布している。また、配布された韓国特許英文抄録はホームページ(<http://www.kipo.go.kr/>)を通じて無料で検索できる。

<表Ⅲ-1-13> 韓国特許英文抄録CD-ROMの国内外配布機関

区分	内容	
海外 (46カ所)	特許庁 (39カ所)	日本、中国、台湾、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、南アフリカ共和国、ケニア、米国、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、コロンビア、ペルー、ブラジル、イタリア、キルギスタン、ロシア、スペイン、スウェーデン、オーストリア、ギリシャ、ニュージーランド、ドイツ、スイス、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア
	関連機関 (7カ所)	EPO、ARIPO、APCTT、WIPO、JAPIO、ユーラシアン特許庁、中国特許研修院
国内(32カ所)	国会、国立中央図書館、特許裁判所、地域知的財産センターなど32カ所	

ハ. 評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が増している中、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国家最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国などの非英語圏国家は自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊・普及している。

ここ2年間韓国特許英文抄録の検索回数は日増しに増えている。これは韓国特許情報を手に入れようとする外国人の需要が段々増え、それは韓国特許英文抄録の重要性が増していることを意味する。

＜表Ⅲ－1－14＞韓国特許英文抄録の検索回数(3年間)

(出処：KIPRIS)

区分	2006年	2007年	2008年
検索回数	136,285回	296,523回	544,421回
前年比の増減率	-	117.6%	83.6%

韓国特許庁は韓国特許技術の優秀性を世界に知らせ、国際的保護を強化するための韓国特許英文抄録がその役割を充分果たせるよう、徹底的な品質検証を通じて高品質の韓国特許英文抄録を持続的に発刊・普及する予定である。同時に、韓国特許英文抄録の活用を拡大するために絶えず努力していく予定である。

5. 公報の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 工業主事 ソン・ドンヒョン

イ. 推進背景及び概要

2001年7月2日からインターネット公報サービスが開始された。同サービスは誰でも特許庁ホームページ(<http://www.kipo.go.kr/>)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧できるようにしたサービスである。

1999年から電子出願を実施し、書面で提出された特許文書を電子化したことで、公報発刊対象書類のほとんどが電子文書となった。それによって、インターネット公報の発刊工程を自動化することで発刊周期を短縮し、最新の特許技術情報をインターネットを通じて適時に提供することで、利用者に対する特許技術情報提供サービスを大幅に強化した。

ロ. 成果

<表Ⅲ-1-15> 2008年度の公報発刊件数

(単位：件)

公開特許	公開実用新案	登録特許	登録実用新案	デザイン	商標公告	計
114,833	6,735	85,148	5,017	42,271	76,114	330,118

<表Ⅲ-1-16> インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール発送件数

(単位：名/件)

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
加入人員	335	410	616	1,332	3,602	2,268	1,804	10,367
発送件数	116,229	179,108	273,794	378,570	687,700	876,027	862,113	3,373,541

ハ. 評価及び発展方向

インターネット公報サービスは3つのサービスに区分される。

第一に、発刊サービスである。別途のプログラムを設置する必要なく、インターネット環境でウェブブラウザさえあれば誰でも閲覧できるようにPDF文書形態で発刊している。また、発刊工程のほとんどが自動化され、発刊する公報のデータ正確性を確保するために数段階の検査及び検収工程を備えている。

第二に、Push Mailサービスである。Eメールアドレスを登録すると、請願人の関心分野や新しく発刊される公報を一定周期毎に集め、関心分野リストを電子メールで送る。請願人はそのメールをクリックして該当する特許技術情報を即時に照会できる。したがって、同サービスは出願人はもちろん、発明家、企業及び研究所の研究者など、特定分野の最新特許技術情報が必要な請願人に大変有用なサービスとなっている。

第三に、インターネット公報サービスである。特許技術情報の流通幅を大きく広げ、それによる波及効果が大きくなった。また、産業界に提供された特許技術情報は新技術の開発を促進させ、国家競争力の向上に大きく貢献している。

かつての紙公報時代から電子公報時代への転換がすべて完了しただけに、新しく登場するIT新技術を適時に適用し、今後も世界最高水準の公報発刊を続けていく予定である。

第4節 電算装備の運営及び維持

1. 特許ネットシステムの基盤インフラの向上

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チェ・ジョングオン

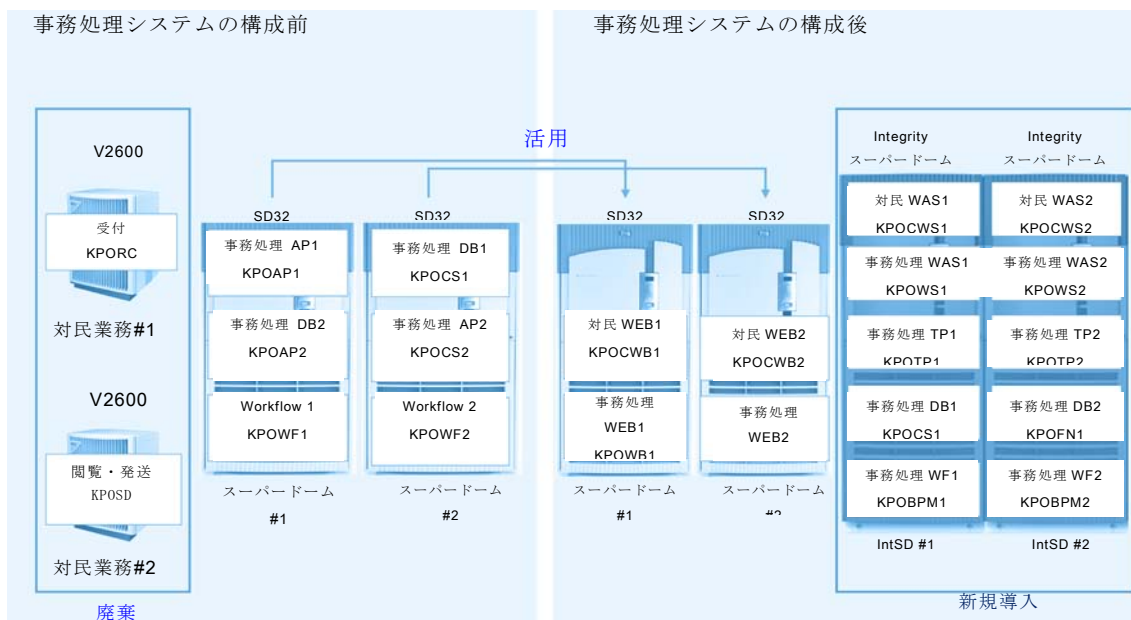
イ. 推進背景及び概要

1999年1月特許ネットシステムが開通して以来、サービスの量的な増加とユーザーの様々な要求事項を満足させるために持続的にシステムを拡充してきた。それによるシステムの安定性と効率性を保障し、さらに世界最高水準の特許行政情報システムの実現及び24時間ノンストップサービスなどシステムの品質向上のために基盤インフラの高度化を持続的に推進してきた。

ロ. 推進内容及び成果

2008年には特許ネット事務処理システムの全般的な資源活用率を高め、商用ソフトウェアライセンスをより効率的に活用し、障害発生時により早く使えるようにするため、約6ヶ月にわたって老朽化した事務処理サーバーを交換した。それと同時にシステム機能別に応用アプリケーション、データベース、ウェブサーバーの3段階に区分して、各段階別の専用システムを実現するなど、応用アーキテクチャー構造の改善を通じて、特許ネットノンストップサービスの基盤を構築し、ユーザー中心の特許情報サービスの性能改善を実現した。

<図Ⅲ-1-1>特許ネットシステム内部構成図



事務処理システムの再構成を通じて障害発生時にも中断されることなくサービスを運営することができ、障害発生時のサービス再開時間が180秒から5秒に短縮される画期的な成果をあげた。また、1つのサーバーに集中されていた構成を分離させることで、障害を誘発し得るサービス間の相互干渉を除去し、システムの安定性を確保した。また、主要サーバーの業務集中時間帯の資源(CPU)使用量が減少(平均使用率93.22%→30.57%)し、配置業務の遂行時間が減少(1日平均配置業務遂行時間180分→154分)することによって、安定的な特許ネットのシステム運営が可能になった。

<表Ⅲ-1-17>主要サーバー別業務集中時間帯におけるCPU使用率の改善状況

[性能測定期間：2008.10.27～12.05]

サーバー	平均使用率(%)	サーバー	平均使用率(%)
事務処理応用サーバー	91.59	対民 WAS	26.45
		事務処理 WEB	9.05
		事務処理 WAS	30.90
		事務処理 TP	34.18
事務処理DBサーバー	94.85	事務処理 DB	52.27

平均	93.22		30.57
----	-------	--	-------

ハ. 今後の発展方向

2009年にはユーザーが要求する水準のシステム性能に向上させるため、ユーザー中心のシステム品質性能改善活動を持続的に推進していく予定である。

2008年からスタートした顧客視点の性能体験団活動を改善し、特許ネット業務の遂行者を始めとする庁内外の顧客が体感するシステムのスピードと統合性能管理から抽出した性能資料を比較・分析し、問題点を体系的に補完する計画である。これを通じて庁内外からのシステム性能に対する不満を取り除くことで、ユーザーの満足度を高めていく予定である。

また、システムの企画及び開発段階から品質確保ができるよう、関連部署間のシステム品質管理の方向性及び品質管理目標意識の共有体系を構築し、品質管理基準及びマニュアルを整備して、ユーザーのニーズに応えられる品質管理システムを構築する予定である。

2. ユーザー支援顧客満足度の向上

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 ハン・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムのユーザー支援サービスは個人用の電算装備(パソコン、パソコン用ソフトウェア、モニタ、プリンターなど)の障害要因を事前に予防点検し、障害が発生した時は迅速・正確に支援し、ユーザーの不便を解消することで、業務の空白を最小化する役割を担当している。

<表Ⅲ-1-18>年度別ユーザー支援の状況

サービス支援事項	2006年度	2007年度	2008年度
障害受付及び処理	29,527件	30,961件	33,200件
訪ねていくサービス	-	3,066件	3,714件
ハッピーコールサービス	2,952件	3,101件	3,321件
在宅勤務支援	2,923件	2,339件	1,546件

ロ. 推進内容及び成果

ユーザー支援サービスは一層高くなった庁内ユーザーの目線に合わせて、障害処理支援のレベルを超え、事前予防サービスを強化するために2008年5月から現場支援CSRの複数回要請者事前集中支援サービスを導入した。

このサービスを通じて去年1年間167人に572回の集中事前サービスを提供し、最高の電算業務環境を作るため、2008年に老朽化したパソコンなど453台を交替設置して業務効率を高めた。

ますます知能化している各種ウイルスと悪性コード、庁内パソコンに設置された様々な種類(平均40種)のソフトウェアによってユーザー支援業務が難航していたが、ユーザーの意見を収集・分析して特許ネットシステムの使用に不便を感じさせないよう持続的に努力した結果、2008年下半期のユーザー支援顧客満足度評価で82.24点の素晴らしい成績をあげた。

ハ. 今後の発展方向

2009年のユーザー支援サービスは障害処理の品質強化のために、障害分析システムを独自開発して先端の障害処理システムを実現することを目標にしている。障害分析システムはユーザーパソコン障害発生時に自動的にエラー画面とエラーログをサーバーに伝送、データベースに記録・管理し、CSR受付の際に障害を先に認知し、ユーザーを訪問できるので、正確で速いサービスを提供できるものと予想される。

また、ユーザー業務の便宜を図るため、庁内サービス専用のウェブハードを構築、一定量のデータ保存スペースをパソコンユーザーに提供し、既存の人事移動時に問題となっていたデータのバックアップなどの問題を解消できると期待される。

3. 情報保護体系の強化

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2005年9月365×24保安管制センターを構築、2006年12月中央行政機関としては初の情報保護関連国際認証であるIS027001認証獲得など特許庁の情報保護体系強化のために、様々なセキュリティーシステム及び管理体系を構築してきた。その結果、2007年には国情院主管の「情報セキュリティー管理実態評価」で99の公共機関中から最優秀機関(1位)として選ばれるなど可視的な成果を達成した。

2008年には①既存情報保護体系の高度化、②最近社会的な問題となっている個人情報保護強化のための特許庁個人情報保護管理体系の強化基盤構築、③特許庁だけに主に適用してきた情報保護体系を関連機関まで拡大するための特許庁/関連機関情報保安共同対応体系の構築など3つの課題を2008年の重点推進課題として選定し、年初から段階的に関連事業を遂行した。

ロ. 推進内容及び成果

第一に、既存の情報保護体系の高度化方策として、外部から接続可能な特許庁メールシステムに対する保安強化のために公認人証証憑基盤の認証体系の構築とウェブ区間暗号化などの保安ソリューションを適用した。また、外部からのハッキング攻撃による特許庁内部情報資産の無断流出を根本的に遮断するための行政網・インターネット網ネットワーク分離事業を11月に推進し、2009年3月に完了する予定である。

第二に、特許庁の個人情報保護強化のために「個人情報保護コンサルティング」事業(2008.8～12)を行い、特許庁の個人情報管理実態状況を把握した。この結果をもとに、発生可能なリスク要素に対する別途の改善対策を立てて適用することで、特許庁の全般的な個人情報管理体系水準を改善した。また、把握された個人情報の管理状況は2009年遂行予定である個人情報誤・濫用防止のための監査システム構築のための基礎資料として活用する予定である。

最後に、2008年12月に特許庁/関連機関の情報保安共同対応体系構築の一環として特許庁、傘下機関及び関連機関の情報保安責任者と担当者と構成された「特許庁/関連機関情報保安運営協議会」を構成した。情報保安運営協議会では関連機関の情報保安担当者に対する情報保安関連の教育及び最近話題となっている問題に対する情報交流を行い、これを通じて情報保安担当者の専門性を高めると同時に発生し得る侵害事故に共同対応できる対応体系の基盤を構築することができた。これをもとに2009年には従来特許庁だけを対象にしていた保安管制対象を関連機関まで拡大し、特許庁CERT²⁵構築のための基盤を構築する予定である。

このような努力の結果、情報保安分野では国家情報院が主管する「2008年保安管理実態評価」で2007年に続いて2年連続最優秀機関(1位)として選定され、個人情報保護分野でも2008年初めて実施された行政安全部主管の「公共機関の個人情報保護水準診断」で43の公共機関のうち1位を占めた。

ハ. 今後の発展方向

特許庁の情報保護体系を強化するために樹立した年間情報保安強化推進計画に沿って段階的に関連事業を遂行したことで可視的な成果は達成した。しかし、それに加えて今後は新しいタイプの侵害事故、ユーザーの不注意及びハッカーによる大規模な個人情報流出などの保安事故を事前に防ぐとともに、知財権関連の最高保安サービスを提供するために「特許庁情報保安強化中長期(2009～2011)計画」を樹立し、戦略的な

²⁵ CERT(Computer Emergency Response Team): コンピュータ侵害事故及び対応のための非常専任チームで、侵害事故の予防及び対応能力を備えた専門家たちで構成

情報保護総合対策を講じて、段階的に推進する計画である。

特許庁は今後も知的財産行政の主務部署として、情報保護分野でリーダーとしての役割を果たし、顧客の知的財産権保護に最善を尽くしていく計画である。

第2章 グローバル特許情報化の先導

第1節 グローバル特許情報化に向けた国際協力の強化

1. 国家間特許情報の交換・活用システムの構築及び運営

情報企画局 情報協力チーム 工業事務官 ペク・ジェホン

イ. 推進背景

世界知的所有権機構(WIPO)の統計によれば、2007年韓国は特許業力条約(PCT)による国際特許を合計7,601件出願し、世界4位の出願国家となり、多出願企業ランキングでもLG電子が18位、サムスン電子が25位、ETRIは46位を占めるなど半導体、携帯電話など韓国のIT技術力が世界的な水準であることが分かった。また、韓国特許文献は2007年4月から「PCT最低限資料」となり、14の特許庁(国際調査機関)がPCT国際出願を審査する時は韓国の特許文献を必ず事前に検討するようになり、2009年からは韓国語がPCT国際公開語として効力が発効した。一方、米国、ヨーロッパ及び日本の特許庁は3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を構築して相互間の審査情報及び優先権書類を交換・活用することで、審査結果相互認定及び行政効率向上を図っている。

特許庁はこのような国家技術力の向上及びPCT最低限資料発効、そして先進特許庁の動向を総合分析した結果、韓国の特許情報に対する需要が大きく伸びると判断して外国の審査官が韓国の特許文献を含む特許情報に手軽にアクセスして利用できる国家間特許情報交換・活用システムを構築している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2003年「特許庁間の審査結果相互活用のための審査情報公開システムの構

築計画」を樹立し、2005年11月から外国特許庁に特許公報、2006年11月からは審査過程書類の韓英自動翻訳サービスをインターネット基盤のK-PION(Korean- Patent Information Online Network)サイトを通じて提供している。また、2007年11月からは韓国特許英文抄録(KPA、Korean Patent Abstract)を英文キーワードで検索できるようにし、2008年12月からは韓国特許公報を英文キーワードで検索できるようにするなど、韓国特許情報に対する活用手段を多様化している。

主要先進国はこのような自動翻訳サービスにおける高水準の翻訳品質を確保するのに苦労しているが、特許庁は特許文献に頻繁に使われる文型を分析して370万個に達する特許専門用語辞典及び審査用語辞典を結合させることで、韓国語に詳しくない外国人でも韓国特許文献の内容を充分把握できる水準の翻訳サービスを提供している。その結果、米国、ヨーロッパ、日本の特許庁を含む29カ国の外国特許庁がK-PIONを通じて韓国特許情報を利用している。

また、特許庁は米国、ヨーロッパ及び日本特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA)を基盤とする審査情報及び優先権書類の相互交換・活用を推進している。日本特許庁とは2007年4月から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を電子的に交換し、2008年11月からは審査情報を相互交換している。また、米国からのPCT国際調査依頼件数の急増によって、2008年11月からPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を電子的に交換している。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は今年ヨーロッパ特許庁と審査情報相互活用システムを構築して審査情報の相互閲覧を開始し、WIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access Service)を構築することで、3極特許庁以外の他の主要特許庁とも優先権書類の電子的交換を拡大する予定である。また、商標、デザイン及び韓国語PCT出願にまでK-PIONサービスの範囲を拡大し、自動翻訳の品質を改善する計画である。

今後もK-PIONの普及・拡大及び3極文書アクセスシステムの拡大構築を通じて韓国特許情報の外国特許庁への普及を拡大することで、国内特許権の海外保護基盤を強化し、国際特許権紛争の原因を最小化すると同時に、国際社会における韓国特許情報、即ち韓国技術の国際的なプレゼンスを高められると期待している。

また、特許庁は審査情報を各国の特許庁と相互共有し、各国に出願された同じ特許出願に対する審査結果を認め合うことで、各国の審査期間短縮及び審査品質向上の問題を画期的に解決できる基盤を構築でき、優先権書類の電子的交換を通じて特許行政効率の向上や出願人の便宜も図れるものと期待している。

2. 主要国特許庁との情報化協力の強化

情報企画局 情報協力チーム 行政事務官 キム・ジュヒ

イ. 推進背景及び概要

現在知的財産情報化の分野では、増える一方の各国の審査・審判業務負担を軽減させるための国家間特許情報共有システムの構築とシステム標準の制定・改正業務など情報化システム及び制度の調和・統一化議論が活発である。その実現のために、米国、ヨーロッパ、日本の3極特許庁は相互間の特許情報共有システム及び優先権書類の電子的交換システムを構築し、WIPOでは今後統一化された情報化システムを構築するためのWIPO標準の制定・改正議論を活発に行っている。

このような情報化分野の国際的な発展方向に注目し、さらに韓国特許庁がグローバル特許情報化をリードしていくためには、主要国との情報化協力を強化していかなければならない。情報化の発展方向を実質的に左右する先進5カ国特許庁（IP5：米国、ヨーロッパ、日本、中国、韓国）との協力強化を通じて、情報化戦略及び情報技術を相互交換するとともに、情報化の主要問題に対する韓国特許庁の立場を積極的に堅持していく計画である。また、その他の中位圏の特許庁との協力強化を通じて今後国際舞台で韓国特許庁がリーダー的な役割を果たせる基盤を構築する予定である。

ロ. 推進経過と成果

1) 先進5カ国間の情報化協力の強化

全世界における特許出願の急増による審査滞積が世界的な問題として台頭することにより、これを解決するための先進5カ国の協力がますます求められている。このような状況の中で2007年5月IP5庁長会議、2008年10月済州島で開催されたIP5庁長会議及び後続実務会議を経て、5カ国間の審査業務協力に向けた10の基盤課題を推進することに合意し、具体的な実行方案を議論している。

同基盤課題には韓国特許庁の主導課題である機械翻訳と他庁の主導課題である検索(審査)戦略の共有、検索(審査)支援ツール、共通DB及び検索(審査)結果共有システムなど計5つの情報化基盤課題を含む10の課題で構成され、2009年からは各情報化基盤課題間の調和を考慮し、各課題別に事業を推進していく予定である。

情報化基盤課題に対する各国の立場に大きな隔たりがあり、二国間協力を通じたより効率的な課題推進方策を講じ、主要問題に対して韓国特許庁がキャスティングボードの役割をする、もしくは代案を提示するなど、韓国特許庁のより主導的かつ戦略的な役割が期待される。

2) 韓・日特許庁間の情報化協力強化

韓・日特許庁は2008年6月韓国で開催された第11回韓・日情報化専門家会議で、電子出願共通書式(CAF: Common Application Format)に対する日本特許庁の経験の紹介、両庁間の三極網を通じた優先権書類の電子的交換システムのバージョン・アップ、データ交換のためのDAS(Digital Access Service)方式、韓国特許庁在宅勤務者のための日本特許文献英文翻訳サービス(AIPN: Advanced Industrial Property Network)の利用及び日・韓翻訳機の紹介などを議論したが、同会議を通じて韓国特許庁は日本特許庁が韓国特許庁の在宅勤務者のためのAIPNサービスの利用を許容することに対する議論をもう少し具体的に続けることにした。

両庁はこのような情報化協力活動を通じて優先権書類をオンラインで交換するなど出願人の利便性を増進し、両庁間の検索データを定期的に交換して審査官の先行技術検索の正確度を高めている。また、相手の優秀な情報技術に対するベンチマーキングを通じてシステム開発の効率性を高めている。

3) 韓・ヨーロッパ特許庁間の情報化協力の強化

韓・ヨーロッパ特許庁は2005年6月両国の特許庁間で締結された包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結し、毎年MOU履行のための年間協力計画(Action Plan)を樹立して体系的に情報化協力を推進している。両庁は特許データの交換、相互情報化システムの統合、検索システムのTesting、韓国特許情報専門家の派遣など情報化分野全般にわたって包括的に協力している。

特に、2008年12月から韓・ヨーロッパ特許庁間の三極網を基盤とする優先権証明書類の電子的交換が全面的に施行され、情報化分野における協力が体系的に実行されている。今後もIP5体制と同時に両国間協力を強化していく予定である。

4) 韓・中・日3国特許庁間の情報化協力の強化

韓・中・日3国は2008年10月韓国で第6回3国情報化専門家グループ会議を開催した。この会議を通じて3国は各国の自動化システムの状況及び開発計画に関する情報を交換し、3国間のホームページの構築、3国間優先権証明書類の電子的交換、統計データの交換、各国間特許DBの普及政策の統一化などを議論した。

また、3国のホームページ(<http://www.tripo.org>)に3国間で交換可能な検索データ目録を掲載し、常に相互交換可能な目録を常時確認・交換することで合意した。また、主な国際問題について議論し、共同で対応することにした。

このような努力はグローバル特許庁時代において北東アジア地域の特許庁間における実質的な協力の枠組みを作ったという点で重要な意味を持つ。

5) 韓・米特許庁間の情報化協力の強化

韓・米特許庁は両庁間の協力活動を通じてIP5体制を支援することができるBest Practice Modelになれるよう、2008年9月両国の特許庁間で締結された韓・米間包括的協力のための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUの一環として情報化協力活動の本格始動のために2008年10月に情報化実務会議を開催した。同実務会議では両庁の審査官の業務効率性を高め、両庁間の審査官間の協力を強化するため、PCT文書の双方交換、仮想協業システムなど様々な協力事業を推進することで合意した。

特に、2007年4月韓国特許文献がPCT関連の必要最低限の文献になったことで、韓国特許データに対する米国特許庁の需要が急増した。そこで、両国の特許庁は2008年情報化協力事業の一環として三極網を基盤とする優先権書類の電子的交換を実施し、三極網を基盤とする審査情報共有システムの構築を完了した。

ハ. 評価及び発展方向

2008年韓国特許庁は日本、ヨーロッパ、米国、中国特許庁などとの二国間情報化協力だけでなく、先進5カ国の協力体制にも同時に参加することで、知財権国際社会で韓国特許庁がグローバル特許情報化をリードしていくための足掛かりを構築したと評価できる。2009年度はこのような基盤をもとに、先進特許庁を含む各国海外特許庁との情報化協力事業を積極的に発掘して推進していく予定である。

<表Ⅲ-2-1>主要国特許庁との今後の計画

区分	日程(2009年)	主要論議課題
韓/EPO	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・三極網基盤の審査履歴情報の交換 ・韓国語esp@cenet(EPO対民検索システム)ユーザーインターフェースの構築
韓/中	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・優先権書類の電子的交換 ・特許公報データの交換

韓/JPO	6月	・電子出願システム、ネットワーク、特許情報データの交換及び活用、検索データ交換に対する論議
IP5	6月	・先進5カ国ハイレベル(次長級)会談 ・10の基盤プロジェクト及び他5カ国間の審査業務協力のための方策
韓/米	(未定)	・韓・米間仮想協業システムの構築 ・PCT文書の双方向電子的交換
韓/中/日	10月	・韓・中・日三国間の情報化戦略及び技術共有
韓/EPO	12月	・韓・EPO庁長会談

3. 国際機関との情報化協力事業の拡大

情報企画局 情報協力チーム 行政事務官 キム・ジンジュ

イ. 推進背景

1) 知的財産権の英文教育分野

既存の韓国の知的財産権教育は国内法と国内制度中心の韓国語課程がほとんどで、国際的な観点で知的財産権が習得できる英文の教育課程はなかった。しかし、特許、商標、著作権のような知的財産権は最も国際化された分野の1つで、これと関連した韓国の国際的活動が大幅に拡大している状況の中で、知的財産権における英文教育課程の必要性和国内の需要が増加した。そこで特許庁は知的財産権分野における国際的な能力を強化させ、韓国が知的財産権強国を目指せるよう、国際機関との協力を通じて知的財産権の英文教育システムを作ることになった。まず、初級者のために世界知的所有権機関国際教育院(WWA)のオンライン教育課程を活用して大学に教育課程を開設した。また、中級者のためには世界知的所有権機関中小企業局(SME)のIP for Businessという原稿を活用してIPパノラマを開発し、専門家のためには米国、日本、オーストラリアなど知的財産権先進国との共同作業でAPEC基金を活用してIP Xpediteを開発した。

2) 知財権の行政情報化分野

1999年特許庁は世界初のインターネット基盤の電子出願サービスを提供して以来、持続的なシステム改善を通じて知財権行政の全業務を自動化するなど、世界最高水準の情報化システムを運営している。これまでのノウハウをもとに、世界知的所有権機関(WIPO)と共同協力事業を遂行することで、世界知財権の行政情報化分野の発展にも貢献している。一例として、PCT条約国の業務効率化のために2004年WIPOと共同で国際特許受付システム((PCT-ROAD: PCT-Receiving Office Administration、国際出願の受付・処理・管理できるシステム)を開発して中・小規模特許庁のPCT行政情報化に貢献するなど、PCT情報化分野を韓国が主導的にリードすることで世界特許行政の情報化分野における韓国の地位を確かなものにしつつある。

ロ. 推進経過及び成果

1) 知的財産権の英文教育分野

2006年度にWIPOとデジタル形態の知財権教育コンテンツを共同開発して全世界の特許庁に普及する事業を推進した。知的財産パノラマ(IP Panorama)と呼ばれるこのコンテンツは特許情報、技術取引、M&A、電子商取引、特許紛争など合計12の分野にわたる知財権関連の教育資料として、2004年～2006年10コンテンツに対する1次開発及び2008年2つの追加コンテンツに対する2次開発を完了した後、全世界特許庁への普及を推進してきた。その結果、2008年モンゴル、ポルトガル、エストニアとIPパノラマ自国語版開発に関する協定を締結し、2008年12月にはIPパノラマタイ語版翻訳が完了した。

また、知財権e-ラーニングコンテンツ開発のためのAPEC基金を確保し、2006年には特許情報の活用に関する8つの分野、2007年には主要国別の特許文献作成及び解釈に関する6分野のe-ラーニングコンテンツ(IP-Xpedite)を開発してAPEC域内の加盟国に普及する事業を推進している。2007年には中国特許庁及びサウジアラビアなどとIP Xpediteの自国語バージョン開発のための協力方策を議論し、2008年にはIP Xpediteの国外普及及び活用拡散のためにア・太地域21の加盟国を対象とする、「IP Xpditeを活用

した特許情報活用人材養成事業」のためのAPEC予算13万ドルを確保したことで、2009年APECと共同協力事業として施行し、ア・太地域内の知的財産権の能力強化とグローバルネットワーク強化のための基盤を整えた。

一方、このような国際機関と共同開発した知的財産権の英文e-ラーニングコンテンツを活用した教育課程を開設・運営している。2005年3つの大学で324人の学生が受講して以来、2008年には国内外14の大学及び大学院の学生のみならず、企業関係者、修習弁理士など合計2330人が受講した。大学の知的財産権英文教育課程での優秀修了生を対象に世界知的所有権機関国際教育院が主催するサマースクールとシンガポール知的財産権アカデミーなど国外知的財産権研修への参加機会を提供し、2008年17人の学生が参加した。また、企業関係者を対象に世界知的所有権機関の中小企業局と共同でIP for Business Schoolを2008年開催し、6社の企業から10人が参加した。

2) 知財権の行政情報化分野

PCT-ROADは2005年初めて登場してから現在までマレーシア、南アフリカ共和国、メキシコなど全世界の24カ国に普及され、持続的な品質改善及び機能高度化作業を経て2008年12月新しいバージョンが出たことで、世界各国の特許庁から注目を集めている。特に、PCT-ROADの結果物であるRO-WASP²⁶データの整合性はPCT加盟国から送られてくるすべてのデータの中で最も品質が優秀で、WIPO内部からもその優秀性が認められている。また、PCT-ROADユーザーのシステム活用能力を向上させるため、2009年2月にはWIPOと共同でPCT行政情報化教育を実施して参加者から大きな反響を得た。

一方、2008年には韓国語がPCT国際公開語で発効(2009年1月)されることにより、WIPO情報化システムでハングルが処理できるようにハングルフォントを整備し、出願人が韓国語でPCT出願ができるように支援するため、韓国語バージョンのPCT電子出願ソフトウェア(PCT-SAFE)を開発・普及した。

²⁶ RO_WASP(Receiving Office_ Wrapped And Signed Package) : 受理官庁から送られてくるPCT電子出願データ

ハ. 今後の計画

1) 知的財産権の英文教育分野

世界知的所有権機関国際教育院(WWA)と共同で運営している英文教育課程を受講した大学生と教授、専門家で構成された諮問委員会の意見を集め、WWAが提供しているDL-101コンテンツをマルチメディア化する開発事業をWWAと共同で推進し、受講生の学習意欲を高めると同時に学習効果を向上させる計画である。また、世界知的所有権機関と共同でIPパノラマを中国語、ロシア語など国連の公用言語に翻訳する事業を推進している。また、サウジアラビア、ベトナムとIPパノラマの自国語版開発関連協議が進行中で、フィリピン、イタリア、モーリシャスとIPパノラマ使用に関する協議を進めている。また、APEC基金を通じて開発されたIP Xpediteの国外普及及び活用拡散のため、ア・太地域21カ国の加盟国を対象とする「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を2009年APECと共同協力事業で施行することで、ア・太地域内の知的財産権の能力強化とグローバルネットワーク強化を図る計画である。

2) 知財権の行政情報化分野

韓国特許庁はPCT-ROADのような成功事例をもとに、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼を確保することに総力をあげていると同時に、特許行政情報化分野で世界標準定立におけるリーダーとしての地位を確保し、さらには特許情報化分野の未開拓市場を先占するため、国際機関との様々な共同協力事業を構想中である。特に、グローバル電子文書作成機、インターネット基盤の統合PCT情報化システム及び特許文書の電子化システムなど、世界特許行政情報化発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進していく予定である。

第2節 韓国型特許情報化システムの海外拡散

1. 特許システムの海外拡散

情報企画局 情報協力チーム 土木事務官 キム・ヨンピョ

イ. 電子政府の海外進出推進の背景

情報通信技術の発達は全世界的に国家全般におけるパラダイムの変化を生み出し、特にこのような流れの中で電子政府事業は行政業務の革新と国民に対するサービスの変化をもたらした国家競争力の産物として、新しいIT市場を主導している。そこで、韓国政府も特許情報化システム、関税情報化システムなど6つの電子政府システムを発展途上国の電子政府構築を支援するための「電子政府の6大戦略課題」として選定し、政府レベルで電子政府の海外進出を積極的に支援している。電子政府事業を中心に成功したIT産業分野の技術を発展途上国に伝授し、国家間の情報格差を解消すると同時に、新しいIT海外進出市場を創出して国家競争力を高めることに、電子政府の海外進出の目的があるといえる。

ロ. 知的財産権分野の電子政府の海外進出環境

今日、世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率よく処理し、出願人の利便性を高めるため、特許分野における電子政府の実現を急いでいる。特に、3極特許庁と言われている米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国の特許行政の情報化のみならず「世界特許システム」を開発し、発展途上国を含む全世界の特許庁に普及しようとする計画を推進するなど、特許行政の情報化分野において熾烈な主導権争いが繰り広げられている。このような状況の中で、特許ネット技術移転事業は知的財産権の行政情報化分野で技術標準の国際的な主導権を確保し、多くの国からの支持基盤確保及び発展途上国との戦略的パートナー関係を形成することで、国際社会で国益優先を掲げる多国間関係を形成するための土台を構築すると同時に、民間SI企業の海外市場進出を支援することに意義がある。

ハ. 特許行政情報化システム(特許ネット)の海外拡散の状況

韓国特許庁が開発・運営している電子政府システムである特許ネットシステムが3極特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマーキングの対象となっているだけでなく、APECが域内の発展途上国特許庁に対する情報化協力事業の担当者として韓国特許庁を選定しとことに加え、知的財産権分野における国際規範の定立や国際協力を管掌している世界知的所有権機関(WIPO)がPCT国際出願の電子的処理のためのシステム開発及び普及事業のパートナーとして韓国特許庁を選択するなど、韓国特許庁の電子政府システムが世界的に注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネットを通じた電子出願機能を実現した韓国特許庁の特許行政情報化の水準を高く評価し、2002年度発展途上国における特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁に特別基金を提供することを決めた。このようにして得たAPEC特別基金を活用して、韓国特許庁はタイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインドの特許庁に対し、情報化コンサルティングを行った。これにより、APEC域内加盟国からの高い評価とともに、特許行政情報化分野をリードする国家として浮上した。

特許ネット海外進出推進は主要拠点国家を中心に2006年から本格的に行われた。2006年2月、タイ商務部はタイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請した。そこで韓国特許庁は韓国通信、LG-GNSなどとコンソーシアムを構成し、2006年下半期に予備事業提案書を提出した。その後、両国の特許庁間でパイロット事業にも合意したが、タイで起きたクーデタにより、同事業の推進は保留となった。2006年12月末タイの政局が安定を取り戻したことで協議を再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結すると同時に、韓国特許庁がWIPOと共同で開発した知財権e-ラーニングコンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョン開発事業に着手した。これにより韓国特許庁はIP Center構築事業参加のために他国と競争する際に確固たる競争的な優位を確保した。

2003年8月韓・インドネシア特許庁間で締結された包括的な協力のための了解覚書(M

OU)をもとに、韓国特許庁は2007年の上半期にインドネシア特許庁の情報化事業(DGIPnet構築事業)のための事業妥当性調査事業を行い、総額33百万ドル規模の特許情報化事業を共同推進することに合意し、2007年9月両国特許庁はDGIPnet構築協力のための了解覚書(MOU)を締結した。2008年にインドネシア政府は事業妥当性調査の結果をもとに、DGIPnet構築事業をインドネシアで国策事業として推進する借款事業として公式選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府が提供する借款である対外経済協力基金(EDCF:Economic Development Cooperation Fund)事業として確定した後、インドネシア特許情報化システム構築事業に本格的に参加し、特許ネットシステムを普及する計画である。

その他にもベトナム、フィリピン、モンゴル特許庁の情報化事業のための事業妥当性調査を施行し、2009年1月モンゴル政府は韓国政府に特許情報化システム構築のための資金を要請するなど海外特許庁の情報化事業に参加し、特許ネットシステムの技術及び標準を伝播するために努力している。

一方、海外特許庁の情報化事業に参加して特許ネットシステムの全体モデルを普及すると同時に、個別単位業務の電算化を支援するシステムを開発して普及するモジュール化事業を推進している。初めてのモジュール化システムは国際特許受付システム(PCT-ROAD:PCT-Receiving Office Administration)である。2005年にWIPOの要請から国際出願を受付・処理・管理できるシステムであるPCT-ROADの共同開発を完了し、2005年ベトナム・イスラエルなど7カ国に、2006年にはマレーシア、インドネシアなど5カ国に普及した。また、スペイン特許庁から基金60,000スイスフランの提供を受け、スペイン語バージョンPCT-ROADを開発完了した。2007年にはキューバ・ドミニカ共和国などラテンアメリカ国家を含む6カ国に普及し、2008年にはブラジル、ユーラシア特許庁など6カ国に普及し、合計24カ国で使用している。

二番目のモジュール化システムは特許文献検索システムである。検索業務は特許審査業務において必須的な業務であり、未だに多くの発展途上国では検索業務が手作業で行われている。そこで、韓国特許庁は2008年核心検索機能と3極特許庁の特許文献と韓国特許文献を掲載した韓国型検索システムを開発してインドネシア特許庁に普及し、

今後も同システムの普及をさらに拡大していく計画である。

二. 今後の計画

韓国特許庁の情報化水準に対し、APEC、WIPOなど国際機関はもちろん、海外特許庁からも好評を得たことで、スペイン特許庁、フランス特許庁など先進特許庁からも自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力事業を提案してくるようになった。また、ヨーロッパ特許庁の場合、自国システム(EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合による世界特許システムの構築を提案するなど、これまで3極特許庁の主導で進められてきた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。すなわち、韓国特許庁が海外情報化システムの先進化と関連する情報化協力事業において、WIPOとの協力及びAPEC特別基金の確保などを通じて主導的に遂行したことで、特許行政情報化分野における韓国特許庁の役割が強化されつつあり、特許行政情報化関連の世界標準制定・改正問題に対する議論で韓国が主導権を握ることができる環境が整えられている。

このような基盤をもとに、韓国特許庁は海外特許庁の情報化事業に直接参加して特許ネットシステムをモデルとした情報化システムを普及し、先進特許庁、国際機関(WIPO、APEC)の特性に適合する情報化協力事業を追加発掘し、韓国型特許情報化システムの標準及び技術がWIPOシステム及びこれを導入した各国のシステムに自然に採択されるようにすることで、情報化世界標準の定立における韓国特許庁の役割をさらに強化していく計画である。このような計画を着実に遂行し、韓国特許庁が3極特許庁とともに知財権分野の国際規範及び情報化世界標準定立をリードしていくリーディング特許庁(Leading office)になることを目指す。

2. 知的財産権の情報化における技術標準制定への参加

情報企画局 情報協力チーム 工業事務官 キム・ミョンチャン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権分野における情報化標準の制定・改正は、特許行政の全プロセスを電算化した膨大なインターネットシステムを開発・運営している韓国にとっては危険要素として作用する可能性が大きい。韓国の特許ネットシステムが採択している標準とは違う標準が世界標準として採択された場合、莫大な予算をかけて開発した特許ネットシステムを全面的に再開発しなければならない事態に直面する。そのような危険を防止し、知的財産権分野の世界標準や知的財産権の国際的保護水準を韓国に有利な方向に誘導するためには、知的財産権分野の情報化標準国際議論の場で韓国の立場が十分に反映できるよう、主導権を確保する努力が必要となる。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は先進知財権の情報化システムである特許ネットシステム(KIPOnet)の開発・運営経験をもとに、情報化標準会議(SDWG)活動を通じたWIPO標準の制定・改正に積極的に参加している。また、3極及び主要国特許庁との二国間協力を通じ、知的財産権情報化の国際標準制定・改正活動を強化し、KIPOnetの互換性や安全性の確保に努めている。

情報化分野におけるWIPO国際標準化の活動は、情報化標準会議(SDWG)の傘下にある多数の分科委(Task Force)が組織され、分科委員会間のe-forum議論を経て標準案が作られるようになっている。従って、実質的な標準作業は分科委を通じて行われ、SDWG会議で形式的な検討をした後、承認プロセスに入る。韓国特許庁も主要分科委員会に参加し、標準論議の動向を持続的にモニタリングするとともに、自国の意見を積極的にアピールしている。

SDWGは2008年11月に第10回目の会議が開催され、特に韓国特許庁は2002年から商標標準分科委の委員長を務め、商標分野の標準制定作業をリードしているだけでなく、特許やデザイン分野までその領域を拡大しつつある。

1) 2008年情報化標準会議(SDWG)の活動

韓国特許庁はSDWG傘下の「商標標準」、「出願番号標準」、「年次技術報告書(ATRs)」、「文書標準」など12の主要分科委に参加して活動している。特に、特許、デザインへの拡大可能性の高い「商標イメージ処理に関する標準」と関連して、韓国特許庁が該当分科委の委員長を務め、制定作業をリードしている。これにより、3極など主要国の標準動向をモニタリングするだけでなく、自国標準を防御し、自国に有利になるよう関連標準内容を整備している。

標準制定作業は一般的に分科委員会の委員長の主導で行われる。具体的にみると、まずSDWG会議で特定分野に対する標準制定の必要性を提案して同意を得ると、分科委の委員長が同標準制定作業を遂行する「事業計画書 (Project Brief)」を提出する。事業計画書の内容がSDWG会議で承認を得ると、その分科委は委任された範囲の標準作業を分科委を通じて遂行することになる。

分科委の委員長はe-forumを通じ、標準案制定作業に向けた全体日程を提案し、分科委の委員たちとの協議を経て最終的な作業日程を確定する。決められた作業日程にしたがって加盟国の自動化状況を把握するためのアンケート草案をe-forumを通じて提示し、分科委員の検討意見を土台に修正した後、最終的なアンケートを完成する。アンケートは国際事務局に移管され、3カ国語(英語、フランス語、スペイン語)に訳された後、WIPO加盟国に配布される。その後、回収された加盟国のアンケート調査結果をもとに標準草案を作成してe-forumに上程し、分科委員の検討を経て標準最終案が出来る上がる。この標準案を次期SDWG会議に上程して同意を得ると、標準として公表されるようになる。

SDWG会議の際、分科委員会の委員長は標準制定作業に対する経過報告及び加盟国の建議・質疑事項に答えると同時に、同期間に開かれる分科委会議を主宰し、e-forumを通じて提示された主要問題について討論した後、その結果を会議録として作成し、国際事務局に提出する。

現在、商標標準分科委員会の委員長を務めている韓国は、加盟国の商標イメージと

関連するアンケート調査に対する分析結果をe-forumを通じて伝え、意見収集及び反映し、2007年3月の第8回SDWGでは商標標準の草案を発表した。さらに、2008年11月第10回SDWGで付録を除いた商標イメージ標準案に対して一部分を除いては合意に達し、2009年11月第11回SDWG会議で最終標準案を上程して同意を得る予定である。

また、2008年11月第10回SDWG会議でST. 13(出願番号付与体系)の改正内容(出願番号の改正)をもとに、ST. 10/C(書誌データ構成要素の表記)改正案の各段落別内容が再検討され、文句が修正された。ST. 10/C改正案は特許文書に限定することに合意した。ST. 36(特許文献のXML標準)標準案に3つのエレメント追加に合意し、ST. 36及びPCTと関連する18のエレメントに対して検討することに合意し、ST. 22(OCRに適合する出願書作成勧告案)改正案が採択された。

2) WIPO情報化協議体の構築及び活動

WIPOとのPCT分野における情報化協力の中で情報化標準関連事項が重要性を増していくことによって、情報化標準関連事項に組織的・体系的に対応するため、韓国特許庁内に情報化協議体を構成した。情報化協議体は情報企画局内の各課担当者が各1人、審査政策課及び審査支援課の担当者各1人と国際出願課の担当者1人で構成され、非定期的な会議とサイバーフォーラムを通じて進行中の情報化標準関連事項に対して充実に対応していく計画である。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は持続的なSDWG活動を通じて商標標準の制定作業をリードしていく予定である。同時にKIPOnetの柔軟性や互換性を確保するため、PCT標準改正作業に特許審査支援課とともに情報化協議体を通じて積極的に対応していく計画である。また、2008年5月から進行中である先進5カ国特許庁(IP5)の情報化実務会議を通じて、韓国特許庁の特許ネット技術が標準に反映されるよう積極的に働きかけていく予定である。

＜表Ⅲ－2－2＞ 情報化技術標準に向けた今後の計画

日程(2009年)	推進内容
2月	・ 商標イメージ標準改正案の発表(バージョン1.2)
3月～4月	・ 商標イメージ標準に対する改正案をe-formを通じて公知
4月～9月	・ WIPO商標標準分科委の意見聴取及び商標イメージ標準案に対する最終改正案をe-formを通じて公知
11月	・ 第11回SDWG会議出席後、最終案発表

第4編

知的財産の創出基盤強化

第1章 国家R&D戦略先導のための特許情報の活用促進

第2章 大学・公共研究機関の知的財産創出能力の強化

第3章 地域における知的財産能力の強化

第4章 知的財産に対する認識向上及び専門人材養成基盤の拡充

第1章 国家R&D戦略先導のための特許情報の活用促進

第1節 知財権中心の技術獲得推進のための特許情報活用の強化

1. 知財権中心の技術獲得戦略の概要

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 キム・ヨンフン

イ. 推進背景及び概要

韓国は既に土地・資本など有形資産が競争力の源である産業化社会を経て、情報・知識に基づいた差別的技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤経済社会に進入している。それによって、無形資産に対する投資が増え、製造業より知識活用度の高いサービス業の比重が増えている。同時に、既存産業も知識を基盤とする高付加価値産業に転換され、新技術など知識を活用した産業が新しい成長エンジンとして浮上している。

特に、無形資産の中で権利化された知的財産を活用した収益の最大化を追求することで、国家間・企業間の知的財産権をめぐる熾烈な競争の時代が到来した。米国・日本など主要先進国は知的財産の戦略的重要性に早くから気付き、特許など知的財産権を活用した収益の最大化を追求している。その例として、貿易制裁の主な手段が反ダンピング提訴から特許侵害を根拠とする輸出入禁止などの強力な国境措置へと変化している。2000年以降企業は知的財産を戦略的に活用して積極的な特許攻勢を広げる特許経営を本格的に導入しているが、標準競争で勝利した企業は標準特許を基盤として市場を独占し、負けた企業は市場から退出されたり、群小企業に転落していくのが現状である。

また、世界は気候変動で象徴される環境危機と原油高で代表される資源危機に同時に直面し、自然災害、生態系の破壊、エネルギー・資源不足などで人類は危機に瀕し

ている。そこで、米国、日本、EUなど先進国は資源の効率的な利用と環境汚染を最小化するグリーン産業・グリーン技術を新しい成長エンジン化することに国の力を集中させ、自国産業の成長及び失業問題の解決、新しい市場の先取りを図っている。

従って、特許庁は「国家間・企業間知的財産競争」と「グリーン競争」という時代の流れの中で、危機をチャンスに変えて先進一流国家の仲間入りを果たすため、2008年から既存特許情報の活用施策を知識・核心主導型の良質なグリーン成長を追求する「知財権中心の技術獲得戦略」に拡大・改編した。

ロ. 推進内容及び成果

2000年から特許庁は独自に保有している1億3千万件余りの国内外の特許文献を分析・整理し、国内企業及び研究所などの研究開発方向設定を支援するために5年間合計120の新技术分野に対する特許マップ(Patent Map)を作成・普及した。

2004年12月国家科学技術委員会の本会議で「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」を報告し、2005年からは同事業を国家研究開発事業の研究企画、課題選定、成果評価などの段階で分析された特許情報を提供することで、国家開発事業の投資効率性を高めるための「国家R&D特許技術動向調査事業」、中小・ベンチャー企業の特許紛争に対する対応能力を向上させるための「国際特許紛争支援事業」、科学技術者の特許情報活用能力を強化するための「特許情報活用教育事業」などに分けて推進した。

2006年研究開発の全過程にわたる知財権管理・活用戦略相談及び関連情報支援を通じて国家R&D事業の知財権創出及び活用促進のためにR&D特許センターを設立・運営している。また、特許能力を備えた研究人材を大学から体系的に育成するため、理工系大学及び大学院に正規科目として特許講座を開設・運営すると同時に、大学の創意的な研究開発を促進するために研究室単位で大学の重点研究分野に対する特許マップを大学と共同で作成している。

2008年実用政府のスタートと同時に「低炭素・グリーン成長」、「経済危機の克服」

というアジェンダを提示し、世界経済の基調が低炭素経済への転換及びグリーン産業への転換であることを踏まえて、グローバル経済危機を克服する果敢で先制的な対応戦略として、特許庁は知的財産中心の強い特許確保型へとR&D体質を改善し、研究開発の効果を高める「知財権中心の技術獲得戦略」を推進した。

2008年知財権中心の技術獲得戦略の一環として企業のニーズを反映し、核心・源泉特許の確保が急がれるグリーン成長技術分野を中心に、造船、次世代半導体、ディスプレイ素材、エンベデッドS/Wの4大分野に2008年知財権中心の技術獲得支援事業を推進した。また、全R&D部署との緊密な業務協力と成果を通じた事業予算の持続的な拡大を通じて、国家R&D特許技術動向調査の支援を受けるR&D部署の研究開発課題数を2007年3,433課題から2008年4,760課題に拡大した。

2. 知財権中心の技術獲得支援事業

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ジュデ

イ. 推進背景及び概要

韓国は依然として技術の対外依存度が高い技術収支赤字国であり、造船、半導体など主力産業の競争力向上及び部品素材分野における対日貿易赤字改善のための核心・源泉特許の確保が急がれる。

足りない資源によって選択と集中が必要な状況であるにもかかわらず、将来市場を支配する核心特許を予測したり、現在の主要特許を把握して対策を樹立するなどの知的財産中心の戦略的な経営能力はかなり不足している。その結果、これまでのR&D投資額は2007年世界7位、GDP対比世界3位水準まで成長したが、R&Dの実質的な成果は多少物足りない水準で、競合社からの高いRoyalty要求に従わざるを得ない状況に置かれ、さらには複数の国のR&D課題が重複する内容で研究が行われるなど、多くの問題点を露呈している。

そこで、特許庁は企業活動に実際必要な核心特許が何かを分析し、独自開発・外部

導入(権利移転、ライセンス)などを組み合わせた最適の技術獲得戦略を提示する知的財産権中心の技術獲得支援事業を2008年から重点的に推進している。

<図IV-1-1> 知財権中心の技術獲得支援事業の体系図



ロ. 推進内容及び成果

2008年世界経済の基調が低炭素経済への転換及びグリーン産業への転換であることを踏まえ、グローバルな経済危機を克服する果敢で先制的な対応戦略として、グリーン成長分野を基に「知財権中心の技術獲得支援事業」を重点的に推進した。

<表IV-1-1> 知財権中心の技術獲得支援事業の概念

- 製品を「部品の結合体」として見る見方に「特許の複合体」という観点を追加して、R&Dの最終目的を多数の「お金になる、強い特許」の獲得に置くことで
- 企業のニーズをもとにして、今後5～7年後に世界市場をリードする核心・源泉特許に関する知財権ポートフォリオ(特許の集合)とこれを実現する戦略(国家 R&D、企業独自の R&D、第3企業との技術提携など)を提示し、
- 企業が知的財産の目で R&D を見つめるようにすることである。

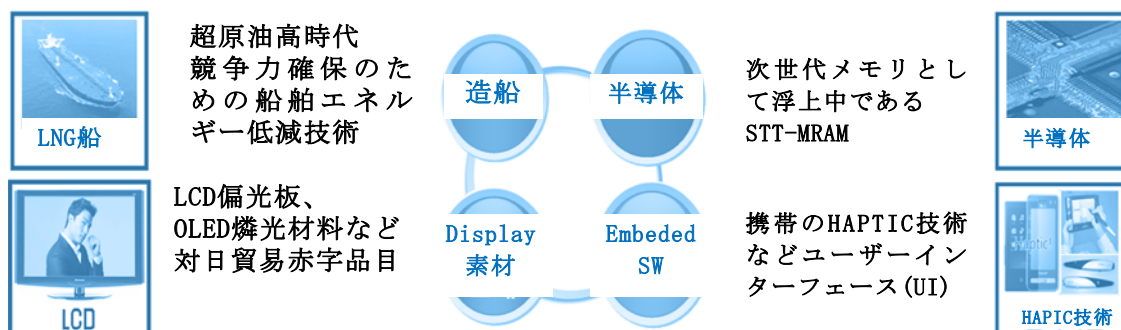
R&Dの結果物として見ていた知財権に対する従来の見方を、知財権ポートフォリオの結果物がR&Dという発想の転換を試みて韓国企業に提示し、

<表IV-1-2> 知財権の目で見えたR&D連携戦略

現在	未来
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受身的な知財権確保戦略 ・ R&D結果物：知財権 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な知財権確保戦略 ・ 知財権ポートフォリオの結果物：R&D

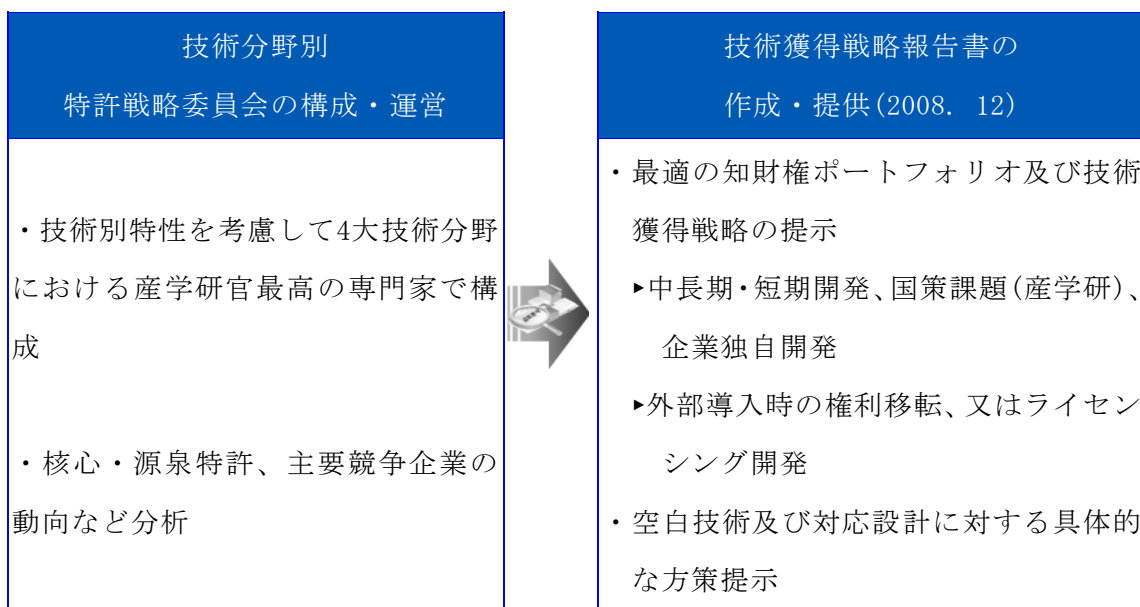
30余りの産学連関R&D専門家たちのニーズを反映し、核心・源泉特許の確保が急がれる造船など4大グリーン技術分野でパイロット事業を推進した。

<図IV-1-2> 2008年知財権獲得戦略のパイロット事業



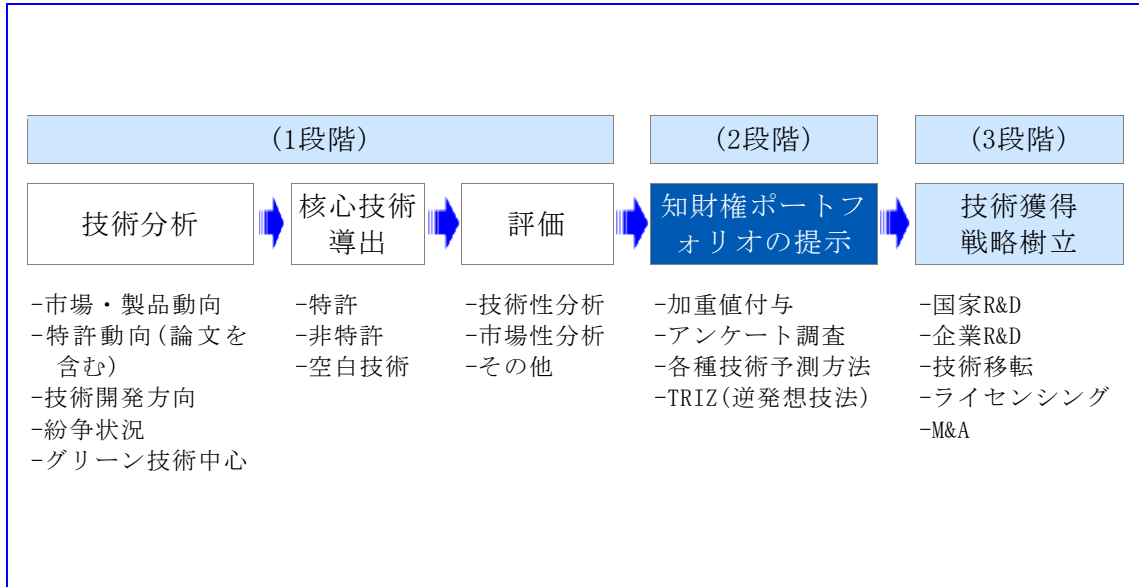
特許庁審査官と産学研専門家たちが4大分野別(造船、次世代半導体、ディスプレイ素材、エンベデッドS/W)に特許戦略推進団を構成して、特許庁が開発した技術獲得戦略樹立方法に従って新規パイロット事業を実行した。特許戦略推進団には2008年下半期の間、産学研専門家合計40人、特許庁審査官25人が投入され、特許庁が中心となって新規技術獲得戦略を開発して戦略報告書を企業に提示した。

<表IV-1-3> 特許戦略推進団の構成(4大分野別特許戦略委員会の構成・運営)

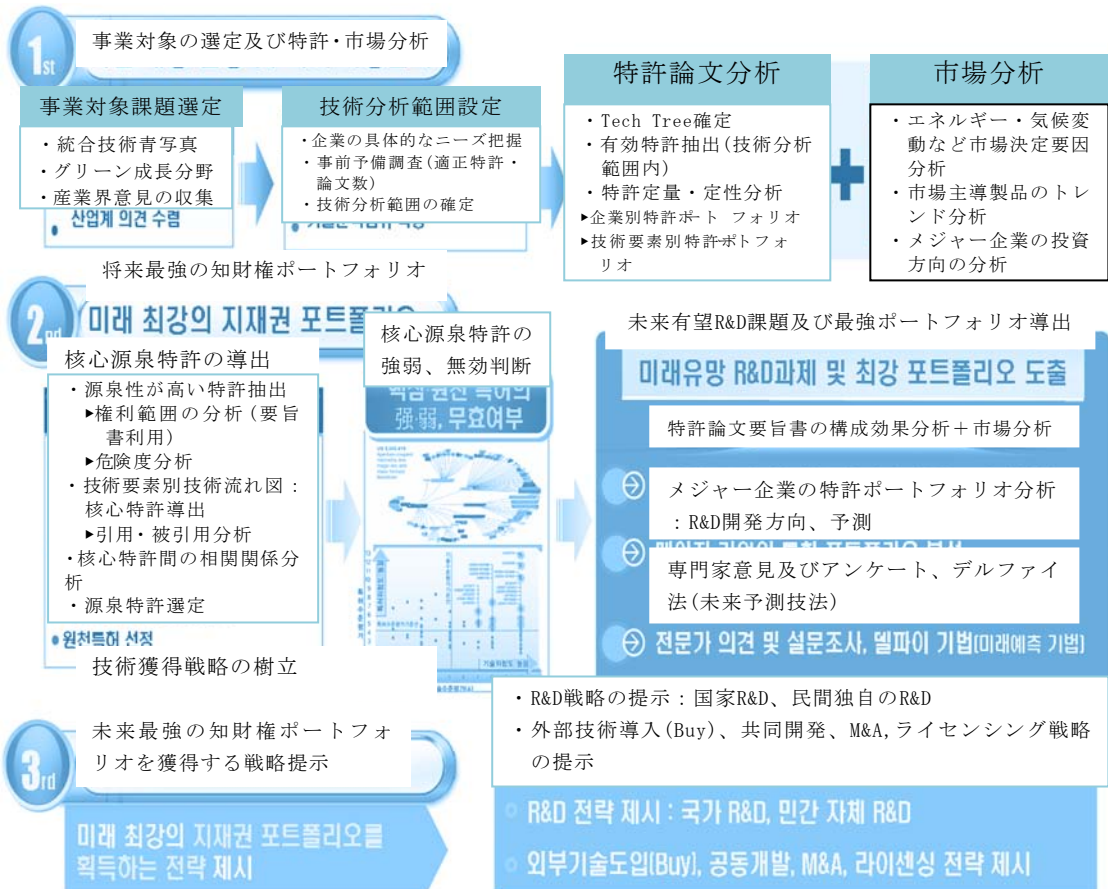


4大技術分野別の特許戦略研究会に所属している産学研官の専門家たちは6ヶ月間協同(Open innovation)で技術獲得戦略の具体的な実行方策を樹立し、それによる方法論を開発した。

<表IV-1-4> 技術獲得戦略の樹立プロセス(実行方策)



<図IV-1-3> 知財権中心の技術獲得戦略の方法論



ハ．評価及び発展方向

特許庁が提示した技術獲得戦略方法は2008年パイロット事業を通じて産業界、学界からその方法論の有用性が認められ、研究者たちは知財権ポートフォリオの結果物がR&D課題であることを認識するようになった。

＜表IV-1-5＞特許庁が開発した知財権中心の技術獲得戦略方法論の有用性評価

次世代半導体 (STT-MRAM) に対する評価

- ・ (産学研専門家) 「技術獲得戦略報告書」はとても有用な資料であり、韓国企業のR&D戦略樹立に大きく貢献するものと期待している。
- ・ (主力企業であるS社、H社) 緻密で多角的に良く分析されたR&D戦略のパロメーターで、適用された方法論を拡大して企業に適用する予定
- ・ (H大) 感動的で驚くべき分析結果であり、国策課題研究提案書(RFP)を修正・補完する計画
 - ▶2009年次世代メモリ国策事業団の推進課題(7つ)に対しても同方法論を適用して分析を要求し、このうち「ReRAM」課題に対して追加技術獲得戦略を提供することと決定

ディスプレイ素材、造船、エンベデッドS/Wに対する評価

- ・ (D社) 莫大な量のDataとData分析プロセッサを入手し、企業特許チームにもこのような方法論が拡大・再生産され、活用されることを期待している。
- ・ (D協会) 国家R&Dで限られた資源を配分する時、明確に優先順位が決まるように、結果物が政府部署内で共有されることを希望している。

提示された技術獲得方法論は国家と企業の核心・源泉特許の確保を志向したR&D課題の推進、企業の特許紛争予防及び主要企業との技術提携などに活用され、将来市場性、源泉技術性などを総合的に考慮して導出された課題は、政府R&D研究企画機能に代わり、強い知財権創出及び確保を通じた収益の創出、技術料(Royalty)負担の軽減、特許紛争

予防、知財権取引の促進など企業のビジネス能力を高めることにも役立った。

同時に、産業界に技術分野別(次世代半導体など4つの分野)合計476の核心特許を提示し、知財権ポートフォリオとこれを構成する個別特許に対する計82のR&D課題を20社の企業に提供し、R&D課題の遂行が完了する3年後には1課題当たり約2件以上、合計164件以上の核心・源泉特許が創り出されると予想される。

<表IV-1-6>パイロット事業の成果(導出されたR&D課題数)

区分	核心特許(件)	R&D課題数		
		R&D課題合計	国家R&D	民間R&D
造船	286	20	14	6
次世代半導体	17	22	16	6
ディスプレイ素材	96	4	1	3
エンベデッドSW	77	36	22	14
合計	476	82	53	29

2009年には風力発電、グリーン・カー、太陽電池などグリーン成長分野を中心に企業のニーズを反映して18分野を選定・拡大・推進し、グリーン成長分野で約320のR&D課題が導き出され、合計640件以上の核心・源泉特許が創出されるように事業を拡大・推進していく計画である。

<表IV-1-7>知財権中心の技術獲得戦略課題

区分	2008年 (4分野)	2009年 (19分野)
グリーン成長	<ul style="list-style-type: none"> ・メモリ半導体(STT-MRAM) ・ディスプレイ素材 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリの推進及び制御システム ・発光ダイオード(LED) ・次世代メモリ半導体(ReRAM) ・エンベデッドPCB ・ユビキタス用SoC構造

	<ul style="list-style-type: none"> ・エンベデッドSW ・エネルギー低減(造船) 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代SSD(Solid State Drive)保存装置 ・グリーンIT基盤Beyond4Gモバイル通信システム ・オーダーメイド医療のための分子診断技術 ・グリーン成長型繊維素材 ・Mobile IPTV ・CR/SDR端末技術 ・風力発電システム ・グリーンビル(建物のエネルギー効率向上技術) ・CO₂ 回収及び資源化 ・自動車用の高出力リチウム2次電池 ・Fuel cellグリーンカー ・CIGS 太陽電池 ・次世代e-IP技術
高付加価値知識サービス産業		<ul style="list-style-type: none"> ・プリンター* パイロット事業

3. 国家R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 キム・ヨンフン

イ. 推進背景及び概要

国家研究開発の研究成果の目標は国家競争力の向上にあり、そのために国家が投資する研究開発の予算規模は持続的に増大している。したがって、研究開発予算をどの分野に、どのように適切に投資し、その成果をどのような方法で評価・管理するかという問題は非常に重要であると言える。最近、持続的な研究開発投資の増大により、韓国の研究開発成果は大きく伸びているが、技術革新面においては先進国に比べ効率が低く、R&D結果の経済的成果への連携も不十分であるのが実情である。特に、国家研究開発事業において特許情報活用の不足により、重複研究などの重複投資が懸念されていた。

そこで、特許庁では国家研究開発事業に特許情報を積極的に活用し、国際的に競争力のある研究開発や強い特許創出を促進できる方法を多方面で模索してきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を上程し、2005年にR&D遂行部署と共同で国家研究開発事業の企画・課題選定などの段階で特許技術動向調査を試験的に実施して以来、2006年から本格的に推進し、2007年3,433課題から2008年4,760課題に国家研究開発事業に対する特許技術動向調査への支援を拡大し、各課題の研究企画委員会に2008年400人余りの該当分野の特許庁審査官が研究企画委員として参加し、特許分析を支援した。

ロ．推進内容及び成果

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画の時の特許動向調査

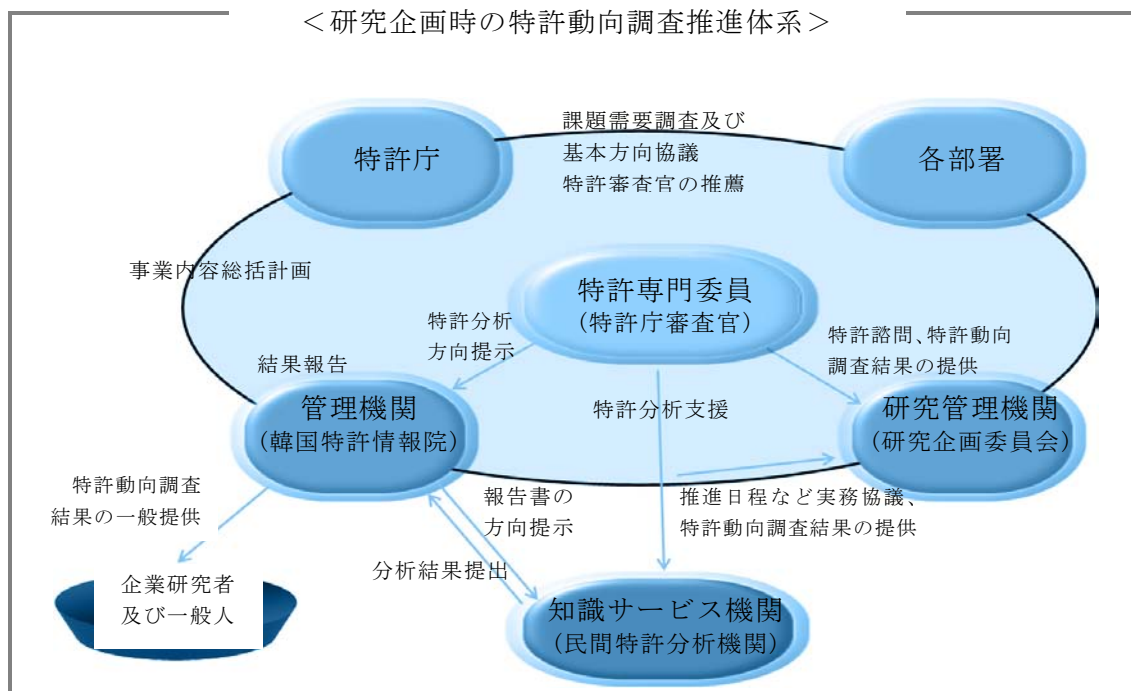
特許動向調査事業は、既存の専門家検討を中心に行われていたトップダウン(Top-down)方式の研究開発事業を企画する際に、該当分野の技術動向、空白技術、源泉特許の内容を含む特許動向調査書を通じて技術動向、空白技術及び源泉特許などを事前に把握することで、更に完璧な国家研究開発の方向を提示することを目的としている。そのため、各R&D政府組織において研究開発事業の企画段階で特許動向調査が実質的に行われるよう、研究開発事業企画のための予算と期間を拡大・調整し、国家研究開発事業の運用要領や指針などの関連規定に特許動向調査の具体的な施行計画を構築するようにした。

これにより、特許庁では2005年からR&D関連部署との協議を経て、特許情報提供対象課題を確定し、科学技術部、産業資源部など、R&D中長期大型課題の特許動向調査の結果を該当部署に提供した。各部署では提供された特許動向調査の結果を利用して研究企画方向を設定・変更するなど、研究企画報告書に特許情報を反映させた。

2006年には科学技術部、産業資源部など、4部署211課題、2007年には科学技術部融合技術開発事業と産業資源部中期拠点技術開発事業など290課題について研究企画段階で特許動向調査を実施した。また、部署の研究企画日程に合わせ、韓国、米国、日本、ヨーロッパなど全世界の特許情報を分析し、各課題の研究企画委員会に該当技術分野の特許庁審査官がR&D特許支援団として参加して分析を支援し、企画に反映させた。2008年には支援課題を大幅に増やし、知識経済部(旧産業資源部)の産業源泉技術開発事業など407の課題について特許動向調査を実施し、特許庁審査官をR&D部署の研究企

画委員会の委員として参加させた。

<図IV-1-4> 研究企画時の特許動向調査推進体系



R&D部署の研究企画課題に対する特許動向調査支援を通じて23%が研究方向を修正するなど、国家R&D効率化の直接的な効果が発生し、調査結果物を提供した後に研究企画委員を対象に行ったアンケート調査(2008年)では、回答者の90.2%が特許調査が研究企画に有効に使われたと答え、85.5%がR&D特許支援団の参加で効果的な研究企画が可能になったと答えた。

制度的には「国家研究開発事業の管理などに関する規定」(2005年6月改正)で国家研究開発事業の研究企画段階における特許動向調査を義務づけたことで、中長期大型研究開発事業の遂行時に特許動向調査の実施が制度的に保障された。2007年2月には国家研究開発事業の段階評価時にも特許動向調査結果を評価に反映することができるという条項を新設し、継続課題として研究期間を段階に分けて協約された課題の場合も特許動向調査を制度化させた。

同時に、本事業で得られた結果物である特許動向調査報告書は「e-特許ナラ」のウ

ウェブサイト (<http://www.patentmap.or.kr>) を通じて一般公開し、以降も研究者が研究遂行段階で活用できるようにしている。

＜表Ⅳ－1－8＞2008年国家研究開発事業の研究企画/中間企画時の特許動向調査の支援状況

区分	主管部署	研究開発の事業名	事業課題数
研究企画時の特許動向調査	知識経済部	部品素材技術開発事業	15
		統合技術青写真	88
		中長期産業技術開発事業	4
		エネルギー資源技術開発事業	11
		繊維産業間ストリーム協力技術開発事業	15
		戦略技術開発事業	39
		電力産業研究開発事業	14
		IT産業源泉技術開発事業	36
	教育科学技術部	産業源泉技術開発事業	102
		疾患中心グローバル新薬候補物質発掘事業	11
	国土海洋部	未来有望融合技術パイオニア事業	10
		海洋水産企画研究	18
		未来都市鉄道技術開発事業	1
		先端都市開発	3
	保健福祉家族部	プラント技術高度化事業	3
		保健医療技術研究開発事業	3
		農村振興庁	農業共同研究新規事業
中間企画時の特許動向調査	防衛事業庁	民軍兼用技術開発	2
	農林水産食品部	獣医科学技術開発事業	7
	知識経済部	戦略技術開発事業	23
	環境部	土壌、地下水汚染防止技術開発事業	1
8つの部署			407

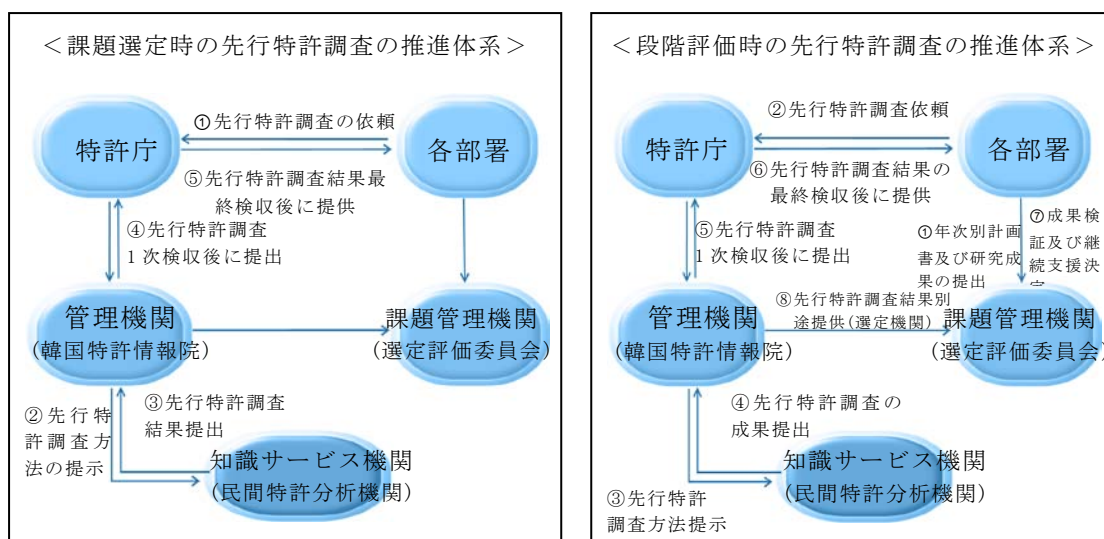
2) 国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

課題選定段階での先行技術調査は、農林部、環境部、中小企業庁などR&D部署の短期小型課題に対して実施する。この調査は、ボトムアップ (Bottom-up) 方式の研究開発事業の課題選定時に該当分野の先行特許などを事前に調査することで、重複研究開発を

防止すると同時に特許が可能な課題に集中して投資するために推進された。各部署は研究課題の選定に先行技術調査の結果が活用できるよう、評価期間中15日以上 of 先行技術調査最低期間を確保し、調査結果を評価に反映して支援課題を選定することになる。

この時、特許庁は部署から調査依頼を受けた評価対象について先行技術調査を遂行し、各部署に提供する。また、最終的に選定された課題申請機関には報告書形態の先行技術調査結果を提供し、先行技術を考慮した研究開発を誘導する体制で推進されている。2006年には中小企業庁、情報通信部など7つの部署1,888の課題、2007年には中小企業庁、科学技術部など13部署の3,143課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を実施した。2008年には部署のニーズに合わせて支援課題を大幅に増やし、中小企業庁、環境部など14部署4,395の課題に対して先行技術調査を実施した。

<図IV-1-5> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



これを通じて743の課題が同じ先行特許の発見により課題支援対象から排除され、重複投資を未然に防止する効果が出た。それを受けて、2009年需要調査では13部署から6,408の課題を申請するなど各特許分析ニーズが急増している。

課題選定委員を対象に行ったアンケート調査(2008年)では、回答者の83.5%が先行

特許が課題評価に役立っていると答え、87.1%が今後先行技術調査が制度化されるべきであると答えた。

<表IV-1-9> 研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

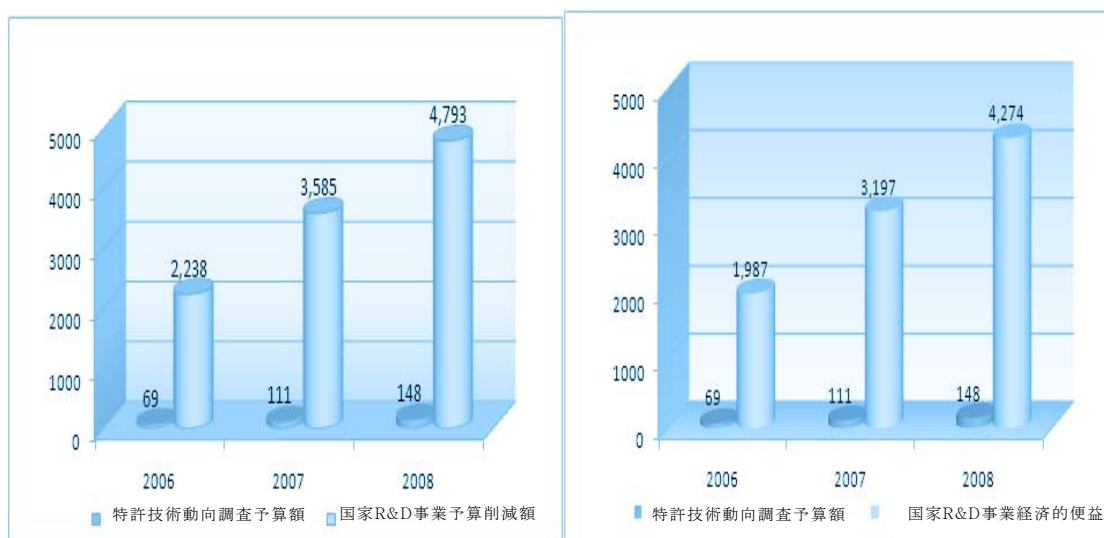
区分	主管部署	研究開発事業名	事業課題数
課題選定時の先行特許調査	知識経済部	IT産業競争力強化事業	73
		IT優秀技術支援事業	133
		エネルギー資源技術開発事業(モデル)	11
		清浄基盤戦略技術開発事業	69
		エネルギー及び資源循環技術開発事業	28
		Korus Tech事業	11
	保健福祉家族部	保健医療技術開発事業	219
		癌征服推進研究開発事業(新規)	193
		韓医薬研究開発事業(新規)	24
		国立癌研究所支援機関個有研究事業	71
	環境部	次世代核心環境技術開発事業	431
		土壌・地下水汚染防止技術開発事業	79
		水生生態復元事業	12
		廃資源のエネルギー化及びon-CO2温室効果ガス事業	19
	国土海洋部	未来海洋及び特定水産技術開発事業	41
		海洋科学技術開発事業	6
		海洋安全技術開発事業	7
		水産中小・ベンチャー企業技術開発支援事業	37
		未来海洋技術開発事業	24
		先端港湾技術開発事業	2
	農林水産食品部	農林技術開発事業	333
		水産特定研究開発事業	50
		獣医科学技術開発研究(2次-追加)	4
	文化体育観光部	文化技術及び舞台公演技術開発支援事業	10
		スポーツ産業技術開発事業	44
		文化コンテンツ産業技術支援事業	28
		CTグローバルプロジェクト技術開発支援事業	1
中小企業庁	中小企業技術革新開発事業	1,590	
	企業協同型技術開発事業	286	
気象庁	気象地震技術開発事業	29	
農村振興庁	農業特定研究開発事業	287	
防衛事業庁	国防基礎研究事業	39	
文化財庁	文化財保存技術開発研究事業	3	

	山林庁	林業試験研究開発事業	59
		山林科学技術開発事業	18
	消防防災庁	自然災害低減技術開発事業	8
		人的災難安全技術開発事業	7
		次世代核心消防安全技術開発事業	12
		防災技術研究開発	5
		産業化支援事業	10
段階評価時の先行特許調査	教育科学技術部	バイオ技術開発事業(段階評価)	33
	農林水産食品部	獣医科学技術開発事業(段階)	8
		人獣共通伝染病対応技術開発事業(段階)	4
	保健福祉家族部	韓医薬研究開発事業(段階評価)	8
		癌征服推進研究開発事業(段階評価)	2
14部処			4,395

ハ. 評価及び発展方向

ソウル大学経済研究所の報告書によると、国家R&D事業に対する特許技術動向調査に支援した結果、同じ先行特許の発見で重複投資を防ぎ、競争力のある研究課題に集中できることで、2007年約3,600億、2008年約4,800億に至る予算節減効果が期待され、2008年同事業の実施で今後4,274億ウォンの経済的な便益(収益性の改善効果)の発生が期待される。

<図IV-1-6> 特許技術動向調査事業の予算節減及び経済的な便益効果



また、韓国開発研究院(KDI)の研究報告書によると、特許技術動向調査事業を通じて毎年特許出願の件数が約2.25%増加し、特許情報市場の育成で2010年に29,000、2015年には61,000の理工系雇用創出効果が期待できる。

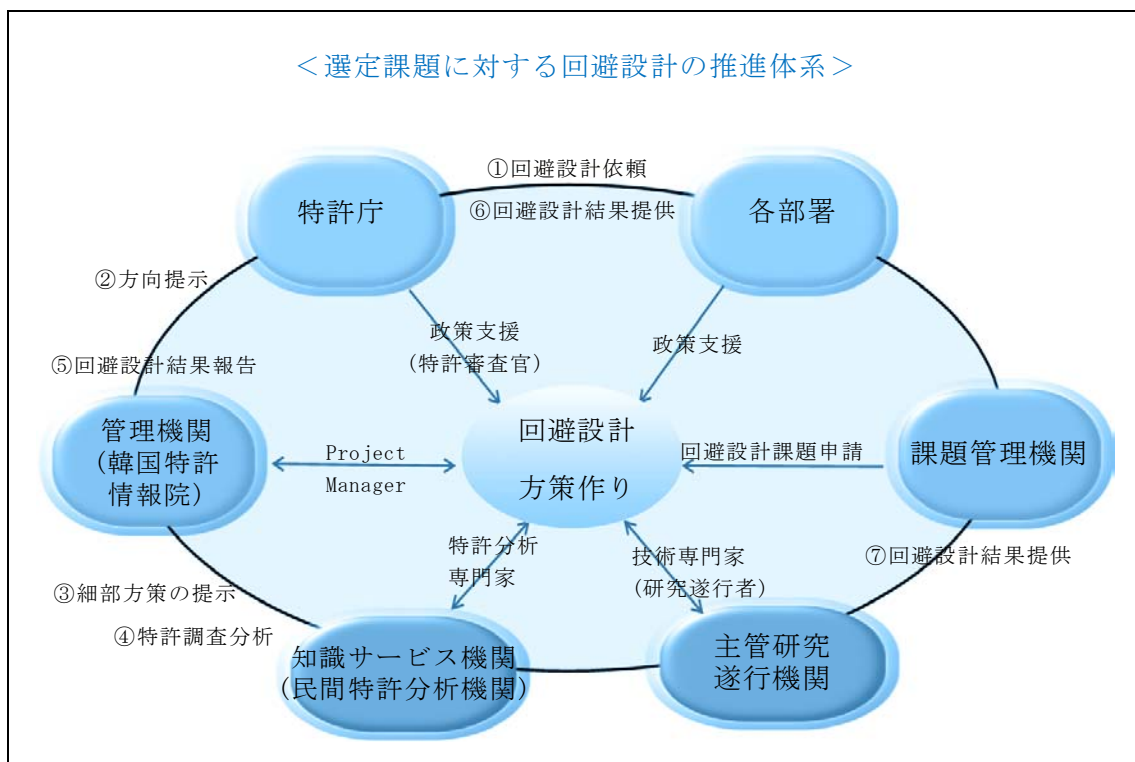
<図IV-1-7> 特許技術動向調査事業を通じた雇用創出効果



2009年特許技術動向調査事業は、国家研究開発事業推進時の特許情報の戦略的な活用と科学技術者の特許情報活用能力の強化を通じて、国家技術競争力の強化及び国家ビジョンである先進一流国家の実現のために拡大・推進していく計画である。

2009年研究開発事業別の特性を反映したオーダーメイド型特許動向調査の実施で研究企画段階の充実化を図り、課題選定における先行特許調査の持続的な実施で国際特許可能な研究開発への集中的な投資を誘導し、先行重複特許が存在するにもかかわらず、事業化促進または国産化開発の必要性などで選定された研究課題に回避設計分析を新規に支援する予定である。

<図IV-1-8> 選定課題に対する回避設計の推進体系



今後も特許庁はR&D主管部署など内・外部のステークホルダーと共同で事業を推進して韓国国家研究開発事業の効果を画期的に高め、特許情報活用の制度化 (IDS) が定着できるように持続的に努力を傾けていく計画である。

4. 国家R&D特許成果管理

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ジュデ

イ. 推進背景及び概要

研究管理専門機関別に特許成果の収集及び検証体系が異なるだけでなく、主管研究機関の申告に頼った結果、2008年国家R&D事業の調査・分析・評価のために申告された特許成果33,149件のうち9,784件(29.5%)が重複申告であった。このように、国家R&D事業の評価が成果中心に転換しているにもかかわらず、多数のエラーが発生するなど特許成果は依然として体系的に管理されていない状況である。また、保有中の特許成

果データは研究事業単位で管理されているため、細部研究課題、参加研究人材などを基準にした分析には限界がある。

特許成果物の専担機関(特許情報院)を中心にNTIS(国家科学技術総合情報サービス²⁷⁾と連携できる特許成果総合管理システムを構築し、特許成果を体系的に管理する必要がある。また、既に保有している国家R&D特許成果の研究事業別データ情報に細部研究課題の情報をつなげて、実効性のある分析が可能になるようデータを整備する必要がある。

2003年パイロット事業以降、2005年から毎年国家R&D特許成果の調査・分析を遂行して報告書を発刊し、第16回国家科学技術委員会の本会議で(2004. 12)「国家R&D効率化のための特許情報の活用・拡散計画」を大統領に報告し、国家R&D特許成果の管理体系化のために特許出願時に課題固有番号などを記載するように議決した。

<表IV-1-10>2003年からの特許成果分析によるDB構築状況

遂行年度	分析対象	DB構築件数
2003年	1998年～2002年出願・登録された特許成果	7,991件(2003. 12)
2005年	2004年出願・登録された特許成果	7,336件(2005. 12)
2006年	2005年出願・登録された特許成果	9,485件(2006. 12)
2007年	2006年出願・登録された特許成果	12,732件(2007. 9)
2008年	2007年出願・登録された特許成果	19,295件(2008. 11)
	合計	56,839件

第27回科学技術関係長官会議(2007. 9)で教科部(旧科技部)と共同で「研究成果の管理・活用に向けた活性化方策」を報告し、特許情報院を特許成果物専担機関として指定することを審議・議決した。また、特許庁単独で「2007年度国家研究開発事業の特許成果調査・分析結果」を報告し、2008年には第33回国家科学技術委員会運営委員会(2008. 11)に「2007年度国家研究開発事業特許成果の調査・分析結果」を報告した。

²⁷⁾ 部署別・機関別に個別管理されている国家R&D事業の関連情報と科学技術情報を共有・共同活用するため、教科部主管で構築・運営中であるシステム

国家R&D特許成果と関連した事項を特許庁及び財政部・教科部(旧科技部)所管のR&D関連法律及び法令に反映し、特許法施行規則(2005. 11)に国家R&D特許成果の特許出願時に研究課題の固有番号などを記載するよう任意事項として定め、国家研究開発事業などの成果評価及び成果管理に関する法律(2005. 12)に初めて特許が「研究成果」であることを規定し、国家研究開発事業の管理などに関する規定(2007. 2、以下共同管理規定)に国家研究開発事業の研究成果の特許出願時における課題出処記載の義務化と共同管理規定(2008. 5)に特許成果物の専担機関として「韓国特許情報院」を指定した。

ロ. 推進内容及び成果

2007年国家R&D事業調査・分析・評価のために申告された特許成果と特許庁の特許データを照らし合わせて、重複申告、記載不備などのエラーデータを整備した結果、2007年度の特許成果33,149件のうち19,295件(58.2%)だけが特許成果として認められ、国家R&D事業の政策樹立及び資源配分などに活用できるように調査・分析結果を国家科学技術委員会などを通じて還流させ、K-PEG²⁸を活用して、2007年登録特許の価値評価及び等級算定結果をもとに部署別、研究主体別、事業別の質の面での分析を行った。

分析結果、現行の国家R&D成果管理は申告漏れ、重複申告などの問題が持続的に発生し、特許出願時にR&D出処記載が不十分であるため、2009年からは特許成果物の専担機関(特許情報院)の特許成果総合管理システムを中心に国家R&D事業の特許成果を徹底管理する必要がある。また、特許出願書にR&D事業の成果であることを表示するように制度化(共同管理規定、2007. 2)したが、同規定の早期定着のために関係部署及び研究専担機関など関連機関との緊密な協業体系を構築する必要がある。

国家R&D特許成果分析の政策的な活用のために主要先進国の特許－産業分類連携表の現状調査及び特性を分析し、韓国標準産業分類(KSIC)9次改正分類の61産業分野に対

²⁸ K-PEG(Korean Patent Evaluation and Grading)は国内登録特許の中で評価対象特許と類似した特許を抽出、回帰分析法を利用して特許の質を比較・評価する特許等級評価システム

して韓国特許・実用新案出願の90万件余りを分析自動分類プログラムを利用して機械的な産業分類を付与し、国際特許分類(IPC)基準データを産業分類によるデータに変換させるための対照表を作成して、主要先進国の特許－産業分類連携表適用結果の比較分析及び産業別基礎統計を分析した。

分析の結果、標準産業分類(KSIC)に従って作成された国内外の各種経済・産業統計をIPCと連携させて特許情報の活用性を高めることができ、国家R&D特許成果の調査・分析時の新規分析項目を追加することで政策の有用性を高めることができる。

国家科学技術総合情報サービス(NTIS)から提供されたR&D参加研究者リストと韓国特許庁の特許データを照らし合わせて、研究者が発明者として含まれたすべての特許成果に対するDBを構築し、R&D参加研究者の特許成果と国家R&D特許成果DBとのマッチングを通じて、国家R&D特許成果の現状を分析し、大学・公的研究機関の研究者の所属機関名義、個人名義、産学研共同名義の現状を分析した。

分析結果、所属機関の特許保有状況、個人名義の特許状況などに対する統計資料の確保及び国家R&D研究成果の未申告状況に対する実態把握が可能になり、NTISが構築した国家R&D特許成果入力・検証システムは個人名義の特許成果入力を支援せず、研究者が個人名義の特許成果を保有するという問題点を発見することができた。

米国特許の引用指数(Impact factor)を利用し、Hot Patents²⁹、Next Generation Patents³⁰、Co-citation Clustering³¹を活用した未来核心特許ポートフォリオモデルを発掘して、専門家の知識及び主観的な判断に頼るのではなく、計量的な指標を活用した統計分析で客観的な予測モデルが可能になった。また、人材及び所要期間短縮で予

²⁹ Hot Patents : Sliding Scale*方法を利用して算出した、最近引用度が高い高引用特許
*Sliding Scale : 賃金、通信料などを算定する時に使用する方で、一般的に一定期間にわたって初期値と目標値を設定して、毎年一定比率で減少又は増加させる方式で最近引用度の高い特許抽出に適用

³⁰ Next Generation Patents : Hot Patentsを引用した最新特許

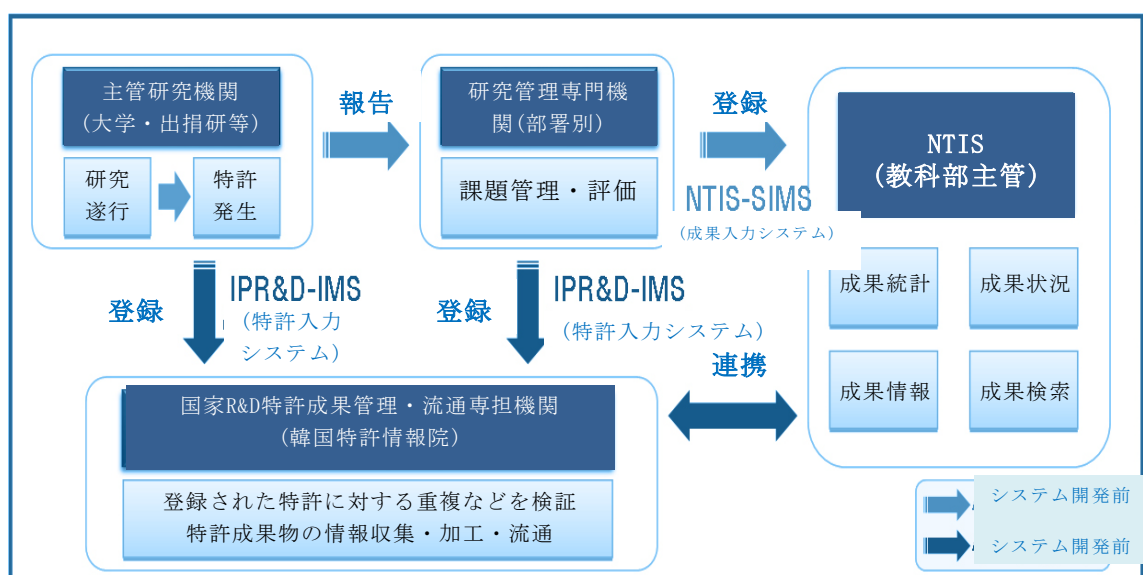
³¹ Co-citation Clustering : 同じ文書に同時に二つ以上の文書が引用された場合を指し、それぞれ異なる文書が同じ文書にどのくらい同時に引用されたのかによって内容の密接度が確認できる分析方法で、ライセンスが必要な特許をパッケージ化することに使用。

算負担の減少及び短期間分析結果の導出が可能になり、今後、知財権中心の技術獲得戦略事業、先端部品・素材IP-R&D支援事業など特許庁主要政策事業の推進時に未来核心特許抽出モデルとして活用する予定である。

ハ. 評価及び発展方向

2009年特許成果を中心とした国家研究開発事業の成果管理システムを実現するため、国家R&D特許成果入力・登録システムを構築・運営する予定である。

<図IV-1-9> 特許成果入力・登録システムの構築前後の比較



* IPR&IMS (Information Management Service) : 特許入力システム

2009年特許成果データ及び国家R&D事業の課題情報を補完する国家R&D事業の特許成果データ整備のため、R&D主管部署及び研究管理専門機関と協議を通じて2003年特許成果及び漏れていた特許成果データを備え、教科部との協議を通じて特許成果調査・分析と関連した課題要約書、参加研究員、国際共同研究、事業化情報などを追加する予定である。

2008年国家R&D事業の特許成果を調査・分析して国家R&D特許成果分析結果の活用拡

散による特許成果中心の評価制度の定着が期待でき、全世界で発刊される主要IP-R&D関連の統計報告書資料を入手・分析して全世界のR&D統計及び特許統計情報の適時性確保を通じた国家R&D及び特許関連政策樹立の際に活用する予定である。

2009年特許成果分析に対する専門性を高め、特許出願時の研究課題出処記載率を高めるため、R&D主管部署、研究管理専担機関、弁理士などに「国家研究開発事業の研究成果特許出願時の課題出処などの記載義務化」を広報し、特許出願時の課題出処記載案件のみ成果として認定する方策を推進し、主管研究機関の特許成果を入力することなく、特許出願書に記載された研究課題出処件数から出願及び登録成果の状況が把握できるよう推進していく予定である。

5. 知財権創出管理支援のためのR&D特許センターの運営

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 キム・ソニア

イ. 概要

R&D特許センター(<http://www.ipr-guide.org>)は国家R&D事業の全過程にわたって知的財産権の創出・管理・活用に関する相談と戦略を提示することで国家競争力の向上に貢献するという目標の下で2005年に設立され現在まで運営されている。R&D特許センターは国家研究開発事業の効率性を高めるため、研究成果に影響を与える研究機関や研究者に該当する特許情報を活用した研究提案書の作成、研究ノート作成、秘密情報の管理、論文特許戦略など20の知的財産因子を発掘した。また、これに基に研究成果を高められるよう、R&D現場を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国家R&D関連のオンライン相談

R&D特許センターはホームページと電話を通じて研究ノート作成、研究室特許管理な

ど知的財産全般に関する相談を提供しているが、2008年の相談件数は前年比84%増加した647件であった。

<表IV-1-11> 2008年相談実績の内容別分類

相談内容	研究ノート作成	研究室特許管理	論文・特許戦略	知財権所有	その他	合計
相談件数	394件 (60.9%)	122件 (18.9%)	36件 (5.6%)	20件 (3.1%)	75件 (11.6%)	647件

2) R&D現場密着型の知財権戦略コンサルティング及び支援事業

研究開発結果の質と関連する知的財産要素(知的財産因子)を研究開発の初期段階から活用できるよう、R&D現場に知的財産管理システムを構築させるための事業である。そのためにコンサルティング遂行前の研究室の知的財産水準を事前に診断し、オーダーメイド型知的財産教育を提供し、保有特許の分析を通じて強い特許を獲得できるようにする。事業対象は国家R&D課題を遂行した経験がある、又はR&D及び特許における優秀な成果がある大学研究室及び研究団であり、2008年には50の研究室、2つの研究団にコンサルティングを支援した。

2008年コンサルティングを遂行した後に行ったアンケート調査の結果、コンサルティングが研究方向の設定、強い特許権利の獲得、特許請求の範囲の作成に役立ったと答えた比率がそれぞれ85%、90%、91%に達するなど、事業成果が高いことが分かった。

3) 研究成果向上のための戦略的な知的財産管理教育事業

第21回科学技術関係長官会議(2007.1)で研究者及び研究管理者に対する知的財産教育をR&D特許センターが担当することが議決された後、後続措置の一環として研究ノートの定着事業、R&D IP School、圏域別セミナーなどを実施した。

イ) 研究ノートの定着事業

国家R&D開発事業を遂行する全ての科学技術者に研究記録文化を拡散させ、研究ノウハウを保存し、特許など研究結果の活用時にその価値を最大化するために研究ノートを定着させるための説明会を行っている。

2008年には韓国科学技術院、韓国化学研究院など35の機関を対象に説明会を開き、合計1,476人が教育を受けた。その他に研究ノートオンライン教育履修者に研究ノートを普及し、合計233の機関に2,592部を配布した。その結果、教育後にKIST、延世大、江原大など多くの機関が研究ノート作成に対する内部指針を作り、研究ノートを政策して配布するなど、肯定的な変化が現れ始めている。

ロ) 知財権教育及びセミナー

国家研究開発事業参加者の知的財産権管理能力の向上及び特許の戦略的な活用の支援、研究者、研究機関、政府間の相互協力及び連携性強化のためにR&D IP School2回と圏域別のセミナー4回(忠清圏、慶南圏、済州圏、首都圏)を開催した。

ハ) オンライン動画教育

R&D特許センターは技術分野別に強い特許請求の範囲の作成、特許情報の活用方法など合計9つのオンライン教育課程を運営している。2009年にも3つの教育課程を更に開発する予定である。2008年1年間オンライン教育課程を履修した人は前年比380%増加した4,991名に達した。

ハ. 評価及び発展方向

2009年にはR&D特許センターのホームページで「知的財産自己診断システム」を運営し、誰でも簡単に知的財産管理能力をテストし、その結果に合った相談を受けることができるようになる。

R&D現場密着型の知財権戦略コンサルティング支援事業は2008年に引き続き50の研究室と2つの研究団を支援する予定であり、事業をさらに充実化させて特許請求の範囲を設定する実習をし、研究室及び研究団の研究戦略を導出してみる予定である。

特に、2009年には最近話題となっている「オープンイノベーション(開放型革新)」が拡散している環境下において、正しい知的財産管理が行われるよう「共同研究時のR&D特許戦略」教育を試験的に4回実施する予定である。ここでは最近増えている国内外の共同研究の際に起こり得るセキュリティー問題及び所有権問題などに対して紹介し、その答えを提示する。

第2節 特許情報活用インフラの拡大

1. 顧客志向型特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営

情報企画局 情報企画課 工業主事補 イ・ジェブ

イ. 推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間発明家に独占・排他的な権利を与える代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することで産業発展に貢献するための制度である。それによって、先進特許庁は自国の技術保護と産業技術の発展のために特許情報の普及に力をいれている。また、韓国特許庁は2000年1月1日から特許技術情報サービス(KIPRIS)を通じて国内の特許情報を無料でサービスしている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許情報の普及促進

特許庁は特許情報の活用拡大に重点を置いた多様な政策を持続的に展開し、2006年から会員加入及びログインしなくても自由に検索可能になるよう改編し、不便を解消しようとした。2008年には主要大学にKIPRISを連携させたワン・クリックサービスを実施して一般大学生により親しみやすくなる契機となり、今後は研究所及び一般企業にも普及する計画である。また、2004年から国内の特許情報を英文化した韓国特許英文抄録(KPA)サービスを実施し、海外ユーザーにまで利用機会を与え、海外特許庁とも様々な情報を交換している。

2) 検索及び照会情報の拡大

KIPRISから提供されるデータは初期は国内特許だけに限られていたが、2002年商標、デザイン資料を追加して提供している。また、米国、日本、EPOなどの海外データも英

文抄録(2003年)を初めとして、2006年から海外特許全文サービスを実施している。継続的な海外特許全文サービス事業で2008年には中国特許英文抄録サービスを実施し、イギリス及びドイツのデータも2009年のサービスを目前に控えている。最近は海外特許庁間の行政情報が重要視されているため、特許庁では公報情報サービスに止まらず、2008年10月にWIPOとの連携を通じた行政進行情報モデルサービスを提供している。また、米国、日本、EP0に対してもサービスを拡大(2009年)していく方針である。その他、2009年からDOC DB Family情報を構築し、国際Family情報まで特許技術情報サービス(KIPRIS)を通じて提供している。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータ規模拡大と同時にデータの普及及び使用方法の改善を持続的に推進し、言葉の壁を無くすための自動翻訳サービスも提供(2007年)するようになった。また、公報発行後のデータ掲載所要期間も着実に短縮し、2005年に3日から2日へと短縮させたことに引き続き、2006年には1日、ついには2008年7月から公報発行当日に掲載できるようにし、利用者に最新の特許情報を提供できるようになった。

4) これまでの成果

このような特許情報の活用拡散政策によって、KIPRISの利用量も毎年爆発的に増加した。KIPRIS利用の指標としている年間検索回数を見ると、2001年に88万回に過ぎなかったが、2002年に203万回、2004年に686万回、2006年には11月年間検索回数史上初の1,000万回を超え、2008年には1,870万回に達した。特許情報は単なる内容収集ではなく、国家と産業界が目指すべき研究方向を提示してくれる指針として、その比重と重要度が日増しに増加しているため、今後もKIPRISを利用する利用者がまた増加するものと期待している。

ハ. 評価及び発展方向

今後KIPRISは「開放」、「共有」そして「流通」というキーワードを中心とする総合

サービスに発展するため、サービス志向型構造(Service Oriented Architecture)への転換を試みている。2007年3月から試験的に実施している商標情報対象のサービス志向型ウェブサービス(KIPRIS Plus)と前にも言及したワン・クリックサービスなどが代表例である。2009年には利用者がKIPRISコンテンツを選択的に利用できる本格的な開放型ウェブサービスシステムを構築及び提供する予定である。

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速・正確・簡単にアクセスできるよう、顧客の要求事項を取り入れてきた。それをもとに持続的にサービスを改善・拡充できるよう最善を尽くしている。

<表IV-1-12>特許情報検索サービス(KIPRIS)の提供情報状況

区分	提供範囲	提供件数(千件)	
国内	特許	書誌、抄録、代表図面、公報全文、KPA	9,941
	実用新案	書誌、抄録、代表図面、公報全文	3,432
	デザイン	書誌、六面図、公報全文	4,399
	商標	書誌、商標イメージ、公報全文	4,981
	その他	行政処理・登録事項、審判事項(審決文を含む)	9,013
	小計	-	31,766
海外	米国特許	書誌、抄録、代表図面、全文	11,573
	ヨーロッパ特許	書誌、抄録、代表図面、全文	4,031
	日本特許	書誌、抄録、代表図面、全文	17,976
	PCT	書誌、抄録、代表図面、全文	3,086
	小計	-	36,666
計		68,432	

＜表IV-1-13＞年度別特許情報検索サービス(KIPRIS)のユーザー状況

(2008年12月現在)

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
KIPRIS ユーザー登録 状況 (名、新規加入 者)	大企業	10,919	9,736	10,135	10,139	7,612	2,480	926	221	253
	中小企業	23,900	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832	3,594	905	886
	弁理士	760	372	400	315	308	68	16	10	17
	研究所	3,812	3,449	2,593	2,387	2,424	2,473	1,119	430	410
	個人	70,034	64,352	61,332	64,388	55,785	21,095	7,863	3,052	2,018
	その他	10,449	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220	36,953	6,295	7,260
	合計	119,874	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168	50,471	10,913	10,844
KIPRIS 検索回数(千 回)		879 -	2,033 (131.4%)	5,514 (171.2%)	6,858 (24.4%)	9,242 (34.8%)	13,049 (41.2%)	16,107 (23.4%)	18,699 (16.1%)	
ホーム ページ 訪問回数(千 回)	1,601 -	3,279 (104.8%)	3,765 (14.8%)	4,104 (9.0%)	4,220 (2.8%)	4,429 (4.9%)	7,808 (76.3%)	11,214 (43.6%)	15,914 (41.9%)	

第2章 大学・公共研究機関の知的財産創出能力の強化

第1節 基礎・基盤特許の創出基盤作り

1. 大学重点研究分野の特許情報分析支援拡大

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 イ・アヨン

イ. 推進背景及び概要

研究成果の体系的な管理・活用による公共部門のR&D効率化が国家革新及び産業競争力強化の鍵として登場したことで、技術革新の革新主体である大学や公共研究機関の研究生産性を高めるための政府レベルでの政策支援が加速化するようになった。

大学は2007年度に国家総R&D投資の10.7%を使用し、博士級研究人材の69.0%を保有しているが、内国人全体の特許出願(2003～2007年)中のシェアは2007年の時点で5.2%に過ぎず、高付加価値の知的財産創出のための潜在能力対比特許成果が不十分な状況である。

<表IV-2-1> 研究開発費及び博士級研究人材の状況(2007年)

区分	大学	公共研究機関	企業	計
使用研究開発費 (シェア)	33,341億ウォン (10.7%)	41,024億ウォン (17.3%)	238,649億ウォン (76.2%)	313,014億ウォン (100%)
博士級研究人材 (シェア)	50,689名 (69.0%)	10,498名 (14.3%)	12,319名 (16.8%)	73,506名 (100%)

*資料：2008科学技術研究開発活動調査(教育科学技術部)

＜表IV-2-2＞特許出願件数及び占有率(2003年～2007年)

区分	2003	2004	2005	2006	2007
大学	1,692件 (1.9%)	1,962件 (1.9%)	2,905件 (2.4%)	4,391件 (3.6%)	6,486件 (5.2%)
公共研究機関	3,185件 (3.6%)	3,479件 (3.4%)	4,453件 (3.7%)	5,592件 (4.5%)	6,418件 (5.1%)
企業	63,918件 (71.9%)	76,970件 (74.4%)	90,671件 (74.4%)	87,749件 (71.2%)	82,390件 (65.6%)

*資料：韓国の特許動向2007

大学と公共研究機関はR&D効率化のための特許情報活用能力が足りず、研究開発の全過程や研究開発活動に先立って先行特許情報を調査している機関の比率は27.0%（企業56.4%）に過ぎず、機関レベルで研究者たちに特許情報を調査・活用できるよう支援している比率も51.7%に過ぎないことが分かった。

また、国家R&D関連の知的財産権制度及び情報に対する研究者の認識が不十分で、一部の先進機関を除いては研究課題の計画、選定、協約締結及び事後管理など国家R&Dの全過程における体系的な特許戦略が不足している状況である。このような全般的な知的財産に対する意識不足が特許とつながるR&D活動の不振を生み出し、これは結局国家研究開発事業の特許成果不振の主な要因として作用している。

大学の場合、依然として論文中心の研究実績評価を行い、特許など知的財産創出への誘導効果が不十分な状況である。教員業績評価の際、産学協力指標に対してSCI論文の反映点数対平均反映比率を算出した結果、国内特許登録にSCI論文対平均22%の点数を与えているものと集計され、研究業績評価の際に論文中心の評価が行われ、特許成果は低く評価されている(2007大学産学協力白書、学術振興財団)。

ロ．推進内容及び成果

2008年の1年間、特許庁は大学の重点研究分野に対する特許3極の特許情報分析を通じて研究開発の特許成果の創出及び競争力のある技術革新を支援した。また、特許情報分析過程に大学の研究員を参加させ、研究室オーダーメイド型の特許セミナーを提供することで特許に強い研究人材の養成を支援した。

大学のみならず特許庁、特許情報分析機関、管理機関の4者間協力体制を構築し、専門的な分析を実施すると同時に、技術諮問を遂行できるようにした。2007年にソウル大、KAIST、延世大、高麗大、浦項工科大など16の大学(20課題)を対象に特許分析を支援し、2008年には支援対象を大幅拡大し、ソウル大、KAISTなど22の大学及び韓国電子通信研究院、韓国科学技術研究院など5つの公共研究機関を対象にして40課題を支援した。

特許分析の後に、合計633人(上半期200人、下半期433人)を対象に知的財産権制度一般及び請求の範囲の解釈方法、特許情報検索及び活用方法などを教育することで知的財産創出基盤能力の強化を図った。

その結果、特許分析支援事業前・後の特許情報参照比率は12.57%から35.29%に約2.8倍(22.72%)向上し、事業参加前・後の研究員の知的財産関連の知識向上程度は64.91%向上した。それだけでなく、2008年5月の成果測定の結果、特許マップが直接・間接的に活用された研究課題は合計32件で、研究費は合計28,815百万ウォン程度の規模である。

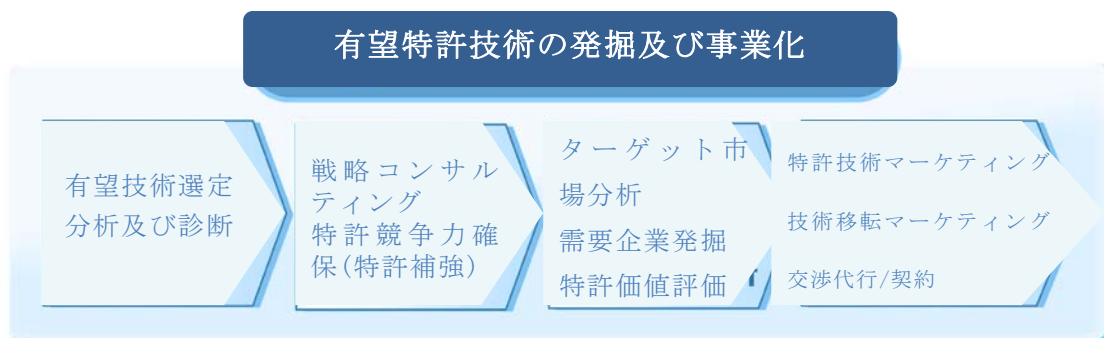
また、特許マップ支援事業による新規の研究テーマ発掘は合計25件、研究課題方向修正は4件であり、進行中の課題が既に特許文献上に現れることによって重複研究課題を棄却したケースは3件と調査された。この3件のうち、重複研究課題にかかる費用は合計1,365百万ウォンで、今回の特許マップ支援事業を通じて3つの研究室では1,365百万ウォンの重複研究費用が節減できたものと調査された。

ハ. 評価及び発展方向

大学の知的財産創出基盤強化のために特許情報分析支援を通じて効率的なR&D成果創出を図ったが、特許分析のみならず特許補強及び事業化支援まで連携してシナジー効果を作り出す必要がある。

従って、2009年には「有望特許技術の発掘及び事業化支援事業」を通じて優秀技術選定後、特許分析、戦略樹立、特許補強、特許価値評価、需要企業発掘及びマーケティングに至る全段階における戦略樹立を支援する計画である。

<図IV-2-1> 有望特許技術の発掘及び事業化



2. 職務発明制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産振興課 放送通信事務官 ユ・ソンジュン

イ. 推進背景及び概要

世界経済が知識と技術が国富創出の主要要素となる知識基盤経済へと急速に移行する中で、核心・基盤技術の確保は国家と企業の技術競争力を測るバロメーターであり、生存及び発展のための必須戦略となりつつある。

今日ほとんどの核心・基盤技術は組織化された企業、研究所及び大学などによって開発されているが、これは産業が高度化し、それを後押しする技術が高度に複雑かつ

多様化するにつれ、既存の技術(Prior Art)を超える新しい技術の開発は大規模な研究施設、人材及び莫大な研究費の支援なしでは事実上不可能であるためである。

そのため、今日個人発明家による発明は小数に過ぎず、企業などによって行われる職務発明が大半を占めている。また、技術が高度化すればするほど、企業、研究所及び大学などによる職務発明の比重がさらに高まっている。韓国の場合、職務発明の件数が2002年度8万件水準であったが、2007年度には14万件を記録し、持続的な増加傾向にある。

＜表IV-2-3＞近年の韓国の職務発明の推移

(単位：件、%)

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007
個人発明(A)	19,662	21,275	22,104	24,368	27,062	32,189
職務発明(B)	86,474	97,377	118,011	136,553	139,127	140,280
計(C)	106,136	118,652	140,115	160,921	166,189	172,469
職務発明の比重(B/C)	81.5%	82.1%	84.2%	84.9%	83.7%	81.3%

* 出处：2008年度知的財産主要統計

このような数値は毎年増加している企業、研究所及び大学の研究開発予算の推移とも密接な関連性を持つ。

＜表IV-2-4＞研究主体別研究開発費の使用推移

(単位：10億ウォン)

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007
総研究開発費	17,325.1	19,068.7	22,185.3	24,155.4	27,345.7	31,301.4
公共研究機関 ³²	2,552.6	2,626.4	2,964.6	3,192.9	3,497.1	4,102.4
大学	1,797.1	1,932.7	2,200.9	2,398.3	2,721.9	3,334.1
企業	12,975.4	14,509.7	17,019.8	18,564.2	21,126.8	23,864.9

* 出处：2008年度科学技術研究開発活動調査(教育科学技術部)

³² 国公立研究機関(国公立試験研究機関+政府出資研究機関)+地方自治団体+医療機関(国公立病院+私立病院)+その他非営利研究機関

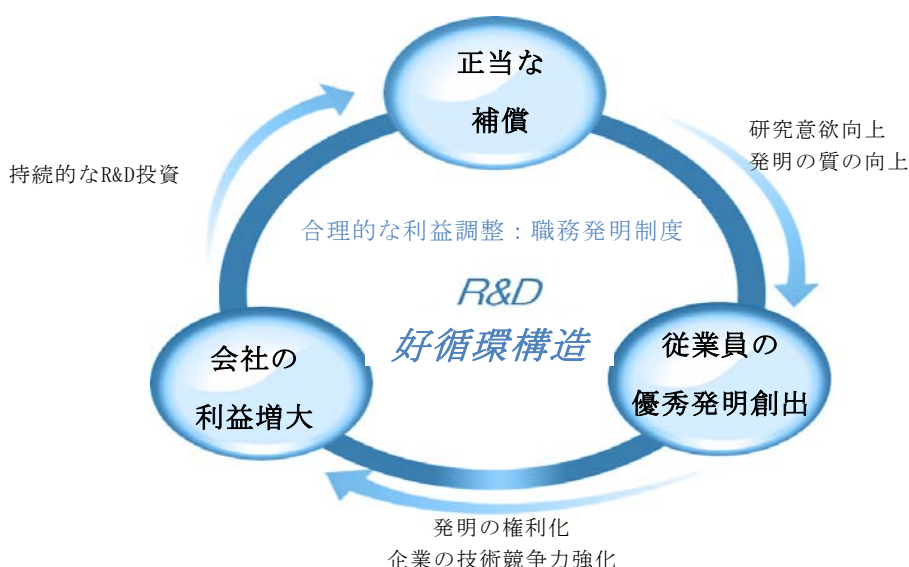
したがって、各研究主体別に行われる職務発明をどのように制度化し、育成するか
の問題は企業のみならず、国家競争力向上レベルの問題においても非常に重要な問題
と言える。

21世紀世界経済が知識基盤経済に移行することによって、発明及び新技術開発の創
出主体が従来の個人中心から大学、研究所及び企業中心に移動しつつあり、それによ
って研究員、大学教授、企業の従業員及び公務員の研究開発や発明意欲を奨励するた
め、職務発明制度を如何に運用するかという部分が国と企業などの重要な知的財産戦
略として浮上している。

職務発明制度は発明を創り出せる基盤、すなわち研究開発(R&D)投資と施設などを提
供した使用者と、創造的な努力で発明を完成した従業員との間の利益を合理的に調整
することで、使用者により積極的な投資をするよう働きかける一方、従業員には経済
的な補償を提供して創造的な発明に専念できるように支援することで、従業員と使用
者が共にWin-Winであるための制度である。

即ち、職務発明制度は使用者には知的財産を安定的に実施できる基盤を提供し、従
業員には権利の正当な補償を保障することで、知識創造の好循環システムを構築し、
国家及び企業の発展を追求することにその目的がある。

<図IV-2-2>職務発明制度のメカニズム



ロ. 推進内容及び成果

企業、大学及び公共研究機関など主要研究開発主体を対象に需要者中心の訪問型職務発明説明会を2008年³³⁾には53回を実施し、延人員³⁴⁾1,610人が参加した。庁内審査官で構成された「職務発明研究会」と職務発明制度に詳しい「財産経営支援チーム」の職員を講師として活用し、説明会を行った。既存の説明会形式から脱皮し、「知的財産CEOフォーラム」及び「企業最高経営者課程」などで特別講義をしたり、全国29の地域知的財産センターと連携した地域中小企業対象の説明会などを活用するなど、事業の充実化を図るために努力した。説明会参加後、職務発明制度を導入した又は導入検討中である企業が全体の75.38%を占め、説明会が企業の認識を高めることに肯定的な影響を与えていることが確認できた。

< 図IV-2-3 > 忠南知的財産センター(5.27)(左)

< 図IV-2-4 > 研究担当者交流会(9.25)(右)



企業・大学など政策顧客類型と顧客別の職務発明制度の実施水準を考慮し、顧客水準別のオーダーメイド型広報資料を製作・普及した。職務発明説明会及び実態調査などで提示された意見を収集し、既存の改正職務発明制度の紹介資料である「企業及び大学用職務発明補償規定標準モデル」、「職務発明補償ガイドライン」、「産学共同契約

³³⁾ 説明会の開催件数：(2006年)33回→(2007年)38回→(2008年)53回

³⁴⁾ 説明会の参加人数：(2007年)711人→(2008年)1,610人

ガイドライン」などをアップデートした。同時に顧客の目線に合わせた職務発明制度の説明資料を追加で製作した。外国企業及び合弁企業などの国内職務発明制度に対する認識を高めるために「英語版職務発明標準モデル」、企業のノウハウ・営業秘密などに対する効率的な管理及び保護策を提示するために「先使用権の正しい活用方法」を開発して普及した。

職務発明制度を実施している企業に対して政策優待条件を設けるために関連規定及び制度を改善した。特許庁が実施する「優秀特許事業化パッケージ事業」支援対象選定時に、職務発明補償制度を実施する企業に対する加点付与、及び中小企業庁との業務協約を通じて「中小企業技術開発支援事業」支援対象選定時に職務発明制度の導入企業又は知的財産専担部署認証中小企業に対する加点付与の要件を整備した。

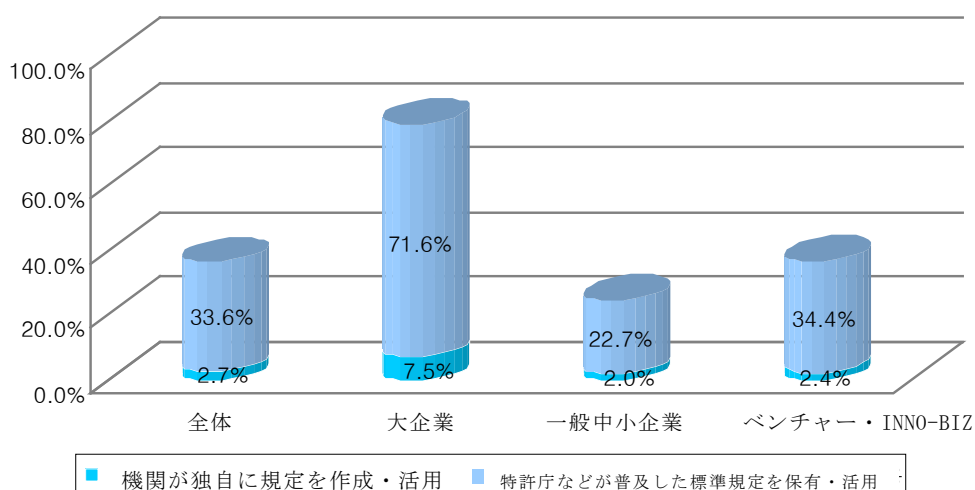
大学教授が良い技術は個人名義で出願し、産学協力団には主に業績評価用の低品質の発明を申告し、国家R&D事業の結果物が個人の私益のための道具に転落している。大学職務発明違反の現状把握及び対応策を模索するために教育科学技術部と連携して持続的な調査を実施した。学術研究振興財団の理工系教授DBを基準に、大学教授の出願実態調査の結果と各大学の産学協力団が保有する特許とのCross Checkを通じて、教授の発明が職務発明なのか、それとも個人発明なのかを判断した。今後、大学教授の職務発明に対する認識向上と啓発を通じて決まった自己申告期間に返還を促進する予定である。

重点広報メッセージを発掘し、戦略的に広報を行った。「職務発明の導入が即ち企業の生き残り戦略である」という趣旨で、企業及び大学・公共研究機関に職務発明補償の未実施による研究員の研究意欲低下が原因となり企業競争力が低下し、技術流出が発生し、核心人材が転職するなど、職務発明補償は企業の生存と直結するということを読得し、発明者(従業員など)に対する正当な補償が研究意欲を高め、国家・企業の競争力を高めるということを広報した。職務発明が長い目で見た時、現実的な発明家と潜在的な発明家(発明候補生)の養成を通じて国家競争力を強化し、職務発明の活性化で理工系人材を国の中核として育成するのに大きな役割を果たすということを強調した。

ハ. 評価及び発展方向

職務発明補償規定を保有し、これを活用している企業の比率は36.3%であることが分かった。これを細分化すると、特許庁など関連機関が作成して普及した標準化された職務発明補償規定を保有・活用している企業の比率は33.6%であり、機関が独自に職務発明補償規定を作成して活用している企業の比率が2.7%であることが分かった。2007年度の調査結果と比べると、職務発明補償規定を保有し、これを活用している企業の比率が2.0%ポイント程度低くなったことが分かった。

＜図IV-2-5＞職務発明補償規定の保有・活用比率



* 出処：2008年度知識財産活動実態調査

＜表IV-2-5＞職務発明補償の実施率

年度	2005年	2006年	2007年 ³⁵	2008年 ³⁶
実施率	20.1%	32.3%	38.3%	36.3%

* 出処：2008年度知的財産活動の実態調査

³⁵ 2007年実態調査の場合、R&D活動をしている10,050社の企業を対象に調査。

³⁶ 2008年実態調査の場合、R&D活動をしている11,292社の企業を対象に調査。

詳細に企業別職務発明統計をみると、職務発明補償規定を保有し、それを活用している企業の比率は大企業が79.1%で最も高く、ベンチャー³⁷・INNO-BIZ企業³⁸36.8%、一般中小企業24.7%の順であった。これを細分化すると、機関が独自に職務発明補償規定を作成して活用している企業の比率は大企業7.5%、一般中小企業2.0%、ベンチャー・INNO-BIZ企業2.4%と調査され、特許庁など関連機関が作成・普及した標準化された職務発明補償規定を保有・活用している企業の比率は大企業71.6%、一般中小企業22.7%、ベンチャー・INNO-BIZ企業34.4%であった。

＜表IV-2-6＞職務発明補償の類型別実施率

補償種類		2008年	補償金額		2008年
発明提案補償		20.3%	発明提案の補償金		56.4万ウォン
³⁹ 出願補償	国内	28.4%	出願補償金	国内	41.5万ウォン
	海外	18%		海外	36.0万ウォン
⁴⁰ 登録補償	国内	28.8%	登録補償金	国内	74.7万ウォン
	海外	18.7%		海外	79.6万ウォン
実施補償	⁴¹ 自社	13.4%	実施補償金	自社	収入金額の 8.44%
	⁴² 他社	10%		他社	収入金額の 6.92%
⁴³ 処分補償		9.7%	処分補償金		収入金額の 5.90%

* 出処：2008年度知的財産活動の実態調査

³⁷ 事業のリスクが高いが、成功すると高い期待収益が予想される新生企業

³⁸ 技術優位をもとに競争力を確保した企業(技術革新システムの構築)

³⁹ 従業員がした発明に対して使用者が特許を受けられる権利を承継して出願した場合に支給する補償

⁴⁰ 使用者が承継して出願した発明が特許登録された場合に支給する補償

⁴¹ 特許などを受けた職務発明を自社で直接実施して利益が発生した場合に支給する補償

⁴² 職務発明特許などをライセンス契約などを通じて実施料収入が発生した場合に支給する補償

⁴³ 使用者が従業員の職務発明に対する特許受ける権利又は特許権を他人に譲渡する又は実施権を許諾して利益を得た場合に支給する補償

職務発明補償の類型別実施率から見ると、国内特許の出願及び登録補償を実施する企業が全体調査対象企業の28%を占め、海外特許の出願及び登録補償を実施する企業は18%を占めた。職務発明補償の核心といえる実施補償と処分補償を実施する企業の比率は10%内外に過ぎないことが分かった。

<表IV-2-7>改正職務発明制度の認知度

	全体	大企業	一般 中小企業	ベンチャー・ INNO-BIZ
改正された内容全部を知っている	6.0%	27.1%	3.0%	4.3%
改正された内容の一部を知っている	15.8%	24.1%	14.1%	15.7%
改正されたという事実のみ知っている	30.7%	21.8%	29.9%	33.6%
全く知らない	47.5%	27.0%	53.0%	46.4%

* 出処：2008年度知的財産活動の実態調査

また、2006年度改正職務発明制度に対して改正内容全部を知っていると答えた企業は大企業が27.1%で最も高く、ベンチャー・INNO-BIZ企業4.3%、一般中小企業が3.0%であった。これは大企業に比べて中小・ベンチャー企業の職務発明制度に対する認知度が極めて低いということを物語っている。特に、改正された事実を全く認知していない一般中小企業とベンチャー・INNO-BIZ企業の比率は各々53.0%と46.4%に達していることが分かった。

韓国企業が企業競争力を強化し、核心技術・人材の流出を防止するため、昨年より職務発明制度に対する議論は更に活発化するものと予想されている。これにより、研究開発型の中小企業を主要ターゲットにして、訪問型職務発明説明会の拡大開催及び充実化を図る計画である。中小企業CEOが職務発明制度に対して「費用ではなく、投資」という認識転換を誘導し、自発的な実施を通じて職務発明補償の実施率を高めていく予定である。

また、「全国大学(院)職務発明創作漫画公募展」の開催を通じて優秀作品を利用した

漫画広報資料を普及する計画である。これを通じて、一般国民を対象に職務発明補償の必要性和効果を積極的に広報し、正当な職務補償に対する社会のコンセンサスを得るために努力する計画である。

3. 国有特許権の活用促進

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イム・ソンテク

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員の職務発明を国家が承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利(以下「国有特許」とする)を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972. 12. 14公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項、第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)が行ったその職務に関する発明が国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在又は過去の職務に属する発明に対する特許権は国有又は公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は、国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分又は管理するように規定している(地方公務員の職務発明による特許権は地方自治体が管理)。

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び報償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者の公務員に登録補償金を、国有特許権又は特許を受ける権利の売却及び専用実施権設定又は通常実施権の許諾を通じた発明の実施で処分収入金が発生した場合は処分補償金をそれぞれ支給している。また、国有特許権を処分した1年間の処分収益金が1,000万ウォンを超過する場合、処分収益金を基準に発明機関に機関褒賞金を支給している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2008年12月末時点で国有特許(実用新案、デザインを含む)は合計1,929件が登録されており、前年比約10%程度増加した。登録全体のうち特許が77%で最も多く、実用新案権が15.1%を、デザイン権が6.2%を占め、海外登録国有特許も2.1%の40件を保有している。

2008年に新規登録された国有特許は255件で、2007年の215件に比べて約19%増加したが、特に特許権は前年比21.5%増加した。

<表IV-2-8>年度別国有特許権の保有状況

(単位：件数)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
1993	6	1	4		11	1(特)	20	9	5	-	34
1994	8	1	-	-	9		28	10	5	-	43
1995	3	4	-	-	7		31	14	5	-	50
1996	15	2	1	-	18		46	16	6	-	68
1997	38	8	4	2	52	1(特許)	83	24	10	2	119
1998	100	16	2	2	120		183	40	12	4	239
1999	101	14	13	2	130	5(実4、デ1)	284	50	24	6	364
2000	111	52	24	3	190	2(特1、実1)	394	101	48	9	552
2001	122	41	18	4	185	5(実3、デ2)	516	139	64	13	732
2002	149	45	25	6	225	6(特1、実3、デ2)	664	181	87	19	951
2003	153	36	11	2	202	61(特50、実9、デ2)	767	208	96	21	1,092
2004	171	54	6	2	233	30(特21、実6、デ3)	917	256	99	23	1,295
2005	147	31	4	5	187	75(特51、実24)	1,014	263	103	28	1,408
2006	163	44	7	9	223	49(特35、実14)	1,142	293	110	37	1,582

2007	198	10	6	1	215	38(特18、実12、デ 8)	1,322	291	108	38	1,759
2008	223	15	15	2	255	38(特18、実12、デ 8)	1,478	291	120	40	1,929

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは、登録された国有特許権又は出願中の職務発明による特許を受ける権利などを売却、専用実施権又は通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権の活用により有償又は無償で実施された件数は2006年206件、2007年253件と、毎年持続的に増加している。2008年度には合計271件の有償又は無償の通常実施契約を締結して総額7.2億ウォンの実施料収入を記録した。

＜表Ⅳ－2－9＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

年度	区分	実施許諾(件)			実施料収入
		登録	出願中	計	
1994以前		6	-	6	30,760
1995		4	-	4	8,129
1996		5	-	5	1,224,138
1997		5	-	5	5,345
1998		18	-	18	87,806
1999		24	-	24	92,209
2000		36	-	36	67,320
2001		62	49	111	313,074
2002		57	29	86	279,116
2003		53	42	95	315,170
2004		82	59	141	376,130
2005		98	63	161	486,212
2006		149	57	206	635,629
2007		193	60	253	574,213
2008		162	109	271	717,709

計	954	468	1,422	5,212,960
---	-----	-----	-------	-----------

3) 国有特許権の職務発明補償金の拡大支給

公務員職務発明を奨励し、国有特許活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅上方修正した。

従前の処分報償金は登録された権利や出願中の権利を有償で処分した場合、その処分収益金を基準に10%~30%を処分補償金として支給していたが、改正後は一括して処分収益金額の50%を職務発明者に支給するようにしている。

2008年には処分補償金として213件に対し2億4千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金として264件に対し1億1千3百万ウォン余りを支給するなど、これまで合計3,018件に対し24億6千9百万ウォンを公務員職務発明補償金として支給した。

<表Ⅳ-2-10> 国有特許登録・処分補償金の支給状況

(単位：ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
1992	3(特許)	3,000,000	1	602,060		
1993	10(特5、実1、デ4)	6,700,000	1	3,615,300		
1994	9(特8、実1)	8,500,000	4	2,209,200		
1995	6(特3、実3)	4,500,000	4	2,025,840		
1996	18(特15、実2、デ1)	16,300,000	5	125,703,830		
1997	39(特28、実8、デ3)	32,900,000	5	1,471,320		
1998	32(特26、実3、デ3)	27,350,000	2	603,210		
1999	114(特96、実18)	103,050,000	13	13,097,560	1	1,000,000
2000	166(特129、実15、デ22)	133,339,900	29	26,095,680	4	4,000,000
2001	231(特157、実45、デ29)	145,059,000	67	42,355,450	2	2,000,000
2002	193(特148、実20、デ25)	93,162,000	111	113,594,710	12	16,000,000
2003	106(特87、実4、デ15)	44,290,000	72	63,138,260	7	11,000,000

2004	117(特109、実7、デ1)	48,647,500	114	75,482,310	6	14,000,000
2005	148(特125、実21、デ2)	58,724,850	111	129,488,650	-	-
2006	193(特168、実16、デ9)	74,759,980	232	335,879,130	10	22,000,000
2007	103(特94、実7、デ2)	44,235,000	212	212,498,350	14	31,000,000
2008	264(特230、実17、デ17)	113,237,000	213	240,672,000	14	22,000,000

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の活用度を高めるために発明機関の担当者に対する教育及び発明機関との協力を通じて国有特許活用促進のための積極的な広報活動を展開している。また、国有特許技術目録及び技術内容などを特許庁のホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)とIP-Mart(<http://www.ipmart.or.kr>)に公開し、一般人が簡単にアクセスできるようにしている。未活用国有特許の活用促進のために2006年には3年以上の長期未活用特許の無償実施制度を導入し、2007年に100件、2008年には200件の長期未活用国有特許権の価値評価を実施した。

今後は国有特許権の活用を促進するため、国有特許権の処分・管理業務を技術内容及び市場状況に最も詳しい発明機関及び専門技術移転機関に移管し、特許技術の活用価値が低い国有特許に対しては存続期間満了前に退出(消滅)できるよう2009年度に発明振興法の改正を推進する計画である。

第2節 知的財産管理能力の向上

1. 特許専門家派遣の拡大

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 イ・アヨン

イ. 推進背景及び概要

研究成果の民間移転など知的財産の活用実績は改善してはいるものの、依然として不十分な水準であり、大学・公共研究機関の技術移転率は27.4%(2007年)で、2006年(21.4%)に比べて小幅上昇した。具体的には大学が15.3%(2006年13.6%)、公共研究機関は42.4%(2006年26.3%)で、大学が最も低い水準である。

<表IV-2-11> 技術移転率の状況

区分	2007年			2007年までの累計		
	新規確保技術	技術移転	移転率	保有技術	技術移転	移転率
公共研究機関	5,672件	2,407件	42.4%	32,664件	9,232件	28.3%
大学	7,003件	1,070件	15.3%	23,094件	3,259件	14.1%
合計	12,675件	3,477件	27.4%	55,758件	12,491件	22.4%

*資料：2008公共研究機関の技術移転実績調査(知識経済部)

技術料収入の場合、公共研究機関は893億ウォン、大学は164億ウォン(2007年)で、公共研究機関が技術料収入の84%を占めている。R&D生産性(研究開発費投入対比、技術料収入の比率、2006年)は大学0.3%、公共研究機関2.3%の水準であり、米国の大学4.8%、公共研究機関8.2%(2005年基準)に比べてとても低い水準である。

<表IV-2-12> 技術料収入の現状

(単位：百万ウォン)

区分	2002年累積	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	合計

公共研究機関	379,443	46,846	53,313	61,853	74,017	89,342	704,814
大学	11,191	2,250	3,177	6,878	8,002	16,415	47,913
合計	390,634	49,096	56,490	68,730	82,030	105,757	646,980

*資料：2008公共研究機関の技術移転実績調査(知識経済部)

このように技術移転の成果が低い主な理由として、大学・公共研究機関の専門的な知的財産管理インフラが全般的に脆弱であることが挙げられる。2006年調査によると、特許管理専門人材は1機関当たり平均各1.5人に過ぎず、関連予算は年平均1.9億ウォンに止まっていることが分かった。

また、組織及び人材構成の限界によって技術移転活性化の核心要素である専担人材と研究者間の円滑なコミュニケーションが不十分な状況であり、大学名義の出願と保有特許の増加による特許経費の急増及び特許戦略の不在によって適切な検証プロセスもなく特許を放棄するなど、大学の平均特許保有期間は4.6年、保有特許の維持・放棄の関連規定及び手続きがない大学は37%(大学及び研究所の特許管理実態調査、2005年10月)であることが明らかになり、今後も技術移転可能性が高い優秀な技術がそのまま棄てられていく恐れがある。

同時に、技術移転の出発点である発明申告の形式的な運営、及び体系的な評価体制の不備によって効果的な技術マーケティング戦略の樹立が困難で、体系的な技術移転基盤を構築するための内部業務プロセスが確立されていない。具体的には発明申告時に発明に関心を寄せると予想される企業、競合研究など技術マーケティング観点からの情報提供が不十分である。

そこで、大学の知的財産管理能力を強化するため、2006年から特許専門家を派遣してインフラ構築及び体制定立を支援している。

ロ．推進内容及び成果

1) 特許管理アドバイザー派遣事業の拡大

特許管理アドバイザーは、各大学で職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化、学内で知的財産価値を最大化するための特許ポートフォリオ戦略の樹立など、様々な活動を通じて、該当大学の知的財産管理基盤の構築に努めている。また、知的財産権セミナー及び説明会の開催、産学協力団の専担職員、教員、学生を対象として知的財産権の相談及び諮問サービスの提供などを通じて、大学の知的財産に対する認識を高めることに寄与している。

<表IV-2-13>特許管理アドバイザー派遣大学

派遣年度	派遣大学(合計20校)
2006年 (7の大学)	KAIST、忠北大、湖西大、全南大、全北大、仁荷大、江陵大
2008年 (13の新規派遣大学)	浦項工大、慶北大、蔚山大、昌原大、慶尚大、江原大、圓光大、成均館大、済州大、中央大、亜洲大、朝鮮大、仁済大

特に、アドバイザーは大学の知的財産権管理能力の向上の他に、該当大学が保有している特許技術を民間企業に移転して収益を創出することにも大きく貢献した。2008年には136件の技術移転を通じて約30億ウォンに達する技術料収入を上げ、大学の知的財産創出・活用に大きな役割を果たした。

また、地域の産・学・研人材プールを構築し、地方自治体、特許情報や事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連の情報交流に積極的に乗り出すことで、地域革新主体との協力ネットワーク構築のためにも努力している。

<表IV-2-14>特許管理アドバイザー派遣の成果

創出	○研究開発前の先行技術調査比率：94%(国公立大学平均73.9%、私立大学平均52.6%) ○年平均特許出願増加率：45.3%(大学平均33%)
管理	○職務発明の補償規定及び特許管理マニュアル普及率：100% ○年平均特許登録増加率：64.1%(大学平均49%)

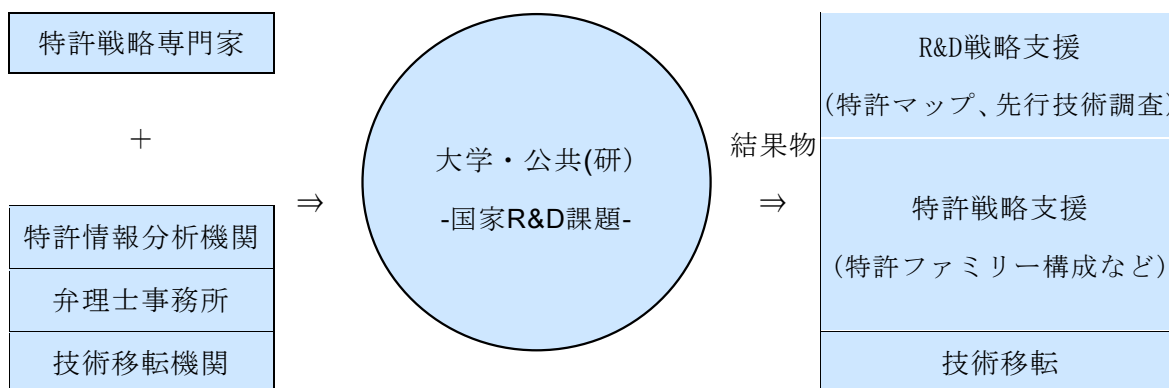
事業化	○特許技術事業化増加率:34.5%(大学平均:-14%) ○技術移転金額の増加率:27.1%(大学平均:17%)
満足度	○大学特許管理アドバイザー派遣事業の満足度:2008年81.6点 (大学内の教授及び大学院生を対象にしたアンケート調査の結果)

2) 特許戦略専門家派遣事業の実施

核心的な先端技術分野の技術専門性と特許専門性を備え、R&D経歴と知的財産権業務の経験が豊富な専門家を採用し、国家研究開発事業団に派遣することで、研究成果を「強い特許」として権利化するよう支援する事業を2008年に試験的に推進した。

ITとNT分野の特許戦略専門家2名を選抜し、KIST、延世大、慶尚大、中央大など4つの事業団に派遣し、研究課題に対する知的財産戦略を樹立し、知的財産権獲得を支援するなど、コンサルティングを行うことでR&Dの効率を高めようと試みた。

<図IV-2-6>特許戦略専門家派遣事業の概要



ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許管理アドバイザー派遣事業が安定化段階に入り、2008年試験的に実施した特許戦略専門家派遣事業の定着に成功したことで、派遣大学及び研究団の知的財産能力の強化に貢献した。しかし、限られた人材(20人)の効率的な活用を通じて適材適所に必要な人材を相互補完して支援する体制が必要であり、支援を受ける対象を20以上の大学に拡大しなければならない時期に来ている。

したがって、2009年から特許管理アドバイザーを地域拠点型の派遣方式に転換し、個別大学のみならず隣接した大学も同時支援することで、中小規模の大学の知的財産管理の能力強化を図っていく計画である。また、圏域を越えた支援協力体制を構築し、該当する個別大学の業務だけでなく、アドバイザーが派遣された以外の大学の専門分野の関連業務も支援することで、専門人材を効率的に活用する予定である。また、特許管理アドバイザーと特許戦略専門家の有機的な協力体制を構築し、長期的・短期的な戦略の樹立及び管理が可能になるよう支援する計画である。

2. 知的財産管理能力の診断及びコンサルティング

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 イ・アヨン

イ. 推進背景及び概要

最近R&D投資が持続的に増加するにつれ、特許など研究成果物も急増する傾向を見せている。国家R&Dのここ3年間の年平均増加率は8.64%である反面、同期間の国家R&D主要遂行機関である大学の特許出願年平均増加率は49.6%となっている。そこで、国家研究開発事業を通じた優秀研究成果の創出以外に、創出された研究成果物の効率的な管理及び活用の重要性が浮き彫りになっている。

しかし、大学及び公共研究機関の知的財産管理能力の水準は海外優秀研究機関に比べて45.8%に過ぎず、研究成果物を戦略的に管理する専門性に欠けていることに起因していることが分かった。したがって、研究開発成果を高めるためには大学・公共研究機関の知的財産管理能力の強化が必要となり、そのため第27回科学技術関係長官会議(2007.9)で「研究成果(特許分野)管理能力評価」を推進することを審議・議決した。

ロ. 推進内容及び成果

大学・公共研究機関の自発的な知的財産管理能力の強化及び知的財産活用成果(研究開発の効率性)の最大化するため、能力評価策を樹立した。大学・公共研究機関の知的

財産管理能力を測定する評価項目及び細部評価指標を基準に、申請機関の知的財産管理能力を診断・分析し、その結果の診断点数が一定水準以上の機関には知的財産関連の政府支援事業などで優遇措置を取ることにした。

<表Ⅳ-2-15> 知的財産管理能力の評価項目

評価部門 評価項目	IP創出(創出支援)	IP保護(権利化・維持)	IP活用(移転・事業化)
基盤(体系化)	各部門別組織、人材、予算、規定、基礎情報システムの測定		
運営(戦略化)	各部門別教育及び4つの核心活動の測定		
成果(効率性)	各部門別量的、質的活動成果の測定		

評価モデルはIP創出・保護・活用能力別の投入と算出の関連性を考慮した還流構造モデルで、大学・公共研究機関のIP創出能力、保護能力、活用能力部門別に、基盤、運営、成果を測定する合計42の評価項目と82の細部評価指標で構成されている。評価プロセスとしては、大項目(基盤、運営、成果)別に測定した点数とその点数の合計である部門(創出、保護、活用)別の総点を活用して被評価機関のIP管理能力評価する。

<表Ⅳ-2-16> 知的財産管理能力の評価プロセス

段階(1)	創出、保護、活用部門別各評価項目の点数を算出	
	<ul style="list-style-type: none"> 基盤、運営、成果各々100点、部門別総点300点満点(全体総点900点満点) 	
段階(2)	項目別点数を活用した部門別IP管理水準の測定	
	<ul style="list-style-type: none"> 大項目(基盤、運営、成果)別点数と部門別総点を基準に部門別管理水準を測定 	
区分	評点基準	部門別IP管理水準
A	各大項目別70点以上&総点240点以上	完成段階
B	各大項目別50点以上&総点180点以上	高度化段階
C	各大項目別20点以上&総点90点以上	基礎段階
D	各大項目別20点未満または総評点90点未満	不十分段階

段階(3)	部門別管理水準を活用した個別機関のIP管理能力を評価
-------	----------------------------

- 部門(創出、保護、活用)別の点数と全体点数を基準に、機関のIP管理能力を評価

ハ. 評価及び発展方向

20の国内主要大学及び公共研究機関を対象に特許管理の能力を診断した結果、特許管理専門性が高い機関であればあるほど、1件当たりの技術料収入が高いことが分かった。すなわち、特許管理専門能力と技術料収入の間には密接な相関関係があることが分かった。

しかし、主要大学及び公共研究機関の特許管理専門能力は全般的に特許管理の基礎能力及び特許の活用能力に比べて最も弱く、特許管理分野での現状診断のみならずコンサルティングを通じて専門性を高める対策が必要であることがわかった。

<表IV-2-17> 主要大学・公共研究機関の特許管理能力の点数(平均)

区分	配点	大学		研究所		全体	
		評点	到達率(%)	評点	到達率(%)	評点	到達率(%)
基礎的特許管理	24.7	14.49	58.7%	14.51	58.7%	14.50	58.7%
専門的特許管理	38.6	10.59	27.4%	13.27	34.4%	11.93	30.9%
安定的特許活用	36.7	19.63	53.5%	19.13	52.1%	19.38	52.8%
合計	100	44.71	44.7%	46.91	46.9%	45.81	45.8%

*資料：主要大学・公共研究機関の特許管理能力診断結果、特許庁(2007.7)

*注：

基礎的特許管理とは、特許の効率的な権利化を支援する反復的・行政的な活動

専門的特許管理とは、事業化の可能性が高い有効特許を中心に特許を保有・管理するための体系的かつ戦略的な活動

安定的特許管理とは、特許から収益を創出するのに直接的に伴われる技術移転・事業化関連の活動

したがって、大学・公共研究機関に対して知的財産能力指標を通じた定量化で機関の能力を診断し、集中改善分野を支援するオーダーメイド型支援体制を構築するため、「特許管理能力診断及びコンサルティング支援事業」を推進する計画である。特許管理アドバイザーを対象に知的財産管理能力を測定する評価項目及び細部評価指標に対する集中教育を実施し、アドバイザーが直接大学の能力を診断できるようにする計画である。また、事後モニターリング及び戦略コンサルティングを実施し、持続的に能力を強化していく計画である。

第3節 知的財産権政策強化の基盤作り

1. 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 キム・ソルギョ

イ. 推進背景

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど、社会全般にわたって知的財産権が重視されつつある状況の中で、時宜性の高い国家知的財産政策を樹立するため、知的財産権関連の主要問題に対する深層分析、国内外の主要政策動向把握に対する内外の制度ユーザーからの要求が増加している。

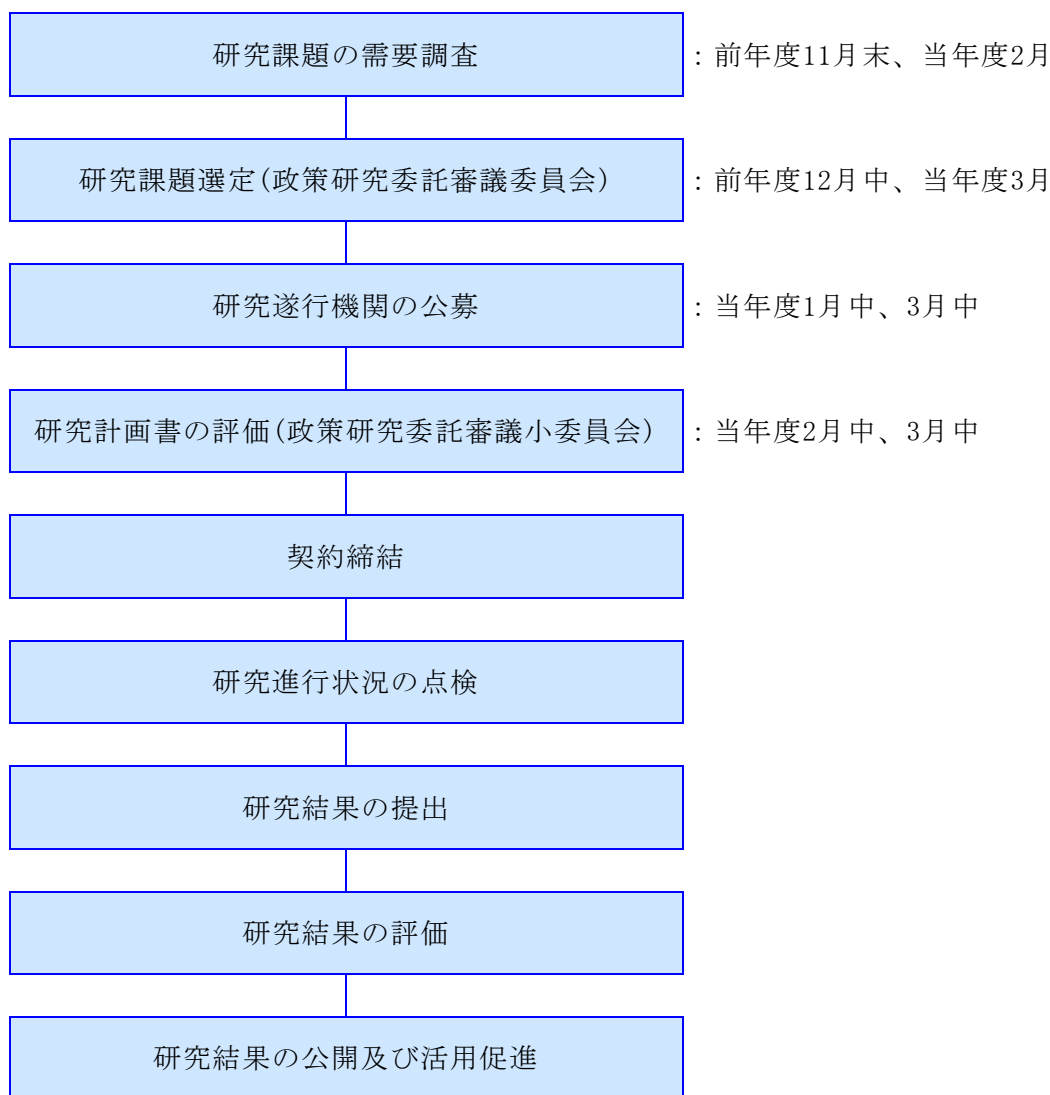
ロ. 推進内容

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部の需要調査、学界・企業の需要に従って委託する政策研究課題のテーマを選定している。その主な内容は次のとおりである。

- 産業財産権とコンピュータプログラム、地理的表示などの新知的財産権の登場による法・制度の研究
- 科学技術、通商、中小企業、人材育成、国民保健など国家の主要政策と特許政策を連携するための政策研究
- 南北統一に備えた南北の知的財産協力策の研究を通じて、南北の知的財産交流及び協力策を提示するための研究
- 主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析し、政府の法・制度改善策を導き出す研究
- FTA 締結以後、国内外の環境変化と国家知的財産対応戦略を樹立するための政策懸案事項の研究

政策研究委託審議委員会で最終的な研究テーマを決め、交渉による契約(国家を当事者とする契約に関する法律施行令第43条)によって契約を締結し、外部の研究院(機関)が研究を遂行している。政策研究委託推進のプロセス及び運営は次の通りである。

<表Ⅳ-2-18>政策研究委託の推進プロセス及び運営



* 「政策研究委託管理規定の施行細則」(特許庁訓令第596号)運営

2008年に遂行した研究課題は次のとおりで、研究結果報告書は特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)又は政策研究委託サイト(www.prism.go.kr)で誰でも閲覧できる。

<表Ⅳ-2-19>2008年知的財産政策研究委託のテーマ

区分	課題名
1	韓-EU FTA交渉による商標デザイン分野の制度整備策に関する研究
2	商品の類似判断基準の再定立策に関する研究
3	サービス標審査の品質向上のためのサービス業の調査研究
4	指定商品過多指定の出願防止策研究
5	無審査登録デザイン権の信頼性向上策の研究
6	存続期間満了予定の物質特許の情報分析及び活用戦略研究
7	医薬用途発明の表現形式と権利範囲解釈に関する研究
8	BM特許の国内外保護状況及び発展方向に対する研究
9	5カ国(韓・米・日・EPO・中国)特許法比較考察研究
10	先進特許強国の技術持株会社に対する国内企業の対応策と特許政策研究
11	審査処理物量に対する先行技術調査委託物量の適正水準研究
12	国家間特許審査結果の相互活用発展に備えた対応戦略研究
13	次世代モバイル通信の国際標準と国家間関連IPR分析及び対応戦略の研究
14	国内特許プール結成に必要なロイヤルティー算定と分配基準及び主要契約条件に対する細部分析研究
15	Embedded Softwareを中心とするソフトウェア権利保護の戦略研究
16	知的財産行政効率を最大にするための特許庁の人材資源 適合型知識経営の推進方法論の開発及び適用に関する研究
17	地域特化産業の戦略的な育成のための特許情報総合コンサルティング発展策研究
18	知的財産管理能力を高めるための策研究 - 大学・公共研究機関認証制度の運営策を中心に
19	大学及び公共研究機関の知的財産戦略マニュアル
20	知的財産サービス産業の活性化策
21	主要国の標準特許政策及びグローバル企業の標準特許確保戦略の研究
22	特許技術取引及び評価事例構築に関する研究
23	企業のIPが資本市場に及ぼす効果に関する研究
24	事例中心の知的財産経営マニュアル
25	企業の知的財産戦略とそれによる組織運営形態の研究 - 先進企業の知的財産戦略及び組織運営比較を中心に
26	特許庁における特別司法警察権の導入策研究
27	形態模倣(Dead Copy)に対する保護強化策の研究
28	企業の発明生産性に及ぼす影響要因に対する研究
29	偽造及び違法コピー防止協約(Anti-Counterfeiting Trade Agreement)交渉対応策研究
30	南北の知的財産権制度の調和策研究
31	顧客価値行政のための手数料行政体系改善策に関する研究
32	知的財産権が研究開発活動に及ぼす影響に関する研究

33	条文別の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の解説書
34	特許技術取引活性化のためのInvention Capital導入の必要性の検討
35	国際的な特許システムの主要問題に関する分析及び政策方向の提示
36	特許情報の効果及び普及拡大政策と個人情報保護問題間の衝突可能性の検討及び解決策の研究
37	デザイン保護法の独自法化のための改編策研究

ハ. 評価及び発展策

従来の政策開発と直接的な関連性のなかった単純な動向調査、参考資料用として政策研究委託課題が発注され政策研究結果の活用度が低かった状況を改善するため、研究委託事業の性格を明確にし、時宜性の高い課題が発掘されるように政策開発に直接的に投入される政策課題性格の研究課題のみが研究委託課題として採択できるようにする。また、研究結果の活用を目的として課題が選定されるように課題選定審議を強化していく予定である。課題の重複遂行防止のために知的財産関連の論文、研究報告書などで構成された「知的財産学術情報マップ」を活用し、研究課題の重複を検討し、同時に新規課題発掘の基礎資料として活用する予定である。

従来は年1回政策研究委託が発注され、緊急の政策需要に対して弾力的に対応することができなかった問題を解決するため、年2回政策研究委託課題が発注できるように関連訓令を改正し、政策環境変化に能動的に対応していく予定である。

2. 知的財産政策研究インフラの構築

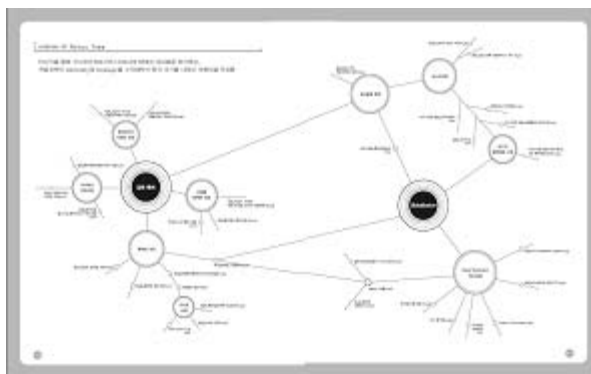
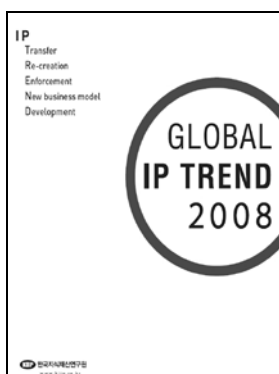
産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 キム・ソルギョ

イ. 知的財産政策動向の調査

米国・ヨーロッパ・日本・中国など知的財産強国を始め、その他主要国(ドイツ、オーストリア、フランスなど)から収集した情報をもとに、これに対する追加調査と深層分析などを通じて「Weekly IP Look」をメーリングサービスで毎週提供している。

1年間収集された世界動向及び学術情報などの知的財産情報の分析をもとに、将来の政策変化に適切に対応できるよう「Global IP Trend2008」を製作・配布した。

<図IV-2-7>Global IP Trend 2008の表紙及びGlobal IP Trendの系統図



▲ Global IP Trendの表紙

▲ Tree形態のGlobal IP Trend 系統図

特に、メディアを通じて知的財産情報を分析し、個別政策の重要度と関連性をツリー形態で分類した結果、次のような今年の8大トレンドが選定され、これを通じて「グローバル化」と「強い特許」という今年の大きな流れを把握することができた。

そして、短信として取り上げられたが、今後問題となり得る8つのニュースをピックアップし、「見逃してしまったかもしれない今年の知的財産8大ニュース」として今後注目するように取り上げた。

<表IV-2-20>Global IP Trend主要ニュース

2008 今年の8大トレンド	見逃してしまったかも知れない今年の知的財産8大ニュース
審査品質の向上	東芝の前社員が発明代価として2億6000万円を要求
審査の迅速化	米国特許商標庁とジョージワシントン大学の国際ビジネスケース研究

国家間の協力体系構築	人のiPS細胞製作の成功、誰が先だったのかー京都大学vs. バイエル薬品
New Business Model	米国商務長官、特許審判の審判官に対する任命権を取り戻す
政府主導のブランド育成	日本、中東国富ファンド1000億円出資要請
知的財産の経営支援	日産、電気自動車の開発促進のための知的財産専門チーム編成
模倣品・海賊版に対する対応模索	コンサルティング業務に挑戦する日本の弁理士業界
各国の特許法改正	カリフォルニア工科大学、デジタルカメラ関連の日本大企業5社を対象に提訴

ロ. 知的財産ネットワークの構築

国家R&D IPフォーラムを始め、公益性が強化された政策フォーラムが時宜性のあるテーマを中心に活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者が参加した「開かれた研究」を可能にした。また、知的財産関連の研究者や専門家たちのネットワーク構築及び情報共有を活性化させ、専門性を強化した意見収集の場として活用した。

<表IV-2-21>フォーラムリスト

フォーラム名称	細部テーマ
国家R&D IPフォーラム	グローバル市場競争力強化のための知的財産戦略
	公共研究機関創出技術のLicensing & Out戦略
	公共技術の民間移転促進のためのIP政策大討論会
	公共部分のIPイノベーション戦略
政策 フォーラム	標準特許の戦略的な創出及び活用のための標準特許専門家フォーラム
	リサーチツールの円滑な利用のための専門家フォーラム
	特許権濫用防止指針を整備するための専門家フォーラム

ハ. 知的財産の研究基盤作り

文化体育観光部と共同で主催した2008年大学(院)生の知財権優秀論文公募展は、一般的に論文の質が高くなったという評価の中で、特に産業財産権分野では大学の学部生が修士・博士課程を抜いて最優秀賞を受賞するという異変が起きた。

法学専門学術誌「知的財産研究」は今年、投稿対比脱落率が29.5%に達するなど、登載誌と比べても遜色のない学術誌として成長していく可能性を見せている。

知的財産分野に関する専門情報提供を目的とする知的財産専門図書館は研究を遂行する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。また、利用者のアクセスを配慮して韓国知的財産センター3階に移転すると同時に、ブックカフェ形式の図書館に様変わりし、知的財産専門図書館という専門性と利便性を同時に高め、活用性を強めた。

<図IV-2-8>知的財産専門図書館の写真



<知的財産専門図書館の内部>



<知的財産専門図書館の書架>

二. 知的財産の基礎研究

「2008年知的財産活動実態調査」の結果によると、強い特許を重視する世界的な流れに従って、韓国企業も特許の質を高めるために研究開発過程で特許情報を調査・活用する企業の比率が68.8%であることが分かった。これは前年比15.0%増加した数値

である。

調査結果によれば、高品質特許の重要性によって知的財産関連のインフラ水準が大きく向上し、研究開発費対比的知的財産活動費と知的財産専担組織の保有企業数が増加した。また、創出された知的財産の活用もまた活発になり、最近話題となっている「開放型革新(オープンイノベーション)」が拡散していることが分かった。

ホ. 知的財産情報サービスの構築

知的財産情報の効率的な統合提供のために、知的財産分野で唯一の統合情報検索システムを構築し、世界動向、学術動向、知的財産イベント情報、新着図書情報など知的財産情報を簡単に検索できるよう、ユーザーに優しいインターフェースを構築した。

<図IV-2-9> 知的財産情報サービス (IPis) のホームページ



<知的財産情報サービス (IPis) のホームページ> <知的財産情報サービス (IPis) の細部内容>

第3章 地域における知的財産能力の強化

第1節 地域における知的財産創出の総合インフラ構築

1. 地域知的財産センターの運営

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 アム・ギフン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産創出の戦略拠点として全国に「地域知的財産センター」を設置・運営している。地域知的財産センターは1978年から特許資料を利用できるように15の市・道商工会議所を指定・運営していた地方特許資料閲覧所にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に更なる改編を行い、地域知的財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2008年12月末現在、全国に29ヶ所の地域知的財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて特許情報サービスの提供、知的財産権の総合相談、知的財産権説明会の開催及び地域発明関連機関との協力事業を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知的財産センターに地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとしての機能を担当させ、地域の発明ムードを造成し、知的財産権創出の促進や積極的な活用を働きかけることにより、地域の競争力強化を通じた地域経済発展と国家競争力の向上を同事業の目標として掲げている。

地域知的財産センターは特許情報サービスと総合請願相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会や教育課程を運営している。また、地域の知的財産権に関する需要を顧客に近い場所で満足させることで、顧客価値経営を実現している。

また、地域知的財産センターは地域の知的財産創出を促進し、活用策を増進させると同時に、事業化を支援している。また、知的財産権総合支援体制の構築によるワンストップサービスを提供し、知的財産権の創出・活用を通じて、地域経済の活性化に寄与している。

2006年、地域知的財産センターは地域の知的財産創出・活用のため、地域知的財産権サポーターズ、地域ブランド価値の向上、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2007年には地域知的財産センター職員の専門性を高めるために教育を強化することで、地域の知的財産権総合支援サービスの品質を高めた。

2008年には特許情報総合コンサルティング及び地域知的財産センター運営事業の予算を更に拡大し、広域拠点中心のセンター運営になるよう推進した。このような機能改善を通じて、センターの利用顧客の満足度は普通以上が97.5%（2008年11月、韓国ギャラップ調査）を占め、高いことが分かった。63,746件の特許情報サービスを提供し、60,675件の知的財産権に関する総合請願相談を受けた。また、18,814件の電話相談を受け、463回の知的財産権説明会を実施した。

ハ．評価及び発展方向

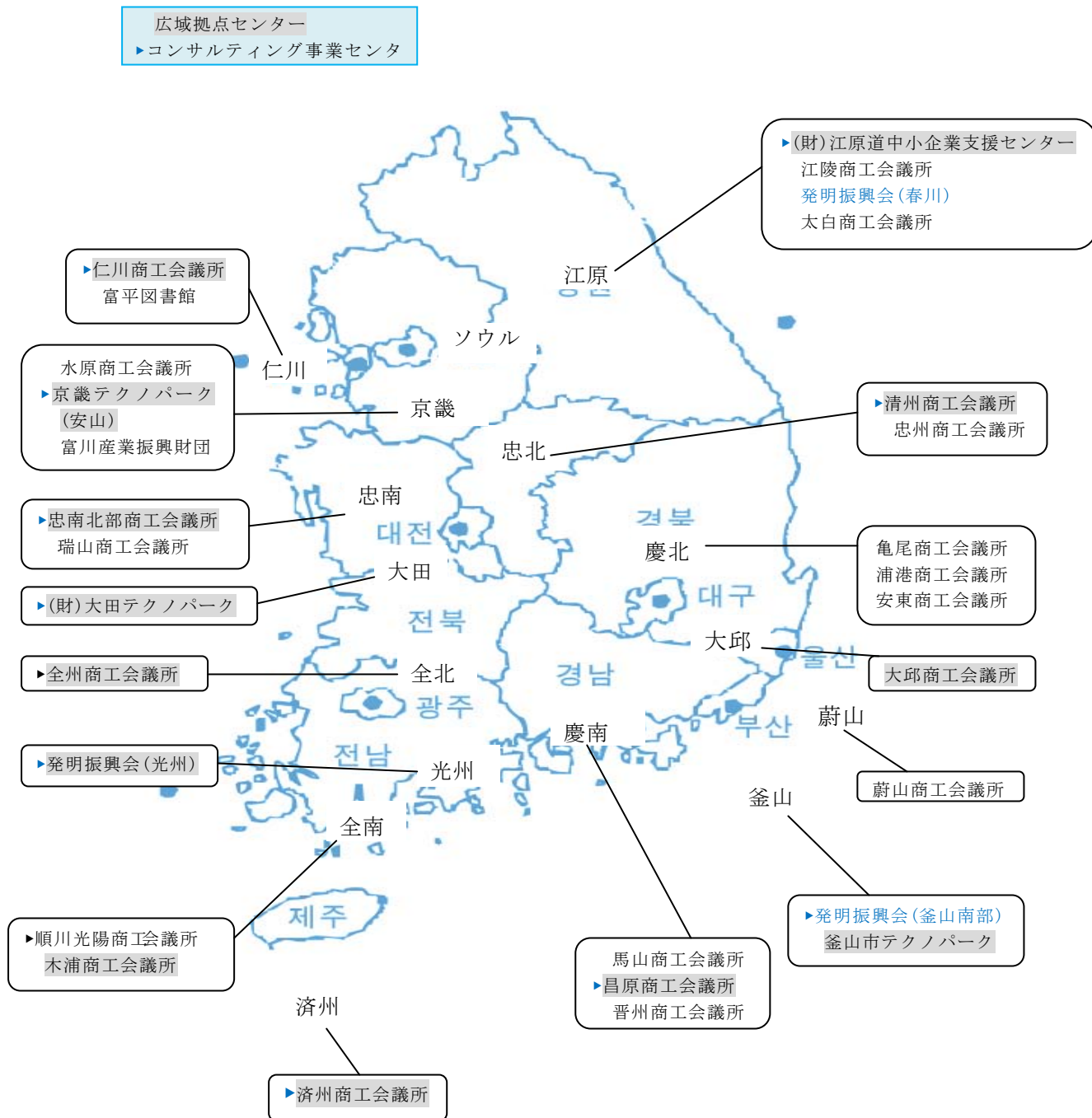
地域知的財産センターを地域における知財権創出の総合支援インフラとして構築し、地域別知的財産権環境を考慮して特化された事業を遂行していく計画である。大田センターは陸軍発明大会のための陸軍発明同好会を支援し、富平センターはエジソン発明特許教室、江陵センターは江陵端午際の発明フェスティバルイベントなどを推進する計画である。

広域自治体に所在のセンターを中心に、圏域内センター間で共同事業などを遂行し、センター事業推進の効率性を高め、センター長及び知識コンサルタントに対する定期的・選択的な教育機会を提供することで、専門性を高めていく予定である。

＜表Ⅳ－3－1＞運営主体別の事業遂行機関

運営機関	地域センター（専担人員）	備考
発明振興会支部	釜山南部(4)、光州(4)、春川(3)	発明奨励官を含む
地域商工会議所	大邱(2)、仁川(2)、蔚山(2)、水原(2)、忠北(2)、忠南(2)、亀尾(2)、浦港(1)、馬山(2)、全北(2)、順天(2)、済州(2)、慶南(3)、晋州(2)、江陵(1)、忠州(2)、全南(2)、安東(2)、瑞山(2)、太白(2)	
テクノパーク、産業振興財団	釜山(2)、京畿(2)、富川(2)、大田(2)	
仁川広域市（富平図書館）	富平(2)	
中小企業総合支援センター	江原(2)	
小計	29センター 61名	

<図IV-3-1> 地域別事業遂行機関の分布状況



＜表IV-3-2＞地域知的財産センターの設置運営状況

連番	センター名	運営機関	連絡先	登録(設置)日	住所
1	釜山南部知的財産センター	韓国発明振興会釜山支部	051) 645-9684	(2000. 2)	釜山市南区門岷3洞 243
2	大邱知的財産センター	大邱商工会議所	053) 242-8081	(2000. 2)	大邱市東区新川3洞107
3	仁川知的財産センター	仁川商工会議所	032) 810-2838	(2000. 2)	仁川市南東区論岷洞447
4	光州知的財産センター	韓国発明振興会光州支部	062) 954-3841	(2000. 2)	光州光山区道泉洞621-15
5	蔚山知的財産センター	蔚山商工会議所	052) 228-3083	(2000. 2)	蔚山市南区新亭3洞589-1
6	水原知的財産センター	水原商工会議所	031) 244-3453	(2000. 2)	京畿道水原市長安区亭子2洞80-17
7	春川知的財産センター	韓国発明振興会江原支部	033) 258-6580	(2000. 2)	江原道春川市後坪洞198-25
8	忠北知的財産センター	清州商工会議所	043) 254-4281	(2000. 2)	忠北清州市上党区北門路 2街116-84
9	忠南知的財産センター	忠南北部商工会議所	041) 556-7131	(2000. 2)	忠南天安市院城洞286-7
10	亀尾知的財産センター	亀尾商工会議所	054) 454-6601	(2000. 2)	慶北亀尾市松亭洞454
11	浦港知的財産センター	浦港商工会議所	054) 274-2233	(2000. 2)	慶北浦港市南区上道洞10-2
12	馬山知的財産センター	馬山商工会議所	055) 241-4121	(2000. 2)	慶南馬山市山湖洞17-5
13	全北知的財産センター	全州商工会議所	063) 288-3013	(2000. 2)	全北全州市完山区前洞 2街140-11
14	順天知的財産センター	順天・光陽商工会議所	061) 741-5511	(2000. 2)	全南順川市長泉洞58-2
15	濟州知的財産センター	濟州商工会議所	064) 757-2164	(2000. 2)	濟州市道南洞市民福祉タウン4B 1L
16	慶南知的財産センター	昌原商工会議所	055) 283-0608	2001. 7	慶南昌原市新月洞97-6
17	江原知的財産センター	江原道中小企業支援センター	033) 749-3310	2001. 7	江原道原州市牛山洞405-29
18	晋州知的財産センター	晋州商工会議所	055) 753-0411	2001. 12	慶南晋州市上大洞341-3
19	富平知的財産	仁川広域市	032)	2003. 1	仁川市富平区十井洞

	センター	富平図書館	512-8023		186-454
20	釜山知的財産センター	釜山テクノパーク	051) 974-9066	2003. 3	釜山市江西区智士洞1276番地 釜山TP POST-BI 306号
21	京畿知的財産センター	京畿テクノパーク	031) 500-3030	2003. 10	京畿道安山市常緑区四1洞1271-11
22	大田知的財産センター	大田テクノパーク	042) 867-4002	2003. 10	大田市儒城区長洞23-14
23	江陵知的財産センター	江陵商工会議所	033) 643-4411	2003. 10	江原道江陵市校2洞349-2
24	忠州知的財産センター	忠州商工会議所	043) 843-7002	2005. 7	忠北忠州市文化洞562番地
25	富川知的財産センター	富川産業振興財団	032) 621-2082	2005. 7	京畿道富川市遠美区若大洞198
26	全南知的財産センター	木浦商工会議所	061) 242-8581	2005. 7	全南木浦市中洞2街1番地
27	安東知的財産センター	安東商工会議所	054) 859-3090	2005. 11	慶北安東市雲興洞300-6
28	瑞山知的財産センター	忠南西部商工会議所	041) 663-3063	2005. 11	忠南瑞山市邑内洞114-1
29	太白知的財産センター	太白商工会議所	033) 552-5555	2005. 11	江原道太白市黄池洞264-6

2. 特許情報コンサルティング

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 アム・ギフン

イ. 推進背景及び概要

特許情報総合コンサルティング事業は、1996年当時、通商産業部が始めた「産業財産権診断及び保護体制構築事業」にその原点がある。同事業は、技術開発過程における先行特許との抵触判断を通じて不必要な重複投資を防止し、技術開発の効率性を高めるために始まったもので、1997年11月に特許庁に移管され、2004年まで211社の中小企業に対する診断が行われた。

＜表Ⅳ－3－3＞年度別診断実績

(単位：百万ウォン、件)

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
予算	311	244	230	209	238	235	257	350	400
診断課題	36	26	22	15	17	21	21	25	28

しかし、2004年末に行った診断事業に対する自主評価の結果、事業の効果及び診断支援を受けた企業の満足度は非常に高いが、限られた予算規模や支援できる企業の限定により、同事業を通じた中小企業の知的財産創出基盤作りというマクロ的な目標には及ぶことができなかつたことが分かつた。そこで、企業全体に波及効果が大きい知的財産創出基盤作り部門への事業転換が求められるようになり、代案として特許情報総合コンサルティング事業が誕生した。

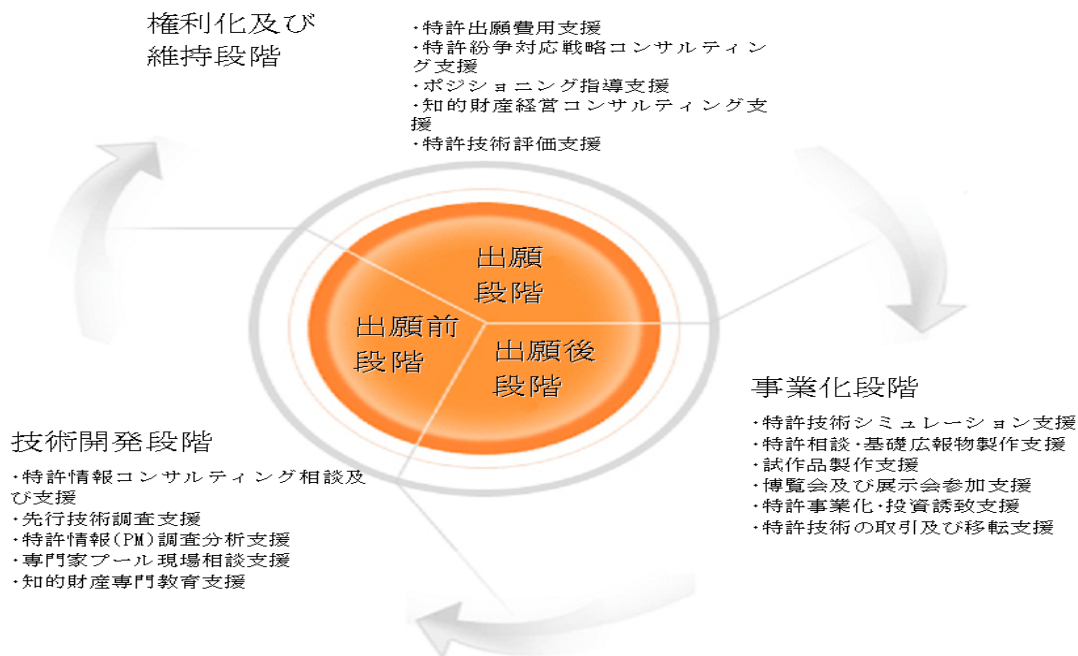
特許情報総合コンサルティング事業の目的は特許情報を事前に調査・分析して提供することでR&D投資方向の設定を支援し、分析した特許情報を技術開発課題の選定に活用することで重複投資を防止し、研究の効率性を高めることにある。一方、開発された技術の移転及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と地域経済の活性化も目的としている。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50、マッチング金額2億ウォンが原則)させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に合った事業開発を通じて、地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出するための実質的な支援を提供している。2005年には2つの地方自治体(大田、京畿)が試験的に運営し、2006年には8つの地方自治体、2007年には9つの地方自治体、2008年には13の地方自治体とマッチングファンドを構成して運営した。

＜表Ⅳ－3－4＞2008年特許情報総合コンサルティング

自治体	地域センター (事業運営機関)	住所	マッチング金額	備考	
大田市	大田知的財産センター (大田テクノパーク)	大田市儒城区长洞23-14	3億	2005 年モ デル 地域	
京畿道	京畿知的財産センター (京畿テクノパーク)	京畿道安山市四1洞 1271	3.5億		
釜山市	釜山知的財産センター (釜山テクノパーク)	釜山市沙上区巖弓洞山84-2	2億		
仁川市	仁川知的財産センター (仁川商工会議所)	仁川市南洞区論峴洞447	3億		
大邱市	大邱知的財産センター (大邱商工会議所)	大邱市東区新川3洞107	2億		2006 年 参加
忠清南道	忠南知的財産センター (忠南北部商工会議所)	天安市院城洞286-7	2億		
忠清北道	忠北知的財産センター (清州商工会議所)	清州市上堂区北門路2街116-84	2.5億		
慶尚南道	慶南知的財産センター (昌原商工会議所)	昌原市新月洞97-6	2億	2007 年 参加	
江原	江原知的財産センター (江原道中小企業総合支援センター)	江原道原州市牛山同405-29番地	2億		
全羅南道	全南知的財産センター (木浦商工会議所)	全南木浦市仲洞2街1番地	2億	2008 年 参加	
光州市	光州知的財産センター (韓国発明振興会光州支部)	光州市光山区道泉洞621-15中小企業振興センター2階	2億		
全羅北道	全北知的財産センター (全州商工会議所)	全北全州市完山区殿洞2街140-11番地	2億		
済州道	済州知的財産センター (済州商工会議所)	済州道済州市道南洞市民福祉タウン4B 1L	1.5億		

<図IV-3-2> 特許情報総合コンサルティングの推進段階



ロ. 推進内容及び成果

特許情報総合コンサルティング事業は、第一に特許情報分析及び特許事業化コンサルティングサービスの提供、第二に地域特許スター企業の育成、第三に地域特化産業に対する特許技術動向調査という3つの細部事業で構成されている。

成長潜在力のある地域の有望中小企業を戦略的に発掘し、地域代表企業として育成することで地域競争力を高めていくと同時に、地域において良質な雇用を増やすことにも貢献している。

1) 特許情報分析及び活用など総合コンサルティングの提供

同事業は特許情報の提供と開発された技術の特許事業化支援のための特許情報コンサルティング及び特許事業化コンサルティングをワンストップ総合サービスとして提供することを主要内容としている。コンサルティングは特許情報コンサルタント及び

特許事業化コンサルタントによって行われ、該当特許情報・事業化分野に詳しい専門家で構成された特許コンサルタントたちは事業運営機関である該当地域の知的財産センターの契約職員という身分となる。

まず、特許情報コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力の弱い地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術動向及び市場情報などを調査して提供することで、技術開発の方向を提示するとともに特許紛争を予防することに焦点を当てている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する深層先行技術調査サービスの提供、特許出願費用の支援などを含んでいる。

特許事業化コンサルティングは、優秀特許技術を保有しているにもかかわらず、特許技術の事業化に必要な資金確保、投資誘致などで困っている多くの中小企業を対象に、政府・金融機関の各種事業化支援制度及び資金支援に対する総合的な情報提供を通じて特許技術の早期事業化を促進し、技術の需要者と供給者を直接繋ぐことで特許技術移転の支援に重点をおいている。更に、韓国発明振興会、韓国技術取引所、地域テクノパークなどの試作品開発支援、創業資金支援などのプログラムと連携・運営し、特許技術の活用によるシナジー効果を模索している。

2008年には13のセンター(仁川、京畿、大田、忠北、忠南、釜山、大邱、慶南、江原、全南、光州、全北、済州)で合計54回の特許情報総合コンサルティング事業運営委員会を開催した。また、合計4,225件の特許情報コンサルティングと1,671件の特許事業化コンサルティングを行い、169件のオーダーメイド型PMコンサルティングを推進した。

大田に位置している廃水再生装置の製造社であるフィルテック코리아は、オーダーメイド型PM、先行技術調査などを通じてサムスン精密化学と9億ウォン規模の購買契約を締結し、ウクライナに進出する成果を上げた。また衛星アンテナ企業であるウィワールドはタイの最大通信企業であるSBI社に対する30万ドルの輸出契約を締結し、中国に10億ウォンの投資誘致に成功した。

＜表IV-3-5＞2008年オーダーメイド型PMコンサルティングのセンター別推進状況

センター名	支援企業	分析課題
1 仁川 (24)	(株)Toiler	水を使わないトイレ用洗浄剤
	(株)現代GS	鹹草を主原料とした機能性食品及び化粧品
	(株)名家インターナショナル	宝石セッティング技術
	ソロモンスポーツ	映像プログラムを利用したスピニング運営及び運動法
	(株)MGintobio	天然界面活性剤であるSophorolipidとrhamnolipid
	(株)パールザイム&Tech	血栓治療剤
	(株)韓国化学	環境にやさしい除雪剤の造成及びその製造法
	海草健康生活(株)	昆布を主材料とした食品
	ヘソン産業(株)	公演芸術会館用の客席チェア
	(株)イェイル電子	リニア振動モーター
	(株)Smartronic	第5世代自動車用のスマートキー
	(株)SFC	車両用 RAIN SENSOR
	Neosemitech(株)	シリコン単結晶成長工程及び製造装置
	(株)ビジョンソリューション	RF-IDを利用した豚舎管理システム
	Shingi音響(株)	携帯電話用の骨伝導 Speaker
	(株)APSYS	高温プラズマを利用した有害廃ガスの処理装置
	電子ネット	発光紙(Sheet)
	(株)Phoenix Technologies	ワイヤPCB製造装置
	(株)JMC	携帯電話のスライディングヒンジ
	サンミエアテック(株)	エアダンパー
	(株)ジョイントップ	ワンタッチパイプコネクター
	株式会社 Daekeum GEO WELLS	洗輪機
	エース工事	自動ドア
	GW Technology	超音波の食品洗浄機
2 京畿 (18)	(株)サムシンイノテック	音遅延レベル減殺の音響機器技術
	(株)WOODAI CALS	GIS基盤の3次元データストーリーミングソフトウェア技術
	(株)SEETRON	TPMS(自動車タイヤ空気圧測定センサー)

	(株)NEW TREE	乳化液の開発技術
	(株)ATT R&D	EPB(電子パーキングブレーキ)
	(株)TES	Low-k PECVD
	Feelux	照明用光源(新光源-無水銀)/EEFL(外部電極蛍光ランプ)
	DIOSTECH	液体レンズ及びPZT Actuatorを利用したオートズーム/フォーカスカメラレンズモジュール
	ヨンシン金属工業	自動車アース用ボルト
	TERASEMICON	半導体基板の熱処理設備
	INSANDIGICHEM	産業用両面テープ
	Dentium	歯科用 CAD/CAM/MAD/MAM 技術
	(株)POCONS	メタルドーム
	(株)SUNGWOOモバイル	タッチスクリーンモジュール構成のリモコン
	Pentaone	360度の全方位監視カメラ
	マルLSI	ダイナミック・レンジの向上のためのCMOSイメージセンサー
	G&Tシステムズ	携帯用の中小型LCD&OLEDモジュール及びパネル検査機
	(株)EMOT(旧エフテック)	光結晶構造
3 大田 (20)	(株)NEXCOMMGLOBAL	LCD用 Glassの微細Crackのリアルタイム検査システム
	(株)リジックス	電子機器制御用のネットワークカメラ
	(株)NCC	電力変換機
	(株)パイオニックス	多チャンネル並列光送信及び光受信装置
	ウィーワールド(株)	移動体搭載型の海洋用3軸衛星追跡アンテナ
	(株)MENIX	モバイル通信端末用のアンテナ構造及び製造方法
	(株)DCI	知能型蛍光灯節電器
	(株)FUTECS	定量定性分析のための全自動化液体クロマトグラフィシステム
	(株)KSTEC	消防用組立式 Panel及びcap
	(株)RPMTECH	超高速スピンドル用の外部加圧空気ジャーナル及びスラストベアリング
	(株)TEMS	LNG混焼車両の研究及び開発
	(株)ANT2001	空気浄化処理方法及びその装置
	(株)フィルテック코리아	CR FILTERとの特許侵害性の検討及び対応技術
	(株)BiocurePharm	DDS技術(Nano particle, Lipid)を利用したバイオ改良新薬
	(株)PANAGENE	マイクロRNA(miRNA)のアレイ及び阻害剤
ハンシンタオル工業	産業用及び生活用の多機能性人体にやさしいテリー	

			クロス製品
		(株)モシンバイオテック	ビタミンCと水溶性ベタグルカンを含む化粧品の開発
		(株)BIONUTRIGEN	肥満症予防用の食品素材
		(株)BIONEER	遺伝子合成技術
4	忠北 (10)	(株)D&F	半導体Cu(銅)配線用の前駆体
		(株)DOOBON	ハイドロタルサイトの製造及び応用
		FMAgtech	厚岸草を利用した機能性植物栄養剤の開発
		(株)エムビジョン	UV LEDと光学Filterを利用した携帯用真偽識別機の開発
		(株)チャムソンジン 総合食品	キバナオギを利用した食品、化粧品、医薬品に関する特許及び技術状況
		営農組合法人 五加食品	五加皮、ビタミンなど結合商品の特許現状調査
		(株)ナノ新素材	亜鉛酸化物 sputtering target
		(株) KPF	自動車用鍛造品(熱間、冷間)部門の特許事項
		(株)SUNNY電子	水晶振動子、水晶発振子の新製品及び新技術の現状
		忠清S&G	地理情報システムを利用した車両追跡システム
		(株)ジェイソンR&D	ラジオ周波数認識技術を利用した顧客管理システム及びその方法
5	忠南 (12)	DMJ BIOTECH	ケフィア素材
		ムルサラン	衛生洗面台
		ケイディ	発光ホーンマーク
		シンハンテック	吸入空気の均質分配システム
		EVERGREENC&C	畜産糞尿の肥料生産技術
		KOWELLTECH	溶接用の品質判別技術
		正友産機	海水濾過機
		PKL	フォトマスククリーニング技術
		電子ビーム技術センター	電子ビーム半導体装備
		センターMR	MRI技術
		NEXTOP	油圧プレス、CIP/HIPフレーム
		DSC	自動車シートのマニュアルランバーサポートシステム
6	釜山 (10)	(株)HYEWANG	産業用送風機
		(株)JPSマイクロテック	セラミック粉末
		TWIN GLOBAL	油圧機器及び航空部品
		NEGATRON	ナノポンプ
		SEOJIN産業	乳児及びシルバー用品(歩行用)

		(株) ソラービ	太陽光水循環装置
		DURACHEMIE	機能性塗料
		CHUNGHO SEAFOOD	海産物の加工食品
		INWOOTECH	真空式表面練磨装置
		スクール環境産業	機能性浄水装置
7	大邱 (10)	(株) AVACO	太陽電池用の多結晶シリコンインゴット製造装置及び方法、技術動向
		(株) JINYANG OIL SEAL	自動車用のPTFE SEALとEncoder systemの結合
		(株) KEUMSUNG精工	2-level Stack Mold(LCD用MOLDFRAME)
		(株) BSG	熱遮蔽機能を持つlaminated生地関連の技術動向
		(株) SAMCO	ドレイン排水PUMP IMPELLER
		(株) IDH	Shear line, Slitter line, Coil processing lineの技術動向
		(株) SAMBOMOTOS	自動車燃料システムの燃料注入口関連の特許技術動向
		(株) BUWON生活家電	ミキサー機(ハンドミキサーを含む)及び回転類の調理器の技術動向
		JALMAN精工(株)	ニードルローラーベアリングの現在推進中、または開発された技術動向
		BOOHO CHAIR-ONE(株)	オフィスチェア関連の特許技術動向
8	慶南 (15)	DAEHO IT	地理情報システムと画像情報を統合したシステム及びアプリケーション
		(株) DREAMPIA	多重生体認識システム
		SANGDO電気通信(株)	知能型水族館自動管理システム
		エンジョイライト	Home Network基盤の知能型非常誘導ラインシステム
		MTM	カメラモジュール検査装置
		(株) ポステック	ユーザー認証有無線 Voip 端末
		(株) 韓国TES	生体認識による認証を遂行するカード
		(株) 閑麗ENG	Electronic Noseコンセント
		(株) DABO情報技術	R-Pointシステム
		(株) MIBM	300mhz 帯域の能動型RFIDタグ及び受信機
		(株) バベル	Koinoniaチップ基盤のBinary CDMA 無線通信技術
		(株) SL電子	ムード照明スイッチ
		(株) COMSTAR	USN-gateway 及び sensor node 連動
9	江原 (10)	ハンセルテック	ホームオートメーション機能が内蔵された各部屋温度調節装置
		(株) HOMESECUNET	NTSC方式のカメラを適用した映像統合管理サーバーシステム
		(株) TAESUNG	ワイヤを利用したオイルスキマー

	(株)GEOHWA	運搬体及びそれを利用した汚・廃水処理装置	
	(株)SENKO	電気化学式の水素センサー及び感知器	
	(株)KEC	癌破碎性能向上のための電力衝撃機及び電解質関連の技術	
	(株)YEWON開発	傾斜面の生態復元工法	
	(株)ドウサン Eco Biznet	光合成細菌の簡易培養機関連の技術	
	(株)BMT	HPV遺伝子診断方法	
10	全南 (10)	(株)MEDISON	弾性映像を利用した超音波イメージ
		(株)ADBIOTECH	LGYの産業化技術
		(株)REGERON	皮膚疾患治療と関連したInterleukin-2, 3, 4, 12, 15
		サムチョン化学	鋳型コーティング合板
		(株)DUAL LIFE	ノニ、アルギン酸を利用したアトピー及び皮膚改善剤
		(株)SUPPRO	庭造り(緑化)用植木鉢
		KSLAB	高機能性の眼医療用素材
		JUMONG SALT	機能性塩/塩田-施設物/容器
		(株)テヒョン重工業	レジャー船舶の特許動向及び需要分析
		(有)KANGNAM基礎建設	磁力コンクリート構造物(コンクリートロボット)工法
		エルシス	センサーモニターリングを利用した照度制御及びモニターリングシステム
		(株)SAMWOO機械	floating slab track system 浮上式道床軌道
		(株)サムホ溶接機	トーチ回転型自動溶接機
11	光州 (10)	(株)TOP R&D	水陸両用多目的電気自動車
		JLC(株)	次世代伝導性透明インク
		F&F(株)	融(複)合室内空気汚染センサー
		(株)HANJIN D&B	穿孔機のウォーターハンマー
		南道金型(株)	マイクロ波を利用した廃タイヤの処理技術
		(株)LINKLINEINC	光コネクター自動組立装置
		(株)ウィズソリューション	光インターフェースデジタルビデオレコーダー技術
		(株)都市環境ENG	太陽光発電装置
		FBG TECH	光繊維格子センサー応用製品
		(株)DAERIM SOLAR	太陽光1軸追跡システム
12	全北 (10)	(株)CAMSTECH	廃サラダ油及び廃油の燃焼装置及び噴霧(噴射)技術
		(株)INNO TECHNE	生ゴミ処理装置
		(有)WON-JINアルミニウム	カーテンウォール、建具及びシステムヒンジ建具
		(株)DUANI	プラットフォームのスクリーンドア

	(株)COOLTAINER	低温貯蔵庫 (pantryを含む)	
	(株)シンサンイ	太陽熱の集熱器の製造技術	
	(株)NEPES新素材	EMC(Epoxy Molding Compound)の活用技術	
	(株)YEKI産業	トラクター、トレーラートラック用の空気制御統合システム	
	SUNMEDITECH(株)	人体の中から発生する音を聴き取る器具である聴診器	
	(株)テック全州工場	航空機カーボンブレーキディスク	
13	済州 (10)	LIVECHEM	厚岸草抽出物の産業的な応用
		SEOLHYANG	馬の副産物(馬乳、馬の胎盤)の産業的な活用
		耽羅飼料	家畜飼料の栄養及び飼育環境
		韓国営農技術	スプリンクラー技術
		DAESUNG情報技術	ネットワーク保安管理技術
		JAVA情報技術	RFID/USN応用サービス技術
		エイワン	IPTV関連のコンテンツ技術
		INFOMIND	USN基盤のミドルウェア技術
		済州アチム	海水を利用した豆腐製造関連技術
		テリム	海藻類関連の活用技術

2) 地域特許スター企業の育成

特許庁は選択と集中を通じて地域特許スター企業(Star Company)を育成し、地域中小企業の知的財産の創出や活用を支援している。地域における特許スター企業育成事業の目的は、成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して先行技術調査、出願費用、試作品製作などを集中的に支援すると同時に、中小企業の知的財産経営コンサルティングとの連携を通じて特許庁の審査官や特許コンサルタントによるオーダーメイド型コンサルティングを提供することで、該当企業を地域の代表企業として育成することで地域競争力を高めることにある。

2007年には51の地域特許スター企業を育成し、先行技術調査、出願費用、試作品製作などオーダーメイド型コンサルティングを集中的に支援した。

全体的に特許スター企業の場合、特許コンサルティング支援をきっかけとして、2007年には前年に比べて特許出願15.7%、売上10%、雇用規模6.6%がそれぞれ改善され

たことが分かった。

これにより、参加する自治体が増加しているが、2008年には全北、全南、済州、光州市が特許情報総合コンサルティング事業に参加し、合計13の市・道に拡大され、70の地域特許スター企業が発掘・育成された。

忠北に所在しているジェイソンR&D社はRFID商用化ソリューション開発企業であるが、2007年度に忠北知的財産センターの特許情報総合コンサルティング支援を受け、国内外の先行技術調査とオーダーメイド型特許マップを製作し、ニッチ技術を発見して紛争の余地を無くすと同時に、効率的に技術を開発・権利化することに成功し、S-Oilと協力して世界初RFIDガソリンスタンドのテストサービスを開始した。

慶南の映像信号検査機の製造企業である(株)マスターは慶南地域の特許スター企業で、特許情報総合コンサルティング事業を通じて知的財産経営コンサルティング、海外出願費用、国内出願費用などの支援を受け、知的財産権が7件増え、売上高も増加した。

< 図IV-3-3 > 特許スター企業育成事業に対するメディアの報道資料

매일경제

2008년 05월 08일 목요일 B07면 기타

地域中小企業の特許事業化をお手伝い致します

지역中企 특허 사업화 도와드려요

특허청 - 지자체 '특허 스타기업 육성사업'

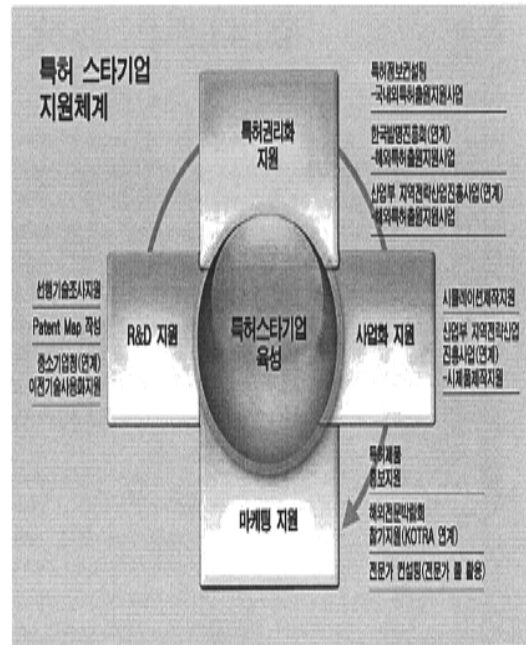
▶ 사례1 대전시 유성구에 있는 환경과장차 관련 기술 개발 업체인 필테크코리아. 이 회사는 지난해 특허청과 대전시가 선정하는 '특허 스타기업'에 뽑혀 다양한 특허컨설팅 지원을 통해 안정적인 성장을 이어나가고 있다. 그동안 특허청 대전지식재산센터를 통해 선행기술 조사와 특허맵(PM) 작성 지원, 국외 출원비용 지원 등 글로벌 기술 경쟁력을 확보하는 데 적잖은 도움을 받았다. 이 과정에서 이 회사는 자체 개발한 고농도 산업용 폐수를 처리할 수 있는 와류 발생형 로터 기술을 사업화하는 데 큰 어려움을 없이 성공할 수 있었다. 특허청과 대전시 지원으로 외국시장 개척에서도 우크라이나 KIV-PIVO와 양해각서(MOU)를 체결했고 삼성점필화학과 9억원 상당 구매계약을 체결하는 성과도 거뒀다. 또한 대전지식재산센터의 연계 지원으로 시제품 제작도 지원받을 수 있었으며 국외 특허출원 비용에서도 도움을 받았다. 이 회사 박기택 사장은 "특허 스타기업 육성사업은 기술력과 성장 잠재력이 있는 초기 중소벤처기업에 좋은 사업"이라고 말했다.

▶ 사례2 경남 창원에 있는 자동차 심비-전자 제어장치 생산 업체인 솔로몬 메카닉스 울 해 특허청과 경남도가 선정하는 특허 스타기업에 뽑혀 전폭 기대감이 부풀어 있다. 이 회사는 특허와 실용신안 총 50건을 등록 또는 출원해 기술력을 인정받고 있다. 특허청 특허경영 컨설팅을 비롯해 국내외 특허 출원비용 지원, 시제품 제작 지원 등으로 특허기술을 사업화해 성장 기반을 구축할 수 있는 좋은 기회로 보고 있다. 이 회사 장수용 사장은 "특허 스타기업에 선정됨에 따라 회사 여건에 맞는 특허관리 전략을 수립하고 지식재산 경영과 관련한 다양한 지원을 받으면 회사 자체 지식재산 기반 역량을 보다 체계적으로 구축할 수 있을 것으로 기대된다"고 말했다.

선행기술 조사·출원비용·제품생산 지원 선정된 51개사 총 매출규모 3873억원

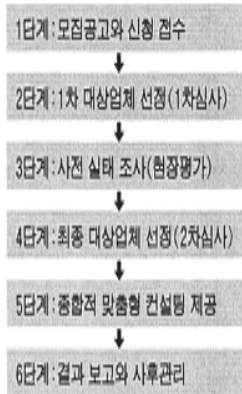
특허청이 지자체와 공동으로 펼치고 있는 '특허 스타기업 육성 지원사업'이 호응을 얻고 있다. 규모가 작은 중소기업일수록 대기업에 비해 전략적인 특허 관리에 어려움을 크게 느끼고 있으며 출원비용 등 관련 예산 확보에도 어려움이 많은 것이 현실이기 때문이다. 지난해 시작돼 올해로 시행 2년째를 맞고 있는 이 사업을 통해 많은 지역 중소벤처기업들이 적잖은 도움을 받고 있다는 평가다. 특허 스타기업이란 중소·벤처기업으로서 핵심 특허기술을 바탕으로 한 특허기술 사업화와 특허경영을 통해 지역경제를 선도하는 기업을 의미한다. 특

허청이 이 사업을 시작한 목적은 성장 잠재력이 있는 지역 유망 중소기업을 발굴하여 특허정보 종합컨설팅을 통한 선행기술조사, 출원비용, 시제품 제작 등 맞춤형 프로그램을 집중 지원해 지역 대표 기업으로 육성하기 위해서다. 이와 관련된 예산은 특허청과 지자체가 50%씩 대칭편드를 조성해 추진하고 있다. 지식재산 경영지원과 관련된 프로그램을 지원하며 지역 기업 수요와 여건에 따라 지자체별로 지원 프로그램 내용이 조금씩 다르다. 특허청에 따르면 지금까지 특허 스타기업으로 선정돼 지원을 받은 기업은 총 51개에 달한다. 지역 특허 스타기업은 특허



컨설팅 지원을 계기로 전년 대비 특허 출원이 15.7%로 향상되었다. 매출은 10%, 고용 규모는 6.6% 개선된 것으로 나타났다. 아울러 특허 스타 기업 총 매출 규모가 3873억원에 달해 지역경제에 큰 활력소가 되고 있는 것으로 나타났다. 이에 따라 지자체도 적극적인 참여 의사를 보이고 있다. 올해 들어 전북·전남·제주·광주가 특허정보 종합컨설팅 사업에 참여해 9개 시·도에서 13개 시·도로 확대되었으며 대형 지원 규모에 대한 중역 요청 역시 각 지역에서 세도하고 있다고 특허청은 설명했다. 특허정보 종합컨설팅 사업이 지역별 특허 스타기업 육성으로 연결되는 만큼 이 사업이 활성화하는 기반이 확대되고 있다는 판단에서다. 특허청은 특허를 활용한 지역 중소기업 성공사례를 만들기 위해 지역별로 특허 스타기업을 지속적으로 육성할 계획이다. 특허청은 올해 지자체 대칭편드 자금을 포함해 예산을 80억8000만원 배정해 총 89개 지역 특허 스타기업을 지원·육성한다는 방침이다. 김장흥 특허청

특허 스타기업 선정 절차



산업재신청해국장은 "한국 경제 상황에서 특허 스타기업을 지역별로 육성하는 것은 국가 경쟁력 제고에도 크게 기여하는 것"이라고 말했다.

＜表Ⅳ－3－6＞2008年特許スター企業の状況

No	センター名 (企業数)	企業名	所在地	分野(業種)
1	京畿 (10)	SAMSINNOTECH	高陽市	製造業外
		永信金属工業(株)	平澤市	組立金属製品製造
		(株)TES	龍仁市	半導体装備製造
		シトロン(株)	富川市	製造業(タイヤセンサー)
		INSANDIGICHEM(株)	華城市	製造業(両面テープ)
		(株)TERASEMICON	華城市	製造業(半導体)
		(株)POCONS	水原市	製造業(電子部品)
		(株)DIOSTECH	龍仁市	光学レンズ及び機器開発
		(株)WOODAI CALS	城南市	ソフトウェア開発
		(株)Feelux	楊州市	照明装置灯
2	仁川 (4)	(株)イェイル電子	仁川 富平	製造業(イヤホン)
		(株)APSYS	仁川 南区	製造業(有害ガス処理)
		(株)電子ネット	仁川 南区	製造業(電光掲示板)
		(株)Toiler	仁川 南区	製造業(トイレ用の洗浄剤)
3	江原 (6)	(株)TAESUNG	原州市	建設、製造
		(株)GEOHWA	江陵市	製造、設備
		(株)SENKO	江陵市	製造業
		(株)KEC	鉄原郡	プラズマ
		(株)アドバイオテック	春川市	バイオ
		(株)ケアテック	原州市	医療機器製造業
4	忠南 (4)	ウリ生命科学(株)	牙山市	生命工学
		(株)SHINHWA機工	唐津郡	機械金属
		(株)ドゥソン	天安市	機械金属
		(株)ムルサラン	牙山市	環境
5	大田 (5)	(株)NEXCOMMGLOBAL	大田 西区	製造業など
		(株)BIONUTRIGEN	大田 儒城	製造及び卸・小売
		(株)BIONEER	大田 大徳	製造及び卸・小売
		イルシンテック(株)	大田 儒城	製造及び卸・小売
		(株) PANAGENE	大田 儒城	製造及びサービス
6	忠北 (5)	(株)DOOBON	清原郡	化学/バイオ
		(株)忠清S&G	清州市	地理情報システム
		FMAgtech	陰城郡	化学/バイオ
		(株)PARK&OPC	清原郡	電気電子
		(株)エムビジョン	清州市	その他

7	大邱 (7)	(株)JALMAN精工	大邱 達西	製造業(ベアリング)
		(株)IDH	大邱 達西	製造業(製鉄設備)
		(株)SMABO MOTOS	大邱 達西	製造業(自動車部品)
		BOOHO CHAIR-ONE(株)	大邱 達西	製造業(事務用椅子)
		(株)JINYANG OIL SEAL	大邱 達西	製造業(部品)
		(株)BSG	大邱 達西	製造業(繊維)
		(株)SAMCO	大邱 達西	製造業(洗濯機部品)
8	慶南 (5)	(株)マスター	昌原市	電子計測器
		(株)ソロモンメカニックス	昌原市	自動化設備
		エイス(株)	金海市	コンプレッサー関連機械
		J.R	晋州市	食品製造加工
		(株)HANRIB生命工学	晋州市	医薬品生産
9	全南 (3)	(株)テヒョン重工業	霊岩郡	製造業
		(株)SUPPRO	順天市	製造業
		(有)KANGNAM基礎建設	木浦市	建設業
10	光州 (5)	(株)TOP R&D	光州 北区	医療機器製造業
		(株)DAERIM SOLAR	光州 光山	製造業(光モジュール)
		(株)LINKLINEINC	光州 北区	製造業
		(株)HANJIN D&B	光州 光山	製造業(油圧式機械)
		ウィズソリューション	光州 北区	製造業
11	済州 (5)	(株)LIVECHEM	済州市	製造、医薬/食品
		(株)済州アチム	済州市	製造業(加工食品)
		JAVA情報技術(株)	済州市	SW開発
		(株)DAESUNG情報技術	済州市	コンピュータ、事務機器
		韓国営農技術	済州市	製造業(スプリンクラー)
12	釜山 (6)	(株)ウィズ	釜山 沙下	化学
		(株)G&T	釜山 沙上	電気電子
		(株)クリーンワールド	釜山 江西	化学
		DURACHEMIE(株)	釜山 江西	化学
		(株)GREEN VORTEX	釜山 沙上	その他
		(株)NEGATRON	釜山 沙上	機械
13	全北 (5)	(株)テック全州工場	全州市	製造、卸
		(株)DUANI	完州郡	製造、卸
		(株)SEWON HARDFACING	全州市	製造
		(株)SAMJUNG DCP	金堤市	自動車部品
		(株)NEPES新素材	益山市	半導体材料

3) 地域特化産業に対する特許技術動向調査の作成・普及

従来提供されていた特許技術動向調査は第一に、IT、BT、NTなど産業全般又は国家規模の広範囲な特許技術マップであり、第二に、過剰な専門用語の濫用と単純な統計的資料の羅列であったため、特許情報に対する分析能力が弱い地域中小企業の特許技術動向調査に対する活用度は非常に低かった。また、従来の特許技術マップは研究開発の方向及び特許出願時の回避設計提示が不十分であるという指摘もあった。

このような認識の下で、特許情報総合コンサルティング事業では地域特化産業に従事する企業のニーズを反映した特許マップ(Patent Map)のテーマ選定と個別企業に対するコンサルティングを通じた結果の普及を通じて、その活用度を向上させようとしている。

したがって、特許情報総合コンサルティング事業では地域産業に対する先行研究を通じて地域の戦略産業を発掘し、該当地域が重点的に育成している特化産業に対する特許技術動向調査を進行することで技術開発の方向設定を支援する一方、地域の該当産業に従事する企業に対する個別特許マップの作成支援及び深層コンサルティングを提供している。また、地域の研究機関、大学などの技術供給機関にも特許技術マップの結果物を普及することで、地域企業の技術需要を伝える通路として活用している。

2006年の場合、8つの地方自治団体で地域特化産業に対する特許技術動向調査に関する10の課題を遂行し、特化産業に従事している企業60社に対するオーダーメイド型PM作成と深層コンサルティングを行った。2007年には9つの地方自治団体の特化産業従事企業に対し、90のオーダーメイド型PMとコンサルティングを施行した。

2008年には13つの地方自治団体の特化産業従事企業に対して169のオーダーメイド型PM作成と深層コンサルティングを行い、従来の定量分析中心の画一的な調査分析を止揚し、コンサルティングを通じた企業ニーズに合った定性的な分析中心特許技術情報資料を調査した。また、企業の技術開発育成支援戦略の樹立に必要な基礎資料を提供し、効果的な地域特化産業の育成方向に対するガイドラインを提示した。

ハ．評価及び発展方向

特許情報総合コンサルティング事業は企業が必要とする分野の特許情報を事前に調査・分析・提供することで技術開発の方向設定を支援し、分析された特許情報を土台にした技術の権利化と事業化も充実した支援をしている。

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘し、先行技術調査、出願費用支援、試作品政策などを支援する特許スター企業を2009年には90社余り育成し、特許庁審査官出身のコンサルタントを通じた中小企業知的財産経営コンサルティング事業と連携して、オーダーメイド型知的財産経営コンサルティングの提供も持続的に推進する。

2009年には慶北、蔚山、ソウル知的財産センターで新規に特許情報総合コンサルティング事業を推進し、全部で16の広域自治体で地域中小企業の技術開発及び事業化を地域現場で支援する。特許情報分析及び事業化コンサルタント2人が地域センターで常駐し、技術開発から権利化・事業化に至るまでOne-Stop総合コンサルティングサービスを提供する計画である。

3. 地域知財権認識の向上及び制度の広報

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 アム・ギフン

イ. 地域知財権サポーターズの運営

1) 推進背景及び概要

特許庁では地域の多様な階層が参加する知的財産権協議体を構成し、地域知的財産創出事業に対する諮問の提供、アイデア発掘及び発明行事の世論を造成する機能が遂行できるようにする地域知的財産権サポーターズを2006年から運営している。

地域の地方自治体及び教育庁の公務員、教授、研究員、弁理士、教師、学生、企業の特許専担職員、地域発明関連機関の構成員及び地域メディアなど地域別に平均30～5

0名規模のサポーターズPOOLを構成し、地域知的財産権サポーターズとして運営している。

2) 推進内容及び成果

2008年には24の地域知的財産センターに地域知的財産権サポーターズを構成・運営した。合計85回、1,170人の知的財産権サポーターズとの会議を通じて、知的財産創出企業に対する諮問提供、アイデア発掘及び発明イベント、世論造成、中小企業支援主要事業の説明及び企業からの意見収集、産学協力育成政策及び協力事例、特許活用策、2009年度新規事業の発展方向に対する議論などの成果を上げた。

<表IV-3-7> 地域知的財産権サポーターズの運営状況

地域	ソウル	京畿	水原	仁川	富平	富川	春川	江原	忠南	大田	忠北	忠州
会議数	2	4	3	3	3	5	4	3	3	3	5	4
人員	56	46	37	39	52	62	37	52	33	48	64	49

釜山南部	釜山	蔚山	大邱	亀尾	晋州	慶南	順川	全南	光州	全北	済州	合計
2	3	9	2	3	3	4	3	3	5	4	2	85
48	42	79	28	46	48	49	58	44	85	33	35	1,170

3) 評価及び発展方向

地域の様々な階層が参加する知的財産権協議体の構成・運営を通じ、地域知的財産権の創出事業に対する多様な意見を取り入れ、新規事業を発掘する又は既存課題の改善を通じて地域の特性に適合する事業ができるよう誘導していく計画である。

＜表IV－3－8＞地域知的財産権サポーターズの運営状況

地域	地域センター（遂行機関）
ソウル特別市	韓国発明振興会（事業主管機関）
釜山広域市	釜山知的財産センター（釜山テクノパーク）
	釜山南部知的財産センター（韓国発明振興会釜山支部）
大邱広域市	大邱知的財産センター（大邱商工会議所）
仁川広域市	仁川知的財産センター（仁川商工会議所）
	富平知的財産センター（仁川富平図書館）
光州広域市	光州知的財産センター（韓国発明振興会光州支部）
大田広域市	大田知的財産センター（大田テクノパーク）
蔚山広域市	蔚山知的財産センター（蔚山商工会議所）
京畿道	京畿知的財産センター（京畿テクノパーク）
	水原知的財産センター（水原商工会議所）
	富川知的財産センター（富川産業振興財団）
江原道	江原知的財産センター（江原道中小企業支援センター）
	春川知的財産センター（韓国発明振興会江原支部）
忠清北道	忠北知的財産センター（清州商工会議所）
	忠州知的財産センター（忠州商工会議所）
忠清南道	忠南知的財産センター（忠南北部商工会議所）
全羅北道	全北知的財産センター（全州商工会議所）
全羅南道	順天知的財産センター（順天光陽商工会議所）
	全南知的財産センター（木浦商工会議所）
慶尚北道	亀尾知的財産センター（亀尾商工会議所）
慶尚南道	慶南知的財産センター（昌原商工会議所）
	晋州知的財産センター（晋州商工会議所）
済州島	済州知的財産センター（済州商工会議所）

ロ．地域巡回知的財産権フォーラムの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁では企業競争力の核心要素である知的財産創出能力の強化を支援するため、1999年7月以来「中小企業の知的財産権保有キャンペーン」を持続的に展開している。

2006年以降は全国巡回説明会の需要減少により、全国巡回説明会を地域の知的財産

権創出促進のための地域巡回知的財産権フォーラムに変更して運営している。

2) 推進内容及び成果

全国巡回説明会の場合、2003年は67回3,931人、2004年は64回3,907人、2005年には54回3,145人が参加した。その後、持続的な需要減少により、2006年以降は地域需要を反映したオーダーメイド型説明会に変える必要があった。また、2006年から16の広域自治体と共同で地域知的財産権現状に対して議論する地域巡回知的財産権フォーラムを開催することで、自治体の知的財産権に対する認識を高める一方、地域関連機関の専門家など各界の参加を誘導した。2007年には合計16回2,011人、2008年は16回1,776人が参加した。

知的財産権巡回フォーラムを通じて自治体主導の知的財産条例制定の必要性を強調すると同時に標準条例案を普及した結果、仁川広域市では「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008.8.4)し、光州広域市南区の区役所は知的財産都市の宣布(2006.3)、中期発展計画の樹立(2007.9)及び知的財産専担チームの新設(2007.10)をすると同時に、その後も持続的に知的財産中心の都市発展戦略を推進した。

3) 評価及び発展方向

自治体及び地域住民を対象にした知的財産権条例に対する必要性の広報及び標準案の普及を通じて、自治体別の知財権条例制定を早めるきっかけを提供し、地域関連機関の専門家など様々な階層からの参加を誘導する計画である。

ハ. 業種別団体知的財産説明会の開催

1) 推進背景及び概要

業種別団体説明会の場合も、1999年「中小企業の知的財産権保有キャンペーン」の一環として推進された。

同説明会の推進目的は業種別団体の知的財産権に対する認識及び管理能力の向上を通じた知的財産権の創出及び活用能力の強化と業種別団体会員企業の知的財産権関連の問題点を把握してそれを解消することにある。

2) 推進内容及び成果

業種別団体説明会の対象は特許庁の審査チームと知的財産権の業務協力協定を締結している30団体を対象にしている。但し、企業から説明会開催の要求があった場合、特許庁の担当審査官と協議して推進している。

業種別団体説明会の場合、2003年27回1,277人、2004年30回1,459人が参加し、2005年には41回1,983人、2006年40回1,961人、2007年32回2,897人が参加している。

2008年には韓国情報通信技術協会、韓国保健産業研究振興院、ディスプレイ特許研究会、国防部、食品分野、化粧品分野、韓国産業技術振興協会など、12回に合計653人に業種別団体説明会を実施した。

3) 評価及び発展方向

知財権動向と戦略に対する最新の情報を提供し、知的財産権制度の広報及び特許管理業務能力を高めている。今後、主要業種団体、韓国特許庁審査チーム及び特許研究会などとの連携を通じて、中小企業が希望する知的財産権懸案を中心にしたテーマを発掘、差別化された業種別団体説明会を開催する計画である。

4. 地域ブランド価値の向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 チョン・イムスク

イ. 推進背景及び概要

地域ブランド価値向上事業は2005年7月1日から施行された地理的表示の団体標章制度を活性化し、ドーハ開発アジェンダ(DDA)、自由貿易協定(FTA)などにおける国際的な地理的表示強化の動きに対応し、国内の地理的表示が外国でも保護されるような基盤を整える一方、地方自治体で流行っているブランド経営の流れに積極的に対応するために2006年から始まった。

ロ. 推進内容及び成果

地域ブランド価値向上事業は、第一に地域特産品名称の地理的表示団体標章としての権利化支援、第二に自治体のブランド管理戦略に対するコンサルティングの提供、第三に地域特産品の広報・マーケティング支援事業で構成される。

第一に、地域特産品名称の地理的表示団体標章としての権利化支援の場合、地理的表示の団体標章を登録するための要件である特定地域に対する客観的な資料調査及び試験研究委託と地域特産品の生産・加工団体などに対する状況資料を収集・支援することで、2008年には公募を通じて10の自治体における地域特産品を選定し、地理的表示団体標章のための権利化支援事業を施行した。

第二に、地方自治体のブランド管理戦略に対するコンサルティング提供事業は248の自治体を対象に、これら自治体から1996年から2006年まで出願された商標を分析し、地方自治体のブランドマップを作成した。それをもとに地方自治体のブランド管理戦略に対する深層コンサルティングを提供している。2008年には地方自治体ブランドマップの深層分析をもとに慶尚南道南海郡、慶尚北道浦木市など14の地方自治体に対してコンサルティングを行い、地域の実状に合わせたブランド管理戦略を提供した。長水郡は自治体長が高い関心を見せ、独自の予算を投入(2千万ウォン)し、マッチング・ファンドで事業を遂行した。また、南海郡は独自の専担部署を構築し、地理的表示団体標章の支援対象品目である南海竹防簾(チュクバンリョム)煮干の再コンサルティングを行った。

第三に、地域特産品の公報・マーケティング支援事業を通じて、地理的表示団体標章の有望品目に対して、TV放送などの企画・広報を実施した。2008年6月～8月に10本のKBS1TV番組「6時、私の故郷」の「全国の名物大東特産物マップ」コーナーに番組制作協賛を通じて、一般消費者及び地域特産品の生産・加工者に比較的に不慣れな用語である「地理的表示団体標章」を分かりやすく説明し、最終的には地域ブランドの共同資産としての地域ブランド価値を高めた。

ハ．評価及び発展方向

地域特産品名称の地理的表示団体標章としての権利化のための支援事業は2006年から2008年まで支援した60余りの特産品に対する権利化過程(出願及び登録)を持続的に管理するなど、既存の支援対象の管理に焦点を合わせていく予定である。

2006年度に作成した248の自治体ブランドマップを基として、該当自治体のブランド価値評価及びブランド管理戦略に対するコンサルティングを提供する自治体ブランドコンサルティングは、需要調査の後に15自治体程度で持続的に推進していく計画である。

<表IV-3-9>2008年地理的表示団体標章の権利化を支援した地域特産品

NO	地域知的財産センター	特産品目		備考
1	忠南	1	天安 梨	
2		2	金山 高麗人参	
3	瑞山	3	瑞山 オリグルジョ(牡蠣の塩辛)	
4		4	広川 土窟セウジョ(アミの塩辛)	
5	安東	5	安東 韓牛	
6	浦項	6	浦項 九龍浦グァメギ(鯛の日干し)	
7	慶南	7	統営 ヌビ(キルティング)	
8	全南	8	霊巖 黄土西瓜	
9	全北	9	高敞 西瓜	
10	済州	10	済州 天然ヒジキ	

<図IV-3-4>2008年自治体ブランドコンサルティングに対するお礼状

존경하는 고정식 특허청장님!

경남 남해군수 정현태입니다.

다들 지적제안을 이끌어 나가고 기술혁신과 산업발전을 통해 우리
 류국가 건설에 이바지하고 있는 특허청을 훌륭하게 지휘하고 계신
 게 무한한 존경의 인사를 올립니다.

이욕을 빼고는 모든 먼저 다른 지방자치단체에 비해 하고자 하는
 여 주시는데 대하여 여건이 열악한 우리 군을 위해 아낌없는 지원을 하
 니다. 깊은 감사를 드립니다.

이서 우리 군이 차별화된 우수브랜드 육성을 도모할 수 지난번 특허청어
 역브랜드 있도록 '브랜드 컨설팅사업'을 지원하여 주심으로써 우리 군은 지
 려 우리 파워를 제고하고 브랜드 관리 및 경영실태를 정립함과 아울
 새로게 공무원들이 브랜드에 대해 마이드루 하사관고 그 주요선우
 니다. 진심으로 감사를 드립니다. 인식하는데 큰 도움이 되었습

まず、他の地方自治団体に比べて意欲
 以外は全ての環境が劣悪であるわが
 郡のために、惜しまない支援を頂き、
 深く感謝申し上げます。

前回わが郡で差別化された優秀ブ
 ランドが育成できるよう、特許庁から
 「ブランドコンサルティング事業」の
 ご支援を頂いたことで、わが郡は地域
 ブランドパワーを高め、ブランド管理
 及び経営実態を定立すると同時に公
 務員のブランドに対する意識も高め
 ることが出来ました。また、その重要
 性にも改めて再認識することができ
 ました。心から感謝致します。

<表IV-3-10>2008年地域ブランドコンサルティング対象自治体の状況

NO	地方自治体	コンサルティングの内容
1	江原道 原州市	個別ブランド(韓紙、漆)の活性化戦略コンサルティング
2	忠清南道 公州市	都市ブランドHi-touch統合ブランドのコンサルティング
3	全羅北道 長水郡	個別ブランド(りんご、韓牛)活性化戦略コンサルティング
4	慶尚北道 清道郡	商標管理体系の定立、セリなど地理的表示団体標章の意見提示、商標管理システムのコンサルティング
5	慶尚北道 浦項市	諸般デザイン要素の診断急募、ブランドポートフォリオ設計コンサルティング
6	慶尚南道 居昌郡	都市ブランド選定プロセスの開発、居昌郡地域ブランドの統合的な管理システム設計コンサルティング
7	済州市	統合ブランド(ヘアレット)活性化戦略の樹立及び8品目別の品位管理システム設計コンサルティング
8	忠清北道 永同郡	統合ブランド(Mayvil)活性化戦略コンサルティング

9	忠清南道 青陽郡	統合ブランド(チルガップマル)活性化戦略コンサルティング
10	忠清南道 論山市	江景の塩辛ブランド活性化戦略コンサルティング
11	全羅北道 鎭安郡	統合ブランド(6月末開発完了)活性化戦略コンサルティング
12	全羅南道 莞島郡	都市ブランド活性化、ライセンス戦略樹立、「莞島アワビ」の貨幣価値測定別途進行コンサルティング
13	慶尚北道 義城郡	個別ブランド(義城ニンニク)活性化戦略コンサルティング
14	慶尚南道 南海郡	個別ブランド(竹防簾煮干し)活性化戦略コンサルティング

5. 非英語圏ブランド開発支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 チョン・イムスク

イ. 推進背景及び概要

全世界的な経済不況の中でも国連開発政策分析局は中国の世界成長に対する貢献度が50%に達すると予測している。英語圏先進国の場合、既にほぼ成長が完了したり、市場が成熟しているため、中小企業が市場を先占したり、隙間を狙うのが厳しい状況である反面、非英語圏市場は比較的グローバル競争に露出されていない状態で、中小企業にとっては新しいチャンスの市場である。

しかし、これと言えるような良いブランドを持っていない中小企業にとっては、非英語圏市場の開拓は難しい。サムスン経済研究所のアンケート調査によれば、中小企業のCEOは弱いブランド力のために製品が市場で実際価値の64%程度に評価されていると考えていることが分かった。また、87%がブランド力が弱いため損害を受けた経験があることが分かった。マーケティング資本が不足している中小企業がブランド力までも弱く、市場で不利益を被る「中小企業ディスカウント現象」が発生しているのである。

そこで、特許庁は人材と予算が不足している中小企業の非英語圏市場への進出を助

けようと、非英語圏ブランド開発支援事業を実施した。2008年パイロット事業として実施された本事業は、事業遂行社と中小企業を1：1でマッチングする一方、韓国外大教授及びブランド専門家などで構成された運営委員会を構成し、中小企業の専門性を積極的に補完し、中小企業のニーズに応えるオーダーメイド型現地語ブランド開発を目指した。また、開発段階で現地商標登録がされているかどうかを徹底調査して、開発後に現地語ブランドの現地出願はもちろん、登録を可能にした。

ロ．推進内容及び成果

パイロット事業として実施された2008年には全部で5社の現地語ブランド開発を支援した。中小企業事業説明会を通じて事業に参加を希望する事業参加者の理解を高める一方、中小企業からの意見を集めて課業の範囲を調整し、中小企業の事業満足度を向上させた。

また、既にグローバルブランドを保有している企業を除いた3社にはグローバルブランド開発後に現地語ブランドを開発させ、体系的なブランド開発に導いた。事業遂行社と中小企業間のコミュニケーションが円滑に行われるよう直接的な意思交換が行われる体系を構築すると同時に、このようなブランド開発過程を前－中－後半に分けて、各段階ごとに運営委員会を開催し、ブランド専門家と現地語専門家のアドバイスを受ける過程を設け、ブランド需要者である中小企業をバックアップした。

更には、開発ブランド候補群を対象に現地市場でマイナスイメージ連想テストや精密検索を実施し、現地と密着したオーダーメイド型ブランドはもちろん、商標登録にも万全を期した。

＜表IV-3-11＞非英語圏ブランドの開発状況

No	企業名	開発ブランドネーム及びデザイン
1	(株)Buwon 生活家電	キッチン用品に対する持続的な関心と人間の無限な能力に対する信頼をもとに、質を高める製品とサービスを提供することを原則にしている。国内ハンドブレンダー市場の75%を占め、中国(現地法人)、台湾、米州地域に進出。 主要生産品(非英語圏への輸出品):ハンドブレンダー
	進出 国家	中国  
2	(株)CAP	1995年「最高品質の自動車ワイパーの生産」というモットで創業し、果敢で積極的な研究開発と海外マーケティングに対する投資をもとに、世界市場シェア5位の企業として成長、総合部品グループとしての跳躍をビジョンとして持っている企業 主要生産品(非英語圏への輸出品):自動車用ワイパー
	進出 国家	ロシア  
3	(株)長生 キキョウ	特許作物である長生キキョウ(平均寿命が3年であるキキョウを自然状態で21年以上生長させたキキョウで、人体に有用な薬理成分を多量含有していることが明らかになり、食品はもちろん科学的・医学的な研究価値を認められているバイオ新素材)を栽培・研究し、これを多様な機能性製品として生産、輸出している INNO-BIZバイオベンチャー企業。 主要生産品(非英語圏への輸出品):長生キキョウを主原料とする加工品
	進出 国家	中国  
4	(株)OKF	海外70カ国余りに食飲料製品などを中心に輸出する企業 主要生産品(非英語圏への輸出品):アロエ飲料、キムチ、サムゲタン(参鶏湯)、海苔など
	進出 国家	中国 [奥可福(アオカフ)] 
5	Medi-Post (株)	国内幹細胞治療開発の先頭企業であり、大韓民国の代表生命工学企業として、主要事業は臍帯血保管業及び幹細胞治療剤開発を担当。代表ブランドである臍帯血銀行[Celltree(セルツリー)]があり、国内M/S1位を占める。 主要生産品(非英語圏への輸出品):[セルツリーモビタ]妊産婦用の健康機能食品
	進出 国家	中国 [施歐蒂(スオウティ)] 

中小企業の立場で進められた本事業は、事業に参加した5社が全部2009年2月末現在、現地出願を完了した状態である。

ハ. 評価及び発展方向

非英語圏市場という成長可能性が高い特定市場をターゲットにして、現地に効果的なブランドを開発したという点で、他の中小企業ブランド支援事業と差別化できるといえる。また、この点が開発ブランドの成功につながるところでもある。しかし、何より開発ブランドの質が担保できたのは、専門家で構成された運営委員会の諮問で情報非対称状況にある事業遂行社のモラルハザードを防ぐことができたことである。

2008年の成果をもとに2009年には支援する中小企業を拡大するため予算を増額し、パイロット事業の成果を通じて証明された本事業の効果が退色しないように支援拡大による運営委員会の拡大構成を図っている。中国、ロシアに止まらず、アラブ及び南米などに進出する中小企業を支援し、中小企業とともに変化の多い世界市場を攻略していく予定である。

<表IV-3-12>2008年非英語圏ブランド開発支援事業に参加した企業の反応

- * 中国市場へ本格的に進出するための中国現地化ブランドを開発し、役職員全員が満足できる水準の優れたブランド開発が完了 - BUWON 生活家電
- * 「非英語圏ブランド支援事業」は生きて動いている政府支援政策の中で最高の支援事業であると思われる - 長生キキョウ
- * ブランド運営委員からの良い意見が多く、事業に大変役に立った - CAP
- * ブランド開発に対する重要性は認識していたが、中小企業の場合、資金負担などの問題で先送りになる場合が大多数である。中小企業が解決しにくく、困っていた部分を察してくれてとても満足 - メディポスト

＜非英語圏ブランド支援の結果＞

Before				After
(株)BUWON 生活家電	テレビショ ッピング	1社 (上海東方CJ)	→	5社が新しく入店要請 (南京友友、湖南TVなど)
	1日販売量	平均40台	→	最大320台
	売上高	130百万ウォン(2008. 12)	→	650百万ウォン(2009. 1)
(株)CAP	バイヤー	2社	→	3社 (1社追加発掘)
	売上高	700百万ウォン(2008. 12)		4, 200百万ウォン(2009. 1)

6. 中小企業の知的財産経営コンサルティング

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 ヨ・ドクホ

イ. 推進背景及び概要

21世紀は国内外の専門家によって既に知識基盤社会と定義づけられ、米国の場合「Pro-Patent」のような特許重視政策を根幹として自国の知的財産権(知財権)を強力に保護している。このような影響で世界各国は各種の委員会を設置し、長期的な計画を立案するなど、自国の知財権創出・活用・保護のための活動を展開している。従って、輸出を根幹にしている韓国は企業が知的財産を経営に導入するよう積極的に働きかける必要がある。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で、極めて消極的な対応をしている。

多数の革新型中小企業は国内又は海外営業において製品と関連した優秀特許の確保、競合社との知財権紛争可能性など知財権関連の懸案を認識し、当面の問題の解決策に対して特許庁への持続的な問い合わせがあった。中小企業を対象にコンサルティング

を支援する前に、特許庁は主に担当審査部署で個別的に電話相談を行ったが、該当企業に体系的な支援はできていなかった。

そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力強化を通じて韓国経済の成長潜在力を拡大するため、知的財産経営コンサルティングを本格的に支援することにした。特許庁は2006年9月に技術分野別審査官を中心に「中小企業特許経営支援団」を発足させ、中小企業を対象に特許分野のコンサルティングを提供して良い反応を得た。特許庁は特許以外に、商標、デザインに対する中小企業のコンサルティング需要が持続的に発生したため、2007年6月に既存の支援団を「中小企業知的財産経営支援団」に拡大・発足させた。また、2007年12月には支援団の業務拡大のため、産業財産経営支援チームに格上げした。

先進国の場合、中小企業支援事例からも分かるように、企業の知財権状況を把握して必要な支援を具体的に提示する相談及びコンサルティングが高い成果を上げていることが分かった。⁴⁴特許庁の中小企業対象の知的財産経営コンサルティング支援事業はこのような先進国政府の中小企業支援政策の傾向とも一脈通ずるといえる。

コンサルティング過程は、特許庁の知的財産経営の専任人材と地域知的財産センターのコンサルタントが革新能力の優秀な企業を選定し、選定された企業を直接訪問して中小企業の知的財産専任組織の設置有無や職務発明の運営状態などに対する事前診断を行う。それから、事前診断の結果と対象企業が希望する分野をもとにオーダーメイド型深層コンサルティングを提供するという順で行われる。また、コンサルティング対象企業のニーズを反映した、より充実したコンサルティングを行うため、コンサルティング専任人材だけでなく、公益弁理士、特許流通相談官など外部の専門人材を活用する。大企業または外国企業と紛争中であるか、紛争が予想される企業には公益弁理士を派遣し、特許紛争に関する法律諮問を提供した。また、技術移転または導入を計画している企業を対象に、特許流通相談官が技術の取引方法、関連制度、政府支援施策などに対する相談を提供するようにした。

⁴⁴ WIPO SME division の best practice, http://www.wipo.int/sme/en/best_practices/を参照

< 図IV-3-5 > 中小企業知的財産コンサルティングの概要



ロ. 推進内容及び成果

2006年から2008年まで合計291社が特許・ブランド・デザイン経営コンサルティング支援を受け、このうち62社の企業に対して該当企業の戦略品目に対するオーダーメイド型特許マップを作成・普及し、研究開発の方向設定、保有知財権の評価、主要国家輸出時の事前紛争回避などを支援した。

コンサルティングを提供する中で、中小企業は持続的なコンサルティング、特許管理のためのソフトウェア(S/W)支援などを求めてきた。このような企業からのニーズを反映し、オンラインコンサルティングのためのポータルサイト(www.ipp.or.kr)、特許管理S/Wを開発し、コンサルティング支援を受けている企業に提供した。

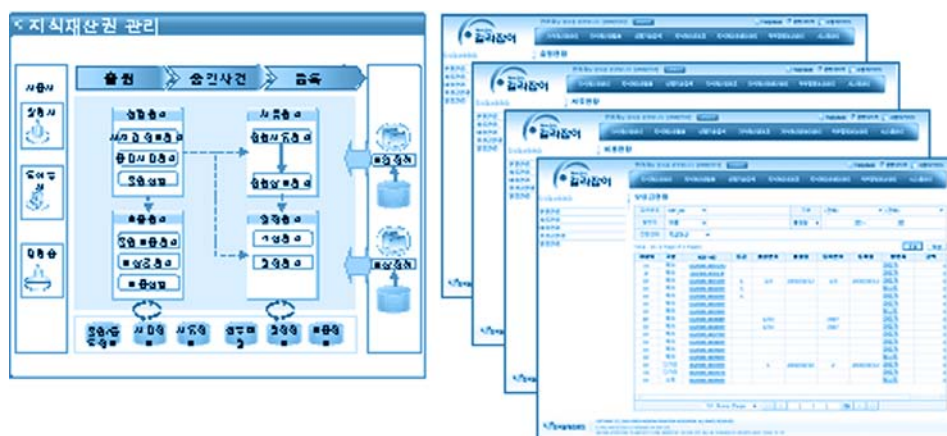
オンラインコンサルティングのためのポータルサイトは知的財産の創出・活用・保護及び専門人材の養成事業など知的財産経営全般に対するオーダーメイド型の政策情報を提供して国内IPポータルサイトとしてのプレゼンスを確立し、中小企業の追加コンサルティング要求に対応及び補完するためのオンラインコンサルティングネットワークの構築を通じた常時コンサルティング体系の構築及びコンサルティング業務効率を向上させるために開発された。知的財産経営関連の紹介、知的財産経営関連の最新ニュース、IP経営自己診断機能の提供など様々な機能を提供する。

<図IV-3-6>知的財産経営ポータルサイト



特許管理S/Wは知的財産権を創出するための知的財産権の企画、出願、中間登録及び活用計画など体系的な管理プログラムを導入し、中小企業の知財権業務効率の増進を目的として開発された。特許管理のためのS/W開発及び普及を通じて企業の知的財産経営の能力を強化することができる。開発されたプログラムは知的財産権管理機能メニュー、先行技術検索ツールの構築及び挿入、職務発明補償管理機能などを提供する。

＜図IV-3-7＞特許管理S/Wの実行画面(例)

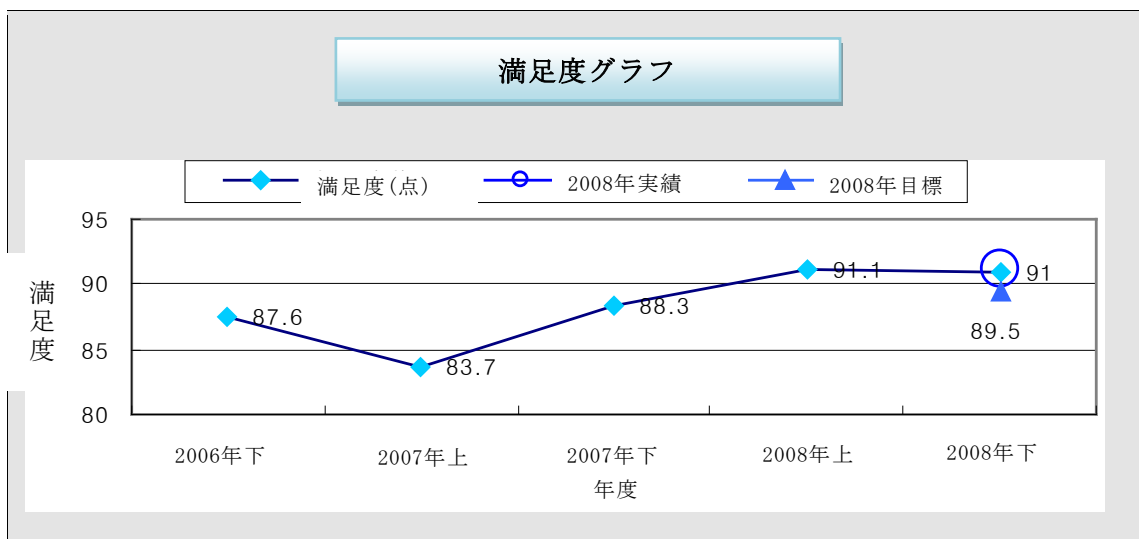


コンサルティング以降も「中小企業の特許経営マニュアル」、「中小企業のためのブランドデザイン経営マニュアル」、「政府の特許経営支援施策ガイド」、「職務発明補償手続きガイドライン」、「特許情報ハンドブック」など多様な知的財産経営の案内書を提供して、企業のCEOと担当人材が参考できるようにした。このような一連のコンサルティング過程を通じて中小企業に研究開発時の事前特許調査、核心技術保護のための特許出願及び登録、企業の顔である商標及びサービス標の出願及び権利化、デザインの開発及び権利化、知的財産担当人材の配置及び持続的な教育、研究人材の士気高揚と企業の技術流出防止のための職務発明補償制度導入などをコンサルティング対象企業のCEO及び経営陣に提案した。

ハ. 評価及び発展方向

中小企業に知的財産経営コンサルティングの提供及び中小企業知的財産経営の基盤構築を通じて、中小企業が優秀知財権を確保し、独自の知財権能力を強化することに役立っている。コンサルティング以後、特許庁の顧客である中小企業CEOを対象に、支援に対する満足度調査を毎年実施し、90点に近い良い反応を得ている。このような結果は中小企業を訪問する専担人材の専門性と努力の結果と判断される。中小企業CEOからコンサルティングの後にお礼状が特許庁長宛に届いたこともあった。

<図IV-3-8> 中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度



<図IV-3-9> 中小企業CEOからのお礼状

안녕하세요.
 (주) 예일전자 대표이사 강윤규입니다.
 지난 12월 11일 발명대전에서 금상을 수상하여
 청장님께 상장을 수여 받은 사람입니다.
 청장님을 뵈게 되어 영광입니다.
 예사는 특허청에서 시행중인 지식재산경영컨설팅
 지원을 받으며 특허의 질을 한단계 높이게
 되었습니다. 그동안 무조건 출원만 하면
 되는 줄 알았지만 이제는 특허 전략과
 특허 map의 중요성을 알았습니다.
 또 인천에서 특허 스타 기업에도 선정되어
 PM 지원 사업도 받아서 영업하는데 많은 도움도
 받고 있습니다.
 예사도 특허 강국으로 가는 길에 앞장서서
 열심히 노력하겠습니다.
 청장님? 새해 복 많이 받으시고
 건강하세요.
 감사합니다.
 강윤규 드림

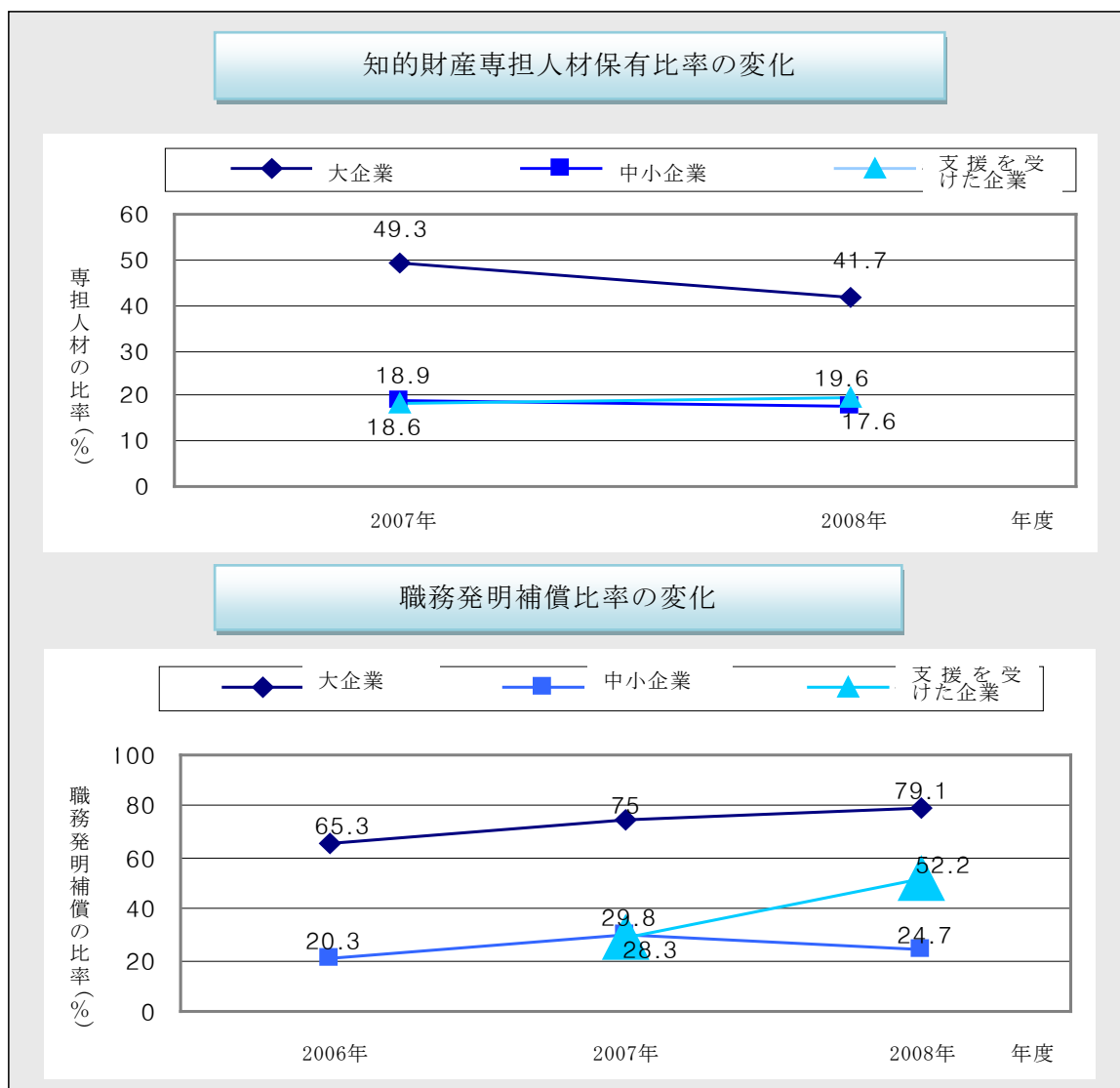
弊社は特許庁が行っている知的財産経営コンサルティング支援を受け、特許の質を高めることが出来ました。これまで無条件に出願さえすればいいとも思いましたが、今は特許戦略と特許マップの重要性をよく知っています。また、仁川における特許スター企業として選定され、PM事業の支援も受け、営業に大変役立っております。

弊社も特許強国への道で活躍していくため一所懸命に努力して参ります。

2007年及び2008年中小企業知的財産経営コンサルティングの提供企業に対する満足

度調査の結果、ほとんどの中小企業の経営陣が企業経営に知的財産権が必要であることを認め、中・長期的にコンサルティングで提案された事項を導入・適用すると答えた。このような事項は2007年コンサルティングを受けた企業が2008年末知的財産経営体系を改善したことから確認することが出来る。国内外経済状況の変化によって2008年に中小企業だけでなく大企業の知的財産専担人材保有企業の比率が減少したが、コンサルティング対象企業の比率はむしろ1%増加する結果を見せた。また、一般中小企業の職務発明補償比率は5%程度減少したが、コンサルティングを受けた企業は75%の増加率を記録し、コンサルティングがCEO及び企業の認識転換に貢献したことが分かる。

<図IV-3-10> 知的財産専担人材及び職務発明補償比率の変化



また、多数の中小企業CEOは社内の知財権強化のため、中小企業知的財産経営コンサルティングを持続的に支援してくれるよう要請してきた。このような点から、同事業が当初目標としていた中小企業の知的財産能力強化を一定部分達成し、コンサルティングを受けた中小企業は同事業の成果に共感しているものと把握できる。

今後は企業のニーズに基づいた適時支援と事後管理の好循環体系の構築を通じて、知的財産経営成功モデルを創り出す計画である。まず、国際出願費用・試作品製作・特許技術の価値評価費用などのパッケージ支援事業、発明特許大典での製品展示、技術取引、技術保証などと知的財産経営コンサルティングとの連携を支援し、コンサルティングの実効性を高めていく計画である。また、パッケージ支援事業、コンサルティング支援を受けた企業の中から成果優秀企業、一般中小企業からIP経営先導企業などを選別して民間のIP専門家を企業に派遣する予定である。民間IP専門家は支援を受けた企業に集中的に支援することになり、国内中小企業の実情に適合した知的財産経営の成功モデルを創出する。支援方式は企業のIP経営状況の診断、戦略樹立及び実行支援、事後管理で進められ、これを通じて支援を受けた企業はIPの創出・保護・活用及びインフラ構築などIP経営の全部門にわたって総合的な支援を受ける。支援を受けた企業は短期的な知財権分野の懸案を解決することができるのはもちろん、企業の中長期IP経営計画を立てられるようになり、基礎体質の改善はもちろん、企業の競争力強化にも大きく役立つものと期待される。

中小企業の知的財産認識・理解程度による企業の水準別(先導企業、中間企業、後発企業)オーダーメイド型支援から、事業化及び還流までワンストップトータルサービス体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルの創出を促進・拡大していく計画である。

<図IV-3-11> 事業推進目標及び推進方向



参考1：中小企業知的財産経営のコンサルティングの主要内容

o 特許経営コンサルティング	
特許経営一般	<ul style="list-style-type: none"> －特許経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業の特許経営事例及び最近の動向説明(中小企業事例を含む) －特許専担部署及び人材の業務内容の紹介
特許制度及び出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －特許・実用新案制度及び出願手続きの案内 －特許明細書・請求の範囲の理解と作成戦略の教育 －特許審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
特許情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行技術調査など特許検索方法の説明 －企業の主力技術分野の特許動向資料の提供
特許紛争の対応	<ul style="list-style-type: none"> －企業の主力技術・製品分野の特許紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及びライセンス交渉戦略の説明(公益弁理士の協力)
特許事業化及び取引・評価	<ul style="list-style-type: none"> －特許事業化及び取引・評価関連の政府支援施策を紹介 －特許譲渡・ライセンス契約実務の案内(特許流通相談官の協力)

職務発明制度	<ul style="list-style-type: none"> －改正職務発明制度の紹介 －企業の職務発明補償規定の標準モデル提供及び内部規定化の誘導
○ ブランド経営のコンサルティング	
ブランド経営一般	<ul style="list-style-type: none"> －ブランド経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
商標制度及び出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －商標制度、出願手続き・戦略の紹介 －商標審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
商標情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行商標調査などの商標検索方法の説明 －企業の生産製品分野の商標動向資料の提供
商標紛争の対応	<ul style="list-style-type: none"> －商標分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介
○ デザイン経営のコンサルティング	
デザイン経営一般	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
デザイン制度及び出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 －デザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析
デザイン情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行デザイン調査などのデザイン検索方法の説明 －企業の生産製品分野のデザイン動向資料の提供
デザイン紛争の対応	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介

参考2：知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業のCEOインタビュー内容

의 도전이 있을 것으로 예상합니다. 때문에 하반기부터 케 이블 광고를 시작으로 지하철 광고, 나아가서는 케이블급 TV 광고 등을 통해 인지도를 확보하는 데 전력을 기울여 시장에서 선두자리를 확고히 할 계획입니다. 또 세계 최고 의 기술을 자부하는 지금의 기술력에 안주하지 않고 다양 한 분야에 접목이 가능한 업그레이드 제품 개발에 지속적 으로 전력을 기울일 것입니다.”

지난달 비치발리볼행사에 공식 후원사로 나선 것도 그러한 흥보 전략의 하나. 하반기에는 잡지 지면 광고를 비롯해, 케 이블 TV 5개 채널, 지하철, 네이버 키워드 광고 등 공격적 인 홍보를 펼친다는 계획이다.

가식성 필름 원천기술과 접목, 전세제 제약업계에서 자리매김할 터

장석준 사장이 정평을 하면서 가장 중요하게 생각하는 것 은 '무엇보다 우리 회사의 생산제품이 내 맘에 100% 만족 하는, 1등 제품이어야 한다'는 것이다. "내가 만든 제품에 자신감이 있어야 국내는 물론 세계 어느 곳에서 제품을 팔더라도 자신감 있게 세일즈를 할 수 있습 니다. 비록 그동안 오랜 준비과정을 거쳐 올 하반기부터야 수익을 확보할 수 있는 단계에 이른, 중소기업이지만 저를 비롯하여 씨엘랩 23명 직원들은 우리 제품이 업계 1등 제 품이라는 자부심을 공유하고 있습니다. 때문에 당장의 대 가가 주어지지 않아도 모두가 볼품 못쳐 비례의 꿈을 위해 매진할 수 있는 것이고요, 제 스스로 그런 직원들에게 지금 은 중소기업으로서 힘들지만 회사 성장과 함께 삼성 등 대

기업 못지않은 대우를 해줄 것을 약속하고 있습니다.” 한편 인터뷰 말미에 미국 등 세계 각국을 돌며 비즈니스맨 으로서 활발한 장석준 사장은 국내에서 사업을 하면서 아쉬웠던, 그리고 고마웠던 경험을 이야기하며 실정적인 중소 기업 육성 활성화에 대한 바람의 마음을 전했다.

“현재 시판중인 제품의 브랜드명이 아이센스입니다. 하지만 처음에는 아이센스라는 브랜드로 등록을 했었지만, 그 런데 8개월 만에 ‘불기’가 나왔습니다. 포스터, 라벨, 박스 등을 모두 다시 제작하면서 금전 손실은 물론 사업 일정에 도 차질이 불가피해 잠시 심각한 상황을 경험했었습니다. 한편 우연한 기회에 특허청의 중기지원책 중 건설명사업 에 참가하게 되었는데 급전적 지원과 더불어 진심 어린 도 움을 받으면서 제 입장에서는 정말 큰 힘이 된 경험이 있 습니다. 모두가 중소기업 육성을 강조하지만 말로만 중기 육성을 강조하는 것이 아니라 특허청의 사업과 같이 진정 으로 중소기업에 도움이 되는 중기 육성이 이루어졌으면 하는 바람입니다.”

의류비즈니스, 화장품비즈니스 등 평생을 국내외에서 비즈니스와 함께 전파가 굵은 특성의 CEO, 장석준 사장, 그 는 이제껏 ‘돈을 찾아서 일한 적은 단 한 번도 없었다고, ‘단지 하고 싶은 일을 찾아서 최선을 다했다’고 고백한다. 그리고 그런 그가 지금 ‘가식성 필름 원천기술을 접목, 전 세계의 제약업계에 이를 하나를 남기겠다’는 꿈을 향해 매 진하고 있다. 특성의 CEO, 장석준 사장이 그가 꿈꾼 ‘블 루오션’의 세계에서 마음껏 나래를 펼치기를... 기대한다. 문의 02-466-7007

2009 June 73

第2節 商標・デザイン情報の活用拡散

1. デザインマップ開発及び分析事業

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 イ・サンヨン

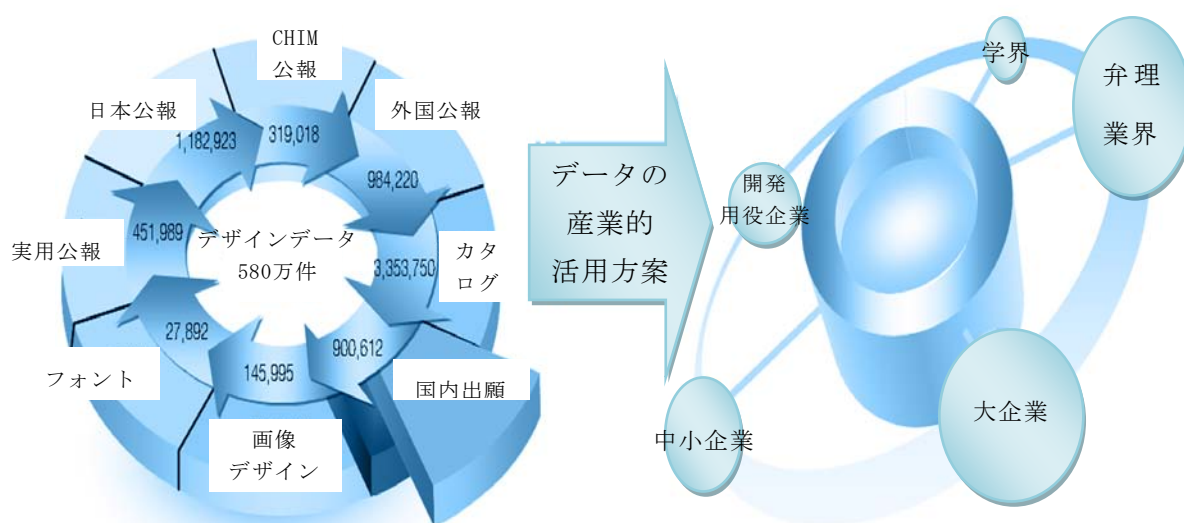
イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

世界市場はもはやデザインによって市場競争力が左右される時代になりつつある。すなわち、デザインはグローバル競争時代において企業成功のために欠かせないツールとなり、世界有数企業はデザイン開発に命をかけている。このような時点で、特許庁ではデザイン産業の競争力を強化するために、デザイン審査の証拠資料として使われている740万件に上る膨大な量のデザインデータベースを企業に活用させることでグローバル競争に対応できるよう、デザインマップ事業を推進中である。

<図IV-3-12> デザイン証拠資料状況

(特許庁統計資料、2009年2月25日基準)



イ)Globalデザイン市場

最近の報道内容を見ると、世界的な不況を打開するために企業は新しい成長エンジンとしてデザインを掲げている。知識経済部が2005年から3年間デザイン技術開発事業に参加した9百社余りの企業を対象にした調査の結果、1社当たりの平均売上高が58%、輸出は90%近く増加するなど、デザイン改善による製品の競争力向上という開発効果が明確に現れた。「デザインが競争力である」という認識の拡大及びデザインを通じた企業の成功事例が増加したことで、企業の関心はますます高まりつつある。

世界携帯電話市場では出荷量の年間成長率が2004年度31%から2005年25%に萎縮する状況の中でも、モトローラの場合は新しいデザインである「レーザーモデル」を通じて5,000万台に達する販売を成し遂げた。また、LGの場合、2006年3月に新しいデザインである「チョコレートフォンモデル」により、発売8週間目に100万台以上を販売した。優れたデザインは消費者の需要を刺激し、最高級製品のみならず激安製品にいたるまで売上に直結する要素であり、その重要性がますます大きくなっている。

これは各企業の利潤創出だけでなく、国益にもつながるもので、真の国家競争力はデザインにあるといえる。消費者を虜にするデザインの事例は携帯電話だけでなく産業全体から見かけることができる。そして、大企業のみならず中小企業の間でもデザインは競争力確保のための重要な鍵となっている。韓国中小企業の場合もデザインの重要性を認識し始めた結果、新しいデザイン製品を通じて成功した企業が靴、保安機器、洗車機など産業の全分野にわたって現れ始めている。また、中小企業がデザイン専門会社や大学などと連携して、製品や包装、視覚効果、キャラクター、ブランドなどのデザイン開発に力を入れる事例が増えている。

しかし、実際現在韓国の中小企業はデザイン開発の初期段階から市場調査によるデザイントレンドの把握や製品変化の把握に多くの時間を投資することができない状況であるため、中小企業を中心に自力でデザイン力を育成できるよう、政府レベルで支援しなければならない。

2) デザインマップ開発及び分析事業の概要

デザインマップ(Design Map: DM)とは、国内外デザイン情報の各種書誌的な権利情報事項と図面項目を整理・加工分析し、デザイントレンドの把握、類似分析及び紛争分析などの結果を一目で把握できるようにプログラム化したものである。

デザインマップは物品別のトレンド分析と産業別トレンド分析という2つの大きなモジュールで構成され、2010年までに70余りのアイテムに対するデザインマップが構築される予定である。また、グリーン成長と関連した製品と連携した企業別オーダーメイド型サービス及び各産業領域の動向分析が行われる。このようなデザインマップは製品の開発方向の設定及び競争力の強化、特定分野のデザイントレンドと市場及び商品の変化を把握すると同時に、デザイン権利間の連携性を分析するための資料であり、産業界、学界、弁理士業界、一般出願人などの現業において積極的な活用が予想される。これを通じて韓国のデザインインフラ構築に大きく貢献し、韓国デザイン産業水準を先進国水準まで引上げるのに核心的な役割を果たすものと期待される。

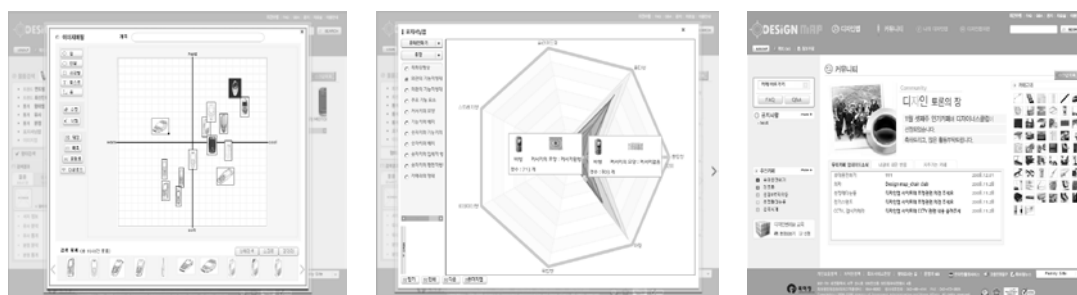
<図IV-3-13>デザインマップの機能別開発例：

メインページ、統計分析、トレンド分析



<図IV-3-14>デザインマップの機能別開発例：

イメージマップ、ポジショニングマップ、カフェー



現在デザインマップに対する公共機関の構築事例は皆無であり、一部民間企業の外部委託による少数のデザインマップ構築事例が存在する。デザインマップと構築目的が類似している特許マップ(Patent Map : PM)の場合、特許庁の主導で2000年から構築事業を始め、特許に関する持続的な課題を遂行中である。外国の場合、日本特許庁が唯一2000年からデザインマップ構築事業を始め、現在17分野の革新デザインに対するデザインマップを作成完了したくらいで、まだ初歩的なデザイン情報提供水準であると分析されている。

ロ. 推進内容及び成果

6シグマプロジェクトとして2005年10月から2006年2月末まで実施されたデザインマッププロジェクトは2007年度の本格的な事業に先立ち、2006年現在ハイテク分野の携帯電話とローテク分野の電気スタンドをそれぞれモデルアイテムとして選定し、顧客の声(VOC : Voice of Customer)を聞くために数回に渡って専門家との討論やワークショップ、PCRM(Personal Customer Relation Management)及び事業説明会などを通じて、業界、学界、弁理業界などの要求を聴取、意見を収集した。また、デザイン産業の活用度を高めるために、数多くの機能を付け加えるための補充作業などの努力を通じて、真の国家デザイン競争力の基礎となる事業として推進した結果、Pilot Testを無事終わらせることができた。特に、2007年度には20アイテムに対するデザインマップの開発と安定的な運営のため、「システム分析」を実施し、2008年には18アイテムに対するデザインマップの作成及びシステム構築を行い、テスト運営中である。2009年には15アイテムに対するマップ作成、39アイテムに対するアップデート、6アイテムに対するオーダーメイド型サービス及び産業動向分析が追加的に行われる予定である。

<図IV-3-15>2006年デザインマップのワークショップ、
2006年4月21日、国際知的財産研修院の国際会議場

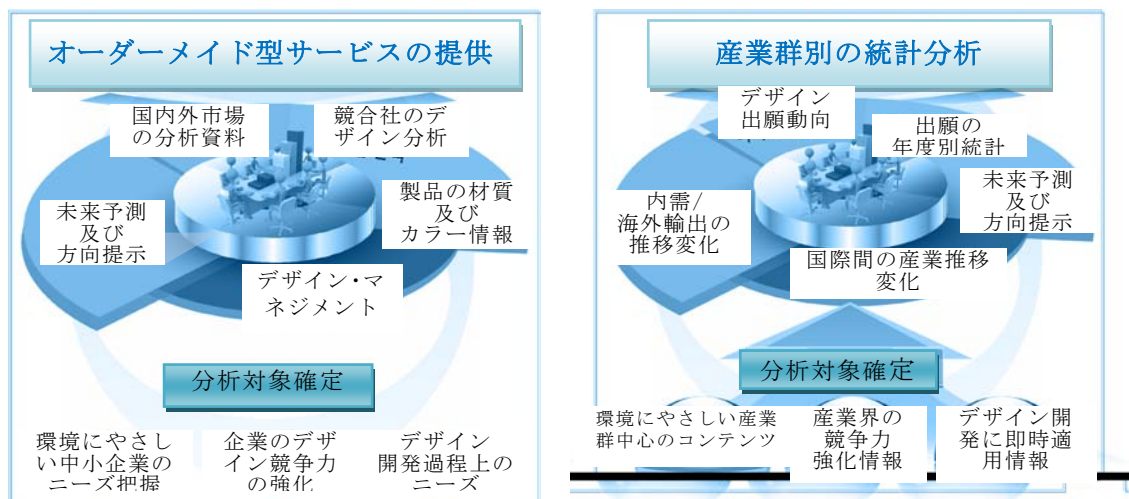


ハ. 評価及び発展方向

デザインマップ構築事業は毎年中間報告会を通じて各界各層の意見を収集・反映して完成度を高めている。また、業界からの要求を反映し、2009年からは産業動向分析及び企業オーダーメイド型デザインマップサービスを実施する。

国内外の産業動向を把握するため、国内外におけるデザイン出願の動向などを群別、大分類別、中分類別中心に分析し、これと同時に各分野別専門家からの意見を集め、全般的な産業別動向分析トレンドを提供している。産業群別の物品の傾向と特徴による様々な要素を分析し、環境にやさしい物品を集中的に分析して、全体的なトレンド及び開発方向を定義し、製品開発のための基本ガイドラインを提供することになる。

＜図IV-3-16＞オーダーメイド型サービスの提供及び産業群別の統計分析



また、グリーン成長産業に該当する製品を生産するエコデザイン企業を選定し、該当企業のプロセスに要求される各種のデザイン情報をオーダーメイド型でサービスする、差別化されたサービス提供を推進する。これはまた相対的にデザイン情報インフラが不十分である中小企業やデザイナーに未来の革新的なエコデザイン開発のための新しい見方と情報を提供することによって、デザイン戦略と方法論を立てられるようにし、競合社及び競合国のデザインを分析できる効率的なデザインツールとして使われる。

現在、特許庁が推進中であるデザインマップ事業はデザインデータベースを活用し、各用途別にプログラム化されたサービスを世界で初めて施行するものであり、デザインの無限競争が加速化していく国内外状況の中で、「デザインマップ」は21世紀の国家デザイン競争力を強化するための道しるべの役割を果たすものと期待される。

＜図Ⅳ-3-17＞2006年デザインマップ事業説明会、
2006年8月25日 リッツカールトンホテル・グランドボールルーム



＜図Ⅳ-3-18＞2007年デザインマップ事業完了報告会、
2007年12月12日、ソウル商工会議所・議員会議室



＜図Ⅳ-3-19＞2008年デザインマップ事業完了報告会、
2008年12月4日、ソウル商工会議所・議員会議室



2. 商標トレンド分析事業

商標デザイン審査局 商標デザイン審査支援課 行政事務官 ユン・ネハン

イ. 推進背景及び概要

今日、商標は消費者が商品やサービスを選択する重要な要素となっている。これは技術の発展及び熾烈な競争によって商品及びサービス提供の品質が平準化されるにつれ、技術と品質だけでは差別性を持つことが難しくなり、消費者に最も簡単に近づける道は商標しか残っていないためである。従って、現在企業のマーケティング分野でも商標が占める比重と役割はますます大きくなりつつあり、企業が持つどの有形資産よりも大きな概念の無形資産として企業の生命力を担保する、大切な財産として扱われている。それではこのような商標は韓国市場でどのようにして生まれ、成長し、消滅していくのか。また、時代的な状況と流行又は文化の変化の中でそのプレゼンスはどのように変化し、どのような相関関係を持っているのか。このような疑問を背景に「商標トレンド分析事業」を遂行することになる。

ロ. 推進内容及び成果

2007年のパイロット事業で化粧品など7つの品目に対して、基礎統計と図表、時代状況との関係性などを主な内容として分析し、その結果を「2007商標ーデザイン展」に展示し、好評を得た。2008年には衣類と食・飲料サービス業、米など穀物搗精類3品目を分類コードを中心に分析した。これら物品の選定背景には多出願多紛争品目と国内産業に役立てる品目を優先的に選定したことがあり、これらもまた「2008商標ーデザイン展」に展示され、結果をCDで来場客に配布し、好評を得た。

<表IV-3-13>分析対象及び分析件数

区分	食・飲料を提供するサービス業S1206	衣類G4503	米など搗精した穀物G0201
----	---------------------	---------	----------------

出願	110,290件	143,933件	44,297件
登録	39,852件	65,474件	25,063件

分析内容としては、出願人別の出願、登録動向を分析し、商品の構成要素を文字、外観、観念に分けて、ネーミング企業と一般出願人を把握しやすいように分析した。

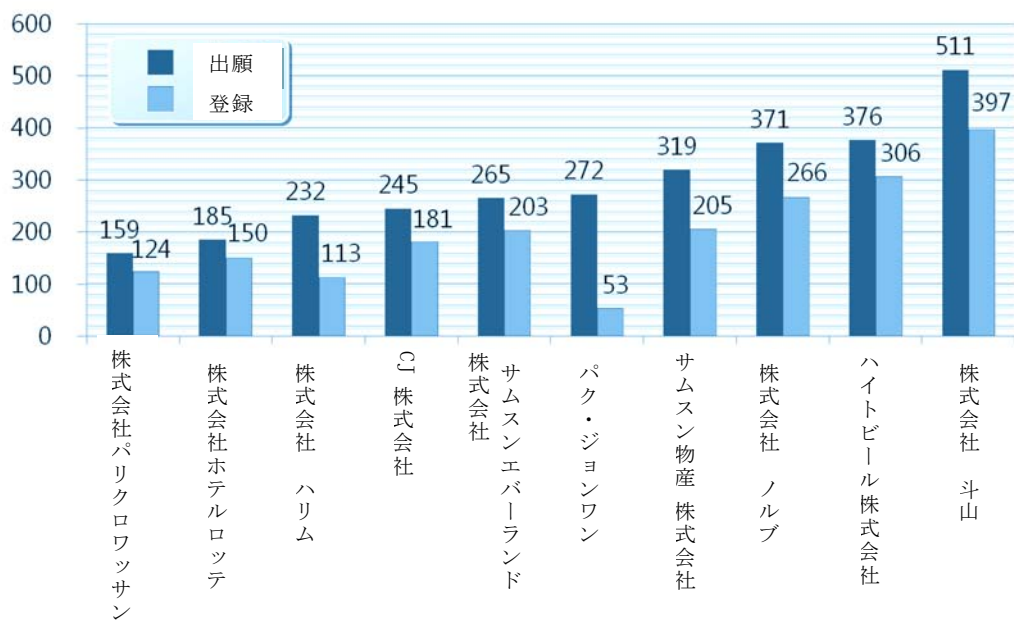
構成要素の分析、結合形態による分析、自然語・造語分析、ハングル音節数による分析などを行い、拒絶理由と審判及び訴訟まで分析することで、予め商標紛争に備えられるようにした。その他に更新回数による長寿商標とテーマから見る商標(季節表示、実名表示、放送関連の芸能人表示、独島表示)など、商標別に特徴が反映できる分析を実施した。

<図IV-3-20> 食飲料サービス業の年度別商標出願及び登録の推移

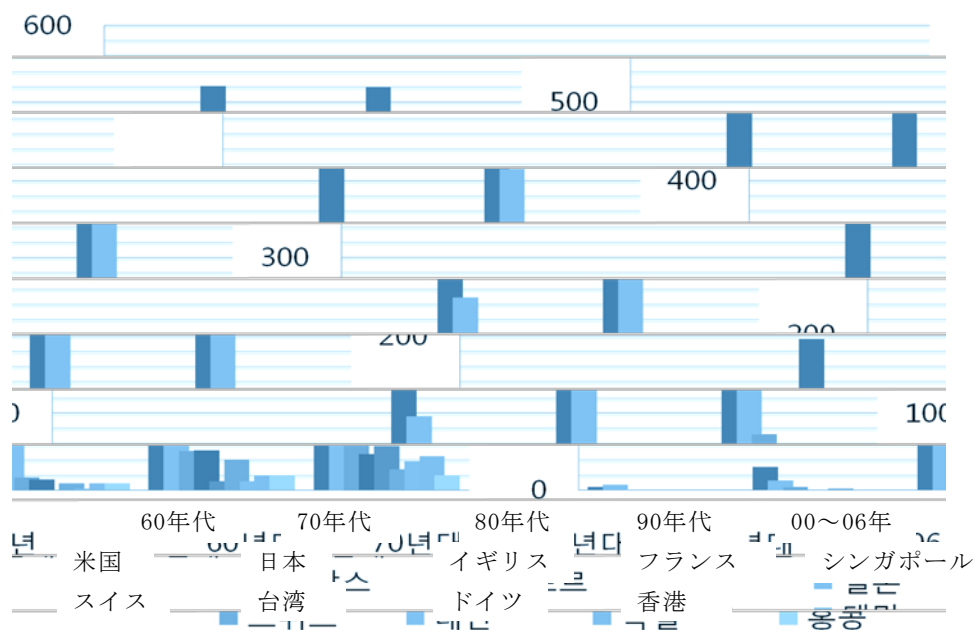


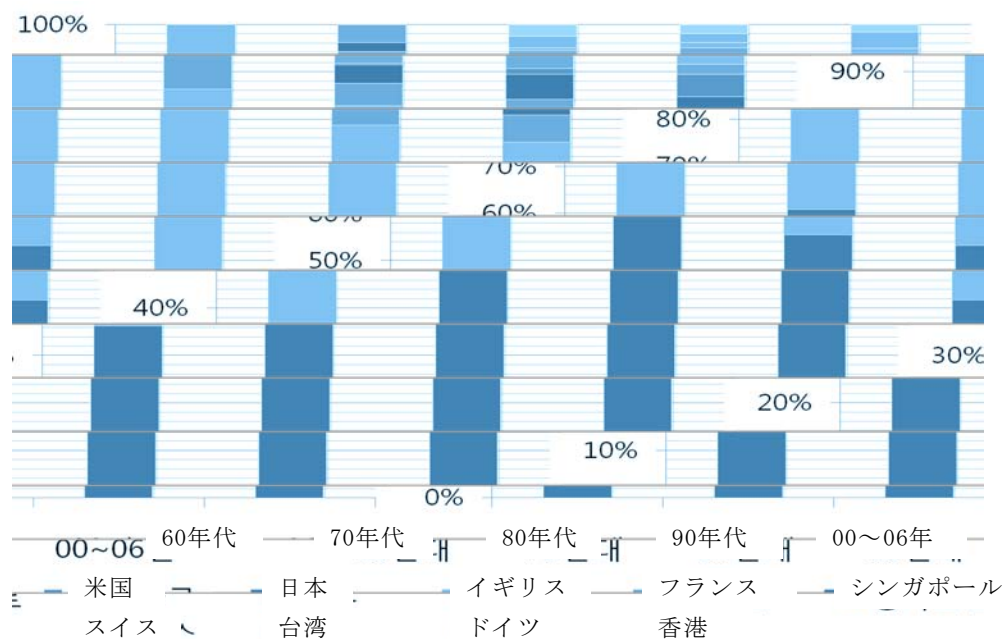
1. 年 代	2. 出 願	3. 登 録
1950年代	3	3
1960年代	21	21
1970年代	256	232
1980年代	4,485	2,622
1990年代	32,533	12,387
00～06年	62,128	22,606
計	99,426	37,871

<図IV-3-21> 食飲料サービス業における上位出願人の出願及び登録の推移

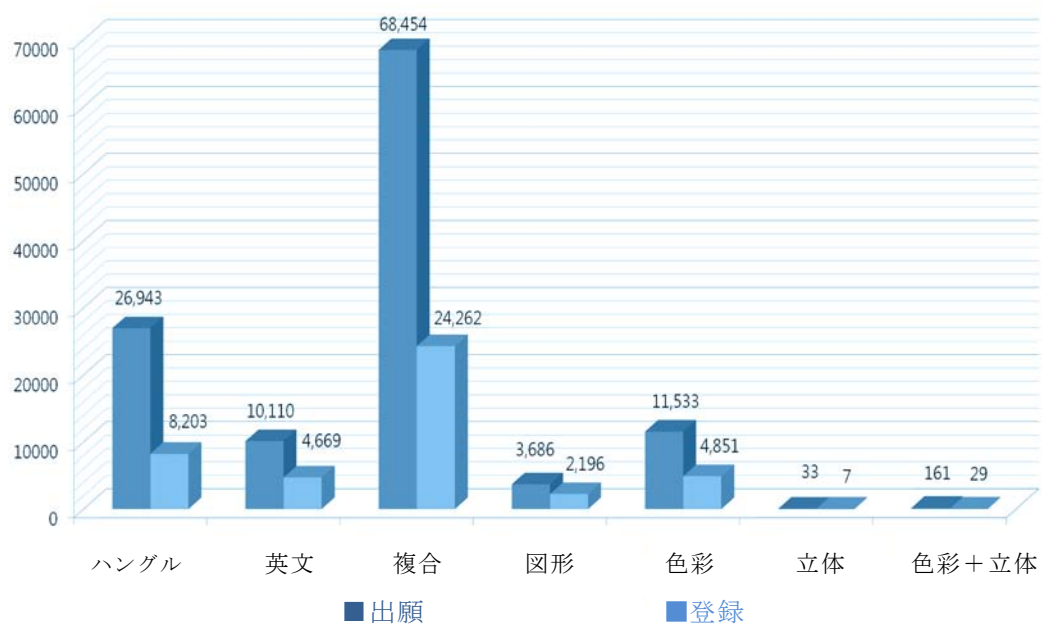


<図IV-3-22> 食飲料サービス業の国家別登録分布





<図IV-3-23> 食飲料サービス業の構成要素別の出願及び登録

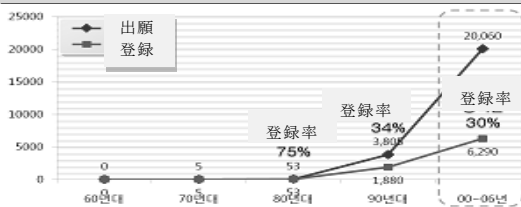


<図IV-3-24> 食飲料サービス業の構成要素別登録及び拒絶 例1

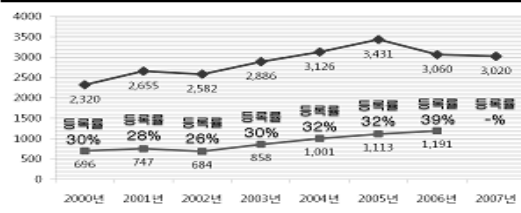
ハングルだけの商標

登録	拒絶
<p>마당지기</p> <p>41-2006-0029116</p>	<p>오늘의 주걸복리</p> <p>他人の先登録と同一類似</p> <p>41-2006-0022471</p>
<p>우삼시대</p> <p>41-2006-0029454</p>	<p>돈·보·다리</p> <p>他人の先登録と同一類似</p> <p>41-2006-0023029</p>
<p>이순례 손칼국수</p> <p>41-2006-0030082</p>	<p>슬워오겹살</p> <p>性質表示(原材料、サービス内容)</p> <p>41-2006-0023082</p>

出願及び登録の推移



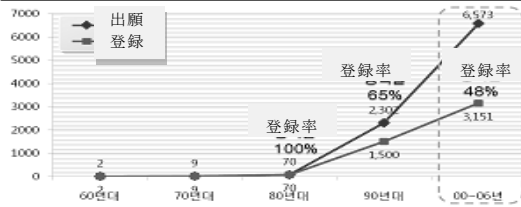
2000年～2007年



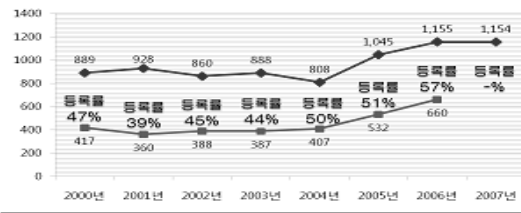
英文だけの商標

登録	拒絶
<p><i>buena Sera</i></p> <p>41-2003-0018409</p>	<p>JOY & CHARLIE</p> <p>他人の先登録と同一類似</p> <p>41-2005-0025548</p>
<p>TOPINO</p> <p>41-2006-0020100</p>	<p>Little Saigon</p> <p>著しい地理的名称</p> <p>41-2005-0026281</p>
<p>BOTTICELLI</p> <p>41-2006-0019660</p>	<p>sushimadang</p> <p>原材料表示</p> <p>41-2005-0028145</p>

商標出願及び登録の推移



2000年～2007年

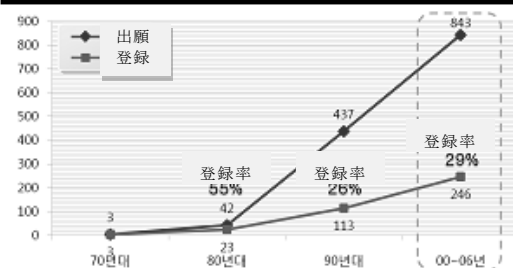


< 図IV-3-25 > 食飲料サービス業の構成要素別登録及び拒絶 例2

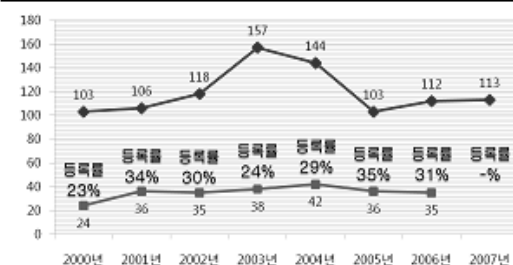
「村」と言う単語と結合した商標

登録	拒絶
 본가 장수촌 41-2002-0013082	 새싹촌 他人の先登録と同一類似 41-2004-0011148
 단지촌 41-2000-0025347	 석화촌 原材料表示 41-2003-0017202
 메밀촌 41-2000-0003849	 흰반장이촌 他人の先登録と同一類似 41-2000-0031807

出願及び登録の推移



2000年～2007年

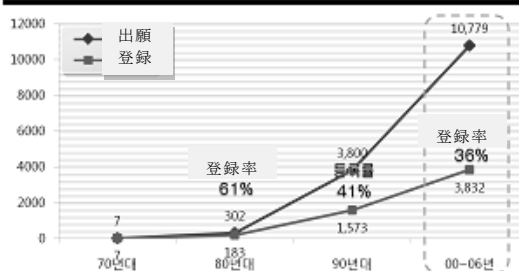


< 図IV-3-26 > 食飲料サービス業の構成要素別登録及び拒絶 例3

‘動物’ 図形コード

 대양참치 41-2006-0024841	 大吉 41-1999-0019244
 한대곰 41-2006-0026278	 화주목 41-2006-0028275
 달팽이 41-2007-0014043	 시카리 41-2006-0026680

出願及び登録の推移



2000年～2007年



ハ．評価及び発展方向

商標トレンド分析事業は感性消費時代に重要なマーケティングポイントになる商標（ブランド）の開発だけでなく、法的保護を受けられるように多くの情報を提供するものと期待している。

2009年には電気音響映像器具、医療機械器具、牛肉など食肉類3品目に対する分析を実施する予定である。既存の商標トレンド分析要素以外に、韓国の主要輸出国の主要輸出品の商標に対する情報も提供する。該当する国の商標を分析してニッチ市場を把握できるようにし、該当する国の文化や情緒が把握できる端緒を提供するキーワード提示を該当地域の現地語彙と発音まで提供し、韓国の中小企業により良いブランド情報を提供する予定である。

第4章 知的財産の認識向上及び専門人材養成基盤の拡充

第1節 発明振興行事の開催

1. 第43回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 書記官 ムン・チャンジン

イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産好循環の構造確立は国家と企業にとって競争力の主な鍵となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産の創出を促進するためには、社会各階層に知的財産の創出底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラを構築しなければならない。また、それと同時に社会全般にわたって発明と知的財産の重要性に対する認識を共有することができる発明のムード作りが必要である。

韓国政府は知的財産に対する重要性を認識させ、発明の生活化を定着させるため1957年に世宗大王が測雨器(雨の量を測る器具)の発明を公布した日(1442年5月19日)を記念し、5月19日を「発明の日」の法定記念日として指定した。発明の日記念式では、発明家の士気を高めるため、功労者褒賞、発明優秀事例の発表、優秀発明品の展示など様々な行事を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2008年「第43回発明の日」記念式は、「発明で築いていく先進一流国家」というテーマの下で、知識経済部長官と発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師など約700人余りが参加した中、5月19日(月)にソウルCOEXで行われた。

記念式では発明及び特許分野に貢献してきた功労者79人に金塔産業勲章など政府褒賞があり、付帯行事として優秀事例の発表、広報映像の上映、発明大王の選定、優秀発明品の展示会などを行い、発明に関する一般人からの多くの関心と参加を誘導した。特に、この日特別展示された「ボクシングロボット」は参加者から多くの注目を集めた。

<図IV-4-1>発明大王の授賞式



知識経済部長官は、記念式祝辞の中で新しく発足した新政府の国政哲学と知識情報化社会で知識経済部の発足が持つ意味と特許庁が占める重要性に対して強調した。また、世界4位の特許出願強国としての特許庁のプレゼンス、品質中心の審査・審判政策及び個人及び中小企業支援のための多様な政策を紹介し、知識財産強国を実現するための発明家の苦労に対する感謝と政府の積極的な支援を表明した。

<図IV-4-2>発明の日記念式での祝辞



ハ. 評価及び発展方向

2008年発明の日記念式は新政府発足以来初めて迎える行事であり、政府の国政哲学に合わせて行事を充実したものにするため、公報塔の設置や街灯バナーなど展示用広報を廃止し、行事の実用性を強調した。

2009年度「発明の日」記念式には広報効果の大きい「発明家サクセスストーリー」冊子の発刊、低炭素グリーン成長など国政課題に貢献した発明功労者を積極的に発掘し、褒賞及び優秀発明品の展示など様々な行事を用意し、国民の参加機会を拡大する方向で行事を推進していく計画である。

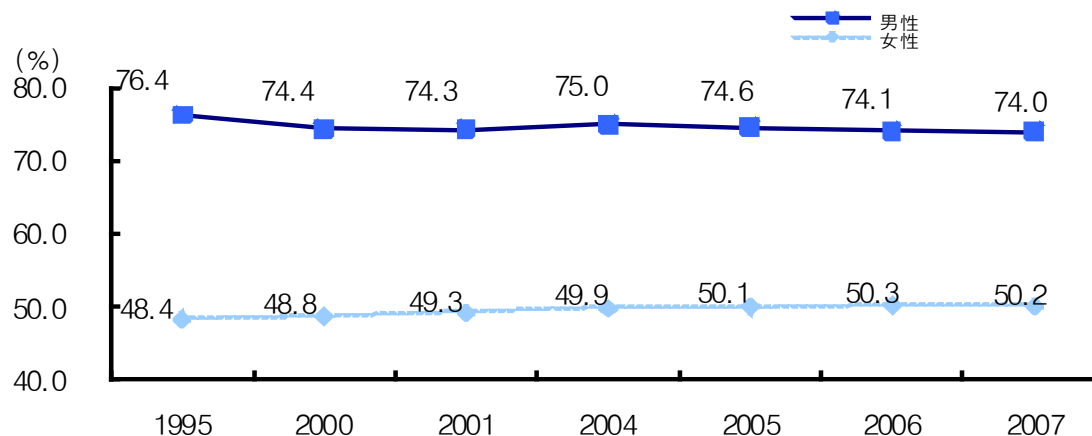
2. 世界女性発明大会など女性発明の振興

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 キム・シンヨン

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性の経済活動参加人口は着実に増加している。2007年末現在、女性の経済活動人口は10,092千人で、女性の経済活動参加率は50.2%に達している。現在韓国は少子高齢化による人手不足がますます深刻になりつつある状況の中で、女性人材を経済活動人口として積極的に参加させる必要がある。

＜図IV-4-3＞経済活動参加率の推移



※資料：統計庁、KOSIS DB

そこで韓国は1999年韓国女性発明協会の設立を認可し、本格的に女性を対象とした発明振興事業を展開してきた。その結果、発明品博覧会、知的財産権説明会など本格的な女性発明振興事業を展開し始めた2001年女性の産業財産権登録件数が4,032件であったのに比べて、昨年は7,772件で92.8%増加し、全体登録で女性が占める割合も2001年3.1%から2008年4.0%に増加した。

＜表IV-4-1＞女性の産業財産権登録状況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	153	314	345	420	743	1,252	1,529	1,133
実用新案	1,821	1,938	1,950	1,987	1,974	1,915	211	284
デザイン	793	1,211	1,225	1,356	1,733	2,121	2,838	2,571
商標	1,265	1,596	2,032	2,735	3,039	3,889	3,498	3,784
計 (増加率)	4,032	5,059 (25.5)	5,552 (9.7)	6,498 (17.0)	7,489 (15.3)	9,177 (22.5)	8,076 (△12.0)	7,772 (△3.8)
総登録 (占有率)	130,850 (3.1)	153,078 (3.3)	155,840 (3.6)	165,375 (3.9)	198,094 (3.8)	250,557 (3.7)	227,606 (3.5)	193,939 (4.0)

また、女性の産業財産権出願状況を見ると、2008年は18,178件で2001年の11,419件に比べて59.2%増加し、全体出願で女性出願が占める割合も2001年3.9%から2008年4.8%に増加した。

<表Ⅳ-4-2> 女性の産業財産権出願状況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	1,279	1,354	1,586	1,891	2,268	2,932	3,672	3,555
実用新案	2,044	2,115	2,442	2,271	2,386	2,429	1,572	1,198
デザイン	2,159	2,149	2,226	2,342	3,178	5,911	4,807	4,878
商標	5,937	6,844	7,591	7,782	8,323	8,982	9,598	8,547
計 (増加率)	11,419	12,462 (9.1)	13,845 (11.1)	14,286 (3.2)	16,155 (13.1)	20,254 (25.4)	19,649 (△3.0)	18,178 (△7.5)
総出願 (占有率)	289,420 (3.9)	290,792 (4.3)	306,001 (4.5)	327,516 (4.4)	359,207 (4.5)	372,520 (5.4)	380,203 (5.2)	359,229 (4.8)

発明分野で女性を対象にした生活発明という新しい分野を創り出し、女性発明人材の底辺を拡大し、成功した主婦発明企業家も輩出している。

特に2008年は女性発明振興事業が韓国から世界へ進出する出発点となった1年であった。「2008大韓民国世界女性発明大会」が20カ国余りから1,500人余りの女性発明家が参加した中で開催され、名実ともに世界的な規模の初の女性発明大会としてその権威を認めもらうことができた。また、各国代表団が「世界女性発明家協会」を組織し、女性発明家及び中小企業のためのオーダーメイド型教育プログラム及び支援システムを構築し、そのための事務局を韓国におくことに同意した「ソウル宣言」を採択したことで、世界女性発明家たちの連帯と持続的な発展のための足かかりを築いた。

2008年にも生活発明に対する重要性を再認識させると同時に、女性発明家の養成と女性発明活性化のための様々な事業が展開された。女性を対象にした発明創意教室、知的財産権説明会、指導者養成課程が全国で開催され、4千人以上が参加した。2007年初めて実施された女性発明指導者課程は、一般女性を対象にした国内初の発明・創

意教育の専門指導者課程であり、高級女性人材が社会的に再進出できる機会を提供するという一方で、会員のみならず児童教育に関心のある女性の間で人気を集めている。

試作品製作の支援事業と優秀事例発表会、女性発明品博覧会、女性発明家弁理士諮問など女性発明品の事業化を支援するための多様な事業も推進された。また、女性発明家を奨励するためのコンテストや発明大会も開かれ、大きな反響を呼んだ。

ロ．推進内容及び成果

1) 女性発明振興のための事業化支援及び創意的な女性発明人材の発掘

① 世界女性発明大会及び女性発明品博覧会の開催

世界初の大規模国際女性発明大会として、韓国が世界女性発明主導国として位置づけられることに大きく貢献した。2008大韓民国世界女性発明大会と大韓民国女性発明品博覧会を同時に開催したことで、国内の女性発明家に国際大会での受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングチャンスを提供し、シナジー効果を創出した。開催日付は2008. 5. 8～5. 10(3日間)にCOEX太平洋ホールで実施され、世界女性発明大会の場合22カ国264点(国内100点、国外164点)が出品され、女性発明品博覧会は全部で92社、117ブースの参加、7万5千人の来場者、バイヤー相談は国内16,861回の総額12億9,700万ウォン、海外10,298回の総額27億3,100万ウォンを記録した。海外バイヤー相談金額が国内バイヤー相談金額の2倍以上で、良い反応を得た。世界女性発明フォーラムは2008. 5. 9(金)、グランドインターコンティネンタルホテルで実施されたが、30カ国の350人が参加し、このフォーラムでソウル宣言が採択された。同宣言はソウルに事務局を据える世界女性発明家協会の設立を確定し、世界知的財産所有権機関(WIPO)とMOUを締結するなど、国際機関本部を韓国に誘致することにした。

今回の世界女性発明大会により、全世界の女性発明家たちの国際的な連帯とネットワークを構築し、国内女性発明起業家の海外進出に向けた橋頭堡を設けることができた。また、積極的な広報活動で様々な媒体に紹介され、韓国社会に女性発明文化振興に対する重要性及び関心を高める契機となった。

②女性発明優秀事例発表会の開催

女性発明優秀事例発表会は女性の繊細な感受性をもとに斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範となった優秀事例を発掘して紹介することで、女性の発明意欲と潜在された創意力を目覚めさせるため、1995年から開催している。

2008年は6月10日韓国知的財産センターの国際会議室で開催されたが、全部で41件の応募作品の中から6件が選ばれ、約200人が参加した。

③女性発明家に対する発明諮問

女性たちの発明アイデアを具体化し、特許出願をバックアップするため、産業財産権の無料弁理士相談、政府の産業財産権支援制度の案内及び産業財産権関連の各種諮問、特許出願時の弁理士費用の割引などを内容とする「女性弁理士諮問事業」が2004年9月に初めて施行された。

2008年には無料弁理士相談が109件あり、このうち45件を出願した。

④試作品製作支援事業

女性の発明意欲増進、技術開発促進及び発明アイデアの事業化支援のため、優秀な女性発明アイデアに対する試作品製作支援を2007年から実施している。産業財産権として登録されていない特許、実用新案、デザインの範疇に属するアイデアを対象に、試作品を通じて具体化できるよう支援した。2008年113件の申請から25件が選定され、6千5百75万ウォンが支援された。

2) 女性の知的財産権認識の向上及び底辺拡大のための努力

①全国巡回女性知財権説明会

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気を高め、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して発明に関心のある主婦、発明教室参加学生の父兄、女性教師などを対象とする「全国巡回女性知的財産権説明会」を2001年から開催している。

特許庁の審査官、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家などを講師として構成して運営される同説明会は、知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容として講義を進め、知的財産権に対する認識を向上すると同時に底辺の拡大に大きく貢献している。2008年度女性知的財産権説明会は合計16回開催され、2,151人が参加した。女性発明創意教室の場合、合計32回開催され、1,588人が参加して大きな反響を呼んだ。

②女性発明コンテスト開催

女性発明コンテストは女性に斬新な創意力を発揮できる機会を提供し、更には創作アイデア啓発に対する意識を高めることで発明の活性化を図るため、既存の「女性発明アイデア公募大会」を統合・発展させ、2003年に初めて開催された。2008年には一般部255件、学生部84件など総84件が出品され、この中からアイデア創出過程、独創性、実用性、経済性を総合的に考慮し、大賞(大統領賞)及び優秀賞(国務総理賞)各1件など50件対して授賞した。

③女性発明情報誌(月刊「発明する人々」)発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種情報の伝播、政府の知的財産権創出促進事業の紹介などのため、韓国女性発明協会の主管で2002年7月に創刊された。「発明する人々」は発明精神の向上、発明家のプライドの鼓吹及び権益の擁護、全国民的な発明生活化キャンペーンの展開、発明家と企業間の連携推進、発明企業の広報など、ホットな情報と様々なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明同好会、女性出願者及び登録者などに提供している。

ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業はより多くの女性が産業財産権を持って経済活動に参加することで韓国産業発展を促進するという目標の下で展開された。創意的な女性発明家を育成・活用し、優秀な女性たちの発明出願及び事業化を支援するための様々な啓蒙及び振興事業を推進してきた。もちろんこのような条件を満たすために女性たちの発明に対する友好的な社会環境づくりに力を入れ、女性発明支援インフラを構築し、国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤を整えることに重点を置いて努力した。

2009年には韓国からその範囲を拡大し、韓国の女性発明家たちが世界の中心に立つための跳躍を準備中である。世界知的所有権機関(WIPO)との緊密な協力を通じて、世界女性発明家の交流及び女性発明の世界化のために、発明大会、博覧会、学術会議、IP教育をすべて囲い込む大規模の国際発明文化イベントを開催し、これをきっかけにして、世界女性発明家の協力ネットワークである「世界女性発明家協会」を発足させる計画である。全世界40カ国が参加する「2009大韓民国世界女性発明大会/第9回大韓民国女性発明品博覧会」、「世界女性発明フォーラム」、「世界女性発明・起業家ワークショップ」につながる、全世界女性発明家のフェスティバルとなり、女性分野の知的財産権最強国としての力を披露する。

また、大韓民国女性発明品博覧会、女性発明試作品製作支援事業、優秀事例発表会など様々な女性発明振興事業を通じて女性発明の底辺拡大と女性発明品の事業化を引き続き支援していく計画である。発明家族フェスティバル、女性発明コンテストなどを通じては、女性発明の社会的な基盤を強化し、全国で無料の知的財産権説明会、発明創意教室、発明指導者課程を運営し、女子大生発明キャンプ、女性発明家ワークショップなどを通じて、女性発明人材の養成にも力を傾けていく予定である。2009年には女性発明振興と産業財産権を活用した女性経済人輩出という目標を乗り越え、女性発明の世界化を推進していく計画である。

3. 発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ソン・チャンホ

イ. 推進背景及び概要

これらの事業は知財権に対する国民の認識向上及び発明ムードの拡散、国内外発明家たちの交流拡大及び国際的なネットワークの構築及び優秀発明品の販路開拓及び流通活性化にその目的がある。これまでの行事の沿革をみると、2002年から隔年開催し、今年で4回目、商標・デザイン展は2006年から毎年開催し、今年で3回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

「大韓民国発明特許・商標・デザイン大典」及び「ソウル国際発明展」を同時開催し、国内の優秀な特許、商標、デザインのみならず、世界各国の発明品を同時に展示することで、名実ともに世界最大規模の知的財産権展示会としての面目を呈した。また、国内発明特許行事のプレゼンスを高めると同時にイメージ向上にも大きく貢献し、特に開幕式及び授与式に国務総理、国会知識経済委員会の委員長・幹事など多くの来賓が参加し、対内外的に知財権に対する国民の認識向上及び発明ムードの拡散に役立った。

「ソウル国際発明展」は国内68社(名)135点、海外34カ国351点が展示され、世界的な発明展となった。国内外発明家たちの交流拡大及び国際ネットワークの構築にいいチャンスとなり、初めて海外参加国別通訳ボランティアを選抜して海外参加者たちのコミュニケーション問題を解決したことで海外参加者の参加満足度向上に貢献した。

＜表IV－4－3＞大韓民国発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の成果内容の要約

▶2008 大韓民国発明特許大典及びソウル国際発明展

－ 日付/場所：2008. 12. 11 ～ 15(5日間)、COEX 太平洋ホール

*発明特許大典：受賞品 132 点、100 大優秀特許製品 25 点、陸軍発明品 20 点、試作品 20 点、特許製品販路支援館 11 点など 208 点を展示

- ・技術移転(専用及び通常実施権)契約実績 10 件
- ・製品販売(輸出を含む)契約実績 55 件、1 億 1 千万ウォン(2 社)
- ・技術移転(専用及び通常実施権)相談実績 186 件
- ・製品販売(輸出を含む)相談実績 334 件

*ソウル国際発明展：35 カ国 486 点(国内 135 点、海外 34 カ国 351 点)

- ・製品販売(輸出を含む)契約実績：(国内)61 件 26 億、(国外)35 件
- ・製品販売(輸出を含む)相談実績：(国内)736 件、(国外)446 件

▶2008 商標・デザイン展

－ 日付/場所：2008. 12. 11 ～ 14(4日間)、COEX インド洋ホール

*優秀商標、デザイン公募展の作品、本物・模倣品など展示

ハ. 評価及び発展方向

2008年度行事は大企業の不参加によって大企業と中小企業間の技術交流及び相互取引活性化の契機となれず、参加企業の広報不足によって優秀特許製品の流通増進及び販路開拓が多少不調気味であったが、今後多出願大企業と中小企業間の技術交流及び相互取引活性化の契機となれるよう、大企業を対象にした説明会などを開催して、積極的に参加を呼びかけるため努力する計画である。

2009年度から毎年開催する「ソウル国際発明展」に海外から優秀な発明品が多く出品されるよう、各国の発明協会及び国際発明家協会連盟(IFIA)の協力を通じて海外参加国の優秀発明品の展示も誘導していく計画である。

< 図IV-4-4 > 発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の開幕式



< 図IV-4-5 > 発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の授与式



第2節 知的財産専門人材の養成体系の高度化

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ジンファ
商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 イ・サンヨン

1. 知的財産に強い研究人材の養成

イ. 理工系大学(院)における特許教育の推進

1) 推進背景及び概要

最近、大企業から中小企業に至るまで多くの企業が特許紛争に巻き込まれた経験から、特許問題は専担人材と研究人材がR&D企画段階から共に協力して解決すべき課題であることを再認識している。特に、特許専担人材を別途確保できない中小企業の場合、研究人材が特許業務を同時に担当しているため、特許能力の強化が更に必要となっている状況である。

このように企業から特許能力を備えた研究人材に対する需要が伸びているため、これに合わせた人材の養成・供給が求められる。そのため、大学特許教育の拡大及び質的向上に対する学界及び産業界の意見を収集し、将来の研究人材である理工系大学(院)生のための特許教育を推進した。

2) 推進内容及び成果

大学(院)特許教育の活性化のため、理工系大学(院)に特許科目を正規課程として開設し、大学(院)生の特許に対する関心を高めると同時に、特許制度全般及び特許情報分析関連実務を中心に特許教育を実施した。

2008年大学特許正規科目は40の大学に93の講座を開設され、4,775人が受講した。大学院は6つの大学院に15講座が開設され、506人が受講した。受講した学生は全部で5,

281人で、2007年の受講生4,791人に比べて490人が増加した。

また、実務中心の教育及び参加型教育のため、1講座当たりの学生比率も減らした。大学は1講座当たりの学生比率が51.3人で、2007年に比べて約10人減少し、大学院は1講座当たりの学生比率が33.7人で、2007年に比べて約9人減少した。

<表Ⅳ-4-4> 大学特許教育の支援状況

区分	大学		大学院	
	2007	2008	2007	2008
大学数	37	40	4	6
講座数	70	93	10	15
講座履修 学生数(人)	4,370	4,775	421	506
1講座当たりの学生数(人)	62.4	51.3	42.1	33.7

大学特許講座受講生のうち優秀な学生のためには、深化教育のための「IP Summer School」を開催した。全国38の大学から87人が参加し、全部で15チームを構成し、特許教育と同時に発明アイデア促進のためのチーム別発明プロジェクトを遂行した。

また、大学院で正規課程として特許科目を開設するのが難しい又は教育需要が多いため技術別のオーダーメイド型教育を必要とする研究室(Lab)のためには、修士・博士の短期集中教育課程を7つの大学、10の研究室に開設し、118人の修士・博士研究人材が受講した。

3) 評価及び発展方向

大学(院)の特許講座は2006年本格実施されて以来、量・質ともに持続的に成長している。学部の講座は2006年44講座から2008年93講座へと2.3倍に増加し、大学院の講座は2006年2講座から2008年15講座へと7.5倍に増加した。

このような量的増加のみならず、IP Summer Schoolなど深化教育プログラムの運営

などを通じて質的にも持続的に成長している。

しかし、持続的に大学の特許教育を拡大して特許に強い研究人材を養成し、彼らを企業に送り出すためには、学生たちが特許に関心が持てるように興味深い教育コンテンツを提供し、実際の研究に役立てるよう教育内容を開発することが必要である。

今後も事例中心の教育内容を開発するために更に努力し、理工系の研究人材だけでなく、デザイン権を創出する研究人材などのための教育支援など知的財産権教育の底辺拡大を持続的に推進していく計画である。

<表IV-4-5> 2008年1学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状況

区分	学校名	学科	講座名
学部	江陵大	機械工学科	科学技術と知的財産
	江原大	資源生物環境学科	ウェルビーイング農産業の知的財産権
	公州大	工学センター	発明と特許A
			発明と特許B
	金鳥工科大	電子工学部	創意設計プロジェクト
	金川大	医療保障具科	発明と特許A
	大仏大	情報産業学科	発明と特許B
	大真大	機械設計工学科	発明と特許A
			発明と特許B
			発明と特許C
			発明と特許D
	東西大	応用生命工学部	発明と特許
			特許管理
			特許設計
	東義大	工大	技術と特許
	牧園大	工大	知的財産権と情報経営
	ソウル大	材料工学部	特許と技術移転
	ソウル女子大	コンピュータ工学部	知的財産権
	ソウルチョンクス大	カーエレクトロニクス科	発明と特許
	世明大	バイオ環境工学科	特許と環境新技術
順天郷大	医療科学科	医療科学概論	
水原大	物理学科	発明と科学	

	亜洲大	新素材工学科	発明と特許
	円光大	工大	知的財産権基礎 科学技術と知的財産
	仁荷大	工学認証(4講座)	科学技術と知的財産 A～D
	全南大	応用化学工学部	科学技術と知的財産 A
			科学技術と知的財産 B
			科学技術と知的財産 C
	全北大	ヘルスケア工学部	知的財産権と技術移転
	済州大	生物産業学部	発明と特許A-BIO分野
		機械エネルギーシステム工学	発明と特許B-機械分野
	忠南大	工学認証(4講座)	工学法制 A～D
	浦港工科大	人文学部長	知的財産権
	韓国技術教育大	コンピュータ工学科	工学と特許
	ハンバッド大	電波工学科	知的財産権
	漢陽大	法大	特許法の理解
大学院	ソウル大	材料工学部	特許と情報出願 技術管理と事業化
	KAIST	バイオシステム学科	特許分析と発明出願 A
			特許分析と発明出願 B
	延世大	コンピュータ科学部	特許と情報出願
	高麗大	情報経営工学部	特許と情報出願
計	27大学/4大学院		学部43講座/大学院6講座

<表IV-4-6> 2008年2学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状況

区分	学校名	学科	講座名
学部	カトリック尚志大	鉄道電気科	科学技術と知的財産
	公州大	新素材工学科	特許及び文献収集の演習
		機械システム工学科	発明と特許A
			発明と特許B
			発明と特許C
	金烏工科大	機械工学科	発明特許概論
	大邱大	コンピュータ工学科	科学技術と知的財産
	大仏大	情報産業学科	発明と特許A
発明と特許B			
大真大	機械設計工学科	発明と特許	

	産業工学科	発明と特許	
東西大	応用生命工学部	発明と特許	
		特許管理	
ソウル大	材料工学科	特許と技術移転	
ソウル女子大	コンピュータ工学部	知的財産権	
鮮文大	環境工学科	科学技術と知識産業	
世明大	バイオ環境工学科	特許と環境新技術	
水原大	物理学科	発明と科学	
亜洲大	新素材工学科	発明と特許	
嶺南大	化学工学部	6シグマ特別講義(特許部門)	
梨花女子大	統計学科	知的財産権管理	
人荷大	工学認証(4講座)	科学技術と知的財産	
全南大	応用化学工学部	科学技術と知的財産 A	
		科学技術と知的財産 B	
		科学技術と知的財産 C	
全北大	ヘルスケア工学部	知的財産権と技術移転	
済州大	生物産業学部	発明と特許A-BIO分野	
	機械エネルギーシステム工学	発明と特許B-機械分野	
朝鮮大	応用化学素材工学科	発明と特許	
忠南大	工学認証(3講座)	工学法制 A~C	
浦港工科大	人文学部長	知的財産権	
韓国技術教育大	コンピュータ工学科	工学と特許	
韓国ポリテク1大学	カーエレクトロニクス科	発明と特許	
漢陽大	法学科	特許法の理解	
国民大	電子工学科	師弟動向セミナー	
	電子工学科	未来社会と知的財産	
	ビジネス IT	科学技術と知的財産	
淑明女子大	法学科	知的財産権法 II	
江原大	生物資源環境学科	知的財産権の理解	
東国大	機械工学科	機械工学	
ソウル産業大	新素材工学科	特許と工学人	
高麗大	産業システム情報工学科	知的財産の理解	
仁荷大	新素材工学科	知的財産権	
忠北大	法学科	特許と商標	
大学院	ソウル大	材料工学部	特許と情報分析

			技術管理と事業化
KAIST	バイオシステム学科		特許分析と発明出願 A
			特許分析と発明出願 B
延世大	コンピュータ工学部		特許と情報分析
高麗大	情報経営工学部		特許と情報分析
漢陽大	コンピュータ工学部		特許と情報分析(本校)
			特許と情報分析(安山)
POSTECH	産業経営工学科		特許と情報分析
計	32大学/6大学院		学部50講座/大学院9講座

ロ. 大学生のデザイン権利化の支援

1) 推進背景及び概要

2008年現在、国内にはデザイン関連学科が320余りの大学に開設され、27万人の学生が在学している。また、毎年3万人余りの卒業生を輩出している。しかし、知的財産権及びデザイン保護制度に対する教育課程がなく、それに対する認識も低いため、創作性の高いデザイン結果物が法的保護を受けられずにいる。

特許庁は2005年10月から大学生に自分のデザインをデザイン権として保護を受けられるようにする「デザイン権利化支援事業」を計画・推進している。この事業は全国のデザインを専攻した大学生及び産業現場のデザイナーにデザイン保護制度教育を通じて、デザイン権に対する認識を高めると同時に、学校と産業現場で創作したデザインがデザイン権で保護を受けられるように指導・奨励することで、デザイン出願の増加やデザイン産業発展に貢献することに意義がある。

更に、2006年からデザインの創作意欲を高め、デザイン権の保護を強化するために、「デザイン公募展(Design Right Fair)」を開催している。また、デザインを専攻している大学生だけでなく、企業で働いているデザイン関連の役職員にも教育が受けられるよう事業を拡大・推進した。

このようなデザイン権利化支援事業の結果、大学生のデザイン登録出願件数が2004年の241件から2008年には2,452件へと、4年で900%以上大幅増加した。

＜表IV-4-7＞大学生デザイン登録出願の件数

年度	2004	2005	2006	2007	2008
デザイン登録出願件数	241	588	1,530	1,367	2,452

2) デザイン権利化支援事業

特許庁ではデザイナーの卵と現場のデザイナーに知的財産権及びデザイン保護法について紹介し、電子出願の要領や図面の作成方法を熟知させ、自分のデザインがデザイン保護法で保護を受けられるようにした。特に、ほとんどデザイン権として認識されていないキャラクター、GUI(Graphic User Interface)などの画像デザイン、CI(Corporate Identity)、BI(Brand Identity)デザインと字体デザインなどにもデザイン権が付与される可能性があることを関連学科、団体及び企業に積極的に広報・教育した。

デザイン権利化支援事業は特許庁のデザイン審査官が学校と企業を訪問し、各学校と企業の実情に合った教育を行う事業であり、2008年には東西大など44の機関、2,360人に教育を実施した。

＜図IV-4-6＞2008年度大学生デザイン権利化説明会

(4月、東西大学デザイン学科)



3) デザイン権公募展 (Design & Right Fair)

デザイン公募展はデザイン権に対する認識を高めることで国家産業競争力を強化することを目的として、2006年大学生デザイン公募展 (Design & Right) から始まった。2008年その対象と方法を画期的に変え、デザイン公募展 (Design Right Fair) に変更し、韓国貿易協会と共同開催して輸出企業のデザインを支援している。

毎年300回余りが開かれている各種デザイン公募展は、各企業の広報とともに安い費用で優秀なデザインとアイデアを得ようとするのが目的であるため、出品者の全ての知的財産権は主催側に引き渡され、出品者は所定の賞金だけ受け取るのが現実であった。

しかし、デザイン権公募展はデザイン権を媒介にして企業と出品者(デザイナー)をつなぐことで皆に利益を与えるオープンイノベーションであるということが最も大きな特徴である。2008年から出品対象を大学生から一般人にまで開放し、デザインが必要な企業の物品デザインを公募すると、デザイナーはこれに対して出品と同時にデザイン登録出願することになる。選定の際は企業関係者と共同審査を行い、企業の意見を最優先にして授賞した後、選定された作品は企業が量産し、これによるロイヤルティーを出品者に支給することになる。

2008年13社 (LG生活健康、愛敬、Duobackなど) の15デザイン品目 (シャンプー容器、歯磨き粉パッケージ、椅子など) に対する公募に350件が出品され、その中でDuoback Koreaの椅子デザインを出品した国民大学のイム・ソンビン氏が大賞である知識経済部長官を受賞した。その他、様々な類似デザインでデザイン防御戦略を樹立した作品に対しては特許庁長賞を授与し、これらの受賞作 (入選を含む140) はCOEXインド洋ホールで開かれた「2008商標ーデザイン展」で展示されて大きな反響を呼んだ。審査には学生たちのデザイン展開能力だけでなく、特許庁のデザイン出願登録を基本条件としていることから、学生たちにデザイン登録出願プロセスを直接体験させることで、デザイン権利に対する関心を誘導した。また、多くの作品を出品し、デザインを登録出願

した学校4つを選定し、商標デザイン展で学校を広報する機会を与えた。Duoback Koreaは大賞作品を新商品として開発中であり、量産・販売によるロイヤルティーを選定者に支給する予定である。

2009年には企業デザインとともに公共デザインに対する社会的関心の増大により、政府中央部署と地方自治団体の公共デザインまで含めたデザインを公募する予定であり、受賞作は今年の12月「2009商標ーデザイン展」に展示される予定である。デザイン権公募展はデザイナーと大学生たちの創作意欲とデザイン権に対する認識を高め、斬新なアイデアを持つデザイナーを発掘するため、「2008商標ーデザイン展」の一環としてソウル貿易展示場であるCOEX太平洋館で2008年12月11日から4日間開催された。

<図IV-4-7>2008年度デザイン権公募展の大賞作

Duoback Koreaの椅子デザイン及び展示ポスター



<表IV-4-8>参加企業及び公募デザイン品目

区分	会社名	デザイン物品
1	株)キョンヒ	ワンピーススタッキング椅子のデザイン
2	株)Duoback Korea	オフィスチェアデザイン
3	株)愛敬	歯磨き粉の容器
4		歯磨き粉の包装デザイン
5	株)イドン (Eden)	ノート(環境問題を扱ったグラフィック)デザイン

6	株)真鍮東亜シルク	ファブリックデザイン
7	株)テジュ照明	インテリジェント照明デザイン
8	株)テハメカトロニクス	高齢者用の自転車型運動機器デザイン
9	株)韓国Adobeシステムズ	Adobe広報映像(フラッシュ、AVI)デザイン
10	ボスンコーポレーション	コンパクト容器
11	株)ヘボ産業	無線真空掃除機
12	株)アモシス	ローラーシューズ
13	株)ヘワン	携帯用の暖房機器
14	株)LG生活健康	エラスティンシャンプー容器
15		リエンシャンプー容器

<表IV-4-9> 出品状況及び受賞

順序	出品機関	出品数	入賞数
1	国民大	87	32
2	清州大	31	17
3	仁済大	35	13
4	ソウル産業大	25	9
5	嶺南大	16	9
6	一般及びその他	18	9
7	牧園大	6	4
8	祥明大	13	4
9	西京大	8	4
10	東亜大	5	3
11	延世大	5	2
12	梨花女子大	2	2
13	全州大	8	2
14	韓国科学技術院	2	2
15	漢城大	3	2
16	江原大	1	1
17	啓明大	1	1
18	桂園デザイン芸術大	1	1
19	光州大	3	1
20	同徳女子大	3	1

21	明知専門大	11	1
22	ソウル市立大	4	1
23	世明大	1	1
24	全北大	2	1
25	忠北大	2	1
26	韓国産業技術大	2	1
27	協成大	2	1
28	弘益大	7	1
29	その他の大学	44	
計		348	127

2. オープンイノベーションためのキャンパス特許戦略ユニバーシアードの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 チョン・イグァン

イ. 推進背景

日本は2005年度に208の大学、153の大学院で知的財産講座を運営し、ドイツは1996年から工大にINPAT(大学特許講座導入)プロジェクトを推進して知的財産講座が1996年度に65大学、95学部から2000年度には127大学、268学部まで拡大された。それに比べると韓国の大学特許教育は胎動期といえる。2006年から大学特許教育が始まり、2008年度に6つの大学院、40の大学で特許教育が実施されたが、理論・法学中心の特許教育から特許情報検索、請求の範囲の作成など実務中心の実用的な特許教育の必要性が求められている。

ロ. 推進目的

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、大学の実用的な特許教育を拡大し、企業が必要としている特許に強い研究人材を育成し、創意的なアイデアを発掘するために推進された。企業は問題出題、審査、賞金を負担し、大学は教授、学生が企業が出題した問題に対して解答を提示し、特許庁は大会の運営を支援する。このように、キャ

ンパス特許戦略ユニバーシアードは企業、大学、政府の実質的な産・学・官の協力事例である。そして、企業が大学のアイデアを採択して企業経営に適用することは、企業内部に限られていたR&Dから果敢に脱皮し、外部の技術やアイデアを積極的に活用し、内部の革新につなげる開放型革新(Open Innovation)の事例といえる。

ハ. 大会の概要

1) コンテスト部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードコンテスト部門は特許戦略樹立部門、専攻技術調査部門の2つの部門がある。特許戦略樹立部門は細部的な技術テーマに対して国内外の特許を分析し、研究開発戦略及び特許獲得方向を樹立することである。先行技術調査部門は産業別の仮想の出願書又は発明要約書に対して関連した先行技術を調査した後、特許可能性を判断したり、出願書を補正又は作成することである。

2) 参加資格

国内の理工系大学(院)生を対象に、特許戦略樹立部門は3名以内のチーム又は個人で参加し、指導教官1人が参加しなければならない。先行技術調査部門は個人で参加し、所属大学の産学協力団長の推薦書が必要である。

3) 審査手続

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で行われる。書類審査は申請資格、推薦書(参加確認書)の確認など基礎審査を行い、書面審査では企業が提出された答案を審査基準に従って受賞者数の3倍程度を選抜する。発表審査は書面審査で選抜された人を対象に、彼らが作成した論文を発表させて最終順位を決める。最終審査では企業が推薦した最優秀学生を大賞にし、特許庁長賞以上の上位の賞を選定する。

4) 審査基準

審査基準はコンテスト部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価を進める。先行技術調査部門の書面審査基準は先行技術検索、請求の範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略樹立部門は先行特許調査及び分析、特許戦略樹立を評価項目として評価指標を定めた。

＜表Ⅳ－４－１０＞コンテスト部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	細部内容
先行技術調査部門	先行技術検索	先行技術調査の達成度	効果的な検索方法を使ったのか、先行技術調査結果の達成度など
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との整合性
	請求の範囲の作成・補正	請求の範囲作成・補正の適正性	最も広い独立項作成、適切な従属項の使用など
		特許要件関連意見の妥当性	新規性及び進歩性などに関する説得力のある意見開陳ができたか。
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業の動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量、定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人別の分類など 核心・基盤特許の導出
		核心特許の導出、選別、分析など	主要特許検索の程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略の樹立など	未来技術開発の方向・戦略など提示	未来技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など		核心特許確保のための特許戦略の提示など、 回避(空白)技術の設計方策など 独自開発、外部導入戦略などの判断 短期、中・長期開発の判断など	

＜表Ⅳ－４－１１＞コンテスト部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	細部内容
先行技術	学生答案	先行技術検索など	先行技術調査達成度の程度 検索先行技術の適正性など
		請求の範囲の作成・補正など	請求の範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など

調査部門	企業成果	問題解決に対する貢献度	問題出題の目的・意図の整合性など 該当産業分野などに対する波及効果の程度など
		発展可能性など	今後研究課題として採択される可能性など 実務適用計画など
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業の動向分析の適正性
		先行特許調査(定量・定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人別の分類など 核心・基盤特許の導出など
		核心特許の導出、選別、分析など	重要特許検索の程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略樹立など	未来技術開発の方向・戦略など提示	未来技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など	核心特許確保のための特許戦略の提示など 回避(空白)技術の設計方案など 独自開発、外部導入戦略など判断 短期、中・長期開発の判断など
特許分析と戦略樹立(回避設計)間の論理的な連携性など			

＜表IV-4-12＞発表審査基準

評価指標	細部内容
理解力	発表者の理解度、聴衆の理解度
分析力	目的の適合性、方法の正確性
表現力	答弁の明瞭性、発表資料使用の適切性

5) 2008年授賞内訳

2008年キャンパス特許戦略ユニバーシアードでは特許戦略樹立部門で特許庁長賞以上の上位賞に学生6チーム、指導教官6人を選定し、企業CEO賞は18チーム、佳作は31チームを選定し、合計55チーム(指導教官6人を除く)を選定した。先行技術調査部門では特許庁長賞以上の上位賞に4人、企業CEO賞に10人、佳作20名など合計34人を選定した。団体賞は最多応募大学として延世大が受賞した。

＜表IV-4-13＞2008年授賞内訳

区分	特許戦略樹立		先行技術調査
	学生	指導教官	
知識経済部長官賞	1千万ウォン (1チーム)	5百万ウォン (1人)	3百万ウォン (1人)
韓国工学翰林院会長賞	1千万ウォン (1チーム)	5百万ウォン (1人)	-
特許庁長賞	各7百万ウォン (4チーム)	各5百万ウォン (4人)	各2百万ウォン (3人)
企業賞	CEO賞	各5百万ウォン (18チーム)	-
	佳作	各1百万ウォン (31チーム)	-
団体賞	最多応募大学	1千万ウォン(1大学)	

6) 2008年の主要日程

2008年キャンパス特許戦略ユニバーシアードは2008年9月9日の公告を始めに、申請書の受付、論文提出、審査の順で進められた。

<表IV-4-14> 2008年の細部推進日程

区分	細部内容	2008年の日程
公告・受付	大会公告	2008. 9. 9
	参加申請書の受付	2008. 9. 10~10. 10
先行技術 調査部門	問題公告	2008. 11. 3
	答案提出	2008. 11. 14
	基礎・書面・発表・最終審査など	2008. 11. 17~2009. 1. 8
特許戦略 樹立部門	論文提出	2008. 12. 31
	基礎・書面・発表・最終審査など	2009. 1. 2~2. 3
授賞式		2009. 2. 13

ハ. 推進実績及び結果

1) 電子、造船、化学など4つの産業分野に21社が参加

サムスン電子、LG電子、Hyundai・Kia自動車など21の国内屈指の企業が後援企業として参加し、LG電子、サムスン重工業など14の参加企業が受賞者に就職インセンティブを与えることにした。

<表IV-4-15>21社の参加企業状況

サムスン電子、LG電子、サムスンSDI、Hyundai・Kia自動車、LGディスプレイ、LG化学、日進素材産業、湖南石油化学、暁星、hynix、posco、東洋製鉄化学、Siltron、Hanhwa石油化学、Hyundai製鉄、SKエネルギー、Jusungエンジニアリング、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船	
---	--

*受賞者に対する就職インセンティブ付与：LG電子、LGディスプレイ、LG化学、Siltron、湖南石油化学、暁星、東洋製鉄化学、Hanhwa石油化学、Hyundai製鉄、Jusungエンジニアリング、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船など14社

2) 参加状況

大学の積極的な参加で、68の大学から2,050チームが参加を申し込み、56の大学から1,128チームが論文を提出し、このうち34大学の89チームを受賞者として選定した。そして、企業、大学、特許庁、韓国工学翰林院が一堂に会し、2月13日に授賞式を開催することで、「2008年キャンパス特許戦略ユニバーシアード」を終えた。

<表IV-4-16>部門別の受賞状況

区分	特許戦略樹立		先行技術調査		合計	
	大学	チーム	大学	人	大学	チーム(人)

参加申込	61	609	59	1,441	68	2,050
論文提出	46	288	48	840	56	1,128
発表審査	34	84	27	88	39	172
受賞者	25	55	20	34	34	89

3) 2008年問題(テーマ)状況

2008年度に出題された問題は特許戦略樹立部門から19問題、先行技術調査部門から10問題がそれぞれ出題された。参加企業は企業が必要とする分野の技術テーマを選定して問題を出題し、最近社会的な関心が集まっている代替エネルギー及び環境分野の太陽電子、ハイブリッドカー、CO₂低減技術などが問題として提示された。

<表IV-4-17> 産業分野別の問題出題状況

産業分野	問題コード	問題のテーマ	
		特許戦略樹立部門	先行技術調査部門
電気電子	A1	携帯電話における電話番号の保存方法	USBポートを内蔵し、USBを通じてPCからUSB信号に変わったビデオ信号入力を受け、ディスプレイが可能なモニター
	A2	Haptic	端末機を利用した多数による通話方法
	A3	染料感応型太陽電池の光電変換高効率素子	電池パック (Battery pack)
	A4	Flexible Display	LCDパネルのバックライト結合構造
	A5	CIGS 薄膜太陽電池分野	
	A6	次世代メモリ製品	
	A7	マイクロプロセッサ製造使用 EPIウエハー	
	A8	薄膜型シリコン系太陽電池	基板支持部材
造船	B1	IT技術、船舶建造、安全運航、知能化	
	B2	廃熱回収処理装置などEco性能改善システム	
化学エネ	C1	中大型リチウムイオン二次電池次世代素材	非水電解質2次電池及びその充電方法

ルギ ー	C2	高分子電解質の燃料電池	プロピレン重合用触媒及びこれを利用したプロピレンポリマーの製造方法
	C3	Tandem cell	異方性導電フィルム
	C4	高効率の非晶質シリコン系薄膜太陽電池	
	C5	SPIOナノ粒子MRI造影剤	
	C6	天然ガスから石油化学原料及び合成ガスを製造する方法	
機械 金属	D1	Plug-in Hybrid Car	異型断面筒状体の製造方法及びトーションビーム用アクスルビーム
	D2	高強度自動車鋼板	Vortex 防止技術
	D3	CO2 低減技術	
合計	21社	19問題	10問題

4) 大学別の受賞者状況

2008年キャンパス特許戦略ユニバーシアードで受賞者を出した大学は34大学(89チーム、172人)である。大学別の受賞者をみると、KAISTが18チーム、高麗大・ソウル大が7チーム、POSTECH6チーム、嶺南大・漢陽大・延世大・全北大4チームなどである。

<表IV-4-18> 主要受賞者状況

部門	賞格	氏名	大学	学科
特許戦略樹立 部門	知識経済部長官賞	チェ・ソン Chol、 カン・スンピョン、 チョン・スホ	浦項工大	産業経営工学科
	工学翰林院会長賞	パク・フン、 イ・ソンジェ	KAIST	新素材工学科
先行技術調査 部門	知識経済部長官賞	イ・ジンイ	忠南大	メカトロニクス専攻

<表IV-4-19> 大学別受賞状況

順位	大学	合計	特許戦略樹立部門			先行技術調査部門		
			優秀賞	佳作	小計	優秀賞	佳作	小計

1	KAIST	18	6	3	9	3	6	9
2	高麗大	7	3	1	4		3	3
3	ソウル大	7	1	5	6	1		1
4	POSTECH	6	2	3	5		1	1
5	嶺南大	4	3	1	4			
6	漢陽大	4	2	1	3	1		1
7	延世大	4	1	1	2	1	1	2
8	全北大	4		2	2	1	1	2
9	檀国大	3	1	2	3			
10	亜洲大	3				2	1	3
11	慶熙大	2	1	1	2			
12	西江大	2		1	1	1		1
13	忠南大	2		1	1	1		1
14	慶尚大	2		1	1		1	1
15	蔚山大	2		1	1		1	1
16	国民大	1	1		1			
17	ソウル産業大	1	1		1			
18	全南大	1	1		1			
19	昌原大	1	1		1			
20	建国大	1		1	1			
21	釜山大	1		1	1			
22	成均館大	1		1	1			
23	崇実大	1		1	1			
24	仁荷大	1		1	1			
25	忠州大	1		1	1			
26	大邱大	1		1	1			
27	金烏工大	1				1		1
28	ソウル女子大	1				1		1
29	朝鮮大	1				1		1
34	光州科技院	1					1	1
31	東国大	1					1	1
32	東義大	1					1	1
33	順天郷大	1					1	1
34	韓国技術教育大	1					1	1
合計		89	24	31	55	14	20	34
大学数		34	25			20		

5) 評価

2008年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに学生たちが提出した論文に対する参加企業からの評価は肯定的である。ある企業は数年間悩んでいた問題を解決したという事例もあった。先行技術調査部門では進歩性のある先行技術が導出されたり、先行技術に対する客観的な結果を確保し、企業が今後研究開発の際、研究の自律性を確保する成果を上げた。特許戦略樹立部門では特許分析と未来特許戦略の提示において独創的なアプローチ方法と創意的な意見を提示するなど、研究開発時に活用できる論文が提出されたという評価を得た。

3. 企業などの知的財産実務人材の養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 チョン・デスン

イ. 推進背景

最近国内外の特許紛争、特許経営の拡散などで、知的財産専門人材が企業の主要競争力の鍵となっている。特に、先発企業が自社の核心特許を競合社の市場参入を最初から封じるための手段として積極的に活用するなど、特許は欠かせない主要経営戦略となっている。このようなことから、特許の創出・活用・保護活動などを通じて価値を創出できる知的財産人材養成の重要性もますます大きくなりつつある。

しかし、国内企業は特許環境にきちんと対応できていない状況である。研究開発遂行企業を対象にアンケートを行った結果、約90%が特許専担部署を保有せず、特許専担人材がいない企業も80%であった。⁴⁵特に、資金と人材が不足している中小企業の場合、特許紛争に無防備な状態であり、特許人材育成の基盤作りが切実である。

そこで、特許庁では企業の知的財産専門人材を体系的に養成して企業の特許競争力を高められるよう、企業などの知的財産実務人材の養成政策を樹立・推進した。

⁴⁵ 知的財産専門人材像の研究及び需要調査、2007. 特許庁

ロ. 政策方向

2008年度企業などの知的財産実務人材養成政策は企業の知的財産実務人材を養成するためのインフラ構築に焦点を当てた。そのため、教育の基盤となるカリキュラム及び教材開発、講師Poolの構築、本格的な教育施行前のテスト教育の開始などが主な政策であった。

ハ. 2008年度の主要推進実績

企業などの知的財産実務人材を段階別・体系的に養成するため、知的財産水準によって教育課程を兼任人材教育、専担人材教育、高級職務教育課程に区分した。そして、専担人材教育課程の場合、教育課程運営のためのインフラ構築のために、電気・電子分野、化学・生命分野別に分けて、特許管理、国・英文明細書、海外拒絶理由・対応(OA、Office Action)、特許情報活用などの教材を開発した。

また、高級職務教育課程を運営するため、「米国紛争事例研究」、「海外出願戦略の事例研究」、「契約書作成実務」など3冊の教材を開発した。特に、事例・実務中心の教材を開発するため、民間知的財産専門家を教材開発諮問委員として招聘し、教材の完成度を高めた。教育課程の場合、他機関の教育課程を綿密に分析し、企業知的財産専門家、弁理士など民間専門家の意見を積極的に取り入れ、効果的な教育課程を開発することに焦点を合わせた。これをもとに、80人の教育生を対象に11月高級職務教育課程を試験的に運営し、運営した結果、満足度が高く現れたことから教育が充実に行われたことが判明した。

ニ. 今後の計画

2008年度が教育のためのインフラを構築する1年であったとすれば、2009年度はインフラを基に本格的な教育を行う年といえる。よって、積極的な広報などを通じて企業に積極的な参加を呼びかける必要がある。特に、大企業に比べて特許紛争に弱い中小企業のための特許教育が切に求められているため、特許庁は2009年度から企業を直接訪ねていく特許教育を提供する計画である。同教育は時間・場所の制限などで教育へ

の参加が難しい中小企業などが教育に積極的に参加できるよう、講師を直接教育現場に派遣する事業である。訪問するだけでなく、教育生のレベルを事前に診断し、それによるオーダーメイド型教育を提供することで、教育効果を高める計画である。同時に、特許侵害警告状を受領した時の対応策など、現場で起こり得る事例を中心とした教育を通じて現場対応力も高めていく計画である。

また、知的財産水準によって兼任人材、専担人材、高級職務教育、国際実務人材教育課程など段階別教育課程を開設し、知的財産人材を体系的に養成していく計画である。段階別教育課程の運営で、企業における特許経営のための人材確保に大きく役立つものと期待される。

<表IV-4-20>段階別の知的財産実務人材養成課程(案)

区分	兼任人材の養成	専担人材の養成	高級職務教育	国際実務人材養成
目的	知的財産法・理論に対する基礎知識を保有し、知的財産業務を効果的にアウトソーシングできる能力を備えた人材の養成	出願など特許管理、特許調査・分析など実務を単独で遂行できる能力を備えた人材の養成	専担人材又は一定分野で専担人材水準の能力を備えた兼任人材の知的財産能力水準の質的向上	国際ライセンスング、海外出願、国際特許紛争など国際特許実務が遂行できる能力を備えた人材の養成
教育科目(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権入門 ・特許情報調査の基礎 ・特許制度と出願書の作成 ・特許戦略と研究成果管理 ・特許管理入門 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術分野別(電気電子、化学生命分野など) - 特許管理 - 国英文明細書 - 海外拒絶理由に対する対応(OA*) *OA(Office Action) - 特許情報の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国紛争事例研究 ・国際ライセンス契約実務 ・海外特許戦略樹立 ・グローバル特許戦略のための5カ国特許法の比較 ・知的財産会計 ・デザイン・商標戦略 ・技術マーケティング及び事業化戦略 ・中国IP戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内事前教育(1ヶ月) - IP英語など ・現地派遣教育(3ヶ月) - 米国現地の法制度及びIP管理実務、特許紛争及びライセンスング実務課程
運営方策	・5講座に対して1講座当たり1~2日課程で運営	・技術分野別に4つのモジュールに区分して設計・運営(4講座、40時間)	・講座別3日内外の課程で、討論などを通じた集中教育(8講座)	・国内で1ヶ月の事前教育実施後、3ヶ月程度現地で実務派遣教育

4. 弁理士実務修習制度の改善

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ヤン・ギソン

イ. 推進背景

最近科学技術の急速な発展、製品・技術周期の短縮などによって市場環境は急激に変わっている。これにより、知的財産権創出のための企業の弁理士サービスに対する要求水準も高品質化しつつある。サムスン電子など主要大企業は特許戦略を「量」から「質」に方向転換しているが、これは上位10社基準で出願規模が2005年52,212件、2006年36,750件、2007年3万件以下へと減少している様子を見るとすぐ分かる。

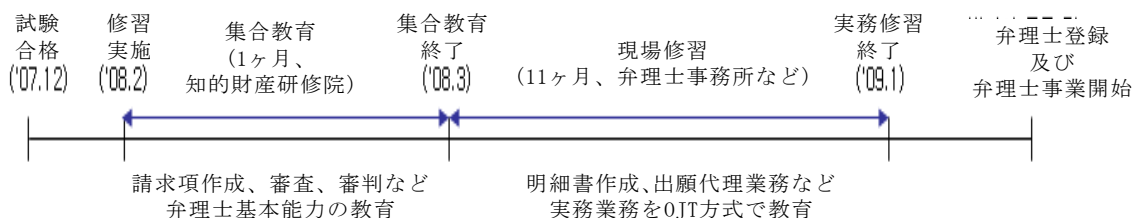
このような企業の高品質弁理士サービスに対するニーズに対応し、迫ってくる法律市場の開放、ロースクールの導入などに備えるため、何よりも弁理士の競争力強化が求められている。そこで、弁理士実務修習に対する企業特許部署、弁理士事務所などの意見を取り入れ、弁理士実務修習制度の改善を推進した。

ロ. 弁理士実務修習制度の概要

弁理士実務修習は弁理士法第5条第2項及び同法施行令第12条の規定に基づき、弁理士試験合格者に対して弁理士登録申請前に1年以上実施している。

実務修習は特許庁国際知的財産研修院が主管する1ヶ月の集合教育課程と弁理士事務所、企業体の特許専担部署、知的財産権関連の機関・団体及び研究所などが実施する11ヶ月の現場実務修習に分けられる。国際知的財産研修院主管の集合教育課程では、弁理士の基本的な倫理と請求項の作成、先行技術調査、特許訴訟など基本的な業務に対する教育を実施し、11ヶ月の現場修習課程では修習機関の修習指導官より実際出願案件をもとに発明者との面談要領、出願手続、明細書の作成など出願実務から特許審判・訴訟まで、弁理士業務全般に対する現場教育を受けることになる。

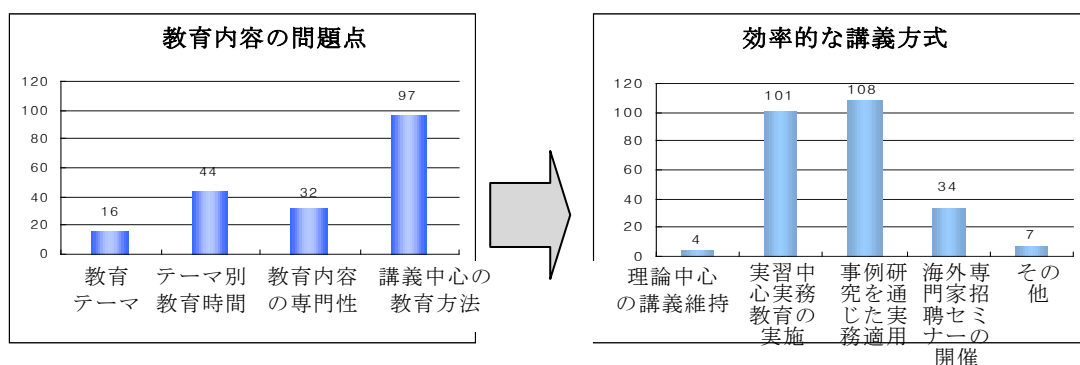
<図IV-4-8> 弁理士実務修習の概念図(2007年試験合格者の例)



ハ. 弁理士実務修習に対する問題点の分析

既存の実務修習制度に対する問題点分析のため、サムスン電子、NHN、柳韓洋行などの特許部署とKim&Jangなど大規模のローファームを始め、弁理士2~3人で構成された小規模の特許事務所まで様々な意見を収集し、実務修習弁理士を対象にアンケート調査も行った。このような意見収集の結果、実際弁理士たちは理論中心の教育課程が実務・実習中心の実質的な教育課程に変わることが希望していることが分かった。また、明細書の作成、特許訴訟、先行技術調査など現業適用度が高い教育の拡大を希望した。

<図IV-4-9> 実務修習弁理士に対するアンケート調査の結果(2008.4)



また、化学、機械、電子、建築など様々な技術分野で構成された弁理士業務に対する効率的な教育のためには、技術分野別に差別化された教育が必要であり、教育結果による公正かつ客観的なインセンティブ体系が不十分であるという指摘があった。

ニ. 新規弁理士の業務能力強化のための需要者オーダーメイド型教育制度への改善

企業特許部署、特許事務所などの多様な意見収集と2回にわたる弁理士資格審議委員会を通じて既存弁理士実務修習制度の問題点を改善し、実質的な弁理士の業務能力強化のための制度改善を推進した。2008年12月「弁理士実務修習規定」の改正を通じて制度改善を完了し、2008年度第45回弁理士試験合格者を対象に改善された弁理士実務修習が2009年2月9日から始まる。実務修習の主な改善内容は次のとおりである。

まず、教育課程を明細書作成、先行技術調査など実務・実習中心に大幅改善した。例えば、産業財産権法令など理論教育の比重は32%から16%に縮小し、明細書作成など実務中心の科目を49%から65%に拡大した。また、先端技術の特許出願を担当する弁理士の業務特性を考慮し、教育課程を電気・電子、化学・生命、機械・金属、商標・その他など4つの分野に区分し、分野別に専門家を講師として招くことで、個人弁理士別に差別化された専門性のある教育を可能にした。

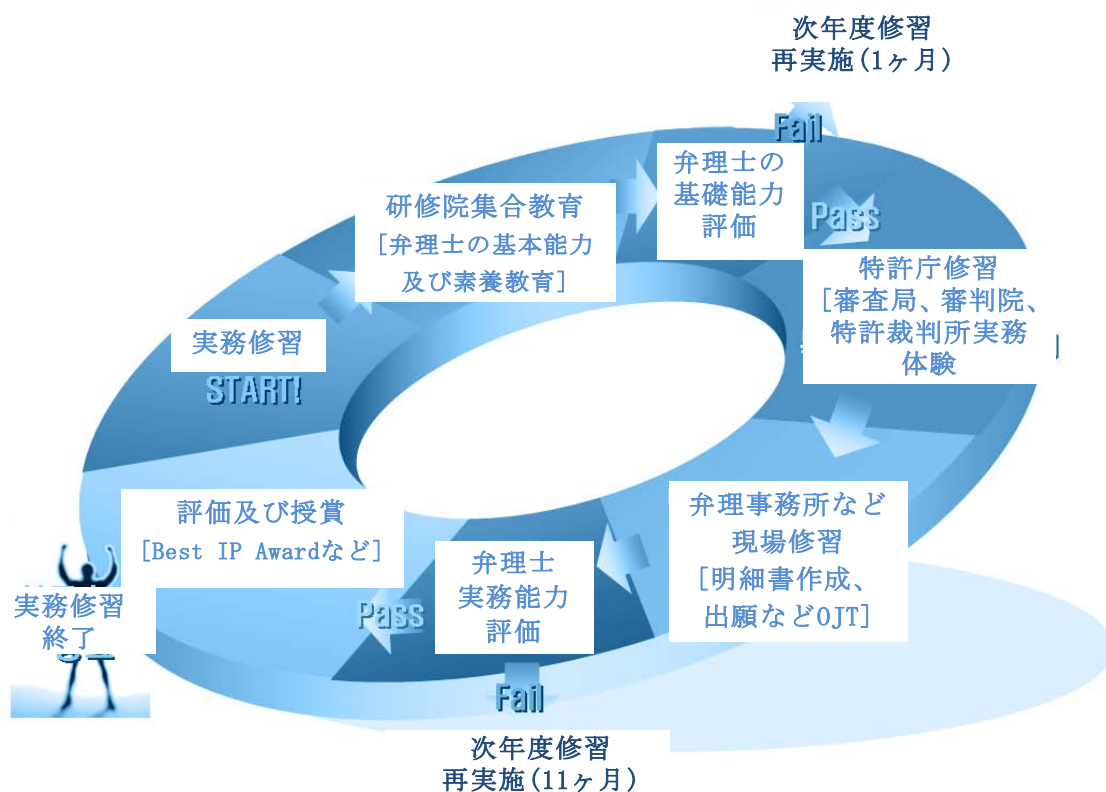
同時に、修習弁理士に高品質の教育が提供できるよう、国内外で分野別最高の専門家を講師として招聘した。米国知的財産権法協会(AIPLA; American Intellectual Property Law Association)の副会長であり、米国内の最大特許ローファームであるFinnegan Hendersonのパートナー弁護士David Hillとクアルコム本社のユ・ビョンホ副社長が米国の特許実務に対する教育を実施し、LG電子のCP0(Chief Patent Officer)であるイ・ジョンファン副社長は最近企業の特許戦略に対する現場の状況を伝える。また、現職の特許裁判所の裁判官、大規模ローファームの弁理士などが参加し、特許訴訟、明細書作成など弁理士の業務遂行に必ず必要な内容を講義した。

教育に対する評価も2段階に強化した。1段階として特許庁の知的財産研修院が実施する1ヶ月の集合教育課程の中に毎週教育内容に対する評価を実施し、2段階として11ヶ月の特許事務所などで実施する現場修習が終了した時点でもう一度評価を行い、最終修了可否を判断する。評価の結果、一定基準に達しなかった場合、修習課程をもう一度踏むようにし、弁理士試験合格後にも競争を通じて弁理士の能力を持続的に高めていくシステムを構築した。また、評価の結果は、大韓弁理士会や特許ローファーム

が希望した場合は公開され、弁理士採用の基礎資料として活用される。このような評価強化とともに、教育方式も既存の自宅通勤方式から合宿方式へと変更し、より厳しい教育を実施する。

これと同時に、弁理士の主要業務である特許出願及び訴訟に対する理解を高めるため、特許庁、特許審判院、特許裁判所の修習を実施する。これを通じて修習弁理士には審査官及び審判官と実際審査・審判業務を体験できる機会も与えられる。

<図IV-4-10>改善された弁理士実務修習の概念図



5. 知的財産人材養成基盤の拡充

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ジンファ
 産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 クォン・オミン

イ. 知的財産教授養成プログラムの運営(T3 : Teaching The Teacher)

1) 推進背景及び概要

大学の特許講座は全国的に120余りの講座が開設されているが、その大半は弁理士、特許庁の審査官など特許関連の専門家による講義又はオンライン講義に頼っている。

現在大学で特許講義ができる人は知財権を専攻した法学部の教授以外は専門家がない状況であり、増えつつある特許教育の需要を満足させるためには、大学の理工系教授が直接特許教育ができるよう、理工系教授たちの知財権に対する理解を高め、能力を向上させる必要がある。

2) 推進成果及び内容

理工系教授の知財権に対する理解を高めることで知財権の創出能力を強化し、独自に講義できるようにするためには、講義に実際適用可能な事例を中心に教授を対象にした教育を実施した。

教育に参加する人たちの便宜を図るため、訪ねていくT3と実際事例中心教育のための短期集中T3に二元化して推進した。

訪ねていくT3を2回、短期集中T3の4講座を通じて、合計129人の理工系教授に特許教育を実施し、参加した教授の修了率は約80%に達した。

＜表IV-4-21＞T3プログラムの運営状況

(単位：人)

区分		申請者	修了者	修了率
訪ねていくT3		32	17	53.1%
短期集中T3	知的財産権入門	28	21	75%
	特許明細書の作成	38	29	76.3%

	特許情報の動向調査	30	29	96.7%
	特許技術の価値評価	35	33	94.3%
	計	163	129	79.1%

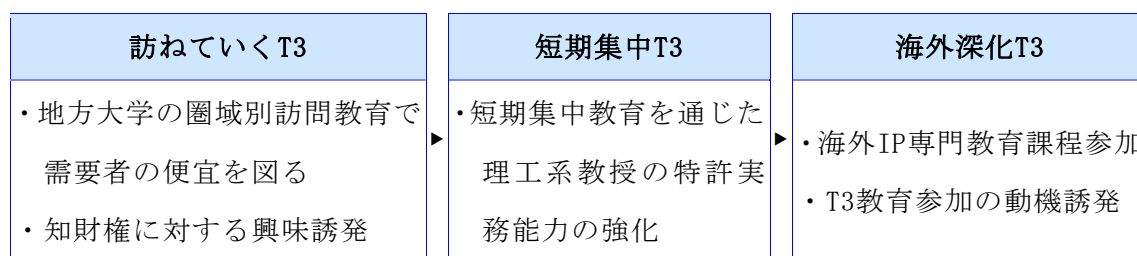
3) 評価及び発展方向

理工系大学教授向けの特許教育が2008年に初めて開始された点、教授たちから多くの関心を集めた点からすると、成功したと評価できるが、更に多くの教授が積極的に参加してこそ、理工系教授による特許教育が活性化する。

そのため、広報を強化し、国内教育課程の多様化と深化学習のための教育機会の提供、先進大学の短期IP教育プログラムの運営ベンチマーキング機会の提供など様々な努力が必要である。

今後も訪ねていく教育、短期集中教育、海外深化教育プログラムを実務中心に運営し、多様なコンテンツの提供を通じて教授たちからの関心を引き寄せることで、理工系教授のための特許教育を活性化していく計画である。

<表IV-4-22> T3教育課程の概要



ロ. 知的財産人材総合情報システムの構築

1) 推進背景及び概要

2007年に実施した知的財産実務人材実態調査によれば、必要な人材数より採用人材

が少ない理由に対して(326社の企業を回答)、「知的財産に対する認識不足のため、他部署からの同意を得るのが難しいため」という答えが最も多く(49.4%)、「人材を採用するほどの資金的な余裕がないため」(43.3%)、「必要とする知識と専門性を備えた人材を探すのが難いため」(36.5%)、「採用しようとする人材に対する情報が不十分であるため」(10.7%)の順であった。

それを受けて、2008年から企業最高経営者の知的財産認識の向上、知的財産人材の採用企業への支援、企業の知的財産実務人材の専門性向上のための教育支援などのために様々な政策を推進している。また、知的財産人材総合情報システムは知的財産人材に対する需要・供給情報をワンストップで提供することを目的として構築されたシステムである。

2) 推進内容及び成果

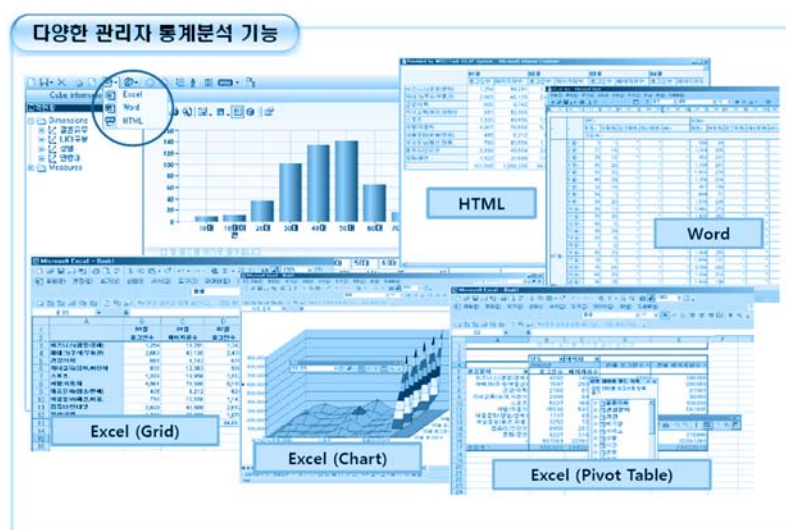
特許庁は2008年7月、知的財産専門人材総合情報システムの開発に着手(遂行機関：IPI)し、使用者要求分析などをもとに、同年12月にシステム(www.iphuman.or.kr)開発を完了し、2009年1月にサービスを開始した。

< 図IV-4-11 > IP専門人材総合情報システムのメイン画面



総合情報システムを通じてサービスされている知的財産人材統計DBは、既に行われた知的財産人材の実態調査(2007年企業知的財産実務人材の実態調査、2008年知的財産サービス業分野の実態調査)を土台に、データ標準化作業を通じて設計され、一般統計検索のみならず、オーダーメイド型統計検索、グラフ変換機能など高級分析機能を提供する。

<図IV-4-12> 高級分析機能の活用例



また、弁理士情報のDB化のために自由に情報入力できる弁理士情報登録システムを構築し、知的財産分野の求人/求職サービスを提供するために民間採用サイト(リクルートコア)と2008年11月に採用情報を共有することで合意した。

3) 評価及び発展方向

知的財産専門人材総合情報システムの構築でIP人材情報の流通が円滑になり、雇用創出効果が期待され、弁理士情報の提供で弁理士サービスにアクセスしやすくなるものと見られる。

また、同システムが提供する求人/求職サービスを通じて、知的財産関連業務に携わ

っている人たちが翻訳、特許明細書の作成、先行技術調査などの部分で知的財産人材を活用しやすくなると予想される。

特許庁は2009年上半期に弁理士情報のDB構築、教育情報の統合、採用情報の拡大のための民間採用ポータルとの提携拡大など、サービスコンテンツの確保に力を入れている。また、2009年下半期から確保したコンテンツをもとに、サービス提供の範囲を拡大し、今後総合情報システムを知的財産専門人材養成の核心インフラとして育成していく計画である。

6. 知的財産経営ノウハウの共有・拡散のためのKINPAの設立・運営支援

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ジョ・ヨンジェ

イ. KINPA(Korea INtellectual Property Association、韓国知的財産協議会)の胎動

2008年2月から特許庁と業界は全4回にわたる懇談会を通じて全業種にわたって知的財産ノウハウを共有し、政策建議などを遂行する民間知的財産協議体の必要性に共感し、新しい協議体の発足に向けた事前作業に入った。

まず、31社の企業から集まった特許実務責任者たちが3月大田でワークショップを開催し、今後の協議会の初期モデルを創出した。4月から5月までは仮称「CIPO Council(知的財産最高責任者会議)」を立ち上げるための創立準備団を構成した。当時、創立準備団は24社の企業で構成され、創立準備チーム、分科研究チーム、企画調整チーム、総会準備チームなど4つのチームに分かれ、協議会構成に必要な作業を分担して行った。全3回にわたる仮称「CIPO Council創立準備団会議」の開催を通じて、民間知的財産協議体であるKINPAの基本的な骨格を完成した。

その後、6月4日ソウルで67社の企業が参加した中で、知的財産分野の全領域にわたる相互協力策を議論し、共同研究などを遂行するための民間自律協議体であるKINPAが発足した。創立当時、LG電子、サムスン電子、Hyundai自動車、POSCOなど韓国を代

表する企業のみならず、JUSUNGエンジニアリング、ソウル半導体など知的財産分野をリードしている中小企業に至るまで様々な企業が参加した。初代会長としてはLG電子のイ・ジョンファン副社長が就任し、2009年上半期現在まで歴任している。

ロ. KINPAの組織及び役割

KINPAは主要事案の議決及び政策提案などを遂行する理事会と協議会を運営する企画調整委員会、そして実質的な知的財産ノウハウの共有及び研究などを遂行する特許分科、商標デザイン分科、国際分科など8つの分科委員会で構成されている。

KINPAの主な役割は、企業間協力を通じた「成長及びシナジー」効果の創出で、▲国際的な知的財産問題に早期対応し、▲特許庁など政府の知的財産政策に対する提言、▲知的財産の経営、特許紛争、特許情報分析などに関する共同調査・研究、▲知的財産人材養成などの中・長期的な問題解決、そして▲会員間の情報共有を通じた企業の知的財産経営強化に重点をおいて活動している。

ハ. KINPAの活動経過

協議会は創立初期の2008年から様々な活動を行った。まず、理事会は昨年だけでも3回の会議を開き、特許審査、特許制度など政府政策に対する建議と同時に特許に強いエンジニア養成策、CIP0 Forumの構成運営策などに対して特許庁と様々な意見を交換した。

また、企画調整委員会は月平均1回会議を開き、協議会運営に関して様々な意見を交換した。特に、JIPA(日本知的財産協会)、IPO(米国所有権者協会)などの国際知的財産団体との交流を通じてKINPAを対外的に知らせ、今後国際知的財産問題に対して国際的に協力できる契機を作った。同時に、ワークショップ、コンファレンスなどの対外的な活動を通じて会員社及び国内産業界全般に知的財産ノウハウを広める役割を果たした。このような努力とともに、協議会を充実化させるための分科委員会活性化策など様々な研究を行っている。

分科委員会は核心特許発掘策などを研究する特許分科、模倣品対応などのための商標デザイン分科、国際制度調査などのための国際分科、企業の知的財産経営を研究する知的財産経営分科、知的財産に強い中小企業のための中小企業分科、紛争研究などのためのライセンス紛争分科、情報活用などのための特許情報分科、そして最後に教育課程の開発・運営などのための教育人材養成分科で構成されている。各分科委員会が昨年だけでも3～4回の会議を開催するなど、全体的に30回余りの事例研究を通じて知的財産のノウハウを共有した。

二. KINPAの今後の課題

KINPAは創立からまだ半年が過ぎた状況である。今後韓国の知的財産分野で民間シンクタンクの役割が果たせられるよう、段階別の発展戦略を樹立・推進していく計画である。

特に、昨年の1年間は協議会の胎動期として、協議会活動の早期定着を目標に、分科活動を通じて専門性のある協議会の足掛かりをつかんだ。ワークショップ、コンファレンスなどを通じて大・中小企業間の実質的な経験共有を推進し、特許庁の政策パートナーとしてのプレゼンスを固めた時期であった。

2009年から2014年までは2段階である協議会の成長期として、知的財産の優秀モデルを発掘して広げる時期になる。優秀分科活動モデルを確立して拡散体系を構築し、大・中小企業間の共存協力モデルを提示する計画である。また、IPO、JIPAなど海外知的財産民間団体との交流を通じて、IP5特許協力体制に符合する民間国際パートナーとして成長していく計画である。

そして、2015年から2018年までは協議会の成熟期として、本格的にIPシンクタンクとしての跳躍に備える予定である。会員企業を現在の80社余りから600社にまで拡大するなど全国の全業種に拡大し、知的財産に基づいた中小・ベンチャー企業の創業と発展を支援する計画である。これをもとに国際知的財産社会をリードしていく協議会に

発展していく、遠大な目標を立てている。今後民間IPシンクタンクに向けたKINPAの奮
発を期待する。

第3節 将来の専門人材養成の充実化

1. 学生発明教育に対する総合支援体系の構築

国際知的財産研修院 創意発明教育課 工業事務官 イ・ジョンウ

特許庁は21世紀知識基盤社会をリードしていく発明人材の無限の潜在力を目覚めさせ、韓国の未来を担っていく優秀発明人材を発掘・養成するため、様々な分野の事業を発掘・支援している。1995年から教育庁と共同で全国188の拠点に設置した発明教室を通じて全国の小・中・高の学生を対象にした発明教育が可能になり、2005年12月には発明教育センターを設立して韓国発明教育の中心軸として発明指導教師の専門性強化、優秀学生の教育、発明教育プログラムの開発・普及など発明教育活性化事業を本格的に推進した。このようなインフラを基に発明教育を受けた人材たちが21世紀をリードする創意的な未来人材として成長している。教育科学技術部が2008年1月に発表した「大韓民国人材賞」の関連資料によると、受賞者の中に各種発明大会の受賞者や発明奨学生選抜者など発明教育及び発明活動が優秀な学生8人が含まれていたことから、発明教育の成果を確認することができた。

「大韓民国人材賞」は韓国の将来を担っていく創意的かつ優秀な人材を発掘し、望ましい人材像を定立するため、2001年から行ってきた「21世紀優秀人材賞(長官表彰)」を格上げした大統領表彰である。選抜対象と人数は高校生60人と大学生40人であり、受賞者に最も影響力を与えた師匠にも指導教師賞(賞勲格:教科部長官賞)を授与する。

市・道庁の地域審査委員会を構成・運営し、中央審査委員会に通報する受賞候補者を選定すると、中央審査委員会は書類、面接及び実質調査で審査を行う。表彰及びメダル、奨学金は大統領が直接授与し、受賞者に対する持続的な支援管理のため、受賞者の合同研修、著名人とのセミナー、ボランティア活動などが行われる。

これまでの発明教育は正規教育ではなく特別活動の形で運営されたため、父兄及び学生からの関心不足、発明教師の意欲低下など発明教育の底辺拡散に限界があったが、発明教育関連機関及び教師たちの努力で2007年2月教育科学技術部の第7次教育課程改正の際、中等及び高等学校正規教育課程に反映され、発明教育の量的・質的転換のためのきっかけを作った。

□ 国民共通実科(技術・家庭)7 学年課程：技術と発明(大単元)

(イ)発明の価値を理解し、日常生活の技術的な問題を解決するために創意的なアイデアを構想する。

(ロ)発明の技法及び原理を理解し、簡単な生活発明品を作ってみることで、発明活動の楽しさを体験し、創意的な思考能力を培う。

□ 高等工学技術 11 学年課程：工学と創意的な問題解決(中単元)

(イ)発明特許に対して理解し、人間心理に対する創意性及び問題解決に関する方法論を活用し、創意的な問題解決力を開発する。

(ロ)発明結果を特許として出願する過程を教える。

また、発明教室単位で独自に推進されていた発明英才教育が本格的に推進できるよう、関係部署との協力を強化した。教育人的資源部が中心となって樹立した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大推進など発明英才養成のための推進根拠及び基盤を構築した。また、その一環として2008年には発明英才選抜ツール及び発明英才教授学習資料を開発し、2009年から本格的な発明英才の選抜及び育成を期待できるようになった。

一方、政府レベルで推進中である「政府部署による特性化専門系高校の育成」事業の一環として「発明・特許特性化高プログラム支援学校」4校を選定し、2008年から本格的に支援に突入した。同事業を通じて高校段階で体系的な発明及び特許分野の専門

教育を通じて創意的で問題解決力の優れた学生を養成することで、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待できる。

イ．発明教室の運営活性化

発明教室は1995年、ソウルの仁憲中学校(現在の奉天中学校)に試験的に設置されて以来、全国の市・郡・区教育庁別に1つずつ、182の発明教室を設置することを目標に推進された。各市・道の教育庁と連携し、毎年16内外の発明教室を設置した。2006年には24個を設置し、182の発明教室設置事業を1次的に完了した。2008年には市・道教育庁が6つの発明教室を独自に設置し、現在全国には合計188の発明教室が設置されている。特許庁では発明教室の運営を充実化するために、発明教室の運営費支援を持続的に推進し、老朽化した発明教室に対しては現代化事業を支援中である。

このような多角的な努力によって、発明教室の利用者は毎年増加している。また、学生だけでなく、父兄など一般人に対する教育も同時に拡大し、地域における知的財産権の認識向上にも貢献している。

＜表IV－4－23＞発明教室の利用者状況

(単位：人、%)

区分	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
学生	326,533	350,657	395,158	491,031	597,060	692,851
父兄	28,370	24,994	37,828	35,317	33,910	27,995
教師	9,655	10,162	19,167	19,598	23,315	16,529
計 (増加率)	364,558 (18.4)	385,813 (5.8)	452,153 (17.2)	545,946 (20.7)	654,285 (19.8)	737,375 (11.3)

2008年には発明教室の運営実績評価をもとに、3等級に区分し、A等級に7百万ウォン、B等級6百万ウォン、C等級には5百万ウォンをそれぞれ支援した。

＜表IV-4-24＞発明教室の利用者状況

(単位：%)

領域	基本 施設	教育 実績	行事 実績	サイバー 教育	予算	運営 人材	知的財産権の 取得	英オクラス の設置	計
配点	10	25	25	5	10	10	5	10	100

＜表IV-4-25＞発明教室に対する運営費支援の状況

区分	A等級	B等級	C等級
学校数	46箇所	93箇所	43箇所
支援額 (1学校当たり)	7百万ウォン	6百万ウォン	5百万ウォン

老朽化した発明教室の補修及び現代的な発明教育に必要な実験実習装備交替のために2007年34の老朽化した発明教室の現代化を支援し、引き続き2008年度にも2002年以前に設置された14の老朽化した発明教室を支援した。設置年度及び提案書の内容、発明教室の運営実績などを評価し、全面補修(8つ)に70百万ウォン、部分補修(6つ)に35百万ウォンをそれぞれ支援した。

＜表IV-4-26＞発明教室現代化の選定基準

領域	設置 年度	提案書の妥当性 実現可能性	教育委 員長の 意志	機関長の 意志	発明英オクラスの 設置	発明教室の 運営評価	計
配点	5	20	10	10	25	30	100

＜表IV-4-27＞発明教室現代化の支援状況

区分	ソ ウル	釜 山	大 邱	仁 川	光 州	大 田	蔚 山	京 畿	江 原	忠 北	忠 南	全 北	全 南	慶 北	慶 南	済 州	計
発明教室	19	9	8	9	5	8	6	28	8	11	9	16	10	19	17	5	187

2001まで設置	18	8	3	6	4	5	2	7	4	5	4	6	6	7	6	4	95
2006支援	8	2	2	1	2	2	1	2	2	2	1	2	1	2	2	2	34
2007支援	3	3	1	4	1	1	0	3	2	2	3	4	2	2	2	1	34
2008支援	3	3	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	14
現代化未実施	4	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	3	2	1	0	13

＜表Ⅳ－4－28＞市・道教育庁別発明教室の状況

市・道	発明教室の設置学校及び機関	教室数
ソウル	仁憲中、ソウル蠶院小、聖水中、城一中、滄川小、南部科学教育センター（中等）、上溪第一中、漢南小、亜洲中、空港小、敦岩小、漢城科学高、スド電気工高、ソウル科学高、南部科学教育センター（初等）、阿峴中、新倉小、ゲナム小、ソウル北工高	19
釜山	釜山子供会館、釜山市教育科学研究院、周礼女子中、槐亭小、新道小、韓国科学英才学校、城南小、蓮山中、萊城小	9
仁川	鶴翼小、淡坊小、東仁川女子中、甲龍小、仙鶴小、部馬小、安山小、蘇萊小、ウォンダン小	9
大邱	南山小、大明女子中、達成小、大邱市教育科学研究院、凡一中、城西小、花源小、江北中	8
大田	大田大興小、大田ボドゥネ中、内洞小、東新中、忠南機械工高、大田メボン小、大田市教育科学研究院、大徳電子機械工高	8
光州	ウサン小、金塘中、松亭中、新光中、光川小	5
蔚山	鹽浦小、香山小、ユゴク中、蔚山南部小、也音中、含月小	6
京畿	梅山小、一山中、樂生高、議政府長岩小、熙星小、地莊小、軍浦小、仙府中、深谷小、加平小、檢山小、白城小、陶農小、雪峰小、駒城小、松炭中、新長小、金浦小、驪州小、全谷中、東陽小、西村小、伊淡小、城南東小、永北小、鶴峴小、道谷中、光一小、楊平小	29
江原	草溪学生修練場、江原道教育科学研究院、魯巖小、丹邱小、上長中、三陟小、上泉小、ブクサム小	8
忠北	忠州三原小、清州中、三山小、南泉小、槐山北中、南新小、竹香小、永同小、真川三秀小、角里小、丹陽中	11
忠南	珠山小、天安中、光東小、長項中央小、秋富小、南面小、瑞東小、温陽龍禾中、鷄城小	9
全北	全州全一小、金堤女子中、群山中央小、淳昌中、裡里小、全州麟鳳小、高敞三仁総合学習場、全北教育情報科学院、南原道通小、扶安東小、任実東中、東新小、長水小、茂朱中、鳳東小、鎮安中央小	16
全南	麗水中央小、社倉小、羅州中、海南第一中、一老小、玉果小、和順第一小、順天城東小、全南教育科学研究院、木浦大成小	10

慶北	皇南小、尙州教育館、金泉発明教室上大小、永嘉小、亀尾小、醴泉南部小、慶山中央小、栄州発明教室、慶北科学教育院、永川東部小、聞慶発明教室、老音小、珍宝小、桃村小、草田中、義城中、伊西小、新東中	19
慶南	南海小、大叵中、金海慶原高、陝川小、昌寧小、慶南航空高、泗川高、辰橋小、昌原沙巴高、馬山女子中、慶南教育科学研究院、居昌小、山清小、忠烈小、中部小、蜜城小、安骨浦小	17
済州	西歸西小、済州中央中、翰林中、済州南小、城山中	5
計		188

＜表Ⅳ－4－29＞年度別の発明教室設置状況

(単位：箇所)

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
設置数	1	3	11	30	18	16	16	16	15	17	15	24	.	6	188

ロ．発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

特許庁は発明教育の活性化に何よりも重要な発明指導教師の専門能力を向上させ、政策に対する満足度を高めるために、様々な政策を推進している。発明教師のオンライン職務研修、発明教師の研究能力向上のための研究大会や研究会に対する支援、発明教師ワークショップの実施などを支援している。2008年には発明教師の職務研修を大幅拡大し、発明教育の正規教科への反映に備え、発明教育の質を高めた。

1) 発明教師職務研修の支援拡大

21世紀型知識基盤人材養成のため、詰込み教育から創意力や問題解決力を培える代案教育として発明教育が浮上している。それに伴い、現場教師の発明教師研修機会の拡大及び専門性向上のための様々な教育サービスを求める声も高くなっている。

2005年まで発明教師の職務研修は主に夏休みや冬休みの期間を活用した集合教育の形で行われた。国際知的財産研修院、韓国学校発明協会、発明英才団で実施された同研修を通じ、年間200～300人の発明教師を養成し、発明教育の土台を築いた。

2006年には社会的環境や教育環境の変化に対応し、現場教師からの要求を反映するため、既存のオフライン教育研修を補完する一方、新規にオンライン発明教育システムを構築・運営した。

発明教師の専門性向上や教育機会の拡大のため、2006年7月に教育科学技術部の認可を得て運営したサイバー発明教育研修院 (<http://www.ipteacher.net>) は2008年には正規課程として6つの課程を運営し、3300人(修了者数2969人)に新しい発明教育の機会を提供した。また、B2B形式で特別課程を運営し、259人に追加で教育機会が与えられた。

<表IV-4-30>サイバー発明教育研修院の修了状況

区分	募集定員	研修生数	修了生数	履修率
2006年	400人	400人	330人	82.5%
2007年	1,450人	1,450人	1,246人	85.9%
2008年	3,559人	3,559人	3,175人	89.2%

<表IV-4-31>2008年サイバー発明教育研修院の課程運営状況

<B2C正規課程>

(単位：人、%)

区分	課程名	運営回数	研修者数	修了者数	修了率
30時間	教科の中への発明旅行	5	750	694	92.5
	アイデア発想技法-TRIZ	5	750	689	91.8
	発明英才教育	5	750	695	92.6
	初等発明の教授学習ガイダンス	1	150	127	84.7
60時間	発明世界でサバイバル	5	500	413	82.6
	発明指導	4	400	351	87.8
計	6つの課程	25	3,300	2,969	89.9

＜B2B特別課程＞

区分	課程名	運営回数	研修者数	修了者数	修了率
30時間	教科の中へ発明の旅	1	116	91	78.4
	アイデア発想技法-TRIZ	1	99	79	79.8
	発明英才教育	1	44	36	81.8
計	3つの課程	3	259	206	79.5

2) 発明教育研究会に対する支援

発明教師の発明教育に対する自主研究機能を強化し、地域別の発明教育ネットワーク形成のため、2001年から地域別の発明教育研究会を支援している。

2005年までは市・道教育庁に登録された研究団体である発明教育研究会(発明クラス及び発明教室の指導教師を中心に構成)の地域別発明教育行事やセミナー、教師研修などを支援した。

2006年からは発明教師の実質的な研究能力を高め、事業の成果及び効率性を高めるために事業支援体系を改編した。公開募集を通じて政策的に必要な研究課題及び自主研究課題を選定し、市・道教育庁の登録研究会のみならず、自主的な教師研究会団体の研究活動を支援した。

2008年には「発明教室評価方法ツールの開発」など研究課題7つ、活動課題3つなど合計10の課題を選定し、5～14百万ウォンの研究費を支援した。

＜表Ⅳ－4－32＞2008年発明教育研究会活性化支援事業リスト

順番	課題区分	主管機関	課題名
1	研究	京畿発明子供教育教育研	改正7次教育課程による発明関連の指導資料開発

		究会	及び適用
2	研究	ソウル小中等英才教育研究会	発明教室評価方法ツールの開発
3	研究	釜山発明教育小等教師同好会	現場の発明教育活性化のためのオーダーメイド型教授-学習用コンテンツの開発
4	研究	鎮海発明教育研究会	体験中心の発明見学プログラム案内書の開発
5	研究	京畿学校発明教育研究会	発明指導制の運営を通じた発明教育の底辺拡大
6	研究	考えを発展させる発明教室研究会	発明技法を適用した中学校の技術、家庭教科の教授学習資料の開発
7	研究	大田大新高等学校	人文系高校10学年発明正規教科の教育課程の運営
8	活動	井邑発明教室研究会	農山村の学校・学生に訪ねていく発明教室の運営
9	活動	楽しい技術授業研究会	発明を通じた地域社会ボランティア活動-低所得者層を中心に
10	活動	京畿技術教師の集い	技術教科から発明教育の体験活動資料の開発

3) 発明教師ワークショップの実施

特許庁は発明教室指導教師の発明教育情報の共有拡散、ネットワーク構築、発明教室運営活性化に対する議論のため、毎年発明教室関係者のワークショップを開催している。2008年は4月24日～25日に慶北慶州で発明教室を設置している機関の長、指導教師、各教育庁の発明関連奨学士(官)など346人が参加し、学校発明教育の活性化方策などを議論した。

また、11月21～22日には発明教育センターで「発明教育統合ワークショップ」を開催し、関係機関の専門家など86人が参加し、「創意的な発明大会の新設方策」など4つのテーマ別に様々な意見を交換する場を設けた。

4) 教員対象の発明大会及び研究大会の開催

特許庁では教師の活発な発明活動を誘導し、発明教育に対する研究意欲を高めるため、「全国教員発明品コンテスト」と「全国教員発明教育研究大会」を開催している。

「全国教員発明品コンテスト」は発明指導教師の直接出品と授賞を通じて、発明指導の質を高めると同時に発明意欲も高めるため、1999年から開催されている。2008年に開催された第10回大会には235人の教師が発明品を出品し、そのうち13人が受賞した。銀賞以上の受賞者3人には海外研修の特典を与えた。

一方、発明指導教師の研究能力や研究意欲を高めるため、1996年から毎年「全国教員発明教育研究大会」を開催している。この大会は発明クラス及び発明教室など発明指導教師を対象に、発明教育に関する優秀な研究論文を発掘して表彰している。入賞した教員には教育公務員昇進規定に従って、入賞等級別に金賞は1点、銀賞は0.75点、銅賞は0.5点の昇進加点が与えられる。2008年には計33編の論文が受け付けられ、3編の優秀研究論文を選定・授賞した。

ハ．発明研究モデル学校の指定及び支援

特許庁では発明教育に対する様々な政策の試験的な適用と研究機能を強化するため、1997年から市・道教育庁別に毎年発明教育研究モデル学校を指定・支援している。発明教育研究モデル学校では地域別の特性や時代状況に合った様々な発明教育プログラムや方法を試験的に適用し、研究結果の共有を通じて発明教育の拡散や教育品質の向上を図っている。また、市・道教育庁では指導教師に研究加点を付与し、士気を高めている。2008年には21の学校に5～10百万ウォンずつ、合計160百万ウォンを支援した。

<表Ⅳ-4-33> 発明教育研究モデル学校の運営状況

地域	2005年	2006年	2007年	2008年
ソウル	清潭小	清潭小、阿峴中	阿峴中、敦岩小、韓南小	敦岩小、韓南小、仁憲中
釜山	萊城小	萊城小	蓮山中	蓮山中
仁川	麻田小	麻田小	申請しない	鶴翼小
大邱	達城小	花源小	花源小	城西小
大田	メボン小	メボン小	東新中	東新中

光州	金塘中	松亭中	松亭中	申請取消
蔚山	ユゴク小	也音中, 南部小	也音中 南部小	含月小
京畿	駒城小	駒城小	東陽小	東陽小、道谷中
江原	上長中	上長中	鷲岩小	鷲岩小、北三小
忠北	槐山北中	南新小	南新小	山三小
忠南	長項中央小	長項中央小	扶餘女中	扶餘女中
慶北	亀尾小	牟西小・中	牟西小・中	倭館中
慶南	慶原高	辰橋小	辰橋小、忠烈小	忠烈小、安骨浦小
全北	群山南小	群山南小、淳昌中	淳昌中	扶安中
全南	城東小	第一小	第一小、山二中	山二中
済州	城山中	城山中	西帰西小	西帰西小、中央中
	16校	19校	20校	21校

二. 発明奨学生の選抜

特許庁では優秀発明学生の持続的な発明活動を奨励し、理工系分野への進出を促進するため、2003年から「発明奨学生」選抜事業を施行している。

発明奨学生は小学生から大学生まで産業財産権の出願及び登録実績、学生発明大会参加及び入賞実績、発明活動及び教育実績などを総合評価して選抜する。2008年には大学生80人、高校生100人、中学生及び小学生各70人など合計320人を選抜し、最高4百万ウォンの奨学金を支給した。

<表IV-4-34> 発明奨学生の年度別選抜者数

年度	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
人数	481人	411人	298人	320人	320人	320人

＜表IV－4－35＞ 発明奨学生を選抜基準

評価項目	評価基準	最高配点		細部配点基準			確認資料	備考
		小・中	高・大	区分	小・中	高・大		
産業財産権の出願及び登録 (30～50点)	権利出願	15・15	15・20	特許	6点	5点	。出願受付なし 。登録原簿	。実用新案先登録及びデザイン無審査登録は出願と看做す。 。実用新案登録実績は技術評価後、登録維持決定された件に限る。 。海外出願及び登録は基準の200%適用
				実用新案	5点	4点		
				デザイン	4点	3点		
	権利登録	15・20	25・30	特許	12点	10点		
				実用新案	10点	8点		
				デザイン	8点	6点		
学生発明大会参加及び入賞 (25～40点)	大会参加	5	5	1件当たり	1点	1点	。大会参加証資料	。発明大会の細部配点基準を参考
	大会受賞	35	35・20	1件当たり	0.15～20点	0.15～20点	。受賞実績の憑料(写本)	
発明活動実績(20～30点)	発明活動参加実績	16・12	10	実績年数別細部配点分配	5～16点	5～10点	。活動実績確認書(同会好日誌・出席簿写本など)	。全国発明教室、発明同好会のみ該当 。校内発明クラス、発明英才団、発明記者団は50%認定
	発明関連教育履修実績	14・13	10	1回当たり	0.4点～2点	0.4点～2点	。教育履修証(写本)	。韓国発明振興会のサイバーアカデミー及び政府機関主管の発明及び知財権教育

ホ. 学生発明大会の開催

1) 大韓民国学生発明展示会

1998年から開催している大韓民国学生発明展示会は、創意性ある発明品の考案や製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発すると同時に発明を生活化することで、知識基盤社会の主役になる将来の発明人材を発掘・要請することにその目的がある。

2008年に開催された第21回大韓民国学生発明展示会では、8,807件(教員の235件を含む)の出品作品の中から316件を選定し、2008年7月30日から8月3日まで韓国総合展示館(COEX)で展示した。

同展示会の出品対象は小・中・高校生の発明や考案品であり、出願及び登録の有無とは関係なく、書類審査→先行技術調査→現物審査→総合審査の過程を経て選定される。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞などの個人賞と団体賞に分けて授賞している。また、上位の受賞者には賞状や賞金の他にも、発明キャンプや海外研修などの機会を提供している。特に、高校在学中の受賞学生には発明特技者選考で大学に入学できる機会が与えられる。

2008年には奨励賞以上の賞を受賞した学生が参加し、楊平青少年合宿所で2泊3日間の発明キャンプを実施し、金賞以上の受賞者及び指導教師などには日本及びオーストラリア研修を通じて発明指導意欲の鼓吹及び学生発明の活性化を図った。

付帯行事の一環として行われる地方巡回展示会では、学生発明展示会及び教員発明品コンテストの奨励賞以上の受賞作と全国大学発明コンテストの受賞作が展示され、2008年には釜山及び順天で開催された。

2) 大韓民国学生創意力オリンピック

大韓民国学生創意力オリンピックは「他人と違う私」と「共に生きる私」の調和

に基づいた協同問題解決作業を通じて、青少年の幅広い思考力と創意力の涵養を目的としている。同大会は2002年から特許庁とサムスン電子が共同主催している。この大会は5～7人の学生がチームを組んで、事前に与えられた課題(長期課題)と大会現場で与えられる課題(現場課題)の解決過程で、学生たちの創意性を評価するのが特徴である。

2007年の大会は7月末に開催された全国5つの圏域別(首都圏、中部圏、忠清圏、湖南圏、嶺南圏)予選大会を通過した96チームが参加し、8月14日から15日まで韓国総合展示場(COEX)で本選が開催された。本選大会で金賞を受賞した9チームに対しては海外文化探訪の機会を提供した。

3) 全国学生発明想像画・キャラクター・デザイン写生大会

全国学生発明想像画・キャラクター・デザイン写生大会は学生の発明に対する創意性と想像力を向上するためのものであり、現場で与えられたテーマに従って発明想像画・キャラクター・デザインを直接描いて評価を受けることになる。

5月から7月まで全国的に市・道予選を経て10月に本選を開催するが、2008年10月11日龍山高で行われた本選大会には、予選を通過した800人の学生が参加し、そのうち20人が受賞の栄光を手にした。

へ. 発明・特許特化高校の育成支援

特許庁は高校段階での体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として養成するため、2007年に4つの専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。教育人的資源部など7部2庁が参加し、「政府部署による特性化専門系高校育成事業」の一環として推進している事業である。

事業計画書の評価、現場調査、発表審査などを通じて、2007年6月に特化高校と選定

された学校は三一高校(京畿水原、私立)、大徳電子機械高校(大田、公立)、大光高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)の4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営方策に対する研究を推進し、これを通じて教育目標、教科開発、教育課程運営など学校別の事業推進計画を具体化した。また、特許庁、教育人的資源部、4つの教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結し、支援主体間の役割を明確にした。

これをもとに、2008年には本格的に発明・特許の特性化高校の運営支援が始まった。1年目には特性化高校の確実な運営基盤を整えるための枠組み作りに重点を置き、学校別専門家コンサルティングなどで運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで続ける予定である。

ト．発明英才養成のための基盤作り

特許庁は2007年政府レベルで推進中の「第2次英才教育振興総合計画(2008年～2012年)」の樹立に積極的に参加し、発明英才養成のための基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は2007年12月国家人的資源委員会で確定され、同計画には教育人的資源部、科学技術部、文化体育観光部、女性部、企画予算処、特許庁など6部署が参加した。特許庁は同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置など発明英才が体系的に発掘・養成できるような制度的な装置を整備した。

2008年には発明英才選抜ツールの開発を通じて英才の選抜装置を整備し、教授学習プログラムの開発で選抜された発明英才のための体系的な教育プログラムを整備した。

2. 発明教育センター教育運営の充実化

国際知的財産研修院 創意発明教育課 司書事務官 チョン・スンジャ

発明教育センターは発明教育の環境変化に対応し、専門化に対するニーズが高まるにつれ、発明教育における総合支援センターの役割を担うため、2005年12月に竣工された。

2008年には発明教育に関心のある学校及び一般人を対象に17の課程を運営し、合計10,693人に対する教育研修を実施した。

発明教育センターの教育課程は「創意的な優秀発明人材及び発明指導者の養成」を目標とし、優秀人材を対象にした発明深化教育、発明教育の底辺拡大のための様々な発明教育プログラムの開発・普及と発明指導者に対する教育を拡大・強化した。

特に、教育環境の変化による英才教育及び専門人材育成のため、教員研修プログラムと専門系高校生を対象にした教育課程を新設し、試験的に運営した。また、公共機関の分け合い経営の一環として「探求課程」を新設し、島や僻地地域及び社会福祉施設の児童を対象に創意力キャンプを運営した。

訪ねていく教育である講演型「学生発明巡回教育」を体験型「ツアー課程」に変更し、発明教育が比較的遅れている地域である江原道・全羅道などを中心に発明教育の機会を拡大し、大田地域付近の学生を対象にした1日体験課程を全地域を対象に拡大・運営し、発明精神を高めるのに力を入れた。

また、2008年新規開発された発明教育プログラムを発明教室で効率的に活用するため、発明英才担当教師及び発明教師を対象に教授学習方法に対する伝達研修を実施するなど、発明教育の学校教育への定着に最善を尽くした。

＜表Ⅳ－4－36＞発明教育センターの教育課程の状況

(単位：回、人)

区分	課程名	研修対象	実績	
			回数	人員
発明指導者	教育管理者	教育庁の奨学官(士)及び各学校の校長・教頭など	6	371
	発明指導者の育成	小・中・高の発明指導教師、発明教育に関心のある教師	1	67
	発明クラス指導教師	各学校の発明教室の専任教師及び発明クラスの指導教師	1	36
	発明教室担当教師	新規に発明教室を担当する教師	1	32
	発明英才教育指導者	発明英才クラス及び発明英才教育院で英才教育を担当する教師	1	68
	発明教育プログラム開発	発明教育職務研修を履修した教師の中で、プログラム開発能力が必要な教師	1	32
学生	ジュニア発明リーダー	学校発明クラス及び発明教室で推薦された小・中・高の学生	10	331
	ジュニア発明マスター	学校発明クラス及び発明教室で推薦された小・中・高の学生	3	98
	創意的な問題解決	学校発明クラス及び発明教室で推薦された小・中・高の学生	4	130
	特許明細書	高校の発明クラス及び発明教室で推進された学生	2	72
オーダーメイド型	探求課程	発明教育に接し難い地域の学生を対象	5	154
	体験課程	発明に関心のある全国民	68	1,700
	ツアー課程	発明に関心のある全国民	122	7,387
	両親と共にするキャンプ	小学校3～6学年の学生及び父兄	1	74
特別課程	特許明細書指導者	特化高校で発明特許科目を担当している教師	1	28
	発明英才	発明英才クラス及び発明英才教育院で推進された学生	3	80
	委託教育	慶南航空高	1	33
合計			231	10,693

第5編

知的財産権の活用促進

第1章 特許技術事業化に対する資金支援効果の向上

第2章 特許技術の評価及び取引の活性化

第1章 特許技術事業化に対する資金支援効果の向上

第1節 特許技術事業化協議会を通じた事業化支援

1. 試作品製作支援を通じた事業化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イム・ソンテク

イ. 推進背景及び概要

優秀発明の試作品製作支援事業は1982年から始まった事業で、資金力の足りない個人・中小企業が保有した特許・実用新案・デザインとして登録された権利を対象に、事業化の可能性、事業の成長性、輸出の有望性、商品の市場性、技術の革新性や優秀性(特許・実用新案の場合)、デザインの審美性や優秀性(デザインの場合)、国家産業への波及効果、最高経営者の事業化推進意志や事業化経営能力などの選定基準を考慮し、特許技術の本格的な事業化に先立ち、試作品製作にかかる費用を支援することで事業化を促進する制度である。

ロ. 推進内容及び成果

1) 推進内容

申請は毎年1月(1月1日～1月30日)中に受付が行われ、支援金額は1件当たり5,000万ウォン以内で、70%範囲(30%は申請者の負担)以内で支援する。

＜表V-1-1＞最近5年間の試作品製作に対する支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分		2004	2005	2006	2007	2008
予算(直接事業費)		1,200	1,600	3,400	3,230	2,184
申請件数		272	270	442	673	769
支援内訳	件数	55	79	165	135	91
	金額	1,064	1,463	3,140	3,005	1,850

発明振興法第35条に基づき、評価機関の評価結果が優秀な発明、職務発明補償制度を実施している企業の発明、特許技術賞など特許庁が主催する発明関連行事で受賞した発明、海外出願費用の補助金支援を受けた発明、申請者が国家功労者、障害者、女性である場合、その他特許庁長が施行する特許技術事業化支援を受けた発明である場合には、選定審査の際に優待している。

試作品製作費の支給は、契約時点で手付金として契約金の30%を支給し、試作品の製作が完了すると、試作品を検収した後、残りの製作費用を精算して試作品の製作者に支給する。

2) 推進成果

試作品製作支援事業で支援を受けた特許技術の事業化率は一般的な特許技術が事業化される比率より高く、約69.7%(2008年10月調査)の事業化率を見せているが、これは特許技術で事業を始めようとする個人及び中小企業にとっても有用な事業として定着しつつあることを物語っていると評価できる。

＜表V-1-2＞最近3年間に支援された試作品の事業化実績

年度	製作支援件数	事業化件数	事業化率(%)
2005年度	79	55	69.6
2006年度	165	114	69.1

2007年度	135	95	70.4
総計及び平均	379	264	69.7

*注：事業化数(比率)は3年間累積調査された数値で、2008年は支援した翌年の10月に調査実施

また、申請件数が飛躍的に増加しているが、その理由は試作品製作支援事業が多くの人々に知られるようになったことと、支援を受けると事業化にとっても役立つものと認識されているためであると分析される。

ハ．評価及び発展方向

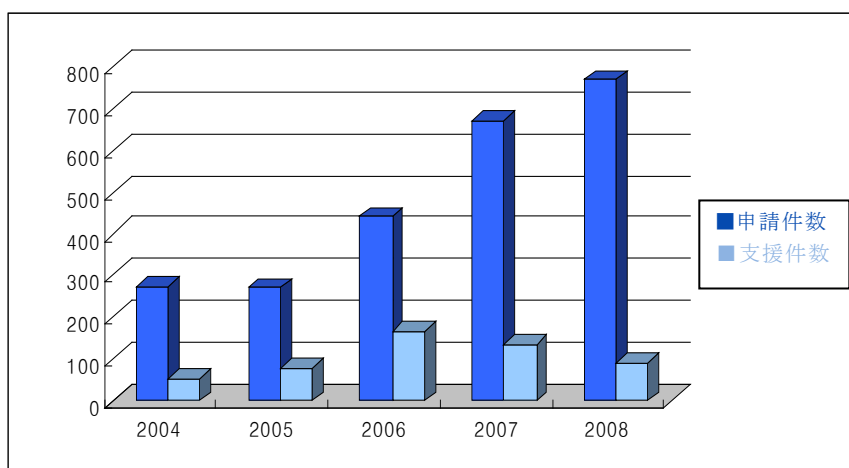
試作品製作支援事業は利用者の便宜を図るため、持続的な業務改善を図っているが、まず訪ねていくサービスのために地域別の事業説明会を始め、支援対象者のための地域別選定者会議などを開催し、利用者の便宜を図っている。

<図V-1-1>地域別巡回事業説明会の様子(釜山広域市)



しかし、増加している申請件数とは裏腹に、支援件数は引き続き右肩下がりの傾向(予算確保の不振)にあり、これに対する対策が必要である。

＜図V-1-2＞最近5年間の試作品申請及び支援件数の推移



今後特許技術の活用促進のために国際出願費用、試作品製作支援及び発明の評価費用支援をパッケージの形にして特許技術の活用率を高め、試作品製作支援の後1年ないしは3年の一定期間の間、「特許技術事業化協議会」の支援機関と連携して事業化資金、販路開拓などの支援を推進していく計画である。

2. 国際出願費用支援を通じた権利化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イム・ソンテク

イ. 推進背景及び概要

特許庁は個人発明家及び中小企業などの技術革新主体が熾烈な技術戦争の中で国際特許を通じて競争優位を確保できるよう、開発された技術を外国に出願する場合、特許・実用新案・デザインの出願費用を支援する国際出願費用支援事業を1982年から遂行している。

申請資格は外国に特許、実用新案又はデザイン登録出願を行った個人及び中小企業

で、技術性評価の結果、優秀な発明に限り、申請日基準で過去5年以内に送金した出願費用に対して、事後的に支援している。特に、特許協力条約(PCT)による国際出願である場合、外国の特許庁に対して出願手続を始める場合に限り、最初出願開始以降の費用まで遡及して支給している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 推進内容

これまで個人発明家及び中小企業に対する国際出願費用支援の状況は下記の表のとおりである。大学・研究所は2005年から2007年まで支援し、優秀技術に対する支援を強化するため、海外出願1件当たり、高度技術は700万ウォン、優秀技術は500万ウォンなど支援金額に差をつけた。2008年からは支援対象の差別化を通じ個人及び中小企業に集中支援するため、大学・公共(研)に対する支援は知識経済部の特許経費支援事業で一元化することにした。

<表V-1-3> 国際出願費用支援実績の細部内容

(単位：件、千ウォン)

年度別	申請件数 (A)	支援件数 (B)	支援金額	支援率 (B/A)	備考
2000	737	335	361,700	45.5%	個人 235、中小企業 100
2001	428	257	299,462	60.0%	個人 154、中小企業 103
2002	938	391	461,638	41.7%	個人 217、中小企業 174
2003	985	334	556,577	33.9%	個人 150、中小企業 184
2004	727	261	499,423	35.9%	個人 165、中小企業 96
2005	743	371	800,000	49.9%	個人 178、中小企業 180 大学 5、研究機関 8
2006	1,170	618	1,461,000	52.8%	個人 290、中小企業 290 大学 35、研究機関 3
2007	2,148	509	1,442,660	23.7%	個人 180、中小企業 252 大学 59、研究機関 18
2008	1,620	547	2,302,794	33.8%	個人 255、中小企業 292

* 大学・研究機関は2005年から2007年まで支援、2008年は知識経済部が支援

2) 推進成果

国際出願費用支援を受けた技術が海外での知的財産権の権利化に大きく貢献し、個人及び中小企業の特許技術事業化を通じた企業の競争力強化にも大いに役立っていることが分かった。国際出願費用支援技術に対する登録率は下記の表のとおりである。

＜表 V-1-4＞ 国際出願費用支援案件における登録率の状況

(単位：件、%)

年度別	支援 件数	審査完了件数		審査中の件数			登録率 {A/(A+B)}
		登録 (A)	拒絶 (B)	未公開 (確認不可)	審査 未請求	審査中	
2004	261	129	79	40	-	13	62.0
2005	371	155	83	41	36	56	65.1
2006	618	222	68	18	9	301	76.6
2007	509	140	34	34	3	298	80.5
合計	1,759	646	264	133	48	668	71.0

* 登録率 = 登録件数 / 審査完了(登録+拒絶)件数

ハ. 評価及び発展方向

2008年支援事業の推進内容に対して事業成果評価委員会で評価した結果、決まった予算の範囲内で支援事業が行われていると評価された。また、申請需要に対しては、与えられた予算が不足している現実に対して予算の増額が必要であるという意見と、国際出願にかかる費用規模が出願権利別に差別化される費用に対して一定支援比率を調整して支給する必要があるという意見が提示された。

国際出願費用支援を受けた人に対する顧客満足度調査及び登録率調査を定期的に行っているが、持続的に国際出願費用支援技術の登録率を高め、事後管理を強化していく必要があると見られる。また、2009年度は特許技術の事業化支援に対する関連事業をパッケージ化し、申請人の申請と支援における便宜を図り、統合支援できるように

支援を受ける側の立場から支援事業体系を改善し運営する方針である。

第2節 優秀特許製品の販売ルート支援強化

1. 特許製品E-Market Placeの運営

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ソン・チャンホ

イ. 推進背景及び概要

特許製品の電子商取引システム(e-marketplace)は、特許・実用新案・デザインとして登録された優秀な特許製品をオンライン上で取引できる電子商取引インフラである。バイインベンション(<http://www.buyinvention.com>)と命名されたこのシステムは、韓国発明振興会が構築や運営を担当しているが、技術力はあるものの資本やマーケティング能力が足りない個人や中小企業の特許商品に対し、販売ルートの開拓及び流通促進を支援するための事業である。

本システムで2004年10月に本格的なオンライン取引サービスが開始されたことで、特許庁は研究開発による発明と発明の権利化、特許発明の事業化及び特許製品の販売による利益実現を通じて再び研究開発投資につながるようにする、全体的な発明支援体制を構築することになった。

ロ. 推進内容及び成果

発明特許品取引の活性化のため、販売商品を発明特許品の他にもアイデア商品、優秀デザイン商品、新技術認証商品などを入店させ、顧客関係強化及び顧客満足サービスを提供するために特許商品e-カタログDBの拡充と365日開かれた顧客相談コーナーを開設し、発明特許品に対する顧客からの不満を迅速に処理している。同時に、既存の流通チャンネル及び販売ネットワークの活用を通じて発明特許品の販売ルート拡大を支援している。

＜表V-1-5＞特許製品電子商取引の運営実績

(単位：人、点、件、百万ウォン、個)

区分	会員状況	入店商品	取引件数	売上高	外部提携モール
2003	-	500	-	-	
2004	3,580	1,500	133	51	
2005	34,522	1,751	907	5,223	
2006	7,299	7,816	2,230	6,307	5
2007	6,180	10,981	10,701	7,035	12
2008	21,892	12,334	15,620	7,843	9
累計	73,473	34,882	29,591	26,459	26

ハ. 評価及び発展方向

優秀特許製品のオンライン販売専門チャンネルであるE-Market Placeは、2004年10月にサービスを開始し、売上高(=特許事業化支援)が徐々に増加し、零細発明家及び特許製品を生産する中小企業にとっては技術事業化を支援するシステムとして、そして消費者には国内唯一の特許製品専門ショッピングモールとして定着するよう、入店商品及び提携機関を拡大し、広報・マーケティング機能を持続的に強化していく計画である。

様々なビジネスモデルの開発及び新規流通市場の開拓を通じて特許商品の広報・マーケティング支援を強化し、今後市場競争力を確保して事業を更に活性化するためには民間委託運営が望ましいので、発明振興会に移管を推進するため、2009年準備期間を経て、2010年に同事業を事業推進機関である発明振興会に完全に移管する計画である。

2. 優秀発明品の優先購買推薦

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ソン・チャンホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は中小企業の優秀特許技術製品に対する優先購買支援を通じて、技術開発投資資金の早期回収や適正利潤の確保を支援するため、発明振興法第39条の規定に基づき、国家機関、地方自治団体、国家又は地方自治体が投資・出捐する機関及びその傘下機関などを対象に、発明振興会を通じて選定された特許技術製品に対して優先購買推薦事業を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

優先購買推薦対象を選定する審査基準としては、品質の優秀性(既存製品との性能比較)、購買効果性(輸入代替効果や能率向上など)、製品の経済性(予算の節約やコスト削減など)、購買対象機関の適格性、その他製品の生産・供給能力などを用いている。同事業の運営実績は次の通りである。

<表V-1-6> 優秀発明品の優先購買推薦の実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
申請件数	15	45	15	19	13	44	32	59	59	78
推薦件数	14	44	15	18	13	44	27	52	59	71
購買発生	3	13	5	7	2	8	6	11	16	-
納品金額	56	8,389	499	3,972	1,848	2,093	7,333	7,523	5,434	-

*2008年の購買発生件数及び納品金額は2009年6月に調査(予定)

ハ. 評価及び発展方向

優先購買推薦制度は申請者が推薦を希望する公共機関を直接指定した後、その機関に対してのみ推薦する制度である。只、推薦対象が限られ、公共機関の購買機関担当者の同制度に対する認知度が低い上に、随意契約によるトラブルや苦情発生などを懸

念した購買機関の消極的な購買慣行によって実績が低迷している側面がある。しかし、今後優先購買推進の審議要件を強化し、優先購買推薦審査の際、生産工場を直接訪問して製品供給能力を事前に確認するなど、現場実査を強化する一方、公共機関の中小企業製品優先購買制度などと連携した妥当性の検討及び中・長期的な業務協力を拡大していく計画である。

公共部門の実質的な販売強化基盤を拡充するため、バイインベンション流通チャンネルと連携し、優先購買推薦商品の販売活性化を図り、提携モールを通じた取引、企業特別販売、福祉モール入店、B2B取引サービスなどを推進していく予定である。また、バイインベンション広報/広告の際に、優秀発明品の商品情報誌の普及、推薦書DM発送など優先購買推薦商品も同時に参加できるように推進していく計画である。

第2章 特許技術の評価及び取引の活性化

第1節 特許技術価値評価の基盤作り

1. 特許技術価値評価に対する手数料の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イム・ソンテク

イ. 推進背景及び概要

産業財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与したものであるとして、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化の主要対象として認識されている。しかし、産業財産権として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2007年知的財産活動実態調査を行った結果、企業の特許事業化率が56.7%であったことから確認することができる。

産業財産権の未活用率を下げるためには、その経済的な価値を客観的に評価し、企業経営陣、技術投資家、技術買収者などに合理的な意思決定の方向を提示する機能も必要である。しかし、より根本的な部分から見ると、本格的な技術開発に先立って事業性の有望な技術アイテムを発掘して産業財産権を取得する、効率的な特許戦略の実行がもっと必要であるといえる。この二つの側面から、最も求められる機能は技術の優秀性と事業化妥当性を公正に評価できる評価基盤の構築であるといえる。

特許庁は評価基盤作りのため、教育プログラムを通じて評価人材を養成し、評価機関を指定・管理し、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。同時に、高価な評価費用負担のために技術評価を受けられない個人、中小企業及び公共研究機関を対象に評価費用の一部を政府から支援することで、技術評価に気軽に接することができる機会を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術の評価費用支援は発明振興法第30条に基づいて施行され、技術評価にかかる評価費用の70%以内で、申請人1人当たり年間5千万ウォンを限度として支援している。評価費用は補助金申請→支援対象者の選定→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給の手続きに基づいて支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在に特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であって、個人、中小企業基本法第2条による中小企業と、技術の移転及び事業化促進に関する法律第2条第6号による大学及び国公立研究所であり、権利者から同意を得た場合は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の優秀性、特許技術の有用性、市場と産業動向の適合性、活用計画の適切性などを総合的に審議して選定する。また、特許技術が新成長エンジンとなり得る技術である場合、中国進出企業又は中国に出願中である技術又は評価用途が技術移転取引用である場合は、加点を付与して優待支援している。

2008年には全部で1,643件に対し、4,778百万ウォンの評価費用が支援され、特に公共研究機関に対してはR&D結果物の効率的な特許管理と事業化を支援するため、別途の予算を編成して全1,048件に対して評価費用を支援した。

<表V-2-1>最近8年間の評価費用の支援実績

(単位：百万ウォン)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
予算(直接事業費)	604	800	1,080	1,584	1,682	5,616	5,261	4,778	
申請件数	50	57	85	212	392	2,283	3,372	4,578	
支援内訳	件数	50	57	76	127	169	1,483	1,129	1,643
	金額	491	730	1,074	1,583	1,682	5,616	5,261	4,778

*注：予算額は年度別全体予算から人件費、付帯経費などを除いた直接事業費である。

特許技術を評価する時は、権利性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われ、評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして無体財産権である特許権の金銭的な価値まで算定できる。従って、関連評価報告書は、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正取引移転価格の算定、特許技術の現物出資のための適正価値の算定、技術投資、技術の財務証券化又は貸出担保の設定、技術の寄贈、処分、償却のための税務計画の樹立及び税金納付、企業の価値増進、技術商品化、スピノフ(Spin-off)その他長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産又は構造調整による資産評価、債務返済計画の樹立、特許権侵害、債務不履行、その他財産紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

産業財産権を利用して創業するベンチャー企業が、事業化過程で直面する最も大きな難関は資金調達である。特許庁はこのような問題を特許技術評価を通じて解決できるように支援するため、産業銀行と初めて特許技術価値評価による事業資金を支援する協力事業を2005年2月から推進している。本協力事業のために特許庁は特許技術価値評価にかかる評価費用(1件当たり5百万ウォン)を支援し、産業銀行は特許技術価値評価金額以内で事業資金を特許担保として支援している。このような協力事業は産業銀行に引き続き、技術保証基金と4つの民間銀行(国民・企業・新韓・ウリ銀行)まで拡大され、2008年には特許技術価値評価を通じた技術金融保証/貸出実績が487件、770億ウォンに達している。

<表V-2-2>2008年技術金融連携の評価支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	支援件数	支援金額	保証/貸出金額(件数)
特許技術価値評価保証	405	1,974	70,656(388)
民間技術金融貸出	82	152	6,390(27)
合計	487	2,126	77,046(415)

特許庁は毎年支援事業の成果分析のため、評価費用支援を受けている人を対象に評価報告書を事業化に活用した程度を調査している。調査結果評価報告書の活用率が最近80%を上回っていると集計され、主要活用内容もまた事業化資金調達と入札及び

納品契約締結などで初期ベンチャー企業が最も苦勞する部分で大きく役立っていることが分かった。

＜表V-2-3＞最近5年間の発明評価結果の活用率

(単位：%)

区分	2004	2005	2006	2007	2008
技術取引	21.7	13.8	0.7	2.4	2.3
資金貸出	4.3	10.3	9.7	17.6	67
技術認証	10.9	0	2.8	4.3	3.9
マーケティング(製品・技術広報)	19.6	39.7	32.4	18.8	2.2
その他(入札、納品契約など)	19.6	15.5	35.9	37.7	7.2
計	76.1	79.3	81.5	80.8	82.6

特許技術評価報告書で最も重要なのは対外的な信頼度といえる。特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業の円滑な運営のために、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所又は技術性・事業性評価を専門的に遂行する機関を評価機関として指定・運営している。また、評価機関を指定する時は、評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行するのに必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁が指定した評価機関は全部で9つの機関であり、評価機関指定後も各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するため、2007年2月から2年間一定水準の評価能力強化計画の樹立と履行を各評価機関に要求して推進している。

＜表V-2-4＞発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学試験研究院、産業技術試験院、韓国建材試験研究院、韓国機器油化試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国技術取引所、技術保証基金、韓国発明振興会

ハ．評価及び発展方向

評価結果に対する信頼度は評価に参加する評価人材の専門性と関連経歴によって左右されるといっても過言ではない。しかし、現在一定水準以上の専門性を保有した評価人材がかなり不足しているため、特許庁は評価基盤を構築するための事業の一環として韓国発明振興会を通じて特許技術評価の専門人材養成のための教育プログラムを運営している。2008年には上・下半期2回にわたって評価機関の担当者及び関連機関の関係者を対象に、価値評価関連の国内外法制度の分析、M&Aと価値評価事例及び技術持株会社の設立と関連した特許技術価値評価の方法など、技術評価の実務教育とセミナーを実施した。同時に、分岐別に評価機関協議会を開催し、評価事業の活性化方策及び制度改善事項に対して議論し、年末にはワークショップを開催して評価技法の共有など評価機関間で情報を共有している。

産業財産権は特許権、実用新案権、デザイン権、商標権(ブランド)で構成され、現在特許権と実用新案権に対する評価技法が開発され、評価実務に適用されている。今後、特許庁は商標権(ブランド)が評価できる評価技法を追加で開発し、ブランド価値を高める管理戦略の樹立に適用できるよう普及する計画である。更には、財務基盤は弱いが技術競争力は優秀な中小ベンチャー企業に自社の技術力をアピールして投資金を誘致するなど、知識経営の有用な手段を提供するため、産業財産権など無形の資産を目に見えるようにする合理的な知的財産報告書の作成及び管理方法を講じるなど、産業財産権に対する評価領域を持続的に拡大していく予定である。

第2節 需要者中心の特許技術取引システムの構築

1. オン・オフライン特許技術取引市場の運営

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 キム・ヒョンピョ

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術などの無形資産に変わりつつあり、企業の価値で技術などの無形資産が占める割合も持続的に増加している。国家の持続可能な長期成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権の確保、そして事業化の成功が核心的な成功要因として浮上している。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術寿命の周期は短くなっている反面、技術の融・複合化によって技術開発に投じられる時間や費用は増加し、技術革新環境は徐々に悪化している。このような環境の中で、外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されていない技術は外部にライセンスして活用する開放型技術革新(オープン・イノベーション)の傾向が広がっている。

特許庁は韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげるため、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に努めている。特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じて特許技術取引市場を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術取引の活性化を通じて特許技術の活用を促進し、開放型技術革新を支援するためにオン・オフラインチャンネルを活用して特許取引広場を運営している。オンライン特許技術取引広場としてインターネット特許技術広場(IP-Mart)を運営し、オフラインの特許技術取引市場としては特許技術常設広場(韓国知的財産センター3階)を運営している。

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は、産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供できるのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいライフスタイルへの変化を促している。このように発達した情報技術を活用して優秀特許技術の移転を通じた事業化成功を導き出せるため、特許庁は2000年4月1日からインターネット特許技術広場(IP-MART : <http://www.ipmart.or.kr>)を構築し、技術需要者と供給者間の技術取引が直接行われるよう支援している。2008年末現在、41,000件余りの移転希望技術DBを含め、計86,000件余りの技術情報DBを構築している。

また、技術取引活性化のため、インターネット特許技術広場に情報が登録されると、



それを必要とする需要者に自動的に情報が提供されるシステム(Push-Mail)を構築・運営し、中小・ベンチャー企業が必要とする技術情報及び産業現場から求められている技術情報が産業別・技術分野別に提供されている。その他にも、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報など技術取引のための総合情報が提供され、より手軽に技術移転契約が結ばれるよう支援している。

一方、2001年から特許出願人が技術移転を希望する場合は出願書にその旨を表示するようにし、出願公開された技術又は登録された技術に対してインターネット特許技術広場に登録されるようにすることで、技術移転を希望する優秀特許技術を早期に発掘して支援できるようにした。

インターネット特許技術広場は取引対象技術に対する広報と技術情報の提供が中心となり、実際の取引は当事者間の直接相談による個別直接取引又は特許技術常設広場の間接支援によって行われている。2008年の特許技術常設広場を通じた技術取引の実績は343件であり、2007年の299件に比べて14.7%増加した。

<表V-2-5>インターネット特許技術広場のDB構築状況

年度	プログラム開発	追加D/B の構築	加入会員 (累計)	備考
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・Eメールサービス ・IPCインデクシング ・Full-Text検索システム ・会員管理の強化(重複する住民番号の検索、ID、Password紛失時のメール発送) ・ユーザーインターフェースの拡充 ・登録技術別に使用者の関心度を把握する機能 ・オンラインアンケート調査システム 	35,000件	6,200人	2000. 4. サービス 開始
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術常設広場と技術オンラインの連携展示 ・システム速度の改善 ・人工知能K-2検索エンジンの適用 ・D/B情報の細分化 ・移転希望技術の現在進行状態の確認方法を提供 ・ユーザー分析、管理ツール ・ヘルプ機能の強化 	7,000件 (累計 42,000 件)	12,120人	
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・新規構築技術移転情報D/Bの信頼度検証 ・リアルタイムの書誌情報確認 ・Front-end/Back-end サーバープログラム言語変換(JSP/JAVA Scriptなど) ・特許技術取引のガイド ・My Pageでの一括技術管理 ・本人連絡先の選択的な公開 ・サイト検索機能及び結果内の検索機能 	8,000件 (累計 50,000 件)	16,100人	
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・特許情報の最新情報自動更新機能 ・ユーザーの実名確認プロセス構築 ・国有特許提供情報の多様化 ・特許技術常設広場のテーマ別展示技術情報の提供 ・大学及び研究機関の移転対象の優秀特許技術に関する情報提供 	5,000件 (累計 55,000 件)	19,980人	
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・専用サーバー及びストリーミングシステムの構築 ・コミュニティー構築、ショートメッセージ機能 ・Full Text検索の安全性などの機能向上 ・技術分類体系の変更・改善 ・PDF明細書サービスの提供 	6,000件 (累計 60,000 件)	21,730人	
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニューズレター」の発刊 ・発明自己診断/評価システムの搭載 ・技術移転DBマーケティングシステムの確保 ・企業購買技術の詳細調査 ・独自の検索エンジンを導入 ・追加ドメインネーム(インターネットアドレス) 	4000件 (累計 64,000 件)	24,090人	

	<ul style="list-style-type: none"> の確保 ・政策資金／産業情報／テスト／装備情報提供機関と提携 			
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・技術マッチングシステムの開発 ・オンライン技術競売システムの開発 ・技術金融照会システムの開発 ・技術動向調査のための特許庁PIASシステムの搭載 ・技術情報書式の変更・改善 ・検索ロボットCIMSの導入 	4,000件 (累計 68,000 件)	26,800人	
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページデザインの開発及び構成の変更 ・ユーザー技術登録の有効性チェック機能の追加 ・ユーザー動向分析機能の追加 ・オンライン技術競売システムの機能拡大(複合技術競売、写真・動画の編集機能など) ・サーバー増築(2つ)及びシステムソリューションのアップグレード ・統合フレームワーク(Framework)の構築 	6,000件 (累計 74,000 件)	29,700人	
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・システムのリアルタイムモニタリングのためのジェニファーソリューションの導入 ・ユーザーの個人情報保護のためのSSL構築 ・需要者検索便利性及び販売技術選別機能の強化のためのIP-STAR特別コーナーの構築 ・IP-MARTのデザイン改編 ・IP-MARTユーザー向けの利用案内フラッシュアニメの製作 	12,000件 (累計 86,000 件)	31,800人	

特許技術常設広場は、2000年11月ソウル江南区駅三洞にある発明会館3階に展示場、投資説明会場など185坪の規模で開館したが、2003年に韓国知的財産センター(KIPS)の3階に移転し、移転希望技術、事業化成功技術などを周期的に交替・展示している。

特許技術が取引されるためには技術に対する正確な理解が必ず必要である。試作品がある場合は該当特許技術に対する理解が比較的容易であるが、移転希望特許技術は試作品がなく特許明細書が全部である場合が多いため、試作品製作にも多くの時間や費用がかかり、個人及び中小企業には大きな負担となってきた。

特許技術常設広場では、優秀特許技術に対して該当技術が商品化された時の作動様子や機能などをグラフィックで具体化した動画を製作し、特許技術常設展示場のタッ

チスクリーンを通じて提供している。また、インターネット特許技術広場と連携してストリーミングサービスを行うことで、技術需要者の取引技術に対する理解を深め、実際の取引にも役立っている。更に、技術購買者に客観的な資料(技術性、事業性、権利性)を提供するため、優秀特許技術に対しては特許技術評価書も選択的に提供している。特許技術常設広場の開館以降2008年まで、計2,200点余りの動画製作や技術評価書作成を支援した。

特許技術常設広場へのアクセス改善及び技術移転の相談機能強化のため、2008年11月特許技術常設広場を改編し、流通相談官室、知的財産専門図書館、特許技術常設展示場で構成された特許取引情報センターとして機能を複合化した。流通相談官室には専門流通相談官が常住し、特許取引情報センターを訪問すれば、いつでも特許技術移転及び事業化に対する総合専門家との相談・技術取引斡旋及び技術移転関連の契約支援を受けることができ、常設展示場の特許技術取引情報及び知的財産図書館の知的財産専門情報を一ヶ所で手に入れることができる。

特許技術常設広場を通じて移転された技術は2000年の30件からスタートし、2008年343件に達し、計1,284件の技術取引の実績を上げた。

<表V-2-6> 権利別技術移転の実績

類型別の取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
特許	29	72	54	48	72	86	127	259	281	1,028
実用新案	1	8	9	28	26	24	39	39	55	229
デザイン		1		9	-	-	2	1	7	20
商標			1	6	-	-	-	-	-	7
計	30	81	64	91	98	110	168	299	343	1,284

<表V-2-7> 類型別技術移転の実績

類型別の取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
権利譲渡		16	2	18	19	3	32	26	43	151

実施許諾	30	65	62	73	79	107	136	273	300	1,133
計	30	81	64	91	98	110	168	299	343	1,284

一方、予備創業者、中小・ベンチャー企業に、特許技術の事業化に成功した企業のノウハウを学べる機会を提供するため、2001年から毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催している。

成功事例発表会では、優秀特許技術で事業化に成功した企業の特許技術開発における事業化過程、流通過程、販売過程など、事業化に関するすべての過程の内容を発表し、現場で金賞(産業資源部長官賞)、銀賞(特許庁長賞)、銅賞(韓国発明振興会長賞)など7件について授賞し、副賞として賞金も授与している。2008年まで合計84の特許企業の優秀成功事例を発掘して褒賞した。

ハ. 評価及び発展方向

オン・オフライン特許技術取引市場の運営を通じて特許技術取引の支援実績は持続的に改善されているが、特許技術取引活性化のためには依然として様々な努力が必要である。特に、特許技術取引に参加する当事者に対し、取引及び価格交渉などの意思決定が支援できる関連参考資料の提供基盤は不足しているのが現状である。

今後は特許技術取引を促進するために特許技術取引を支援すると同時に、認識を高めるために特許技術取引市場を運営し、特許技術取引が活性化できる環境作りのために特許技術取引基盤を構築する計画である。

特許技術取引市場は2007年から重点的に推進した需要者中心の技術取引と供給技術からスタートして取引対象を物色する供給者中心の技術取引を大きな2つの軸として推進していく予定である。そして、インターネット特許技術取引広場(IP-Mart)と特許取引情報センターとの連携を強化し、有機的な支援体系を構築する予定である。また、他技術取引機関との連携強化及び事業間連携を通じて良質の特許技術DBを構築し、特許技術移転相談の履歴管理を通じて事業の効果を高めていく計画である。

特許技術取引の基盤を構築するため、国内外の特許技術取引関係機関間との協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じてネットワークを整え、優秀事例の発掘及び関連情報提供のためのセミナー開催で特許技術取引に対する認識を高める予定である。また、特許技術取引の意思決定を支援するため、特許自動評価システムを開発し、特許技術取引DBを構築して取引される特許の価値に対するコンセンサスが得られるように支援していく計画である。

2. 特許技術取引インフラの改善

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 キム・ヒョンピョ

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術などの無形資産に変わりつつあり、企業の価値で技術などの無形資産が占める割合も持続的に増加している。国家の持続可能な長期成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権の確保、そして事業化の成功が核心的な成功要因として浮上している。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術寿命の周期は短くなっている反面、技術の融・複合化によって技術開発に投じられる時間や費用は増加し、技術革新環境は徐々に悪化している。このような環境の中で、外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されていない技術は外部にライセンスして活用する開放型技術革新の傾向が広がっている。

特許庁は韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげるため、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に努めている。特に開放型技術革新を支援するために「特許技術の取引」を促進し、オン・オフラインを通じて特許技術取引市場を運営すると同時に、特許技術移転相談会を開催するなど、特許技術取引情報の拡散及び技術取引を直接支援するために様々な事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術取引を活性化するためにオン・オフラインの特許技術取引市場を運営し、市場志向的な需要者中心の特許技術移転を促進するための施策を推進した。持続的に特許技術取引支援の実績は増加し、2008年には国有特許271件を含め、合計343件の特許を移転した。

特許技術取引市場はオンライン上のインターネット特許技術広場(IP-Mart)とオフラインの特許技術常設広場(韓国知的財産センター3階に位置)を運営している。



＜図V-2-1＞インターネット特許技術
広場のホームページ

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は、産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいライフスタイルへの変化を促している。このように発達した情報技術を活用して優秀特許技術の移転を通じた事業化成功を導き出すた

め、特許庁は2000年4月1日からインターネット特許技術広場(IP-MART : <http://www.ipmart.or.kr>)を構築し、技術需要者と供給者間の技術取引が直接行われるよう支援している。2008年末現在、41,000件余りの移転希望技術DBを含め、計86,000件余りの技術情報DBを構築している。

また、技術取引活性化のため、インターネット特許技術広場に情報が登録されると、それを必要とする需要者に自動的に情報が提供されるシステム(Push-Mail)を構築・運営し、中小・ベンチャー企業が必要とする技術情報及び産業現場から求められている技術情報が産業別・技術分野別に提供されている。その他にも、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報など技術取引のための総合情報が提供され、より手軽に技

術移転契約が結ばれるよう支援している。

一方、2001年から特許出願人が技術移転を希望する場合は出願書にその旨を表示するようにし、出願公開された技術又は登録された技術に対してインターネット特許技術広場に登録されるようにすることで、技術移転を希望する優秀特許技術を早期に発掘して支援できるようにした。

インターネット特許技術広場は取引対象技術に対する広報と技術情報の提供が中心となり、実際の取引は当事者間の直接相談による個別直接取引又は特許技術常設広場の間接支援によって行われている。2008年の特許技術常設広場を通じた技術取引の実績は343件であり、2007年の299件に比べて14.7%増加した。

＜表V-2-8＞インターネット特許技術広場のDB構築状況

年度	プログラム開発	追加D/B の構築	加入会員 (累計)	備考
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・Eメールサービス ・IPCインデクシング ・Full-Text検索システム ・会員管理の強化(重複する住民番号の検索、ID、Password紛失時のメール発送) ・ユーザーインターフェースの拡充 ・登録技術別に使用者の関心度を把握する機能 ・オンラインアンケート調査システム 	35,000件	6,200人	2000. 4. サービス 開始
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術常設広場と技術オンラインの連携展示 ・システム速度の改善 ・人工知能K-2検索エンジンの適用 ・D/B情報の細分化 ・移転希望技術の現在進行状態の確認方法を提供 ・ユーザー分析、管理ツール ・ヘルプ機能の強化 	7,000件 (累計 42,000 件)	12,120人	
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・新規構築技術移転情報D/Bの信頼度検証 ・リアルタイムの書誌情報確認 ・Front-end/Back-end サーバプログラム言語変換(JSP/JAVA Scriptなど) ・特許技術取引のガイド ・My Pageでの一括技術管理 ・本人連絡先の選択的な公開 ・サイト検索機能及び結果内の検索機能 	8,000件 (累計 50,000 件)	16,100人	

2003	<ul style="list-style-type: none"> ・特許情報の最新情報自動更新機能 ・ユーザーの実名確認プロセス構築 ・国有特許提供情報の多様化 ・特許技術常設広場のテーマ別展示技術情報の提供 ・大学及び研究機関の移転対象の優秀特許技術に関する情報提供 	5,000件 (累計 55,000 件)	19,980人	
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・専用サーバー及びストリーミングシステムの構築 ・コミュニティー構築、ショートメッセージ機能 ・Full Text検索の安全性などの機能向上 ・技術分類体系の変更・改善 ・PDF明細書サービスの提供 	6,000件 (累計 60,000 件)	21,730人	
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニュースレター」の発刊 ・発明自己診断／評価システムの搭載 ・技術移転DBマーケティングシステムの確保 ・企業購買技術の詳細調査 ・独自の検索エンジンを導入 ・追加ドメインネーム(インターネットアドレス)の確保 ・政策資金／産業情報／テスト／装備情報提供機関と提携 	4000件 (累計 64,000 件)	24,090人	
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・技術マッチングシステムの開発 ・オンライン技術競売システムの開発 ・技術金融照会システムの開発 ・技術動向調査のための特許庁PIASシステムの搭載 ・技術情報書式の変更・改善 ・検索ロボットCIMSの導入 	4,000件 (累計 68,000 件)	26,800人	
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページデザインの開発及び構成の変更 ・ユーザー技術登録の有効性チェック機能の追加 ・ユーザー動向分析機能の追加 ・オンライン技術競売システムの機能拡大(複合技術競売、写真・動画の編集機能など) ・サーバー増築(2つ)及びシステムソリューションのアップグレード ・統合フレームワーク(Framework)の構築 	6,000件 (累計 74,000 件)	29,700人	
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・システムのリアルタイムモニターリングのためのジェニファーソリューションの導入 ・ユーザーの個人情報保護のためのSSL構築 ・需要者検索便利性及び販売技術選別機能の強化のためのIP-STAR特別コーナーの構築 ・IP-MARTのデザイン改編 ・IP-MARTユーザー向けの利用案内フラッシュアニメの製作 	12,000件 (累計 86,000 件)	31,800人	

特許技術常設広場は、2000年11月ソウル江南区駅三洞にある発明会館3階に展示場、

投資説明会場など185坪の規模で開館したが、2003年に韓国知的財産センター(KIPS)の3階に移転し、移転希望技術、事業化成功技術などを周期的に交替・展示している。

特許技術が取引されるためには技術に対する正確な理解が必ず必要である。試作品がある場合は該当特許技術に対する理解が比較的容易であるが、移転希望特許技術は試作品がなく特許明細書が全部である場合が多いため、試作品製作にも多くの時間や費用がかかり、個人及び中小企業には大きな負担となってきた。

特許技術常設広場では、優秀特許技術に対して該当技術が商品化された時の作動様子や機能などをグラフィックで具体化した動画を製作し、特許技術常設展示場のタッチスクリーンを通じて提供している。また、インターネット特許技術広場と連携してストリーミングサービスを行うことで、技術需要者の取引技術に対する理解を深め、実際の取引にも役立っている。更に、技術購買者に客観的な資料(技術性、事業性、権利性)を提供するため、優秀特許技術に対しては特許技術評価書も選択的に提供している。特許技術常設広場の開館以降2008年まで、計2,200点余りの動画製作や技術評価書作成を支援した。

特許技術常設広場へのアクセス改善及び技術移転の相談機能強化のため、2008年11月特許技術常設広場を改編し、流通相談官室、知的財産専門図書館、特許技術常設展示場で構成された特許取引情報センターとして機能を複合化した。流通相談官室には専門流通相談官が常住し、特許取引情報センターを訪問すれば、いつでも特許技術移転及び事業化に対する総合専門家との相談・技術取引斡旋及び技術移転関連の契約支援を受けることができ、常設展示場の特許技術取引情報及び知的財産図書館の知的財産専門情報を一ヶ所で手に入れることができる。

特許技術常設広場を通じて移転された技術は2000年の30件からスタートし、2008年343件に達し、計1,284件の技術取引の実績を上げた。

＜表V-2-9＞権利別技術移転の実績

類型別の取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
特許	29	72	54	48	72	86	127	259	281	1,028
実用新案	1	8	9	28	26	24	39	39	55	229
デザイン		1		9	-	-	2	1	7	20
商標			1	6	-	-	-	-	-	7
計	30	81	64	91	98	110	168	299	343	1,284

＜表V-2-10＞類型別技術移転の実績

類型別の取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合計
権利譲渡		16	2	18	19	3	32	26	43	151
実施許諾	30	65	62	73	79	107	136	273	300	1,133
計	30	81	64	91	98	110	168	299	343	1,284

一方、予備創業者、中小・ベンチャー企業に、特許技術の事業化に成功した企業のノウハウを学べる機会を提供するため、2001年から毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催している。

成功事例発表会では、優秀特許技術で事業化に成功した企業の特許技術開発における事業化過程、流通過程、販売過程など、事業化に関するすべての過程の内容を発表し、現場で金賞(産業資源部長官賞)、銀賞(特許庁長賞)、銅賞(韓国発明振興会長賞)など7件について授賞し、副賞として賞金も授与している。2008年まで合計84の特許企業の優秀成功事例を発掘して褒賞した。

特許技術取引は技術移転を通じて事業化しようとする需要者が存在してこそ始まるので、需要者が必要としている技術を識別して該当する供給技術を探してマッチング・斡旋・仲介する、需要者中心の特許技術移転がより効率的であるといえる。2007年から需要者中心の特許技術取引を促進するため、需要技術調査と特許技術移転相談

会を行っている。

21世紀の知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は、技術の融合化・複合化や消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くなっている。このような技術サイクルの短縮により、不必要な技術を売却する又は新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを暗示している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていない。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者が希望する技術を無視した技術開発で未活用特許を量産し、技術を必要とする企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

特許庁は、国内特許技術取引市場の環境下では、知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、技術需要者が探し求めている技術の内容を先に把握した後、それに適合した供給技術を見つけ出す、需要技術調査を実施した。特に、特許庁は技術需要者が事業化資金の支援が受けられるよう、韓国発明振興会を通じて産業銀行と技術取引に関する業務協力協定を締結した。この協定は、韓国発明振興会を通じて技術移転を受けて事業化を推進する企業に最大60億ウォン(運転資金30億ウォン、施設資金30億ウォン)の事業化資金を支援することを主な内容としている。これを通じて、需要企業は技術移転を受けた後、事業化をより安定的に推進できるようになった。

2008年度の上半期には108件の需要技術に対してそれに適合する507件の供給特許技術が、下半期には114件の需要技術に対して431件の供給特許技術がそれぞれ関連技術として調査され、需要者に提供された。

特許庁は需要技術調査を通じて発掘された需要技術情報をもとに、公共研究機関及び研究開発企業が保有した供給技術を調査し、この両当事者が集まって技術移転の交渉や契約条件を協議する場である特許技術移転相談会を開催した。

上半期の特許技術移転相談会は2008年6月3日～6月4日までの2日間、COEXコンファレンスセンターで、そして下半期(特許流通フェスティバル)には、2008年11月18日～19日まで2日間、COEXコンファレンスセンターで開催され、全2回の行事が開催された。

特許技術移転相談会は特許技術移転相談会、知的財産コンファレンス、特許技術競売で構成されている。「特許技術移転相談会」は事前マーケティングされた内容に基づいて、技術販売者、技術購買者及び技術仲介者が一堂に会し、特許技術移転の契約条件(金額、取引類型)に対して交渉する行事である。また、「知的財産コンファレンス」は知的財産権関連の様々なテーマ発表セミナーと事業化資金支援の説明会で構成されている。特許技術競売は大企業、公共研究機関が保有している優秀な特許技術を技術競売形式で中小企業に移転する行事である。

特許技術移転相談会は既存の単純な展示による特許技術の移転ではなく、事前マーケティングを通じて特許技術移転の可能性を高めた特許技術取引者が一堂に会する場として、2006年に初めて開催された。2008年度は特許技術移転相談会を2回開催し、計17件の特許技術を移転した。

ハ. 評価及び発展方向

特許技術取引は2005年専門流通相談官の運営と2007年需要者中心の特許技術取引支援体系の構築によって取引支援の実績が大幅増加した。しかし、国有特許を除く特許取引支援の実績は2008年72件で、今後もっと発展させていかなければならない。

今後特許技術取引を促進するために知的財産権弱者を支援すると同時に、特許技術取引活性化を通じた認識向上のために特許技術取引市場を運営し、特許技術取引が活性化できる環境を作り、それらを特許技術取引の基盤構築事業として推進していく計

画である。

特許技術取引市場は2007年から重点的に推進した需要者中心の技術取引と供給技術から出発して取引対象を物色する供給者中心の技術取引を大きな2つの軸として展開していく計画である。また、インターネット特許技術広場(IP-Mart)と特許取引情報センターとの連携を強化し、有機的な支援体系を構築する予定である。また、他の技術取引機関との連携強化及び事業間の連携を通じて、良質の特許技術DBを構築し、特許技術移転相談の履歴管理を通じて事業の効果を高めていく計画である。

特許技術取引基盤を構築するため、国内外の特許技術取引関係機関との協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じてネットワークを確固たるものにする。また、優秀事例の発掘及び関連情報提供のためのセミナーを開催し、特許技術取引に対する認識を高める予定である。また、特許技術取引の意思決定を支援するため、特許自動評価システムを開発し、特許技術取引DBを構築し、取引される特許の価値に対するコンセンサスを得るよう支援する計画である。

3. 需要者中心の特許技術取引基盤の構築

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 キム・ヒョンピョ

イ. 推進背景及び概要

21世紀の知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は、技術の融合化・複合化や消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くなっている。このような技術サイクルの短縮により、不必要な技術を売却する又は新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを暗示している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の

技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていない。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者が希望する技術を無視した技術開発で未活用特許を量産し、技術を必要とする企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

特許庁は需要者中心の特許技術取引基盤を構築するため、2007年から需要技術調査と需要技術中心の特許技術移転相談会を推進している。需要技術調査を通じて、調査した企業の需要技術を発掘し、これにマッチングする供給技術を発掘して移転相談会を通じて移転・取引を進行している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は、国内特許技術取引市場の環境下では、知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、技術需要者が探し求めている技術の内容を先に把握した後、それに適合した供給技術を見つけ出す、需要技術調査を実施した。特に、特許庁は技術需要者が事業化資金の支援が受けられるよう、韓国発明振興会を通じて産業銀行と技術取引に関する業務協力約定を締結した。この約定は、韓国発明振興会を通じて技術移転を受けて事業化を推進する企業に最大60億ウォン(運転資金30億ウォン、施設資金30億ウォン)の事業化資金を支援することを主な内容としている。これを通じて、需要企業は技術移転を受けた後、事業化をより安定的に推進できるようになった。

2008年度の上半期には108件の需要技術に対してそれに適合する507件の供給特許技術が、下半期には114件の需要技術に対して431件の供給特許技術がそれぞれ関連技術として調査され、需要者に提供された。

特許庁は需要技術調査を通じて発掘された需要技術情報をもとに、公共研究機関及び研究開発企業が保有した供給技術を調査し、この両当事者が集まって技術移転の交

渉や契約条件を協議する場である特許技術移転相談会を開催した。

上半期の特許技術移転相談会は2008年6月3日～6月4日までの2日間、COEXコンファレンスセンターで、そして下半期(特許流通フェスティバル)には、2008年11月18日～19日まで2日間、COEXコンファレンスセンターで開催され、全2回の行事が開催された。

特許技術移転相談会は特許技術移転相談会、知的財産コンファレンス、特許技術競売で構成されている。「特許技術移転相談会」は事前マーケティングされた内容に基づいて、技術販売者、技術購買者及び技術仲介者が一堂に会し、特許技術移転の契約条件(金額、取引類型)に対して交渉する行事である。また、「知的財産コンファレンス」は知的財産権関連の様々なテーマ発表セミナーと事業化資金支援の説明会で構成されている。特許技術競売は大企業、公共研究機関が保有している優秀な特許技術を技術競売形式で中小企業に移転する行事である。

特許技術移転相談会は既存の単純な展示による特許技術の移転ではなく、事前マーケティングを通じて特許技術移転の可能性を高めた特許技術取引者が一堂に会する場として、2006年に初めて開催された。2008年度は特許技術移転相談会を2回開催し、計17件の特許技術を移転した。

ハ. 評価及び発展方向

需要者中心の特許技術取引は積極的に技術を導入しようとする需要者から取引が始まるので、需要者が必要とする技術に正確にマッチングする供給技術が発掘できれば取引が成功する可能性が高い。また、需要者は事業化の意思を持つ不特定多数である反面、供給者は該当特許権の権利者であるため、需要者を中心に供給技術を探索する方がより効率的である。

しかし、需要者に必要な特許技術が何なのかについて需要者自身も知らない場合が多く、需要技術調査を申請したにもかかわらず、需要技術情報が具体化できず、マッチングされる供給技術の発掘に苦労するケースが多かった。

今後は需要者中心の特許技術取引の効率を高めるため、需要者が必要とする技術を具体化できる需要者インタビューを強化していく計画であり、供給者中心の特許技術取引手続きも体系化して供給者中心の特許技術取引も活性化していく計画である。

第6編

知的財産権の保護強化

第1章 国内・外の知的財産権の保護活動の強化

第2章 韓国知的財産権の国際的な保護基盤の強化

第3章 知的財産権の徹底的な保護

第1章 国内・外の知的財産権の保護活動の強化

第1節 国内知的財産権の保護活動の強化

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 李ハクジン

1. 偽造商品に対する合同取締りの実施

イ. 偽造商品の取締り

偽造商品の製造・販売は、他人の商品標識など同一または類似した標識を使用し、他人の商品と混同させて健全な商取引秩序を乱す。これにより、商品の流通構造は乱れ、消費者は不信感が募り、購買意欲が落ちるなど経済社会全般に対して悪影響が及ぶ。また、偽造商品の流通は、消費者に対して商品の出所や品質の混同を起し、偽造商品によって欺かれることになる。偽造商品の流通により、企業の固有ブランド製品に対する投資・開発が縮小され、企業及び製品の信頼度も失墜する。これは働き口の減少をもたらし、企業の正常な事業遂行に莫大な損害を与え、国内産業発展を大きく阻害している。

特許庁は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づき、地方自治体と合同で偽造商品取締り班を編成し、定期取締りを実施している。また、必要に応じて検察・警察と合同し、特別取締りも実施している。

2008年の1年間、検察・警察・地方自治団体と定期・合同取締りを計38回実施し、1,181件を摘発した。そのうちの34件を立件し、1,147件については是正勧告を行った。

＜表VI-1-1＞偽造商品の取締り及び措置の内訳

(単位：件、点)

区分		2003	2004	2005	2006	2007	2008
摘発	立件	332	198	88	128	116	34
	是正勧告	217	425	749	966	1,066	1,147
	計	549	623	837	1,094	1,182	1,181
物量		10,160	149,555	17,742	14,852	35,366	97,751

摘発された商標のほとんど（1～10位）は外国の有名ブランドであり、品目別にはアクセサリ類、衣類、靴・財布類などが多かった。

＜表VI-1-2＞主要品目別の取締り実績

(単位：点)

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008
衣類	2,596	84,781	7,102	2,172	4,598	2,998
靴・財布類	1,790	1,307	1,916	2,066	7,823	3,224
靴類	402	615	1,280	471	1,203	236
アクセサリ類	4,219	53,849	6,969	8,747	20,830	5,251
その他	1,153	9,003	475	1,396	912	83,353
計	10,160	149,555	17,742	14,852	35,366	86,042

ロ．偽造商品通報センターの運営

特許庁は偽造商品の流通を根絶するため、取締り活動と共に、産業財産保護チーム内に「偽造商品通報センター」を設置し、通報のあった偽造商品の流通関連事項について管轄検察・警察に移牒するか、必要に応じて合同取締りを実施するなどの迅速な

措置を取っている。

また、偽造商品通報者の便宜を図るため、特許庁ホームページ内に偽造商品通報センター（ippc.kipo.go.kr）を設置し、インターネットによる通報も可能にした。

＜表VI-1-3＞偽造商品通報センターの運営実績

（単位：件）

区分		2004	2005	2006	2007	2008
通報	移牒	50	62	398	439	1,487
受付	内容不明	117	188	1,207	1,935	1,649
計		167	250	1,605	2,374	3,136

2. 偽造商品の通報褒賞金制

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 李ハクジン

特許庁は偽造商品を追放するため、検察、警察及び地方自治団体と合同で取締り活動を行ってきたが、国内偽造商品の流通は絶えることがなく、その流通経路が散在化・巧妙化されており、取り締りにかなり苦勞している。

これを受けて、一般人の情報提供によって偽造商品の流通を根本的に遮断し、偽造商品に対する国民の注意を喚起させると同時に、韓国政府の偽造商品に対する防止努力を先進国などの国際社会に広報し、対外通商協定などの円滑な進行に寄与しようと2006年1月1日から偽造商品の通報者に対する褒賞金制を実施している。通報対象は偽造商品の製造業者、流通販売業者であり、誰でも通報できるようにしたが、通報は信頼性を確保するため実名通報を原則としている。

実施の初年度である2006年には5億ウォンの予算を策定し、最低10万ウォンから最高1,000万ウォンまでの褒賞金を支給するようにし、計107件の偽造商品の通報者に対し

て3億2,300万ウォンの褒賞金を支給した。摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると約3,430億ウォンに上がった。

2007年には、計89件の偽造商品の通報者に対し、2億5千万ウォンの褒賞金を支給した。摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると3,170億ウォン、2008年には、84件に2億2千万ウォンの褒賞金を支給し、摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると3,573億ウォンに上がった。

また、同制度が導入される以前の2005年の場合、特許庁に寄せられた偽造商品の通報件数は年間250件に過ぎなかったが、2006年には1,605件、2007年には2,374件、2008年3,136件に急増した。

2008年度に支給された褒賞金を類型別に調べてみると、卸・小売流通の通報が34件（93百万ウォン）、インターネット販売の通報が19件（40百万ウォン）、倉庫保管の通報が14件（43.5百万ウォン）、製造工場の通報が17件（43.2百万ウォン）であった。

このように偽造商品の通報褒賞金制が迅速に活性化し、2008年度からは流通業者の場合、偽造商品の量が正規品基準で2千万ウォン以上の場合にも褒賞金を支給するよう、「偽造商品通報者に対する褒賞金支給に関する規定」を改正した。

<表VI-1-4> 類型別褒賞金の支給現状（2008.1～12）

（単位：件、百万ウォン）

区分	細部類型	支給件数	支給金額
流通業者	卸・小売流通	34	93
	インターネット販売	19	40
	倉庫	14	43.5
製造業者	製造工場	17	43.2
合計		84	219.7

したがって、同制度を通じ、国民の通報による偽造商品の摘発における関心の向上

だけでなく、偽造商品の不法性・弊害についての国民の意識向上にも効果があることが分かった。

3. 知的財産権の保護のための広報及び教育の強化

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 李ハクジン

イ. 多様な媒体を活用した知的財産保護の広報の実施

偽造商品の流通は他人の財産権を侵害する犯罪行為であり、消費者の健康と安全を脅かし、健全な商取引秩序に混乱をもたらすと共に国内固有ブランドの開発を阻害し、国際的にも通商摩擦を招くため、国家経済発展の妨げになる。

このような点を広く認識させるため、偽造商品追放のための国民に対する啓蒙・広報の一環として国政広報署と協議し、全国主要都市で大勢の人が集まる都心の繁華街に設置された114個の大型電光掲示板と政府中央庁舎の電光掲示板を活用し、映像及び文字表出方式による偽造商品追放のための啓蒙・広報を7ヶ月間（1ヶ月単位）実施した。

また、偽造商品の主な需要層である大学生を対象として、知的財産保護の必要性の広報及び広報アイデア発掘のために「第1回特許庁大学生広告公募展（2008年3月～5月）」及び、「ブログ大学生記者団（2008年6月～12月）」を開催し、運営した。また、地下鉄の移動放送広報（2008年5月～9月）、ポータルサイト広報（2008年7月～10月）、消費者団体との協力で、偽造商品流通根絶キャンペーン（2008年6月～11月）を通じ、知的財産権保護の認識向上のための多様な媒体広報を行った。

ロ. 「主に盗用される商標資料集」及び各種広報物の発刊・配布

偽造商品の取締りに関し、検察、警察及び地方自治体の不正競争防止業務の担当公務員が取締り業務をより効率的に遂行できるように、取締り実績、商標権者の商標管理努力、当該商標の認知度などを考慮し、主に盗用される国内商標10件と外国商標86

件の計96件の商標を選定後、「主に盗用される国内外商標集」を2,500部発刊し、地方自治体、検察、警察及び関税庁などの関連機関に配布した。

主に偽造商品に盗用される商標を中心に商標登録番号と商標見本を収録した「主に盗用される国内外商標集」は、偽造商品取締り業務及び検察・警察の事件処理などに参考資料として広く活用できるようにした。

また、英文広報冊子「Anti-counterfeiting Activities in Korea 2008」を1,500部発刊して駐韓外国商工会議所、大使館などに配布し、韓国の偽造商品根絶に対する努力など、知的財産権保護のための活動を積極的に広報した。また、偽造商品を追放し、健全な商取引秩序を確立するための「偽造商品を追放しよう」などの啓蒙・広報チラシを15,000部製作し、関連機関公務員、一般消費者及び商人に配布した。

ハ. 知的財産権侵害取締り公務員の教育

地方自治体担当公務員の不正競争防止業務に対する理解と偽造商品取締り能力を高めるため、定期的な地域巡回教育（23回）を行った。また、検察・警察・関税庁・地方自治体の取締り業務担当公務員を対象に特許庁国際知的財産研修院で専門教育（知的財産権指導要員課程、4回）を実施すると共に、その他の教育（7回）を実施する一方で、偽造商品取締り要領冊子を発刊し、警察と地方自治体に提供した。

< 偽造商品識別要領などの支援資料 >

- 「偽造商品の取締り、どのように行う？」
- 「主に盗用される商標資料集」
- 「偽造商品追放広報用のパンフレット」
- 「不正競争防止業務の教育教材」

このような持続的な努力により、地方自治体の取締り活動水準や検察・警察・関税庁などの関連機関公務員の知的財産権の関連知識水準が向上した。今後もすべての地

方自治体が自発的で専門的な取締り活動を推進できるよう、知的財産権保護業務の能力強化を積極的に支援する計画である。

＜表VI-1-5＞偽造商品取締り公務員の教育実績

(単位：回、名)

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008
教育回数	17	21	23	33	28	34
教育人数	401	399	544	759	535	966

4. 民官共同知的財産権保護体系の構築

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 李ハクジン

偽造商品の流通の根絶のため、商取引秩序を無視し、偽造商品を流通させる業者を取り締まり、処罰することも重要であるが、偽造商品を購入しないよう、偽造商品における消費者認識を向上させ、消費者が商取引秩序を維持する積極的な実践行動をすよう導くことがさらに重要かつ効果的な方法である。

したがって、偽造商品の流通という違法的な商行為における持続的な監視活動と共にこのような行為が違法であることを消費者に認識させるための消費者教育を持続的に実施することにより、消費者が偽造商品を区別することができ、偽造商品を購入しないようにして、偽造商品の流通根絶に貢献しようとする。

2008年特許庁は、市民団体である「大韓主婦クラブ連合会」と共同で、ソウル地域の中、最も偽造商品販売の頻発地域である梨泰院、東大門、南大門などでキャンペーンを通じ、偽造商品の不法性についての広報チラシや偽造商品の区別要領を消費者に案内した。

このような努力は、民間団体と政府機関が協力し、商取引の妨げである偽造商品の

流通を根本的に防ぎ、偽造商品の流通による消費者の被害を予防することができ、市民団体との協力ネットワークをさらに強化する予定である。

第2節 海外での韓国企業の知的財産権の保護の強化

1. 海外知的財産の保護の必要性

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 リュウ・スンホ

最近、韓国は、急変する環境の変化の中、企業経営に困難を強いられている。中国の経済飛躍、為替レートの問題、油化の変動などの危機要因があり、前代未聞のグローバル金融危機に処されている。さらに技術貿易の収支は、相変わらず赤字続きの状態である一方、競争国の技術障壁が拡大されるなど銃声なしの貿易戦争は、さらに深化されている。

韓国は過去50年間、輸出中心の経済戦略を推進してきたが、このような世界的な流れには逆らえない。2008年の場合、韓国の輸出額は4,220億ドル、輸入は4,352億ドルに上るなど、輸出入を含む全体貿易規模で世界第9位となった。

輸出中心である韓国経済での知的財産権の保護は、未来の計画ではなく、現場で発生する急な問題である。

過去より、関税を通じ、自国の産業を保護する動きがあったが、1970年代の中半期より、いわゆる非関税障壁（Non-tariff barriers）を通じた新保護貿易主義が登場した。このような対外的な環境の変化の中で知財権は、国家間の交易で重要になった。

最近、韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国をはじめ開発途上国による韓国の企業の知的財産権の侵害が急増している。

海外における韓国企業の知的財産権侵害は、国際競争力を確保する際の障害要因として作用するだけでなく、侵害品の粗雑さ及び品質問題は自国企業の国際的信頼度や韓国の製品に対する評判の低下及び販売収益率の減少に繋がる重要な国家的問題として浮上してきている。特に、中小企業の場合、海外で知的財産権侵害が発生しても、

専門人材が不足し、莫大な訴訟費用を充当できないため、手の打ちようがなく、侵害を受けているという実情である。

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外投資を通じて積極的に国富を増進できるよう、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、侵害発生時には積極的に支援するための事業を推進する必要がある。

2. 海外知的財産権侵害の現状

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 リュウ・スンホ

最近、特許庁の実態調査（2008）によると、知的財産権の侵害発生国家は、中国が64.7%、台湾が11.8%、米国が11.8%の順で中国が他の国に比べ、最も多く、地域別には、アジアで発生する侵害が83.8%となった。侵害された権利としてはデザインが46.2%、商標が38.2%、特許・実用が32.4%の順であった。中国でのデザイン・商標の盗用が深刻であることがわかった。最近は、中国などで製造された模倣品が米国、日本、欧州の先進国に輸出される事例も報告されており、積極的な取り組みも必要である。

また、知的財産権侵害による被害額は、知的財産権侵害または紛争を企業が避けていることや、貿易額が拡大しつつある点などを考慮すると、実質的な被害規模は大きくなり続けると予想している。⁴⁶

⁴⁶ OECDの調査によると、全体物品交易量のうち、偽物商品は約5～7%を占めている。これを基準に、韓国の交易量の約6%で推算した場合には、約250億ドル（2008年基準）規模になる。

＜表VI-1-6＞年度別・地域別被害・侵害の現状（2000～2008）

（単位：社）

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計	
アジア	中国	—	11	8	6	5	18	13	21	12	94
	中華圏	1	—	2	2	1	1	7	3	3	20
	アジア圏	5	1	6	7	4	5	14	11	4	57
アフリカ圏	1	—	3	8	4	2	4	—	—	22	
欧州圏	4	4	6	11	3	2	7	5	3	45	
北米・オセアニア圏	—	—	4	4	5	5	7	6	3	34	
中南米	1	—	2	—	2	1	1	—	—	7	
その他	3	1	—	4	3	—	1	3	—	15	
計	15	17	31	42	27	34	54	49	25	294	

*注：中華圏は台湾、香港、マカオを含み、アジア圏は中国及び中華圏を除いたその他アジア国家で、侵害発生国家を基準とする。

294社の被害・侵害事例を権利別に調べてみると、商標権に関する侵害が48.1%と最も多く、商標の保護・管理が難しいということを示している。また、特許などの技術に対する侵害も増加していることが分かった。

＜表VI-1-7＞権利別被害・侵害の現状（2000～2008）

（単位：件）

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
特許・実用新案	6	5	13	18	6	10	17	25	10	110
デザイン	3	4	5	1	2	10	12	9	4	50
商標	7	11	23	29	18	22	37	17	11	175
その他	—	1	1	2	3	9	8	5	—	29
計	16	21	42	50	29	51	74	56	25	364

また、2008年に特許庁の海外知的財産権保護センターへ通報があった侵害類型を調べてみると、全体の64%（16件）が偽造品（偽物）に関するものであり、韓国企業が投資または営業活動を行っている国の知的財産権執行と密接に関連があるものと把握している。

＜表VI-1-8＞2008年度の知的財産権の侵害の類型

（単位：件）

侵害類型	登録知的財産権を模倣した模造品の流通	未登録知的財産権の無断使用または模造品の流通	現地人の産業財産権の無断先登録	その他（模造品の輸出入／商標登録の妨害など）	計
件数	16	5	4	0	25

3. 海外知的財産権保護センターの運営

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 リュウ・スンホ

特許庁では、韓国企業の海外知的財産権に関連した苦情事項に対し、相談・法律諮問及び通商交渉を通じた外交的な支援などを提供するため、1997年から「海外知的財産権苦情センター」を設置し、2000年に「海外知的財産権保護センター」への名称変更や機能強化を行った。

同センターは弁理士、弁護士などの知的財産権専門家を法律諮問官として委嘱し、海外における自国企業の知的財産権侵害及び紛争に関する各種苦情事項の専門的な相談及び法律諮問を支援している。国別・言語別に17人で運営していたのを、欧州地域やアジア地域の専門家を追加し、30人に拡大した。また、海外での現地専門家を拡充する一方、構成された専門家プールをデータベース化し、知的財産権紛争当事者には、さらに活用度の高い情報を提供するための努力を続けている。

海外における韓国企業の知的財産権の保護の場合、侵害が外国で発生しており、当該国の知的財産権制度や現地の情報が円滑でないため、国内における侵害発生より、解決が難しい点を考慮し、事前に保護することが重要である。そのため、特許庁は侵

害が発生しないよう事前に権利保護をするため、次のような事業を推進している。まず、2004年から開催している「海外知的財産権保護説明会」を2008年にも19回（国内12回、海外7回）開催し、海外に進出予定企業や既に海外に進出している企業に現地の知的財産権関連情報を提供した。また、韓国企業の主要進出国である英国、インド、南アフリカ共和国、チリ編の「海外知的財産権保護ガイドブック」を発刊し、該当国の知的財産権制度を紹介した。⁴⁷

このような事前侵害防止活動の他にも、侵害が発生した場合の事後侵害救済のための様々な事業を推進した。まず、2006年に始めた中小企業及び個人に対する審判及び訴訟費用支援事業を活性化し、2007年には12件、2008年には7件に対し紛争支援を続けている。

また、2006年に設置された海外知的財産権保護センターホームページのサーバー容量を拡大し、海外知的財産権保護ガイド及び各種資料の他にも、持続的に海外知的財産権保護資料を蓄積し、事業広報や情報活用に役に立っている。

これと共に海外知的財産権の侵害が最も頻繁に発生している中国で保護活動を現地中心に推進するため、2007年3月に中国北京のKOTRA貿易館に特許官1名を派遣し、2008年8月には、駐中国韓国大使館に特許官を派遣し、中国知的財産権政策・執行情報を収集する一方、韓国企業の知的財産権保護活動の支援を現場で行うことができた。

今後、特許庁は韓国企業の海外知的財産権を保護するため、知識經濟部や韓国知識財産保護協会、KOTRAなどの関連機関と協力し、韓国企業の知的財産権の侵害を事前に予防すると共に、侵害があった場合には救済のための各種施策を推進し続けていく計画である。

⁴⁷ 2005年には中国、2006年には米国、日本、ベトナム、フィリピン、台湾、ロシア、マレーシア、2007年にはドイツ、ブラジル、タイ、トルコ、2008年には、英国、インド、南アフリカ共和国、チリ編を発刊し配布した。

第3節 企業の国際特許紛争の対応能力の向上

1. 国際特許紛争の発生現状

産業財産政策局産業財産保護チーム工業事務官 カン・テクジュン

最近、技術の高度化・多様化及び融合化による企業の研究開発の隙間、企業の国際事業進出の拡大及びブランドビジネスの拡大、パテントトロルの紛争及び訴訟増加による特許紛争が急増している。

標準特許及び特許プールの増加による特許契約の不可欠な事例が増加しており、特許ロイヤルティとして携帯電話は15～20%、DVDは20～30%とロイヤルティへの負担が増加している。特許紛争手段も先訴訟、米国のITCと欧州のボーダーデテンション(Border Detention)などの国境措置、仮処分などに多様化され、発生地域も米国から欧州に拡大されている。

米国での特許権者の勝訴率は80%に至り、損害賠償額も高くなった。

特許権者の特徴による紛争傾向をみると、特許権者が技術開発の先導業者、市場支配力のある企業又は、ジョイント・ライセンス企業など競争製造業者の場合は、特許料が高く、交渉中心であり、訴訟は最後となり、カウンタクレームすることができる。特許権者が国際標準特許プール又は業界標準特許プールなどの標準特許プールである場合には、特許料は低いほうであるが、交渉しなければならず、特許権者も特許料を支払わなければならない。また、特許権者がパテントトロールである場合には、訴訟濫用による、一方的に防御をしなければならない。

その他、特許権者の紛争提起の目的、特許発生の地域・効果及び紛争の提起時点により様々な様子が見られる。

最近の先進国と韓国企業の特許紛争状況をみると、2000年から2008年までは129件と調査された。しかし、国際特許紛争の事例は企業秘密に扱われる場合が多く、企業が公開をしない傾向があり、実際にはもっと多いと予想される。

紛争が発生した分野は、主に電気・電子（100件）及び化学・医薬品（25件）であり、電気・電子は主に輸出市場である国外で訴訟が多く発生し、化学・医薬品は国内製薬業者の内需用複製医薬品の生産に関する訴訟が多い。

紛争対象を国別に分けると米国が67件、日本が27件と、この2ヶ国に関する紛争件数が全体の72.9%以上を占めた。最近の特許紛争は、半導体、ディスプレイ、携帯電話など韓国企業の主要輸出品目と、内需品目中では薬品分野で頻繁に発生している。

2008年の国際特許紛争関連統計をみると、韓国企業の反撃が目立つことが分かる。特に、半導体分野で先端技術を保有している韓国の大手企業が、それを侵害する他国の企業を対象に直接提訴するか、他企業の提訴を逆に利用するケースが増えている。

<表VI-1-9> 2008年の韓国企業と外国企業間の国際特許紛争の提訴現状

分野		外国企業の 提訴件数	韓国企業の 提訴件数	小計	総計
電気 電子	PDP	-		0	15 (78.9%)
	LCD	-	1	1	
	半導体	2	2	4	
	携帯	2	-	2	
	デジタル	-	1	1	
	コンピュータ	-	-	0	
	その他	4	3	7	
化学 薬品	化学	1	1	2	3 (15.8%)
	薬品	1	-	1	
	繊維	-	-	0	

分野		外国企業の 提訴件数	韓国企業の 提訴件数	小計	総計
	食品	-	-	0	
機械	自動車	-	-	0	1
	精密加工	-	-	0	(5.3%)
	その他	1	-	1	
合計		10 (71.1%)	8 (28.9%)	19	19

＜表VI-1-10＞外国企業との技術分野別特許訴訟件数（2000～2008）

分野		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	小計	総計
電気 電子	PDP	-	-	-	-	2	1(1)	-	2(1)	-	5(2)	100
	LCD	-	-	1(1)	1	3	-	1(1)	6	1(1)	13(3)	
	半導体	1	1	1	1	2	6(1)	3(1)	6(3)	4(2)	25(7)	
	携帯	-	-	-	-	1	3	4	2	2	12	
	デジタル	-	-	-	-	4	-	-	5(2)	1(1)	10(2)	
	コンピュータ	10(10)	2(2)	-	-	-	-	1	1	-	14(12)	
	その他	-	1	-	2	1(1)	-	3(1)	7(3)	7(3)	21(8)	
化学 薬品	化学	-	-	-	-	-	1	-	2(1)	2(1)	5(2)	25
	薬品	1	1	1	2	4	-	2(1)	5(2)	1(1)	17(4)	
	繊維	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
	食品	-	1	-	-	-	-	-	1	-	2	
機械	自動車	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	4
	精密加工	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
合計		12(10)	7(2)	3(1)	6	17(1)	11(2)	16(4)	38(11)	19(9)	129(40)	129

* 紛争発生年度基準

* 国内外裁判所及び米国ITC（国際貿易委員会）の提訴件数

－ 提訴機関及び提訴された企業別に1件

－ （ ）内は韓国企業が外国企業を相手に訴訟を提起した件数

* 国際特許紛争は企業秘密に属する場合が多く、企業が公開を避けており、実際

はこの数値より多いと推定される。

<表VI-1-11>相手国別特許紛争の件数（2000～2008）

国	外国企業→韓国企業	韓国企業→外国企業	合計
米国	51	16	67
日本	20	7	27
台湾	1	12	13
英国	5	-	5
フランス	4	-	4
カナダ	2	-	2
スウェーデン	1	-	1
ドイツ	1	-	1
ベルギー	1	1	2
スイス	1	1	2
シンガポール	1		1
オランダ	1		1
中国	1	2	3
合計	90	39	129

このように韓国企業を対象とした国際特許紛争の主要な特徴を調べてみると次の通りである。

① 韓国企業の技術力向上により、LCD、半導体、デジタルなどの電気・電子分野で紛争が熾烈となり、高付加価値産業に対する技術主導権争いが激しくなっている。

② 代表的な高付加価値産業の一つである化学・医薬品分野で韓国企業が国際特許紛争の積極的な攻勢を展開し、勝訴している。最近この分野の7件の訴訟で3件勝訴している。

③ それにもかかわらず、国内企業の特許紛争による被害が減らない理由の一つは事前予防能力の不足である。最近の技術特許は更に細分化され、研究企画段階から先行技術調査など、特許分析が事前に十分に行われない場合、特許紛争に巻き込まれる可能性が大きい。

2. 国内企業の特許管理実態及び問題点

産業財産政策国産業財産保護チーム工業事務官 カン・テクジュン

国内企業のほとんどは効果的で体系的な対処能力が欠けている。中小・ベンチャー企業の場合、特許の重要性は認識しているが、ほとんどの場合特許専担部署がなく、技術人材の特許関連知識及び技術分析能力不足により、特許紛争発生時に対処する能力が不足している。大手企業の場合もS電子、L電子などの一部企業を除いては特許専門家で構成された特許専担部署がなく、法務チームなどで特許出願・登録を単純に管理する水準であり、このままでは国際的な特許紛争を事前に予防、対処することは難しい。

また、国内企業は研究企画段階から十分な特許分析を通じ、事前に特許紛争を予防する努力が不足している。日本の場合、特許出願の50%が先行技術の調査不足によって拒絶され、この拒絶された件の中にはR&D着手時点に既に先行技術が存在したケースが80%に上るというが、韓国の場合も大きく変わらないと判断される。

3. 国際特許紛争対応能力の向上方策

産業財産政策国産業財産保護チーム工業事務官 カン・テクジュン

国内企業の国際特許紛争対応能力向上のため、特許庁が推進している対応策には次のようなものがある。

① 特許情報分析サービスを強化している。特許庁は国内企業と研究所の国際特許紛争の対応力向上のため、2005年から地域（国家）別の特許紛争マップや特許紛争が予想・進行される核心技術分野に対する紛争対策用特許マップを作成・普及している。主要交易国の体系的な特許紛争の現状把握のための特許紛争マップは2005年米国編（1）を作成し、2006年には米国編（2）と日本編を作成した。また、2007年にはドイツ・英国編を作成し、2008年には中国・米国編を製作した。

また、特許紛争の事前予防と重複研究の防止などのため、2005年からは産業資源部などの関連部署と協力して次世代成長動力産業と紛争多発分野を中心に毎年10分野に対し、紛争対策用特許マップを作成・配布している。

また、特許庁は2005年から科学技術部、産業資源部など各部署の研究開発事業の研究企画・課題選定時に特許技術動向調査を義務化するようにし、国家R&D課題の効率性を向上すると共に、国際特許の取得が可能な技術開発を誘導している。更に、研究機関及び民間企業の特許分析要求に対応するため、韓国特許情報院の特許情報分析サービス機能を強化した。

② 特許紛争関連情報を拡散させている。このため、特許庁は技術研究会を活用し、特許技術情報の活用を促進するための教育を強化した。特許庁の審査官で構成された技術研究会は業界の国際特許紛争における共同対応戦略樹立を支援するために、半導体・ディスプレイ装備の特許コンソーシアムのセミナー、ワークショップなどに参加し、特許情報、関連法制などの技術的な諮問を提供している。

③ 海外知的財産権保護センターの機能を拡大し、国際特許紛争に関する救済制度を整備・実施している。特に、知的財産権侵害が頻発する米国、欧州地域に2010年からIP-Deskを設置し、海外知的財産権保護のための拠点として活用すると共に、この制度を徐々に拡大し、韓国企業が海外で知的財産権を保護できるよう支援する方針であ

る。また、中国に特許官を派遣し、韓国企業を対象として知的財産権侵害に関する苦情の相談や被害事例を分析するなど、国際特許紛争に積極的に対処している。

また、官・民協力を通じ、大手企業の特許紛争ノウハウを中小企業と共有する海外知的財産権保護協議会を2007年6月に発足し、国際特許紛争に積極的に対処できるよう懇談会やセミナーなどを推進し続けている。

第4節 小企業・個人発明家保護のための支援強化

1. 特許法律救助事業の推進

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 カン・ギョンサン

イ. 推進背景及び概要

特許法律救助事業とは、国民基礎生活保障法上の補助金受給者、国家有功者、障害者、学生、零細個人発明家、小企業など経済的な弱者の産業財産権の審判・訴訟費用を支援し、発明意欲を高めて知的財産創出に寄与するための制度であり、2001年から施行している事業である。

1 権利当たり1千万ウォン以内、1申請者当たり2千万ウォン以内で、審判及び訴訟事件毎の審判費用は2百万ウォン、訴訟費用は5百万ウォンまで支援しており、勝訴時は支援金の50%を代理人の成果給として支援している。

全国の特許法律事務所、地域知的財産センター及び大韓弁理士会で特許法律救助事業を申請し、特許法律救助審査委員会で権利救済の必要性及び勝訴可能性などで支援するか否かを審査し、支援が決定された場合は費用を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

2008年の特許法律救助事業を通じ、約150件について約3億6千万ウォンを支援し、勝訴事件に対する成果給として8千万ウォンを支給した。

＜表VI-1-12＞ 特許法律救助事業の支援実績

区分	審判支援	訴訟支援	成果給
件数	91	36	66
支援金額(ウォン)	214,000,000	150,000,000	80,166,680

＜表VI-1-13＞ 支援対象者別の支援実績

区分	中小企業	国家功労者	障害者	個人発明者	学生	計
件数	91	1	6	57	1	156
支援金額	220,000,000	2,000,000	20,000,000	120,000,000	2,000,000	364,000,000

また、さらに国民に同事業を広報するため、2008年には、中小企業ニュース新聞、特許と商標、電子新聞、毎日経済などの媒体に広報ポスターを掲載し、特許法律救助事業の広報用ポスター500枚、チラシ2000枚を印刷し、配布した。

特許法律救助審査を強化するため、特許法律救助審査委員会の委員を4人より7人に増員させ。細則改正を行い、学生ではなく、「満19歳未満者」も審判・訴訟費用支援を申請することができた。

ハ. 評価及び発展方向

2008年の特許法律救助審査を通じ、審判・訴訟費用の支援事件の中、完結された事件の勝訴率は59.3%であった。特許庁は、勝訴率を高めるため、特許法律救助審査委員会の開始の前に事前審査を実施する案を準備中である。また、支援決定の公正性を高めるため、客観的な審査基準を設ける予定である。

2. 公益弁理士特許相談センターの運営

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 カン・ギョンサン

イ. 推進背景及び概要

高価な弁理士サービスの利用が難しい国民基礎生活保障の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業及び大手企業と紛争中の中企業などの経済的弱者と、弁理士サービスから疎外された地域住民の特許などの産業財産権出願を支援するため、2005年4月1日に公益弁理士特許相談センターを開所して運営している。

現在、責任弁理士を含め、7人の弁理士、図面士、行政要員など、計9名で構成され、各種特許関連相談業務、書類作成の支援、知的財産権保護説明会の開催、中小企業経営コンサルティングなどの業務を遂行している。

ロ. 推進内容及び成果

持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大などで毎年相談実績は、増加している。運営し始めた2005年4月より12月までは1,387件、2006年には3,144件、2007年には5160件の相談業務を行った。2008年には知財権保護説明会56回、中小企業における特許紛争経営コンサルティング26回などを含めて計6240件のサービスを提供した。

2008年には、インターネットホームページを活用し、オンライン予約申請、相談結果の通報、書類支援結果の通報サービスなどを実施した。また、オンライン相談に対し、翌日返信済みを原則に置き、迅速な相談を行った。

地方の住民における弁理士サービス支援を強化するために、瑞山、忠州地域知識財産センターと業務協定を結ぶなど計11地域の知識財産センターと業務協定を結び、2008年には、719件の地域の巡回相談を実施した。

公益弁理士特許相談センターの相談運営を活性させるため、様々な広報活動を実施した。運営報道資料を利用したマスコミ及び特許庁ホームページを通じた広報をはじめ、大邱、晋州、太白、木浦、済州地域の新聞広告で広報を行い相談及び支援の拡大を図った。

＜表VI-1-14＞相談類型別の相談実績

電話相談	訪問相談	巡回相談	オンライン 相談	知財権保 護説明会	中小企業特許紛争 コンサルティング	書類 支援	計
2,736	1,122	719	1,142	26	7	458	6,240

＜表VI-1-15＞ 請願別相談実績

生活保護 対象者	国家有功者	障害者	在学生	小企業	その他	計
282	304	928	1,158	734	2,834	6,240

ハ. 評価及び発展方向

2009年には、需要者中心に公益弁理士特許相談センターを運営する計画である。

2008年の相談請願のほとんどは個人事業者であり、現在は出願書類作成支援対象ではない。特許庁では、法人ではない一定所得未満の個人零細事業者も書類支援を受けられるように支援対象を拡大する予定である。また、中小企業の技術流出の防止の相談要求に対応し、中小企業庁傘下の「中小企業技術保護相談センター」に公益弁理士を支援し、技術流出の防止及び救済のためのコンサルティングを実施する予定である。

3. 産業財産権における紛争調停制度の充実化

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 カン・ギョンサン

イ. 推進背景及び概要

今日韓国は世界有数の産業財産権多出願国として浮上し、韓国企業間はもちろん、韓国企業と外国企業間で発生する紛争も日々増加している。この場合、ほとんどの紛争当事者は弁護士や弁理士を通じ、訴訟や審判を提起して解決している。しかし、このような解決手続きには長時間を要するため、商品のライフサイクルが短くなり、技術の寿命が短くなっている現在では、法的救済による実益が少ないと言える。また、訴訟や審判に要する人材、金銭、時間など、紛争解決のために大きな費用を使うため、この過程で企業の競争力を失うケースが発生することもある。

先端技術分野などの急速な発展により、紛争が更に複雑化・高度化され、産業財産権の専門家による仲裁や調停制度が必要になり、発明振興法第29条に基づいて1995年から産業財産権における紛争調停制度を導入することになった。

紛争調停委員会は、特許庁所属の公務員、弁理士・弁護士、教授など、産業財産権に関する知識と経験が豊富な専門家で構成される。紛争調停委員会では産業財産権の侵害・譲渡・実施の際に発生する紛争、職務発明補償に関する紛争、その他産業財産権に関する紛争を数ヶ月以内に、ほとんど費用を使わずに解決する。紛争調停申請についての両当事者間の合意が行われて調停調書が作成されると、紛争当事者と調停委員が捺印することで、紛争調停委員会の効力が発生する。これは確定判決と同一の効力を持ち、「裁判上の和解」が成立したことになる。

ロ. 推進内容及び成果

紛争調停制度が施行された1995年から2008年現在まで、90件の紛争調停申請が寄せられた。そのうち22件は紛争当事者間の円満な調停を通じ、短期間に費用をかけず紛

争を解決した。

特に、社会的な話題となった白血病治療薬「グリベック」の強制実施権に関する仲裁事件は、2002年に2回、2003年に1回の計3回の紛争調停委員会を開催し、十分な議論を経て棄却決定を出したことがある。2008年12月に申し込まれたエイズ治療薬「フゼオン」に対する強制実施権の請求について紛争調停委員会の仲裁手続きが進行中である。

また、2006年の携帯端末の特許技術使用に関する特許権技術紛争が当事者間の合意によって個人発明家に特許技術料4千5百万ウォンを支給するよう調整・成立され、関心を引き起こした。

<表VI-1-16>最近10年間の産業財産権の紛争調停の現状

(単位：件)

区分	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
調停申請	7	5	3	15	5	5	5	5	5	4	59
調停成立	3	-	-	2	1	1	-	1	1	-	9
調停不成立	4	5	3	13	4	4	5	4	4	4	50

ハ. 評価及び発展方向

産業財産権における紛争調停制度は、複雑になっていく産業財産権の紛争解決の経済性確保のために運営されているが、過去14年間の年間平均調停申請件数は6.6件、調停成立件数は1.6件に過ぎないなど、調停実績が低く、改善の必要がある。


2006年1月の産業財産権紛争調停委員会の運営細則の改正により、政府の積極的な介入によって出席要請制度を導入した。また、紛争当事者の住居を考慮して調停会の開催場所を選択するようにし、紛争調停に当事者の参加を誘導する予定である。

制度についての国民の認知度を向上させるため、新聞・マスコミを通じ、産業財産紛争調停制度の趣旨、手続き、事例を続けて広報する予定である。

<図VI-1-1> 産業財産権紛争調停制度の新聞広告

신속·간편하고 경제적인 산업재산권 분쟁해결을 원하십니까?
산업재산권 분쟁조정제도가 있습니다.

- **신청대상**
특허·실용신안·디자인·상표 등 산업재산권에 관련된 분쟁
- **산업재산권 권리자, 실시권자, 사용권자, 직무발명자 및 당해 권리의 실시에 이해관계가 있는 사람은 신청가능**
- **신청방법**
특허청 지식재산보호센터(www.ipcc.kipo.go.kr 또는 www.kipo.go.kr/ipcc) 홈페이지/산업재산권분쟁조정/산업재산권분쟁 조정신청을 참고, 신청서를 작성하여 특허청 산업재산보호팀으로 제출
※ 주소 : 대전 서구 선사로 139 정부대전청사 특허청 산업재산보호팀
전화 : (042)481-5074 팩스 : (042)472-3465
- **조정절차**
- 조정신청서 접수, 분쟁 상대방에 출석요청서 송부, 조정에 응하면 조정개시
- 변리사, 변호사, 특허청 공무원 등 산업재산권 전문가로 구성된 조정위원이 조정진담
- 양 당사자 합의 → 조정성립
- **조정제도 이런 점이 좋습니다**
- 조정위원은 산업재산권 전문가이므로 분쟁당사자들이 심판과 소송에 가지 않고서도 원만한 해결 가능
- 조정이 잘 될 경우 수개월이면 분쟁 해결
- 신청절차가 간편하고 조정과정에서 비용이 거의 들지 않음
- 신청인이 원할 경우 모든 절차를 비공개로 진행하므로 산업재산권 비밀이 공개될 염려가 없음



第2章 国知的財産権の国際的な保護基盤の強化

第1節 主要国との知的財産権の協力の強化及び拡大

1. 先進5ヶ国間の特許協力活動の強化

産業財産政策局国際協力課書記官 キム・イルギョ

イ. 5ヶ国特許協力の推進経緯

知識基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策により、最近全世界で知的財産出願が急増している。伝統的な多出願国である米国、日本、欧州の他、最近中国と韓国の知的財産権出願も急増している。韓・米・日・中・欧州の5ヶ国からの出願は全世界の出願の80%に上る。これにより、5ヶ国の特許庁の審査負担や審査滞貨も急激に増加し、これを解消するための5ヶ国間の特許協力の必要性が高まった。

2007年5月に米国のハワイで、5ヶ国の特許庁長が史上初めて会合し、5ヶ国の協力について論議した以来、2008年5月に5ヶ国の特許庁次長会合を通じ、5ヶ国間の本格的な業務協力のための協力フレームワークを論議した。同会合で韓国は、5ヶ国協力の必要性を強調しつつ、5ヶ国協力体制の発足のため2008年先進5ヶ国特許庁長会合の韓国開催を提案した。同提案は5ヶ国間の実務協議を経て、2008年9月にWIPO総会で5ヶ国特許庁長官の会合を経て最終確定され、2008年10月27日、28日二日間、会合が開催された。

ロ. IP 5 特許庁長会合の成果及び主要意義

2008年10月27日、28日二日間、先進5ヶ国（IP 5）の特許庁長会合が済州で開催された。韓国のゴ・ジョンシク特許庁長、米国のJon W. Dudas特許庁長、日本の鈴木隆史特許庁長官、欧州のAlison Brimelow特許庁長官、中国のTian Lipu特許庁長及び

実務関係者が参加し、5ヶ国間の相互協力及び世界特許システムの発展のための論議が行われた。

二日の公式庁長会合と夜間の非公式実務会合を経て、5ヶ国はついに特許審査関連の国際的な課題の解決のための5ヶ国間の特許審査協力（Work-Sharing）を公式推進することに合意し、細部的には5ヶ国間の協力のビジョン、推進目標、今後のロードマップ及び推進体系などに合意し、合意録に公式署名する成果を挙げた。

また、5ヶ国間のワークシェアリングの推進のための10大基盤課題の推進にも合意し、1国当たり2課題を主導することにした。これに伴って審査官の参加を誘導し、基盤課題の円滑な実行のため5ヶ国の審査官のワークショップを開催することにも合意するなど具体的な実践計画を図った。

＜表VI-2-1＞IP5の10大の基盤プロジェクト

主導国	10大の基盤プロジェクト
EPO	共通分類、共通検索DB
JPO	共通出願書式、検索結果共有システム
KIPO	審査官トレーニング、機械翻訳
SIPO	審査実務・品質管理のための共通マニュアル、共通統計指標
USPTO	検索支援ツール、検索戦略の共有及びアクセス

最初は参加国間の立場の差、中国の反対などで合意が不可能にみえたが、持続的な努力の結果ついに5ヶ国間の合意を引き出して公式的に5ヶ国の協力体制を発足した。

これは、既存の個別国が独立して審査業務を行っていたことから、複数国が協力して特許審査を行うことに、特許審査業務のパラダイムが変わるものである。このようなパラダイムの変化により、各国の特許制度及び審査環境も相当変化すると予想され、世界全体の特許制度の統一及び標準化における論議もさらに活発になるとみられる。

また、5ヶ国間の審査協力を通じ、韓国企業が迅速かつ、便利に海外からの特許を取得することができるとみられる。今後、国家間の審査手続きが標準化されると一つの

出願書で他国に同時出願できるようになるなど、海外での特許取得にあつての顧客への便利さが幅広くなるとみられる。

ハ．今後の推進計画

2008年5ヶ国協力体制が正式に発足した以後、現在、5ヶ国間の実務者レベルの論議が活発に進められている。2009年1月に米国ワシントンで10大の基盤課題の実行のための実務会議が行われ、2009年3月には、日本東京で実務会議が行われる予定である。2009年6月には先進5ヶ国の次長レベルの会議が開催される予定であり、2009年の下半期には第1次審査官ワークショップが韓国で行われる。

韓国は5ヶ国間の協力活動と共に米国、日本、欧州、中国など参加国との個別の両国会談を通じ、両国間の審査協力をさらに拡大し、5ヶ国協力を加速化させる計画である。

<図VI-2-1>5ヶ国特許庁長公式合意文署名式(2008. 10)



2. 主要国との2国間協力強化

産業財産政策局国際協力課書記官 シン・サンヒ

イ. 推進背景及び概要

韓国の経済が世界経済体制の主な構成員となり、韓国の企業、研究員が発明や考案し、韓国及び海外の主要国に出願する国際出願が増加し続けている。韓国の出願人が海外で特許権、商標権などを正当に保護され、ビジネスを行うためには、海外で韓国知的財産についての保護基盤を強化する必要がある。特許庁では、海外で韓国知的財産が積極的に保護されるよう、米国、日本、中国など韓国企業の進出が多い主要国と2国間協力関係を発展し続け、韓国企業が現場で出願登録を迅速・正確にすることができるようにした。また、紛争より正当に保護される環境づくりのため努力している。

主要国との2国間協力は、相手国と特許庁長会合を開催し、両国間の知的財産権に関連する主な課題及び協力事業推進に合意し、実務部署で後続措置が行われる。特許庁長会合と共に、局長レベルのハイレベル、課長レベル以下の実務会議も2国間協力の重要なチャンネルである。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は、2008年度に米国、日本、ドイツ、デンマーク、オーストラリアなどの国と長官会合を行い、特許審査ハイウェイ (PPH, Patent Prosecution highway) の実施、先行技術の共同調査及び審査官交流などの審査交流プログラム、特許情報交換及び特許行政情報化などの情報化分野の協力を合意するなど計31件の合意をした。

特許庁は、主要国との2国間協力の拡大及び、ロシア、南アフリカ共和国、ペルー等のエネルギー・資源国との2国間協力を多様にアプローチしており、韓国政府レベルのエネルギー・資源外交を知的財産分野で支援している。2008年9月のWIPO総会に参加し、南アフリカ共和国、ロシア、モンゴル特許庁長会合を開催し、両国間の特許情

報交換、知的財産権関連の研修プログラムの運営などの協力事業の推進に合意した。

<表VI-2-2> 2008年度2国間会合の合意実績

2国間会合	合意実績
先進5ヶ国特許庁ハイレベル実務会合(5月)	<ul style="list-style-type: none"> ①5ヶ国の協力体系の草案の構築及び特許庁長会合通じ共同宣言に合意 ②8個の協力課題を選定し、4ヶ国が2個の課題を主導することに合意 ③2008年7月までに細部実行計画の下書き及び9月までの完成に合意 ④第2回目のIP5特許庁長会合の韓国開催に合意
第3回韓デンマーク特許庁長会合(6月)	<ul style="list-style-type: none"> ①2009年1月に韓デンマーク間の特許審査ハイウェイの試験実施に合意
韓米特許庁ハイレベル会合(6月)	<ul style="list-style-type: none"> ①PCT国際調査用の写しの電子的交換に合意 ②韓国特許庁審査官のUSPTO特許審査官の教育課程の参加に合意 ③包括的な業務協力のためのMOU締結に合意 ④議題別の実務レベルのコンタクトポイントを交換し、論議し続けることに合意
韓オーストラリア特許庁長会合(8月)	<ul style="list-style-type: none"> ①先行技術の共同調査の持続実施に合意 ②オーストラリア特許庁が韓国特許庁のPCT ISA/IPEA指定に合意 ③韓オーストラリアの特許審査ハイウェイ構築ための実務レベルの窓口開設に合意 ④WIPOが構築中であるDASシステムを通じ、優先権書類の電子的な交換推進に合意 ⑤OHIM主催のハイレベル商標専門家の共同参加に合意 ⑥中小企業に対する知的財産権経営支援の政策担当者の窓口設置に合意 ⑦教育プログラムの共同開発及び教育機関に相互に講師を派遣するなどの協力事業に合意
韓日特許庁長会合(8月)	<ul style="list-style-type: none"> ①F-termの細部情報交換及び日本の特許分類専門家の韓国派遣に合意 ②PLT加入関連で相互の定期的な意見交換窓口の造成に合意 ③韓・日人材育成機関の交流に合意 ④大学の知的財産権管理政策担当者間の実務協議
先進5ヶ国特許庁長会合(10月)	<ul style="list-style-type: none"> ①5ヶ国の特許審査Work-sharingの具体案(ビジョン、基盤プロジェクト)に合意 ②10個の基盤プロジェクトの共同推進に合意 ③5ヶ国の審査官ワークショップに合意 ④5ヶ国の協ロードマップ及び推進体系の構成に合意

韓米特許庁実務会合 (10月)	①両国の協力プロジェクトを長・短期と分け、細部の推進体系の構成に合意 ②2009年の下半期より、SHAREプロジェクトの推進に合意 ③2009年の上半期の特許審査交流プログラムの施行に合意 ④両機関間のオンライン教育プログラムの交換に合意 ⑤韓国特許庁専門家2人のオンライン教育システム構築への参加に合意 ⑥2009年3月まで特許審査ハイウェイ（PPH）に機械翻訳の活用可能性及びその範囲における検討及び評価を完了することに合意 ⑦Action plan 2008年12月、署名に合意
--------------------	--

ハ. 評価及び発展方向

韓国の知的財産の海外保護基盤の強化のための主要国との2国間協力プログラムは、米国との包括的な2国間協力を推進するMOUを締結し、韓国特許庁審査官が米国特許庁の審査官交流課程に参加するなど、両国間の知的財産の協力関係を画期的に発展させた。また、デンマークと特許審査ハイウェイの試験実施を合意し、ロシア、ドイツとの特許審査ハイウェイの試験実施のための実務論議を進行することにするなど、韓国企業の知的財産権の保護のための質的・量的に飛躍した一年であると評価することができる。

韓国企業の活動範囲が広がり、知的財産権関連の国際的な議論が2009年には、さらに活発に進行されると見通される。したがって韓国特許庁は、国際協力総合推進計画を立ち上げ、総合的な推進戦略の枠で両者協力を推進する計画である。また、2008年に続き、主な知的財産先進5ヶ国（韓国、米国、日本、中国、欧州）との協力の他、ロシア、南アフリカ共和国、ブラジルなど主要拠点国との協力関係を推進する予定である。また、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランドなどFTA推進対象国とも2国間協力関係を推進し、韓国企業などの出願人が該当国の特許・商標制度の情報を共有できるよう支援する計画である。

3. 知的財産権における2国間協力対象国家の変化

産業財産政策局国際協力課行政事務官 ユン・ヒョンジン

イ. 推進背景及び概要

経済協力関連における実用政府の外交の基本推進方向は、経済的な実利を追求する実用外交、資源・エネルギー外交である。大統領と国務総理はロシア、中央アジア、中南米、アフリカなど資源国を訪問し、エネルギー協力ベルトをつくり、パッケージ型の事業を発掘するなど戦略的な2国間関係を構築している。しかし、知的財産権分野における対外協力は欧州、米国、東北アジアを対象とする先進国2国間協力とASEAN国家を対象とする開発途上国2国間協力を中心に行われており、実用政府のエネルギー外交の主な対象国である中南米、中東アジア、アフリカ、ロシアの地域との協力が不在であった。

従って、同地域の地域ごとに拠点国家を設定し、国家ごとのオーダーメイド型の知的財産権の教育・情報化・人材交流などのパッケージ型の事業を開発し、対象国の経済発展を促す戦略的な知的財産権分野における2国間協力への変化を推進するようになった。これを通じ、韓国と対象国との外交関係の改善及び間接的な資源エネルギー外交の支援効果を期待することができる。また該当の地域での知的財産権保護環境を造成し、該当の地域に進出する企業のビジネスにも役に立つだろう。

ロ. 推進内容及び成果

まず、ロシア・東欧州・中南米・アフリカ、中東アジア地域で、経済・知的財産権分野での位置、周辺国への波及効果、政府の外交政策の方向などを考慮し、拠点国家としてロシア、ウズベキスタン、南アフリカ共和国、ペルー、サウジアラビアを選定した。その後、国家別の状況を分析し、需要がある教育、情報化、特許分野の協力事業を図り、それを元に2国間協力の多変化計画を立てた。このような努力は2008年9月ジュネーブで開催された第45回世界知的財産権機構(WIPO)総会で韓国・ロシア、韓国・南アフリカ共和国庁長会談が開催され、最初の成果を上げた。ここで韓国・ロシア庁長は韓国・ロシアが機械翻訳システム開発を具体的に議論するため実務レベルの会議の開催に合意した。また、2008年11月には韓国・ロシア、韓国・ユーラシア特許

庁、韓国・ウズベキスタン実務レベル会議が次々と開催された。ウズベキスタン及びユーラシア特許庁は、韓国特許庁の特許行政電子化の豊かな経験に深い関心を表明し、情報化分野での協力の推進を提案した。またロシアとは特許審査ハイウェイ (PPH) を推進することになり、ロシアに出願する韓国出願人がより早く審査を受けられる。

ハ. 評価及び発展方向

拠点国家との庁長レベルの交流がロシア・東欧州地域、アフリカ地域と行われ、特にロシア、ユーラシア特許庁とは実務者会合を通じ、単なる協力開始宣伝以上の具体的な成果を上げ、韓国特許庁の2国間協力が一歩進められた一年と評価することができる。

今年はこのような成果を元にさらに議論を行い、南アフリカ共和国、ロシア、ユーラシア特許庁と下半期の内に庁長会合を開催する計画である。その他、昨年の協力を開始しなかった中東アジア地域、中南米地域との自由貿易協定論議及びWIPO総会、AP EC会議などのマルチ協力を通じ、協力基盤を造成する計画である。特に拠点国であるペルー、サウジアラビアとは、知的財産権分野のパッケージ型の事業を開発し、知的財産権教育、情報化事業など具体的な協力を推進する予定である。

これを通じ、最終的には、該当国の知的財産権に対する認識を向上させ、知的財産権保護基盤を造成し、韓国企業の海外でのビジネスにやさしい環境づくりを支援しようとする。

4. 南北産業財産権の交流協力規範強化

産業財産政策局国際協力課行政事務官 イ・スンカン

イ. 推進背景及び概要

南北は1991年に「南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書」(以下、「南北基本合意書」とする)を採択し、1992年同合意書の「第3章南北交流・協力」の履

行と遵守のための「付属合意書」で産業財産権保護のための措置を取るよう合意した。

また、南北間の経済協力が本格化された時点である2000年度に締結された「南北間の投資情報に関する合意書」には知的財産権及びこれと類似した権利を投資資産の定義に含めさせることで、知的財産権保護のための土台を整備した。

また、南北両側はWIPO設立条約、パリ協約、特許協力条約、マドリッド議定書など、産業財産権関連国際条約にも同時に加入しており、産業財産権の相互出願及び登録可能性が保障されている。また、PCTを通じた国際特許出願またはマドリッドルートを通じた国際商標出願が国際法上では可能である。

しかし、このような交流協力の根拠及び韓国側の対内外的な努力にもかかわらず、現在まで北側は南側の産業財産権出願または登録を許容しておらず、産業財産権当局間の公式的な交流も行われていない。

従って、韓国特許庁は、開城工団など北朝鮮に進出した韓国企業の知的財産権の保護及び今後、北朝鮮経済の開放の際に、北朝鮮の中で韓国企業と第3国の企業の間起こる可能性がある知的財産紛争に対応するため南・北間の産業財産権の交流協力のため努力し続けている。

ロ. 推進内容及び成果

南北産業財産権当局間の公式的な交流が行われていないところ、特許庁はWIPOなどの国際機関が主管するセミナーに参加する北朝鮮の産業財産権関連担当者と非公式的な意見交換を行っている。

具体的に、2005年7月に中国北京で開かれた「PCTセミナー」で韓国は北朝鮮の発明総局関係者と会い、南北間の産業財産権協力の必要性及び相互間の期待効果、超短期協力推進方向及び今後の戦略についての相互意見交換、南北間で産業財産権交流協力

に関する細部合意書（案）を伝えた。これは南北間の産業財産権関連の最初の意見交換の場を設け、北朝鮮の知的財産権当局の知的財産権認識の向上、北朝鮮発明総局の関係者接触を通じた南北産業財産権協力論議が可能になった点で意義がある。

2006年9月にモンゴルで開かれた「WIPO主管セミナー」でも南北産業財産権協力に関し、国家品質管理局の関係者と非公式に接触した。北側は産業財産権協力の必要性に共感しながらも、その方式は国際条約などによる相互出願よりは南北間の共同事務所などを設置し、直接出願する方策を望んでいるものと判断された。

また、2007年7月にジュネーブで韓国基金（Korea Trust Fund）を通じて開催された「北朝鮮代表団Study Visitセミナー」では、北朝鮮の発明総局などの関連部署の関係者に特許行政革新、特許技術の事業化及び移転に対する重要性と、韓国特許庁のこれまでの革新努力と成果を伝播した。同セミナーはWIPO職員を除いては北朝鮮代表団のみが参加した最初のセミナーで、北朝鮮が知的財産権分野に大きな関心を寄せており、今後北朝鮮との産業財産権協力は北朝鮮側の必要に応じて徐々に活性化されると期待される。

特に、2007年12月に開催された「南北経済協力共同委員会」では、産業財産権分野の協力問題が議題として上程されたが、北朝鮮側の議論拒否により、最終協定文には投資環境の造成や制度的な保障問題の協力を推進するために構成した「南北経済協力制度分科委員会」で産業財産権について議論することで合意した。

そして、2008年に「南北知識財産権制度の調和方策」研究を行い、北朝鮮の知的財産権分野での活動能力の状況、実現可能な南北知的財産協力モデル及び南北間の知的財産権制度の統合方法を提示した。

ト．評価及び発展方向

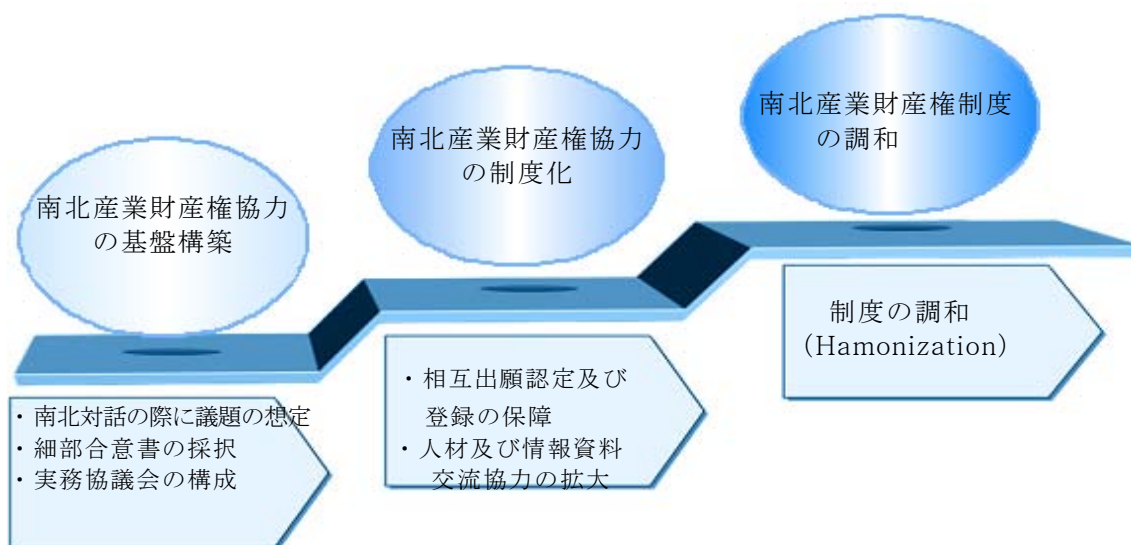
現在、南北間の産業財産権における交流協力の努力は、南北関係という政治的環境の中で体系的に推進できず、散発的に進められて来たため実現可能な成果を上げられ

なかった。

韓国特許庁は産業財産権分野の南北協力を体系的に推進するため、「南北産業財産権協力基盤構築」、「南北産業財産権協力の制度化」及び「南北産業財産権制度の調和」という3段階のアクションプラン（Action Plan）を樹立した。

具体的に、「南北産業財産権協力基盤構築」の段階では、南北公式対話を通じ、産業財産権分野の議題上程を行い、南北間の産業財産権の交流・協力のための細部合意書の採択及び実務協議会の構成を推進する。「南北産業財産権協力の制度化」段階では、南北相互出願認定、登録保障、人的交流、情報資料の交換及び民間部門の交流支援などの交流・協力を拡大する。また、「南北産業財産権制度の調和」段階では統一に備えた南北産業財産権制度の調和（Harmonization）に関する議論を行う。

<図VI-2-2>南北産業財産権交流協力Action Plan



また、庁内関連部署の担当者、北朝鮮学の専門教授、関連研究所の研究員、産業界の代表、代理人、関連機関の担当者など、外部専門家を含むタスクフォースチームを構成・運営する計画である。タスクフォースチームは、当分は懸案に対する庁内外の意見聴取、対応戦略の整備、広報チャンネル及び南北産業財産権協力に関する諮問などを担当する予定である。

知的財産権の南北交流効力は、個人や企業の権利保護に限られたものではなく、南北間における財貨、サービス、資本、技術、知的創作物など、あらゆる有・無形の物的財産が南北間で円滑に流通される制度的な枠組みである。

北朝鮮に韓国企業が活用できる技術は揃っていないと思われるが、相当に閉鎖・孤立された環境でも独自の技術を開発し活用している。従って、外国の最新技術の動き、技術常用化と関連した教育・情報の支援、特許権利に必要な明細書作成教育などが支援されると現状より商業価値の高い特許を創出できると評価される。

南北産業財産権分野の協力問題が基本的に南北間の政治的関係より離れられない限界はあるが、同分野は、南北問題の相互主義原則を標榜した「実用的対北政策」基調に適する非政治的・経済的論点である。

従って、韓国特許庁は、対北投資協力事業の安全な装置として韓国産業財産権の保護及び相互出願、登録許容に向けた南北産業財産権協力を体系的に推進しており、そのうち、南北間の産業財産権問題に対する議論が始まることを期待している。

第2節 知的財産権分野の通商交渉対応

1. 締結されたFTA交渉及び移行現状

産業財産政策局国際協力課環境事務官イ・ジンヨン

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)は特定国家間の排他的な貿易特恵をお互い与える協定として、もっとも緩い形の地域経済統合であり、地域貿易協定(RTA: Regional Trade Agreement)のほとんどである。特定国の間に特恵措置を与えるFTAは、多国間貿易秩序の根幹である最恵国待遇(MFN: Most-Favored-Nation)原則に反するが、WTO規範は特定与件を満たした場合、FTAはMFNの例外として認められている。FTAとして代表される地域主義は、世界化と共に現在の国際経済の大きな潮流となり、WTOの発足(1995年)以後にむしろ拡散し続けている。

<表VI-2-3>年度別FTA締結件数

年度	70年代以前	70年代	80年代	90年代	2000年以後	計
FTA締結件数	5	12	10	64	120	211

FTAは、締約当事国により、含まれる分野及び交渉の水準に大きな差があり、伝統的に商品分野の貿易自由化または関税引き下げに重点を置いてきたが、WTO体制発足の前後にFTAの適用対象範囲が拡大され、商品の関税撤廃のみならず知的財産権、政府調達、経済政策など政策の調和部分までが交渉範囲となった。

ロ. 推進内容及び成果

FTAに代表される地域主義が世界化と共に現在の国際経済の大きな流れとなり、このような世界的な流れに歩調を合わせ韓国は第一番目のFTA交渉国であるチリ(2002年10

月妥結)をはじめ、シンガポール(2004年11月妥結)、EFTA⁴⁸(2005年7月妥結)、ASEAN⁴⁹(2006年4月商品分野妥結、2007年11月サービス協定署名)及び米国(2007年4月妥結)とFTA交渉を妥結した。

FTAにおける知的財産権分野の主な内容をみると、チリとは、各国の三つの他国地理的表示⁵⁰に対し、自国内での独占権を与えた。シンガポールとは、FTAを通じ、シンガポールPCT(特許協力条約)国際出願に対するISA/IPEA(国際調査機関/国際予備審査機関)として韓国特許庁を指定、韓国登録特許についてシンガポールから無審査で登録(修正実体審査制度)することにした。EFTAは地理的表示及び未公開情報保護原則を確認した。また、ASEANとは経済協力分野付属書に、知的財産権分野の条項を設け、知的財産権教育及び資料交換などを協力することにした。最近に妥結された米国とのFTAを通じ、韓国は登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入、公知例外の適用期間を12ヶ月に延長、音・香りの商標、証明標章制度及び商標侵害に対する法定損害賠償制度などを新たに導入する予定である。

ト. 評価及び発展方向

知的財産権分野を通じ、主に他国と知的財産権分野の協力事項を議論する水準で行われてきたが、最近妥結された韓・米FTAでは、米国側の多少の無理な要求でも戦略的に対処し、ほとんどの収用不可な争点を撤回させ、収用可能なことのみ妥結し、実利を確保したと評価される。単なる相手国の要求事項であるため撤回させるべきとのアクセスよりは、韓国状況に適合しているかを詳細に分析・対処し、韓国経済に及ぶ影響を最小限にし、制度の先進化に向けた土台を築いた。これから進む他国とのFTAでは韓・米FTAを通じ、韓国が導入した先進制度を相手国に積極的に求め、韓国出願人が自国のみならず交渉国でも同じ恩恵を与えようとする。

⁴⁸ European Free Trade Association(欧州自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成されている

⁴⁹ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合): インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーベトナムと構成されている

⁵⁰ 韓国は、高麗人蔘、キムチ、ボソン緑茶、チリ側は、Pisco、Pajareto、Vino Asoleadoを地理的表示と提示した。

2. 主要FTA交渉参加現状及び見通し

産業財産政策局国際協力課環境事務官イ・ジンヨン

イ. 推進背景及び概要

世界各国がグローバル金融危機と呼ぶ経済沈滞の壁を乗り越えるため多様な政策を出し、危機克服に力を入れている中で輸出主導型経済原理を有している韓国も輸出市場確保を目的に既存の多様な経済水準及び規模の国及び経済圏と進行して来たFTAにさらに拍車をかけて、EUなどの巨大先進経済圏、インドのような次世代の巨大経済圏、続いてメキシコ、カナダ、GCCなどのような資源国及び主な拠点国と、FTA対象を拡大し交渉を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

日本とは、2003年12月より2004年11月まで6回にかけてFTA交渉が進められたが、その以後国民世論の悪化、神社参拝のような外交的問題そして交渉分野別に続く見解の差により交渉が交錯状態に陥る状況である。知的財産権分野での主な論点事項として商標出願の類似如何の判断時点、著作権保護の強化、PCT ISA/IPEA相互指定、英語特許出願の認定などがある。

カナダとは、2005年7月より2007年12月までに12回にかけてFTA交渉が進められ、知的財産権分野では、第10回交渉で妥結に到達したが、第11回の交渉でカナダ側が再び地理的表示保護権に関する条項を追加し、2008年3月第13回交渉をきっかけに両側の地理的表示保護に関する条項に合意したことで知的財産権分野は妥結に到達した(全体FTAは現在も続けている)。知的財産権分野での主要合意事項として知的財産権分野の協力、知的財産権共同委員会の設置及びリスト交換を通じた両国の地理的表示保護などである。

メキシコとは、2006年2月から6月までに3回にかけ、戦略的経済補完協定(SECA⁵¹)形式の交渉が進められたが商品開放水準などに対する見解の差により、交渉が一時中断されたが、2007年12月にFTAに転換し第1回交渉から2008年6月の第2回交渉と進められた。知的財産権分野での主な論点事項としては地理的表示の保護、音及び香り商標の認定、PCT ISA/IPEA指定がある。

インドとは、2006年3月から2008年7月まで11回にかけ、包括的経済パートナーシップ協定(CEPA⁵²)が進められ、2008年10月から11月の間2回にかけて法律検討まで進んだ状態であり、現在、最終署名を控えている。知的財産権分野の主な合意事項として知的財産権分野の協力があり、インド側の要求により両国の特許庁間MOUのように、知的財産分野の協力をすることができるとの内容が含まれている。

EUとは、2007年5月より2008年5月まで7回にかけ、FTA交渉を進めており、7回の交渉以後、数回にかけて分野別実務会議、首席代表会議、通常長官会議を開催し、最終の8回交渉を控え、両国の合意し難い論点差についての調整作業に最善を尽くしている。知的財産権分野もその一つであり、地理的表示の最大保有国であり、強力な保護体系を有するEUは、韓国に地理的表示についてTRIPS以上の強力な保護を要求しており、韓国はEU側の要求が地理的表示と関連した多国間論議での韓国の主張と反する点、他国と締結したFTAとの衡平性の問題、EUの要求を受け入れた際のMFN適用による負担の増加などで受け入れることができない。知的財産権分野のその他の論議事項としては、特許分野でのPLT条約の遵守、執行分野での暫定・予防措置及び禁止命令の対象範囲の拡大などである。

GCC⁵³とは、2008年7月に第1次FTA交渉を行い、2009年3月に第2次交渉が開催される予定である。(第1次交渉で知的財産分野はGCC側の担当者の不参加で交渉が行われなか

⁵¹ Strategic Economic Complementation Agreement：すべての商品を交渉の対象とせず、自由化対象商品の範囲の交渉を通じ、決定する、FTAより自由化程度が低い形態の貿易協定

⁵² Comprehensive Economic Partnership Agreement：商品交易、サービス交易、投資、経済協力など経済関係を包括する内容を強調するため採択された用語で実際的にFTAと同一語である

⁵³ Gulf Cooperation Council：サウジアラビア、UAE、バーレーン、オマーン、クウェイト、カタールで構成された経済協力体

った)知的財産権の分野の交渉部分の主要論点としては、有名商標の保護及び知財権の執行強化などがある。

ハ. 評価及び発展方向

交渉が中断された日本とのFTAは、交渉が再開される場合、最後の交渉より4年が経ち、変化してきた韓国の知的財産権の状況を反映し、知的財産権分野の協定部分を新たに作成し、提示する案も検討できる。交渉が実際に終結したインド及びカナダは、合意事項の実践のための後続措置に最善を尽くす計画である。また、交渉し始めたメキシコやGCCとの交渉では、韓国の企業が相手国で円滑に経済活動をすることができるよう積極的に韓国の要求事項を主張する一方、EUとのFTA交渉では、地理的表示と関し、韓国の該当産業に及ぶ影響が最小化されるよう対応策の設ける予定である。

3. 新規FTA交渉防備の事前準備強化

産業財産政策局国際協力課行政事務官ソン・キジュン

イ. 韓・中FTA

韓国の特許出願は世界5位となったとはいえ、知的財産権保護は未だグローバルな視点で推進することは相当に遅れている。特に、中国との経済協力を通じ、競争力強化は憂慮される課題として挙げられている。

中国経済の急速な成長を元として韓国及び中国は政治、経済など様々な面から活発な国際協力を行っている。韓国はもはや中国での第4位の貿易対象国に成長し、韓・中の経済交流が持続的に拡大するためには、今までの量的拡大より、知的財産権を中心とする新しいパラダイムに基づく質的水準を上げる努力が必要である。

韓・中自由貿易協定(FTA)はスタートを待っている。韓・中両国首脳は「韓・中FTAの推進を積極的に検討する」との意思を再び確認し、韓国の最大貿易国である中国とのFTAを巡る論議はさらに上向き始めると予想できる。中国は韓国において最も重要な

経済対象国である。韓国における昨年の中国輸出額は820億ドル、収入額は630億ドルであり、中国との貿易規模は1992年(64億ドル)より20倍以上に急騰している。韓・中両国の急成長する通商関係を勘案するとFTAの推進は避けられないものである。

<表VI-2-4> 韓・中FTA公式交渉日程

2004. 9	ASEAN+3経済長官会議をきっかけに、韓・中通商長官会合の際に民間共同研究開始の推進を合意
2005	2005年より中国の国務院発展研究中心(DRC)と韓国の対外経済政策研究院(KIEP)の共同研究を開始。1年目の研究遂行
2006	民間共同研究、2年目の研究遂行後、11月研究終了 -韓・中FATについてさらに深く体系的な研究のため、産官学共同研究の必要性を政策提案より提示
2006. 11. 17	APEC閣僚会議を契機に、韓・中通商長官会合で、韓・中FTA 共同研究を2007年から開始すると合意
2007. 3. 22-23	韓・中FTA 産官学共同研究の第1次会議開催(北京)
2007. 7. 3-4	韓・中FTA 産官学共同研究の第2次会議開催(ソウル) -商品分野報告書の草案論議
2007. 10. 23-25	韓・中FTA 産官学共同研究の第3次会議開催(威海)
2008. 2. 18-20	韓・中FTA 産官学共同研究の第4次会議開催(済州)
2008. 6. 11-13	韓・中FTA 産官学共同研究の第5次会議開催(北京)

ロ. 韓・オーストラリアFTA、韓・ニュージーランドFTA

知的財産権保護が比較的発達したオーストラリア及びニュージーランドとの知的財産権交渉を通じ、両国の知的財産権保護の認識を高めると同時に、韓国の営利団体の利益保護や法的環境を反映させることができる柔軟性を向上することによりきっかけとなる見通しである。

韓国政府がオーストラリア及びニュージーランドとの自由貿易協定(FTA)交渉を推進するための国内手続きに取り掛かっている。オーストラリアは、韓・米FTAにより、韓国畜産市場を米国に奪われるとの憂慮で韓国政府にFTA推進を強く望んでいた。

＜表VI-2-5＞韓・オーストラリアFTA公式交渉日程

2006. 12	韓・オーストラリア首脳会合の際に韓・オーストラリアFTAの民間共同研究及びラウンドテーブル会議の開催に合意
2007. 5/8/10	韓・オーストラリアFTAの民間共同研究の会議の開催
2008. 4	韓・オーストラリアFTAの民間共同研究報告書の完了
2008. 4. 22	韓・オーストラリアFTAのラウンドテーブル会議の開催(ソウル)
2008. 10. 13-15	韓・オーストラリアFTAの第1次予備協議(ソウル)
2008. 12. 16	韓・オーストラリアFTAの第2次予備協議(遠隔会議)
2009. 2. 16	韓・オーストラリアFTA関連の公聴会の開催(ソウル)

＜表VI-2-6＞韓・ニュージーランドFTA公式交渉日程

2006. 12	韓・ニュージーランド首脳会合の際に韓・ニュージーランドFTAの民間共同研究及びラウンドテーブル開催に合意
2007. 2/7/11	韓・ニュージーランドFTAの民間共同研究会議の開催及び共同研究報告書の作成
2008. 4. 21	韓・ニュージーランドFTAのラウンドテーブル会議の開催(ソウル)
2008. 5. 16	韓・ニュージーランドFTAの首脳会合の際に韓・ニュージーランドFTAの政府間の予備協議開催に合意(ソウル)
2008. 9. 29-30	韓・ニュージーランドFTAの第1次予備協議(ソウル)
2008. 11. 26-27	韓・ニュージーランドFTAの第2次予備協議(ウェリントン)
2009. 2. 16	韓・ニュージーランドFTA関連の公聴会(ソウル)

ハ. 韓・メルコスール(南米共同市場)&ロシアFTA

知的財産権は次世代産業の主動力として、世界各国が自国の利益を保護するため努力を注いでいるが、韓国政府はこれに対する対策が未だ不振な状況である。韓国企業のグローバル化の拡大、各種のFTAの推進などにより、知的財産権の確保及び保護の必要性が拡大され、韓国政府の体系的かつ長期的な対策が必要である。

＜表VI-2-7＞韓・メルコスール公式交渉日程

2004. 11	韓国大統領の南米訪問の際、ブラジル及びアルゼンチン首脳と共同研究開始に合意
2005. 5. 4-5	韓・メルコスール(MERCOSUR)貿易協定(FTA)共同研究の第1次会議(アスンシオン、パラグアイ)
2005. 8. 17-18	韓・メルコスール(MERCOSUR)貿易協定(FTA)共同研究の第2次会議(ソウル)
2006. 3. 2-3	韓・メルコスール(MERCOSUR)貿易協定(FTA)共同研究の第3次会議(ブエノスアイレス、アルゼンチン)
2006. 10. 31-11. 1	韓・メルコスール(MERCOSUR)貿易協定(FTA)共同研究第4次(ブラジリア、ブラジル)
2007. 10. 31	韓・メルコスール(MERCOSUR)貿易協定FTA共同研究結果発表会(モンテビデオ)

＜表VI-2-8＞韓・ロシアFTA公式交渉

2005. 11	両国首脳が締結したAction Planで、共同専門家グループの設置に合意
2007. 10. 31-11. 1	韓・ロシア両国間の経済パートナー協定(BEPA)の共同研究グループの第1次会議(ソウル)
2008. 7. 8-7. 9	韓・ロシア両国間の経済パートナー協定(BEPA)の共同研究グループの第2次会議(モスクワ)

二. 韓・ペルーFTA&トルコFTA

同時多発の自由貿易協定(FTA)戦略により全方位的なFTAを推進している政府がトルコ、ペルーとFTAを推進している。政府は、現在トルコが韓国とFTA交渉を進んでいる欧州連合(EU)と関税同盟を結んでいる状態であり、欧州への進出及びFTAの効果を最大化するために推進する必要性があるとみえる。

韓国とペルーは、昨年15億ドルを上回るほど通商関係が発達しており、韓国が中南米地域の中で最も多い経済的な支援をしている国である。特に、韓国企業の油田やガスなどの資源開発の投資額は、50億ドルを上回るほど資源エネルギー開発に重点を置いており、知的財産権分野でもFTAの必要性が切に提起されている。

＜表VI-2-9＞韓・ペルーFTA公式交渉

2005. 11	APECの契機に首脳会合を開催した際、TOLEDOペルー大統領がFTAを提案
2006. 11	APEC共同閣僚会議の際、FTA民間共同研究施行に合意
2007. 10	韓・ペルーFTAの共同研究第1次会议(ペルー、リマ)
2008. 4	韓・ペルーFTAの共同研究第2次会议(ソウル)
2008. 5	2008. 5民間共同研究の終了
2009. 1. 20-21	韓・ペルーFTAの事前準備会議(ペルー、リマ)

＜表VI-2-10＞韓・トルコFTA公式交渉

2008. 6	韓・トルコFTAの共同研究の開始
2008. 9. 25	第1次の韓・トルコFTA共同研究会議(ソウル)

第3節 知的財産権分野での多国間交渉における能動的対応

1. 知的財産権分野での多国間交渉における能動的対応

イ. 2008年第45次WIPO総会

産業財産政策局国際機構チーム工業事務官チョ・ジョンハン

9月22日から29日まで開催された各国の知的財産権分野の首脳が出席した第45次WIPO総会でコ・ジョンシク韓国特許庁長は基調演説で、WIPO新任事務局長及び184会員国に対し、人類の生存と直結するグローバルイシューを解決するためには、WIPO及びすべての会員国が協力すべきとのメッセージを伝えた。すべて会員国の共存協力を導くWIPOの新しい役割について検討する時であると加えた。世界が直面したグローバルイシューの解決のための国家政策の一環として韓国特許庁長は低炭素グリーン成長と最貧国や開発途上国への支援拡大を通じた貢献する世界国家建設を掲げた韓国政府の国定指標を紹介した。従来、技術革新を媒介する知的財産権の一般的な役割を強調してきたWIPO及び先進国、又は助けを求めている発展途上国にこのようなメッセージは気候変動への対応、エネルギー危機の克服などグローバル問題の解決のための、知的財産権の役割と、総括する国際機構としてのWIPOの新役割に関し、真剣な議論が必要であるとの共感が得られた。

これと共に韓国特許庁は、先出願主義の採択、新規性擬制の猶予期間、人間すべての活動分野まで特許対象を拡大、遺伝資源と伝統知識の特許法での保護、及び出願の後に、公開された発明に先願の地位を認めるなどの議題で、見解の差でWIPO会員国間の議論が一時的に中断された特許実体法条約（SPLT）を実際的に主導している先進国グループ（B+グループ）に、現在の加入国41国の全員賛成で加入した。韓国特許庁は、特許出願の量的増加で世界4位の位置を維持していたが、WIPOでの影響力などが多少足りないとの見解もあった。従って、韓国特許庁のB+グループ加入は、経済分野における韓国のOECD加入と類似な意義を持つことであり、特許制度の実体に関する国際的な標準設立を目標とするSPLT論議から韓国の特許制度を紹介して世界知的財産権制度の

発展に向け、より強く韓国の立場を主張することで知的財産権分野での実質的な世界4位を達成することができるきっかけを設けた。

また、韓国特許庁はF. Gurry新任事務局長に、これまで確固に続けてきたKIPO-WIPO間の協力関係の強化、及びグローバル問題の解決のための国際的な努力と連関する事業の効率的な推進のため、韓国特許庁の高位高官のWIPO進出を提案し、新任事務局長は承認した。これは2008年韓国特許外交の最大の成果として今後WIPO及び知的財産権分野における多国間論議で韓国の影響力を強化し韓国の立場をより能動的に伝えることができるようになった。

ロ. 政府間委員会(IGC)

WIPOでは遺伝資源(GR: Genetic Resources)や伝統知識(TK: Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会」を2001年4月に構成した。

2008年の会議でも既存の会議と同様に、遺伝資源の出所公開や利益共有を巡り、発展途上国と先進国間の立場が対立した。発展途上国は先進国が独占してきた遺伝資源の利用による利益を共有するため、特許出願時遺伝資源の出所を公開し、利益共有を強制執行できる制度的な措置の整備を主張した。それに対し、韓国、米国、日本は遺伝資源の保護と利益共有は私的な契約で十分達成できるため、出所公開が出願人と特許庁の行政負担を過重にする可能性があるという理由から遺伝資源の出所公開と利益共有のための国際規範の制定に反対した。EPOは遺伝資源の保護のため、出所公開をするのは支持するが、利益共有に対する国際規範の制定に対しては反対の立場を表明した。但し、利益共有に関してはガイドライン水準の規範制定程度は認められるということも言及した。

韓国と先進国はGR/TKの保護と先行技術としての活用のため、関連DBの造成を主張したが、発展途上国は、安全装置が整備されていない現状でDBが構築されれば、遺伝資源の侵害が誘発される恐れがあるとして反対した。また、伝統知識を実質的に保護で

きるよう、法的拘束力のある国際規範の制定を強く求めたが、韓国と先進国は伝統知識や権利者・受惠対象者に対する定義と侵害範囲がまず決定されるべきと主張し、上記事項に対する国際的な合意が行われていない状態で、処罰の水準とそれを規定する国際規範を議論することは時期尚早であると説明した。

特に、2008年会議では、アフリカグループとアジアグループなど開発途上国は、同会議の効率性を高めて可視的な目的を達成するため、次期の会議より会議開催前に伝統知識、遺伝資源などの専門家グループ会合を別途に開設することを提案した。これに対し、韓国をはじめ、先進国グループは、専門家グループの加入国制限の廃止及び専門家グループ会合で合議された内容を施行する方針などについて検討が必要であるとの理由で同専門家グループの開設に反対した。

同議題に対して韓国は量的には遺伝資源の貧国であり、一方技術的な側面からは先進国と同じくらい富国であることを考慮し、国内生命工学の発展やこれを商業化する国内企業の利害関係を徹底に分析し、これと似た議題を議論する生物多様性協約(CBD)、食糧及び農業、植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)で主張する韓国の立場に抵触しないように持続的に研究し確固な対応論理を開発する予定である。

ハ．国際特許分類(IPC)会議

IPCは発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系であり、1971年に締結された「国際特許分類に対するストラスブール協定」によって成立した。2006年1月1日からは国際特許分類第8版が使用されている。現在、ストラスブール協定の加入国は57ヶ国であり、韓国は1999年10月8日に加入した。

2007年にはIPC改正需要に合わせて、基本レベルと拡張レベルに二元化する作業が重点的に行われた。基本レベルは改正実務作業班において3年周期で開催され、拡張レベルは拡張レベルIPCの改正を担当するIPC改正実務協議体である拡張レベル分課委員会(ALS、Advanced Level Subcommittee)で随時改正作業が行われる。また、生命工学技術の発展によるIPC分類の改正も一緒に議論されている。イスラエル(提案国)、

ドイツ、欧州は技術の細分化が切実であると主張する一方、日本、米国は再分類作業の多さに比べ分類改正による効果が少ないとして反発している。

2008年同会議では2009年1月IPC第9版の施行により、既存のIPC改正と新IPC開発に関する内容を議論した。特許IPC技術図解(Graphical Illustration)の導入と、ナノ技術発展によるナノ技術関連IPC改正について一層深い議論を進めた。特に、ナノ技術は全体IPCにかけて含まれており、会員国は既存のIPCに含まれていないナノ技術と関連した新しいタイプのIPCが定義される必要があることに同意した。従って、新しいタイプのIPC分類表をもうけるための新規プロジェクトの導入を提案し、次期IPC専門家委員会から同プロジェクト導入の可否を決めることに合意した。

韓国特許庁は、韓国の産業に適したIPC改正のため、改正作業に積極的に参加し、基本レベルや拡張レベルのIPC改正時に、IT産業分野で世界的な競争力がある韓国産業の現状を反映できるよう、新規IPC改正要素を積極的に発掘・提案する予定である。また、米国、日本、EPOと共に拡張レベルを使用する唯一国家としての立場を反映した拡張レベルの改正のため、拡張レベルの改正作業にも積極的に参加する予定である。

二. NICE国際商品分類

NICE国際商品分類は、商品及びサービス業の分野を表す国際的に統一された分類体系であり、1957年にWIPOの主導で締結された「標章登録のための商品及びサービス業の国際分類に対するNICE協定」によって樹立された。韓国特許庁は1998年3月にNICE国際商品分類制度を導入した。

2008年に開催された会議では、NICE第9版で、第9類と第28類に区分していたすべてのゲーム機器及び娯楽機器を第28類に一元化する案件が日本から提案され、会員国はゲーム機器の構成また形態に関係なく用途と機能がゲームである場合を包括する「ゲーム装置(Appratus for game)」を第28類に新設し、同提案に合意した。また、会員国はNICE分類第10版に追加する商品及びサービス業の目録に対してニース分類の一貫性及び正確性と関連した個別商品の新設または削除、類題目、注釈変更を提案したが、

各目録別の研究が必要であり、次期会議で議論することに決めた。韓国特許庁は第9版に「キムチ」を含ませたように、韓国産業に適したNICE国際商品分類の新設のため、第10版に新規に含まれる可能性のある商品の発掘を推進している。

ホ. マドリッドシステム

マドリッドシステムはマドリッド協定 (Agreement) とマドリッド議定書 (Protocol) で構成され、マドリッド協定またはマドリッド議定書に加入した国はマドリッドシステムに加入したとみなされる。韓国は、2003年1月20日にマドリッド議定書に加入した。マドリッド協定またはマドリッド議定書の加入国はマドリッド協定や議定書の改正を議論するため、マドリッドシステム改善のための実務会議を毎年開催している。

2008年の会議も2007年の会議と同様にセーフガード条項の廃止議論で提起された一部加入国の拒絶理由通知期限を現行の18ヶ月から12ヶ月に短縮する案が主張された。マドリッドシステムの締約国はマドリッド協定からマドリッド議定書への転換のための経過規定であるセーフガード条項を廃止し、議定書への完全転換を推進した。しかし、セーフガード条項を廃止し、マドリッド議定書に転換する場合、現在の議定書に規定された拒絶理由通知期限である18ヶ月を適用しなければならないが、ノルウェーなどの一部加入国は出願人の権利取得が遅れる可能性があるということを理由に協定書通りに12ヶ月とすることを主張した。そのため、拒絶理由通知期限については、議定書体制への転換の例外とすることで合意した。これについて韓国特許庁は国内審査手続き上で2-3回の拒絶理由通知があった場合12ヶ月以内に拒絶理由通知を終了することは現実的に難しいので18ヶ月を維持している。ただし、内部的には審査処理機関の短縮を推進する予定である。

また同会議では、商標国際出願の要件である基礎出願(登録)要件を廃止し、出願者が直接にWIPO国際出願することができるようにする。又は、出願人が希望する場合、本国官庁を経由し、WIPOに国際出願をすることができるようにするとの内容をノルウェーが積極的に提案し、これについて会員国間の賛否の意見が両立してノルウェーは、WIPOに基礎出願(登録)要件の廃止による効果に関する研究を提案した。これに対して

韓国は基礎出願（登録）の廃止は、国際商標の合致審査がなくなるため迅速な国際出願が可能で存続期間も廃止されて指定国家別に登録された権利の安定性が向上する長所があるため、賛成している。

ハ．APEC知的財産権専門家会議(IPEG)

2005年のAPEC域内の知的財産分野における最重要議論事項は韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択であった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内の知的財産権侵害物品の交易防止のための執行体制を整備するためのもので、2005年6月の通常長官会議（MR T）で最終的に承認・採択された。

同構想は知的財産権保護に関する広範囲で高水準の執行体制の樹立を扱っており、会員国の支持獲得が難しいと予想されていた。しかし、韓国特許庁は中国及びASEAN市場などで、韓国知的財産の保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加し、同構想に韓国の立場も適度に反映できるように努めた。

2007年には同構想を元に開発された5つのモデルガイドラインを提出し、韓国の知的財産権保護活動及び関連法・制度などの現状を加入国に紹介した。また、9月にはシドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に挿入された「偽造及び違法コピーを販売するブランド市場」の用語使用を巡る先進国や発展途上国の激しい対立で、韓国は仲裁の役割を遂行した。

このようにAPECで知的財産権の効率的な管理・執行のため韓国の主張を積極的に提起するとともに、2008年には実質的な事業施行国としての位置を確保するため、APEC域内の各国に知的財産権専門家の養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用の人材養成事業」を提案・採択された。これで韓国はAPEC域内において援助される国から、实际的に援助をする提供国となり、今後持続的に韓国特許庁は、APEC会議の際に知的財産権関連の国際協力を強化するための事業を提案する予定である。2009年からはIP管理及び執行の領域から離れ、APECの資金を活用

し、新たなIPの創出及びそれを通じて最貧国及び開発途上国を支援できる多様な事業を提案する予定である。

ト．模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）

2004年以後米国の「不法コピー組織犯罪取締戦略（STOP：Strategy Targeting Organizing Piracy）」、欧州連合の特別取締作戦「FAKE（模倣品という取締ミッション名）」、「LION（ドイツワールドカップマスコットを取締ミッション名として使用）」の実施など先進国を中心に知的財産権侵害について国際的な取締りをスタートした。このような国レベルの知的財産権侵害取締りを実施する一方、これに関する国際的な規範として「TRIPS(Trade-related aspects of intellectual property rights)」があるが、TRIPS協定は知的財産権保護のための最小限の内容のみ規定しており、各国に対する勧告事項としては、知的財産権侵害に強制的・効果的に執行するには多少足りないところがあった。従って、知的財産権侵害に対して法的拘束力のある国際的レベルの新しい規範が必要であり、2005年7月に日本の小泉首相がG8首脳会議の時、TRIPS協定を補完する新しい協定の制定の必要性を提起した。2006年以後日本・米国が共同構想して「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA：Anti-counterfeiting trade agreement）」を推進し、韓国は交渉初期に既に進行中である韓・米FTAと同条約が抵触する恐れがあったため交渉参加を留保し、2007年4月韓・米FTA交渉が妥結したあとに同条約に正式に参加することになった。その後、韓国は2007年12月にスイスで開催された第1次ACTA交渉に参加した後、4回の会議にも参加した。

同条約は、既存の協定であるTRIPSを補完し、知的財産権の執行に関して一層強化された国際的に拘束力のある規範設立を目的にしている。これまで4回進行された交渉で、知的財産権侵害に対する国境措置（通関保留措置）、民事手続き及び刑事執行分野に対する可視的な水準の協定文が完成し、現在は同条約の効率的な執行のための国際的な努力を規定する国際協力、執行慣行、制度的措置及び最終規定分野に関する議論を進めている。

同協約は目的上、知的財産権執行に関して国際的に評価が良くない韓国の実情を考

えると韓国の法制度及び産業界に大きな影響を及ぼす可能性がある。従って、韓国特許庁は同協約に対する条文をミクロ・マクロ的な観点から徹底に分析し、外交通商部、法務部、文化部などの関連機関と持続的な対策会議を開き韓国法の改定と国内産業に及ぶ影響を最小限にできるように積極的に意見を反映し発展するべきである。

2. 積極的な対開発途上国援助を通じた成熟国家の実現

産業財産政策局国際機構チーム行政事務官朴ウンキョル

イ. 推進背景

1) 開発途上国支援関連の国際動向

一国が成長するためには、国際貿易など他国と協力せざるを得ない現実の中で、開発途上国への支援は、もはや豊かな者が乏しい者についての一方的な好意ではなく、富国は経済成長の恩恵を国際社会に還元すべきとの当為的な責任論が台頭した。UNでは国民総所得(GNI)対比0.7%を対開発途上国の公的開発援助に寄与するように勧めている。現在のOECD国家のGNI対比対開発途上国の公的開発援助は、平均約0.25%で、UNの勧告とは大きな差があるが、供与国は、開発途上国より、自国の経済利益を期待し、積極的な援助供与を推進している。

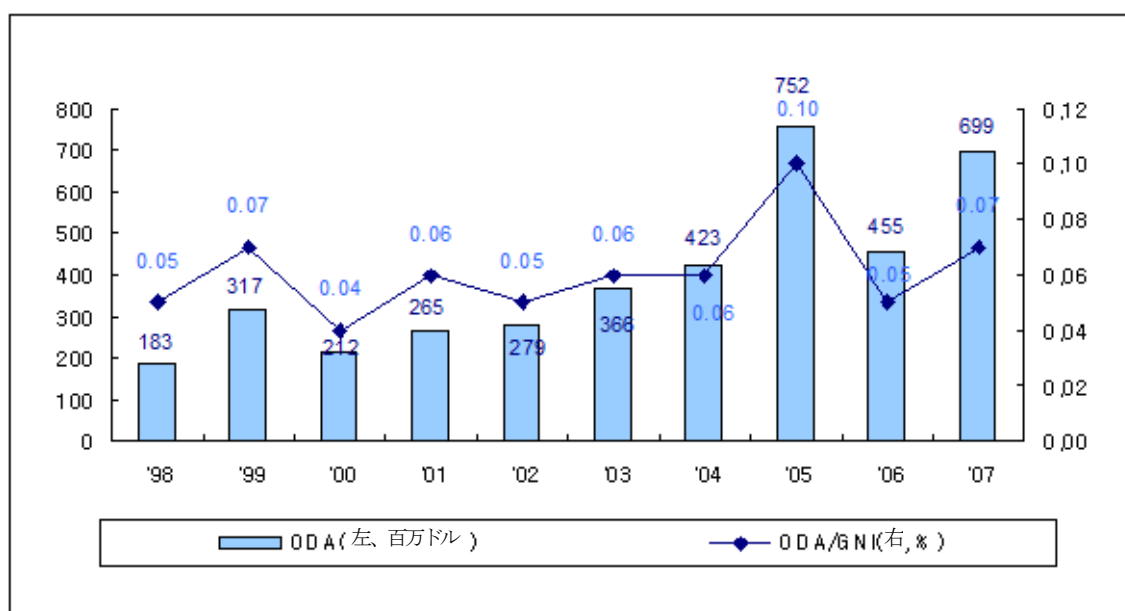
このような国際的な開発途上国への援助拡大に伴い、知的財産権の創出と執行分野に焦点を合わせてきた国際知的財産権機関(WIPO)でも、2004年10月総会で、WIPOの公式活動領域に開発途上国支援を主な目的とする開発アジェンダを追加し、会員国は、実行のための6大領域である45個の移行課題を出し、2008年から常設委員会(WIPO-CDIP)を組織し、具体的な移行方法を議論している。

2) 韓国の対外援助の現状

韓国の対外援助は大きく対外経済協力基金(EDCF)と韓国国際協力団(KOICA)を通じて行われている。1987年に韓国の輸出入銀行を通じて開発途上国に対する譲許性借款を支援するため300億ウォンを出資し、EDCFを設立して有償開発援助の枠を設けて、1

991年には、無償援助機関としてKOICAを設立し、従来の建設部、科学技術処など各省庁より散発的に実施してきた技術協力、人材交流事業を統合し、管理している。また、各種NGOや専門的な国際機構と連携し、開発途上国の支援を後援する方式も追加的に運営している。この間、持続的にODA(公的開発援助)を増加してきた結果、2007年度の韓国のODAは6億7千万ドルに至った。

<図VI-2-3> 韓国ODAの年度別推移及びODA/GNIの比率



知的財産権分野における開発途上国援助の一環として特許庁は、2001年11月に大田でWIPOと「KIP0-WIPO間の協力のための基本協定(Framework Agreement of Cooperation between WIPO and KIP0)」を締結し、知的財産権の制度化及び執行において国際的水準を維持し、韓国信託基金を設置・運営するための開発途上国における知的財産権の情報化支援事業を拡大し、国際機構内での位置を高めるために努力している。まず、韓国特許庁の位置を引き上げるため、2005年に外交部から韓国特許庁に移管された国際機構の義務分担金を2倍以上に引き上げ(Class VII → Class VIbis)、2009年までは中国レベルである4の2等級(Class IVbis)まで引き上げを続ける計画である。

また、特許庁は2004年にWIPOと締結したKorean Trust Fund(韓国信託基金)設置協定

によりWIPOと共同で毎年開発途上国支援事業を実施し、現在、2008年7月から2009年6月までの第5回事業を行っている。

ロ. 推進成果

2008年に特許庁が推進した開発途上国支援事業として第4次韓国信託基金事業は、PCTワークショップ及びLCD(Least Developed Countries、最貧国)ワークショップの情報提供と専門家諮問のコンサルティング事業、装備支援などの9つの細部事業で構成されている。同事業で特許庁は、開発途上国のPCT国際出願を支援するためにPCTオンライン受付システム、PCT明細書作成システムなどを支援した。これとともに普及国の電子出願促進及び同システムの使用能力育成のため韓国職員が該当国を訪問し使用者教育及びメンテナンスを支援できるようWIPOに韓国特許庁職員を派遣した。

他の成果として特許庁は、WIPOと共同開発した知的財産権関連のe-ラーニングコンテンツである「IP Panorama」をアジア地域内の開発途上国を対象として普及し、国際的な知財権教育の環境作りに貢献した。

<表VI-2-11> 第4回韓国信託基金事業の結果(2007.7~2008.6)

区分	事業名称	主管部署	推進実績
1	研究諮問	WIPO、研修院	アゼルバイジャン、タイ、ペルー、ウルグアイ
2	専門家諮問	WIPO、研修院	インドネシア、チュニジア
3	特許マッピングモジュールの開発	特許情報院	水処理技術
4	PCT活用度の評価	情報協力チーム	インドネシア、ベトナム、スリランカに諮問
5	中小企業諮問(IP活用)	情報協力チーム	モンゴル、ベトナムにIP教育活用の教育の実施
6	ワークショップの開催	研修院	IPの重要性(2008年9月2日~4日、研修院、12ヶ国12人の参加)
		WIPO	商標(ベトナム)
		WIPO	技術移転(インドネシア、マレーシア)
		WIPO	特許情報の活用(メキシコ)
7	地域国家支援事業	WIPO	モンゴル、コートジボアールに装備支援及

			び専門家派遣教育の実施
8	オーダーメイド型の刊 行物の翻訳	WIPO	ウルグアイ、エクアドルなどに知的財産権 の教育資料の普及
9	装備支援	WIPO	パプアニューギニア、コンゴ、ホンジュラ ス、パラグアイ

ハ. 今後の推進計画

1) 第5回韓国信託基金(KTF)事業推進

第4回事業の延長線から今年に実施される第5回事業でも開発途上国を対象としてPCT出願システム支援及び教育、IPパノラマ普及などを実施する予定である。また、システム普及及びユーザー教育など開発途上国の政府関係者を主な対象者に選定していた同事業を、開発途上国の産業界及びR/D関係者に実質的なメリットがいくように知的財産権の活用と技術移転などの教育をする計画である。

<表VI-2-12> 第5回韓国信託基金事業の推進計画(2008.7~2009.6)

区分	事業名称	主管部署	備考
1	PCT電子出願システム教育	情報協力チーム/ 研修院	5ヶ国10名参加 (研修員)
2	地域国家支援事業	WIPO	専門家教育、装備支援など
3	PCTシステム地域ワークショップ	WIPO	ペルー、チリ開催
4	技術移転とライセンスに関する教育	研修院	2009年上半期
5	IPパノラマフォーラム	情報協力チーム	2009年上半期
6	LDCs(最多貧国)対象IP活用に関する教育	WIPO	2009年上半期
7	専門家訪問教育	WIPO	中国、インドネシア、マレー シア、モロッコなど

2) 開発途上国及び最貧国を対象として知的財産権獲得及び生活に密着した最適技術の支援

このような知的財産権の管理及び運営システムの普及と共に今年からは開発途上国の国民に実質的な利益ができるよう、特許庁は開発途上国の知的財産権の取得を支援する計画である。この基礎作業として特許庁は援助を受ける国の選定及び援助を受け

る国に対する適切な支援方法を図るために2008年より、WIPOの韓国信託基金を活用したPilot Projectを推進している。同プロジェクトの結果を基に特許庁はまず援助を受ける国とその国の文化的な潜在力を生かせる商品を選定し、専門家を現地に派遣してその商品におけるブランド取得及び活用したマーケティング戦略導出を支援する予定である。

商標のみならず特許などの技術情報提供事業も推進する計画である。WIPOとの共同プロジェクトで援助を受ける国別に必要な最適技術に関する情報を把握し、提供する技術情報の範囲を設定した後、これを基に非特許情報と特許情報で構成されたDBを構築する計画である。このような情報を最貧国の人々に供給するため、現地の言葉に翻訳し、本とCDを製作して直接に援助する。又は同情報をインターネットに英語・現地語で提供する予定である。

3) 韓国型発展モデル導出及び伝播作業

開発途上国において知的財産創出及び活用のための実質的な支援を目的とする事業とは別途に、開発途上国が自ら適切な知識財産関連政策を樹立し、長期的な成長をすための堅固な知識財産システムの基盤を形成するように政策コンサルティングを提供する計画である。韓国の経済成長の段階別に進化された知的財産権政策をモジュール化し、本とCDに製作して開発途上国に配布する予定である。

この計画の推進のため特許庁は従来のプライベートの財産保護のための局地的な機関から、対外的に知的財産権の創出・管理及び活用に関する援助事業を主管する専門機関としての位置に転換することができる。そして公的開発援助を受ける国であった韓国がグローバル問題の解決のための援助供与国としての地位を固め、国家ブランドを高めることが期待される。

第3章 知的財産権の徹底的な保護

第1節 営業秘密保護制度の定着推進

1. 韓国の営業秘密制度の沿革

産業財産政策局産業財産保護チーム工業事務官チョイ・スヨン

北米自由貿易協定（NAFTA）によって営業秘密保護が国際協定では初めて明文化されて以来、WTO体制の発足などにより、技術や知識が重要な生産要素となり、韓国でも営業秘密保護制度を導入した。

これは営業秘密を産業財産権のような権利の形態として保護するというよりは、他人の努力と成果に便乗し、不当な利益を取得する行為を禁止する不正競争禁止の法理によるものであり、健全な競争秩序を確立するためのものである。また、新しい技術上または経営上の情報開発の意欲を鼓吹させ、研究・開発活動を促進させる一方、技術移転過程などで発生する可能性のある秘密漏洩を事前に予防し、国内企業間または国家間の技術移転をスムーズに行わせる機能を持つ。これにより、特許権や著作権による保護が難しい技術的情報、秘密としている管理秘訣などの経営上の情報、営業上のアイデアなども法的保護を受け、特許制度と著作権制度を補完している。

韓国は1991年12月31日に不正競争防止法を改正し、営業秘密保護制度を導入した。営業秘密の定義、侵害行為の種類や侵害行為の禁止、予防請求権、損害賠償請求権及び信用回復措置請求権などの民事的規制手段、職員がその企業特有の生産技術に関する営業秘密を第三者に漏らす行為に対する刑事的規制手段及びこれに対する親告罪の構成などがその内容である。

その後、1998年に半導体国外流出事件を契機に法律の名称を「不正競争防止及び営

業秘密保護に関する法律」に変更し、損害賠償請求時に侵害者が得た利益額を請求人の損害額として推定できるようにした。また、営業秘密を海外に流出した者を加重処罰し、前職の役・職人が第三者に漏らした場合も処罰するなど、営業秘密侵害行為に関する刑罰規定を大幅強化する法律改正を行った。

一方、韓国の電子及び半導体分野などの先端産業技術が日々発展するにつれ、先端分野の営業秘密が国内企業または外国に流出する事例が増加している。そのため、不当に得た利益の回収ができるよう罰金の上限額を調整し、営業秘密範囲の拡大、親告罪の廃止、未遂・予備・陰謀罪の新設など、大幅に補強した。

2007年12月に国外に営業秘密を流出する行為の量刑を増やす内容として法律を改正し、2008年3月現在、営業秘密の国外流出は10年以下の懲役または財産上の利得額の2倍以上10倍以下の罰金、国内流出は5年以下の懲役または財産上利得額の2倍以上10倍以下の罰金の刑罰規定や民事的救済手段として企業の営業秘密を保護している。

また、不正競争行為及び営業秘密侵害行為に関する訴訟の準備書面、証拠調査など訴訟手続きによって分かる企業の営業秘密に対して裁判所が当事者に秘密維持命令を賦課することができる改正案が2008年11月、国会に提出された状態である。

2. 営業秘密制度の整備及び広報強化

特許庁は営業秘密侵害行為を事前に予防するため、「営業秘密保護ガイドブック」や「営業秘密、自分で守りましょう」などの案内物を発刊・配布すると共に、知的財産権保護センターのホームページ (<http://ippc.kipo.go.kr>) を通じて営業秘密相談センターを運営するなど、営業秘密保護制度に対する広報を強化した。また、国際知的財産研修院・地域商工会議所による教育を通じ、営業秘密保護に関する企業の認識向上に努めた。

第2節 半導体設計財産の技術インフラの構築

1. 半導体配置設計権の保護

電気電子審査局半導体設計財産チーム技術書記官 カン・チョルス

イ. 推進背景

「半導体集積回路の配置設計」とは、半導体集積回路を製造するための設計であり、各種回路素子及びそれらを繋げる導線を平面的・立体的に配置する設計を指し、一種の建築用設計図のようなものである。半導体配置設計権とは配置設計を無断にコピーするなど侵害から保護し配置設計に関する創作者の権利を保護するための産業財産権の一つである。

半導体チップ構成のために中央処理装置、メモリーといった機能ブロックを具現した半導体設計DATAを、産業界においては通常、半導体設計財産⁵⁴ (Semiconductor Intellectual Property:半導体IPまたはSIPという)として通用している。

知的労働の産物である創作性のある配置設計を効果的に保護するに当たって、特許法・著作権法などの既存の知的財産権法体系では限界があり、米国で1985年特別法として半導体チップ保護法を立法化したことで、新知的財産権である「半導体配置設計権」が胎動した。

その後、1986年1月に日本が「半導体チップ回路配置保護法」を施行し、1989年5月にワシントン条約(チップ保護条約会議)と1991年12月のWTO/TRIPs最終合意により、国際的な保護体制に入り、韓国も半導体強国としてこのような国際規範の枠の中で19

⁵⁴ 半導体集積回路のロジックを構成するための必要な機能を設計したブロックとして、半導体IPを利用した設計の再利用が製品化期間の短縮に大きく役割を行い、半導体産業の伝統的なビジネスモデルに変革を起こした。

92年12月に「半導体集積回路の配置設計に関する法律」（法律第4526号）を制定するようになった。

1993年9月に半導体集積回路の配置設計に関する法律が施行されて以来、法律関連業務は知識経済部(旧産業資源部)が担当し、知的財産権の専門機関である特許庁は半導体配置設計権の登録業務のみを担当する形式で運営されてきたが、1999年1月1日効率的に半導体配置設計権の振興業務を遂行するために特許庁に「半導体集積回路配置設計に関する法律」移管され、特許庁で関連の業務を推進・運営している。

1991年1月1日から法律が特許庁に移管され「半導体集積回路配置設計登録室」が創設され半導体配置設計権の登録業務を遂行して同年の9月から「半導体配置設計振興室」に改称した。2000年からは半導体配置設計権の設定登録のみならず半導体設計技術の発展による配置設計保護制度研究と認識拡散誘導、配置設計権の創出促進及び半導体設計財産の保護・流通インフラ構築など、半導体配置設計技術振興を本格的に推進している。

2007年5月には、半導体配置設計振興室を、課単位の「半導体配置設計振興チーム」に拡大・改編し、10月には産業界で通用される「半導体設計財産チーム」にチーム名を変更した。同年には法律改正を通じ11月から半導体配置設計をユーザーフレンドリーなものとし、さらに半導体配置設計権の登録を促進するため、オンライン電子申請制度及び設定登録手数料の減免制度を導入して顧客中心の行政サービスとして飛躍した。

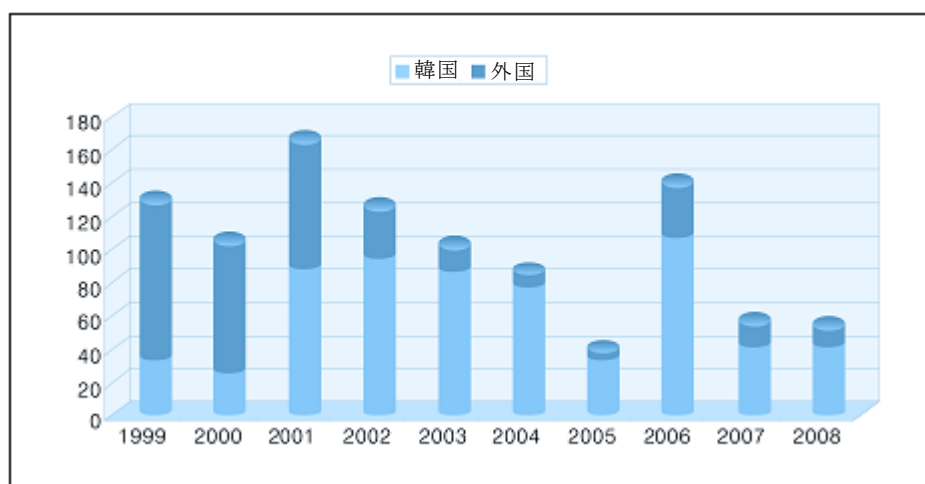
ロ. 半導体配置設計権の設定登録の現状

1) 概要及び年度別設定登録の現状

半導体配置設計権は2008年12月末現在、計1,898件が登録され、このうち、内国民による登録は1,045件、外国人による登録は853件である。最近、半導体配置設計権の登録は2002年以降、大手企業の登録減少により、全体的に減少する傾向があるが、政府出資研究機関、大学、中小企業及び個人の登録は、少しずつ増加している。

2008年度の国内の登録件数41件のうち、中小企業及び個人の登録が14件(34.1%)で、1993年以降、全体の国内登録件数の1,045件のうち、大手企業が357件(34.2%)、政府出資研究機関が442件(42.3%)、大学136件(13%)、中小企業及び個人の登録が110件(10.5%)である。2002年以降から登録件数490件の中で政府出資研究機関が289件(59%)、大学が99件(20.2%)、中小企業及び個人の登録が102件(20.8%)であり、大手企業を除いた他の分野から半導体配置設計権の設定登録が行われている。

＜図VI-3-1＞年度別設定・登録の現状



＜表VI-3-1＞年度別内・外国人別の設定登録の現状

(単位：件)

区分	1993-2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
国内	476	88	95	86	78	33	107	41	41	1,045 (55%)
外国	652	77	31	16	8	8	32	16	13	853 (45%)
計	1,128	165	126	102	86	41	139	57	54	1,898 (100%)

2) 国家別の設定登録の現状

2008年には、計1,898件の中、韓国が1,045件、日本が830件、米国など他国が23件を登録した。2003年以降、日本の登録件数は減ったが、2006年度には増加した。一方、1997年以降、米国の登録件数は皆無であり、他国の登録件数もかなり少ない。

＜表VI-3-2＞国家別の設定登録の現状

(単位：件)

区分	1993-2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
韓国	476	88	95	86	78	33	107	41	41	1,045 (55%)
日本	642	75	30	9	7	8	30	16	13	830 (44%)
その他	10	2	1	7	1	0	2	0	0	23 (1%)
計	1,128	165	126	102	86	41	139	57	54	1,898 (100%)

3)機関別の設定登録の現状

国内企業、研究機関、大学など機関別の登録現状をみると、企業の変化はほとんどない一方、研究機関は2006年がピークで2007年には減少し続けており、2008年にはやや増加の傾向であり、大学での登録は横ばい状態である。

これは大きな資本施設の投資なしでも、蓄積された技術と経験を基にした小規模の専門人材のみでも、半導体の配置設計は可能であるので、このような特性をよく活用した企業、研究機関、大学などによって半導体設計財産の開発が更に活発に行われた結果であると判断される。

＜表VI-3-3＞機関別設定登録の現状

(単位：件)

区分	分野	1993~2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計

内 国	企業	330	44	12	16	14	16	1	20	14	467
	大学	15	22	16	26	7	14	17	8	11	136
	研究所	131	22	67	44	57	3	89	13	16	442
	小計	476	88	95	86	78	33	107	41	41	1,045
外 国	企業	652	77	31	16	8	8	32	16	13	853
	大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	652	77	31	16	8	8	32	16	13	853
計		1,128	165	126	102	86	41	139	57	54	1,898

4) 半導体配置設計権の分類別登録の現状

1993年から2007年10月27日まではロジックIC、メモリーIC、マイクロプロセッサ、リニアIC、その他ICなど、技術別に分類したが、2007年10月28日から施行された半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則の配置設計表により機能、構造、技術別の分類は廃止され、Analog and Digital Mixed Signal、Digital Logic、Microcomponent、Memory、Physical Library、Othersの第1分類(大分類)と、第1分類を細分化した第2分類(小分類)で分類されるようになった。2007年10月28日から2008年12月31日まで、第1分類(大分類)によって第2分類(小分類)が付与された登録件数は78件である。

<表VI-3-4> 技術別設定登録の現状

(単位：件)

区分	1993～ 2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007. 10.27	計
ロジック	274	21	11	15	7	7	10	2	347
メモリー	139	35	4	1	3	0	0	0	182
マイクロ プロセッサ	209	27	22	9	1	4	2	0	274

リニア	407	36	20	19	6	6	24	22	540
その他	99	46	69	58	69	24	103	9	477
計	1,128	165	126	102	86	41	139	33	1,820

<表VI-3-5> 第1分類別設定登録の現状

(単位：件)

区分	2007. 10. 28～12. 31	2008	計
Analog and Digital Mixed Signal	13	28	41
Digital Logic	6	8	14
Microcomponent	0	5	5
Memory	0	0	0
Physical Library	0	0	0
Others	5	13	18
計	24	54	78

2. 半導体設計財産の振興

電気電子審査局半導体設計財産チーム技術書記官 カン・チョルス

イ. 推進背景

電子・通信・情報製品の小型化、半導体集積回路配置図の増加など、半導体分野の急激な技術進歩と、それによる適切な時期の市場投入 (Time to Market) のため、半導体設計分野において新しい設計方法論が提起されている。すなわち、個別半導体に代わる半導体設計財産(SIP)を流通市場で購買し、単一半導体チップ内にレゴブロックを組み立てるように設計し、電子製品を実現するシステム半導体(SoC)⁵⁵方式が、印刷回路基板上で個別半導体及び部品を組み立て作っていた過去の方式を代替している。

また、半導体配置設計技術の振興のため、メモリー分野に偏っている国内半導体産

⁵⁵ System on a chipの訳語であり、既存の1～2機能(ロジック又はメモリー)だけをチップに入れる単なるICチップとは異なり、既存のメモリー、非メモリー半導体の区分をなくし、一つのチップにマイクロプロセッサ、メモリー、アナログブロック、デジタル演算及び制御ブロックなどを集積することを意味する。

業の不均衡構造を改善し、非メモリー半導体分野の主要設計財産権を外国産に依存せず、国内で創出できるよう、核心半導体設計財産権の創出促進事業を通じて創出された結果物を専門機関に普及している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 半導体設計における技術振興環境の造成

イ) 第9回韓国半導体設計大会の開催

優秀な半導体技術の公開的な発掘、褒賞を通じ、国内における半導体設計分野の研究・創作の活性化及び半導体設計の人材の底辺拡大及び技術革新を図り、新知的財産権である半導体配置設計制度における認識を向上・拡散するため、第9回大韓民国半導体設計大会を開催した。2008年からは大会の名を「韓国半導体設計公募展」から「大韓民国半導体設計大会」に変更し専門家的なイメージを目立たせた。

2008年には、大学53チーム、企業11チーム、研究所9チームなど計73チームが応募した。アナログ分野とデジタル分野で専門家が各5人ずつ、計10人の審査委員の公正かつ厳しい書面・本選・総括審査を経て、13チームを選定して大賞の大統領賞をはじめ、国務総理賞、知識経済部長官賞、特許庁長賞、特別賞(韓国半導体産業協会会長賞、韓国発明振興会長賞、大韓弁理士会長賞)と副賞として4,100万ウォンを授賞した。

<表VI-3-6> 大韓民国半導体設計大会の開催現状

区分	応募者数 (大学/企業 /研究所)	受賞者数	賞勳規模	授賞式
2000年 (第1 回)	33件 (32/1/0)	9件	大賞(1):産業資源部長官賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):産業資源部長官賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン	2000. 12. 6. 特許庁

			銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	
2001年 (第2回)	40件 (39/1/0)	9件	大賞(1):産業資源部長官賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):産業資源部長官賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	2001. 11. 5. 特許庁
2002年 (第3回)	48件 (40/3/5)	9件	大賞(1):国務総理賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):産業資源部長官賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	2002. 11. 15. 特許庁
2003年 (第4回)	45件 (38/4/3)	9件	大賞(1):国務総理賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):産業資源部長官賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	2003. 11. 5. COEX
2004年 (第5回)	32件 (25/6/1)	9件	大賞(1):国務総理賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):産業資源部長官賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	2004. 11. 5. COEX
2005年 (第6回)	48件 (37/9/2)	9件	大賞(1):大統領賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):国務総理賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):産業資源部長官賞及び賞金各100万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	2005. 11. 10. 韓国知識財産 センター
2006年 (第7回)	63件 (49/9/5)	12件	大賞(1):大統領賞及び賞金500万ウォン 金賞(1):国務総理賞及び賞金300万ウォン 銀賞(2):産業資源部長官賞及び賞金各200万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 特別賞(3):関連機関長賞及び賞金各100万ウォン	2006. 12. 1. 韓国知識財産 センター
2007年 (第8回)	70件 (55/9/6)	12件	大賞(1):大統領賞及び賞金500万ウォン 金賞(1):国務総理賞及び賞金300万ウォン 銀賞(2):産業資源部長官賞及び賞金各200万ウォン	2007. 11. 30. 韓国知識財産 センター

			銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 特別賞(3):関連機関長賞及び賞金各100万ウォン	
2008年 (第9 回)	73件 (53/11/9)	13件	大賞(1):大統領賞及び賞金1,000万ウォン 金賞(1):国務総理賞及び賞金700万ウォン 銀賞(2):産業資源部長官賞及び賞金各500万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各200万ウォン 特別賞(3):関連機関長賞及び賞金各100万ウォン	2008. 12. 8. 韓国知識財産 センター

ロ) 半導体知的財産セミナー

現在、半導体設計財産は新しい知識創作の一つとして評価されている。このような半導体設計財産の保護、利用及び取引の活性化のため、先進国は既に流通環境を整備し、世界の半導体設計財産市場を先占するために努力している。このような世界的な流れを把握し、対応策を模索するため、半導体設計財産チームは国内外の半導体設計財産の技術動向や今後の政策推進方向、制度改善方向などを把握するために、関連分野の専門家である特許庁審査官、大学教授または、半導体企業に携わっている専門家を招待して半導体知的財産セミナーを運営している。2008年には半導体チップ保護法の国際動向、アナログ設計過程中的配置設計、システム半導体強国に向けた半導体IP発展戦略など6回のセミナーを開催し、急変する最先端半導体設計技術及び市場動向情報を把握し、国内半導体設計財産の振興政策の樹立に努力した。

ハ) 半導体設計企業に対するコンサルティング

半導体設計財産に対する重要性がますます増加している一方、企業の新知的財産権としての配置設計権に対する認識は全般的に低い状況である。

半導体知的財産権に対する多様な広報を通じて配置設計を権利化し、活用を促進させて半導体設計財産保護制度に関する認識と理解を増進することで新知的財産権の活用を促進しようとする半導体設計企業の訪問コンサルティング、オン・オフライン活用など多様なメディアを通じた広報活動を続けている。これを通じて新知的財産権の保護制度と半導体設計財産に対する認識拡散及び半導体配置設計振興事業などの広報

活動を通じて企業が持った技術を積極的に権利化するよう支援している。

2008年には、半導体設計関連の24社を対象とするコンサルティングを通じて半導体配置設計権制度、知的財産権制度などを説明し、相互に意見交換を行って意見や問題点を聴取して、これを半導体設計財産の振興事業に反映し、半導体産業の発展に貢献するよう努力している。

2) 半導体設計財産の保護及び流通基盤の造成

イ. 推進背景

半導体設計産業は代表的な勝者独占産業(winner takes all)として競争業者より早く低価額の製品を開発することが事業成功のキーポイントである。技術競争が激しい半導体チップの設計においては複雑な機能を一つの企業または開発者がすべて設計し、適当な時期に市場に出すことは時間的・経済的に難しいことである。

デジタルコンバージェンスの進展により、複雑なシステムと多様な機能をone-chip化するためには、他者が開発した半導体IPの活用が不可欠であり、半導体IPの再利用が要求され、開発者は核心的な固有の技術だけを開発し、他の分野はすでに商品化された半導体IPを活用する「選択及び集中」が必要な産業である。

米国は120の企業が設計財産標準団体(VSIA)⁵⁶を構成・運営し、日本は大企業を中心に90年代後半から設計標準を研究し、半導体設計財産の取引所としては、英国のVCX⁵⁷、フランスのD&R⁵⁸、日本のIPT⁵⁹、台湾のSoCコンソーシアムがある。(下の表参考)

<表VI-3-7> 海外の半導体設計財産の流通関連機関の現状

国家	機関名	運営形態	収益モデル	運営状態
----	-----	------	-------	------

⁵⁶ Virtual Socket Interface Allianceの略語

⁵⁷ Virtual Component eXchangeの略語

⁵⁸ Design&Reuseの略語

⁵⁹ Intellectual Property Trading Centerの略語

米国	VSIA	世界主要半導体企業と主要EDA開発会社など	IP品質、IP保護、IP伝達物、IP設計標準などインフラ構築	取引に必要な付帯サービスの提供に重点
	RAPID	民間企業のコンソーシアム	IP取引モデル開発、IP取引インフラ構築	1996年設立 2001年解散
	CEC	EDA専門民間企業	半導体IPテスト及び分析ソリューション販売	収益創出
	Mentor	EDA専門民間企業	EDA使用者にIPライセンス提供	収益創出
	Synopsys			
	Altera	EDA専門民間企業	EFGA使用者にIPライセンス提供	収益創出
Xilinx				
英国	VCX	政府支援完了後民間企業に転換	IP取引仲介SW販売、コンサルティング	1998年設立 2003年業務中断
フランス	D&R	民間企業	WEBポータルサービス、有料会員会費、IP取引仲介	1997年設立 CMPグループ投資後 収益創出
日本	IPTC	民間企業	有料会員会費、IP仲介サービス、技術検索サービス	2000年設立 現在の資本蚕食状態
台湾	IP Gateway	国策研究所傘下で設立され現在は非営利民間協会であるSoCにより運営	公共性を持つIP取引インフラ構築	2001年設立 IP Mallの基礎になる
	IP Mall	設計専門会社所属	IPライセンス、IP再使用設計サービス提供、IP開発	事業初期段階として成果は未定

一方、韓国は半導体IP流通の必要性は続々と提起されているが、量的・質的に有用な半導体IP不足で流通市場の未成熟、半導体設計業界の有料流通に対する認識不足、半導体IPの信頼性の未確保、半導体IP DBの便利性の不足などで流通市場の活性化が十分ではない状況であり、半導体設計財産の流通市場の活性化のために国家的な半導体設計財産の収集・分類・供給の体系化が必要である。

特許庁は、この必要性を認識し、半導体集積回路の配置設計に関する法律第43条(配置設計技術振興)と半導体配置設計振興の中長期発展計画(2006年2月)に関連して半導体設計財産流通センター(KIPEX⁶⁰)を設立・運営するようになった。

ロ. 推進内容及び成果

⁶⁰ Korea semiconductor Intellectual Property EXchangの略語：半導体IPの保護及び流通基盤を造成し、取引活性化を促進するため特許庁が設立・運営する半導体IP流通センター

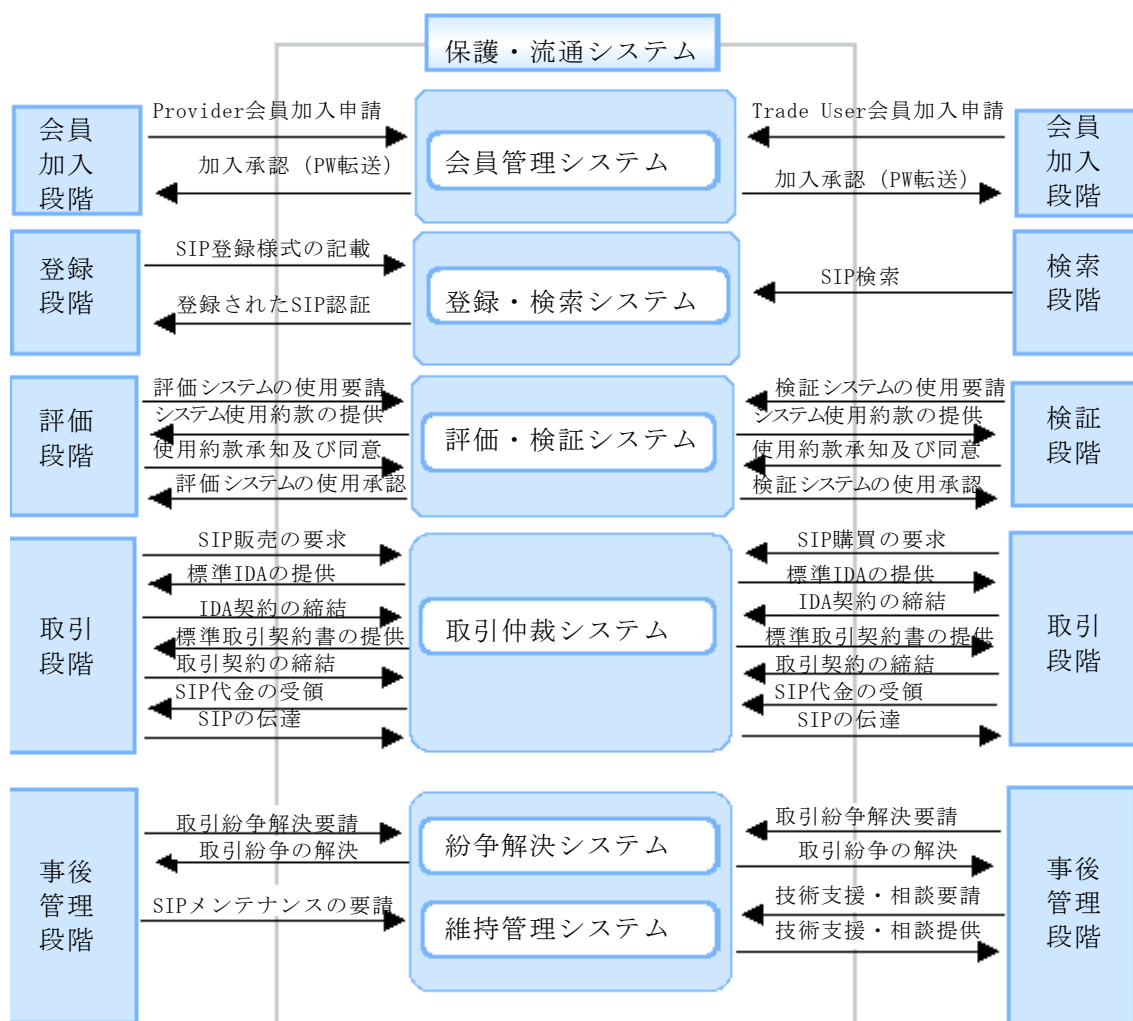
2008年度はKIPEXの流通システムアップグレードを通じ半導体IPの登録・管理・仲介など流通におけるDBシステムの構築、オンラインで簡単に検索できる半導体IP検索システムの構築など遠隔検証システムを運営することで半導体IP登録は1,134件、仲介は69件、取引金額34億を達成した。

また、半導体設計財産の保護制度に対する認識と理解を増進することで半導体設計財産の活用を促進させ、流通の活性化のためにホームページと主なポータルサイトのカフェ開設・運営、ニュースレター及び半導体IPカタログを発刊・配布するなど半導体設計財産の流通市場の活性化に努めている。

<表VI-3-8> 成果目標及び達成実績

No	内容	2008年の目標値	実績	備考
1	半導体IP登録件数	1,100	1,134	合計件数:約3,400件 (2008年12月31日基準)
2	半導体IP仲介件数	66	69	
3	半導体IP取引金額	32	34	

<図VI-3-2>半導体設計財産流通センターDBシステムモデル



ハ. 評価及び発展方向

半導体設計財産流通センターの第1段階(2001年～2005年)事業は、国内半導体設計業界における半導体IP流通の必要性に対する認識改善と半導体IP流通インフラの構築、半導体IP取引及び再使用基盤を整え、第2段階(2006年～2008年)事業は、国内最大の半導体IP DB確保(約3,400件)、ペップリス、ファウンドリーネットワークの拡大、半導体IP流通基盤の造成及び半導体IPの取引活性化を通じ半導体産業に貢献した。

半導体IPの円滑な流通を通じ、半導体設計財産権の活用度を向上させ、輸入の減少及び国富流出の減少、半導体IPの再使用を促進することで開発期間の短縮及び費用節

約などを通じ、システム半導体産業の競争力を強化していく計画である。

3) 核心半導体設計における財産権の創出促進

イ. 推進背景

国内における半導体産業は、メモリー半導体を中心に行われ、1992年から第1位を固守している輸出産業として韓国経済を導いている。しかし、メモリー半導体市場より3倍以上大きくて付加価値の高いシステム半導体市場で韓国の占有率は2007年に2.5%と微々たる現状である。

メモリー半導体に偏っている国内半導体産業の不均衡構造を改善するため、システム半導体市場の進出を拡大する必要があり、その中心には携帯電話端末機とエンベデットといった特定の機能を遂行する電子システム内部に装着されその頭脳の役割をするエンベデットプロセッサがある。

莫大な付加価値を創出できるエンベデットプロセッサ関連技術はこれまでの間、そのほとんどを先進国に依存してきた。電子装置の核心部分であるエンベデットプロセッサの技術依存は周辺の付属装置に限ったものではなく、エンベデットプロセッサを活用する応用プログラム及びコンテンツの製作にも大きな影響を及ぼして技術従属現象は深刻な状況である。

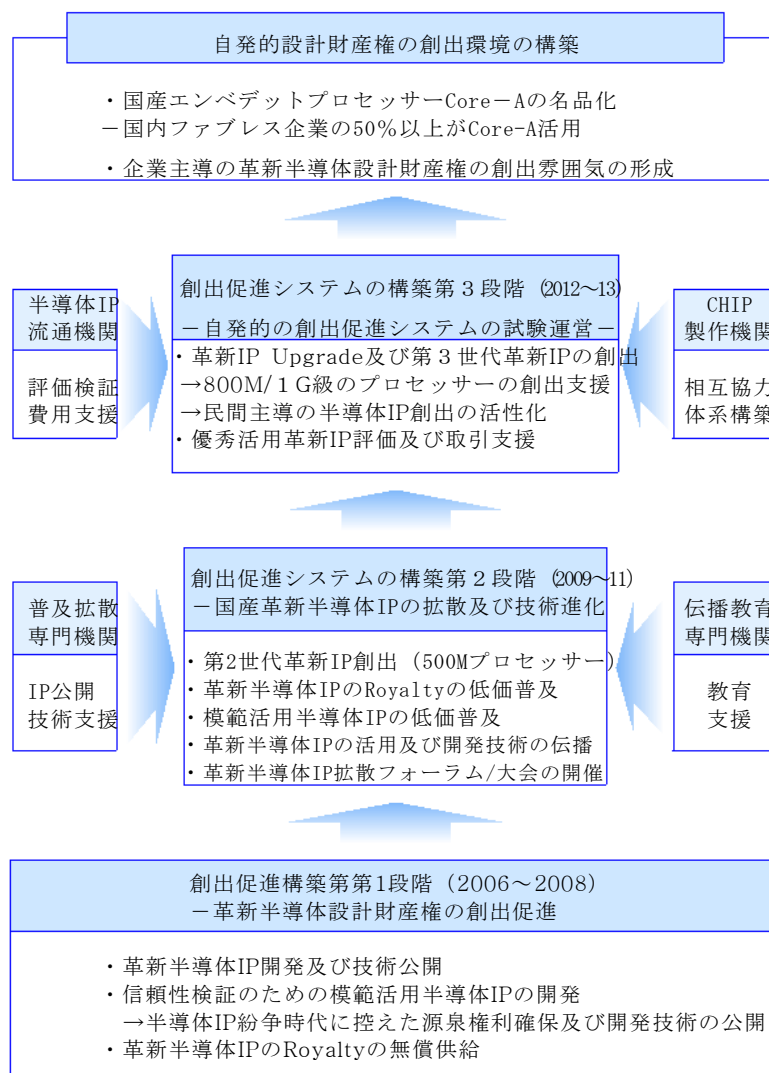
国内半導体産業が名実ともに世界半導体2強になるためには、必ずエンベデットプロセッサといったシステム半導体の核心半導体設計財産が外国技術への依存から脱皮し国内から自然に創出できるような基盤の造成が必要であり、このためには核心半導体設計財産権は、国内技術として創出・促進し続けるべきである。

ロ. 推進内容及び成果

システム半導体設計の重要要素である「Embedded Processor」と設計環境の試作品を

国内技術で開発し、関連分野に対して普及・拡散を誘導することで、民間企業での自発的な権利創出活性化を図り、国際競争力向上及び国富流出の最小化のための基盤造成に導く。核心半導体設計財産の創出促進事業第1段階(2006年～2008年)は、エンベデットプロセッサ(Core-Aと命ずる)と設計環境を開発・普及し、第2段階(2009年～2011年)は、核心半導体設計財産の拡散及びCore-Aの技術進化に力を注ぐ予定である。第3段階(2012年～2013年)は核心半導体設計財産が民間から自発的に繰り返して創出できるシステムを試験運営することで企業主導の核心半導体設計財産の創出雰囲気形成を形成しようとする。

<図VI-3-3>革新半導体設計財産の創出促進システム



創出促進システムの構築第1段階事業は、2006年から2008年まで進行されており、第1中課題の1～8の細部課題は、主要半導体設計財産と設計環境のためのエンベデットシステムの実現であり、1次年度より推進された。このうちの5～8の細部課題は、半導体設計財産ライブラリーを確保するための課題であり、1次年度（2006年）に事業が終了した。第2、第3中課題は開発されたエンベデットシステムの有効性を立証し、活用を促進するための模範活用事例を開発する事業であり、第1中課題のPeripheral半導体IP開発が完了した2007年から推進され2008年までに主要半導体設計財産権創出促進システム構築の第1段階事業が終わった。

<表VI-3-9>創出促進システム構築事業の現状

<主要半導体IP及び設計環境>		<模範活用事例>	
3次年度 (2008年)	<第1中課題> 計4細部課題 1. Embedded processor & On-Chip Bus 2. Compiler & OS 3. In-Circuit Emulation & Debug System 4. DSP & FPU	<第2中課題> Core-A及Peripheral IPを基盤とする Mobile Device (PMP、MP3、PDA) 共有プラットフォーム	<第3中課題> 監視用IP Camera システム
2次年度 (2007年)		<第1中課題> Peripheral半導体IP 5. Embedded processor用 Peripheral 半導体IP 6. LCD Controller & Memory Controller 半導体IP 7. USB Controller半導体IP 8. CSMA/CR制御半導体IP	
1次年度 (2006年)			

＜表VI-3-10＞事業課題及び開発機関

中課題	細部事業課題名	開発機関
第1中課題	Embedded Processor及びOn-Chip Busの創出	KAIST
	Embedded CompilerやOSの開発及びポーティング	全北大
	In-circuit Emulation及びDebug Systemの創出	釜山大
	Embedded DSP及びFPUの創出	(株)アステル
	* Embedded Processor用Peripheral半導体IPの創出	KAIST
	* LCD ControllerとMemory Controller半導体IPの創出	ソウル大(延世大)
	* USB Controller半導体IPの創出	建国大(韓技大)
	* CSMA/CR制御半導体IPの創出	全北大
第2中課題	Core-A及びPeripheral IPを基盤とするMobile Device(PMP, MP3, PDA)の共有プラットフォーム開発	ソウル大
第3中課題	監視用IP Cameraシステムの開発	ハイバス

* 2006年に完了した課題

核心半導体設計財産権の創出事業により、国内技術として創出されたCore-Aの底辺拡大を通じ、システム半導体の核心であるエンベデットプロセッサ分野において外国技術の従属から脱皮し、国富の流出を縮小させ、システム半導体分野の進歩を導こうと事業終了の前に成果物(Core-A)の誕生と普及のために2008年7月22日に早期公開をした。Core-Aの技術的な優秀性を基に戦略的な広報及びランチングイベントを開催し、半導体設計企業の専門家200名が参加し、Core-Aを要請した64機関と技術協力条約を締結して、2008年12月末にはCore-Aの110本が普及された。

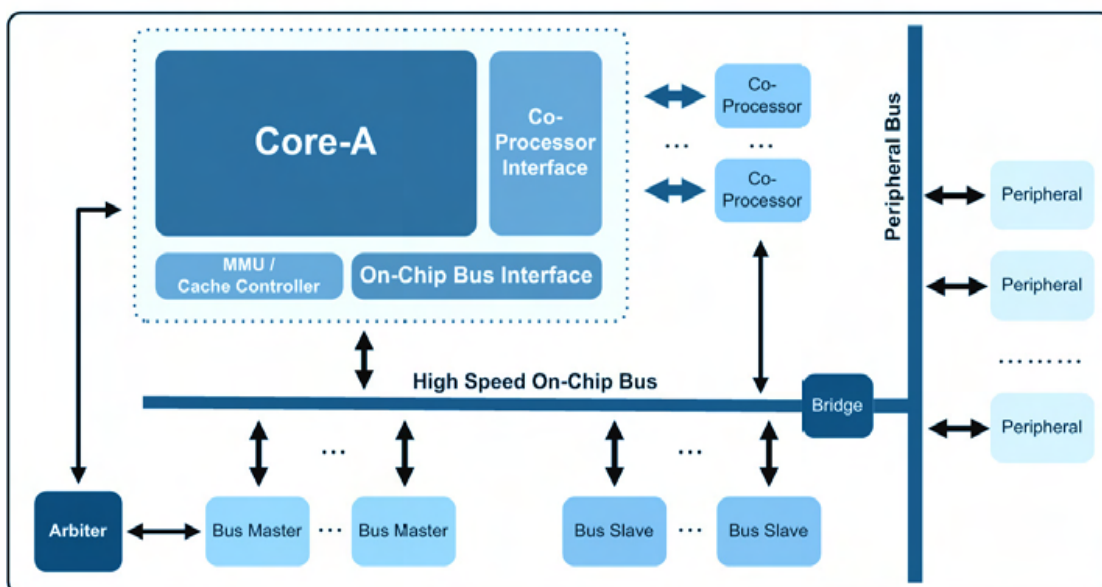
ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、2006年より、半導体IPの重要性、技術動向、産業動向を把握し、半導体IPの市場規模が最も大きいエンベデットプロセッサ開発を選定し、国内技術で核心半導体設計財産権の創出促進事業を推進してきた。

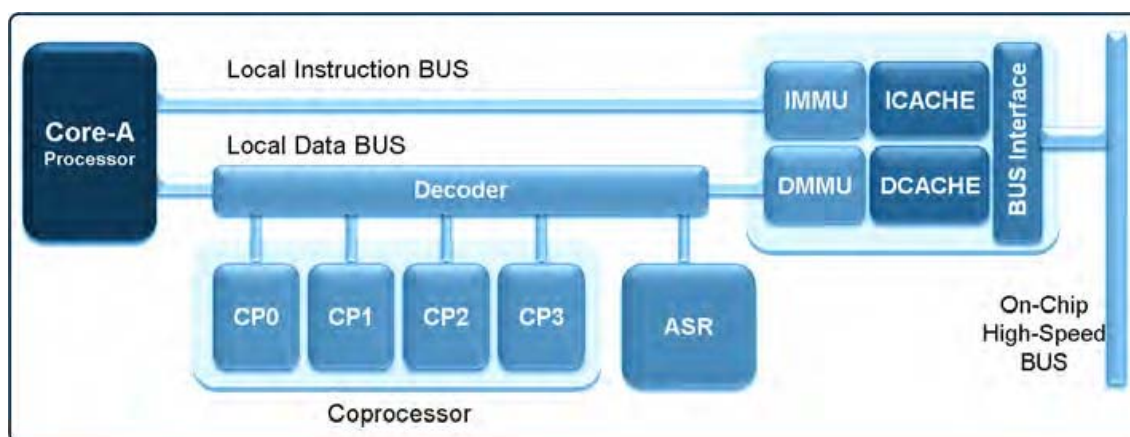
エンベデットプロセッサは機能も重要であるが、バスの構造、周辺環境ツールが伴わないとコアを活用することができない特徴がある。コアの開発・改善と共に改善しなければならないの技術・予算・人材などの同時多発的な支援が必要な分野である。

Core-Aの持続的なアップグレード、コンパイラとリンカーなどのSW開発環境、周辺装置の開発、応用プラットフォームの開発と応用ターゲットの開発による信頼性確保のため、第2段階事業戦略を推進している。即ち、単品のメモリーとは異なり、非メモリーで、特にエンベデットプロセッサはコア、周辺装置、開発装置、応用プラットフォームで構成されている。

<図VI-3-4>Core-A Embedded Processorの構造図



＜図VI-3-5＞Core-A用 オンチップバスの構造



エンベデットプロセッサの特性上、核心コアのみを開発・普及することで終わるものではなく、持続的な改善とメンテナンス、利用者向けの周辺環境の開発及び支援がなければ市場開拓は成功しない。もはやエンベデットプロセッサと設計環境に関する文献にも、使用者にやさしい環境づくりが成功要素として記述されている。

従って、エンベデットプロセッサの機能拡張、周辺環境、デバッガ環境、コンパイラ改善、開発は、ユーザーにおける利便性拡大、信頼性確保、応用プログラムの適用性など技術的な意味はかなり大きい。また、プラットフォームの開発はエンベデットプロセッサの応用性と教育性を拡張し、製品の信頼性の確保及び周辺半導体IPの開発と共に活用度を高めることができる。

この事業を通じて国内技術で創出・普及したエンベデットプロセッサCore-Aが外国産エンベデットプロセッサを代替し、活用・拡散できるよう持続的な性能改善と技術支援などを行う支援専門機関を設立・運営する計画である。この支援専門機関を通じて半導体専門機関にCore-Aの円滑な普及と利用者に対する実用的な支援及び持続的な使用環境の改善などCore-Aが製品として商用化できるよう積極的に支援する計画である。

4) 半導体設計財産の活用拡散のための教育

イ. 推進背景

半導体設計の基盤技術であるエンベデットプロセッサは、その需要が大幅に増加しているが韓国の技術レベルが外国に比べ、遅れている状況であり、外国企業が市場を先占している。加えて、周辺応用技術も外国技術を基に開発され、韓国の半導体設計産業が発展するほど、外国技術に依存し、外貨の流出も深刻化すると予想されている。

特許庁は、国内の半導体IP産業の振興のため、2006年より、「核心半導体設計財産権の創出促進事業」を通じ、韓国の技術として核心半導体設計財産を創出・普及する事業を推進してきた。同事業通じ、外国技術への依存が高く、技術的な重要性や市場規模が大きい分野であるエンベデットプロセッサ及び周辺技術の開発を支援してきた結果、2008年エンベデットプロセッサCore-A⁶¹の第1次開発が完了し、半導体専門機関に普及をしている。

エンベデットプロセッサは、その特性上技術の完成度のみではユーザー層を確保することができない。技術開発のみならず、ユーザーフレンドリーな環境づくりが最も重要であるという業界の意見を受け、2008年より、「半導体設計財産の活用拡散教育事業」を推進している。

「半導体設計財産の活用拡散教育事業」は、特許庁が支援して創出されたCore-A関連の技術教育を、大学・企業を対象として実施し、半導体設計技術の国産化の基礎を造成する事業である。まだ、国内にCore-Aに対する認識が足りず、専門家もいないのでCore-A活用拡散のため、安定期段階に至るまで政府で支援する必要がある。加えて、半導体設計に特化された法・制度の教育を通じ、ほとんどが中小企業である半導体設計業者の自立基盤を構築しようとする。

⁶¹ Core-A: 先端IT製品(携帯電話、MP3など)のチップに入っているプロセッサを国内技術で開発・普及するため、特許庁の核心半導体設計財産創出促進事業の結果物で、創出されたシステム半導体のIP名称

ロ．推進内容及び成果

半導体設計財産の活用拡散教育事業は、ユーザーがCore-Aを基盤として製品に活用することに不便がないよう、Core-Aの潜在的なユーザーに教育サービスを提供し、Core-Aユーザーにやさしい環境（教材、実習教材、専門講師）を構成することに目的がある。Core-A教育環境の確保のため、特許庁は、教材・実習教材・実習例題などを開発して、ユーザーに配布・レンタルし、Core-A学習に対するインセンティブを提供している。

同活用拡散教育事業は、2008年から2010年まで3年間進行され、教育プログラム開発など事業基盤を造成する段階（2008年）、本格的な教育活動の移行段階（2009年）、教育科目・難易度・教育対象の多様化段階（2010年）として推進され、教育基盤構築・教育運営・発展基盤の造成などに区分して推進している。

教育基盤の構築は、教材・実習教材・実習例題開発及び講師育成、教育課程の広報を通じたCore-A講座への採択誘導などである。本教育は、専門技術教育として、一般的な教育とは異なり、実習教材及び例題の開発の質が教育成果で大きなシェアを占めており、この開発に努めている。現在、半導体業界のプロセッサユーザーは、外国産プロセッサの技術環境に慣れている状況である。これをCore-Aに替える負担感が存在するので、韓国半導体大会（I-SEDX）展示、地域別に訪問型説明会の開催、公開講座の開催など本教育事業より提供する様々なインセンティブや戦略的な広報を通じ、Core-A活用拡散のため、積極的に支援している。

教育運営は、正規講座と非正規講座に分かれて進行される。正規講座は大学（院）で、単位が認められるCore-A活用過程を設営している。非正規講座は、韓国半導体設計関連の教育インフラを有しているIDEC（半導体設計教育センター）を通じ、教授、講師及び学生を対象として公開講座を進行している。

最後に、発展基盤の造成分野は、本教育が他の教育とは異なりCore-Aの活用拡散に目的があるので、教育協議会を構成し、能動的に市場の要求に対応しようとしている。また、Core-Aは、安定化段階に入っていない初期状態で、エラーの発生可能性もあり、

教育事業を行いながらバグレポートなどを通じ、フィードバックチャンネルを提供して、Core-A品質向上の活動を行っている。

＜表VI-3-11＞年次別の事業推進の目標

区分	2008年	2009年	2010年	
事業内容 目標	事業基盤の造成 (教育プログラムの開発)	教育事業の本格的な運営	教育課程の多様化・高度化	
教育基盤の構築	教育広報及び需要調査、講義開設の協議	例題開発・配布、オンライン講義開発、ホームページ構築運営	教育資料拡大開発 科目の多様化 難易度の多様化 教育対象の多様化	
	実習教材開発 教材開発 講師養成	教育課程、 実習教材のアフターサービス		
教育運営	教育の試験運営 (公開講座)	大学講座の開設 企業の短期教育 公開講座 ユーザーオーダーメイド型教育 (試験運営)	教育科目、教育難易度、 教育対象 拡大運営	
発展基盤の造成	教育協議会の構成	他の類似機関と協力体制の構築推進	半導体設計大会など 事業連携の推進	
		教育協議会の運営		
		フィードバック体系の構築 (Core-Aエラー補完、アンケートなど)		

ハ. 評価及び発展方向

2008年の主要事業目標は、教育準備の内容の充実化を通じ、国内の4大学(院)以上に正規講座として採択されることであった。これは、プロセッサの特性上、既に使っていたプロセッサに代替するのは簡単ではないので、関連専門家の諮問を受け設定した目標であった。しかし、地域別の訪問型説明会の開催、半導体関連学会・展示会広報など積極的なマーケティング戦略を通じ、2008年現在10大学の11講座にCore-Aの採択講座開設の協約を締結して目標を超過達成した。

これからCore-Aの活用の用途別に、様々な教材が必要と予想されるので、大学別に教育した内容を整理し、多様な用途として活用できるよう、教材を開発していく計画である。

また、教育対象と教育難易度などを多様化して学校中心の教育から企業中心にシェアを拡大する予定である。

2009年より10大学で、単位を認定される11講座が進行される予定であり、Core-Aを活用した大会を開催し、Core-A活用の拡散のため積極的に誘導する計画である。

3. 今後の計画

半導体設計財産関連の法・制度の研究及び新知的財産権の重要性に対する認識の向上と拡散を通じ、半導体設計技術振興のための環境を造成する一方、半導体設計財産の保護・流通基盤を調整し、半導体設計財産の取引活性化のため、特許庁が設営する半導体設計財産流通センター（KIPEX）の運営活性化を促進するつもりである。

韓国半導体産業の設備投資型のメモリー分野に偏った不均衡構造を改善し、民間企業の自発的な半導体設計財産の創出基盤造成のため、特許庁が支援し、KAISTなどの機関が共同で開発し、普及した核心半導体設計財産であるCore-Aに引き続き、第2世代Core-Aと設計環境、マルチコアプロセッサ創出を通じ、韓国の技術高度化及び長期発展可能性を提示していく計画である。

また、韓国技術で開発・普及されたCore-Aの活用拡散のための教育事業として10大学における11個の正規講座の設営を通じ、半導体設計の専門人材を育成する計画であり、Core-A使用企業の発掘、成功事例の創出及び技術支援のための専門支援機関の設営を通じ、Core-A使用企業の要請に迅速な技術支援を行い、Core-A基盤のエンベデットシステムの大会などを開催し、Core-Aの活用拡散を奨励する計画である。

2008年より、大会名称を変更した「大韓民国半導体設計大会」を開催し、半導体設計人材の底辺拡大と半導体設計技術革新を図り、受賞者へのインセンティブ拡大を通じ、韓国権威のある半導体設計競争の場を作る計画である。

特許庁は、半導体産業の状況と半導体設計技術の発展を反映し、半導体IP流通市場の拡大に対応し、新知的財産権の制度整備と運営基盤を構築し、半導体設計財産権の国際的な

協力を通じ、半導体産業の変化を先導する計画である。

第7編

顧客及び成果中心の責任行政の実現

第1章 顧客中心のサービス体制の構築・運営

第2章 企業型責任経営システムの定着

第1章 顧客中心のサービス体制の構築・運営

第1節 顧客志向の請願人サービスの提供

顧客サービス局顧客サービス課行政事務官 金デヨン

1. 顧客感動戦略及び推進

イ. 顧客サービス業務に対する企画・統合調整機能の遂行

顧客サービス局は、2006年6月に新設されて以来、顧客サービスの向上のために企画や統合調整機能を担当し、顧客の利益を最優先にした特許行政サービスを提供するよう努力してきた。今後も企業型責任運営機関としての2年間の成果を点検し、第2の飛躍を遂げるための顧客サービス体制を整えていく方針である。

ロ. 顧客感動経営マスタープランの推進

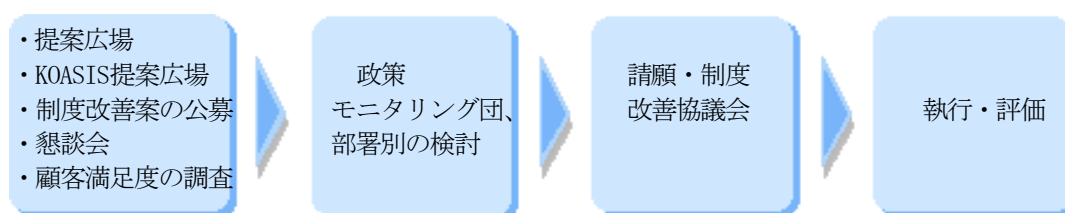
特許庁は「世界最高の顧客サービス実現」というビジョンを達成し、顧客感動経営を体系的に推進するため、2008年も顧客感動経営マスタープランを整備・推進した。顧客感動経営のため、苦情顧客の類型別の解消方針や顧客感動サービス体制の強化など6大分野、36の細部課題を推進し、これにより特許顧客満足度の向上や全職員に対する顧客サービスマインドの育成などの効果が得られた。

2. 顧客と共に行う請願・制度の改善

顧客サービス局顧客サービス課行政事務官 金デヨン

イ. 「国民参加型の請願・制度改善プロセス」の活性化

制度改善を含む顧客の請願受容のため、特許庁は、「国民参加型の請願・制度改善プロセス」を実施しているが、制度改善提案の公募や特許行政体験団によって導き出された制度改善課題は、該当部署や政策モニタリング団で検討し、請願・制度改善協議会を経て改善するか否かを最終的に検討している。代表的な改善例としては、登録料の引下げや特許手数料免除対象の拡大、クレジットカード納付制度の導入及び請願書式に関する署名制度などがあげられる。



ロ．特許行政体験団の運営

特許行政体験団は特許庁の新規職員、関連機関の職員及びMOU締結機関の職員などで構成され、特許庁が提供しているすべてのサービスを実際に受ける様に顧客の立場で経験し、改善策を導き出すプログラムである。体験団員は特許・商標・デザイン分野の電子出願や書面出願、設定登録、移転登録などの登録過程、優先審査・異議申請などの審査過程、各種審判請求、発明支援事業の申請及び知的財産関連教育の申込など、16の分野で各種書式を作成して手数料を納付し、担当公務員を訪問する過程などを体験した。

体験活動を通じて各種手続きの案内、担当公務員の態度、書式の種類及び書式数の適正さ、請願処理時間などについて点検し、些細な不便事項から制度改善に対する事項まで、2008年に105の補完事項を発掘した。

ハ．特許行政制度における改善提案公募の実施

特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を促し、制度改善に活用するため、2008

年6月に特許顧客に対する制度改善の提案公募を実施した。制度改善についての提案公募により、184件の提案を受け付け、制度の改善を推進した。優秀提案事例としては、インターネット上で特許詳細情報、検索結果を開く際に、新しいウィンドウで検索するようにする特許審査検索システムの改善事項などがある。

ニ. 請願・制度改善協議会の開催

特許庁は、制度改善の提案公募や革新提案などで提起された改善課題について、公務員や民間委員などで構成された請願・制度改善協議会で審議し、推進するか否かを決定している。2008年には計6回の協議会を開催し、権利変更の書類の提出の際のリアルタイム自動通報システムの構築、指定商品補正料の新設などを審議した。

ホ. オンブズマン（Ombudsman）制度の運営

外部専門家や特許顧客などから特許庁名誉オンブズマンを22名委嘱し、オンブズマンの意見を制度改善事項に反映することで、顧客参加型の特許行政が実質的に改善されるよう努めている。2008年には、小額手数料の預け金制度の新設、請願書式の分類体系の変更など26案件についてオンブズマンの意見を聞いた。

3. 顧客の声（VOC）の常時モニタリング及びモニタリング結果の還流

顧客サービス局顧客サービス課行政事務官 金デヨン

イ. 顧客満足度調査

<表Ⅶ-1-1> 特許顧客満足度の推移（2004～2008）

（単位：点）

区分	2004	2005	2006	2007	2008
満足度	63.2	68.2	71.5	72.9	73.4

特許庁は分野別特許行政サービスの水準を正確に診断し、顧客の意見を参考にして、制度改善に反映するため、毎年2回の特許満足度の調査を行っている。出願・審査・登録・審判・サービスの5分野を対象として実施され、出願人、代理人、請願人などの約2,000名を対象に特許行政全般に対する満足度の調査を実施している。評価の公正性を確保するため、外部のリサーチ専門機関に依頼して施行し、顧客満足度の結果は各局（課）の成果指標（KPI）として設定され、報酬、昇進などの成果評価に反映する。このように、顧客満足度の改善と成果評価システムとの連動を制度化した。特許顧客満足度は毎年上がっており、2008年には、73.4点であり、2007年の72.9点に比べ0.54点上昇した。

ロ． 電話応対時の親切度調査

特許庁は四半期別に職員の電話応対時の態度をモニタリングし、本部別・チーム別に点数を発表し、電話応対優秀者には革新マイレージを付与するなど、電話応対の態度を向上させる努力を行った。電話の受け方、応対態度、引継ぎ方及び電話の切り方など主要評価要因を設定し、四半期別にモニタリングしている。2008年の総合点数は89.03点であり、2006年の総合点数89.03点に比べ、0.57%（0.51点）向上した。

ハ． 請願行政サービスに対する評価強化

顧客の不満や要求事項に対する迅速・正確な処理は何よりも大切である。特許庁では各種請願の答弁に対し、受付経路別にモニタリングするという体系を整備し、顧客の意見を積極的に取り入れている。まず、書面請願事項に対しては答弁書を送付する際、満足度調査葉書を同封し、請願答弁書に対する満足度を返信してもらうようにしている。インターネット請願に対しては電子メールで答弁を送付する際に、5点満点の満足度アンケートで請願処理に対する満足度を返信してもらうようにしている。請願行政サービスの満足度向上のため、実行計画を樹立して努力した結果、特許庁の2007年度請願行政サービス満足度は、2006年（5.33点、7点満点）と比べ、0.15（2.7%）上昇した5.60点であった。

4. 顧客の利益を最優先とする特許行政サービスの提供

イ. クレジットカード納付制度の導入

特許庁は特許顧客の特許手数料納付の便宜性を向上させるため、政府機関では初めてクレジットカードや携帯電話などを利用した特許手数料の納付制導入を推進した。具体的には、2007年7月から小額諸証明の手数料に対するクレジットカード納付制を施行しており、一般特許手数料に対するクレジットカード納付制施行のため、クレジットカード加盟店の手数料予算を確保し、2008年4月21日からクレジットカード納付制を本格的に施行した。制度導入の初年にもかかわらず、2008年の個人納付手数料の9.1%がクレジットカードを利用した電子的な支払い方法として利用された。

＜表Ⅶ－1－2＞電子支払いサービスの利用現状

区分	個人納付 の手数料	電子支払いサービスの利用						
		小計	クレジッ トカード	口座 振込み	バーチャ ル口座	携帯電話	ARS	請願室カー ド
件数	147,422	16,971	5,777	6,166	468	3,462	183	915
金額	9,428,570	860,361	441,095	285,409	23,178	27,183	4,577	128,915

ロ. 手数料体系の改善

特許庁は、2007年に続き、強力な特許権創出を誘導し、不況による企業の特許料負担の緩和のため、特許手数料体系を整備した。特許・実用新案の9年以内の登録料を引き下げ（105億ウォン、平均8.8%引き下げ）した。審査請求料、審判請求料などは受益者負担の原則に従い原価レベルと合わせて引上げた。また、原価及び主要先進国に比べ、低い水準であるPCT国際調査料に対し、原価水準に引き上げ、不況を勘案し、中企業の手数料減免率を小企業と同じレベルである70%（従来50%）に拡大させた。

ハ．請願書式に署名制度の導入

現在、金融取引では、口座開設にも署名による書類提出が可能で、一部行政機関の書式も署名を認めるが、特許行政に関しては、請願書式を提出する際には、書類に判子を捺印するようになっており、顧客の苦情は続いた。2009年より出願、登録関連の請願書式の捺印欄に判子捺印または署名の ができるよう、請願書類の書式や関連規定を整備した。

ニ．出願Expert System の構築

特許庁は、代理人がない個人及び中小企業が出願する際に発生する毎年約4%の出願ミス率減少のため努めてきた。迅速・正確なオーダーメイド型の解決方針を提示できる出願Expert System 構築を推進している。2008年6月に出願人のアンケートなどを通じ、ミス発生現状を分析し、電子出願プロセスの再検討を通じ、短期・中期・長期課題としてシステムの構築を推進している。

まず、短期課題は、ミス検証機能を改善(2008年9月)して提出文書の検証機能二元化、ミス検証案内文章(160個)の整備及びオフラインの検証機能(27個)などを追加発掘した。

中期課題は、特許出願の遠隔相談システムを構築(2008年12月)し、コールセンター相談員と出願人が出願システムの画像情報(出願情報及びミス状況)を共有し、出願書類作成を遠隔で支援できるよう、システムをアップグレードした。

最後に出願Expert Systemの最終段階である長期課題として、オーダーメイド型ミス解決システムを構築(2009年6日)する予定である。これはミス原因マップ(map)に従って様々なオーダーメイド型の解決方針を提示し、関連情報・法令などにすぐアクセスし、総合サービスを支援するもので、出願人が自ら問題を解決することができるようにシステムが支援し、必要な場合には、相談員の支援を受けるようにする段階である。

第2節 顧客感動電子請願サービス

1. 24時間電子請願サービスの支援

情報企画局情報開発課電算事務官 チャン・キョンテ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年より、世界初のインターネット基盤の電子出願サービスを提供してきたが、勤務時間のみ電子出願サービスを提供していたため、請願人からのサービス時間の拡大の要求があった。

特許庁は請願人の要求に応じ、24時間365日いつでもどこでも電子請願サービスを利用できるよう特許ネットシステムを改善することを決定し、まず、24時間365日のNon-stop電子出願サービス提供のためのマスタープランを樹立した。

2003年より、2002年に樹立されたマスタープランにより、特許ネットシステムをリアルタイム（Real-timeサービス）体系に転換する作業に着手しかつ、関連法律を改正して2005年11日より、24時間電子請願サービスを提供してきた。

ロ. 推進内容及び成果

1) 2003年度の推進状況

2002年に樹立されたマスタープランにより、バッチ処理（Batch Processing：一括処理）形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理（Real-Time Processing）体系に転換できるよう特許ネット基盤構造（Infrastructure）設計作業を行った。

また、請願人が電子出願サービスを容易に利用できるよう、出願人コード付与申請、電子文書利用申告などの事前登録手続きを簡素化し、手数料のインターネット納付、過誤納付手数料のオンライン返還などの手数料管理体系を改善した。

＜表Ⅶ－1－3＞2003年に推進完了された主要改善事項

推進分野	推進内容
請願サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> -出願人コード付与申請、電子文書利用申告などのオンライン事前手続きの簡素化 -過誤納付手数料オンライン手数料の管理体系の改善 -Eメール通知書などユーザーフレンドリーな電子出願ソフトウェアの改善
特許ネットの基盤構造改善	<ul style="list-style-type: none"> -バッチ処理形態の特許ネット構造をリアルタイム処理方式に再設計 -電子出願サービスのリアルタイムの連動のため、出願網、特許網、行政網を一つの網としてネットワークの統合設計 -24時間のデータベース起動のためのリアルタイムのバックアップ体系の構築 -不必要なデータの移管・複製作業の除去のためのデータベースの統合設計 -特許ネットシステムの最適化・軽量化のための統合ミドルウェアの適用

2) 2004年の推進事項

2003年の特許ネット基盤構造設計より、2004年には、バッチ処理形態の特許ネット構造をリアルタイムの体系に改編する作業を実施し、電子出願システム障害の発生時の救済方針及び週休二日制の施行により、書類期限の調整など関連法律の改正も並行した。

電子システムの障害が起こった際には、書類提出期限が自動的に延長できるようにするなど制度変更により請願人に不利益が発生しないよう、制度的な措置を設けた。

即ち、書類提出期限の最後日が土曜日である場合、提出期限の最後日を次の週の勤務日として延長するよう、関連法律及び特許ネットを改善した。

＜表Ⅶ－1－4＞2004年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

法律の改善	<ul style="list-style-type: none"> -電子出願システムの障害により、提出期限が決まった書類を提出できない場合の処理方針を設ける -週休二日施行による
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> -バッチ処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善 -リアルタイムの進入探知及び保安モニタリングのため統合保安管理システム (ESM: Enterprise Security Management) の適用 -切れないサービスを提供するため、災難復旧 (DR: Disaster Recovery) システムの構築 -オンラインリアルタイム受付及び通知機能の実現
電子出願ソフトウェアの改善	<ul style="list-style-type: none"> -提出書類の誤謬検証機能の実現 -多様な添付資料の手続き及び通知機能の実現 -書類提出による後続手続きの連携機能の実現 -電子文書の提出時点及び提出日時の算定機能の実現 -書類提出期限の最後日が土曜日である場合、期限日の算定機能の実現

3) 2005年の推進事項

2005年特許ネットIIシステムの開通により、請願書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行され、特許顧客の電子請願サービス利用の利便のためサービス時間を拡大し続け、2005年11日からは、夜間及び休日にも電子出願などの電子請願サービスを利用することができる。

24時間提供されるサービスとしては、出願書類の受付、特許庁から発送した通知書の閲覧、登録原簿などの各種証明書の申請及び発給、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類処理過程のリアルタイム通知などほとんどの電子請願サービスを含めている。

また、書類作成及び特許業務処理手続きに慣れていない個人出願人の不便や不利益を事前に防止するため、請願人が納付しなければならない特許手数料及び提出する書類のミス判別を書類提出の事前にリアルタイムで確認できるようにした。

＜表Ⅶ－1－5＞24時間電子請願サービスの対象

対象サービス	改善内容
オンライン出願	- 勤務時間に支援→24時間支援(方式審査は維持) - 欠格書類の提出前に検証・校訂サービスを24時間提供
オンライン通知	- 請願処理過程の通知について ・翌日のバッチ処理→リアルタイム処理 ・勤務時間の支援→24時間支援
証明書の申請・発給	- 勤務時間の支援→24時間支援 *申請サービスは、24時間支援するが、発給サービスは、手数料が納付された件について24時間支援
審査進行情報などの検索	- 非リアルタイムサービス→リアルタイムサービス

＜表Ⅶ－1－6＞24時間の電子請願サービスの段階別の開通時期

区分	夜間サービス（1段階）	休日サービス（2段階）	24時間サービス（3段階）
時期	2005.2～2005.6	2005.7～2005.10	2005.11～
サービスの時間	- 平日：08～24 - 土曜日：08～24 - 公休日：なし	- 平日：06～24 - 土曜日：06～24 - 公休日：09～21	- 平日：00～24 - 土曜日：00～24 - 公休日：09～21

4) 2006年の推進事項

24時間電子請願サービス提供で、翌日に処理されていた業務が、当日リアルタイムNon-stopに処理されて、請願処理時間短縮による請願費用節減及び行政効率向上など請願サービスの画期的な改善を催した。

特に、単なるサービスの時間の延長ではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が設けられ、書類作成及び特許業務の処理手続きに慣れていない個人出願人の不便や不利益を最小化でき、時間及び空間の制約なしで外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能になった。

2006年には、請願サービスの内容を充実化するため、請願書式簡素化作業を推進した結果、334種の請願書類を149種に減少して、手数料の過誤納付による請願人の不便解消のため、手数料納付事項をオンラインで照会し、訂正して活用できるシステムを構築するなど手数料返還及び納付手続きの簡素化で請願処理時間を大幅に短縮した。

＜表Ⅶ-1-7＞2006年の主要推進内容

対象サービス	改善内容
請願書式の統合	- 類似請願書式の統合（334種→149種） - 記載項目の簡素化（6,881個→1,336個）
手数料納付事項のオンライン訂正	- 手数料返還情報のオンライン照会機能 - 手数料納付事項のオンライン訂正機能
国有特許活用度の向上	- 国有特許の閲覧・管理機能 - 通常実施権のインターネット申請及び契約
寄託微生物の管理システム	- 微生物寄託機関の連携 - 寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能 - 微生物の分譲申請及び発給手続きのオンライン化

5) 2007年の推進事項

持続的な電子請願サービスの拡大により、いつでもどこでもNon-stop請願処理が可能になったが、受動的なサービス提供で請願人の不便は解消されなかった。2007年には、オーダーメイド型電子請願サービスを開発して請願人が該当サイトにアクセスしなくても、請願人が処理すべきTo-Do情報を集め、提供するサービスを11月より施行している。

また、従来は電子出願をするためには、特許庁から提供する専用ソフトウェアをダウンロードして設置しなければならなかったが、ウェブ基盤電子出願システムの構築により、専用ソフトウェアを設置せず、特許庁ホームページにアクセスすると電子出願を利用することができる。

加えて、クレジットカード、携帯電話、リアルタイム振込みなど手数料納付手段を多様化し、特許顧客の手数料納付の利便性を改善した。

<表Ⅶ-1-8>2007年の主要推進内容

対象サービス	改善内容
請願書式統合及び簡素化による電子出願システムの改善	-書式の統合（347種→149種、57%減） -ユーザーフレンドリーで書式作成時間の短縮（1件当たり10分、年間236,237時間の短縮を予想） -ウィンドウヴィスタなどの多様なPC環境に支援
電子出願SWの機能改善	-明細書の記載不備による意見提出通知率の減少（43.62%→4.36% 90%減） -請願書類の再作成・提出による請願費用の節減 -記載不備による審査処理遅延の予防
オーダーメイド型電子請願サービスの提供	-請願サービスのアクセス段階の短縮（5段階→3段階） -請願処理結果などのリアルタイムオーダーメイド型のお知らせ情報提供で処理期限満了による請願人の被害を予防
ウェブ基盤の電子出願サービスの拡大	-商標から、すべての権利に拡大 -個人出願人の利用増加（商標の場合、前年比5.6%増）
手数料の納付手段の多様化	-手数料の納付手段の拡大（2種→7種）（クレジットカード、携帯電話、口座送金、ARS、振込み、訪問納付、先払いカード） -手数料納付時間の短縮（既存は訪問、振込み） -納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上

6)2008年の推進事項

従来は、需要者中心の電子請願サービスの拡大を通じ、主要請願書式をすぐ作成・提出できたが、支援対象書式が出願書式中心に限定され、サービス利用に限界があった。それでウェブ出願サービス支援対象書式を登録書式、審判書式などすべての請願書式に拡大し、拡充機能を追加し、2008年11月からサービスを提供している。

また、出願人が作成した請願書式の作成ミスを最小化するコールセンター相談シス

テムを構築した。ホームページの個人情報の流出防止のための公共I-PINの適用、障害者・老若者などの情報疎外階層の利用及び多様なPC運営環境を支援するウェブ標準・ウェブサクセス適用を通じ、特許顧客のホームページ利用の便利性を向上させた。

加えて、出願・登録・審判の基本情報中心の特許情報ウェブサービスの提供で、サービス利用及び特許情報活用に限界があったが、証明書の発給情報、手数料の納付情報及び期限通知情報などに提供対象範囲を拡大し、特許情報管理及び活用の活性化に貢献した。

このような電子請願サービスの持続的な拡大を通じ、個人出願人のウェブ出願サービス利用率が前年比76.7%増加し、電子出願率が93.1%から94.1%と増加した。

<表VII-1-9> 2008年の主要推進内容

推進分野	推進内容
ウェブ出願サービスの拡大	-ウェブ出願の支援対象書式の拡大 ・出願書式→登録・審判書式 ・ウェブ出願人の利用増加（前年比 76.7%増加）
特許情報のウェブサービスの拡大	-特許情報のウェブサービスの提供情報の拡大 ・特許（出願、登録、審判）基本情報→証明書・手数料・期限通知情報 -特許情報のウェブサービスの拡大方針の樹立 ・特許検索及び統計情報に拡大 ・特許情報のウェブサービスインフラの拡大
請願サービスの改善	-提出前に作成書式の正確性の検証結果に対するコールセンター相談システムの構築 -書類の履歴照会を通じた証明書発給システムの改善 -電子出願専用サイト（特許路）拡大及びオンライン出願過程中心に「特許路」メニュー体系及び初期画面の更新
ホームページのウェブ標準・ウェブアクセス性	-ホームページのウェブ標準・ウェブアクセス性の強化 -個人情報の保護のための公共 I-PIN の適用

ハ. 評価及び発展方向

従来の電子出願中心の電子請願サービスの高度化により、特許顧客の電子出願の満

足度及び電子出願率は持続的に向上した。従って、今後は顧客オーダーメイド電子請願サービスのみならず、高付加価値の特許情報の活用を向上させるため、特許情報普及インフラ拡大及び情報提供範囲を持続的に拡大していく計画である。

まず特許顧客が自分の特許情報を効率的に管理できる特許管理ポータルを構築する予定で、ウェブサービスの性能向上のためのアーキテクチャー変更及び情報提供範囲の拡大などの特許情報ウェブサービスを持続的に拡大する予定である。

また、請願人に安定性、交換性及び編集機能が優秀である常用ワード基盤の特許文書作成機を開発する予定であり、今後グローバル活用に控えて多国語、PCT出願書式などを支援できるよう、設計する予定である。

加えて、特許顧客の手数料納付の利便のため特許手数料の自動納付サービス、多出願・多登録特許顧客のための特許マイレージサービスも提供する予定である。

<表VII-1-10>2009年の主要改善予定事項

推進分野	推進内容
需要者中心の電子請願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> -オーダーメイド型の特許管理ポータルの構築 -特許情報のウェブサービスの拡大 -常用ワード基盤の電子文書作成機の開発 -特許手数料の自動納付システムの構築 -特許マイレージの管理システムの構築

2. ホームページを通じた電子出願サービスの支援

情報企画局情報開発課行政事務官 金ジンホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、特許手続きや電子出願SW使用法に慣れていない個人出願人のため、特許庁ホームページ(特許路)を通じ、オンラインからすぐ出願できる新概念の電子出願サービス(ウェブ出願サービス)を2005年より提供している。

既存の電子出願を通じて提供されるSWは、書式作成機（KEAPS）、電子文書作成機、添付書類入力機、通知書閲覧機の6種類で、個人出願人などの初心者が専門的に利用するには、多少難しかった。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は、2005年11月より、商標出願におけるサービスを開始し、2007年11月には特許・実用新案・デザイン出願及び各種中間書類まで拡大し、2008年12月には登録及び審判書類までサービスを拡大し、現在、ほとんどの特許関連書類をホームページで作成して提出できる。

このようなウェブ出願サービスは、以下のような機能を提供している。

第1は、特許出願書など作成しようとする書類を手続き別の書式目録を通じ、容易に検索できる。提出した書類結果の照会や本人の特許情報画面にも後続作業が可能な書式目録を提供して便利な書式選択及び作成を支援する。

第2は、作成しようとする書式については、名前、アドレス、出願番号など本人と関連している記載事項を自動に入力できるようにして残りの必要な事項だけを簡単に作成できるようにした。

第3は、作成された書式については記載事項のミスや重複提出などを自動に検証できる機能を提供し、出願過程でのミスを減らせる。

ハ．評価及び発展方向

ホームページ（特許路）を通じたウェブ出願件数は、2005年のサービス開始より、増加し続け、2008年には約1万件を超えた。

＜表Ⅶ-1-11＞ホームページ(特許路)を通じたウェブ出願現状 (2005.11～2008.12)

区分	2005年	2006年	2007年	2008年
出願件数	476件	4,618件	5,743件	10,147件

従来は、ウェブ出願サービスを利用するほとんどの顧客が特許関連手続きに熟練していない個人出願人、中小企業などであると把握されている。

しかし、このようなサービスは顧客のPC(クライアント)環境に拘らず、どこでもオンラインで利用できる長所があり、特許法人、大企業などの多出願顧客の利用需要も増加すると予想される。

今後は、個人出願人などの利用向上のための利便機能の拡大はもちろん、多出願顧客が必要としているオーダーメイドサービス環境を改善して支援する予定である。

現在、ウェブ出願サービスは「特許庁ホームページ (www.kipo.go.kr) >特許路(オンライン特許出願)」または、特許路 (www.kiporo.go.kr) サイトにアクセスして利用できる。

第2章 企業型責任経営システムの定着

第1節 戦略中心の組織運営

企画調整官室行政事務官 金ヨンベ

1. 特許庁の戦略体系

特許庁の戦略体系は「知識財産の創出・権利化・活用を促進しかつ保護を強化して技術革新と産業発展に貢献する」という機関の任務と「特許行政革新を通じた知的財産強国の実現」というビジョンから導出された。それぞれの戦略は論理的かつ体系的である因果関係を通じ、「成果管理計画⁶²」戦略目標、成果目標及び管理課題に具体化された。

第1期の中央責任運営機関の戦略的な基盤の上で、第20代の高ジョンシク特許庁長の就任と共に発足（2008年5月1日）した第2期の中央責任運営機関は、実用政府の国政原理である「創造的な実用主義」と「顧客と現場中心の知的財産権政策」に基づいて「先進一流国家の建設」に貢献できるよう、特許庁の運営方向・機能及び事業を再設計し「成果管理計画」を一部修正した。

まず、「任務とビジョン」を再設定するためワークショップと公募過程を経て提示された案について、局長レベルの成果管理運営会の最終決定を通じ、「任務」は、第1期中央責任運営機関のものを承継する一方、「ビジョン」は、世界最高の特許庁として飛躍するため「特許行政革新を通じた知的財産強国の実現」から「超一流グローバル特許庁、知的財産富国⁶³先導」として新しく設定した。

⁶² 政府業務評価基本法第5条の「成果管理戦略計画」（5年単位の中・長期計画）と第6条の「成果管理志向計画」（年洞別施行計画）

⁶³ 社会全般にかけて特許・ブランド・デザインなど知的財産の積極的な創出・活用・保護を基に産業及び経済の高生産性、高付加価値を達成する国

新しく提示されたビジョンにより、国内・外の知的財産権の環境変化及び顧客の要求などを反映し、審査政策のパラダイムが量（処理期間）から質（品質）中心に転換され、戦略目標（世界最高レベルの高品質審査・審判サービスの提供）と成果目標（高品質審査・審判サービス提供）を変更した。高品質の審査サービスの提供のため全社的「審査品質刷新戦略」を樹立し、審査インフラの最適化など3の分野39個の課題を推進中であり、顧客が自由に審査処理時点（早い、普通、遅い）を選択・管理できるよう、「顧客オーダーメイド型3トラック（Track）」特許審査処理制度」を導入（2008.10）した。

また、国家R&D戦略を導くため、「知的財産権中心の技術獲得戦略」支援を通じて4技術分野（造船、メモリー半導体、ディスプレイ素材、エンベデットソフトウェア）で試験プロジェクトを推進し、Happy CEO創出プロジェクト、キャンパス特許戦略ユニバーシアード、中小企業の特許紛争支援システムを構築するなど実用と現場中心の知的財産権政策支援のため、一部課題の事業を変更・追加した。

<特許庁の戦略体系図>

任務 知的財産の創出・権利化・活用を促進し、保護を強化して技術革新と産業発展に貢献



ビジョン 超一流のグローバル特許庁、知的財産富国先導



戦略目標	世界最高レベルの高品質審査・審判サービスの提供	世界を先導する特許行政情報化システムの構築・運営	知的財産の創出基盤の強化	知的財産権の活用促進	知的財産権の保護基盤の強化	顧客及び成果中心の責任経営の実現
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・高品質審査・審判サービスの提供 ・審査・審判人材の専門性向上のための教育強化 ・顧客志向的な知的財産権制度の構築・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許ネットワークシステムで特許行政サービスの品質向上 ・グローバル特許情報化の先導 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家R&D戦略先導のための特許情報の活用促進 ・大学・公共研究機関の知的財産創出・管理能力の強化 ・中小企業の知的財産能力の強化 ・知的財産専門人材の養成基盤の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術の事業化の促進 ・特許技術評価及び取引の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内・外の知的財産権の保護活動の強化 ・韓国知的財産権の国際的な保護基盤の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客中心の無限感動サービス体制の構築・運営 ・成果創出型の人材資源管理の施行 ・成果中心の組織運営 ・企業型の責任経営システムの定着

2. 戦略中心の実行力の向上

特許庁は、中央行政機関としては、最初に企業型責任運営機関に転換（2006年5月1日）し、成果主義・6シグマ・顧客感動・知識経営など民間経営技法の導入及び企業型責任経営システムを構築し、組織運営に大きい変化を図ってきた。

第2期中央責任運営機関の発足（2008年5月1日）と同時に戦略中心の実行力を向上させるため、強力な成果中心の責任経営を定着させる一方、顧客・現場中心の知的財産行政を実現しようと多様な努力をしている。

まず成果管理計画の管理課題と指標をBSC成果管理システムと連携し、組織及び個人の成果指標を開発段階から持続的に管理し、公正かつ客観的な組織成果を測定する手段として活用した。また、ビジョンと戦略を政策的な意思決定に連携し、組織と個人の能力が戦略中心に集中されるよう、長官主幹の成果管理戦略会議を通じ、戦略及び成果指標の設定、資源分配、成果モニタリング、評価及び還流につながる一連の手続きを体系化して戦略の実行力を持続的に検討した。

成果中心の責任経営システムの定着のため、戦略中心の経営と成果管理能力強化など多様なプログラムを通じ、成果管理水準を単なる成果測定段階から成果向上促進段階に向上する一方、顧客感動経営、6シグマ経営及び革新価値の内在化などの民間経営技法をさらに高度化させ、超一流民間企業レベルの経営インフラを構築した。

その他にも組織成果測定のための成果指標を開発し、組織成果と個人成果の連携を強化する一方、報奨制度の改善を通じ、戦略中心に組織が運営できるよう、成果評価制度の不備を改善した。学会・民間の成果管理専門家や公共部門の成果管理担当者が参加する「公共部門成果管理の課題と展望」というカンファレンスを開催（2008年8月29日、国際知識財産研修院）し、成果主義経営技法及び優秀事例のベンチマークを通じ、戦略の実行力を向上させようと努めた。

このような努力の結果、2008年度の国務総理室の「成果管理実態検査」で優秀機関

として選定され、行政安全部主幹の「創意・実用優秀事例の競争大会」の行政効率性の改善分野で大統領表彰を受賞した。

第2節 成果主義文化の内在化

1. 特許庁成果管理制度の概要

企画調整官成果管理チーム行政事務官 カク・ソンミ

イ. 推進経過

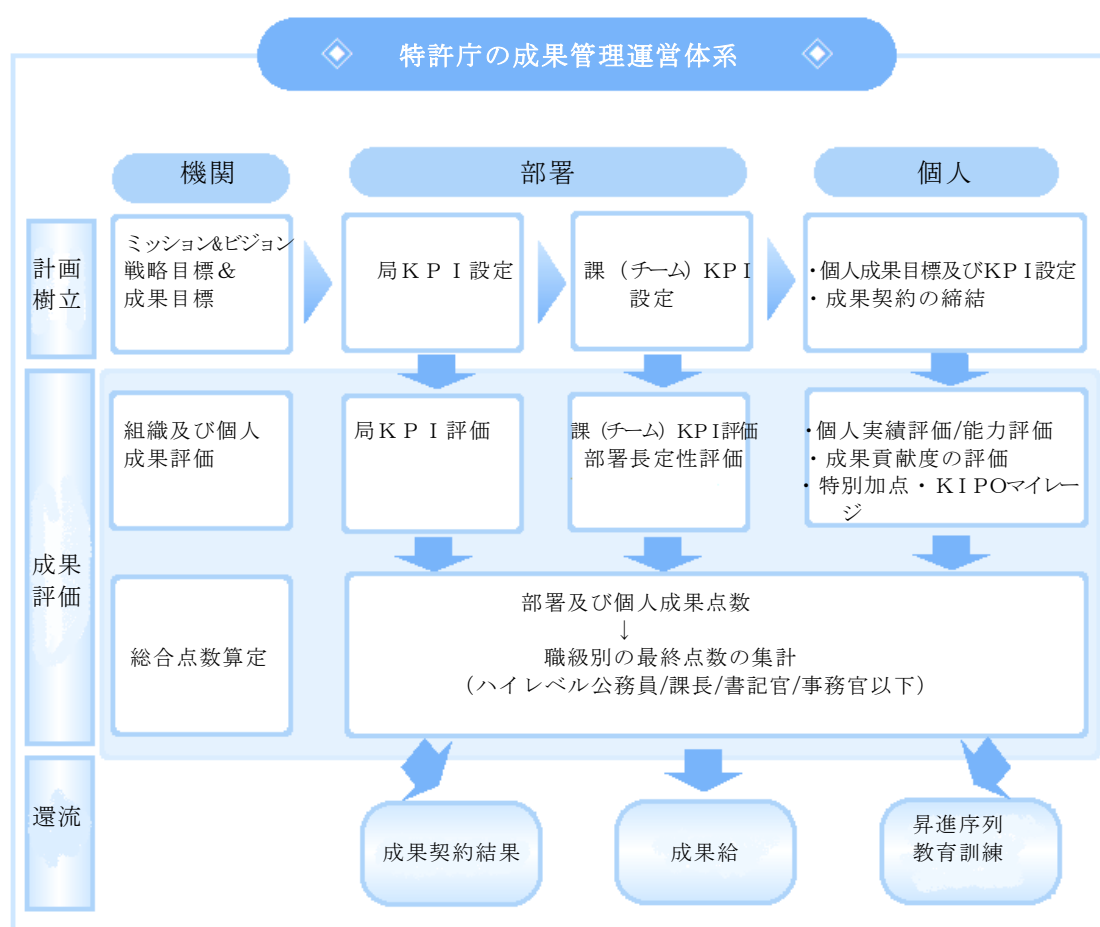
特許庁の成果管理制度は、2004年BSC成果管理システムが構築されて以来、2004年末に職務成果契約制が導入され、2005年から全職員を対象とした成果評価が行われた。また、2006年に職務等級制が導入され、2007年に能力評価モデルを開発、2008年に成果評価制度に対する職員のVOEを反映した制度改善を経て、前進的な発展をしてきた。

ロ. 特許庁の成果管理制度の概要及び2008年の主要成果

特許庁の成果管理制度は、成果戦略会議を通じ、全庁のミッションとビジョン、戦略目標及び成果目標を樹立し、局・課単位に下部展開して局・課組織KPI及び個人KPIを設定するものである。これを半期別に移行状況を検査して評価することで構成される。

具体的に見ると、まず組織成果評価は組織KPI評価と部署長定性評価で構成される。組織KPI評価は、局・課単位で設定されているKPIについて代表性及び達成度などの評価となっており、組織の成果評価の80%を占めている。2008年の下半期KPI評価の結果、全体KPIの中、87.5%が目標を超過達成した。部署長定性評価は、2008年度に導入された項目で、事前にKPIで設定し難い困難な業務についての評価と定量的なKPI評価を補完するために行われる。部署長定性評価は、所属部署（課単位）実績について、局長が1次評価し、長官が最終評価（S、A、B、C、D等級）して組織成果評価に20%を反映する。このような組織成果評価結果を個人成果に反映し、組織成果と個人成果を連携させているが、ハイレベルほど組織成果シェアを増やし、組織成果についての責任性を強調している。

個人成果評価は、4・5級の場合、個人実績評価と能力評価で構成され、5級以下は個人実績評価、成果貢献度、能力評価となっている。特に2008年度下半期より、5級以下の成果評価で「成果貢献度」評価項目を新設し、経歴と関係なしで高成果者に対する報奨を強化できる機会を設けた。また、個人実績評価に反映される職務等級制度を改善した。職務分析及び職務評価を経て、職務の難易度、影響度によって職務等級を区分し、主要職務者に職務値を付与する方式で精巧化した。



ハ. 成果評価の結果還流

成果評価結果について4・5級以上の公務員には、成果給及び成果契約評価に反映しており、5級以下の公務員については、成果給及び勤務成績評価に反映している。

特に特許庁は、成果管理制度の成功的な定着のため、初期から報奨制度と強力に連携するために、総額人件費制の運営機関として超過勤務手当及び休暇報償費などを節約し、成果給の財源として活用しながら強力な成果主義を推進できる基盤を設けた。しかし、人件費の財源を活用する度が過ぎた成果給格差は、職員間の違和感造成及び勤労意欲の低下という問題を生んだ。制度の補完のために2008年下半期からは、部署単位成果給と成果給を併用支給して成果給格差を緩和し、部署員間のチームワークを向上させることができた。

2. 成果主義文化の定着

企画調整官成果管理チーム行政事務官 カク・ソンミ

イ. 成果主義への認識転換

2005年より、施行している特許庁の成果管理制度が定着されるまで、機関長の積極的な支援と職員との持続的な疎通のチャンネルを設けたことが中庸な役割をした。外部コンサルティングを通じ、成果主義システムが導入された際に職員の不満や拒否感はかなり多かった。政府機関として、特許庁のすべての業務が定量的に測定できず、これによる成果の差を認定できないのが最も大きい問題であった。制度導入の以後、今まで意見聴取及びワークショップなど持続的な疎通チャンネルを通じ、特許庁の実情に合わせる制度改善を推進してきた。その結果、2005年の職員の成果主義受容度が51.8点より2008年には、60.35点と改善され、成果主義が漸進的に定着されていることが分かる。

ロ. 成果主義文化定着のための努力

実績及び成果による公正な評価と、評価結果による正当な報奨が行われる成果主義文化定着のため、職級別に多様な疎通チャンネルを設けて運営している。

まず、成果評価結果を個人別にフィードバックし、成果目標及び個人K P I 設定の

ため、評価者と被評価者間の四半期別相談を義務化している。また、持続的・累積的な成果モニタリングのため、相談結果をオンライン成果評価ノートに作成するようにしてオンライン評価ノート作成実績を共通成果指標として管理している。

中間管理者の成果管理リーダーシップの向上のため、半期別に評価者能力強化ワークショップを実施して評価制度における理解を高め、職員についてのコーチ能力を強化するようにしている。特に2008年には、6シグマを通じ、評価者の評価結果に対し、寛大化、中心化、年功序列傾向などを計ることができる構成評価指数を開発し、評価性向をモニタリングしてリアルタイムにフィードバックできる環境を造成した。

最後に成果評価結果が、そのまま終わらず、持続的な成果管理体制で運営できるように成果評価結果における還流プロセスを運営している。課長レベル以上の管理者及び一般職員を対象として成果評価の分析説明会を開催して成果管理制度について共有・学習しかつ改善・補完事項を発掘して次年度の成果管理計画に反映することにより、一層成熟された成果主義文化が定着するようにしている。

第3節 革新管理の推進

1. 提案活動の活性化

企画調整官室創意革新担当官室行政事務官 朴・ヤンギル

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、責任運営機関第2期の発足（2008.5）と同時に、「超一流グローバル特許庁、知的財産富国先導」という新しいビジョン目標を設定した。これを効果的に達成するためには、李明博政府の国政哲学である「創造的な実用主義」を積極的に特許行政に反映する必要があった。

特許庁は、全職員の中、50%がドクター、高等試験、関連資格者で構成されており、ほとんどの人材が専門的な審査・審判業務に勤めている組織的な特性を有している。このような特許庁を構成している高級人材のアイデアを政策に積極的に反映できればと特許行政の品質向上のみならず創意的組織文化の形成する効果も上がる状況であった。

特許庁は、日常的に誰もがアイデアを提案し、そのアイデアが真剣に検討・推進できるように提案活動を活性化して特許庁の新しい組織文化として定着させよう努力している。

ロ. 推進内容及び成果

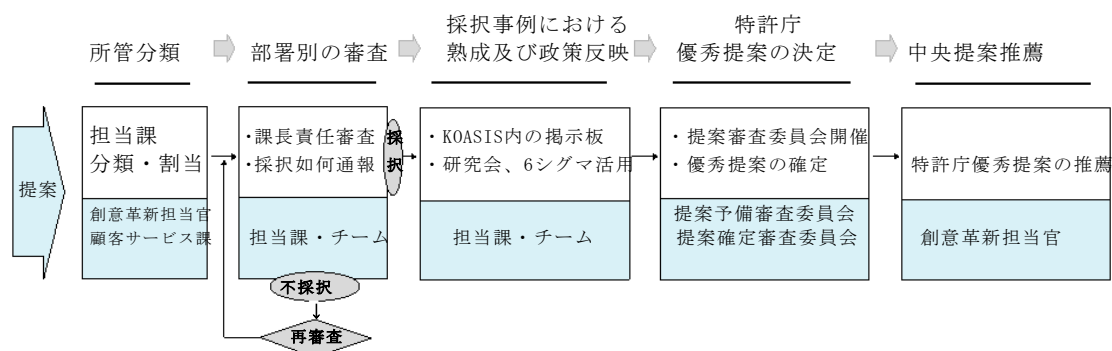
まず、既存提案制度が有していた問題点を検討・改善することにした。2007年度に特許庁知識管理システム（KOASIS）の掲示板に登録された提案の計463件の中、180件（38.9%）が無応答であり、管理する体系が効果的ではなかった。これは提案者の意思を検証し、優秀提案が検討さえされていない問題があった。このような無関心な提案制度の運営は、職員の冷笑的な反応の恐れがあり、品質高い提案と実行率を担保できるよう、制度を整備・運営して、職員の自発的な参加を誘導する必要があった。現場の声・提案が無視されず、政策及び制度改善に直接反映できるよう、提案総括管理

プロセスを施行した。

第1に提案に対して実務者が検討し、採択如何を決定する方式から、担当課長の責任で審査（担当課長の決裁）を進行するようにした。提案登録日から1ヶ月以内に採択如何を確定し、通報するようにした。第2は、「提案予備審査委員会」の主幹で、採択されなかった提案のうち、実現可能性が高い提案を選択し、担当課に再審査をするように提案に対する審査手続きを強化した。第3は、採択提案のうち、優秀な提案について研究会・6シグマなどを通じてアイデアを熟成させるようにした。

第4は、提案者と熟成過程の参加者にマイレージを付与する。最後に、優秀提案選定審査委員会に外部委員を含め、評価の公正性を強化した。

<図VII-2-1> 提案総括管理プロセス



「提案審査委員会」の機能及び運営

- 提案予備審査委員会（委員長：創意革新担当官、委員：創意促進者）
 - － 「特許庁優秀提案」予備審議を通じ、確定審議の対象を選抜
 - － 採択されなかった提案の中から、再審査対象の選別
- 提案確定審議委員会（委員長：企画調整官、委員：課長級・外部専門家）
 - － 「特許庁優秀提案」の確定審議
 - － 半期別に最低限1回以上運営

特許庁は、改善された制度の施行を通じ、有効な提案を発掘することができ、提案の採択率も28.9%であり、2007年より4倍も向上した。特に「韓国伝統知識 (Traditional Knowledge) の国際的な保護基盤の構築」、「知的財産権英文E-ラーニングコンテンツ開発」は、行政安全部主幹の「2008年上半期中央省庁の優秀提案競争大会」で勤政報奨及び大統領表彰を受賞するほど成果を挙げた。

< 図VII-2-2 > 常時提案の優秀事例

(事例1) 韓国伝統知識 (Traditional Knowledge) の国際的な保護基盤の構築

- ▲ **現状及び問題** : 21世紀バイオ産業の競争力の源泉である伝統知識の経済的価値が再証明され、伝統知識の海賊行為の増加
 * 米国から登録された天然物の製薬関連特許の49%がインドの伝統知識を盗用
- ▲ **アイデア提案** : 「伝統知識関連資料を国際基準に合わせ、体系化し、PCT最少文献に含ませてみよう」
 * PCT (国際特許調査) 最少文献 : 国際特許出願の審査の際に必須の調査対象
- ▲ **提案実施過程** : 「最少文献採択の可能性」などの内部反対と予算処などの外部機関の反対も説得 (同事業は、タンク1台の値段で独島を守ることと同じ) → 伝統知識を集約した高級DB構築 (専門家の活用 : 特許、研究、情報化、学術専門化) → 漢方医学会など論文著作権者を説得し、電送同意 (訪問、説明会) → WIPOで外交戦 → 全員賛成でPCT最少文献の採択 (2008.4)

< 提案の実施結果 >

- ▲ 漢方医学・民間処方などの**韓国伝統知識の国際的な基盤の構築 (2008. 4)**
- ▲ 漢字で記載された伝統知識を国語・英語として体系化して**代替医学、健康補助食品、新薬開発などの関連事業の発展に貢献**
- ▲ 韓国の学術誌がPCT最少文献として最初に選定、伝統知識関連の学問発展のきっかけ
 * 高麗人参学会誌、大韓ボクチョ学会誌など**47種の学術誌が同時に選定**



2008年中央部署優秀提案競争大会で勤政褒章の受章



< 図VII-2-3 > 常時提案の優秀事例2

(事例2) 知的財産権E-ラーニングの英語教育開発及び普及

▲**現状及び問題**：企業環境がグローバル化され、国際共同研究の増加と共に海外機関との知的財産権交渉の重要性が増加
*国内には、国際教育におけるパラダイムが不在

▲**アイデア提案**：「知的財産英語課程」を開発し、世界市場に出資しましょう！

▲**提案実施過程**：推進チーム構成、弁理士・企業人・教授で構成されたサイバーアカデミー運営委員会に諮問→講師陣の不足・教材の不足問題をE-ラーニングの導入として解決→教育レベル別のオーダーメイドコンテンツの開発

教育レベル (需要層)	教材現状	解決過程
基礎課程 (大学生用)	WIPOにオンライン教育プログラムがある	WIPOと交渉を通じ、韓国人の専用課程を開発
中級過程 (企業担当者用)	原稿はあるが、E-ラーニングコンテンツとして開発必要	試験モジュールを通じ、WIPO信頼→共通開発
高級過程 (研究開発社用)	なし	APEC最大予算確保、I P Xpediteの開発

2008年中央部署優秀提案競争大会で大統領表彰の受賞

< 提案の実施結果 >

▲ (初級課程) 14大学2002人の受講 (2008)

▲ (中級課程)
- POSCO提供 (2400万ウォンライセンス費用)、三星電子・LG・ヒョウソンなど交渉中
- UN共用言語 (フランス語など5ヶ国語バージョン)、ポルトガル語、モンゴル語、タイ語、エストニア語のバージョン開発の着手

▲ (高級課程) APEC基金を通じ、APEC会員国中心に全世界へ拡散

▲ ユーザーが学習中に、韓国特許・企業と親しくなるよう、教科課程を構成して韓国企業・特許での広報効果

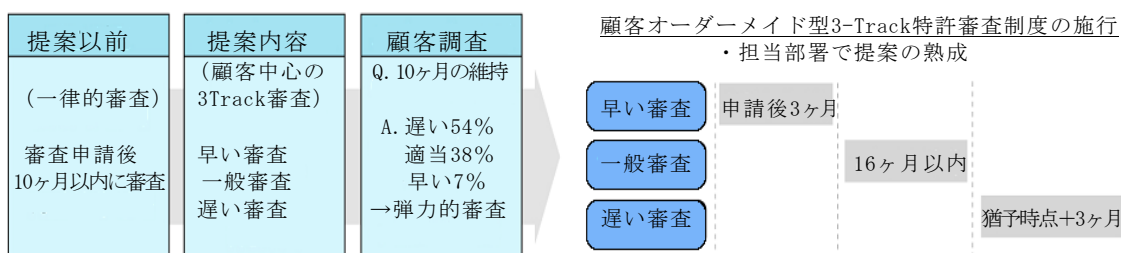
また、特許庁は「時宜性ある公募」と「同一主題の連続公募」を通じ、多様な成果を創出して創意文化を拡散できた。第1は、責任運営機関第2期への転換 (2008. 5. 1) により、新規政策の発掘のため、課長レベルの幹部群を対象に「創意政策競争大会」を進行した。優秀提案者に昇進人事の際、優先的に考慮する人事の特典という強力なインセンティブを提供することで、自主参加にもかかわらず、中間管理者の積極的な参加が行われた。これによって、提案文化が活性化され、責任感ある提案及び評価を通じ実用的な政策の発掘などの成果を挙げられた。特に、「需要者中心の3-Track審査処理方針」は、特許審査申請の以後、一律に10ヶ月以内に審査を着手した体系を、顧客が求める時点に合わせ、早い審査、一般審査、遅い審査として選択の幅を広げた。

同制度が施行された2008年10月以後わずか3ヶ月で遅い審査817件（10月は8件、11月は155件、12月は654件など制度の利用が急増）になるぐらい顧客の反応がよく、審査部門の満足度は（2006年）66.8点→（2007年）68.9点→（2008年）71.6点であり、持続的に向上している。

<表VII-2-1> 第1次創意政策競争大会




名称（時期）	対象	主題	評価者及び評価手続き
第1次 創意政策 報告会 (2008年5~6)	副理事官及び4年目以上の課長級	先進一流国家建設のための 特許庁政策提案競争大会 * 政策内容、効果、実行方針を10P 分量で具体的に記述し、提案の品質を向上	・ 長官主幹 ・ 1次評価（事務官/局長評価） ・ 2次評価（外部委員）

<図VII-2-4> 需要者中心の3-Track審査処理方針



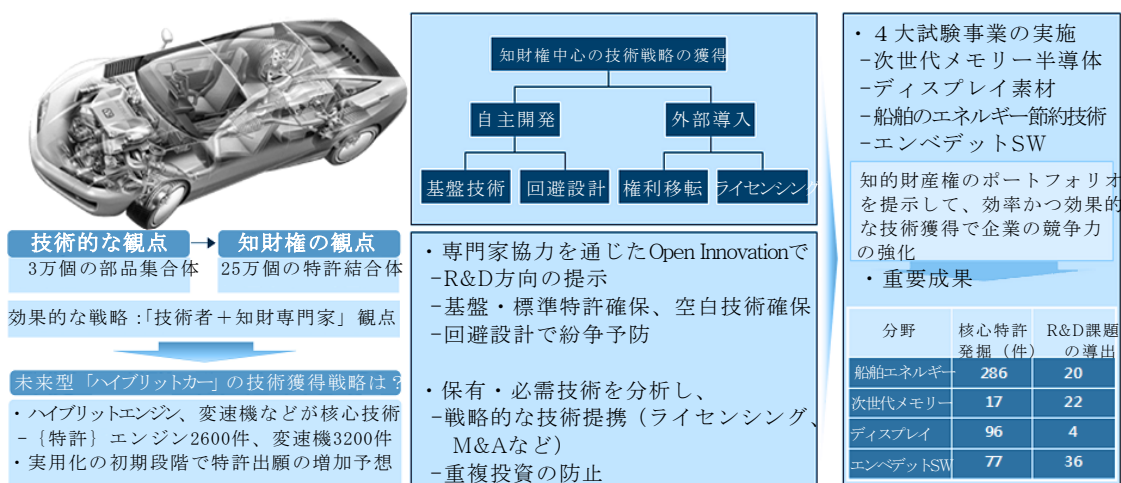
また、幹部57人が提示した政策提案は、特許庁から議論されるすべての領域の政策アジェンダ及びイシューを公論化するきっかけを提供し、政策起案者に品質高いデータベースとして活用されている。

<図VII-2-5> 庁内のすべての領域の政策アジェンダの公論化

<ul style="list-style-type: none"> ▲GWP実現のための信頼経営体制の構築方針 ▲能力強化のための特許行政組織の再設計 ▲特許庁ブランド価値向上のための清廉度の向上方針 	<p>公職文化</p> 	<p>創意能力</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ▲審査品質向上のための審査能力強化プログラム ▲専門大学院の設立を通じた知的財産権の専門人材の養成 ▲特許研究会を通じた企業の特許紛争予防及び紛争対応能力の向上方針
<ul style="list-style-type: none"> ▲実用的な観点からみた特許庁人材経営 ▲特許データ品質管理の高度化のための人材及び組織運営の刷新方針 ▲知的財産記録物の管理及び利用の効率化方針 	<p>皆の KIPO</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ▲2008-2012特許庁のビジョン目標戦略 ▲経営戦略的観点から見た特許庁の発展戦略 ▲需要者中心の3Track審査処理方針 ▲中小企業ブランド・デザイン競争力強化方針

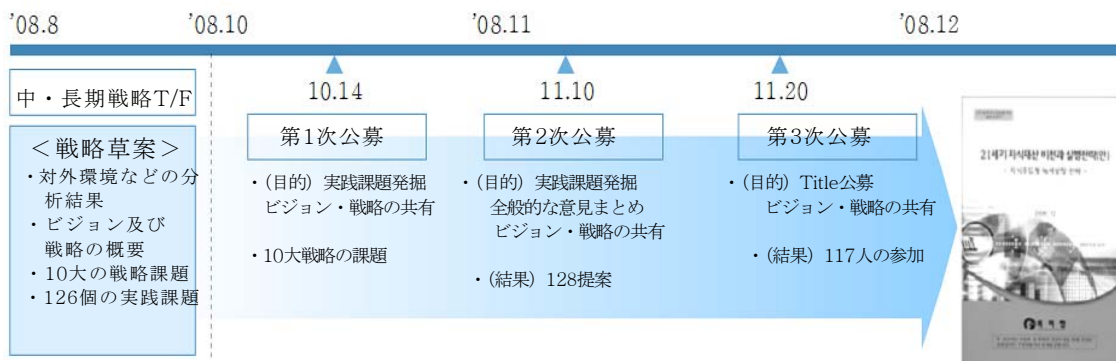
第2に、「知的財産権中心の技術獲得戦略」など4個の主要懸案政策を効果的に推進するための具体的な実践方針が樹立されずいたため、庁内の多様な改善提案をまとめる必要性が提起された。書記官以上を対象として第2次の創意政策競争大会を行った。その結果、計41件の政策提案が発掘・反映され、全庁幹部群のアイデアが主要政策に反映された。また、担当課に限定された思考範囲が幅広い視野から検討及び実現され、政策の有効性が拡大できた。特に、「知的財産権中心の技術獲得戦略」の場合、メモリー半導体、ディスプレイ素材など4つの試験事業部分野で未来市場を先占する主要特許476個を導出し、自主開発・外部導入（権利移転、ライセンス）などを組み合わせた最適の技術戦略を提示することによって「驚く、感動的な分析結果」（国策事業担当）、「R&D戦略のバロメータ」（企業役員）など顧客に高い評価を得ている。

<図VII-2-6> 知的財産権中心の技術獲得戦略



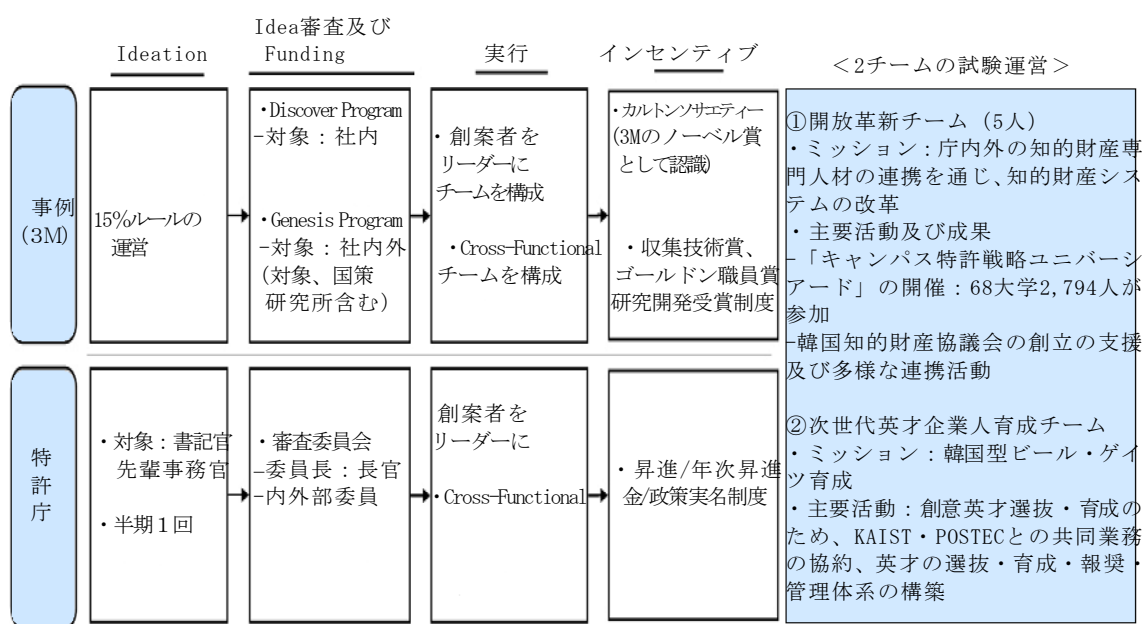
また、時代変化に合わせる、中・長期ビジョンの必要性が提起され、新政府5年及び未来のための「21世紀知的財産中・長期ビジョン及び実行戦略」を樹立した。その際に、提案制度を積極的に活用した。中・長期戦略T/Fからの戦略草案(2008.8)に対し、連続3回の公募を通じ、戦略報告書の品質を高めて、戦略の実践主体である全職員とビジョン及び戦略を共有して共に検討する場を提供した。

<図VII-2-7> 中・長期戦略及び実行における連続公募



最後に、企業の研究開発の部門で創意的なアイデアを革新的な技術や製品ソリューションに発展させるため運営されているプログラムを、公共部門にオーダーメイド転換した「創意提案インキュベーターシステム」を試験運営した。本制度は、創案者をチーム長として提案を推進し、提案の実行力を向上させることに目的があり、チーム長を課長待遇して、効果的な発掘をすることに一助した。現在2チームが試験運営中であり、特に次世代の英才企業人育成チームは、ビール・ゲイツやセルゲイ・ブリン（グーグルの創業者）のような創意英才を育成するため、KAIST、POSTECなどと無試験入学を推進するなど活発に活動している。

<図VII-2-8> 創意提案インキュベーターシステム



ハ. 評価及び発展方向

特許庁では、1年間運営した、常時提案と公募提案制度は、現場の創意的なアイデアを政策に反映し、複数の人の集団知性を活用できる切っ掛けを提供することで顧客へのユースフル特許行政の提供に貢献した。特に、創意政策競争大会など幹部群の率先と年間持続的に行われた公募を通じ、特許庁内の懸案政策及びビジョンに対し垂直・水平的にコミュニケーションが活発に行われる基盤を提供することで全職員の共感を形成し、創意的な業務姿勢を確立することにも貢献した。2009年には、経済振興、グリーン成長、職場創出などの懸案政策におけるアイデア公募を活性化して、弁理士、法律家、教授、行政家、理科系の学者など知財関連専門家を対象とした政策公募で、公募制度を拡大する。また、創意提案インキュベーターシステムをさらに活性化させ、効果的な提案を発掘し、実現することで創造的かつ実用的な特許行政を持続的に発展させるつもりである。

2. 6シグマ経営の効率化

企画調整官創意革新担当官室工業事務官 シン・フンシク

イ. 推進背景及び概要

特許庁は知的財産の創出、保護、活用など各領域で体系的な業務プロセス改善を通じて特許行政サービスの品質を先進国レベルに向上させるため、2005年より、6シグマを導入した。

以後、活発な6シグマ活動を通じ、2007年末の基準で、計135の課題が行われ、チャンピオン、PO、BB、GB、YBなど計1,082人の革新人材が養成されるなど6シグマは、外的な成長を通じ、拡散された。

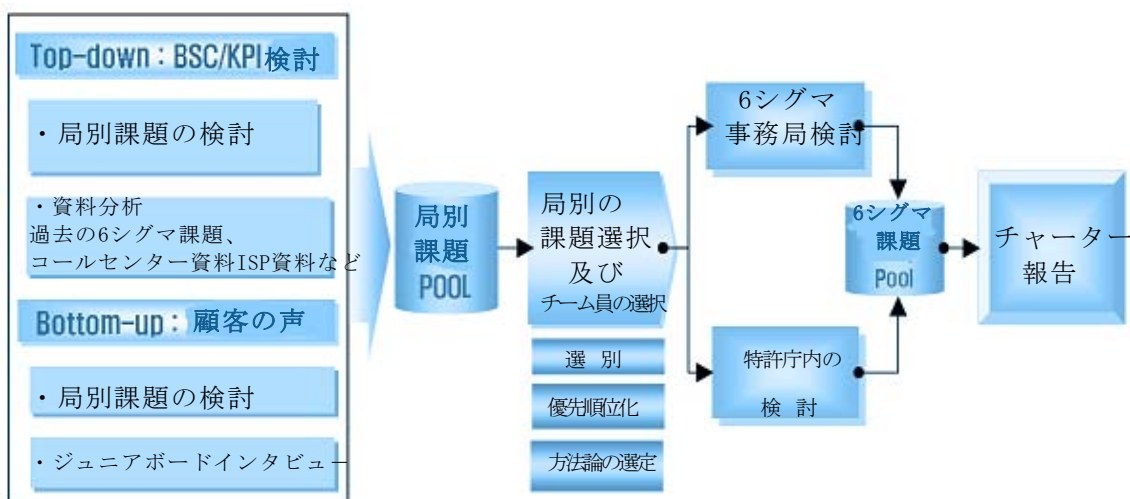
特に2008年は、6シグマの定着の元年で、6シグマの課題遂行及び実行内容高度化の

実質的な拡散に最も集中して、局別に長期未解決の課題を処理できるように局中心の6シグマ活動推進体系に転換して、特許庁6シグマの内容を充実させる経営を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

2008年より、すべての構成員に、6シグマ課題に対する関心と参加意思を培うため、課題を推進する前に各局が主導的に課題を分析し、局KPIの分析及び職員を対象とした課題公募などTop-DownとBottom-Upの方法を同時に適用して、課題を導出するようにした。

<図VII-2-9> 2008年の6シグマ課題の選定概要



課題導出過程では、事務局が課題導出方法に関する集合教育、2回の課題導出ワークショップなどの課題導出プログラムを開催し、各局の課題導出を支援して、各局は局長主幹のWork-Outで課題選別と優先順位化を通じ、課題を選別して課題リーダーを含めた課題遂行チームを構成した。

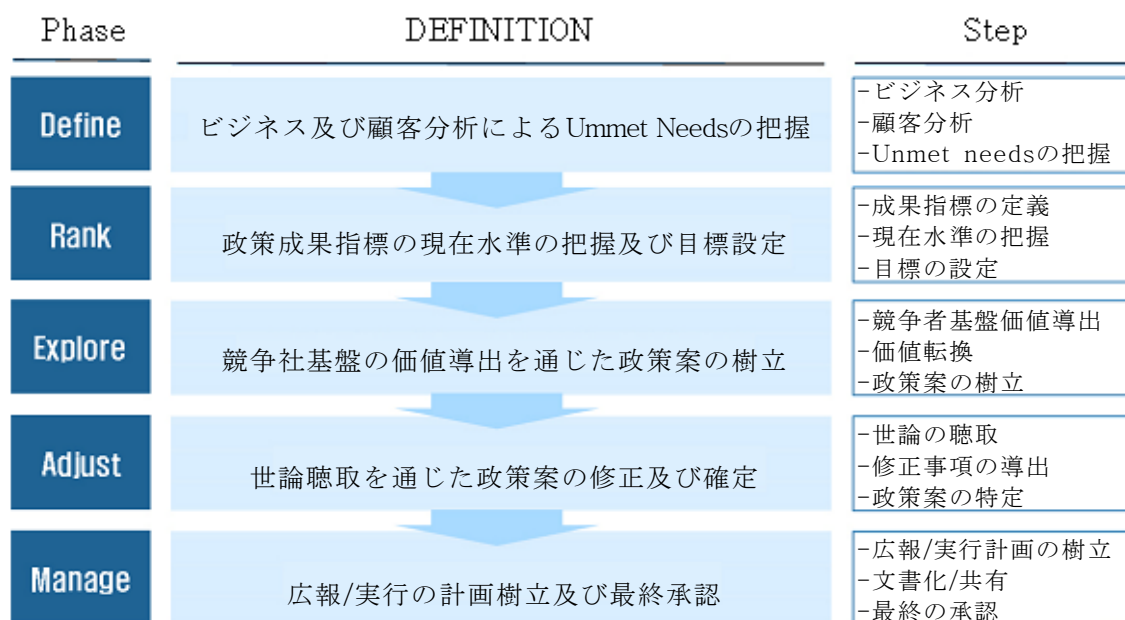
各局が選定した課題は事務局などで検討して6シグマ課題poolを構成し、これを通じ、選定された課題の課題リーダーは、該当の課題チャーターを作成してCEO及びチャンピオンが参加するチャーター報告会において承認を受け、課題を実施した。

各課題は、類型により、メガ、正統、オーダーメイド、QSS (Quick Six Sigma)、タウンミーティングなど多様な遂行方法論を適用するようにして各課題遂行チームの構成を差別化し、各課題で効率性を向上させ、実用的な改善案が導出されるようにした。

「DREAM」と「QSS」は、特許庁に初めて導入された方法論であったが、既存の6シグマと比較しても課題進行に必要な知識とツールが似ており別途の教育なしで課題を行い、新しく導入したタウンミーティングは、主導する促進者 (Facilitator) を選定し専門知識習得のための教育を実施して課題を行った。

一方、オーダーメイド型の6シグマ方法論であるDREAMは、既存のDMAICとDFSS方法論と区別される 審査・審判業務の部分と新しい政策検討及び開発のような政策部門に十分に適応していないという現場の声を反映して新しく開発したもので、6シグマの経営を特許庁に定着させることに貢献した。

<図VII-2-10>特許庁のオーダーメイド型の6シグマ方法論であるDREAMの概要



2008年には第7、第8次の遂行課題を通じ、288人が参加し、30課題を行った。今まで8回にかけ、課題を進行する間、165の6シグマ課題が行われ630個の改善案を導出した。これを通じ、MBBは10人、BBは127人、GBは357人で、全職員のGB以上の6シグマ専門人材を保有することになった。

<表Ⅶ-2-2> 2008年度の6シグマ遂行課題

ウェーブ	番号	プロジェクト名
第7次	1	知的財産人材養成のための正規教育体系の構築
	2	知的財産Eラーニングセンターの品質管理体系の構築
	3	特許庁オーダーメイド型の創意革新方法論の構築
	4	次世代知的財産管理システムの構築
	5	出願・登録の方式審査の一貫性の向上方針
	6	審査品質及び顧客オーダーメイド型の審査処理期間を考えた審査量の適正な管理方針
	7	図面審査プロセス改善を通じたデザイン審査品質の向上方針
	8	国家R&Dの細部研究課題の効率的な企画のためのオーダーメイド型の特許情報の提供方針
	9	審査局別/課別の担当IPC適合度の向上方針
	10	特許・実用分野の生産性指数の開発
	11	特許・実用の審決文の作成システムの改善
第8次	1	特許庁の業務アーキテクチャー（BA）の樹立
	2	特許・実用の審査点数の体系の構築
	3	IPC細分化の分類体系の構築
	4	公正評価指数（FEI）適用を通じた成果面談プロセスの改善
	5	規制改革課題発掘の提案
	6	先端部品素材R&DのIP支援方針
	7	弁理士試験の制度改善方針の開発
	8	情報管理協議官制度改善を通じた特許庁内の情報協力体系の強化
	9	CRS処理プロセスの改善
	10	手数料の予約納付制度の導入方針
	11	顧客の苦情0%のための消滅予告の案内サービスの改善方針
	12	商標法第7条第1号関連判例分析を通じた審査品質の向上方針
	13	商標権乱用防止のための権利不要求制度の導入検討
	14	PCT国際段階審査のミス率の最小化方針
	15	化学生命工学審査局審査情報ルームの活性化方針
	16	付加期間指定の処理プロセスの改善
	17	長期未処理審判事件の管理方針
	18	学生発明進行事業の成果管理体系の構築
	19	オン・オフライン教育統合を通じた知的財産教育体制の更新

ハ. 評価及び発展方向

6シグマの導入から4年が経ち、特許庁は、Top-DownとBottom-Up方式を適切に反映できる課題導出方法を導入して、課題の性格に合わせ、多様な6シグマ方法論を適用した。さらに、特許庁の業務特性に合う96シグマ方法論であるDREAMを開発して課題を行うなど、6シグマ経営が定着段階であることが分かる。

特許庁は6シグマ活動経験がある構成員が30%を超えるなど、各部署別に6シグマを自ら行える内部能力を備えており、今後各部署が独自の6シグマプロジェクトを管理・遂行できる文化が造成されると6シグマ経営の効率性は極大化されるだろう。

3. 核心価値の内在化

企画調整官創意革新担当官室工業事務官 シン・フンシク

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、2006年に企業型中央責任運営機関に転換され、強力な成果主義を基にした企業経営体制に変わった。従って、度が過ぎた競争によってチームワークの瓦解、相互不信、コミュニケーションの断絶など冷たい組織雰囲気造成され、何のための革新であるかという懐疑ができた。このような問題を解決するため、構成員が共有できる核心価値を樹立して、全構成員に内在化させるためのプログラムが必要となった。

特許庁は、急変する経営環境の中で組織のアイデンティティと信念を提示し、組織に対する一体感と所属感を与え、個性員を導くことができる理念的な中心点として活用できる特許庁固有の核心価値を樹立することにした。

核心価値の樹立のために民間企業の核心価値体系ベンチマーク、長官以下幹部群のインタビュー、職員ワークショップなどを通じた主要キーワードの導出などの過程を経ち、組織文化の変化可能性を調査・検討した。その結果、2006年に特許庁全職員が共有し実践すべき、核心価値を「KIP0way」と名付け、その意味は「顧客最優先」、「挑戦と創意」、「信頼と尊重」と設定した。

KIPOwayを樹立した2007年には、構成員における内在化マスタープランを樹立し、抽象的な核心価値を業務に適用するための具体的な行動指標および実行細部課題を導出し、全職員に教育して核心価値の内在化のために努めた。

2008年には、新政府の主要政策方向に合わせたKIPOwayの伝播が必要となり、組織の構成員の間に相互信頼の構築及びコミュニケーション活性化を図るための創意提案アイデア制度、経営団との懇談会、創意実用教育などの活動に力を入れた。これと同時に構成員が家庭の中でも、組織にプライドを持てるように家庭生活を支援する家族フレンドリー制度（WLB⁶⁴）を導入して核心価値が構成員の生活に定着することに貢献した。

ロ．推進内容及び成果

2008年は、KIPOwayの定着段階として、各局別に顧客価値の創出のため、組織と構成員が相互補完しながら2007年に引き続きKIPOway運動を持続的に展開して価値創出のシナジー効果を図った。

「顧客最優先」の観点からみると、サービスの品質向上のため、外部顧客及び内部職員の意見を効果的に受容し、反映するために多様なコールセンター、韓国知的財産協議会の設立、特許行政体験団、ジュニアボードなどコミュニケーションチャンネルを体系的に運営した。

<表Ⅶ-2-3>顧客最優先関連の主要事例

活動	内容	2008年の成果
特許顧客コールセンター VIP懇談会	知財権関連民間専門家及び関連公務員12人で構成され、今後推進する制度改善課題の方向について集中審議及び推進可否の決定	6回の開催 25件の課題の論議

⁶⁴ WLB (Work&Life Balance) : 組織構成員が仕事と生活をよく営んでいると感じる状態。これを実現するために運営される各種制度をWLBプログラムといい、家族フレンドリー制度 (Family-Friendly Policy) とも呼ぶ。

特許庁名誉 オンブズマン	四半期別に導出される新規課題に対し、外部専門家及び顧客で構成され、制度改善に対する意見聴取の後、制度改善事項に反映	4回の開催 26件の改善案の導出
請願制度の専門官	商標デザインにおける請願制度の改善担当	デザイン図面提出の簡素化など7件の改善
特許行政体験団	職員が顧客視点で特許行政を直接体験して、問題点を発掘し制度改善を提案する能動的な提案制度の運営	105件の提案発掘 36件制度改善推薦
韓国知識財産協議会の設立	全業種67社の企業が参加し、企業間の知的財産ノウハウを共有、特許庁とのチャンネル強化を通じ、政府政策の改善	12回の懇談会 38回の会議、 ワークショップ
国家 R&D 特許戦略 専門家の派遣	R&D投資規模に比べ特許創出能力が不足している大学・公共(研)にIP-R&D特許戦略専門家を派遣し、優秀特許創出基盤の造成	ナノ素材技術開発 事業団など4事業 団に派遣
ジュニアボード	組織内の垂直・水平コミュニケーション活性化及び創意・実用文化の造成のためのアイデア提案、政策アジェンダを導出	103件の課題提案 4件の政策方針の 樹立
3TRACK 顧客オーダー メイド型審査サ ービス	「早い審査」、「一般審査」、「遅い審査」の中、顧客が求める時期に審査サービスを提供	世界最初に導入

「挑戦と創意」の観点からみると、創造的な動機を与え、新しい業務に対して挑戦性を刺激するよう成果管理及び報奨体系を確立し、創意提案インキュベーターシステムの導入、能力中心の駐在官選抜、成果中心の特別昇進、創意政策提案の競争大会を通じた幹部の起用などのプログラムを運営した。

このようなプログラムは、構成員に年功序列ではなく、能力による報奨であるという期待感を高め、その結果、多様な分野で構成員の積極的な参加が行われた。

<表Ⅶ-2-4> 挑戦と創意関連の主要事例

活動	内容	2008年の成果
創意提案インキュベーターシステム	新しいアイデアを提出した書記官又は、先輩事務官に、そのアイデアを政策として実現できるようにチーム長に命じ、成果により送信させる制度	次世代英才企業人の育成チームなど2チームの運営
能力中心の駐在官選抜	駐在官の選抜の際、現地語で業務に関する内容を質問する外部専門家評価を実施することで、年功序列による選抜を止揚	米国、日本、欧州中国など駐在官選抜の際に外部専門家評価の実施
成果中心の特別昇進	挑戦的かつ特別な成果を創出した職員に対し、特別昇進を実施して挑戦的業務に対する構成員の動機付与	IP5 進入のために努力した職員など5人昇進
創意政策提案競争大会	課長レベル、書記官を対象として長官主幹の競争大会を実施し、創意能力発揮の機会を付与	2回実施して98件の応募 9件の優秀提案の

		設定
--	--	----

「信頼と尊重」の観点からみると、全構成員が互いに信頼し、尊重する組織文化をつくるために各部署の状況に適合するキャンペーン、コミュニケーション活動、体育・クラブ活動などのGWP活動を展開しており、業務疲労感をなくし、構成員の満足度を向上させている。

<表Ⅶ-2-5>信頼と尊重関連の主要事例

活動	内容	2008年の成果
VOEの聴取	構成員の要求事項を収集し、担当部署に解決方針を提示するよう、措置して組織と構成員間の信頼関係の構築	経営群との対話など3回開催
職員対象の局・課長のブリーフィング	部下職員を対象として上司がブリーフィングをするようにして上下関係に相互尊重文化を造成し、構成員の積極的な参加誘導	局・課長95人の中、91人の参加
WLBプログラム	子女リーダーシップセミナー、夫婦リーダーシップセミナーの開催を通じ、構成員の職場に対するプライドを培う	子女30人参加 夫婦40人参加
核心価値の内在化	個人価値と組織価値の関係を設定し、信頼と慎重のための人間関係の原則を役割実習を通じて教育	全職員を対象として実施

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は核心価値を基に顧客感動経営、成果主義経営、6シグマ経営及び知識経営を4大の革新戦略として推進した。関連して多様な教育と活動を行い、組織構成員が核心価値について理解することによって同方向の基本的な原則の中で意思決定をしている。

特許庁の核心価値の内在化は、かなり行われたことが分かり、今後、各部署を中心に核心価値を基にした組織文化活動を持続していくと、特許庁は、組織と個人の一体感の中で、知的財産主務部署として持続的に発展すると思う。

第8編

出願、審査・審判、登録分野の 動向及び見通し

第1章 国内出願分野の動向及び見通し

第2章 PCT及びマドリット国際出願分野の動向

第3章 登録

第4章 審査

第5章 審判

第1章 国内出願分野の動向及び見通し

第1節 産業財産権全般

顧客サービス局出願サービス課 行政事務官 クォン・ドフン

1. 産業財産権の出願動向

2008年度の産業財産権出願件数は368,565件で、2007年の380,203件に比べ3.1%（11,638件）減少した。前年比の権利別出願率の変動は、特許出願が2.6%減少、実用新案登録出願が18.3%減少、デザイン登録出願が3.6%の増加、商標登録出願が3.9%の減少となった。

<表Ⅷ-1-1> 過去5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

区分	2004	2005	2006	2007	2008
特許	140,115	160,921	166,189	172,469	167,904
	(18.1)	(14.8)	(3.3)	(3.8)	(△2.6)
実用新案	37,753	37,175	32,908	21,084	17,226
	(△7.5)	(△1.5)	(△11.5)	(△35.9)	(△18.3)
デザイン	41,184	45,222	51,039	54,362	56,296
	(9.5)	(9.8)	(12.9)	(6.5)	(3.6)
商標	108,464	115,889	122,384	132,288	127,139
	(△0.4)	(6.8)	(5.6)	(8.1)	(△3.9)
計	327,516	359,207	372,520	380,203	368,565
	(7.0)	(9.7)	(3.7)	(2.1)	(△3.1)

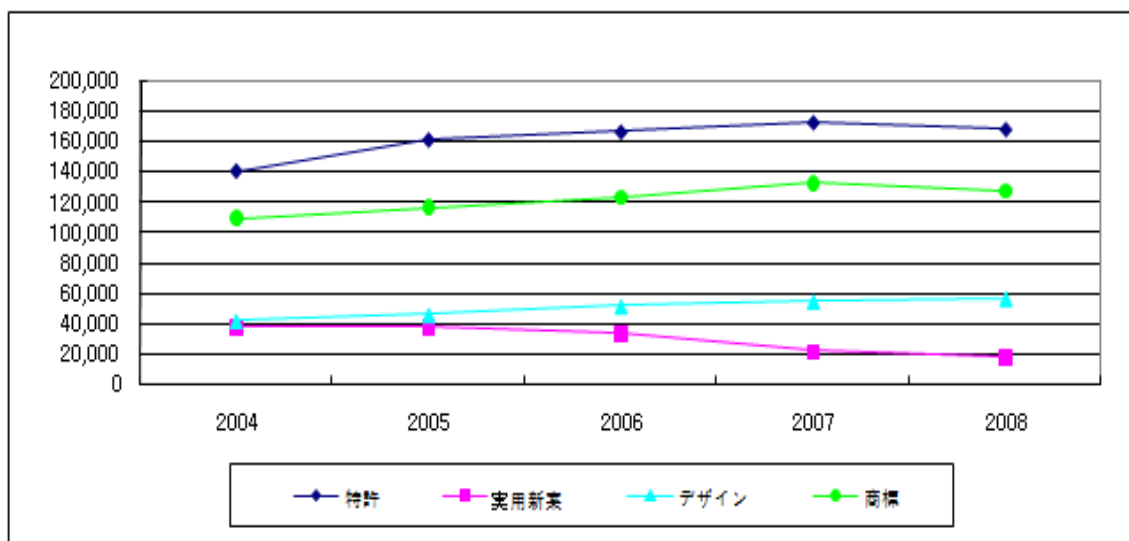
- 注) 1. 出願受理基準である。
 2. () 内は前年比の増減率である。
 3. 複数デザイン、多類商標出願は含まれない。
 4. 2008年の暫定統計（以下同様）

各権利別の出願動向をみると、デザイン登録出願は56,296件で前年に比べ3.6%増加したが、特許出願は167,904件で前年に比べ2.6%、実用新案登録出願は17,226件で前年

に比べ18.3%、商標登録出願は127,139件で前年に比べ3.9%のそれぞれ減少となった。

また、産業財産権の年度別出願傾向は、2004年32万7千件、2005年35万9千件、2006年37万2千件、2007年38万件で持続的な増加を見せていたが、2008年度は368,565件で小幅な減少となった。

<図Ⅷ-1-1> 過去5年間の出願推移



2. 外国人の出願状況

2008年度の外国人による出願件数は66,058件であり、産業財産権の全体出願件数368,565件の17.9%を占めている。権利別では、特許、実用新案登録の出願件数が前年に比べそれぞれ5.2%、5.5%減少したのに対し、デザイン、商標登録の出願件数は前年に比べそれぞれ12.9%、0.2%増加した。また、外国人の全体出願件数は前年に比べ2.6%減少した。

<表Ⅷ-1-2> 自国民・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	2007	2008	前年対比の

		件数	比率	件数	比率	増加率(%)
特許	自国民	128,701	74.6	126,397	75.3	△1.8
	外国人	43,768	25.4	41,507	24.7	△5.2
	計	172,469	100.0	167,904	100.0	△2.6
実用新案	自国民	20,632	97.9	16,799	97.5	△18.6
	外国人	452	2.1	427	2.5	△5.5
	計	21,084	100.0	17,226	100.0	△18.3
デザイン	自国民	50,868	93.6	52,353	93.0	2.9
	外国人	3,494	6.4	3,943	7.0	12.9
	計	54,362	100.0	56,296	100.0	3.6
商標	自国民	112,157	84.8	106,958	84.1	△4.6
	外国人	20,131	15.2	20,181	15.9	0.2
	計	132,288	100.0	127,139	100.0	△3.9
合計	自国民	312,358	82.2	302,507	82.1	△3.2
	外国人	67,845	17.8	66,058	17.9	△2.6
	計	380,203	100.0	368,565	100.0	△3.1

3. 法人及び個人別の出願状況

2008年度の法人出願は251,659件で前年に比べ2.9%減少した。また、個人出願は116,906件で前年に比べ3.4%減少した。

法人の場合、デザイン登録の出願件数が前年に比べ3.5%増加したのに対し、特許や実用新案登録、商標登録の出願件数は前年に比べそれぞれ4.0%、14.6%、2.2%減少した。また、個人の場合は、特許やデザイン登録の出願件数が前年に比べそれぞれ3.2%、3.6%増加したのに対し、実用新案登録や商標登録の出願件数は前年に比べそれぞれ20.2%、6.8%減少した。

<表Ⅷ-1-3> 法人・個人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2007	2008	増加率	2007	2008	増加率	2007	2008	増加率
特許	140,280 (81.3)	134,689 (80.2)	△4.0	32,189 (18.7)	33,215 (19.8)	3.2	172,469	167,904	△2.6
実用新案	7,048 (33.4)	6,020 (34.9)	△14.6	14,036 (66.6)	11,206 (65.1)	△20.2	21,084	17,226	△18.3
デザイン	27,446 (50.5)	28,406 (50.5)	3.5	26,916 (49.5)	27,890 (49.5)	3.6	54,362	56,296	3.6
商標	84,443 (63.8)	82,544 (64.9)	△2.2	47,845 (36.2)	44,595 (35.1)	△6.8	132,288	127,139	△3.9
計	259,217 (68.2)	251,659 (68.3)	△2.9	120,986 (31.8)	116,906 (31.7)	△3.4	380,203	368,565	△3.1

注) ()内は法人及び個人別の構成比である。

4. 女性及び学生の出願状況

2008年度、女性の出願は19,811件で前年に比べ0.8%増加し、学生の出願は6,234件で前年に比べ10.6%増加した。

これまで女性や学生の出願は急増していたが、2007年以降は女性出願の増加傾向が一時的に止まっている。しかし、女性の社会進出や地位向上などの環境変化と、女性企業家の優秀商品や発明品の博覧会、全国巡回知的財産権の説明会、女性発明の優秀事例発表会など、女性の発明に対して特許庁が行った政策的な努力が継続しており、女性の出願は再び増加する見通しである。

また、学生の出願は学生発明を奨励するために出願料などの各種手数料の減免拡大、優秀発明を行った学生に対する大学特別入学の拡大、学生発明活動のための全国巡回講演の実施、学生発明コンテストの開催、学生の発明に対する認識転換や発明基盤の構築などにより、2008年度の学生の出願は2007年に引き続き上昇率を見せている。

＜表Ⅷ－1－4＞女性及び学生の出願状況

(単位：件、%)

区分	2004	2005	2006	2007	2008
女性	14,283 (3.1)	16,091 (12.6)	20,254 (25.9)	19,649 (△3.0)	19,811 (0.8)
学生	2,900 (24.9)	3,753 (29.9)	4,858 (29.4)	5,637 (16.0)	6,234 (10.6)

注) 1. () 内は前年比の増加率である。

2. 学生減免コードで把握

5. 代理人有無別の出願状況

KIPO-Netによる電子出願の実施及びインターネットによる各種請願サービスの拡充を通じ、産業財産権に関する専門知識のない一般国民でも複雑な出願手続きを簡単に利用できるように改善したことから、代理人を使わない直接出願の比率が2008年度には20.1%をみせ、毎年小幅な上昇率を見せている。

電子出願システムの機能改善、コールセンターの専門相談職員を通じ、出願書類を作成する時の遠隔支援及びオーダーメイド型のミス解決システムを含む、出願Expert Systemの構築など、より充実した政策を通じてこれからは代理人を使わない直接出願の比率が増加する見通しである。

＜表Ⅷ－1－5＞代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

区分	2004	2005	2006	2007	2008
代理人出願	266,508 (81.4)	293,353 (81.7)	299,959 (80.5)	306,221 (80.5)	294,437 (79.9)
直接出願	61,008 (18.6)	65,854 (18.3)	72,561 (19.5)	73,982 (19.5)	74,128 (20.1)
計	327,516 (100)	359,207 (100)	372,520 (100)	380,203 (100)	368,565 (100)

注) () 内は代理人有無別構成比である。

6. 主要国（米国、日本、中国、EPO）の特許出願状況

産業財産権の主要4ヶ国（いわゆる産業財産権の3極+中国）の過去5年間の特許出願動向を調べてみたところ、最も多く出願件数を記録した国は日本であり、過去5年間の平均出願件数が413,643件であった。その次に米国、中国、ヨーロッパ（EPO）の順に多い。

特に中国の場合は、開放化や産業化の影響によって急激な出願増加をみせ、2004年以降はヨーロッパ（EPO）を追い越した。また、日本の出願件数は減少傾向を見せており、そのうち日本とも対等な出願状況を見せるものと予想される。

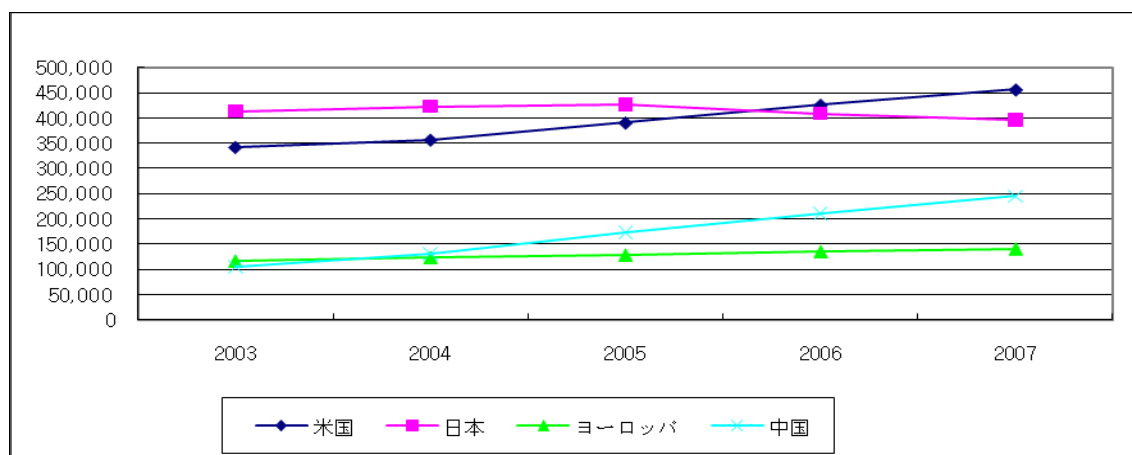
<表Ⅷ-1-6> 主要国の過去5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2003	2004	2005	2006	2007
米国	342,441 (2.4)	356,943 (4.2)	390,733 (9.5)	425,966 (9.0)	456,154 (7.1)
日本	413,093 (△2.1)	423,081 (2.4)	427,078 (0.9)	408,674 (△4.3)	396,291 (△3.0)
中国	105,317 (31.3)	130,384 (23.8)	173,327 (32.9)	210,501 (21.4)	245,161 (16.5)
ヨーロッパ	116,604 (9.8)	123,701 (6.1)	128,713 (4.1)	135,231 (5.1)	140,763 (4.1)

- 注) 1. WIPOホームページ参考
2. () 内は前年比の増加率である。

<図Ⅷ-1-2> 主要国の過去5年間の特許出願推移



7. 韓国の主要国（米国、日本、EPO、中国）に対する特許出願の状況

産業財産権主要国の出願動向については特許出願推移を通じて紹介した。更に、これらの国に対する韓国の過去5年間の特許出願動向をみると表VIII-1-7の通りである。

韓国の産業財産権主要国に対する過去5年間の特許出願推移は、日本を除外すると全般的に増加傾向にあると言える。米国、日本及びヨーロッパ（EPO）に対する韓国の特許出願の増加率はそれぞれ24.1%、17.2%、25.4%であり、自国内の増加率である6.4%、△1.2%、5.8%より高い。最も著しい増加率を示した国は中国であり、出願増加率は39.5%に達している。

＜表VIII-1-7＞過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況

(単位：件、%)

区分		2003	2004	2005	2006	2007	平均増加率
米国	韓国人の出願	10,411 (31.1)	13,646 (31.1)	17,217 (26.2)	21,685 (26.0)	22,976 (6.0)	(24.1)
	米国全体の出願	342,441 (2.4)	356,943 (4.2)	390,733 (9.5)	425,966 (9.0)	456,154 (7.1)	(6.4)
日本	韓国人の出願	3,745 (19.7)	5,781 (54.4)	6,845 (18.4)	7,220 (5.5)	6,347 (△12.1)	(17.2)
	日本全体の出願	413,093 (△2.1)	423,081 (2.4)	427,078 (0.9)	408,674 (△4.3)	396,291 (△3.0)	(△1.2)
ヨーロッパ (EPO)	韓国人の出願	4,328 (47.7)	5,858 (35.4)	8,131 (38.9)	9,187 (13.0)	8,467 (△7.8)	(25.4)
	ヨーロッパ(EPO) 全体の出願	116,604 (9.8)	123,701 (6.1)	128,713 (4.1)	135,231 (5.1)	140,763 (4.1)	(5.8)
中国	韓国人の出願	1,473 (41.9)	2,871 (94.9)	3,854 (34.2)	4,596 (19.3)	4,934 (7.4)	(39.5)
	中国全体の出願	105,317 (31.3)	130,384 (23.8)	173,327 (32.9)	210,501 (21.4)	245,161 (16.5)	(25.0)

- 注) 1. WIPOホームページを参考
2. () 内は前年比の増加率である。

第2節 権利別・産業部門別の出願状況

顧客サービス局出願サービス課 行政事務官 クォン・ドフン

1. 特許・実用新案登録の出願

特許出願の産業部門別の構成比によると、自国民・外国人両方の電気・通信分野の出願はそれぞれ40.5%、42.6%であり、全体出願のほとんどを占めている。自国民の場合、機械分野の出願率が15.6%であり、外国人の同分野における出願率の11.3%に比べると相対的に高い。一方、外国人の場合には、化学分野の出願率が18.5%であり、自国民の同分野への出願率の7.0%より高いというのが主な特徴である。

実用新案出願の産業部門別の構成比では、自国民は機械分野の出願が22.1%と、電気・通信分野の18.6%より高かった。外国人の場合には、電気・通信分野の出願が33.4%と、機械分野の20.1%より高かった。

<表Ⅷ-1-8> 産業部門別の特許・実用新案登録の出願状況

(単位：件、%)

権利	国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採鉱 金属	飲料	事務	農林	雑貨	その他	計
特許	自国	19,663 (15.6)	8,795 (7.0)	1,913 (1.5)	51,131 (40.5)	8,139 (6.4)	2,848 (2.3)	8,300 (6.6)	814 (0.6)	1,689 (1.3)	5,020 (4.0)	18,085 (14.3)	126,397 (100)
	外国	4,683 (11.3)	7,682 (18.5)	435 (1.0)	17,699 (42.6)	528 (1.3)	1,297 (3.1)	3,517 (8.5)	263 (0.6)	137 (0.3)	574 (1.4)	4,692 (11.3)	41,507 (100)
	小計	24,346 (14.5)	16,477 (9.8)	2,348 (1.4)	68,830 (41.0)	8,667 (5.2)	4,145 (2.5)	11,817 (7.0)	1,077 (0.6)	1,826 (1.1)	5,594 (3.3)	22,777 (13.6)	167,904 (100)
実用 新案	自国	3,718 (22.1)	375 (2.2)	503 (3.0)	3,129 (18.6)	2,005 (11.9)	247 (1.5)	753 (4.5)	456 (2.7)	673 (4.0)	3,172 (18.9)	1,768 (10.5)	16,799 (100)
	外国	86 (20.1)	7 (1.6)	15 (3.5)	164 (38.4)	22 (5.2)	4 (0.9)	20 (4.7)	3 (0.7)	2 (0.5)	70 (16.4)	34 (8.0)	427 (100)
	小計	3,804 (22.1)	382 (2.2)	518 (3.0)	3,293 (19.1)	2,027 (11.8)	251 (1.5)	773 (4.5)	459 (2.7)	675 (3.9)	3,242 (18.8)	1,802 (10.5)	17,226 (100)
合計	自国	23,381 (16.3)	9,170 (6.4)	2,416 (1.7)	54,260 (37.9)	10,144 (7.1)	3,095 (2.2)	9,053 (6.3)	1,270 (0.9)	2,362 (1.6)	8,192 (5.7)	19,853 (13.9)	143,196 (100)
	外国	4,769 (11.4)	7,689 (18.3)	450 (1.1)	17,863 (42.6)	550 (1.3)	1,301 (3.1)	3,537 (8.4)	266 (0.6)	139 (0.3)	644 (1.5)	4,726 (11.3)	41,934 (100)

小計	28,150 (15.2)	16,859 (9.1)	2,866 (1.5)	72,123 (39.0)	10,694 (5.8)	4,396 (2.4)	12,590 (6.8)	1,536 (0.8)	2,501 (1.4)	8,836 (4.8)	24,579 (13.3)	185,130 (100)
----	------------------	-----------------	----------------	------------------	-----------------	----------------	-----------------	----------------	----------------	----------------	------------------	------------------

注) () 内は比率である。

2. デザイン登録の出願

2008年度デザイン登録の出願状況をみると、自国民は住宅設備用品が15.1%、土木及び建築用品が14.1%、事務用品及び販売用品が10.2%と、比較的に高い出願率を示した。外国人の場合には、電気・電子・通信・機械器具分野の出願率が26.6%と最も高く、産業機械分野が9.4%、生活用品が8.3%の順で相対的に高い出願率を示した。

<表Ⅷ-1-9> 産業部門別のデザイン登録出願状況

(単位：件、%)

区分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
加工食品及び嗜好品	115	0.2	3	0.1	118	0.2
衣服及び身の回り品	4,966	9.5	301	7.6	5,267	9.4
生活用品	4,823	9.2	326	8.3	5,149	9.1
住宅設備用品	7,923	15.1	247	6.3	8,170	14.5
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	1,074	2.1	220	5.6	1,294	2.3
事務用品及び販売用品	5,318	10.2	272	6.9	5,590	9.9
運輸及び運搬機械	1,194	2.3	253	6.4	1,447	2.6
電気・電子機械器具及び 通信機械器具	3,907	7.5	1,048	26.6	4,955	8.8
一般機械器具	1,212	2.3	306	7.8	1,518	2.7
産業用機械器具	1,737	3.3	370	9.4	2,107	3.7
土木・建築用品	7,360	14.1	41	1.0	7,401	13.1
その他基礎製品	4,546	8.7	298	7.6	4,844	8.6
その他	8,178	15.6	258	6.5	8,436	15.0
計	52,353	100	3,943	100	56,296	100

3. 商標登録の出願

NICE分類による2008年度の産業部門別商標出願の状況をみると、自国民はサービス業が29.7%、菓子・食品・飲料類が11.5%、化学製品・薬剤・化粧品類が10.3%、機

械・電気機械・輸送機械器具類が9.6%と、比較的の高い出願率を示した。外国人の場合は、化学製品・薬剤・化粧品類が17.3%、機械・電気機械・輸送機械器具類が17.0%、サービス業が9.7%の順で比較的の高い出願率を示した。

＜表Ⅷ－1－10＞NICE分類別商標登録の出願状況

(単位：件、%)

区分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	11,051	10.3	3,487	17.3	14,538	11.4
一般金属材、建築材料、手動の利 器類、非金属製建築材料	2,147	2.0	336	1.7	2,483	2.0
機械、電気機械、輸送機械器具	10,318	9.6	3,433	17.0	13,751	10.8
繊維、繊維製品、衣類	7,898	7.4	1,148	5.7	9,046	7.1
家具、敷物類、厨房用品	3,025	2.8	310	1.5	3,335	2.6
貴金属、時計、革製品、鞆類	3,017	2.8	655	3.2	3,672	2.9
楽器、玩具、運動具類、たばこ	2,272	2.1	772	3.8	3,044	2.4
紙、文房具、印刷物	3,349	3.1	549	2.7	3,898	3.1
菓子、食品、飲料	12,337	11.5	1,392	6.9	13,729	10.8
ゴム、プラスチック材料	347	0.3	131	0.6	478	0.4
サービス業	31,738	29.7	1,967	9.7	33,705	26.5
多類指定	18,575	17.4	5,996	29.7	24,571	19.3
その他	884	0.8	5	0.0	889	0.7
計	106,958	100	20,181	100	127,139	100

注) 多類指定は2つ以上のNICE分類を指定した案件

第3節 自国民・外国人別の出願状況

顧客サービス局出願サービス課 行政事務官 クォン・ドフン

1. 自国民の出願状況

イ. 地域別の出願状況

ソウル・仁川・京畿などの首都圏における自国民の出願率は、2007年度は72.8%、2008年度は72.3%に毎年小幅の減少傾向が続いている。これは、中小企業における知的財産権の重要性認識、電子出願の実施及び国土の均衡発展政策などにより、首都圏の出願集中現象が多少緩和されたからと判断される。

＜表Ⅷ-1-11＞自国民の地域別出願状況

(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008
ソウル	44,245	43,502	5,649	4,736	19,028	19,785	59,653	56,381	128,575	124,404	41.2	41.1
釜山	3,238	3,377	1,205	884	2,288	2,200	3,999	3,732	10,730	10,193	3.4	3.4
大邱	2,915	3,207	1,123	871	2,620	2,868	3,144	3,040	9,802	9,986	3.1	3.3
仁川	4,911	5,024	1,517	1,232	2,777	3,040	4,073	3,890	13,278	13,186	4.3	4.4
光州	2,320	2,313	359	287	656	545	1,058	1,040	4,393	4,185	1.4	1.4
大田	9,109	9,096	1,146	940	671	1,034	2,312	2,256	13,238	13,326	4.2	4.4
蔚山	1,070	1,168	214	216	355	372	521	572	2,160	2,328	0.7	0.8
京畿	41,598	38,574	5,876	4,789	15,950	16,359	21,966	21,448	85,390	81,170	27.3	26.8
江原	1,211	1,301	277	185	523	521	1,486	1,486	3,497	3,493	1.1	1.2
忠北	1,843	2,148	431	387	808	876	1,870	2,004	4,952	5,415	1.6	1.8
忠南	4,612	4,375	708	533	1,432	1,200	3,443	3,001	10,195	9,109	3.3	3.0
全北	1,634	1,722	376	333	669	664	1,467	1,485	4,146	4,204	1.3	1.4
全南	1,330	1,344	219	205	596	457	1,351	1,335	3,496	3,341	1.1	1.1
慶北	4,678	4,738	620	493	1,041	961	2,578	2,280	8,917	8,472	2.9	2.8
慶南	3,604	3,900	835	600	1,298	1,263	2,556	1,982	8,293	7,745	2.7	2.6
済州	271	402	57	49	129	106	431	524	888	1,081	0.3	0.4
その他	112	206	20	59	27	102	249	502	408	869	0.1	0.3
計	128,701	126,397	20,632	16,799	50,868	52,353	112,157	106,958	312,358	302,507	100	100

ロ. 多出願企業別の出願状況

2008年度の国内多出願企業のうち、上位10企業の出願件数は33,314件であり、自国民による全体出願件数の11.0%を占めている。特に、特許出願の場合は10大多出願企業の出願件数が26,726件であり、全体の21.1%を占めている。

また、多出願企業を調べてみると、前年度と同様に三星電子、LG電子、ハイニックス半導体、現代自動車、第1位から第4位を占めている。

<表Ⅷ-1-12> 国内10大多出願企業の出願状況

(単位：件)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	三星電子	7,294	59	958	482	8,793
2	LG電子	5,683	-	654	487	6,824
3	ハイニックス半導体	3,718	48	-	12	3,778
4	現代自動車	3,242	-	114	186	3,542
5	(株)アモーレパシフィック	277	135	655	1,090	2,157
6	LG化学	1,143	31	824	39	2,037
7	株式会社東部ハイテック	1,573	-	-	112	1,685
8	三星電機株式会社	1,608	-	36	6	1,650
9	SKテレコム	851	1	13	646	1,511
10	LGディスプレイ	1,337	-	-	-	1,337
	小計 (自国民出願中の占有率)	26,726 (21.1)	274 (1.6)	3,254 (6.2)	3,060 (2.9)	33,314 (11.0)
	自国民出願の合計	126,397	16,799	52,353	106,958	302,507

2. 外国人の出願状況

イ. 出願人の国籍別出願状況

2008年度の多出願国家を調べてみると2007年度と同様に、日本と米国がそれぞれ1位と2位を占めている。また、占有率も日本と米国が(外国人(法人を含む)全体出願の半分以上である65.9%を占め強みを見せている。また、主要多出願国の順位ではスイスが第5位に上り、オランダは第6位に落ちた。

権利別には、特許・実用新案及びデザイン分野では日本が、商標分野では米国が優位を占めている。また、日本・米国・ドイツが外国人全体出願の73.1%を占めている。

<表Ⅷ-1-13>外国(法)人の国籍別出願状況

(単位：件、%)

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計		2007の 順位
							件数	占有率	
1	日本	2007	18,100	31	1,652	4,668	24,451	36.0	1
		2008	16,887	40	1,685	4,532	23,144	35.0	
2	米国	2007	12,103	37	691	7,459	20,290	29.9	2
		2008	11,830	27	1,063	7,512	20,432	30.9	
3	ドイツ	2007	3,577	11	245	1,287	5,120	7.5	3
		2008	3,396	4	260	1,088	4,748	7.2	
4	フランス	2007	1,371	1	136	842	2,350	3.5	4
		2008	1,387	1	117	922	2,427	3.7	
5	オランダ	2007	1,226	-	105	775	2,106	3.1	6
		2008	1,159	-	99	843	2,101	3.2	
6	スイス	2007	1,549	-	95	435	2,079	3.1	5
		2008	1,217	2	94	466	1,779	2.7	
7	イギリス	2007	733	1	64	827	1,625	2.4	7
		2008	706	-	102	881	1,689	2.6	
小計		2007	38,659	81	2,988	16,293	58,021	85.5	
		2008	36,582	74	3,420	16,244	56,320	85.3	
その他		2007	5,109	371	506	3,838	9,823	14.5	
		2008	4,925	353	523	3,937	9,738	14.7	
計		2007	43,768	452	3,494	20,131	67,845	100.0	
		2008	41,507	427	3,943	20,181	66,058	100.0	

ロ. 多出願企業別の出願状況

外国人の10大多出願企業には、日本企業が7社と最も多く、米国企業が2社、フィンランド企業が1社含まれている。

多出願の順位をみると、米国のクアルコムが1位、日本のソニーが第2位、米国のマイクロソフトが3位、日本のパナソニック、富士通がそれぞれ4位と5位を占めている。

<表Ⅷ-1-14>外国人10大多出願企業の出願状況

(単位：件)

順位	出願人	国籍	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	クオルカムコーポレート	米国	931	-	-	37	968
2	ソニー	日本	728	1	65	91	885
3	マイクロソフトコーポレーション	米国	619	-	117	45	781
4	パナソニック	日本	506	1	46	25	578
5	富士通	日本	466	-	5	12	483
6	トヨタ自動車	日本	378	-	79	15	472
7	東京エレクトロン	日本	433	1	19	-	453
8	ノキアコーポレーション	フィンランド	386	-	64	-	450
9	キャノン	日本	416	-	-	9	425
10	富士フィルム	日本	389	-	4	18	411

第4節 公的機関及び大学の特許出願状況

顧客サービス局出願サービス課 行政事務官 クォン・ドフン

1. 公的機関における特許出願状況

イ. 公的機関における特許出願状況

公的機関の特許出願はIMF経済危機以降の2001年から増加傾向が続いており、2008年には前年に比べ0.1%と小幅上昇した。

＜表Ⅷ-1-15＞公的機関の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008
公的機関の特許出願	3,185	3,479	4,453	6,227	7,222	7,231
前年対比の増加率	19.9	9.2	28.0	39.8	16.0	0.1

ロ. 公的機関における多出願順位

1990年から2008年までの多出願第1位の公的機関は、表＜Ⅷ-4-16＞から分かるように、23,034件を出願した韓国電子通信研究院であり、全体公的機関出願の40.7%を占めている。第2位以下は、韓国科学技術研究院、韓国科学技術院、浦項産業科学研究院、韓国化学研究院の順になっている。

＜表Ⅷ－1－16＞公共機関の多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	1990～2008 出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	23,034	40.7
2	韓国科学技術研究院	4,169	7.4
3	韓国科学研究院	3,477	6.1
4	(財)浦項産業科学研究院	3,179	5.6
5	韓国化学研究院	2,383	4.2
その他	その他	20,364	36.0
合計	—	56,606	100.0

2. 大学における特許出願状況

イ. 大学における特許出願状況

大学の特許出願は毎年増加し、2008年には7,319件となった。前年に比べ20.7%増加したが、2008年の全体特許出願で占める割合は4.4%と非常に低い。これは、大学の研究結果が直ちに事業化に繋がらず、研究実績に対する大学の評価が相対的に配点の高い学術誌への寄稿論文に集中しているからと考えられる。

＜表Ⅷ－1－17＞大学における特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008
大学の 特許出願	1,692	1,962	2,905	4,131	6,063	7,319
前年比 の増加率	76.8	16.0	48.1	42.2	46.8	20.7

ロ. 大学における多出願順位

1990年から2008年まで多出願第1位の大学は、2,215件を出願したソウル大学で全体大学出願の9.0%を占めている。高麗大学、延世大学がそれぞれ第2位、第3位を占め

ており、上位5位までの大学が占める割合は29.0%である。大学の出願は理工系分野において知名度の高い大学に偏っていることが分かる。

<表Ⅷ-1-18> 大学における多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	1990～2008 出願件数	占有率
1	ソウル大学	2,215	9.0
2	高麗大学	1,390	5.6
3	延世大学	1,305	5.3
4	漢陽大学	1,266	5.1
5	浦項工科大学	988	4.0
その他	その他	17,522	71.0
合計	—	24,686	100

第2章 PCT及びマドリット国際出願分野の動向

第1節 世界PCT国際出願

顧客サービス局国際出願課 行政事務官 ハン・サンギョ

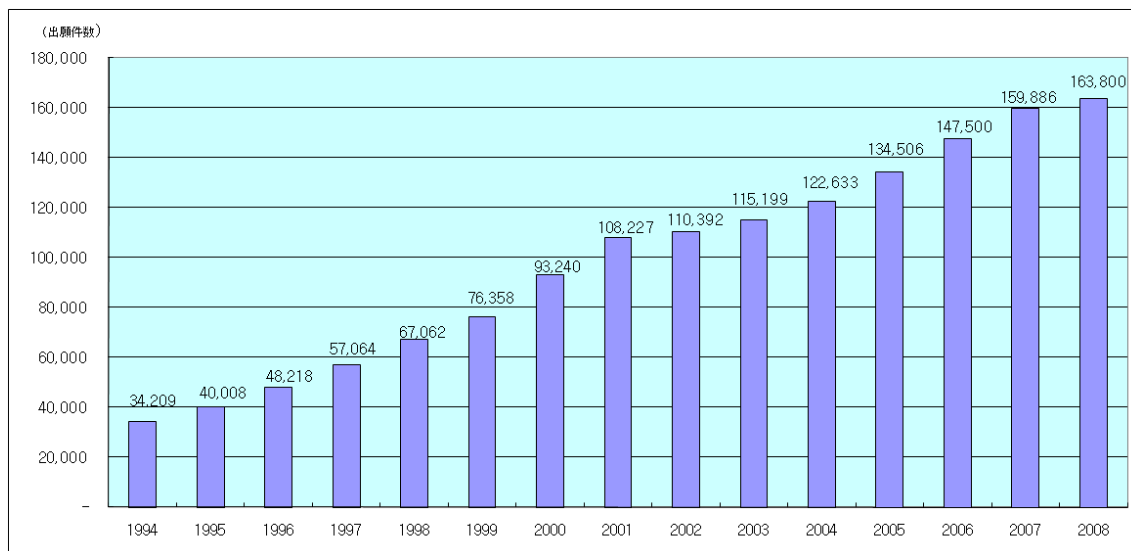
1. 2008年世界PCT国際出願の動向

WIPOの発表資料(暫定)によると、2008年の世界PCT出願件数の合計が163,800件であり、2007年(159,886件)に比べ3,914件(2.4%)増加した。韓国の出願件数は2007年(7,061件)に比べ、847件(12.0%)が増加した7,908件である。これは世界PCT出願全体の4.8%の占有率を記録しており、2007年と同様に米国、日本、ドイツに次ぐ世界第4位のPCT出願強国としての地位を維持している。

世界PCT国際出願において最も大きな比重を占めている国は米国で、2008年世界PCT国際出願全体の32.7%を占め、日本が17.5%、ドイツが11.3%で後に続いた。PCT国際出願上位10ヶ国の中で、2007年に比べ出願の増加率が最も高かった国はスウェーデンで12.5%を記録し、そして韓国が12.0%、中国が11.9で後に続いた。

2008年世界PCT多出願の企業別順位は、中国のHAUWEIが1,737件で1位を占め、2007年に1位であった日本のパナソニックが1,729件で2位、オランダのフィリップスが3位(1,551件)を占めている。また、韓国のLG電子が8位(992件)を占めて10位圏内に進入し、三星電子は19位(639件)を記録した。

< 図Ⅷ-2-1 > 世界PCT国際出願の状況

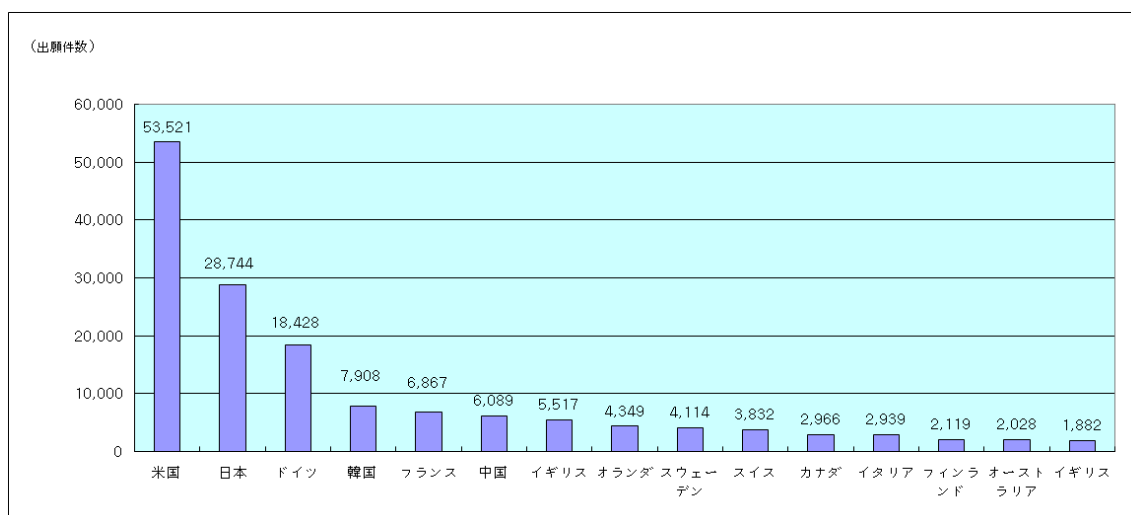


※資料出所：2006年以前は特許庁発刊の「2008知的財産白書」

2007年以降は2009年1月27日、WIPO発表の「Latest News」

※WIPO統計は暫定として発表した統計であるので今後変動の可能性があり、国際事務局の受付日を基準にしたもので韓国特許庁の受付現況と若干の差がある。

< 図Ⅷ-2-2 > 2008年世界PCT多出願国の順位



※資料出所：2009年1月27日、WIPO発表の「Latest News」

※WIPO統計は暫定として発表した統計であるので今後変動の可能性があり、国際事務局の受付日を基準にしたもので韓国特許庁の受付現況と若干の差がある。

2. 世界PCT国際出願の見通し

上記の図のように、これまでは世界PCT国際出願は持続的に増加している。2008年末のPCT加入国も139カ国に達している。しかしWIPOでも認識しているように経済が低迷している時期は特許出願が減る傾向があり、実際に2008年の増加率を見ても分かるように過去3年間の平均増加率に比べて非常に鈍化している。

特に、世界最大の出願国である米国が2007年に比べ1.0%減少となったのは、最近の経済状況がPCT国際出願にも直接的な影響を及ぼしているものと解釈される。

このような現象は他の国でも同様で、2009年の世界PCT国際出願の増加傾向は続かないものと予想される。しかし、知的財産権の重要性に対する認識が拡大され、PCT制度も出願人がより効率的に利用できるように発展しているため、長期的にはPCTを利用した国際出願は増加する見通しである。

第2節 韓国特許庁のPCT国際出願

顧客サービス局国際出願課 行政事務官 ハン・サンギョ

1. 韓国のPCT国際出願状況と見通し

イ. 自国民のPCTを通じた海外出願（受理官庁）

2008年の韓国特許庁が受付けた(受理官庁)PCT出願は7,913件で、2007年の7,063件に比べ850件が多い12.0%の増加率を見せた。これは2008年世界PCT国際出願の増加率2.4%に比べかなり高い数値であり世界最高レベルの増加率である。2007年に引き続き世界4位のPCT国際出願国の地位を維持している。

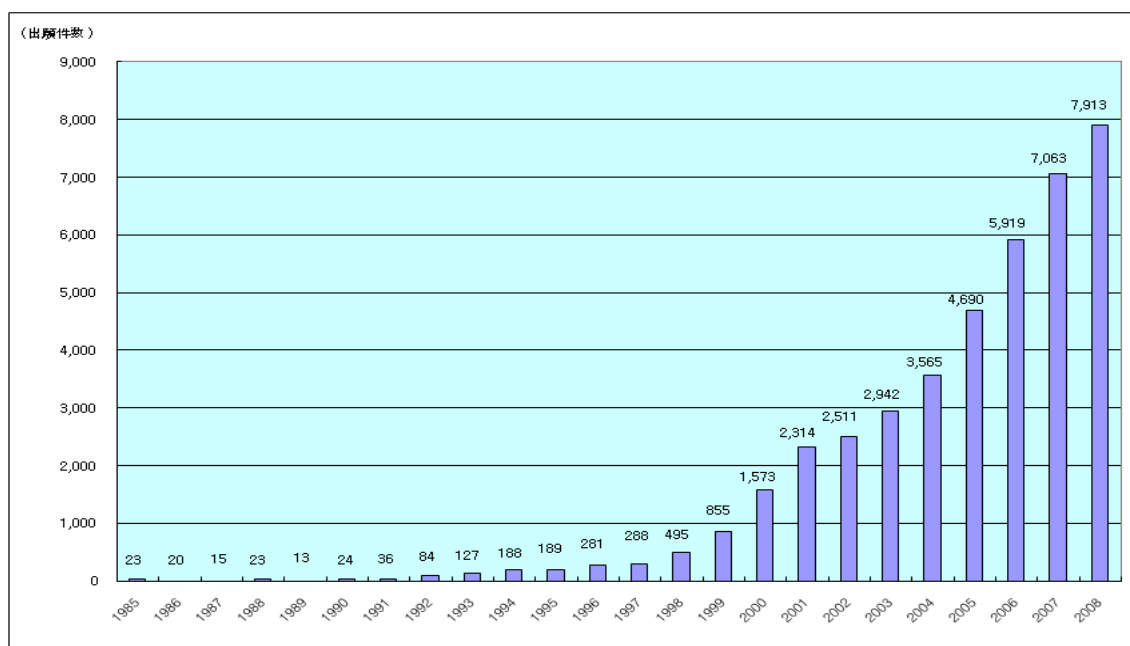
このような現象は韓国の企業が積極的な研究開発への投資、海外の特許権獲得の重要性に対する認識、また、PCT制度が持つ長点に対する理解と1999年12月1日から開始した韓国特許庁の国際調査及び国際予備審査機関としてのレベルの高い役割の遂行、PCT国際出願制度の説明会及びPCT専用ホームページの運営を通じて積極的な広報活動などが効果を現したからであると分析される。

<表Ⅷ-2-1> 韓国のPCT国際出願件数

(単位：件、%)

年度 区分	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
出願件数	855	1,573	2,314	2,511	2,942	3,565	4,690	5,919	7,063	7,913
増加率	72.7	84.0	47.1	8.5	17.2	21.2	31.6	26.2	19.3	12.0

＜図Ⅷ－2－3＞韓国のPCT国際出願の状況



※資料出所：特許庁の特許統計システム

※国際事務局の受付日を基準にしたWIPO統計と韓国の受付現況は若干の差がある。

ロ．国内10大PCT多出願法人（企業）の動向

2008年国内のPCT多出願法人（企業）の出願状況をみると、10大多出願法人の出願件数は2,935件で全体出願件数の37.1%を占めている。2007年の36.3%、2006年の35.4%とあまり変わらない水準を維持している。法人全体の出願件数（6,275件）でも上位10位までの多出願法人の出願件数の比率が46.8%で、2007年の46.5%、2006年の46.4%とほとんど同じ水準を維持している。

上位10大企業には、一般企業が7社、研究所（院）が2箇所、大学が1箇所含まれている。LG電子は2008年1,173件を出願し3年連続1位を占めている。一方、2007年に10位圏外であったSKテレコムが9位に進入しただけで、その他はすべて2007年の10位圏内にいた法人であり、1位から4位までは2007年の順位と同じである。

＜表Ⅷ－2－2＞国内多出願法人（企業）別のPCT国際出願状況

(単位：件)

2008年 順位	2007年 順位	法人名	2004	2005	2006	2007	2008
1	1	(株) LG電子	322	432	691	895	1,173
2	2	三星電子(株)	405	463	549	616	659
3	3	韓国電子通信研究院	100	182	258	427	485
4	4	(株) LG化学	104	211	319	282	248
5	8	LGイノテック	*	*	*	59	85
6	10	韓国生命工学研究院	*	*	*	46	63
7	7	第一毛織(株)	19	32	58	60	59
8	5	ソウル大学	*	*	*	68	57
9	6	ポスコ	*	*	44	62	53
9	*	(株) SKテレコム	*	*	*	*	53
計						2,515	2,973

※資料出所：2007年以前は特許庁発刊の「2008知的財産白書」、2008年は特許庁の特許統計システム

※「*」は、2007年以前10位圏外の出願企業を意味する。

ハ．個人対法人のPCT国際出願状況

2004年以降の個人のPCT国際出願率は減少傾向を見せているのに対し、法人の出願率は継続して増加傾向を見せている。これはPCT制度が個人には言語や手続きの面が複雑であると感じていることと、費用の面で個人の負担が大きすぎることが分かる。

しかし、2009年1月1日からは韓国語でもPCT国際出願関連の書類を作成して出願することが可能となった。特許庁の海外出願費用支援事業の規模も拡大され、個人も優秀な技術を基にして幾らでもPCT制度を利用し外国での特許権を獲得することができる。

＜表Ⅷ－2－3＞個人出願対法人出願のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	1999	2000	2001	2002	2003
個人 (比率)	1,087 (30.5)	1,204 (25.7)	1,404 (23.7)	1,553 (22.0)	1,638 (20.7)
法人 (比率)	2,478 (69.5)	3,486 (74.3)	4,515 (76.3)	5,510 (78.0)	6,275 (79.3)
計	3,565	4,690	5,919	7,063	7,913

※資料出所：2007年以前は特許庁発刊の「2008知的財産白書」、2008年は特許庁の特許統計システム

二. 技術分野別のPCT国際出願状況

2008年のIPC分類による技術分野別 PCT国際出願状況をみると、電気通信技術分野が1,853件(23.4%)で最も多く、続いて算術論理演算・計算・計数分野、基本的な電気素子分野、衛生学・医学・獣医学分野、測定・試験分野の順で多かった。

＜表Ⅷ－2－4＞2008年技術分野別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

順位	技術分野	IPC	件数	占有率
1	電気通信技術	H04	1,853	23.4
2	算術論理演算、計算、計数	G06	660	8.3
3	基本的な電気素子	H01	625	7.9
4	衛生学、医学、獣医学	A61	484	6.1
5	測定、試験	G01	242	3.1
6	有機化学	C07	217	2.7
7	生化学、ビール、酒精、ブドウ酒、酢、微生物学、酵素学、突然変異の遺伝子工学	C12	187	2.4
8	光学	G02	181	2.3
9	有機高分子化合物、その製造または化学的処理、それによる造成物	C08	159	2.0
10	家具、家庭用品または家庭用設備、コーヒーを挿る器具、香辛料を挿る器具、真空掃除機一般	A47	117	1.5
	その他		3,188	40.3
	合計		7,913	100.0

※資料出所：特許庁の特許統計システム

※IPC分類が完了されていない件数があるため変動可能性がある。

ホ. PCT-EASY (FD出願) 及びE-filing (電子出願) によるPCT国際出願動向

PCT-EASYによる出願は毎年減少し続けているのに対し、E-filingによるオンライン出願は継続して増加している。韓国のIT環境やオンライン出願システムがかなりの水準まで構築され出願人が便利に利用できる。また、PCT-EASY (Electronic Application System) で出願の際には、国際出願手数料のうち、100スイスフラン (約121,000ウォン) を、E-filingで出願の際には、300スイスフラン (約364,000ウォン) の減免を受けることができるため、出願人の立場では費用の節減効果も期待することができる。

2008年韓国の書面による出願率はPCT国際出願全体の2.3%で、2007年世界の書面による出願率32.8%に比べ著しく低い水準である。韓国の電子による出願の比重が高いことが分かる。

＜表Ⅷ－2－5＞媒体別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2004	2005	2006	2007	2008
On-Line (比率)	- (-)	2,965 (63.2)	4,793 (81.0)	6,094 (86.3)	6,940 (87.7)
FD(PCT-EASY) (比率)	1,309 (36.7)	829 (17.7)	687 (11.6)	713 (10.1)	775 (9.8)
その他(書面など) (比率)	2,256 (63.3)	896 (19.1)	439 (7.4)	256 (3.6)	198 (2.5)
計	3,565	4,690	5,919	7,063	7,913

※資料出所：特許庁の特許統計システム

※2005.2月からオンライン出願施行

へ. 言語別のPCT国際出願状況

2008年の韓国語によるPCT国際出願件数は4,982件であり、全体出願件数の63.0%、英語による出願は2,928件で全体出願件数の37.0%、日本語による出願は3件を記録した。

ここ数年間の韓国語による出願は60%前後を記録したが、2009年1月1日からは全て

の国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能となり、優先日から14ヶ月以内に英語翻訳文を提出していた手続きもなくなったことにより、今後韓国語による出願は増加する見通しだ。但し、出願人が英語で出願をしたい場合には今までのように英語により出願できるが、英語による出願は英語で国際公開となり、韓国語による出願は韓国語で国際公開となる点に留意しなければならない。

＜表Ⅷ－2－6＞言語別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2004	2005	2006	2007	2008
韓国語 (比率)	2,088 (58.6)	2,856 (60.9)	3,714 (62.7)	4,558 (64.5)	4,982 (63.0)
英語 (比率)	1,475 (41.4)	1,833 (39.1)	2,204 (37.2)	2,505 (35.5)	2,928 (37.0)
日本語 (比率)	2 (-)	1 (-)	1 (-)	- (-)	3 (-)
計	3,565	4,690	5,919	7,063	7,913

※資料出所：特許庁特許庁統計システム

ト．今後の見通し

韓国のPCT国際出願は、1999年から2008年までの10年間の年平均増加率は28.0%となり、2004年から2008年までの5年間の年平均増加率は22.1%となる。過去10年間の年平均増加率が高い理由は、1999年から2000年までのPCT国際出願が平均67.9%の大幅な増加によるものである。しかし、その後は比較的に安定的な増加傾向を維持したが、2008年には過去5年間の年平均増加率にも及ばない12.0%の増加率を記録した。2008年下半年からは世界的な景気低迷の影響により米国の出願件数が1.0%減少となり、その他のPCT多出願国の増加率も大幅に鈍化したことなどを考慮すれば、韓国は相対的に増加したこととなる。2009年の見通しは過去数年間の増加傾向を続けることはできないものと見ている。韓国語出願の施行という肯定的な要因があってもPCT特許出願が経済状況と密接な関連があり、現在の経済与件が良くないことなどを考慮すると、2009年の韓国のPCT国際出願は2008年水準である約8,000件前後となる見通しだ。

2. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し

イ. 韓国特許庁に対する国際調査及び／または国際予備審査請求の予想件数

韓国特許庁は、1997年のPCT総会において国際調査機関および国際予備審査機関として指定され1999年12月から同業務を遂行してきた。2008年末に米国を始め9ヶ国の特許庁と業務協約を締結して、これら国の出願人の国際調査及び国際予備審査業務を遂行している。

*業務協約締結国：フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インドネシア(2004)、モンゴル(2005)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2008)、オーストラリア(2009)

2008年に韓国特許庁または韓国特許庁と国際調査機関の業務協約を締結した外国受理官庁（国際事務局含む）に出願したPCT国際出願のうち、韓国特許庁を国際調査機関として指定した出願は18,822件で、2007年の8,924件に比べおよそ110.9%も増加した数値である。主な増加要因は、米国出願人が韓国特許庁を国際調査機関に指定した件数が2007年の2,735件であったのが2008年は11,375件となり、315.9%の大幅な増加を記録したからである。これは韓国の国際調査が費用に対し品質が高く満足できる結果を出したからであると分析される。

<表Ⅷ-2-7> PCT国際調査用写本の受付け件数

(単位：件、%)

年度 区分	2004	2005	2006	2007	2008
韓国(KR) (比率)	3,098 (99.6)	3,850 (99.5)	5,163 (87.5)	6,071 (68.0)	7,165 (38.1)
その他の国 (比率)	11 (0.4)	20 (0.5)	735 (12.5)	2,853 (32.0)	11,657 (61.9)

計	3,109	3,870	5,898	8,924	18,822
---	-------	-------	-------	-------	--------

※資料出所：特許庁の特許統計システム

2008年韓国特許庁へ国際予備審査を請求した件数は358件で、2007年の510件に比べ29.8%減少した。これは2004年からの国際調査機関において特許性の可否に対する見解書を発行することとなったため、出願人がこの見解書で国際予備審査の代わりにしたからであると分析される。このような減少傾向は過去数年間続いてきており、今後も持続する見通しである。

<表Ⅷ-2-8>PCT国際予備審査の請求状況

(単位：件、%)

区分	年度	2004	2005	2006	2007	2008
国際予備審査 請求書の受付		928	655	599	510	358
増加率		△14.0	△29.4	△8.5	△14.9	△29.8

※資料出所：特許庁の特許統計システム

ロ．韓国出願人の国際調査機関の指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁（ISA/KR）の他、オーストリア特許庁（ISA/AT）、オーストラリア特許庁（ISA/AU）、日本特許庁（ISA/JP）、を国際調査機関（ISA）に指定し国際調査を受けられる。

2008年に韓国特許庁を受理官庁として出願したPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関として指定した比率は95.9%であり、外国の特許庁を国際調査機関として指定した比率は4.1%であった。持続的に韓国特許庁を国際調査機関として指定する比率が高くなっている傾向である。これは言語の面で韓国特許庁の審査官との意見交換が便利であり国際調査費用が安いということと、品質の高い国際調査が期待できるからであると分析される。

＜表Ⅷ－2－9＞PCT国際調査機関の指定状況

(単位：件、%)

区分	年度	2004	2005	2006	2007	2008
韓国(KR) (比率)		3,195 (89.6)	4,210 (89.8)	5,370 (90.7)	6,571 (93.0)	7,590 (95.9)
その他の国 (比率)		370 (10.4)	480 (10.2)	549 (9.3)	492 (7.0)	323 (4.1)
計		3,565	4,690	5,919	7,063	7,913

※資料出所：特許庁の特許統計システム

ハ．今後の見通し

韓国特許庁はスリランカ及びオーストラリアとも国際調査機関及び国際予備審査機関の指定に関する業務協約を締結して2009年3月1日からこれらの国の出願人のPCT国際調査及び国際予備審査を遂行することになった。特に、オーストラリアのPCT出願件数は、2008年度の基準では世界14位であるが相対的に国際調査費用が韓国より高いため、オーストラリアの出願人が韓国を国際調査機関として指定する可能性が高いと言える。

また、2009年から韓国の国際調査費用の値上がりがあったけれどもそれでも米国に比べ安い。また、国際調査の品質においても劣らないため、今後も米国の出願人は韓国を国際調査機関として指定する見通しである。

一方、韓国を受理官庁として出願したPCT国際出願において、外国の特許庁を国際調査機関として指定する比率は2008年とほとんど同じ水準を維持する見通しである。過去、韓国の出願人が外国の国際調査機関としてオーストリアを多く指定したが、オーストリアの場合は韓国語出願における韓国の国際調査費用とほとんど差はないが意思相通や手続きの対応が相対的に難しい。従って韓国の出願人は韓国を国際調査機関として指定する見通しである。

3. PCTを通じた外国人の韓国国内段階（指定官庁）への移行動向

イ. 2008年度外国人のPCT国内段階（指定官庁）への移行（出願）件数

外国人のPCTを通じた国内特許出願は、過去8年間年平均9.3%の増加率見せた。

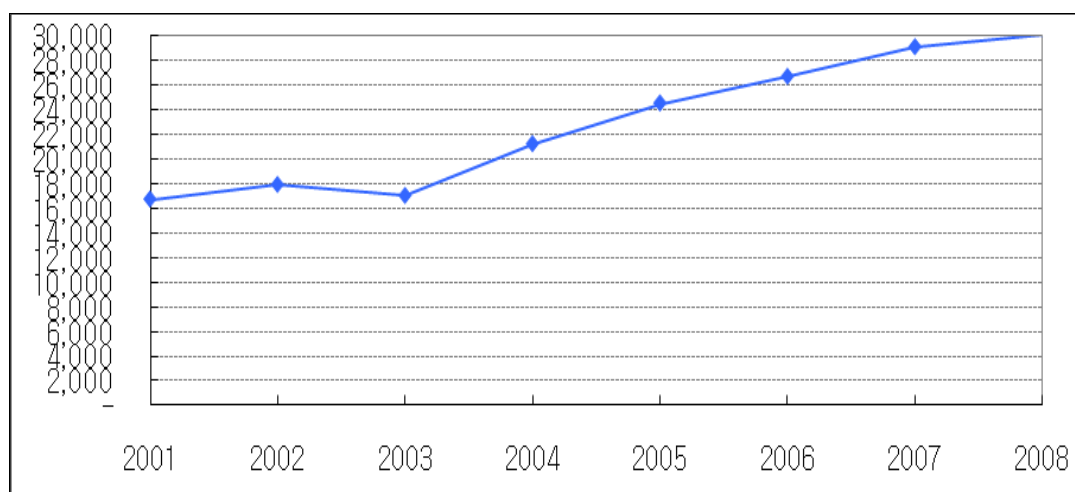
2008年度国内段階への移行件数は30,049件で、これは国内特許／実用新案出願件（188,609件）の15.9%に該当する。

<表Ⅷ-2-10>外国人のPCT国内段階（指定官庁）への移行件数

(単位：件、%)

年度 分析	' 01	' 02	' 03	' 04	' 05	' 06	' 07	' 08
出願件数	16,690	17,874	16,981	21,183	24,482	26,649	29,045	30,049
増加率(%)	10.3	7.1	△5.0	24.7	15.6	8.9	9.0	3.5

<図Ⅷ-2-4>外国人のPCT国内段階（指定官庁）への移行状況



ロ. 国内段階（指定官庁）への移行傾向及び2009年の見通し

2000年度以前から持続的に増加率を維持してきたPCT指定官庁の国内段階への移行件数は2003年に△5.0%のマイナス成長を記録した。これは2003年3月12日から国内段階への移行期間が優先日から30ヶ月まで適用を受けることとなり、優先日から20ヶ月以内に国内段階に移行すべき出願案件などが10ヶ月遅延されたからと分析された。遅

延となった出願案件が2004年以降に国内段階へ移行することにより、2004年と2005年はそれぞれ24.7%と15.6%の増加率を見せた。

2006年と2007年には8.9%、9.0%で国内段階への移行傾向が安定的な増加率を記録したが、2008年度は世界的な経済低迷の影響により増加率が3.5%の平年並みより減少を示した。2008年度下半期以降も世界経済の低迷が持続するものと予想され、2009年は前年度の3万件程度であった水準を維持する見通しである。

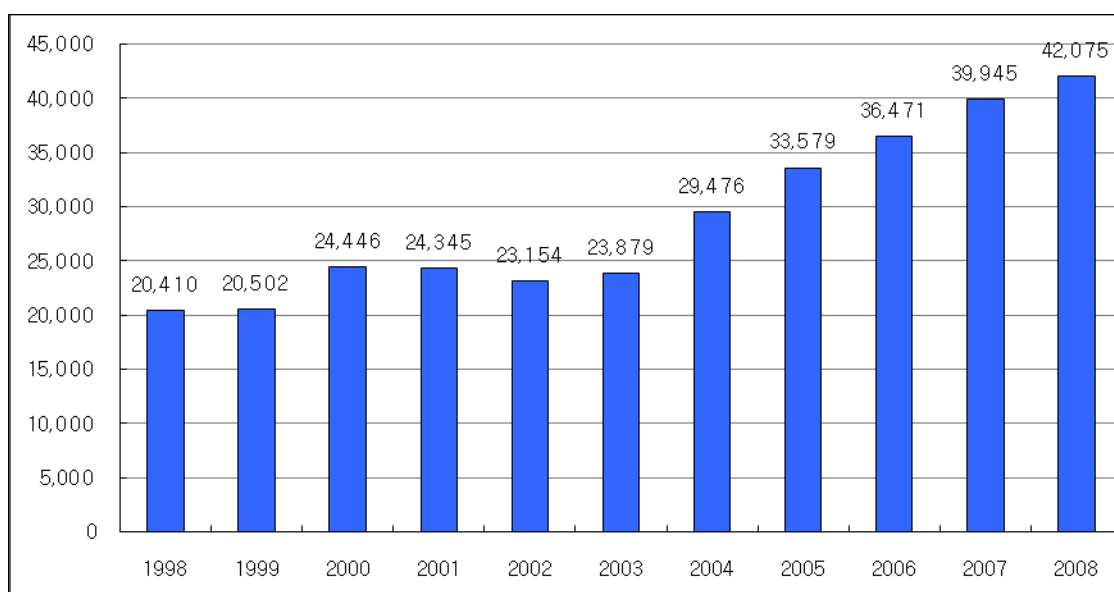
第3節 マドリッド国際商標の出願動向

1. 2008年の世界の国際商標出願状況

1) 世界の国際商標出願の状況

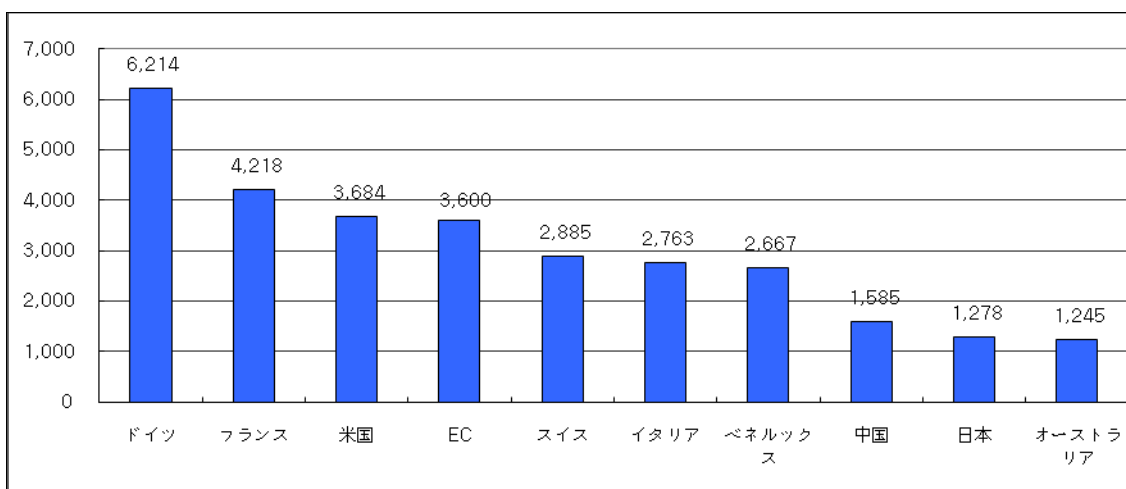
2008年の世界の国際商標出願の全体件数は42,075件であり、2007年（39,945件）に比べ2,130件（5.3%）増加した。

<図Ⅷ-2-5> 年度別の世界国際商標出願状況



2008年度の世界10大多出願国は次の通りであり、韓国の場合は前年度の330件より144件減少した186件で30位を占めた。

<図Ⅷ-2-6> 2008年度の10大多出願国

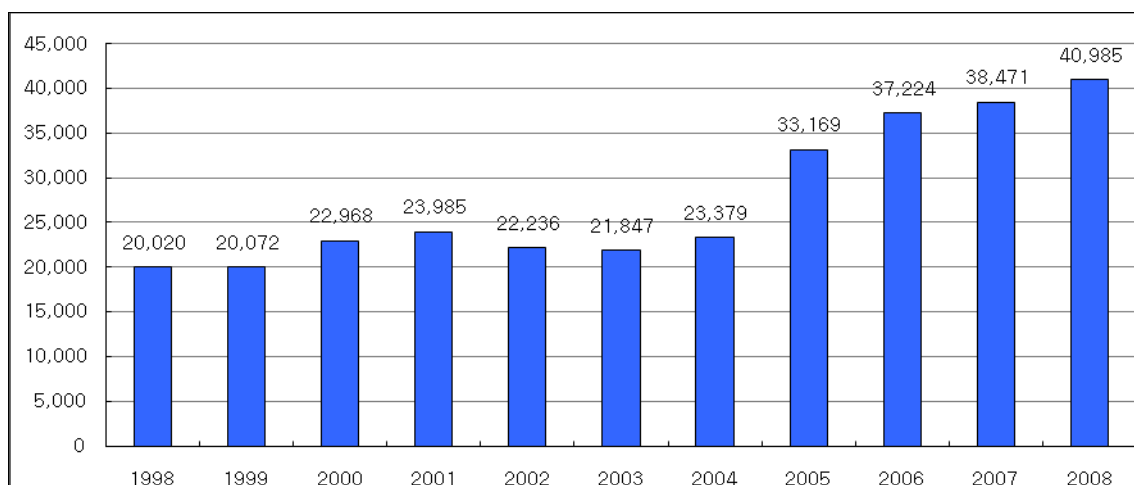


※WIPO統計（2009年3月10日、報道資料PR/2009/584）はWIPO受付日基準であるため、韓国特許庁の統計とは差がある（WIPO統計：186件、韓国特許庁統計：216件）。

ロ. 世界の国際登録の状況

2008年度に国際登録された商標の件数は計40,985件であり、韓国を本国とする国際出願は計204件が登録された。

<図Ⅷ-2-7> 年度別の世界国際登録状況

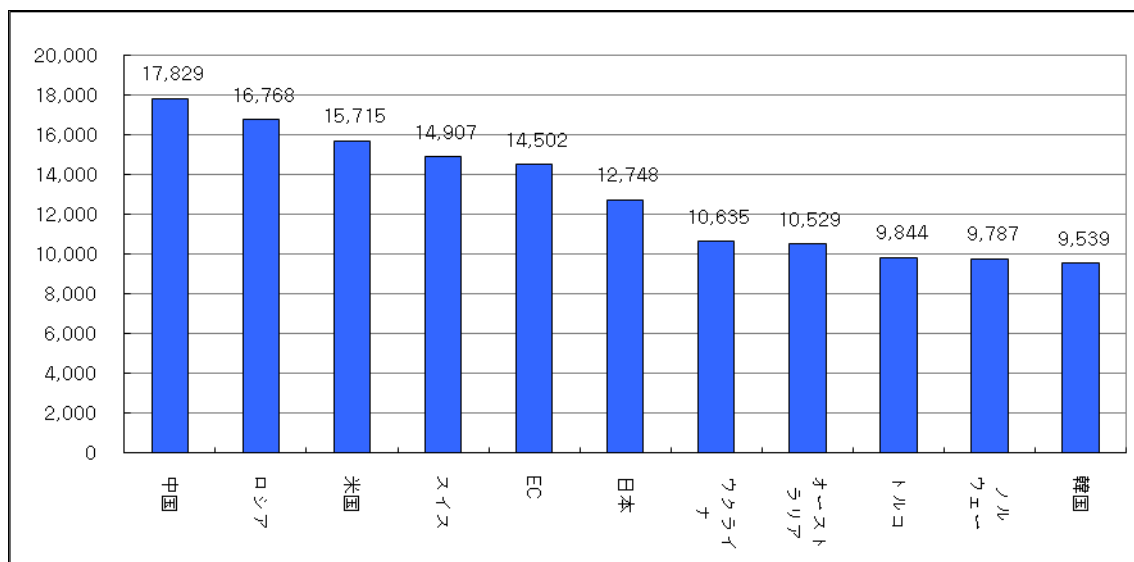


※資料：WIPO統計基準

ハ．世界10大指定国の状況

2008年度の世界10大指定国は次の通りであり、韓国が指定された件数は9,539件（国際登録が8,228件、事後指定が1,311件）と世界第11位を記録した。

<図Ⅷ－2－8> 2008年度世界10大指定国の状況



※資料：WIPO統計基準

ニ．10大国際多登録権者と10大国際多出願人

2008年末の世界10大国際多登録権者と2008年度の10大国際多出願人は次の通りである。

＜表Ⅷ－2－11＞2008年度世界10大多国際登録権者と多国際出願人

(単位：件)

10 大多国際登録権者			10 大多国際出願人		
1	Henkel	ドイツ	1	Lidl	ドイツ
2	Janssen Pharmaceutica	ベルギー	2	Nestlé	スイス
3	Novartis	スイス	3	Henkel	ドイツ
4	L'Oréal	フランス	4	Boehringer Ingelheim	ドイツ
5	Nestlé	スイス	5	Novartis	スイス
6	Unilever	オランダ	6	Janssen Pharmaceutica	ベルギー
7	Sanofi-Aventis	フランス	7	BSH Bosch und Siemens	ドイツ
8	ITM Enterprises	フランス	8	Zhejiang Medicine Company	中国
9	Siemens	ドイツ	9	L'Oréal	フランス
10	BASF	ドイツ	10	Deutsche Telekom	ドイツ
10	ITM Enterprises	フランス	10	Brillux	ドイツ

※資料：WIPO統計基準

2. 2008年の国内本国官庁の国際商標出願の状況

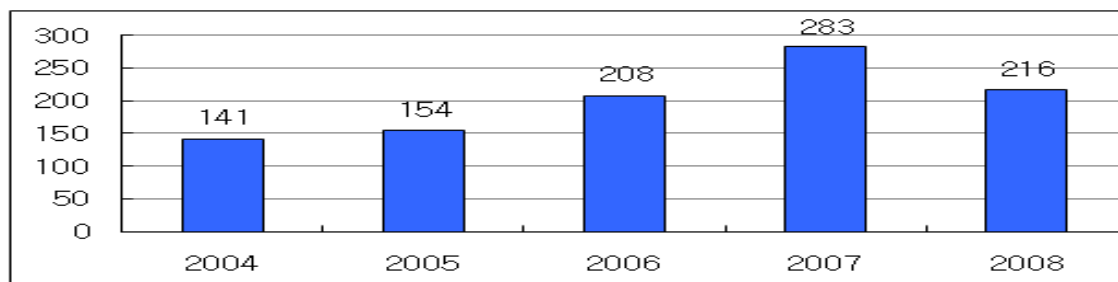
イ. 自国民の国際商標出願状況

2008年度に韓国特許庁を本国官庁として受付した国際商標出願は216件（事後指定申請の25件を除く）であり、2007年の283件に比べ24%増加した。

*WIPO統計は国際事務局受付日を基準とするため、韓国特許庁の統計とは若干の差がある。

(WIPO統計基準：186件、韓国特許庁統計基準：216件)

＜図Ⅷ－2－9＞年度別の自国民国際商標出願状況



※資料：WIPO統計基準

ロ. 自国民の国際商標電子出願の状況

2003年4月のマドリッドシステム制度施行時から施行されていたオンライン電子出願は、過去3年間では電子出願率が書面出願率を大きく上回った。その原因はマドリッド書式作成機及び電子出願プログラムを継続して改善していることや、書面出願より電子出願の手数料を政策的に低く策定して電子出願を誘導しているからである。

<表Ⅷ-2-12> 年度別の自国民の国際商標電子出願状況

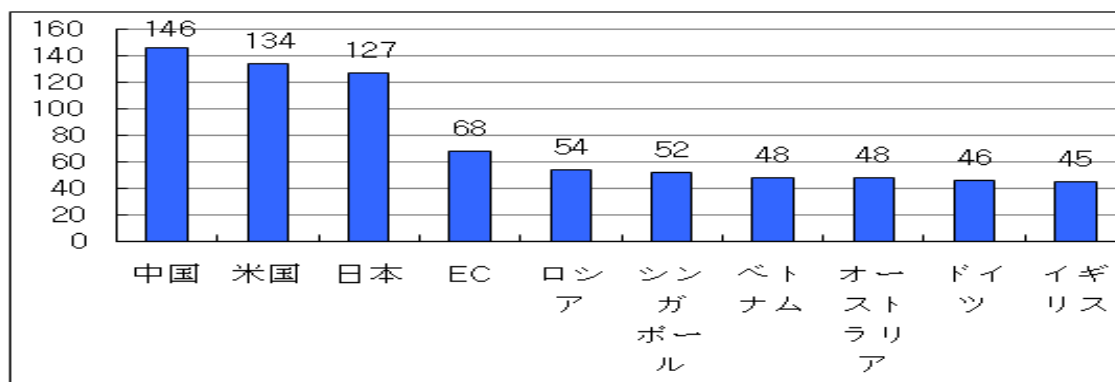
(単位:件、%)

区分	年度	' 03	' 04	' 05	' 06	' 07	' 08
電子出願件数 (比率)		37 (34%)	44 (31%)	39 (25%)	154 (74%)	200 (71%)	180 (83%)
書面による出願件数 (比率)		71 (66%)	97 (69%)	115 (75%)	54 (26%)	83 (29%)	36 (17%)
計		108	141	154	208	283	216

ハ. 自国民の国際商標出願10大指定国の状況

2008年度に韓国特許庁を本国官庁として受付した国際商標出願の10大指定国は中国、米国、日本、EC、ロシア、シンガポール、ベトナム、オーストラリア、ドイツ、イギリスの順であった。

<図Ⅷ-2-10> 2008年自国民の国際商標出願10大指定国の状況



*資料：KIPO統計基準

ニ．国内10大の国際商標多出願人（企業）

2008年度の国内10大国際商標多出願人は次の表の通りである。

<表Ⅷ-2-13>2008年度韓国の10大国際商標多出願人状況

(単位：件)

順位	出願人名	出願件数
1	三星電子(株)	15
2	ロッテショッピング(株)	12
3	韓国タイヤ(株)	10
4	(株)ドリムスコ	4
5	LG	4
6	(株) エスエンターホールディング	4
7	(株)ウヨンメディカル	4
8	韓国ヤクルト	3
9	ティンクウェア(株)	3
10	毎日乳業(株)	3

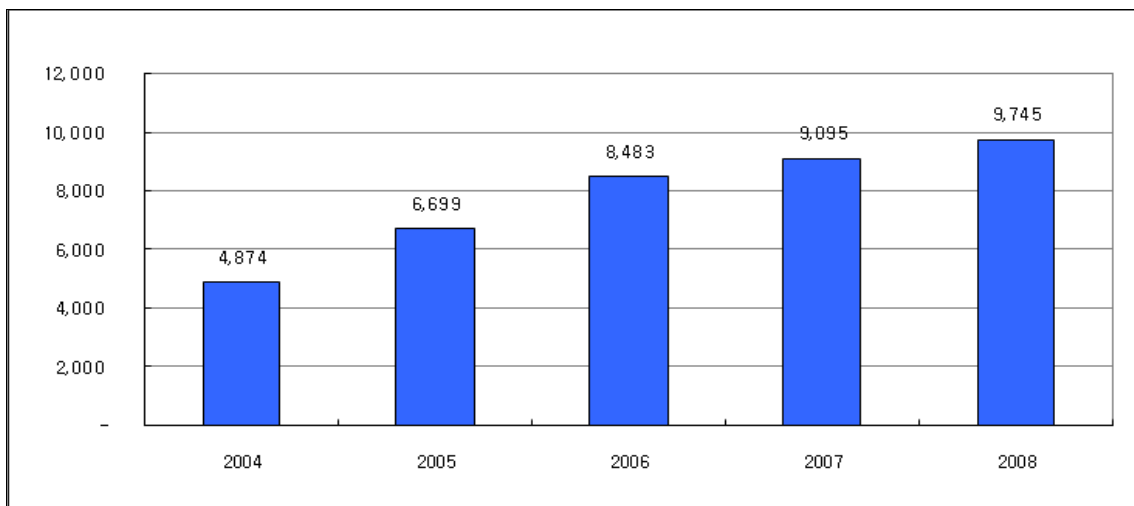
*資料：KIPO統計基準

3. 2008年の国内指定国官庁の状況

イ．外国人の韓国指定国際商標登録出願の状況

2008年度に韓国を指定した国際出願は9,745件（国際商標登録出願が8,349件、事後指定が1,321件、出願のうち一部名義変更75件）であり、2007年度の9,095件に比べ7%増加した。一方、2008年度に韓国を指定した国際出願9,745件は国内商標登録出願案件（121,651件）の8%に当たる。

<図Ⅷ-2-11> 年度別の外国人の韓国指定国際商標登録出願状況

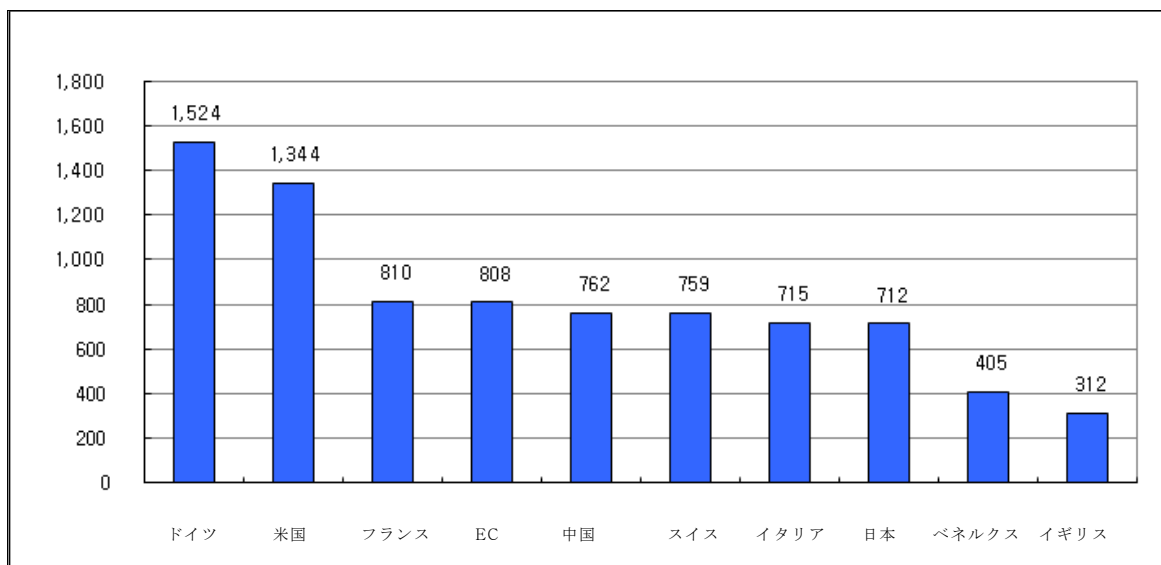


*資料：KIPO統計基準

ロ．韓国指定の10大締約国

2008年度に韓国を指定した10大締約国(外国国際商標登録出願人の国籍)はドイツ、米国、EC、フランス、中国、スイス、イタリア、日本、ベネルックス、イギリスの順である。

<図Ⅷ-2-12> 2008年年度別の外国人の韓国指定国際商標状況



*資料：KIPO統計基準

ハ．韓国指定の10大国際登録名義人

2008年度に韓国を指定した10大国際登録名義人は次表の通りである。

<表Ⅷ-2-14>2008年度韓国指定の10大国際商標多出願人

(単位：件)

順位	出願人	国籍	件数
1	Actavis Group PTC ehf.	アイスランド	100
2	Boehringer Ingelheim International GmbH	ドイツ	60
3	NOVARTIS AG	スイス	50
4	Laboratorios Almirall, S.A.	スペイン	34
5	Henkel AG & Co. KGaA	ドイツ	27
6	Callaway Golf Company	米国	26
7	MIGUEL TORRES S.A.	スペイン	23
8	Deutsche Telekom AG	ドイツ	22
9	Borealis AG	オーストリア	21
10	ABB Turbo Systems Ltd	スイス	20

* 資料：KIPO統計基準

4. 2009年の国際商標出願見通し

イ．自国民における国際商標出願の予想件数

最近の1CHF(スイスフラン)当たりのウォン安と韓国国内の不景気を考慮すると、前年度の出願件数を維持するか、若干上回るものと予想される。

<表Ⅷ-2-15>年度別の自国民の国際商標出願件数

(単位：件、%)

分析	年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009(予想)

出願件数	141	154	208	283	216	220
増加率(%)	30.6	9.2	35.1	36	△ 24	2

ロ. 外国人における韓国指定国際商標登録出願の予想件数

米国発のサブプライムローン影響による世界的な景気低迷は、出願件数の減少に繋がると予想されるが、2009年4月1日から韓国の個別手数料の値下げ（事後指定を含む国際出願時の1個類の個別手数料が当初の297CHFから63CHF減った233CHFに値下げ）となった点を考慮すると、前年度の出願件数の増加率と同じ水準である7%を維持すると予想される。

＜表Ⅷ－2－16＞年度別の外国人の国際商標韓国指定件数

(単位:件、%)

分析	年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009(予想)
出願件数		4,874	6,699	8,483	9,072	9,745	10,427
増加率(%)		214.9	37.4	26.6	6.9	7.4	7.0

ハ. 自国内出願人の国際商標出願活性化のための行政支援

韓国特許庁は今まで翻訳してなかった9,216の英文商品を追加で翻訳した後、特許庁及びマドリットホームページに公開（2008年9月）した。同翻訳資料はマドリット本国官庁の出願人が韓国語商品を英文商品に翻訳する苦勞を減らすことに寄与した。

マドリット基礎出願の効力消滅事項をWIPOへ通知する前に出願人に事前通報するシステムを改善し（2008年4月30日）、マドリット指定国官庁の手続きにおける補正書提出時に延長を認めなかったものを各々ヶ月ずつ2回延長できるように改善（2008年6月23日）するなど、出願人の権利保護の強化に寄与した。また、「海外商標出願人のためのマドリット国際出願ガイド」を新規に発刊（2008年12月）して自国内の出願人が

海外出願を容易にできるように努めた。

第3章 登録

第1節 産業財産権全般

顧客サービス局登録サービス課 行政事務官 ジョン・ヒョンゴン

1. 2008年産業財産権の動向

特許庁は2007年まで審査処理量の増加に伴い審査人材を増員して審査処理期間を短縮させたことにより、新規登録の件数が過去3年間（2003年～2005年）の年平均の新規登録件数（173,108件）に対する過去3年間（2006年～2008年）の年平均登録件数（223,948件）が29.4%の増加となった。

但し、実用新案先登録制度の廃止（2006年10月1日）と、2008年から審査処理期間において審査品質中心の特許戦略へ転換したことにより、2008年は前年同期に比べ14.9%の新規登録件数が減少した。

しかし2008年の年次登録件数は前年に比べ7.7%の増加となった。

さらに2008年は2007年から始まった米国の金融危機による景気低迷が韓国の全産業分野に連鎖的に経済危機をもたらしたため、特許新規登録にも減少要因として作用しているようである。

2. 2008年度の登録状況

イ. 過去5年間の設定登録状況

2008年の新規設定登録は193,681件であり、前年に比べ14.9%減少した。各権利別に調べてみると表VIII-3-1>から分かるように、実用新案や商標は前年に比べそれぞれ77.1%、8.5%の増加を見せたが、特許やデザインはそれぞれ32.6%、2.1%の減少となった。

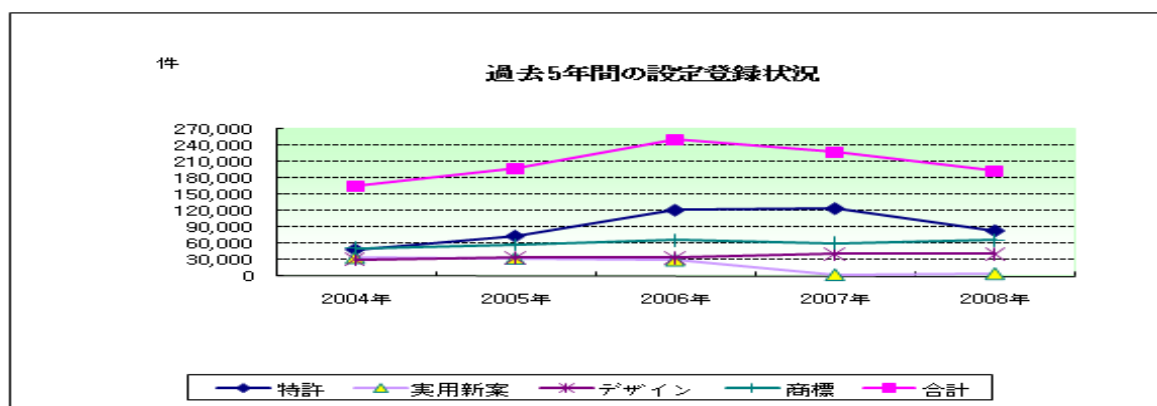
実用新案の場合は、2006年10月1日から実用新案先登録制度の廃止により正常な審査処理期間を経て登録されることとなったため登録件数が急激に減少したが、今年からは正常となっていることがわかる。

＜表Ⅷ－3－1＞過去5年間の設定登録状況

(単位:件、%)

権利別	年度別	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
特許		49,068 (11.1)	73,512 (49.8)	120,790 (64.3)	123,705 (2.4)	83,370 (△32.6)
実用新案		34,182 (△8.3)	32,716 (△4.3)	29,736 (△9.1)	2,795 (△90.6)	4,951 (77.1)
デザイン		31,021 (9.3)	33,993 (9.6)	34,206 (0.6)	40,745 (19.1)	39,881 (△2.1)
商標		51,104 (11.0)	57,873 (13.3)	65,825 (13.7)	60,361 (△8.3)	65,479 (8.5)
合計		165,375 (6.1)	198,094 (19.8)	250,557 (26.5)	227,606 (△9.2)	193,681 (△14.9)

注) () 内は前年比の増減率



ロ. 権利別の設定登録状況

1) 産業部門別の特許・実用新案の設定登録現況

2008年度の全体新規設定登録件数のうち、国家技術発展の牽引車の役割をする特

許・実用新案の登録件数は88,321である。〈表VIII-3-2〉のように産業部門別の登録現況を調べてみると、2007年と同様に電気通信分野が49.8%、機械分野が16.1%であり、この二分野の占有率が65.9%と、他産業分野に比べ高い比率を示したのに対し、化学は11.1、飲料衛生は7.2%、土木建設は5.1%であった。産業部門別の前年比の増減率を調べてみると、2007年は先登録制度の廃止により全分野にわたって減少したのに対し、2008年は米国の金融危機による景気低迷が韓国の全産業分野に影響を及ぼし、土木建設が74.3%、繊維が73.5%、事務用品印刷が65.4%、電気通信が57.5%など、全体的には43.2%減少した。

〈表VIII-3-2〉2008年産業部門別の特許、実用新案の設定登録状況

(単位:件、%)

区分	機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採鉱 金属	飲料 衛生	事務用 品 印刷	農林 水産	雑貨	合計	
2008	件数	14,234	9,773	1,275	44,018	4,485	3,214	6,379	488	1,224	3,231	88,321
	占有 率	16.1	11.1	1.4	49.8	5.1	3.6	7.2	0.6	1.4	3.7	100
2007	件数	17,456	12,591	2,212	69,307	7,817	3,710	7,275	807	1,402	3,923	126,500
	占有 率	13.8	10.0	1.7	54.8	6.2	2.9	5.8	0.6	1.1	3.1	100
前年比の 増加率	△22.6	△28.8	△73.5	△57.5	△74.3	△15.4	△14.0	△65.4	△14.5	△21.4	△43.2	

2) 部門別のデザイン登録現況

2008年度のデザイン新規設定登録件数は計39,881件である。〈表VIII-3-3〉のように部門別の登録占有率を調べてみると、住宅設備用品分野が18.3%、土木や建築用品分野が15.1%、生活用品分野が12.2%、電気電子機械器具類や通信機械器具分野が11.6%であった。部門別の前年比の増減率をみると、加工食品、嗜好食品分野で37.4%、生活用品分野が17.9%、衣服身の回り用品分野が15.3%で増加した一方、電気電子機械器具分野が31.6%、土木や建築用品分野で14.8%減少し、全体的には2.2%減少した。

＜表Ⅷ－3－3＞2008年部門別のデザイン登録状況

(単位：件、%)

区分	加工食品嗜好食品	衣服身の回り品	生活用品	住宅設備用品	趣味娯楽及び運動競技用品	事務用品及び販売用品	運輸及び運搬機械	電気電子機械器具及び通信機械器具	一般機械器具	産業用機械器具	土木及び建築用品	その他	計	
2008	件数	115	3,797	4,856	7,291	1,105	4,166	1,580	4,632	1,094	1,848	6,031	3,366	39,881
	占有率	0.3	9.5	12.2	18.3	2.8	10.4	4.0	11.6	2.7	4.6	15.1	8.4	100
2007	件数	72	3,216	3,989	6,355	1,105	4,124	1,755	6,097	1,219	1,871	6,921	4,023	40,611
	占有率	0.2	7.9	9.8	15.6	2.7	10.1	4.3	14.9	3.0	4.6	17.0	9.9	100
前年比の増減率	37.4	15.3	17.9	12.8	0.0	1.0	△11.1	△31.6	△11.4	△1.2	△14.8	△19.5	△2.2	

3) 部門別の商標登録現況 (NICE分類)

2008年度商標の新規設定登録件数は計65,479件である(＜表ⅧⅢ-3-4＞参照)。部門別の登録占有率をみると、サービス業分野が31.9%、機械・電気機械分野が16.0%、化学品・薬剤分野が15.2%などの順に高かった。部門別の前年比の増減率をみると、一般金属製品・建築材料が6.6%、菓子・食品・飲料分野が2.1%減少し、サービス分野が20.3%、繊維・衣類分野が8.9%。機械・電気機械分野が7.4%など、全体的に8.2%増加した。

＜表Ⅷ－3－4＞2008年分野別の商標登録状況

(単位：件、%)

区分	化学薬剤	一般金属製品、建築材料	機械、電気機械	繊維、衣類	家具、厨房用品	貴金属、時計、カバン類	楽器、玩具、タバコ	紙、文具	菓子、食品、飲料	ゴムプラスチック材料	サービス業	その他	計

2008	件数	9,973	1,794	10,502	5,039	2,405	2,528	1,722	2,411	7,842	370	20,893	0	65,479
	占有率	15.2	2.7	16.0	7.7	3.7	3.9	2.6	3.7	12	0.6	31.9	0	100
2007	件数	10,022	1,913	9,720	4,593	2,236	2,474	1,758	2,349	8,028	355	16,654	2	60,104
	占有率	16.7	3.2	16.2	7.6	3.7	4.1	2.9	3.9	13.4	0.6	27.7	0	100
前年比の増減率		△0.5	△6.6	7.4	8.9	7.0	2.1	△2.1	2.6	△2.4	4.1	20.3	0.0	8.2

ハ. 個人・法人別の登録状況

2008年度の設定登録件数を個人・法人別に区分すると（＜表VIII-3-5＞参照）、個人登録は29.1%、法人登録は70.9%である。権利別に区分してみると、特許の場合、個人登録が13.9%、法人登録が86.1%と、法人登録の比率が非常に高い。これは産業の高度化と構造的な変化・調整によって資本力と体系的な研究基盤が揃っている大手企業の研究所などが産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も開発能力の高い法人の登録率が高いが、個人の産業財産権に対する認識の変化と個人出願人に対する出願登録料などの各種手数料の減免拡大などにより、個人登録も一定の比率を維持している。

但し、実用新案の場合、個人の登録比率が（56.7%）法人の登録比率（43.3%）を大きく上回るのは、特許に比べ相対的に高度の技術を要しない発明によって登録が相対的に可能であるからと考えられる。

＜表VIII-3-5＞2008年の個人・法人別登録状況

（単位：件、%）

区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	11,627	13.9	71,743	86.1	83,370	100
実用新案	2,808	56.7	2,143	43.3	4,951	100
特・実小計	14,435	16.3	73,886	83.7	88,321	100
デザイン	16,474	41.3	23,407	58.7	39,881	100

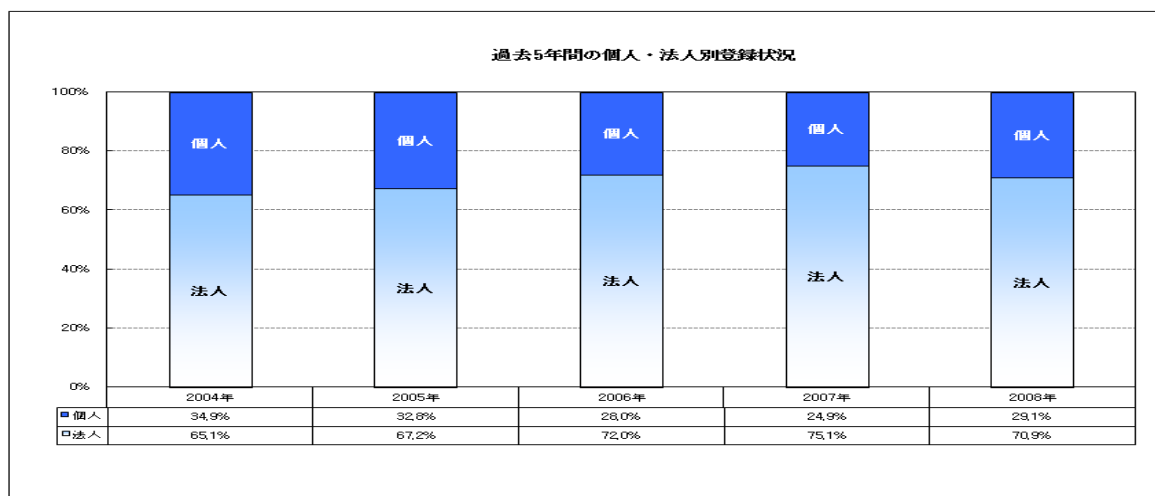
商標	25,483	38.9	39,996	61.1	65,479	100
計	56,392	29.1	137,289	70.9	193,681	100

過去5年間の個人・法人別登録推移を調べてみると<表VIII-3-6>からわかるように、個人登録の件数は小幅減少しているが、毎年漸進的に上昇している法人登録率は、2008年は景気低迷により一時的に減少するものと予想される。

<表VIII-3-6> 過去5年間の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	前年比 増加率
個人	57,635 (34.9)	64,936 (32.8)	70,070 (28.0)	56,715 (24.9)	56,392 (29.1)	△0.6
法人	107,740 (65.1)	133,158 (67.2)	180,502 (72.0)	170,897 (75.1)	137,289 (70.9)	△24.5



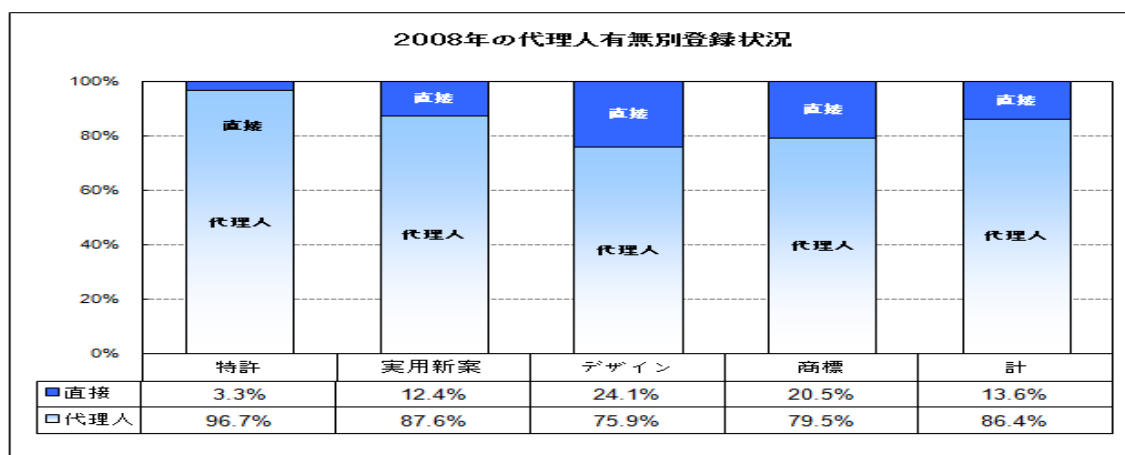
二. 代理人有無別の登録状況

登録時の代理人有無別に区分してみると、<表VIII-3-7>のように代理人による登録率が86.4%、直接登録が13.6%である。権利別に調べてみると、特許が96.7%と他の権利に比べ代理人の選任率が高いことが分かる。徐々に代理人なしで直接登録する比率が小幅増加している。

＜表Ⅷ－3－7＞2008年代理人有無別の登録状況

(単位：件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接登 録	代理人 登録	直接登 録
2008	件数	80,594	2,776	4,336	615	30,273	9,608	52,043	13,436	167,246	26,435
	構成比	96.7	3.3	87.6	12.4	75.9	24.1	79.5	20.5	86.4	13.6
2007	件数	120,199	3,506	2,164	631	30,645	10,100	48,456	11,905	201,464	26,142
	構成比	97.2	2.8	77.4	22.6	75.2	24.8	80.3	19.7	88.5	11.5
2006	件数	118,002	2,788	23,681	6,055	26,588	7,618	53,695	12,130	238,427	28,591
	構成比	97.7	2.3	79.6	20.4	77.7	22.3	81.6	18.4	89.3	10.7



ホ. 自国民・外国人別の登録状況

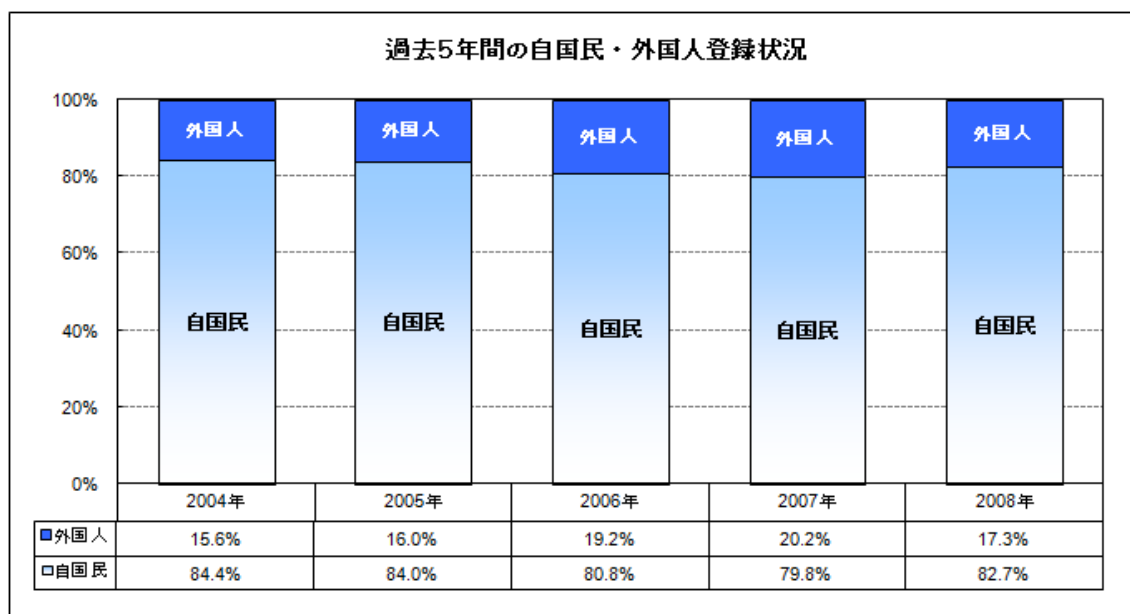
2008年の設定登録状況を自国民・外国人別に区分してみると、＜表ⅧⅢ-3-8＞のように自国民が160,113件（82.7%）、外国人が33,568件（17.3%）を占め、外国人登録の比率が減少したのに対し自国民の登録比率は増加した。また、自国民の登録件数は前年に比べ13.5%、外国人の登録比率は前年に比べ37.0%減少し、全体的にも前年に比べ17.5%減少した。

＜表Ⅷ－3－8＞過去5年間の自国民・外国人登録状況

(単位：件、%)

区分	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	前年比 増加率
自国民	139,549 (84.4)	166,315 (84.0)	202,533 (80.8)	181,641 (79.8)	160,113 (82.7)	△13.5
外国人	25,826 (15.6)	31,779 (16.0)	48,039 (19.2)	45,971 (20.2)	33,568 (17.3)	△37.0
合計	165,375 (100)	198,094 (100)	250,572 (100)	227,612 (100)	193,681 (100)	△17.5

注) () 内は占有比率



へ. 自国民の地域別登録状況

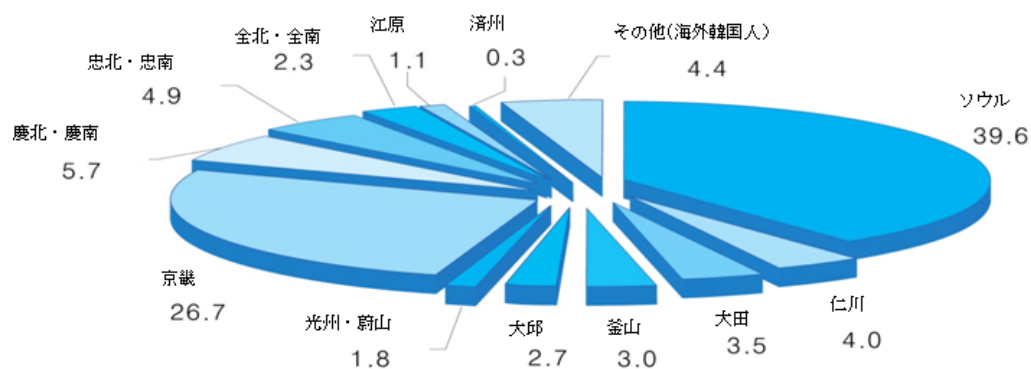
2008年の自国民登録状況を＜表ⅧⅢ-3-9＞のように市・道別の住民登録上の住所地を基準に区分してみると、ソウル・京畿地域が66.3%、特別市及び広域市の居住者が54.6%を登録している。特別市・広域市はソウル・仁川・釜山・大田居住者の順に、道別には京畿道・慶尚北道・忠清南道、慶尚南道居住者順に登録が高かった。

＜表Ⅷ－3－9＞2008年の市・道別登録状況

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	その他	合計
件数	63,368	4,765	4,342	6,440	1,975	5,532	1,010	42,809	1,812	2,758	5,022	1,842	1,722	5,343	3,851	456	7,066	160,113
構成比	39.6	3	2.7	4	1.2	3.5	0.6	26.7	1.1	1.7	3.2	1.2	1.1	3.3	2.4	0.3	4.4	100

2008年市・道別登録状況（構成比）



ト．外国国家別の設定登録状況

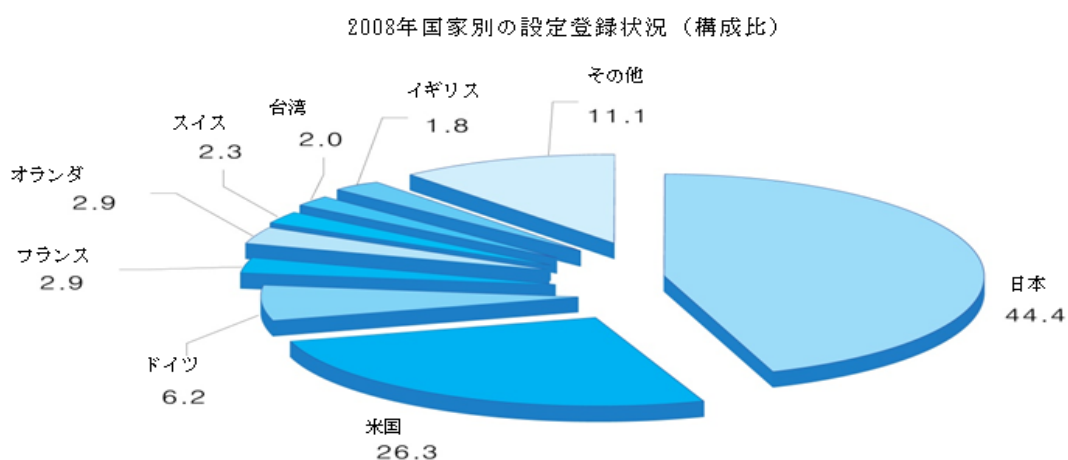
2008年度の新規設定登録件数のうち、外国人登録を＜表ⅧⅢ-3-10＞のように国別に調べてみると、33,568件のうち日本が14,905件（44.4%）、米国が8,831件（26.3%）と、この二国の登録件数が70%以上を占めている。基盤技術を保有する技術先進国であるほどデザイン・商標権よりは特許・実用新案権登録が多いことがわかる。

＜表Ⅷ－3－10＞2008年外国の国家別設定登録状況

(単位：件、%)

区分	日本	米国	ドイツ	フランス	オランダ	スイス	台湾	イギリス	その他	合計
特許	11,306	5,131	1,629	671	725	463	375	259	1,849	22,408

実用新案	8	12	1	0	0	0	62	0	17	100
特・実小計	11,314	5,143	1,630	671	725	463	437	259	1,866	22,508
デザイン	1,447	728	241	127	77	96	49	60	381	3,206
商標	2,144	2,960	224	189	176	197	194	282	1,488	7,854
合計	14,905	8,831	2,095	987	978	756	680	601	3,735	33,568
構成比	44.4	26.3	6.2	2.9	2.9	2.3	2.0	1.8	11.1	100



チ. 多登録企業の状況

2008年の設定登録状況をみると、自国民中の多登録企業は<表VIII-3-11>のように、三星電子（株）、LG電子（株）、現代自動車などの順に多かった。多登録順位20位以内の電子・電気・自動車・通信分野の企業は主に特許・実用新案権を、化学・生活密着型用品分野の企業は主にデザイン・商標権の登録比率が高かった。これは企業が主力とする特許技術戦略と密接した関係があることに起因する。

<表VIII-3-11> 2008年自国内の多登録企業状況

（単位：件、%）

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	計

1	三星電子株式会社	4,773	3	904	146	5,826
2	LG 電子株式会社	2,651	0	735	336	3,722
3	現代自動車株式会社	1,856	0	208	29	2,093
4	株式会社ポスコ	1,787	0	1	37	1,825
5	株式会社ハイニックス半導体	1,778	0	0	1	1,779
6	(株)アモーレパシフィック	89	51	464	866	1,470
7	三星 SDI 株式会社	1,339	0	1	2	1,342
8	株式会社 LG 化学	561	13	712	22	1,308
9	三星電機株式会社	1,143	0	14	12	1,169
10	東部エレクトロニクス株式会社	1,110	0	0	0	1,110
11	SK テレコム株式会社	539	1	19	257	816
12	株式会社 LG 生活健康	101	0	261	369	731
13	LG ディスプレー株式会	678	1	0	1	680
14	CJ 第製一精糖株式会社	69	1	282	182	534
15	株式会社 KT	342	0	28	163	533
16	株式会社オリオン	0	0	38	449	487
17	株式会社大宇エレクトロニクス	314	0	159	7	480
18	株式会社 KT フリーテル	376	2	31	60	469
19	キア自動車株式会社	304	0	126	7	437
20	マンド機械株式会社	411	0	0	6	417

第2節 年次登録

顧客サービス局登録サービス課 行政事務官 ジョン・ヒョンゴン

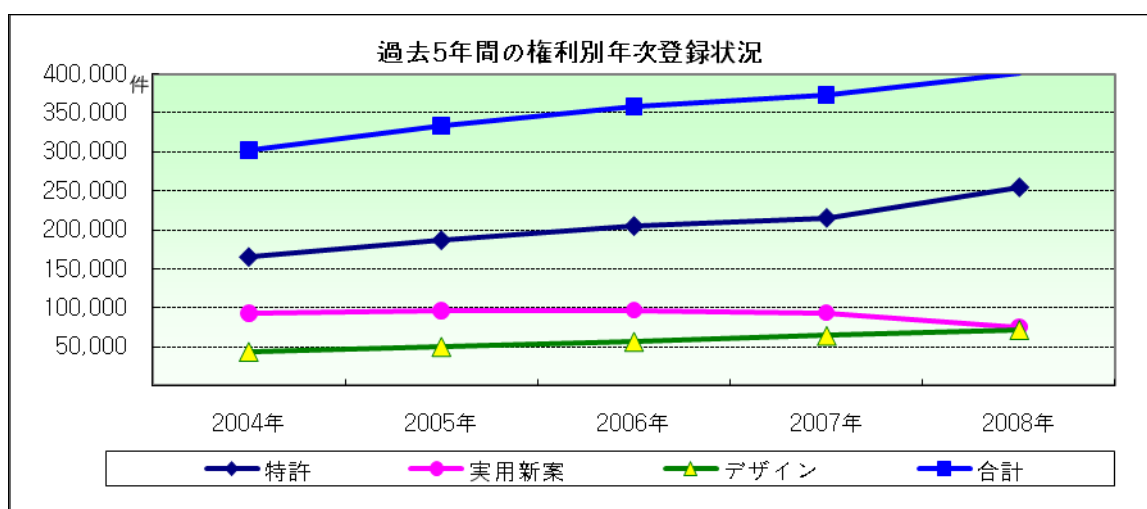
産業財産権は新規設定登録以降にも所定の年次登録料を権利の存続期間中支払わなければ権利として存続することができない。年次登録は権利者の産業財産権の保有・活用意思を示す指標であり、2008年には401,422件であり、前年に比べ7.7%増加した（＜表VIII-3-12＞参照）。権利別には特許やデザインがそれぞれ18.1%、11.9%増加した反面、実用新案は19.2%減少した。

＜表VIII-3-12＞過去5年間の権利別年次登録状況

(単位：件、%)

年度別 権利別	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
特許	165,648 (7.2)	186,949 (12.9)	204,927 (9.6)	215,284 (5.1)	254,150 (18.1)
実用新案	92,952 (8.4)	96,077 (3.4)	97,006 (1.0)	93,373 (△3.7)	75,477 (△19.2)
デザイン	43,741 (7.4)	50,149 (14.6)	56,460 (12.6)	64,146 (13.6)	71,795 (11.9)
合計	302,341 (7.6)	333,175 (10.2)	358,393 (7.5)	372,803 (4.0)	401,422 (7.7)

注) () 内は占有比率



第3節 存続権利の状況

顧客サービス局登録サービス課 行政事務官 ジョン・ヒョンゴン

韓国の産業財産権登録は1948年の11件（特許4件、実用新案2件、デザイン5件）から始まり、2008年末には計2,705,480件が登録された（<表VIII-3-13>参照）。このうち、存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決などにより消滅した権利は1,069,808件であり、存続件数は1,635,672件である。

自国民と外国人で比べてみると、自国民の場合は計2,120,882件のうち、1,256,170件、外国人の場合は計584,598件のうち、379,502件を維持している。存続権利別の比率をみると、特許・実用新案権は自国民に、デザイン・商標権は外国人に権利存続の意思が強いことがわかる。

<表VIII-3-13>2008年の存続権利状況

（単位：件、％）

区分		自国民		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	566,654	100	280,835	100	847,489	100
	消滅	123,370	21.8	99,739	35.5	223,109	26.3
	存続	443,284	78.2	181,096	64.5	624,380	73.7
実用新案	登録	402,401	100	14,093	100	416,494	100
	消滅	283,114	70.4	11,483	81.5	294,597	70.7
	存続	119,287	29.6	2,610	18.5	121,897	29.3
デザイン	登録	458,703	100	40,698	100	499,401	100
	消滅	264,606	57.7	21,216	52.1	285,822	57.2
	存続	194,097	42.3	19,482	47.9	213,579	42.8
商標	登録	693,124	100	248,972	100	942,096	100
	消滅	193,622	28.8	72,658	30.9	266,280	29.3
	存続	499,502	71.2	176,314	69.1	675,816	70.7
合計	登録	2,120,882	100	584,598	100	2,705,480	100
	消滅	864,712	27.9	205,096	29.2	1,069,808	28.3
	存続	1,256,170	72.1	379,502	70.8	1,635,672	71.7

第4節 国際商標（マドリッド）登録の状況

顧客サービス局登録サービス課 行政事務官 ジョン・ヒョンゴン

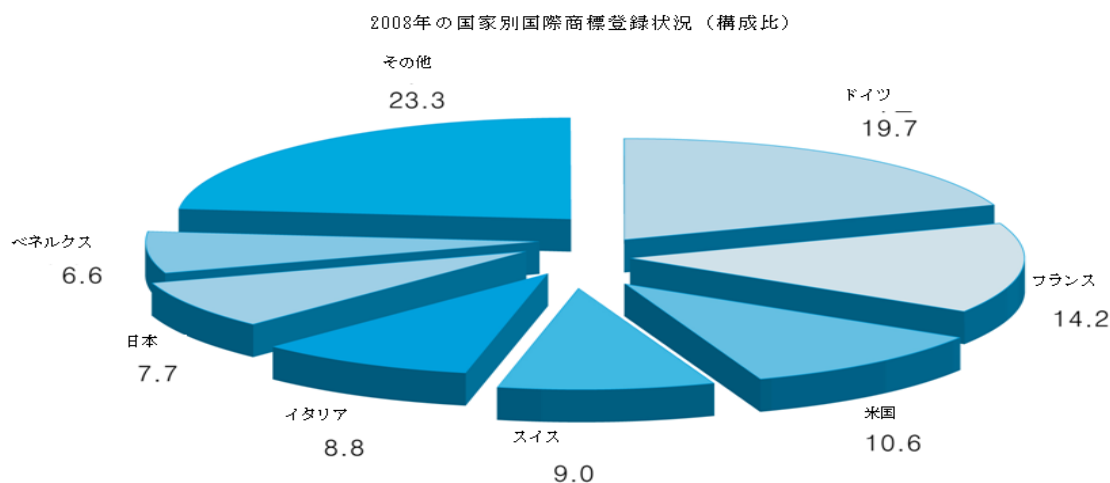
韓国が2003年4月10日にマドリッド議定書に加入して以来、2004年4月27日に初めて国際商標を登録し、2004年には652件、2005年には3,070件、2006年には4,307件、2007年には4,362件、2008年には6,701件で計19,092件を登録し、OECD会員国である米国、日本及びヨーロッパ主要国などが76.6%でほとんどを占めている（<表VIII-3-14>参照）。

2004年度には新規設定の登録業務のみを行っていたが、2005年以降からは国際商標登録に関する商標権の移転、変更及び放棄などの諸般登録業務も並行して行っており、国際商標登録件数も持続的に増加すると予想される。

<表VIII-3-14>2008年の国別国際商標（マドリッド）登録状況

(単位：件、%)

区分	ドイツ	フランス	米国	スイス	イタリア	日本	ベネルク ス	その他	合計
登録	3,758	2,710	2,030	1,724	1,683	1,476	1,257	4,454	19,092
構成比	19.7	14.2	10.6	9.0	8.8	7.7	6.6	23.3	100.0



第4章 審査

第1節 総括

電気電子審査局特許審査政策課 技術書記官 シン・サンゴン

2008年の産業財産権1次審査処理の全体件数は27万7,226件であり、前年の32万7,847件に比べ15.4%減少した。権利別に調べてみると、特許が9万5,490件、実用新案が1万3,823件、商標が11万7,796件、デザイン5万0,117件であり、前年に比べそれぞれ26.1%、4.1%、7.8%、11.4%減少した。特に、特許の審査処理件数が大幅に減少しているが、これは一般特許に比べ業務の負担が大きいPCT国際調査の処理件数が増加したからである。

外国人のPCT国際調査申請件数の急増により、PCT国際調査総処理件数は12,936件で前年の8,280件より56.2%増加した。

一方、特許庁は特・実12.1ヶ月、商標6.5ヶ月、デザイン5.6ヶ月の1次審査処理期間を達成し、2007年に引き続き、2008年にも世界最速の審査サービスを提供した。

＜表Ⅷ－4－1＞権利別の審査処理状況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2000	68,338	68,779	137,117	27,540 (29,446)	83,358 (110,181)	248,015 (276,744)
2001	55,766	54,550	110,316	32,276 (33,645)	87,078 (123,067)	229,670 (267,028)
2002	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,041)	267,372 (305,380)
2003	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004	98,404	53,389	151,793	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	308,544 (350,020)
2005	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008	95,490	13,823	109,313	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,226 (323,502)

注) 1. その他処分（審査請求前の取消、放棄、無効など）を含む

2. 1次審査処理基準である。

3. デザイン・商標の場合（ ）内は複数デザイン・多類基準である

第2節 特許及び実用新案

電気電子審査局特許審査政策課 施設事務官 イ・ソノウ

イ. 特許出願の審査

2008年の特許出願の1次審査処理件数は9万5,490件であり、2007年に比べ26.1%減少した。このうちの12.8%に当たる1万2,190件が1次審査と同時に登録が決定され、83.7%に当たる7万9,966件については意見提出などを通知した。出願から1次審査までに要した特許審査処理期間は2007年に引き続き、世界最速の12.1ヶ月を維持した。

<表Ⅷ-4-2> 特許1次審査処理の状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出などの通知	取下・放棄	審査処理期間
2004年	98,404 (100.0%)	19,952 (20.3%)	75,493 (76.7%)	2,959 (3.0%)	21.0ヶ月
2005年	131,115 (100.0%)	21,860 (16.7%)	106,506 (81.2%)	2,749 (2.1%)	17.6ヶ月
2006年	195,395 (100.0%)	39,440 (20.2%)	152,277 (77.9%)	3,678 (1.9%)	9.8ヶ月
2007年	129,147 (100.0%)	26,801 (20.8%)	97,690 (75.6%)	4,656 (3.6%)	9.8ヶ月
2008年	95,490 (100.0%)	12,190 (12.8%)	79,966 (83.7%)	3,334 (3.5%)	12.1ヶ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録査定される比率は2004年以降約20%水準を維持してきたが、2008年には12.8%に減少した。これは世界的に審査品質を重視する傾向により特許審査政策のパラダイムを転換（2008年6月）した以降、多様な審査品質を高める政策を施行した結果であると分析される。

2008年の特許出願の審査最終処理件数は計10万8,884件であり、2007年に比べ28.6%減少した。このうちの66.3%に当たる7万2,161件が登録査定され、30.7%に当たる3万3,389件が拒絶査定となった。前年に比べると登録査定比率は7.4%減少し、拒絶査定率は7.5%増加した。出願の取下・放棄・無効が3,334件であり、全体の審査最終処理件数の3.0%に当たり、2007年に比べ0.1%減少した。

＜表Ⅷ－4－3＞特許審査最終処理の状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下・放棄・無効
2004年	90,397 (100.0%)	54,551 (60.3%)	31,424 (34.8%)	4,422 (4.9%)
2005年	118,092 (100.0%)	78,397 (66.4%)	36,946 (31.3%)	2,749 (2.3%)
2006年	174,631 (100.0%)	127,298 (72.9%)	43,655 (25.0%)	3,678 (2.1%)
2007年	152,417 (100.0%)	112,344 (73.7%)	35,417 (23.2%)	4,656 (3.1%)
2008年	108,884 (100.0%)	72,161 (66.3%)	33,389 (30.7%)	3,334 (3.0%)

2008年の特許出願の1次審査処理件数と審査最終処理件数が前年に比べて減少したのは、外国PCT国際調査の依頼件数が急増したからである。

ロ．実用新案出願の審査

実用新案出願の1次審査処理件数は1999年7月の実用新案先登録制度施行以前に出願された物量の審査請求が減少し、2004年には866件、2005年には17件、2006年には10件に減少した。しかし、2006年10月の実用新案先登録制度の廃止により、実用新案審査主義に転換され、2008年には12,707件に増加した。

＜表Ⅷ－4－4＞実用新案1次審査処理の状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下・放棄
2004年	866 (100.0%)	238 (27.5%)	612 (70.7%)	16 (1.8%)
2005年	17 (100.0%)	2 (11.8%)	15 (88.2%)	-
2006年	10 (100.0%)	-	10 (100.0%)	-
2007年	7,342 (100.0%)	1,953 (26.6%)	5,389 (73.4%)	-
2008年	12,707 (100.0%)	1,713 (13.5%)	10,309 (81.1%)	685 (5.4%)

実用新案の審査終結処理件数も2004年には1,296件、2005年158件、2006年には7件に減少したが、2008年には12,265件を記録した。実用新案の登録査定率は2004年には52.0%、2005年には53.2%、2006年には42.9%に減少したが、2007年のみ74.7%増加し、2008にまた42.9%に減少した。

＜表Ⅷ－4－5＞実用新案審査終結処理の状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下・放棄
2004年	1,296 (100.0%)	674 (52.0%)	606 (46.8%)	16 (1.25%)
2005年	158 (100.0%)	84 (53.2%)	74 (46.8%)	-
2006年	7 (100.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	-
2007年	3,633 (100.0%)	2,714 (74.7%)	919 (25.3%)	-
2008年	12,265 (100.0%)	5,267 (42.9%)	6,313 (51.5%)	685 (5.6%)

1999年7月から施行されてきた旧実用新案の先登録制度による実用新案の審査処理件数は2006年10月の先登録制度廃止により、2008年には基礎的な要件審査が48件、技術評価が1,594件に減少した。

＜表Ⅷ－4－6＞旧実用新案（先登録制度）審査の状況

（単位：件）

区分	基礎的な要件審査				技術評価		
	登録依頼	補正命令 など	取下・放棄	計	登録維持	登録取消	計
2004年	29,482 (78.2%)	7,502 (19.9%)	646 (1.7%)	37,694 (100.0%)	9,686 (67.2%)	4,730 (32.8%)	14,416 (100.0%)
2005年	27,717 (75.7%)	8,770 (24.0%)	105 (0.3%)	36,592 (100.0%)	8,868 (66.4%)	4,485 (33.6%)	13,353 (100.0%)
2006年	24,677 (72.7%)	9,256 (27.3%)	2 (0.0%)	33,935 (100.0%)	8,005 (70.9%)	3,285 (29.1%)	11,290 (100.0%)
2007年	169 (67.9%)	79 (31.7%)	1 (0.4%)	249 (100.0%)	5,389 (66.3%)	2,738 (33.7%)	8,127 (100.0%)
2008年	33 (68.8%)	15 (31.2%)	-	48 (100.0%)	852 (53.5%)	742 (46.5%)	1,594 (100.0%)

注) 技術評価の登録維持は一部登録維持を含む。

2008年のPCT国際特許出願の国際調査報告書は2007年に比べ56.2%増加した12,936件を作成し、PCT予備審査報告書は2007年に比べ19.1%減少した474件を作成した。このうち4.6%である22件に対しては見解書を作成した。

＜表Ⅷ－4－7＞PCT国際調査及び予備審査の状況

（単位：件）

区分	PCT 国際調査			PCT 予備審査	
	国際調査報告書	副作成宣言書	見解書	予備審査報告書	見解書
2004年	2,932	19	1,927	1,035	448
2005年	3,649	14	3,663	842	237
2006年	4,753	35	4,788	639	99

2009知的財産白書

2007 年	8,280	51	8,330	586	26
2008 年	12,936	84	13,020	474	22

第3節 商標及びデザイン

商標デザイン審査局商標デザイン審査政策課 書記官 ジョン・ヒョンジョン

1. 商標登録の出願審査

商標登録出願の1次審査処理量は162,697件であり、このうちの48.7%に当たる79,197件には公告決定、51.0%に当たる83,500件には意見提出通知を行った。1次審査処理期間は2008年末には6.5ヶ月となり、2007年末の5.7ヶ月より0.8ヶ月増加したが審査処理期間の目標である8.0ヶ月を達成した。

<表Ⅷ-4-8> 商標登録出願1次処理審査の状況

(単位：件、%)

区分	計	公告	意見提出	その他	審査処理期間
2008年	162,697	79,197	83,007	493	6.5ヶ月
(構成比)	(100)	(48.7)	(51.0)	(0.3)	
2007年	171,858	82,020	88,164	1,674	5.7ヶ月
(構成比)	(100)	(47.7)	(51.3)	(1.0)	
2006年	172,045	88,931	81,126	1,988	5.9ヶ月
(構成比)	(100)	(51.7)	(47.2)	(1.2)	

注) 多類商標基準

最終的な審査結果は、終結した169,507件のうち78.6%に当たる133,297件が登録査定され、21.4%に当たる36,210件が拒絶された。

1次審査処理結果の51.0%に該当する件に対し意見提出通知を行い、前年の意見提出通知率の51.3%に比べ多少低くなったが、商品別の審査制度によって拒絶理由と解消策をより具体的に通知したため、最終的に登録査定された比率は78.6%となり、前年度より多少高い結果となった。

＜表Ⅷ－4－9＞商標登録の出願審査終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2008年	169,507	133,297	36,210
(構成比)	(100)	(78.6)	(21.4)
2007年	155,357	118,528	36,829
(構成比)	(100)	(76.3)	(23.7)
2006年	170,526	130,175	40,351
(構成比)	(100)	(76.3)	(23.7)

注) 多類商標基準

2. デザイン登録の出願審査

デザイン登録出願の1次審査処理量は51,492件であり、このうちの52.1%に当たる26,844件は登録査定、47.7%に当たる24,549件は意見提出の通知を行った。

1次審査処理期間は、2008年末には5.6ヶ月となり、2007年末の5.5ヶ月より0.1ヶ月増加したが、審査処理期間の目標である8ヶ月を達成した。

＜表Ⅷ－4－10＞デザイン登録の出願1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	意見提出	その他	審査処理期間
2008年	51,492	26,844	24,549	99	5.6ヶ月
(構成比)	(100)	(52.1)	(47.7)	0.2	
2007年	58,587	33,758	24,694	135	5.5ヶ月
(構成比)	(100)	(57.6)	(42.1)	(0.2)	
2006年	48,369	31,335	16,910	124	5.9ヶ月
(構成比)	(100)	(64.8)	(35.0)	(0.2)	

注) 複数デザイン基準

審査を終結した量は55,514件であり、このうちの82.4%に当たる42,466件は登録が査定され、17.6%に当たる9,048件は拒絶決定された。2007年の拒絶査定率である15.

4%より、拒絶査定率が2.2%p高くなった。これは審査処理期間及び審査量中心から審査品質中心へのパラダイムの転換により参考となる証拠資料の拒絶率の増加によるものと判断される。

<表Ⅷ-4-11> デザイン登録の出願審査最終処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2008年 (構成比)	55,514 (100)	42,466 (82.4)	9,048 (17.6)
2007年 (構成比)	54,999 (100)	46,539 (84.6)	8,460 (15.4)
2006年 (構成比)	47,211 (100)	42,183 (89.3)	5,028 (10.7)

注) 複数デザイン基準

第5章 審判

第1節 審判請求及び処理の状況

特許審判院審判政策課 行政主事 ジョン・レヨン

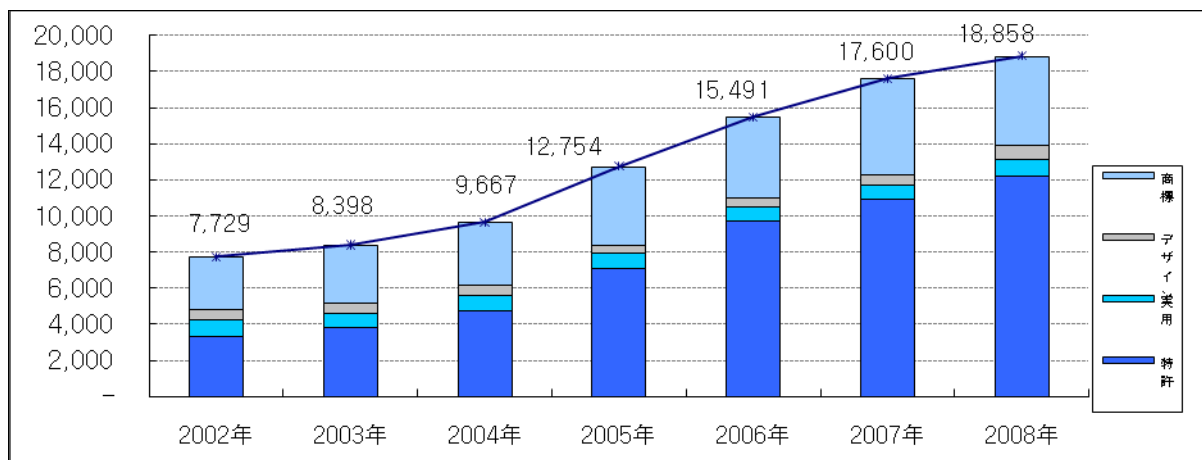
イ. 権利別の審判請求及び処理件数の状況

審判請求件数は2008年には18,858件であり、前年に比べ7.1%増加した。権利別に調べてみると、特許が11.8%、実用新案が20.3%、デザインが27.5%、商標が-6.6%の増減率を示している。審判請求件数の増加要因は知的財産が主要競争要素となり、知的財産権を巡る競争が熾烈になりつつあるからと判断される。

<表Ⅷ-5-1> 審判請求及び処理件数の状況

(単位：件)

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
請求 (増加 率)	特許	3,376 (12.4)	3,821 (13.2)	4,798 (25.6)	7,142 (48.8)	9,725 (36.2)	10,950 (12.6)	12,237 (11.8)
	実用新案	887 (△1.9)	788 (△11.2)	827 (4.9)	786 (△5.0)	765 (△2.7)	753 (△1.6)	906 (20.3)
	デザイン	559 (6.3)	594 (6.3)	544 (△8.4)	480 (△11.8)	503 (4.8)	601 (19.5)	766 (27.5)
	商標	2,907 (12.1)	3,195 (9.9)	3,498 (9.5)	4,346 (24.2)	4,498 (3.5)	5,296 (17.7)	4,949 (△6.6)
	計	7,729 (10.0)	8,398 (8.7)	9,667 (15.1)	12,754 (31.9)	15,491 (21.5)	17,600 (13.6)	18,858 (7.1)

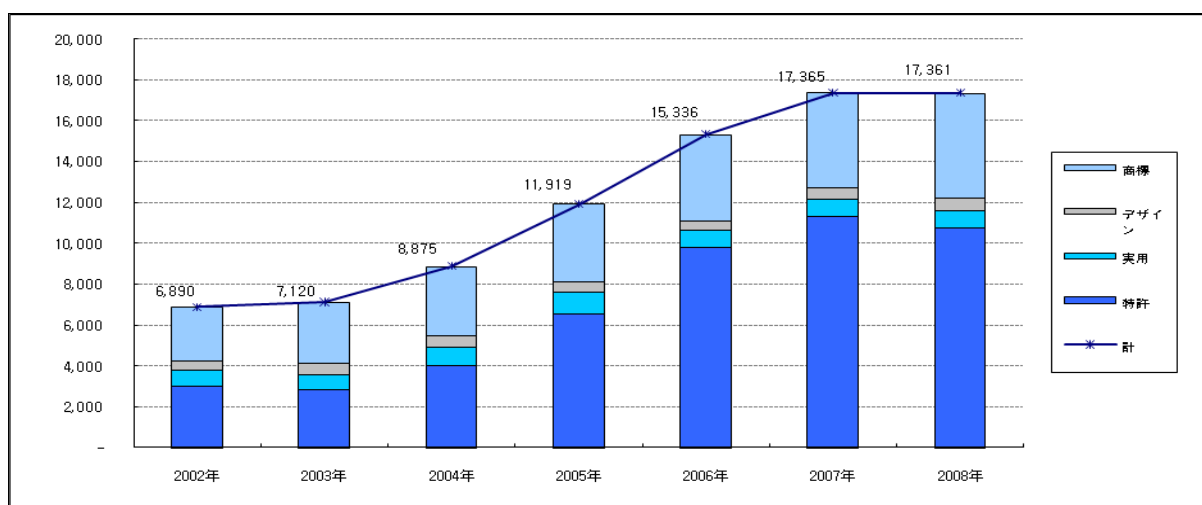


審判処理件数は2008年には17,361件で前年と同じ傾向を見せている。このうち、商標処理件数は5,138件であり、前年に比べ10.8%増加している。

<表Ⅷ-5-2> 審判処理状況

(単位：件)

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
処理 (増加率)	特許	3,022 (25.1)	2,836 (△6.2)	4,051 (42.8)	6,572 (61.9)	9,793 (49.0)	11,335 (15.7)	10,741 (△5.2)
	実用新案	766 (26.0)	728 (△5.0)	876 (20.3)	1,041 (18.8)	857 (△17.7)	862 (0.6)	855 (△0.8)
	デザイン	457 (△16.3)	570 (24.7)	585 (2.6)	518 (△11.5)	465 (△10.2)	531 (14.4)	627 (17.9)
	商標	2,645 (9.0)	2,986 (12.9)	3,363 (12.6)	3,788 (12.6)	4,221 (11.4)	4,639 (9.9)	5,138 (10.8)
	計	6,890 (14.9)	7,120 (3.3)	8,875 (24.6)	11,919 (34.1)	15,336 (28.7)	17,368 (13.2)	17,361 (△0.04)



ロ. 審判請求人別の審判請求

請求人別審判請求件数の比率をみると、国内企業が41.5%、外国企業が34.8%、個人が19.5%をそれぞれ占め、審判請求件数のほとんど（95.8%）を占めている。

＜表Ⅷ－5－3＞審判請求人別の審判請求の状況

（単位：件）

区分		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
個人 （自国民）	特許	605	627	739	977	1,275	1,743	1,718
	実用新案	492	435	453	415	413	388	449
	デザイン	280	294	285	234	246	334	352
	商標	671	790	1,050	1,257	1,007	1,163	1,007
	計	2,048 (24.1)	2,146 (23.5)	2,527 (23.4)	2,883 (20.2)	2,941 (19.0)	3,628 (20.6)	3,526 (18.7)
国内企業	特許	1,274	1,601	2,230	3,127	4,510	4,771	5,200
	実用新案	374	342	355	354	338	352	440
	デザイン	240	252	253	221	226	235	365
	商標	1,465	1,631	1,694	2,061	1,643	2,022	1,830
	計	3,353 (39.5)	3,826 (41.8)	4,532 (42.0)	5,763 (40.4)	6,717 (43.4)	7,380 (41.9)	7,835 (41.5%)
公共研究機関	特許	50	66	83	131	132	230	358
	実用新案	-	-	2	-	-	1	4
	デザイン	-	-	-	-	-	1	6
	商標	-	1	1	3	4	2	3

	計	50 (0.6)	67 (0.7)	86 (0.8)	134 (0.9)	136 (0.9)	234 (1.3)	371 (2.0)
大学	特許	18	34	49	90	62	200	325
	実用新案	-	-	-	-	-	1	1
	デザイン	-	-	-	-	-	-	-
	商標	4	2	10	8	7	12	4
	計	22 (0.3)	36 (0.4)	59 (0.5)	98 (0.7)	69 (0.4)	213 (1.2)	330 (1.7)
外国法人	特許	1,388	1,464	1,641	2,701	3,434	3,854	4,494
	実用新案	13	7	12	15	6	7	6
	デザイン	47	49	34	26	26	26	41
	商標	1,475	1,405	1,648	2,377	1,687	1,975	2,016
	計	2,923 (34.4)	2,925 (32.0)	3,335 (30.9)	5,119 (35.8)	5,153 (33.3)	5,862 (33.3)	6,557 (34.8)
外国人	特許	12	18	24	79	82	91	94
	実用新案	3	1	3	-	1	2	-
	デザイン	-	1	-	2	2	1	2
	商標	21	20	44	61	47	70	56
	計	36 (0.4)	40 (0.4)	71 (0.7)	142 (1.0)	132 (0.8)	164 (0.9)	152 (0.8)
その他	特許	29	11	32	37	230	61	48
	実用新案	5	3	2	2	7	2	6
	デザイン	-	8	-	1	3	4	-
	商標	32	87	135	102	103	50	33
	計	66 (0.8)	109 (1.2)	169 (1.6)	142 (1.0)	343 (2.2)	117 (0.7)	87 (0.5)

*その他：国家、自治団体など、()内は構成比(%)

ハ. 自国民・外国人間の審判請求

2008年度の当事者系審判の請求件数は計4,267件であり、このうち自国民同士の審判請求件数は3,023件(70.8%)、自国民と外国人間の審判請求件数は1,112件(26.1%)、外国人同士の審判請求件数は132件(3.1%)である。

<表Ⅷ-5-4> 自国民・外国人間の権利別審判請求の状況

(単位：件)

区分		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
自国内	特許	377	421	509	651	790	939	1,026

	実用新案	632	552	539	474	481	457	445
	デザイン	395	436	410	319	396	420	495
	商標	713	939	1,066	1,163	1,233	1,256	1,057
	計	2,117	2,348	2,524	2,607	2,900	3,072	3,023
内外国	特許	52	60	89	87	90	101	107
	実用新案	4	-	1	1	-	3	8
	デザイン	-	3	2	3	7	2	6
	商標	241	183	210	242	185	240	217
	計	297	246	302	333	282	346	338
外内国	特許	37	35	4	20	18	35	43
	実用新案	12	2	5	4	6	5	3
	デザイン	33	36	14	9	24	10	17
	商標	360	363	480	534	685	684	711
	計	442	436	503	567	733	734	774
外外国	特許	8	5	13	19	6	5	7
	実用新案	-	-	-	-	-	-	-
	デザイン	-	-	-	-	-	-	1
	商標	100	113	77	127	109	126	124
	計	108	118	90	146	115	131	132

*内内国：請求人は自国民・被請求人も自国民

*内外国：請求人は自国民・被請求人は外国人

*外内国：請求人は外国人・被請求人は自国民

*外外国：請求人は外国人・被請求人も外国人

二. 国内企業・外国企業間の審判請求

2008年度の国内企業と外国企業間の審判請求件数は計620件であり、そのうち商標に対する審判請求件数が490件と79.0%を占めている。外国企業の審判請求は400件と64.5%を占め、国内企業が審判請求した220件（35.5%）より高いことがわかった。特許の場合、外国企業の審判請求が持続的に増加しており、これは韓国企業の技術水準が高くなり、外国企業の牽制が強くなっていることを意味する。

<表Ⅷ-5-5> 国内企業・外国企業間の審判請求の状況

(単位：件)

区分			2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
請求人	被請求人	権利別							

国内企業	外国企業	特許	46	50	81	85	88	73	70
		実用新案	5	1	2	1	-	-	8
		デザイン	-	2	-	1	6	-	5
		商標	171	115	131	126	107	147	137
		計	222	168	214	213	201	220	220
外国企業	国内企業	特許	9	10	2	16	14	55	37
		実用新案	6	1	2	6	5	5	3
		デザイン	1	11	6	3	11	2	7
		商標	201	163	226	258	281	300	353
		計	217	185	236	283	311	362	400

ホ. 中小企業・大企業間の審判請求

中小企業と大企業間の審判請求件数は2008年には計262件であり、前年に比べて12.4%増加した。過去5年間の権利別の審判請求件数を調べてみると、商標が65.5%、特許が21.3%、デザインが6.9%、実用新案が6.3%であり、中小企業と大企業間にも商標に関する争いが最も多いことがわかった。

<表Ⅷ-5-6> 中小企業・大企業間の審判請求状況

(単位：件)

権利別	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	27	27	18	47	44	70	63
実用新案	20	10	16	15	15	18	8
デザイン	9	20	14	25	14	7	18
商標	140	122	177	126	129	138	173
計	196	179	225	213	202	233	262

へ. 審判処理期間

審判処理期間は2008年末には特許・実用新案が5.9ヶ月、商標・デザインが5.6ヶ月で、全体的には5.7ヶ月を記録した。2007年末の5.9ヶ月であった処理期間に比べると0.2ヶ月短縮された。

＜表Ⅷ－5－7＞年度別の審判処理期間状況

(単位：月)

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許、実用	11.1	14.0	12.0	9.6	8.1	5.9	5.9
商標、デザイン	5.7	5.6	5.4	5.8	5.6	5.9	5.6
計	7.8	8.7	8.2	7.8	6.9	5.9	5.7

第2節 特許法院への訴え提起及び判決状況

特許審判院 訴務チーム 電算主事ベ・ヘジョン

1998年に特許法院の開院以降、特許審判院の審決に対して特許法院に提訴した比率が1999年26.0%から2008年18.8%に減少している。一方、審決取消率（特許法院の判決のうち、特許審判院の審決を取り消した比率）は2008年には23.4%であり、過去5年間の審決取消率25.1%に比べ多少減少した。提訴率が減少したのは、特許審判院の審決に対する全般的な受容率が高まったからであり、審決取消率が減少したのは、特許審判院が下す審決の正確度が高くなったからと考えられる。

＜表Ⅷ－5－8＞特許法院への提訴及び判決状況

(単位：件、%)

区分	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
審判処理	7,279	6,079	5,995	6,890	7,120	8,875	11,919	15,336	17,368	17,361
提訴可能審決	3,823	3,204	3,069	3,293	3,605	4,580	5,754	6,399	7,467	7,599
提訴	995	797	726	840	747	873	1,111	1,191	1,414	1,431
提訴率 (%)	26.0	24.9	23.7	25.5	20.7	19.1	19.3	18.6	18.9	18.8
判決件数	911	791	796	776	752	855	938	1,184	1,251	1,453
取消判決	235	188	217	236	206	219	246	328	293	340
取消率 (%)	25.8	23.8	27.3	30.4	27.4	25.6	26.2	27.7	23.4	23.4

第3節 大法院への上告提起及び宣告状況

特許審判院訴務チーム 電算主事 ベ・ヘジョン

特許法院の判決に満足せず、大法院に上告した比率は2008年には38.5%であり、過去5年間の上告率の39.2%に比べ、多少低いことが分かった。また、上告審で特許法院の判決を破棄した比率は2008年には10.9%であり、過去5年間の破棄率の10.8%と同じ水準であった。

＜表Ⅷ－5－9＞大法院への上告提起及び宣告状況

(単位：件、%)

区分	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
特許法院の判決	911	791	796	776	752	855	938	1,184	1,251	1,453	
上告	件数	316	393	355	308	300	363	366	416	523	559
	上告率 (%)	34.7	50.0	44.6	39.7	39.9	42.4	39.0	35.1	41.8	38.5
大法院の宣告	241	365	461	368	283	383	294	473	520	580	
破棄	件数	24	27	66	61	32	41	45	44	51	63
	上告率 (%)	10.0	7.4	14.3	16.6	11.3	10.7	14.9	9.3	9.8	10.9

付録

1. 歴代庁長
2. 機構定員及び予算状況
3. 特許庁所管の法令状況
4. 2008年の主な報道内容及び庁長の広報活動

付録

1. 歴代庁長

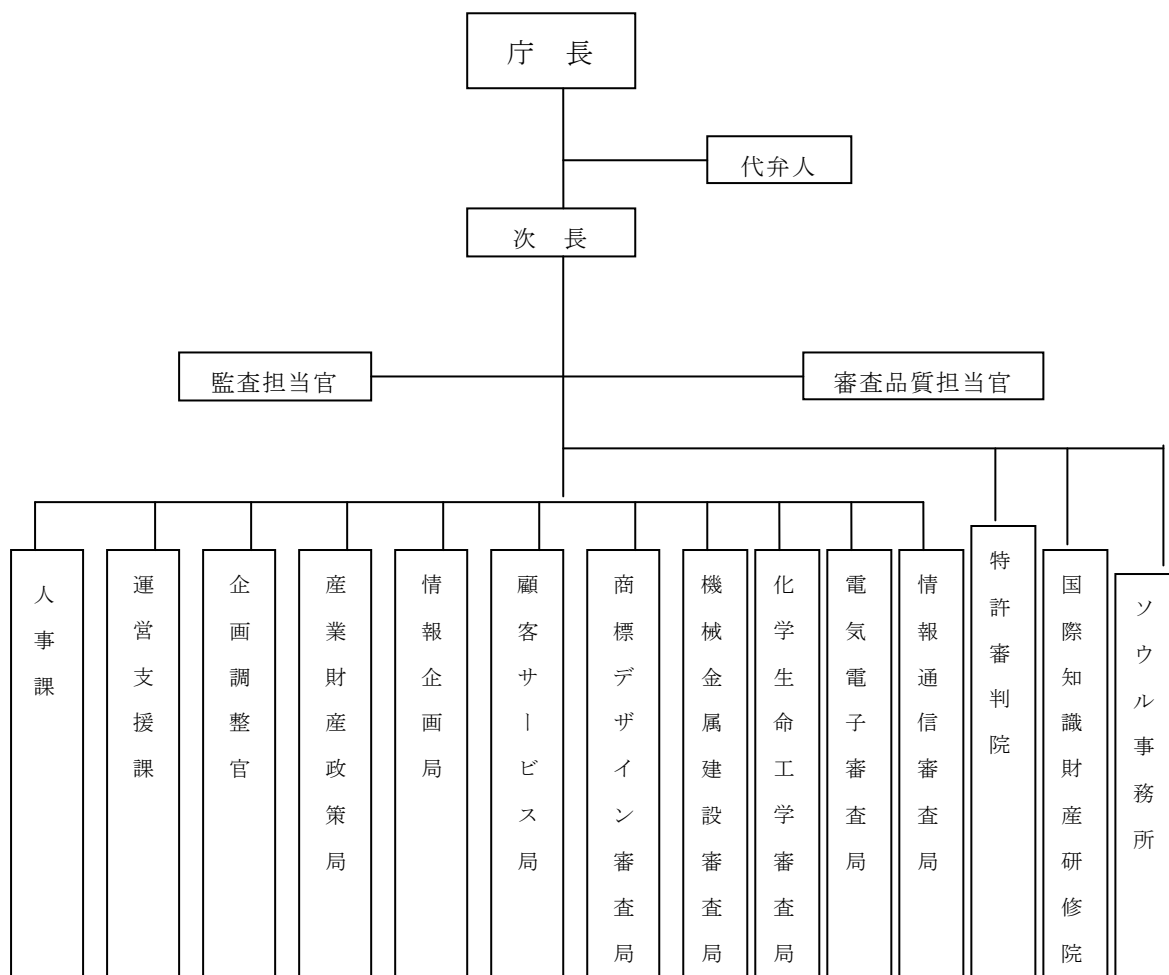
歴代	氏名	在任期間	任命前の経歴
初代	ペ・サンウク（裴相穢）	1977. 03. 12～1977. 12. 22	工業団地管理庁長
2代	アン・ヨンチョル（安永哲）	1977. 12. 23～1978. 12. 29	特許庁次長
3代	イ・サンソプ（李相燮）	1978. 12. 30～1982. 12. 17	商工部重工業次官補
4代	ホン・ソンザ（洪性佐）	1982. 12. 28～1985. 10. 18	商工部第1回官補
5代	チャ・スミョン（車秀明）	1985. 10. 19～1988. 03. 04	商工部第1回官補
6代	パク・ホンシク（朴洪植）	1988. 03. 05～1990. 03. 19	特許庁次長
7代	キム・チョルス（金喆壽）	1990. 03. 20～1991. 09. 18	商工部第1回官補
8代	キム・テジュン（金泰俊）	1991. 09. 20～1993. 03. 03	商工部第2回官補
9代	アン・グァング（安光谷）	1993. 03. 04～1995. 12. 25	商工部第2回官補
10代	ジョン・ヘジュ（鄭海澍）	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通商産業部次官補
11代	ハン・ドクス（韓惠洙）	1996. 12. 24～1997. 03. 06	通商産業部通商貿易室長
12代	チョイ・ホンゴン（崔弘建）	1997. 03. 07～1998. 03. 08	通商産業部企画管理室長
13代	キム・スドン（金守東）	1998. 03. 09～1999. 05. 25	特許庁次長
14代	オ・ガンヒョン（吳剛鉉）	1999. 05. 26～2000. 08. 10	産業資源部次官補
15代	イム・ネギユ（林來圭）	2000. 08. 11～2002. 02. 04	特許庁次長
16代	キム・グァンリム（金光琳）	2002. 02. 05～2003. 03. 02	国会予算決定委員会主席専門 委員
17代	ハ・ドンマン（河東萬）	2003. 03. 03～2004. 09. 02	国務調整室経済調整官
18代	キム・ゾンガプ（金鍾甲）	2004. 09. 03～2006. 01. 31	産業資源部次官補
19代	チョン・サンウ（全湘雨）	2006. 02. 01～	特許庁次長
20代	コ・ジョンシク（高廷植）	2008. 05. 01～	産業資源部 エネルギー支援政策本部長

2. 機構定員及び予算状況

イ. 機構

(2008年12月31日基準)

局(官)	課(チーム)	所属機関		
		審判院	研修院	事務所
1官8局	51課16チーム	1課1チーム	4課	3課



ロ. 定員

区分	庁長	高位公務員団	3・4級	4級	4・5級	5級	6級	7級	8級	研究	技能	計
本庁	1	10	12	40	163	782	143	44		1	83	1,279
所属機関		13	4	42	53	43	32	12	7		26	232
計	1	23	16	82	216	825	175	56	7	1	109	1,511

ハ. 予算の現況

1) 歳入（順計基準）

（単位：百万ウォン）

区分	2008 予算	2009 予算	増減	%
責任運営機関事業の収入	269,153	293,375	24,222	9.0
その他の収入	44,585	78,465	33,880	76.0
合計	313,738	372,042	58,304	18.6

2) 歳出

（単位：百万ウォン）

区分	2008 予算 (A)	2009 予算 (B)	増減 (B-A)	%
総計	317,964	374,675	56,711	17.8
順計（＝総計－アカウント間取引）	313,738	372,042	58,304	18.6
<損益アカウント>	313,738	371,840	58,102	18.5
□産業振興高度化	151,553	234,126	82,573	54.5
○審査・審判サービスの提供	37,541	38,763	1,222	3.3
○知的財産創出基盤の強化	38,299	55,297	16,998	44.4
○国内外知的財産権の保護	4,356	9,111	4,755	109.2
○知的財産行政の情報化	49,311	43,787	△5,524	△11.2

○知的財産権の活用促進	22,047	87,167	65,120	295.4
-------------	--------	--------	--------	-------

区分	2008 予算 (A)	2009 予算 (B)	増減 (B-A)	%
□産業・中小企業一般	162,185	137,714	△24,471	△15.1
○知的財産行政の総合支援	101,376	106,622	5,246	5.2
○会計間取引（前出金）	40,000	-	△40,000	순감
○会計基金間取引	6,583	8,459	1,876	28.5
○会計基金間取引（預託金）	10,000	20,000	10,000	100.0
○アカウント間取引	4,226	2,633	△1,593	△37.7
<資本アカウント>	4,226	2,835	△1,391	△32.9
□産業振興高度化	3,279	2,398	△881	△26.9
○審査・審判サービスの提供	1,485	880	△605	△40.8
○知的財産の創出・活用	21	21	-	-
○知的財産行政の情報化	1,773	1,497	△276	△15.6
□産業・中小企業一般	947	437	△510	△53.8
○知的財産行政の総合支援	947	437	△510	△53.8
※別途統計				
1. 人権費	83,337	87,180	3,843	4.6
2. 基本経費	13,716	13,707	△9	△0.1
3. 予備費	1,987	3,408	△1,421	△71.6

3. 特許庁所管の法令状況

法律(8)	大統領令(14)	附属令(12)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査政策課
	特許登録令	特許登録令施行規則	顧客サービス課
	公務員職務発明の処分、管理及び補償等に関する規定	公務員職務発明に処分、管理及び補償等に関する規定施行規則	産業財産振興課
	特許権の受容実施等に関する規定		
		特許料等の徴収規則	顧客サービス課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査政策課
	実用新案登録令	実用新案登録令施行規則	顧客サービス課
デザイン保護法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	商標デザイン審査政策課
	デザイン登録令	デザイン登録令施行規則	顧客サービス課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標デザイン審査政策課
	商標登録令	商標登録令施行規則	顧客サービス課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令		産業財産保護チーム
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	半導体設計財産チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課

4. 2008年の主な報道記事内容及び庁長の広報活動

イ. 新聞、放送の主要報道内容

日付	報道内容	報道メディア	担当部署
1. 2	私の気持ちが分かる携帯電話	デジタルタイムズ、中都日報など	通信審査チーム
1. 3	少額の偽造商品に対する申告も褒賞金を支給	デジタルタイムズ、ソウル経済など	産業財産保護チーム
1. 4	アトピーを予防する換気装置	メディカルトゥデー、連合ニュースなど	一般機械審査チーム
1. 8	膨らませた金属で自動車の安全を守る	連合ニュース、中都日報など	金属審査チーム
1. 9	国内 PDP 産業、特許までも減量経営？	デジタルタイムズ、韓国経済など	映像機器審査チーム
1. 10	社会の透明性を高める USN 技術	デジタルタイムズ、忠清トゥデーなど	ユビーキタス審査チーム
1. 11	医療診断関連技術の特許保護範囲の拡大	韓国経済、大田日報など	生命工学審査チーム
1. 14	韓米特許審査ハイウェー、1月28日からモデル実施	毎日経済、韓国経済など	特許審査支援チーム
1. 14	オーダーメイド型「中小企業の知的財産経営コンサルティング」を申込んでください	大田日報、ソウル経済など	産業財産経営支援チーム
1. 15	薬が進化している	デジタルタイムズ、中央日報など	情報審査チーム
1. 16	USBメモリーとハードディスクが「競争関係」から「共存関係」に	ソウル新聞、デジタルタイムズなど	情報審査チーム
1. 17	デジタルドアーロックのキーワードは「安全」	ニューシス、電子新聞など	電子審査チーム
1. 18	都市競争力の原動力である公的デザイン関連物品の出願が増加している	忠清トゥデー、連合ニュースなど	商標デザイン審査政策チーム
1. 21	LEDの光で農水産技術を変える	忠清日報、ニューシスなど	薬品化学審査チーム
1. 22	21世紀の製薬産業の錬金術、ナノリポソーム	ニューシス、連合ニュースなど	薬品化学審査チーム

1.23	これからの交通事故は携帯電話が責任を持つ	デジタルタイムズ、忠清トゥデーなど	ネットワーク審査チーム
1.24	予防医学時代の尖兵、診断キット	中都日報、デジタルタイムズなど	生命工学審査チーム
1.25	先進国レベルで知的財産権保護を強化	電子新聞、中央日報など	産業財産保護チーム
1.28	化粧品用品に特許化の風が吹く	ニューシス、連合ニュースなど	繊維生活用品審査チーム
1.29	地球温暖化と再生エネルギーの特許出願	デジタルタイムズ、ニューシスなど	精密機械審査チーム
1.30	海外出願費用の支援申請を、年中随時に改善	デジタルタイムズ、韓国経済など	産業財産振興チーム
1.31	GPS、RFID、移動通信技術と融合する無人料金徴収システム	連合ニュース、IT デイリーなど	電子審査チーム
1.31	特許庁「特許訴訟支援団」を2月1日から運営	電子新聞、毎日経済など	産業財産人材チーム
2.1	通信、放送、インターネットを一つのネットワークで「広帯域統合ネットワーク」	デジタルタイムズ、ニュースワイヤーなど	情報審査チーム
2.1	特許庁、海外特許技術も仲介する	デジタルタイムズ、ソウル経済など	産業財産振興チーム
2.4	新再生エネルギーのメッカ、高分子電解質燃料電池	忠清トゥデー、マネートゥデーなど	環境化学審査チーム
2.4	毎日、こんなことが起こってほしい	ニューシス、ニュースワイヤーなど	情報基盤チーム
2.5	太陽電池の主原料である値段の高いシリコン代替物質、ポリマー	デジタルタイムズ、ニューシスなど	電子素子審査チーム
2.11	優秀発明特許に年間500万ウォンまで評価費用を支援	毎日経済、韓国経済など	産業財産振興チーム
2.12	光の宝石 LED は変身中	韓国経済、忠清トゥデーなど	電子審査チーム
2.13	携帯型のデジタル複合機器の中に溶け込んだ特許技術	デジタルタイムズ、ニューシスなど	コンピューター審査チーム
2.14	オイル高、自動車の重さを減らし克服する	デジタルタイムズ、ニューシスなど	自動車審査チーム
2.15	OLED ディスプレー時代の礎石、Encapsulation	デジタルタイムズ、アジア経済など	ディスプレイ審査チーム
2.18	半導体 Flattening 工程材料は、現在、特許競争中	デジタルタイムズ、ニューシスなど	電子素子審査チーム
2.19	無電局ランプでオイル高の波を超える	韓国日報、忠清日報など	映像機器審査チーム

2.20	掘削機も今は環境親和を考える	ニュースワイヤー、 ニューシスなど	一般機械審査チ ーム
2.21	IPTVセットボックス市場競争が熾烈	デジタルタイムズ、 ニューシスなど	デジタル放送審 査チーム
2.22	これからは値段が安く品質が高いインタ ーネット電話で	デジタルタイムズ、 電子新聞など	ネットワーク審 査チーム
2.26	発明・特許の特殊高校関係者に対するワ ークショップ開催	忠清トゥデー、マネー トゥデーなど	産業財産人材チ ーム
2.27	特許庁、大田地域の特許創出及び事業化 推進	ソウル経済、デジタ ルタイムズなど	産業財産振興シ ーム
2.28	海外進出企業に対する特許訴訟費用の支 援拡大	韓国経済、ソウル経 済など	産業財産保護チ ーム
2.28	未来型の自然エネルギーである太陽熱	ニュースワイヤー、 デトニュース24な ど	原動機械審査チ ーム
2.29	偏光板保護フィルムの出願動向	デジタルタイムズ、 ニュースワイヤー など	有機化学審査チ ーム
3.3	特許庁、大企業と研究所の優秀特許発掘に 出る	ニュースワイヤー、 ニューシスなど	産業財産振興チ ーム
3.3	特許庁「'08年デザインマップ構築事業」 を開始	ニューシス、忠北日 報など	商標デザイン審 査政策チーム
3.4	知的財産権保護に関する特色のある広告 を探します	毎日経済、大田日報 など	産業財産保護チ ーム
3.4	韓国の国際商標出願増加率、世界4位	毎日経済、京卿新聞 など	国際商標審査チ ーム
3.5	特許管理アドバイザー派遣大企業の特許登 録率64.1%増加	デジタルタイムズ、 ニューシスなど	産業財産政策チ ーム
3.6	特許庁、「知的財産経営により安心して 企業を営む」を出版	デジタルタイムズ、 ソウル経済など	産業財産経営支 援チーム
3.7	特許庁 e-ランニングコンテンツ、国際的 なブランドに跳躍	デジタルタイムズ、 ニューシスなど	情報協力チーム
3.7	地自体公務員の知財権に関する保護能力 強化のためのワークショップ	ニュースワイヤー、 忠清日報	産業財産保護チ ーム
3.10	手先の感覚を模倣する時代がやってくる	デジタルタイムズ、 ニューシスなど	精密機械審査課
3.11	造船技術、国内の特許出願が急増	忠清トゥデー、忠北日 報など	運搬機械審査課
3.12	特許庁、慶尚大企業と大企業の知的財産能力 強化のための業務協力を提携	アジアトゥデー、オ ラニュースなど	産業財産政策課

3.13	索漠としたコンクリートにもグリーン環境の風が	ニューシス、アジアトゥデーなど	無機化学審査課
3.14	「ストレスを吹き飛ばせ」と関連ある業種の商標出願が目立つ	大田日報、忠北日報など	サービス票審査課
3.18	世界10位レベルの知財権保護国達成のために努力	デジタルタイムズ、忠北日報など	産業財産保護チーム
3.19	特許庁、移転希望の優秀特許技術調査	電子新聞、韓国経済など	産業財産振興課
3.20	金融商品にもブランドがある	租税日報、忠北日報など	サービス票審査課
3.21	知能型ロボットが可能な物体認識技術	ヘラルド経済、中都日報など	制御機械審査チーム
3.24	知能型高画質に向けたディスプレイの戦い	デジタルタイムズ、ニューシスなど	映像機器審査課
3.24	知的財産協力のワークショップ開催、31社が参加	大田日報、オラニュースなど	産業財産人材課
3.25	中小企業の特許実務者に対する無料教育を実施	大徳ネット、アジアトゥデーなど	情報管理課
3.26	消費者に健康を、養蜂農家には活力を与えるプロポリス	ニューシス、大田日報など	食品生物資源審査課
3.27	成長有望品目、光触媒	連合ニュース（インターネット）	金属審査チーム
3.28	液晶表示装置産業の成長によりブラックマトリックス樹脂の特許出願が急増	連合ニュース、忠北日報など	精密化学審査課
4.1	冷蔵庫にもウェルビングがはやる	大田日報、ニューシスなど	空調機械審査課
4.2	枕の製品にも特許の熱風が	韓国日報、ニューシスなど	繊維生活用品審査課
4.3	健康、U-ヘルスケアで守る	大田日報、デジタルタイムズなど	電子商取引審査チーム
4.4	やせる薬も天然物の利用が活発	ソウル経済、忠北日報など	薬品化学審査課
4.7	特許技術賞に挑戦してください	忠北日報、大田日報など	特許審査支援課
4.8	PC工法で建物を早く綺麗に	忠北日報、大田日報など	建設技術審査課
4.10	温室ガス減縮から燃料電池の寿命向上まで	ニューシス、メディアカルトゥデーなど	環境化学審査チーム
4.11	エネルギー節約型 LCD 用光学フィルムの開発が活気づく	電子新聞、シティージャーナルなど	ディスプレイ審査チーム
4.14	特許庁、「第9回大韓民国半導体設計展」の開催	ソウル経済、デジタルタイムズなど	半導体設計財産チーム

4.15	地自体のお祭り、ブランド化が活発	忠清トゥデー、ヘルルド経済など	サービス票審査課
4.16	営農分野の孫の手	連合ニュース（インターネット）	制御機械審査チーム
4.17	私が創作したデザインも出願前の公開に注意	忠北日報、韓国経済など	デザイン1審査課
4.18	次世代フラッシュメモリーは抵抗性メモリー	デジタルタイムズ、大田日報など	情報審査チーム
4.18	韓国の伝統知識、世界的に保護できる道が開く	中央日報、電子新聞など	特許審査支援課
4.22	特許庁、高麗大學と知的財産の人材養成のための業務協約（MOU）締結	忠北日報、アジア経済など	情報企画課
4.22	特許手数料、信用カードで24時間迅速かつ簡単に納付	中央日報、ソウル経済など	顧客サービス課
4.23	PCBの進化、これからはエムベテット	デジタルタイムズ、忠北日報など	電子審査課
4.24	知的財産権情報について何でも聞いてください	ニューシス、連合ニュースなど	情報管理課
4.25	夢を探す発明探求旅行	連合ニュース、ニューシスなど	知的財産教育課
4.28	企業などニーズ中心の知的財産人材養成の推進	毎日経済、ファイナンシャルニュースなど	産業財産人材課
4.29	知能型ホームネットワーク時代を早めるZigBee	デジタルタイムズ、大田日報など	デジタル放送審査チーム
4.30	特許技術事業化に4,617億ウォンを支援	毎日経済、電子新聞など	産業財産振興課
5.1	5月の発明の日、全国で多様なイベントの開催	忠北日報、デジタルタイムズなど	産業財産振興課
5.2	全世界の女性発明アイデアがソウルに集結	毎日経済、電子新聞など	産業財産振興課
5.2	第20代、高延植特許庁長の就任式	デジタルタイムズ、大田日報など	代弁人
5.7	家族と共に発明品を作ってみよう	韓国日報、デジタルタイムズなど	知的財産教育課
5.8	特許庁、特許及び商標国際出願説明会の開催	連合ニュース、忠北日報など	国際出願課
5.9	ブランドで一番好まれる用語は「グリーン」	京卿新聞、朝鮮日報など	商標2審査課
5.9	特許庁、大学生の広告公募展の授賞	中都日報、忠北日報など	産業財産保護チーム

5.13	特許審判院、開院10周年記念セミナーの開催	忠清トゥデー、ニューシスなど	審判政策課
5.14	女性の商標出願、10年前に比べ179%増加	毎日経済、ソウル経済など	商標3審査チーム
5.15	特許庁のe-ランニングコンテンツ、容易で簡単に学習	電子新聞、忠北日報など	情報協力チーム
5.16	特許庁、「RFID/USN技術と特許セミナー」の開催	デジタルタイムズ、ソウル経済など	ユビキータス審査チーム
5.19	第43回の発明の日、発明有功者79名を褒賞	韓国経済、朝鮮日報など	産業財産振興課
5.20	ワイブローコア技術であるOFDMA特許、三星とクオルカムが支配する	電子新聞、デジタルタイムズ	ネットワーク審査チーム
5.21	第5回国家R&D IPフォーラムの開催	ソウル経済、デジタルタイムズなど	産業財産政策課
5.22	先端産業のビタミン「稀有金属」	ハンギョレ新聞、忠北日報など	金属審査課
5.23	ナノ(Nano)技術と共にする電子素子及び光素子	連合ニュース(インターネット)	電子素子審査課
5.23	特許庁、2008 特許技術移転商談会の開催	デジタルタイムズ、毎日経済など	産業財産振興課
5.27	アクセサリーにも自然の風が	ソウル経済、大田日報など	商標デザイン審査支援課
5.28	知的財産サービス市場の先進化のために民間協議体を構成	韓国経済、ソウル経済など	産業財産政策課
5.29	米国特許登録のためのハイウェイの開通	デジタルタイムズ、大田日報など	国際協力課、特許審査支援課
5.30	太陽光の遮断からインテリア機能まで	連合ニュース、忠北日報など	建設技術審査課
6.2	皮膚、自然のもので管理する	大田日報、忠北日報など	薬品化学審査課
6.3	椎茸の中の宝であるβ-glucan、現代病を制圧する	中都日報、忠北日報など	生命工学審査課
6.4	国内外の知的財産権保護、ホームページ一つでOK	ソウル経済、ニューシスなど	産業財産保護チーム
6.4	太陽の光を家の中へ	ニューシス、メディアカルトゥデーなど	精密化学審査課
6.5	企業の特許最高経営者、業界で意見を述べる	デジタルタイムズ、ソウル経済など	産業財産人材課
6.9	開発途上国から知財権教育の要請が相次ぐ	プライム経済、忠北日報など	企画総括課

6.10	「メイドインチャイナ」から「チャイナブランド」に	朝鮮日報、ソウル新聞など	商標1審査課
6.11	特許顧客コールセンターの利用顧客が300万名を突破	忠清トゥデー、ニューシスなど	顧客サービス課
6.11	中小企業の現場の声を聞く	電子新聞、忠北日報など	半導体審査課
6.12	韓とデンマーク間の特許ハイウェイ開通	電子新聞、デジタルタイムズなど	国際協力課
6.13	携帯電話、身体の一部	デジタルタイムズ、ヘラルド経済など	通信審査課
6.17	ウェルビングの波に乗って換気設備の出願が増加	韓国経済、ヘラルド経済など	空調機械審査課
6.18	米日ヨーロッパレベルの高品質特許審査政策を推進	中央日報、ソウル経済など	企画財政担当官、特許審査政策課
6.19	他人が特許と商標権を移転しようとした時に即く確認できる	ソウル経済、韓国経済など	顧客サービス課
6.19	チェ・ピョンラク新任特許庁次長	ソウル新聞、朝鮮日報など	人事課
6.20	特許審判院、ソウルでも口頭心理を開催	デジタルタイムズ、ニューシスなど	審判政策課
6.23	特許ネットシステム、中央アジアを攻略する	電子新聞、ソウル経済など	情報協力チーム
6.23	顧客が望むところなら、どこへでも行く	ニューシス（インターネット）	知的人材開発課
6.24	10月から米国と審査情報を相互交換することに合意	デジタルタイムズ、電子新聞など	情報協力チーム
6.25	顧客は、望む時期に、高品質の特許審査を希望する	忠北日報、プライム経済など	特許審査支援課
6.26	新・再生エネルギー関連の特許、燃料電池が主導	デジタルタイムズ、電子新聞など	環境化学審査チーム
6.27	ハンラ空調(株)の軸流ファン、特許技術賞の最高賞に	中央日報、大田日報など	特許審査支援課
6.30	研究記録、これからはe-研究ノートで解決する	デジタルタイムズ、毎日経済など	情報企画課
6.30	‘08不正競争防止業務の功をたてた地自公務員に表彰状を授与	連合ニュース、忠北日報など	産業財産保護チーム
7.1	国民の特許情報検索システム（KIPRIS）を大幅に改善	ソウル経済、大田日報など	情報企画課

7.1	特許行政の進化、通知書の自動発送処理	忠清トゥデー、大田日報など	情報開発課
7.2	マドリッドシステムを利用した外国商標がよってくる	忠北日報、メディカルトゥデーなど	国際商標審査チーム
7.3	2007 韓国の特許動向	毎日経済、電子新聞など	情報企画課
7.4	検索が進化している	デジタルタイムズ、ニューシスなど	映像機器審査課
7.7	進化する電子地図	電子新聞、韓国経済など	電子商取引審査チーム
7.8	親と一緒に楽しい発明体験旅行	ソウル経済、大田日報など	知的財産教育課
7.9	葬式文化も特許時代	忠北日報、中都日報など	無機化学審査課
7.10	「生ごみ処理機」にも特許競争	ソウル経済、忠北日報など	一般機械審査課
7.11	石鹼、自然の泡を含む	忠清トゥデー、忠北日報など	薬品化学審査課
7.15	オイル高時代、自転車族が増え「自転車の保管台」のデザイン出願が大幅に増加	韓国日報、韓国経済など	デザイン2審査チーム
7.16	機能性の靴下	忠北日報、ニューシスなど	生命工学審査課
7.17	知的財産経営の優秀中小企業に民間専門家を派遣	韓国経済、デジタルタイムズなど	産業財産経営支援チーム
7.18	染料で電気をつくる、染料感応の太陽電池	中都日報、ニューシスなど	電子素子審査課
7.18	ベトナムの公務員、暑いのが好き	連合ニュース、中北日報	企画総括課
7.21	韓国型プロセッサ (Core-A) の誕生	韓国経済、ソウル経済など	半導体設計財産チーム
7.21	企業が望む「オーダーメイド特許技術」を探してあげる	デジタルタイムズ、忠北日報など	産業財産振興課
7.22	特許庁、オーダーメイド型特許分析の実務教育を実施	韓国経済、毎日経済など	情報企画課
7.23	特許庁、知的財産権保護に関するオンラインイベントを実施	中都日報、毎日経済など	産業財産振興チーム
7.24	商標出願の中で最も多いのは「食べ物の商標」	大田日報、ソウル新聞など	サービス票審査課
7.25	未来の自動車は水素自動車	ニューシス、中都日報など	電気審査課

7.29	2008年上半期の知的財産権動向	ファイナンシャル ニュース、電子新聞 など	情報企画課
7.30	冷却帽子で涼しい夏を	中都日報、メディカ ルトゥデーなど	繊維生活用品審 査課
7.30	オイル高時代の「節約型の信号灯」が大 統領賞の栄光に - 第21回の大韓国民学生 発明展示会	MBN、KBS など	産業財産人材課
7.31	愛しているなら守ってあげてください 伴侶動物保護関連の特許動向	ニューシス、メディ カルトゥデーなど	電子商取引審査 チーム
8.1	海洋生態系を守れ	韓国経済、連合ニュー ースなど	環境化学審査チ ーム
8.4	特許審査サービス、オーストラリアへ輸 出	デジタルタイムズ、 ソウル経済など	国際協力課
8.5	産業財産権分野も女性の役割が増加	ソウル新聞、ファイ ナンシャルニュー ースなど	出願サービス課
8.6	「自転車」にも新技術の風が	ソウル経済、中都日 報など	運搬機械審査課
8.7	21世紀の星占い、GPS	デジタルタイムズ、 電子新聞など	電子審査課
8.8	発明・特許の特殊高校の先生を「発明特 許の伝道師」につくる	ソウル経済、デジタ ルタイムズなど	知的財産教育課
8.11	風力発電、特許出願の風が吹く	電子新聞、ソウル経 済など	原動機械審査課
8.12	製品化の時にローヤルティーをあげるデ ザイン公募展を開催	ソウル経済、大田日 報など	商標デザイン審 査政策課
8.13	顧客感動機関として生まれ変わる特許庁 ソウル事務所	アジア経済、ニュー シスなど	ソウル事務所
8.14	「頭脳」を争う青少年オリンピックの 幕が上がった	大田日報、ソウル経 済など	産業財産人材課
8.15	韓国の土地「独島」の商標出願にも関心 が高い	忠清トゥデー、ソウ ル経済など	商標1審査課
8.19	包装食品の新鮮度、新鮮度を表示ラベル で確認してください	忠北日報、マネート ゥデーなど	生命工学審査課
8.20	「モアール技術」関連の特許出願が急増	デジタルタイムズ、 電子新聞など	精密機械審査課
8.21	フラッシュメモリー基盤 SSD、次世代の 貯蔵装置となるのか？	デジタルタイムズ、 中都日報など	情報審査課
8.22	発明金メダルで賞金と、海外研修まで －大学発明大会－	デジタルタイムズ、 朝鮮日報など	産業財産人材課

8.22	特許庁、ガン闘病の同僚を助けるキャンペーン実施	忠清トゥデー、ソウル新聞など	運営支援課
8.25	特許庁、海外知財権非侵害実態調査の結果発表	朝鮮日報、デジタルタイムズなど	産業財産保護チーム
8.26	先端技術を利用した複合技術が時代的トレンド	ソウル経済、デジタルタイムズなど	電子素子審査課
8.26	国家 R&D 事業に特許戦略専門家を派遣	連合ニュース、忠北日報など	産業財産政策課
8.27	手先を通じた情報の流れ	デジタルタイムズ、ニューシスなど	ディスプレイ審査チーム
8.28	韓国知的財産協議会、知的財産分野における民間外交のスタート	ソウル経済、ニューシスなど	産業財産人材課
8.29	商標出願時に指定商品の包括名称認定制度を導入	電子新聞、ヘラルド経済など	商標デザイン審査支援課
8.29	「公的部門成果管理の課題と見通し」のカンファレンス開催	連合ニュース、ニューシスなど	成果管理チーム
9.1	特許庁、移転希望の優秀特許技術調査	デジタルタイムズ、電子新聞など	産業財産振興課
9.2	IT分野の特許訴訟の割合が大幅に増えた	電子新聞、デジタルタイムズなど	ネットワーク審査チーム
9.3	特許庁、顧客の便宜増進のための規制改革を積極的に推進	アジア経済、韓国経済など	規制改革法務担当官
9.4	仕事と生活の均衡のための家族親和プログラム運営	忠北日報、連合ニュースなど	創意革新担当官
9.5	浮上する旅行手段、キャンピングカー	ニューシス、忠北日報など	自動車審査課
9.9	企業の先端技術分野の特許戦略を大学でつくる	ソウル経済、電子新聞など	産業財産人材課 開放核心 TF チーム
9.10	チョコレートの新しい道	大田日報、京卿新聞など	食品生物資源審査課
9.10	2008年の大韓民国発明コンテンツ公募展の開催	ニューシス、電子新聞など	教授課
9.10	特許庁、優秀商標に認証マークを付与	ソウル経済、デジタルタイムズなど	商標デザイン政策課
9.11	中秋（秋夕）の法事用品の「韓国語商標」出願が急増	忠清トゥデー、大田日報など	商標デザイン審査支援課
9.12	特許のクリスタルが溢れ出る	ニューシス、メディアカルトゥデーなど	有機化学審査課

9.17	ユビキタスのコア技術、RFID 特許の出願が急増	デジタルタイムズ、電子新聞など	ユビキタス審査チーム
9.18	特許を通じてみた鉄道車両技術	デジタルタイムズ、大田日報など	運搬機械審査課
9.19	特許審判の品質がよくなっている	ソウル経済、デジタルタイムズなど	審判4部
9.20	高延埴特許庁長、第45回世界知的所有権機関の総会に参加	ソウル経済、ファイナンシャルなど	国際機構チーム
9.23	成熟した世界国家である韓国、知財権コミュニティを包容	デジタルタイムズ、ニューシスなど	国際機構チーム
9.24	インド、南アフリカ共和国、チリでは特許、商標の保護はどうするのか？	ソウル経済、連合ニュース	産業財産保護チーム
9.25	韓国の特許技術、米国で迅速に強く保護される	東亜日報、ソウル経済など	国際協力課
9.25	国有特許、無償で使用してください	忠清トゥデー、デジタルタイムズなど	産業財産振興課
9.26	デザイン大學に、デザイン保護戦略に関する教育サービスを提供	ソウル経済、ニューシスなど	教授課
9.27	世界5大特許強国が韓国に集まる	デジタルタイムズ、忠清日報など	国際協力課
9.29	2008特許技術移転及び事業化成功事例の発表会開催	デジタルタイムズ、忠北日報など	産業財産振興課
9.30	洗濯機に吹く進化の風	ニューシス、アジア経済など	電気審査課
10.1	安全注射器の義務使用に備え技術開発に出るべき時だ	忠北日報、アジア経済など	生命工学審査課
10.1	特許審査時期を特許出願人が選択	電子新聞、ファイナンシャルなど	生命工学審査課
10.7	米国特許庁と優先権証明書類のオンライン交換サービス開始	デジタルタイムズ、電子新聞など	情報協力チーム
10.8	幸せな世界を一緒に作りましょう	連合ニュース（インターネット）	創意発明教育課
10.8	顧客が直接体験する特許行政	ソウル経済、アジア経済など	顧客サービス課
10.9	こんなハングル（韓国文字）を見たことがありますか？	大田日報、毎日経済など	デザイン1審査課
10.14	大企業の商標出願増加が目立つ	デジタルタイムズ、電子新聞など	商標2審査課
10.14	韓 - アセアン FTA、「会員国対象の知財権研修」の実を結んだ	ニューシス、連合ニュース	教育企画課
10.15	韓国の牛、優秀ブランドとして生まれ変わる	京卿新聞、ソウル経済など	商標1審査課

10.16	特許庁、来年から「強い特許」で低炭素グリーン成長を牽引	電子新聞、デジタルタイムズなど	企画財政担当官
10.21	特許庁の国際知的財産研修院、光州市教育庁と業務協約の提携	電子新聞、アジア経済など	教授課
10.21	2008 女性発明大会	東亜日報、デジタルタイムズなど	産業財産振興課
10.21	特許庁、初の女性人事係長の誕生	電子新聞、ソウル新聞など	人事課
10.22	100万戸のグリーンホーム事業、特許で先に進もう	電子新聞、デジタルタイムズなど	建設技術審査課
10.22	大企業と中小企業、IP 経営のノウハウを共有する	ニューシス、連合ニュース、アジア経済	産業財産人材課
10.23	医療機器分野の標準特許獲得競争が熾烈になる見通し	アジア経済、デジタルタイムズなど	複合技術審査3チーム
10.24	生活の中のリサイクルとして定着した廃タイヤ	中都日報、アジア経済など	精密化学審査課
10.27	特許審査の国際共助のための「G5」が浮上	東亜日報、韓国経済など	国際協力課
10.28	BM 特許、10年の変化を一目で把握	ソウル経済、ニューシスなど	電子商取引審査課
10.29	特許審査、国際共助の未来構想が出た	アジア経済、デジタルタイムズなど	国際協力課
10.30	特許審判、顧客が望む時期に迅速に解決	大田日報、ニューシスなど	審判政策課
10.30	特許庁、国家機関において初めてデータ品質管理大賞を受賞	電子新聞、毎日経済など	情報管理課
10.30	特許庁、25万ドル規模の知的サービスを輸出	電子新聞、デジタルタイムズなど	審査支援課
10.31	国際特許紛争に備えた戦略的対応策を模索	忠北日報、電子新聞など	半導体審査課
11.3	新成長動力、ディスプレイ分野の技術を売ります	韓国経済、毎日経済など	産業財産振興課
11.4	特許庁、第2期中央責任運営機関として旗揚げして6ヶ月目を迎える	電子新聞、連合ニュース	企画財政担当官
11.5	海外特許、これからは行政進行情報も手軽に確認できます	電子新聞、ファイナンシャルニュースなど	情報企画課
11.6	ガス事故にかかわる予防特許、IT と関連づける	ニューシス、ニュースイヤーなど	一般機械審査課
11.7	消防関連の特許出願に火がついた	大田日報、忠清トゥデーなど	原動機械審査課

11.10	2008年 第3四半期の知的財産権動向	デジタルタイムズ、大田日報など	情報企画課
11.11	グローバル先進特許情報「一目で」	デジタルタイムズ、ソウル経済など	情報協力チーム
11.12	韓国特許、次世代移動通信の国際標準から疎外されるのか？	電子新聞、ソウル新聞など	ネットワーク審査チーム
11.12	中国の知財権対策、一回のクリックで解決	デジタルタイムズ、ニューシスなど	産業財産保護チーム
11.13	特許庁、グリーンオーシャン基盤技術の確保戦略討論会の開催	電子新聞、デジタルタイムズなど	環境エネルギー審査課
11.14	多国籍製薬会社と国内製薬会社との間で熾烈な特許紛争が過熱している	電子新聞、デジタルタイムズなど	審判6部
11.17	地自体別の偽造商品取締り実績を公開	デジタルタイムズ、大田日報など	産業財産保護チーム
11.18	韓国企業の海外知的財産権保護のネットワークが浮上 (KOTRA-特許庁 MOU)	電子新聞、デジタルタイムズなど	産業財産保護チーム
11.19	顧客便宜のために登録制度を改善する	デジタルタイムズ、ソウル新聞など	顧客サービス課
11.20	アジア太平洋地域の特許情報活用人材を養成する(APEC)	電子新聞、アジア経済など	情報協力チーム
11.21	加湿器の細菌の心配はもうおしまい	アジア経済、ニューシスなど	空調機械審査課
11.21	特許出願、オンラインで接続してください	毎日経済、アジア経済など	情報開発課
11.24	世界の特許文書作成機市場のブルーオーシャン、韓国特許庁が先占	デジタルタイムズ、大田日報など	情報開発課
11.25	特許庁、今年の発明奨学生315名を選抜	忠清トゥデー 中都日報など	創意発明教育課
11.25	特許庁、企業にフレンド的な特許争訟制度の発展方策を模索する	ニューシス、連合ニュース	審判政策課
11.26	種子戦争時代、特許で武装する	ソウル新聞、忠北日報など	食品生物支援審査課
11.26	発明コンテンツ公募展の大賞にチョン・ジョンファン、ラ・ジョンミン君が選定	デジタルタイムズ、朝鮮日報など	教授課
11.27	特許管理のパラダイムが変化している	デジタルタイムズ、忠北日報など	デジタル放送審査チーム
11.28	特許庁、特許書類提出に係るウェブサービスを拡大	大田日報、毎日経済など	情報開発課
12.2	車泥棒、もう休む時期がきました。	デジタルタイムズ、中央日報など	自動車審査課

12.3	PCB と光通信の出会い	電子新聞、デジタルタイムズ	電子審査課
12.4	産業財産権譲渡時の印紙税は現金で納付	大田日報、アジア経済など	登録サービス課
12.5	消滅される物質特許、戦略的な活用策は？	デジタルタイムズ、電子新聞など	化学素材審査課
12.5	2008大韓民国発明特許、商標、デザイン展及びソウル国際発明展が11日に開幕	デイリアン、ニューシスなど	産業財産振興課
12.8	半導体設計展の大統領賞、ETRI のオム・ナクウン、グ・ボンテ、金・ソンドチームが受賞	デジタルタイムズ、忠清トゥデーなど	半導体設計財産チーム
12.8	職務発明制度を分かりやすく表現できる若者を探しています	ニューシス、アジア経済など	産業財産振興課
12.9	特許庁－貿易協会の主催でデザイン権公募展受賞作を発表	ヘラルド経済、毎日経済など	商標デザイン審査政策課
12.10	特許庁、優秀商標大賞の受賞作を発表	京卿新聞、忠清トゥデーなど	商標デザイン審査政策課
12.10	特許庁、韓国型プロセッサ（core-A）説明会を開催	デジタルタイムズ、アジア経済など	半導体設計財産チーム
12.11	2008 発明特許展示会の受賞者を発表	朝鮮日報、毎日経済など	産業財産振興課
12.12	2008 発明特許展示会の開幕	韓国経済、電子新聞など	産業財産振興課
12.12	韓国型特許検索システム、海外進出へと足を踏み出す	デジタルタイムズ、大田日報など	情報協力チーム
12.16	遊びながら創意力を高める	大田日報、ヘラルド経済など	創意発明教育課
12.17	今年のマドリード国際商標出願、減少となった	デジタルタイムズ、毎日経済など	国際商標審査チーム
12.17	LG 電子(株)、特許技術賞の最高賞の栄誉をになう	デジタルタイムズ、中央日報など	特許審査支援課
12.17	韓国人最初の WIPO 総会議長職を遂行	デジタルタイムズ、ソウル経済など	国際機構チーム
12.18	IT がスマート繊維に出会った時	電子新聞、デジタルタイムズなど	繊維生活用品審査課
12.19	歩行者の膝、もう心配いらぬ	ニューswire、メディカルトゥデーなど	建設技術審査課
12.23	特許庁と中小企業庁、業務協約を締結	ソウル経済、デジタルタイムズなど	出願サービス課
12.23	世界最初の「特許出願遠隔相談システム」の構築	電子新聞、デジタルタイムズなど	出願サービス課

12. 24	特許庁、オンライン特許情報サービスを拡大施行	デジタルタイムズ、大徳ネットニュースなど	情報開発課
12. 26	早期教育の熱気、幼児感覚教材の特許出願へと続く	ファイナンシャルニュース、忠清トゥデーなど	複合技術審査2チーム
12. 29	情報管理強化など、活用中心のエンタープライズアーキテクチャー（EA）構築	デジタルタイムズ、ニューシスなど	情報企画課
12. 30	経済危機克服支援のために商標制度の改善を推進	毎日経済、デジタルタイムズなど	商標デザイン審査政策課
12. 30	国際特許出願、これからは韓国語でできる	大田日報、ニューシスなど	情報協力チーム
12. 31	企業の質を中心とする特許活動が活発	連合ニュース	産業財産政策課
12. 31	経済危機克服のために顧客オーダーメイド型の手数料体系を構築	メディカルトゥデー、アジア経済など	顧客サービス課

ロ．庁長のメディアインタビュー及び対談

日時	メディア	場所	内容
5. 19	MBN	ソウル COEX	大韓民国発明王、「発明は努力と根気」
5. 19	YTN サイエンス TV	ソウル COEX	今日は発明の日
6. 4	MBN	The Ritz-Carlton Hotel Seoul	国内企業 67 社、「特許権は我々が守る」
6. 18	YTN	大田庁舎記者室	オーダーメイド型、高品質特許審査の導入
6. 18	ソウル経済	大田庁舎記者室	特許審査、量より質を中心に
7. 7	ソウル経済	執務室	特許情報分析、R&D 課題発掘に主力
7. 11	中央日報	執務室	特許をたくさん出しても仕方がない、金になる特許を出さないと。
7. 22	MBN	The Ritz-Carlton Hotel Seoul	システム半導体、韓国国産技術で勝負する。
7. 23	Its tv	The Ritz-Carlton Hotel Seoul	韓国型エンペデットプロセス技術の開発
7. 31	Its tv	ソウル COEX	生活の中の便利、アイデア発明品
8. 1	YTN サイエンス TV	ソウル COEX	学生の奇抜なアイデア大会

8.13	MBN	スタジオ	高延植特許庁長から聞く。
9.1	発明する人達	執務室	品質中心の特許審査と知的財産権中心の技術獲得の推進
9.25	連合ニュース	ジェネバインターコンチネンタルホテル	高延植特許庁長「進むべき道は長い」
10.27	東亜日報	執務室	韓・米・日・中・EU、特許ハイウェイでつなぐ。
10.29	デジタルタイムズ	済州ヘビッチホテル	「高品質特許」で韓国知財権の競争力を高める。
11.1	Managing IP	執務室	Plans to improve patent examination quality
11.4	電子新聞	執務室	もはや審査品質が知財権の能力を左右
11.6	アジア経済	執務室	韓国の知財権、国際秩序再編のハブとなる。
11.6	アジア経済	執務室	特許庁でアルバイトした学生が30年後、司令官に
11.13	YTN	スタジオ	特許ハイウェイをつくる。
11.17	デジタルタイムズ	執務室	世界で認められる「強い高品質特許」の創出
12.24	韓国日報	執務室	マジックカードで会議の雰囲気をよくする。

ハ. 庁長寄稿

日時	メディア	内容
2.18	デジタルタイムズ	特許審判の期間短縮と産業競争力
7.20	韓国日報	「強い特許」、これからは量より質で
8.29	電子新聞	知財権中心の技術獲得戦略
9.11	毎日経済	大學の特許教育が必要だ。
10.23	ソウル経済	特許戦争で生き残る
10.29	ヘラルド経済	特許は、成熟した世界各国の土台
12.27	韓国日報	グリーンデザインで勝負する。

知的財産白書²⁰⁰⁹

発行日 : 2009年4月

発行人 : 高 廷 植

発行所 : 特 許 庁

〒302-701

大田広域市西区ソンサ路139番地

(政府大田庁舎4棟)

※2009知的財産白書に関する疑問等がありましたら、企画財政担当官（042-481-8616）までにお問い合わせ下さい。

また、本白書は特許庁ホームページ（資料室→刊行物）に掲載されております。